えびの地震の記録

宮崎県

えびの地震の記録

南九州を中心に地震

えびの町震度5以上

肥薩線など一部区間が不通

【宮崎、鹿児島】二十一日午前八時五十一分と午後四時五分の二回、九州南部で、かなり強い地震があった。宮崎、[illegible]震の震源地とみている宮崎、鹿児島、熊本三県の県境[illegible]がもっともひどく、熊本県人吉市では震度5の強震。とくに震源地に近い宮崎県西諸県郡えびの町一帯は午前[illegible]から地震が続発、[illegible]四時五分のは震度5以上、[illegible]人体に感じるものだけで二千回以上[illegible]。（9、15面に関連記事、写真）

66戸全半壊 宮崎県

宮崎地方気象台の話では、この付近一帯は霧島火山帯の一部で、昔から地震の起りやすいところ。二十一日の地震については「これまでのものと同系の地震でなく新たに地震帯が動いたとみた方がいいだろう。これからも散発的に起こると予想されるため、十分警戒してほしい」といっている。

えびの町と[illegible]ブロックべいが倒れ、道路がきれつ[illegible]などの被害が続出。[illegible]女性がショック死。えびの町では[illegible]人が負傷した。[illegible]のか、[illegible]

[illegible]この日未明の[illegible]が[illegible]された。

[illegible]

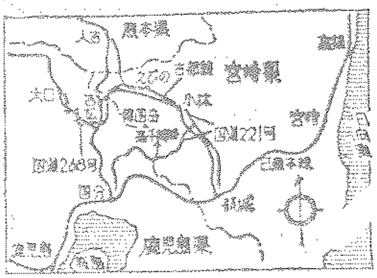

各地の震度

各地の震度は次の通り。（福岡管区気象台調べ）

【午前八時五十一分】人吉5▽宮崎、延岡、阿久根、鹿屋3▽鹿児島、都城、大分、熊本、[illegible]2▽福岡、[illegible]1

【午後四時五分】[illegible]4▽阿久根、[illegible]3▽延岡、佐賀、大分、[illegible]2▽[illegible]1

【注】地震の強さは次の通り。

震度0（無感）地震計だけに記録される。

震度1（微震）静止している人や特に地震に注意深い人だけに感じる。

震度2（軽震）一般の人に感じ、戸障子がわずかに動く。

震度3（弱震）家屋が揺れ、戸障子が鳴動し、電灯のようなつり下げ物はかなり揺れ、器内の水面の動きがわかる。

震度4（中震）家屋の動揺が激しく、すわりの悪い物は倒れ、八分目くらいに入った器の水はあふれる。

震度5（強震）壁に割れ目ができ、墓石、石どうろうなどが倒れ、れんが煙突、土蔵などが破損する。

震度6（烈震）家屋が倒れ、山くずれ、がけくずれなどが多く、平地に割れ目ができる。

地震のたびに裂け目を大きくした地割れとぺちゃんこの倒壊家屋（[illegible]田部落で）

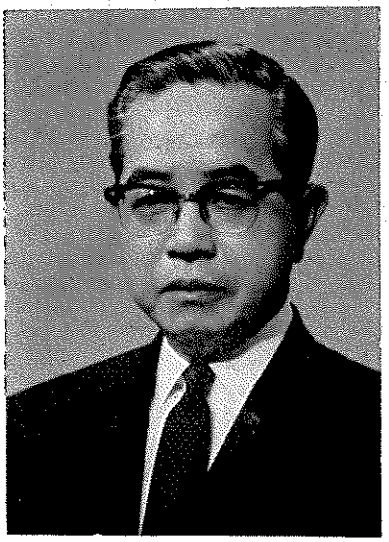

序にかえて

大きな地震は世代単位とか百年単位とかの周期でやってくるともいわれ，そのきめてとなる対策は大古以来ほとんど進んでいないというのが実情である。

本県では，しばしば地震に見舞われているが，なかでも大地震としては約三百年前の寛文２年(1662年)のものがある。これは，宮崎市南部の海岸青島の北にあたる外所村という村一帯が海底に陥没し，多数の死傷者をだした大地震で，現在その供養碑が残っている。

ところがわれわれの代になって，たまたま昭和43年２月21日「えびの地震」が発生し，局地的ではあるが潰滅的打撃を受けた。

地震とは冷酷なもので，そこに住む住民を次元を異にするほどの大きな恐怖と悲惨のどん底につき落す。一瞬にして家を失い，しかも動くべきでない大地が激動を続け今にも大陥没，大爆発を起こすのではないかという底の知れない不安と焦燥に追いこむ。えびの地震もその例外ではなかった。

私どもは，えびの地震の被災住民を一刻も早くあたたかい生活環境にもどさねばならぬ。そうすることが全県民の願いであると考え，機構の全能力をあげて災害の復旧と被災住民の生活の安定に努めた。

その結果，ひじょうに困難であった被災者の救助は，まがりなりにも達成され，復興も順調に進んでいる。これは被災住民の再起へのたくましい努力と，これを助けようとする多くの人々の善意と協力によるものであり深く敬意を表せずにはおられない。

えびの地震は，かってわれわれの体験した最大の天災であった。われわれは，この災害によって物心両面にわたり多くの損害を被ったが，同時に災害復旧，民生安定，防災等の対策について貴重な体験と教訓を得た。本誌は，この体験と教訓とを記録にとどめ，歴史の一コマに生きる者の責任として長く後世に伝えようとするものである。

昭和 44 年 4 月

宮崎県知事　黒木 博

シラスが崩壊し白いハダをみせる山々（溝添川流域）

国道268号線の亀裂

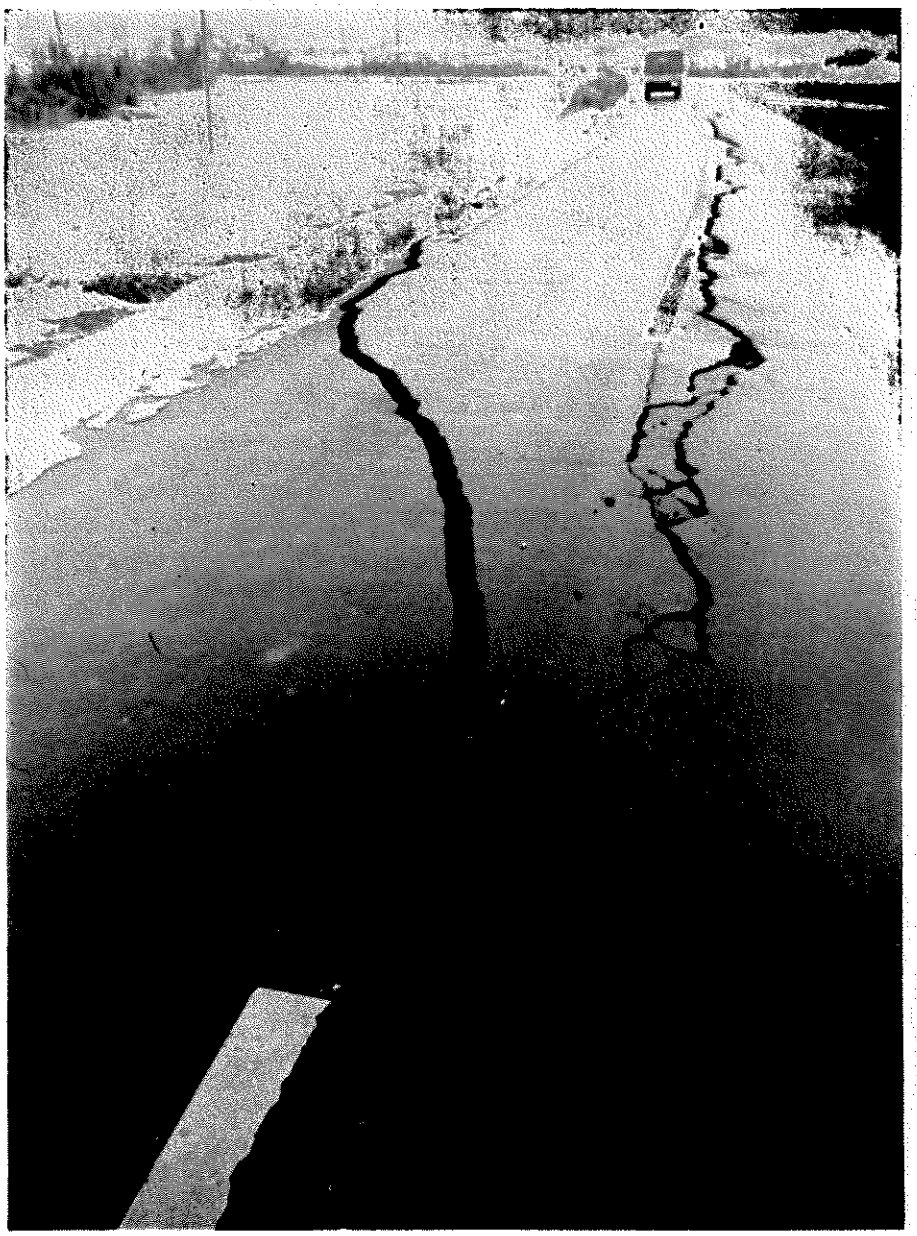

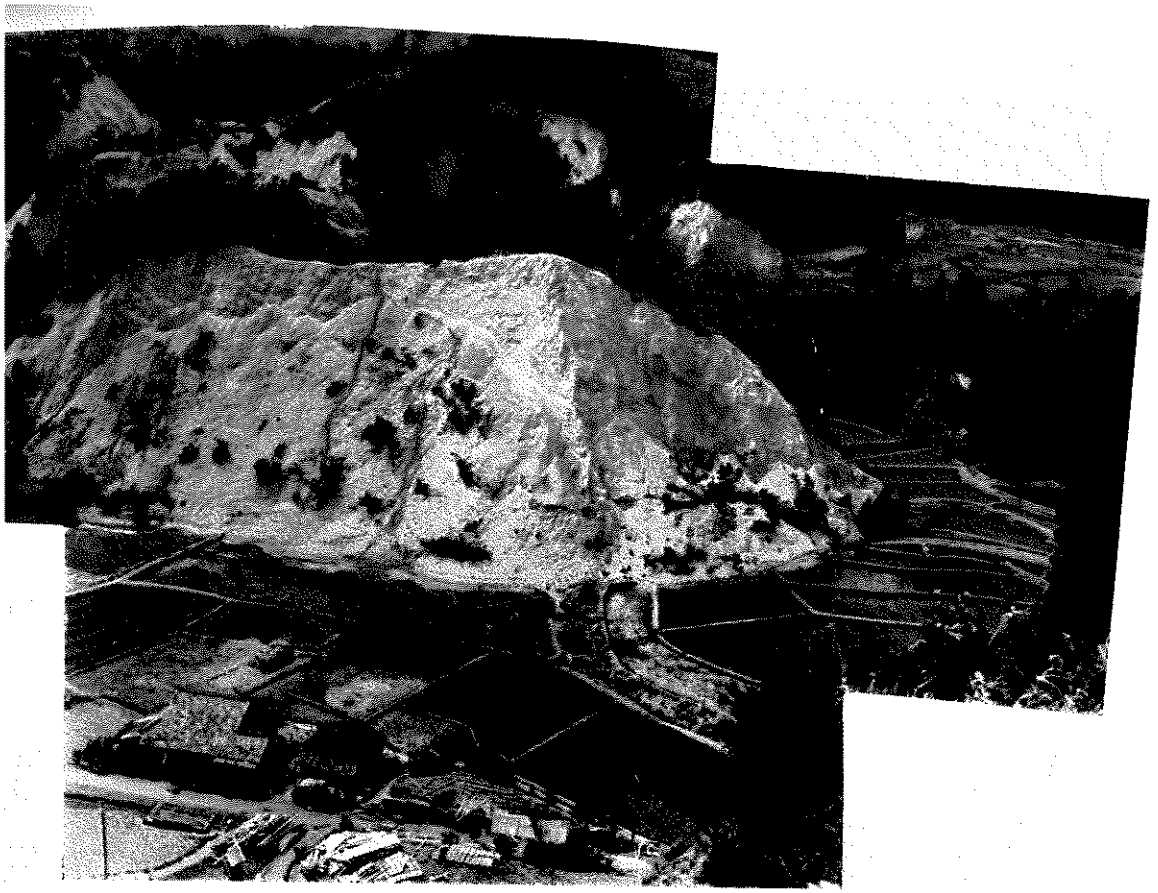

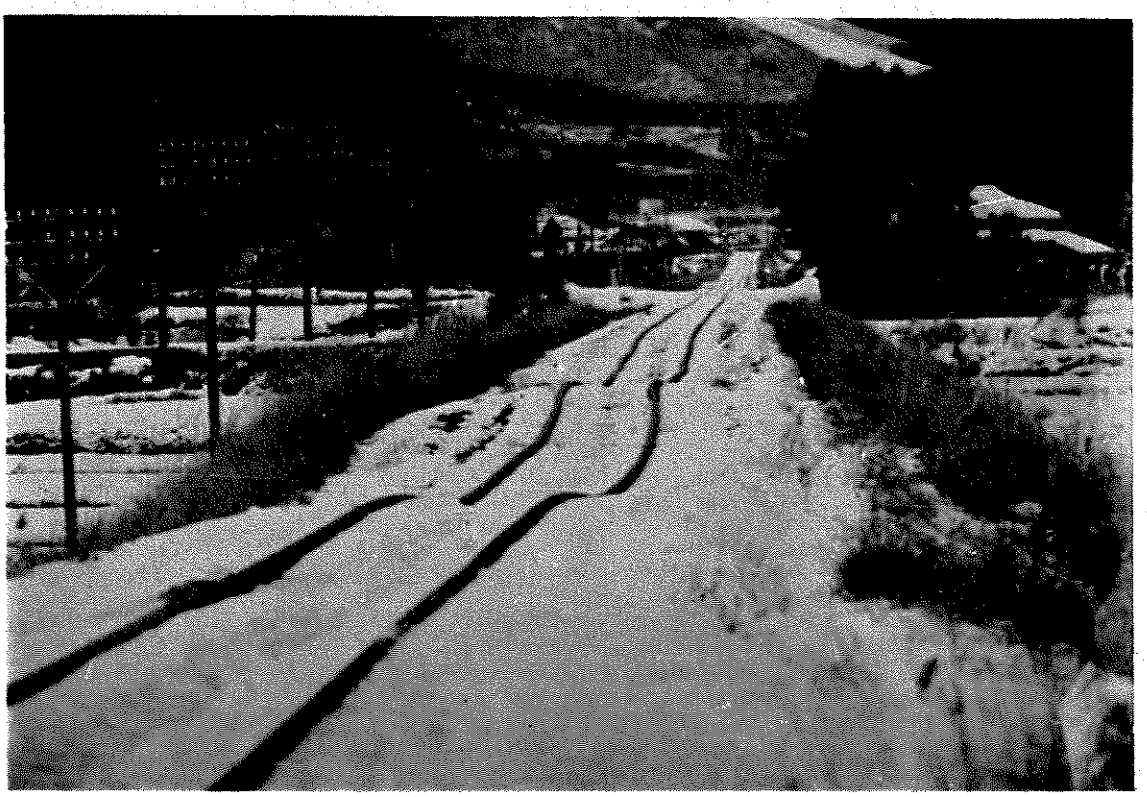

アメのように曲がりくねったレール，路盤も激しく波打っている（吉都線京町～鶴丸間）

震度６の地震でぺちゃんこになった民家

避難所はどこでも被災者でいっぱい（飯野中体育館）

アッというまに倒れた民家

被災後直ちに現地を調査する黒木知事

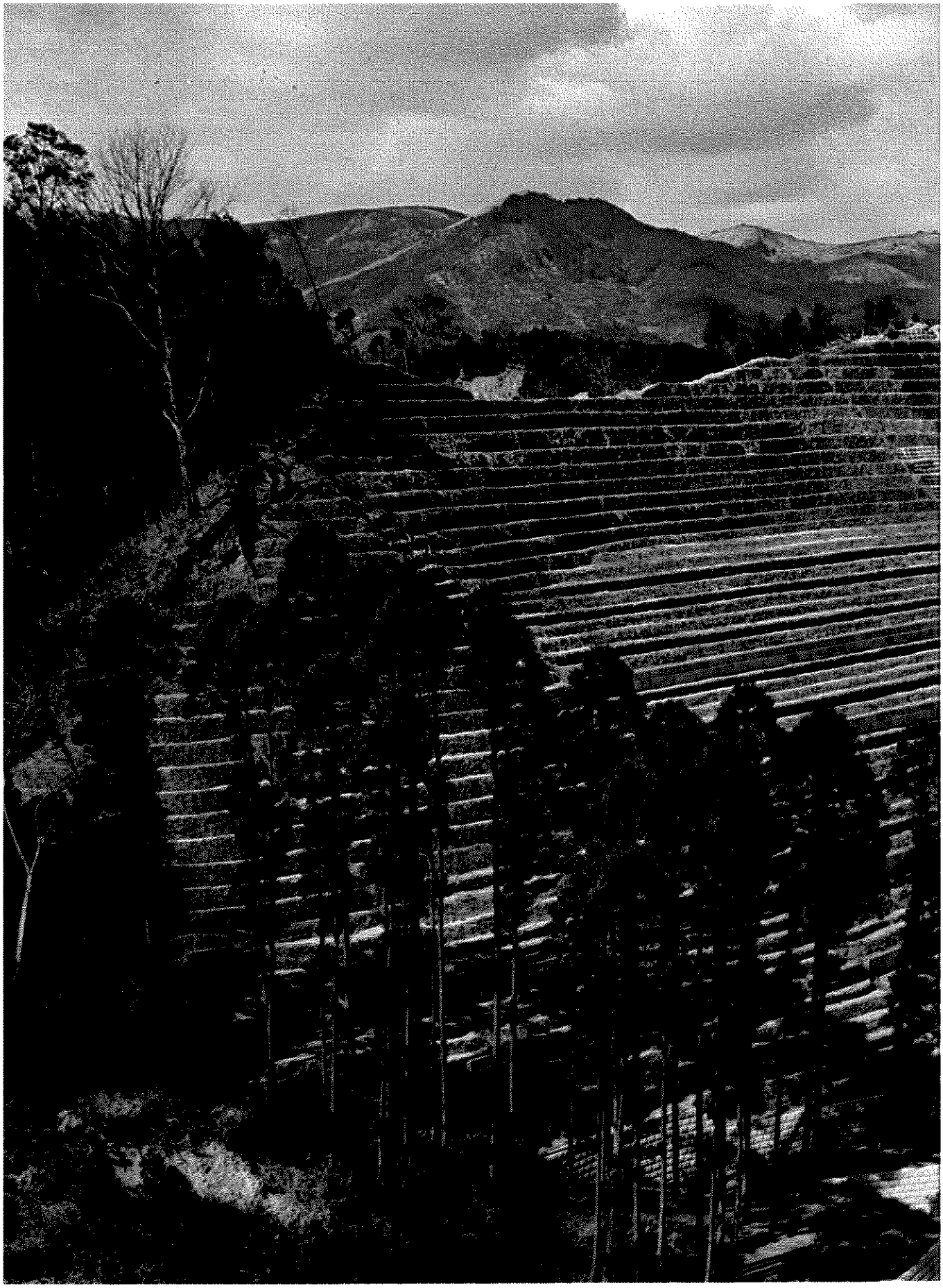

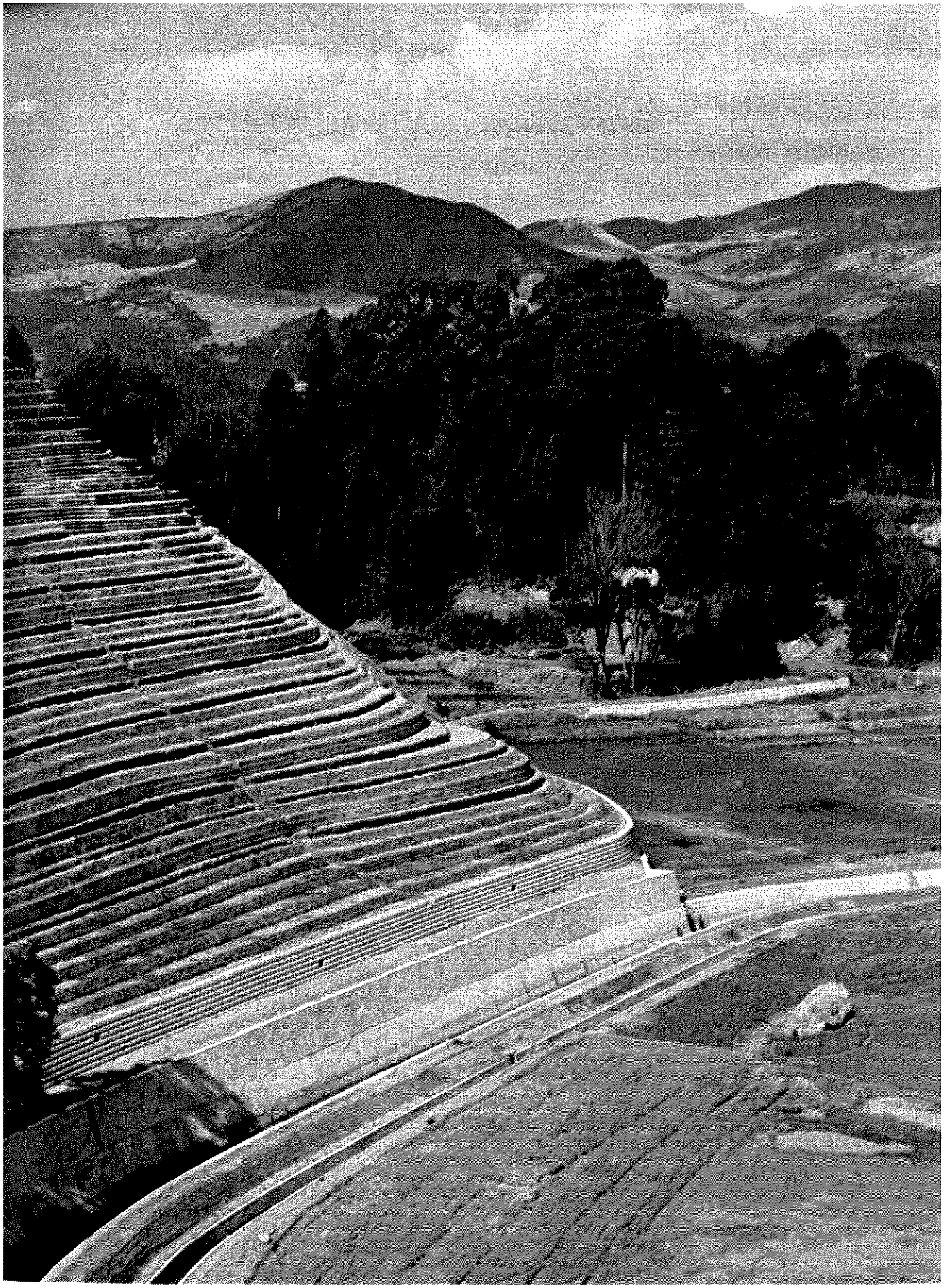

復旧進む溝添流域

目　　次

序にかえて
えびの町のあらまし…… 10

第1章　地　震　活　動

第1節　過去の地震活動…… 15
1．宮崎県の地震…… 15
2．霧島山周辺の地震…… 16
3．霧島山周辺の地震と日向灘地震および火山活動の相互関係…… 17
第2節　今回の地震活動…… 18
1．昭和43年2月21日以前の状況…… 18
2．今回のえびの地震の特性…… 20
3．えびの地震の発光現象…… 24
4．おもな地震の判定結果…… 27
5．観　測　資　料…… 29
6．警　戒　状　況…… 54

第2章　被　害　状　況

第1節　概　　況…… 59
第2節　人　的　被　害…… 71
第3節　建　物　被　害…… 72
1．建物の被害状況…… 72
2．構造別被害状況…… 75
第4節　土　木　関　係…… 88
1．河　　川…… 88
2．道　　路…… 90
3．橋　　梁…… 91
4．砂　防　施　設…… 93
第5節　農　業　関　係…… 93
1．農地・農業用施設…… 93
2．営　農　施　設…… 94
3．生　産　物…… 94
第6節　林　業　関　係…… 94
1．林地崩壊地…… 94
2．林　産　物…… 96
第7節　商　工　業　関　係…… 96
1．商　業　関　係…… 96
2．工　業　関　係…… 97
第8節　衛　生　関　係…… 98
1．病院，診　療　所…… 98
2．保　健　所…… 99
3．上　水　道…… 99
第9節　文　教　関　係…… 100
第10節　電力施設関係…… 102
第11節　通信施設関係…… 104
第12節　鉄道施設関係…… 105

第3章　災害応急対策

第1節　防　災　体　制…… 113
1．災害対策本部の設置…… 113
2．現地対策本部の設置…… 118
3．災害対策相談所の設置…… 121
4．えびの地震総合観測班の設置…… 124
第2節　避　難　の　状　況…… 128
1．警察官の避難誘導…… 128
2．宮崎交通株式会社の協力…… 129
第3節　広　報　活　動…… 130
第4節　公　安　警　備…… 131
1．警備本部の設置…… 131
2．公安警備活動の状況…… 133
3．そ　の　他…… 142
第5節　被災者の救援活動…… 142
1．災害救助法の適用…… 142
2．避難所の供与…… 149
3．応急仮設住宅の設置…… 151
4．緊急避難所の設置…… 154
5．炊出しその他食品の給与…… 155
6．飲料水の供給…… 158
(1)　飲料水の供給状況…… 158
(2)　自衛隊の給水支援…… 158
7．被服寝具等生活必需品の給与…… 160
8．医　療　活　動…… 161
(1)　県の医療活動…… 161
(2)　日本赤十字社宮崎県支部の医療活動 163
9．住宅の応急修理…… 165
第6節　防　疫　活　動…… 167
第7節　自衛隊の災害派遣…… 170
1．陸上自衛隊…… 170
2．航空自衛隊…… 172
第8節　学　校　教　育…… 173
1．県　の　措　置…… 173

2. 県教育委員会の措置…… 173
3. えびの町教育委員会の措置…… 176
4. 真幸小学校の措置…… 180

第4章 災害復興対策

第1節 災害復興体制…… 189
1. えびの地震復興事業推進会議の設置… 189
2. えびの・吉松地区地震対策連絡会議の設置…… 191
3. えびの・吉松地区地震対策連絡協議会の設置…… 193
第2節 土木関係…… 194
1. 道路…… 195
2. 橋梁…… 197
3. 河川…… 198
4. 砂防施設…… 199
第3節 農業関係…… 200
1. 田植対策…… 200
2. 農地・農業用施設…… 203
3. 農業共同利用施設…… 205
4. 畜産対策…… 206
5. 金融対策…… 208
第4節 林業関係…… 210
1. 復旧治山事業…… 210
2. 県有林材の払い下げ…… 213
3. 復旧資材の供給…… 213
第5節 住宅関係…… 214
1. 応急対策…… 214
2. 恒久対策…… 216
3. 建設関係団体の協力…… 219
第6節 商工業関係…… 219
1. 県の特別措置…… 219
2. 国の特別措置…… 221
第7節 民生関係…… 225
1. 県の措置…… 225
2. 宮崎県社会福祉協議会の措置…… 226
第8節 文教関係…… 227
第9節 その他の措置…… 228
1. 県税の徴収緩和措置…… 228
2. 町税の徴収緩和措置…… 228
3. 県立高等学校授業料の減免措置…… 229

第5章 消防団の活動…… 233

第6章 予防対策

第1節 住宅の補強…… 239
第2節 危険住宅の移転…… 240

第7章 県議会の措置…… 247

第8章 政府・国会に対する要請

第1節 陳情要望…… 255
1. 政府・国会との折衝…… 255
2. 激甚法に準ずる措置の決定…… 261
3. 局地激甚災害指定基準の制定…… 263
第2節 政府・国会の措置…… 266
1. 政府のとった措置および今後の対策… 266
2. 国会のとった措置…… 279

第9章 予算措置の概要…… 285

第10章 災害見舞，表彰状．感謝状の贈呈

第1節 常陸宮ご夫妻の災害お見舞…… 291
第2節 義援金品…… 291
第3節 表彰状，感謝状の贈呈…… 292
1. 知事の表彰状，感謝状贈呈…… 293
2. 大臣，長官表彰…… 293

第11章 災害関係機関の活動

1. 宮崎県…… 297
2. えびの町…… 359
3. 宮崎地方気象台…… 371
4. 宮崎食糧事務所…… 373
5. 宮崎労働基準局…… 375
6. 小林営林署…… 376
7. えびの営林署…… 376
8. 陸上自衛隊第43普通科連隊…… 377
9. 航空自衛隊第5航空団…… 380
10. 日本赤十字社宮崎県支部…… 381
11. 九州電力株式会社宮崎支店…… 382
12. 日本電信電話公社宮崎電気通信部…… 385
13. 日本国有鉄道九州支社宮崎出張所…… 387

参考資料

1. 過去の霧島山周辺の地震記録…… 391
2. えびの・吉松地区地震総合技術調査団報告書…… 393
3. えびの地震に関する調査研究概要…… 401
4. えびの地震被災地域に関する防災上の参考意見…… 412
5. 京町，霧島および宮崎における地震観測表…… 416
6. 大地震のときの心得…… 453

むすび

えびの町のあらまし

えびの町は，昭和41年11月３日に飯野町，加久藤町，真幸町の３町が合併した町で，宮崎県の西南部に位し，北は熊本県人吉市と球磨郡に接し，東は小林市，南西は鹿児島県姶良郡吉松町，北西は鹿児島県大口市，一部は伊佐郡菱刈町と境をなしており，東経130度 42分１秒～130度49分20秒，北緯32度11分６秒～32度28分47秒の間にある。

総面積は283.17km^2で，東西26km，南北20km，南から北に向って広くなり扇状をなしている。町の南部は，国立公園霧島山系の主峰，韓国岳をはじめ各山岳が連なりえびの高原を包み，その山裾が北方に広がってゆるやかな傾斜の台地をなしている。

北部は，九州山脈の南端矢岳，国見，鉄山の連山が急傾斜して南下し，一部台地を形成しながら平地に接している。

中央部は，真幸盆地の中心をなす平たん地でえびの高原に源を発した池島，長江の両河川が北に向って長く走り，北部クルソン峡に源を発する本流の川内川に合流，その川内川は町のやや北部を曲折しながら，鹿児島県吉松町から川内市にいたり東支那海に注いでいる。これら河川の流域は地力豊かな砂質壌土で，農作物の栽培に最も適し，産業経済の中心地域となっている。

南の山岳地帯は，霧島旧期溶岩，霧島新期溶岩の二つからなり，中央平たん部は，川内川流域を中心に沖積層を形成，その周囲を加久藤層郡がとりまき，その外側を段丘礫層が走っている。また，北部山岳地帯の東半分は四万十層群と，シラス泥溶岩が混合しており，同じく西半分は主として安山岩からなっている。耕地の土質は，水田地帯はほとんど砂質壌土，または壌土からなり，畑地帯は火山灰土がほとんどで，粒子の細かい黒色の土壌である。

1. 人　口（昭和40年10月１日国勢調査）

年度	世帯数	人口 総数	人口 男	人口 女	人口密度１平方粁当り人口	１世帯当り人口	女100人につき男の割合
40	8,269	33,101	15,588	17,513	116.9	4.00	89.0

2. 月別気温と降雨量（昭和43年）

月別	気温（C°） 平均気温	気温（C°） 最高気温	気温（C°） 最低気温	降雨量（mm）
1月	4.4	13.6	−5.6	52
2	2.7	18.0	−8.0	60
3	9.4	23.2	−3.4	53
4	14.0	25.0	−0.6	91
5	17.7	28.6	4.6	104
6	20.9	30.0	10.8	422
7	24.5	33.4	14.6	357
8	25.6	33.8	13.6	116
9	22.3	29.8	11.6	125
10	17.1	29.4	1.6	31
11	11.5	23.8	−2.6	26
12	9.0	22.0	−2.6	135

3. 地目別土地面積 （昭和42年4月1日）

単位：*ha*

種別	総数	田	畑	山林	原野	牧野	宅地	水面	その他
面積	28,317	2,587	2,047	18,567	1,757	239	433	802	1,885
構成比	100.0	9.14	7.23	65.57	6.20	0.84	1.53	2.83	6.66

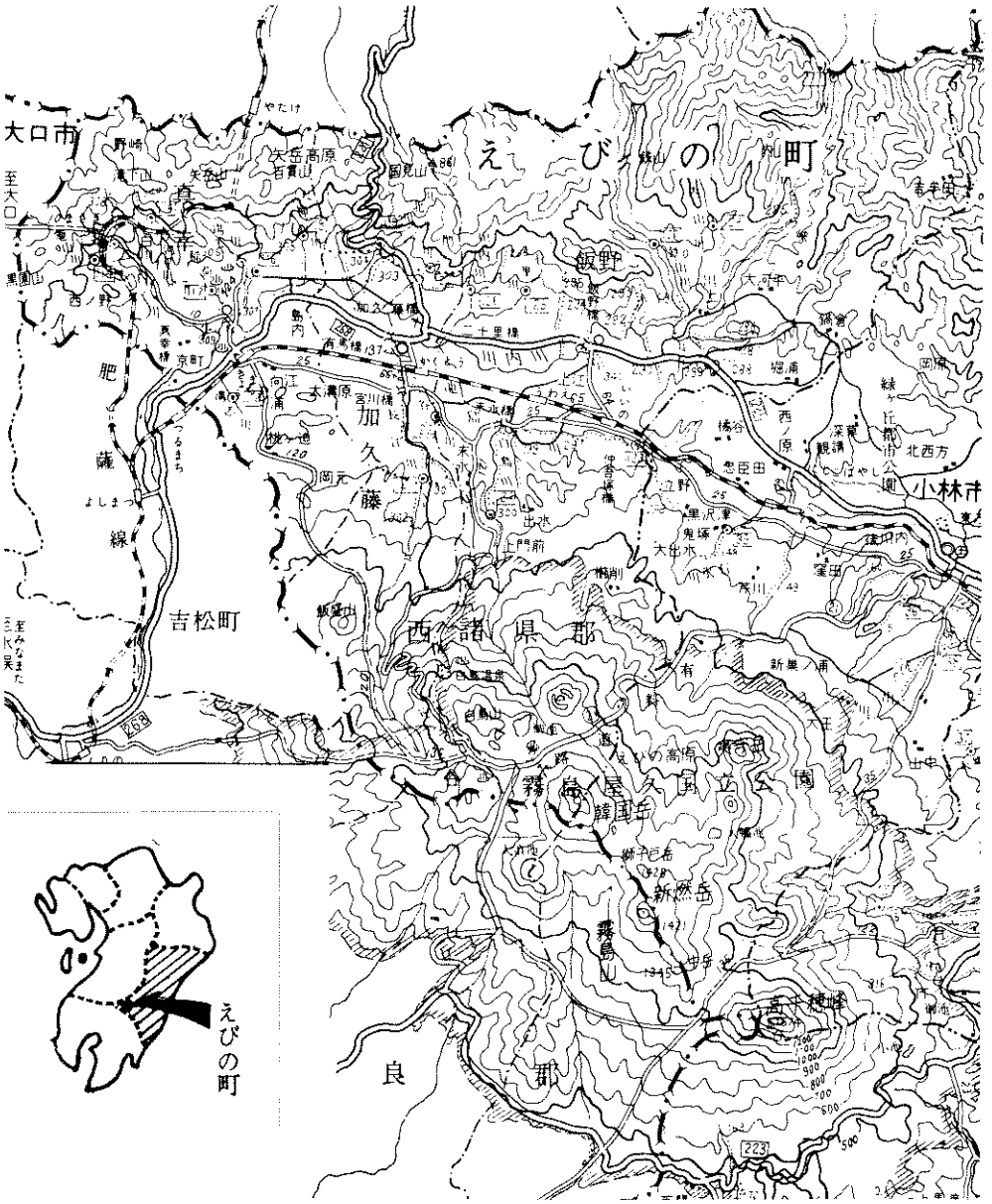

4. 産業別就業人口（昭和40年国勢調査）

単位：人

産業別	昭和40年	
	就業者数	構成比
全産業	18,455	100.0
第1次産業	12,771	69.2
農業	12,356	66.9
林業および狩猟業	414	2.2
漁業，水産養殖業	1	0.1
第2次産業	1,582	8.6
鉱業	91	0.5
建設業	801	4.4
製造業	690	3.7
第3次産業	4,102	22.2
卸売および小売業	1,726	9.3
金融，保険，不動産業	107	0.6
運輸通信業	344	1.9
電気，ガス，水道業	30	0.2
サービス業	1,519	8.2
公務	376	2.0

5. 専業，兼業別農家数（昭和42年度推計）

単位：戸

総数	専業農家	兼業農家		
		総数	第1種兼業農家	第2種兼業農家
5,395	1,666	3,729	1,594	2,135

6. 業種別商店数，従業者数

（昭和43年7月1日現在）

産業分類	商店数	従業者数
総数	531	1,287
一般卸売業	25	119
織物衣服，身のまわり品小売業	43	125
飲食料品小売業	298	615
自動車，自転車，荷車等小売業	25	68
家具，建具，什器小売業	54	140
その他の小売業	86	220

7. 産業別工場数，従業者数

（昭和42年12月31日現在）

区分	工場数	従業者数
総数	67	639
食料品製造業	23	200
木材，木製品製造業	20	319
出版，印刷，同関連産業製造業	4	17
窯業，土石製品製造業	15	65
金属製品 〃	1	*x*
一般機械器具 〃	1	*x*
その他の製造業	3	14

第1章　地　震　活　動

第１章　地震活動

第1節　過去の地震活動

1．宮崎県の地震

昭和年代になって宮崎地方気象台で観測した地震の震度別回数表を第１表に示す。

有感地震は平均で年間11回に及び，震度５の強震は約10年に１回の割合で起こっており，全国的にみても本県は有数の地震多発県である。

これは，地震を起こすストレスが集中するところで，そのストレス蓄積の速度も早い，いわゆる地震の巣である日向灘を控え，また，同じく地震の巣とみられる加久藤カルデラ地域を県内に持っているためである。

第１表　震度別有感地震回数表　(宮崎)

年	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5	合計	年	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5	合計
昭 1	5	2				7	昭 24	4		2			6
2	8	1	1			10	25	3	4	1			8
3	5	1				6	26	6	4	1			11
4	10	3			1	14	27	8	1				9
5	3	2	1			6	28	4		3			7
6	8	12	3		1	24	29	8	2	1			11
7	2	7	2	1		12	30	4	1				5
8	3	4				7	31	5	2				7
9	5	2	1			8	32	3	1				4
10	6	2				8	33	4	1				5
11		1				1	34	3	1	2			6
12	15	12	3			30	35	4	5	4			13
13	6	2	1			9	36	40	3	3	1	1	48
14	12	1		1		14	37	19	4	3			26
15	2	1	1			4	38	8	5	1	1		15
16	9	6	1	1	1	18	39	1	3				4
17	14	4	3	1		22	40	3	2	1			6
18	2	2	1	1		6	41	4	3	1			8
19	4	2		1		7	42	4			1		5
20	7					7	43	5	5	4	3		17
21	6	1		1		8	合計	292	120	45	14	4	475
22	6	2				8	平均	6.8	2.8	1.0	0.3	0.1	11.0
23	14	3		1		18							

2．霧島山周辺の地震

過去約60年間に，霧島山を中心として，半径およそ20kmの範囲に起こったおもな地震は，第2表に示すとおりである。

このうち，大正2年の真幸地震および昭和36年の吉松地震は，長期間にわたって数多くの地震が発生し，今回のえびの地震と似ているので，過去の調査報告からその概要を述べよう。

第2表　過去の霧島山周辺の地震

番号	日時	震源域	概要
1	1912年(大正元年) 9月8日22時24分	宮崎県小林町付近 (N32.0°　E131.0°)	M＝5.3　西諸県郡東部に弱震，有感区域は九州一円で被害なし
2	1913年(大正2年) 5月19日04時20分	霧島山麓の吉松，真幸付近 (N31.9°　E130.8°)	真幸地震 本文参照
3	1916年(大正5年) 12月29日 06時41分 07時47分	肥後南部 (N32.3°　E130.7°)	06時41分　M＝5.7　07時47分　M＝5.6　有感区域は九州全般，震央付近亀裂など多少の被害あり
4	1922年(大正11年) 12月8日	西諸県郡高原付近	大正11年3月から大正12年4月まで，高原で有感地震があり，とくに12月8日には19回，加久藤で8回の地震を観測した。いずれも局地的なもので被害はなかつた。
5	1927年(昭和2年) 9月11日15時55分	西諸県郡須木村付近	有感区域は九州全般にわたり，加久藤，高原，小林，児湯郡三財村寒川など強震
6	1935年(昭和10年) 7月3日09時16分	高岡町付近	高岡で中震，高岡，本庄付近で道路決壊など小被害
7	1948年(昭和23年) 10月5日11時36分	霧島山付近 (N31.9°　E131.0°)	震源はきわめて浅く，局発地震，被害なし
8	1954年(昭和29年) 2月24日03時28分	霧島山麓 (N31.8°　E130.9°) h＝20km	M＝5.0　有感区域は宮崎県および鹿児島，大分，熊本各県の一部，被害なし
9	1961年(昭和36年) 3月14日18時27分	吉松付近 (N31°58′　E130°43′)	吉松地震　M＝4.6 本文参照
10	1967年(昭和42年) 11月28日11時27分	えびの町北東部 (N32°05′　E130°57′) h＝130km	有感区域は九州全般，四国，中国の一部にわたり，宮崎，油津で震度4，深い地震

(1)　大正2年の真幸地震の概要

この地震は，大正2年5月19日4時20分にはじめて人体に感じる地震が発生し，9月1日までに，現地では175回の有感地震（内強震23回）を観測した。その後，9月2日から10月16日までの45日間は，有感地震はなかったが，10月17日4時ごろ再び強震が起こり，11月16日までに11回（内強震5回）の有感地震があり，大正3年1月4日から14日までの3回の有感地震で終息した。

この地震は強いものは宮崎や延岡でも人体に感じているが，大多数は現在のえびの町真幸地区を中心として半径10km程度の狭い有感域のものであった。また，地震の模様はちょうど巨岩が地

上に落下したような感覚で地鳴りを伴っていた。

強震の回数は28回に及び，地震の頻発により人心に動揺を与えたが，建造物などの被害は生じなかった。

(2) 昭和36年の吉松地震の概要

昭和36年3月14日18時27分ごろ吉松町（鹿児島県姶良郡），えびの，真幸を中心とした地震が発生した。この地震の前後にも多数の地震が発生し，大正2年の真幸地震と同様に，震源付近では地鳴りや爆発音を聞いている。

この地震群の活動期間は，宮崎・鹿児島両地方気象台の観測結果からは，昭和36年2月10日ごろから同年4月20日ごろまでと推定される。

期間は，真幸地震より短いが，吉松町では道路のがけくずれ，地割れ，落石など，若干の被害をみた。

3．霧島山周辺の地震と日向灘地震および火山活動の相互関係　(第1図参照)

今回のえびの地震群が発生していた昭和43年4月1日9時42分ごろ，日向灘にマグニチュード7.7の地震が発生し，これら二つの地震群の関係の有無が問題としてとりあげられた。

日向灘地震はほとんど年中行事のように起こっており，霧島山周辺の地震は前者に比べると回数はずっと少ない，したがって1：1の対応は考えられない。しかし，東京大学の水上武教授が考えているように，一方の地震の震動が，他方の地震帯に蓄積されている地震を起こすストレスの解放の契機となることは，十分ありうることであろう。

また，これらの地震と霧島火山の活動との関係も問題の一つである。

火山活動の判定には，その周辺で発生する地震活動を観測するのが有力な手段であり，その手がかりをつかむために気象庁では全国のおもな火山について，高感度の地震計による常時観測を行なっている。霧島山についても湯之野に霧島火山観測所が設置されているが，いわゆる火山活動と直接関係していると考えられる火山性地震と，今回のえびの地震とは，はっきり区別されている。

しかし，大正2年には5月19日から真幸地震が起こり，同年11月8日，12月9日，大正3年1月8日の3回に及ぶ霧島山高千穂峰御鉢の小爆発が起こっている。また，第1図にみられるとおり，その他にも火山活動の前後に日向灘地震や霧島周辺の地震が発生している場合もある。

いずれにしても，日向灘地震，霧島周辺地震および火山活動の相互関係は地震学，地球物理学等学問的に解決されていないものであり，また，その解決は容易なものではないと考えられる。

ここでは，過去の資料から年代表を作り，それを図示するにとどめたい。

第1図　霧島噴火，日向灘地震，霧島付近地震出現年代表

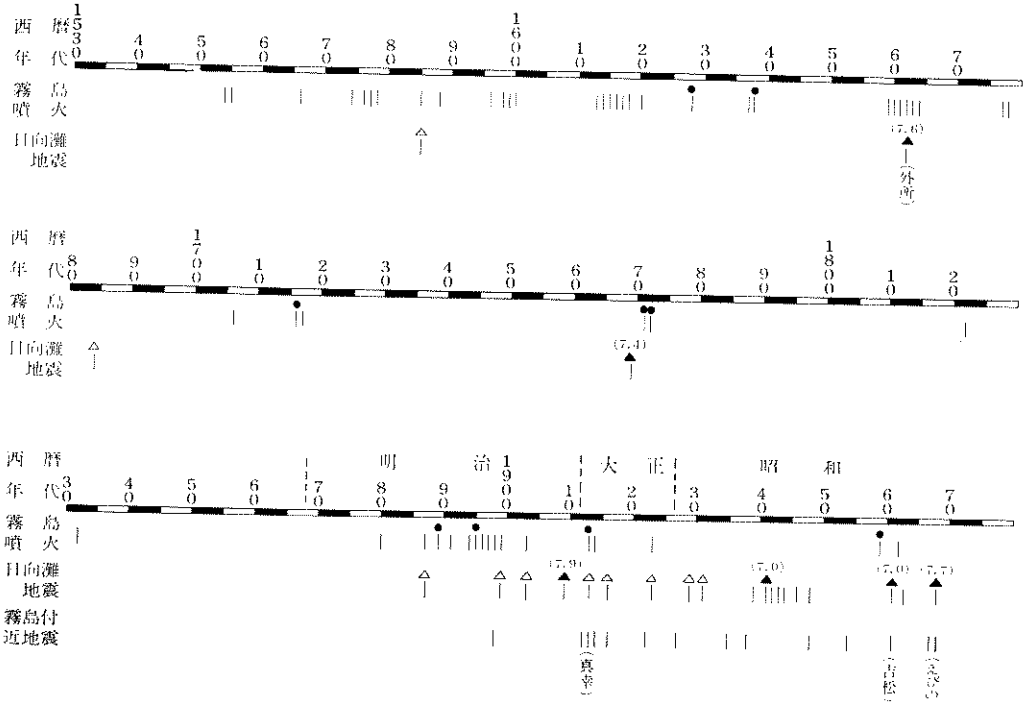

(注)　●印は大噴火，△印は大地震，▲はマグニチュード7.0以上，昭和年代は震度Ⅳ以上のみ記録

第2節　今回の地震活動

1.　昭和43年2月21日以前の状況

昭和41年1月から昭和43年2月20日までの霧島地震の日別回数を第2図に示す。これは湯之野の鹿児島地方気象台霧島火山観測所の地震計による観測結果である。

この図からわかるように，霧島付近では間けつ的に微小地震が多数発生しているのが平常の状態である。これらの地震の大部分のものは霧島火山に伴って起こっているいわゆる火山性地震である。ただ，昭和43年2月11日の早朝から13日にかけては，ドーンという音とともにえびの町真幸地区を中心に5回の有感地震が観測された。

この地震は，現地から県庁に問い合せがあり，宮崎県の消防防災課と鹿児島・宮崎両地方気象台が合同現地調査を行なった。

第2節　今回の地震活動

この間に観測されたおもな地震は第3表のとおりで，震源は飯盛山の北1～2kmの地下数kmと推定される。また，これらの地震がその10日後の21日からはじまった今回のえびの地震と関係があったのかどうか，いまのところつまびらかでない。

ただ，現地では21日の早朝から異常な状況が感じられている。その状況を，えびの町京町で新聞販売業を営んでいる区長の上原築男氏の談話から記しておこう。

「鳴動は以前から時おりあったが，2月21日の午前2時ごろからは，ちようどジェット機が飛ぶような音がして振動し，何回も繰り返してまるで地下で雷が鳴っているような感じで不安でとても寝てはおれなかった。

110番に電話したところ〝桜島の爆発の影響ではないか〟という回答で多少安心したが，飯野の方では何も異常がなく，京町付近だけの現象とわかるとまた不安が強くなりどうしようもなかった。このような状態が続いているうちに8時51分の強い地震が発生した。」

第3表　おもな地震

（昭和43年2月11日～13日）

東京大学地震研究所霧島火山観測所の記録から		鹿児島地方気象台霧島火山観測所の記録から
発震時	震度	P～S　最大振巾
11日02時02分 8.5秒	0	
03　15　51	2	2.0秒　15ミクロン
03　39　23	0	
16　57　18.5	1	2.0　7
18　43　58	2	2.5　16
12日02　49　26.5	2	
13日07　11	1	

第2図　日別地震回数　（鹿児島地方気象台霧島火山観測所）

昭和41年1月1日～昭和43年2月20日

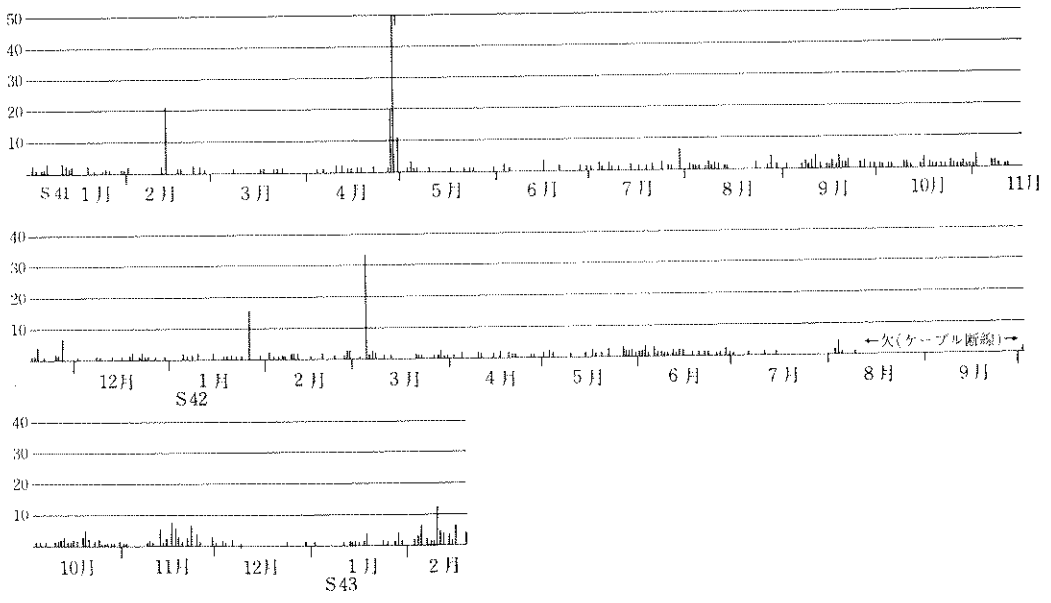

2. 今回のえびの地震の特性（第3～5図参照）

昭和43年2月21日8時51分37秒に宮崎，鹿児島，熊本3県の県境付近（北緯32.0度，東経130.7度）を震源とする規模5.7の強震が起こり，有感区域はほとんど九州全域に及んだ。このため，震源域に含まれる宮崎県西諸県郡えびの町では，道路に地割れ，ブロック塀の倒壊等の被害が生じた。

この地震の約2時間後の10時44分50秒には，今回の活動の本震と思われる，震源のごく浅い規模6.1の地震（震源付近では震度6の烈震と推定される。）が起こり，有感区域は九州全般と四国の一部に及んだ。

このため，えびの町やその西に接する鹿児島県吉松町などでは，多数の全壊家屋を含む甚大な被害を生じた。この地震は2月22日気象庁により「えびの地震」と命名された。このように倒壊家屋を生じた地震としては，日本では昭和39年6月16日の新潟地震以後はじめてであり，また九州の内陸部に震源をもつものとしては，明治22年7月28日の熊本（または金峯山）地震以後約80年ぶりの地震である。

翌22日19時19分05秒には規模5.6，震源域で震度5と推定される余震が起こり，震源地域では前記2回の地震で地盤や建物が弱っていたために被害は大きく追加された。

余震は，ほぼ九州全域で感じた前記22日19時19分の地震を筆頭に，震源地では，22日まで震度3以下の有感地震がほとんどひっきりなしに続いたが，23日以後は，25日17時49分40秒の規模4.7，震度4で，九州中部以南の一帯で感じた地震を除けば，その規模，回数ともしだいに減少の傾向を示しはじめた。また，鹿児島県霧島町湯之野にある鹿児島地方気象台霧島火山観測所の地震計（倍率5,000倍）記録による有感，無感合せての余震回数は，本震発生の21日の853回を頂点として，22日707回，23日608回，24日347回と日を追ってほぼ順調に減少するといった状態が3月24日まで続いた。

3月にはいっても，震源域付近では，なお有感地震は毎日10～20回ぐらいあったが，震度4以上のものは3月19日13時19分ごろの震度4が1回だけであった。ところが3月25日の0時59分ごろと1時21分ごろに震源域付近の京町警察官派出所で震度5の強震を続いて観測した。被害状況から判断すると，0時59分の地震は地震動の最も強かった地域では震度6の烈震であったかもしれない。これらの余震の規模はそれぞれ5.7と5.4と推定され，有感範囲はともにほとんど九州全域に及んだ。

2月21日の本震と翌22日の余震で受けた甚大な被害の復興にようやく立ちあがっていた被災地

第2節　今回の地震活動

では，今回の余震により重ねて負傷者や家屋の全壊を含む甚大な被害を受けた。このため，落ちつきを取りもどしつつあった被災地住民は，再び不安のどん底に突き落される結果となった。

この余震をきっかけにして，これまで減衰傾向をたどっていた余震活動は再び急激に活発となり，震源域付近では25日中に127回の有感地震を数え，また，鹿児島地方気象台霧島火山観測所の地震計には同日中に今期活動開始以来最高の1,091回の地震を記録した。このような余震の起こり方は見方によっては群発性を現わしたものであるともいえよう。

再活発化した余震活動は翌26日には震源付近での有感地震総数44回，上記観測所における地震計記録では地震総数316回と急激に減少しはじめ，その後7月5日までは地震の規模，回数にかなり大きな変動を繰り返しながらも，しだいにおさまっていく傾向を示した。この間における震源域付近での有感地震は，上記の二つの地震を除けば他はすべて震度3以下であった。また，活動開始以来連日続いていた震源付近での有感地震（3月25日には127回を数えた。）は6月2日以降，ときどき観測されない日があった。

7月上旬半ばを過ぎても，なお減衰傾向は続いたが，このころになってとくに目についたことは，地震回数の変動が小さくなったことと，余震活動がほとんど横ばい状態になったことである。8月13日20時22分ごろ，震源付近で震度4の余震が1回あったが，この地震の際は，これまでのように割合大きい地震のあと数日間は地震回数が多くなるという現象はほとんど認められなかった。

活動初期に予想されたとおり，余震活動は長びき，すでに1年近く続いている。この間，震源域付近での有感地震総数は1,700回をこえ，また，霧島火山観測所で地震計に記録された地震総数は約1万3000回に達している。11月末現在では，上記観測所での地震回数は1日平均数回程度に，また，震源域付近での有感地震は，震度1～2のものが数日おきに1回起こる程度におさまってきているが，まだ活動開始前の状態にはもどっていない。

今回の地震活動の特性をまとめると，次のことがあげられる。

(1) 今回の震源域のごく近くには過去に何回か地震が起こっているが，これらの地震に比べて今回の地震は規模が大きかった。

(2) 震源域はえびの町京町付近を中心にした直径10*km*くらいの狭い範囲内と推定され，いまのところ，震源域の大きな移動はみられない。

(3) 震源の深さは数キロメートル程度で，ごく浅いところと推定される。

(4) すべての有感地震は，震央近くでドーンという砲声に似た地鳴りを伴った。

(5) 震央地域付近は沖積層土壌と火山噴出物の堆積したシラス土壌とからなる弱い地盤の地帯

第3図　日別有感地震回数（飯野警察署京町警察官派出所）　昭和43年2月20日～10月31日

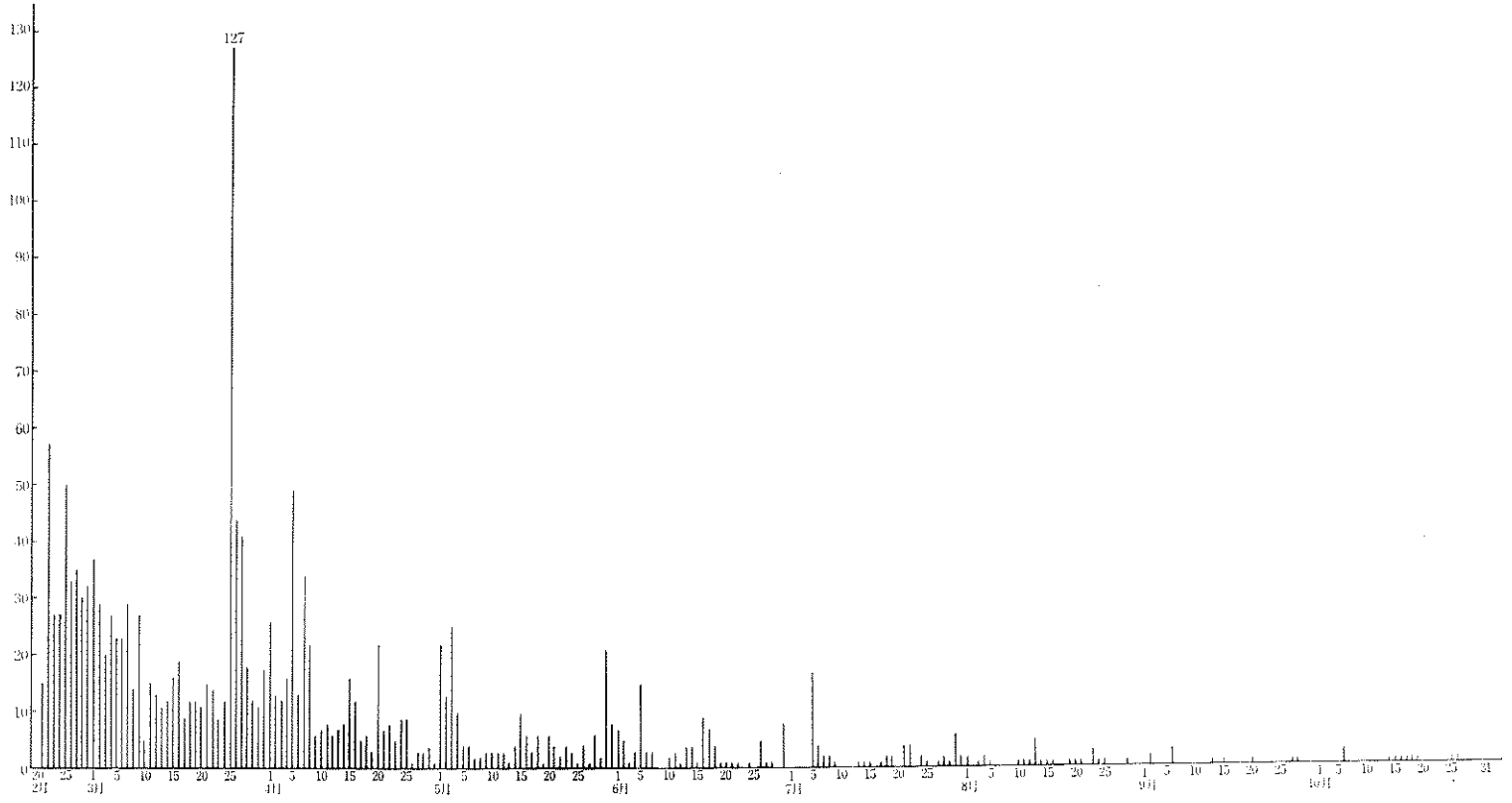

第4図　3時間ごと地震回数（鹿児島地方気象台霧島火山観測所）　昭和43年2月21日～4月31日

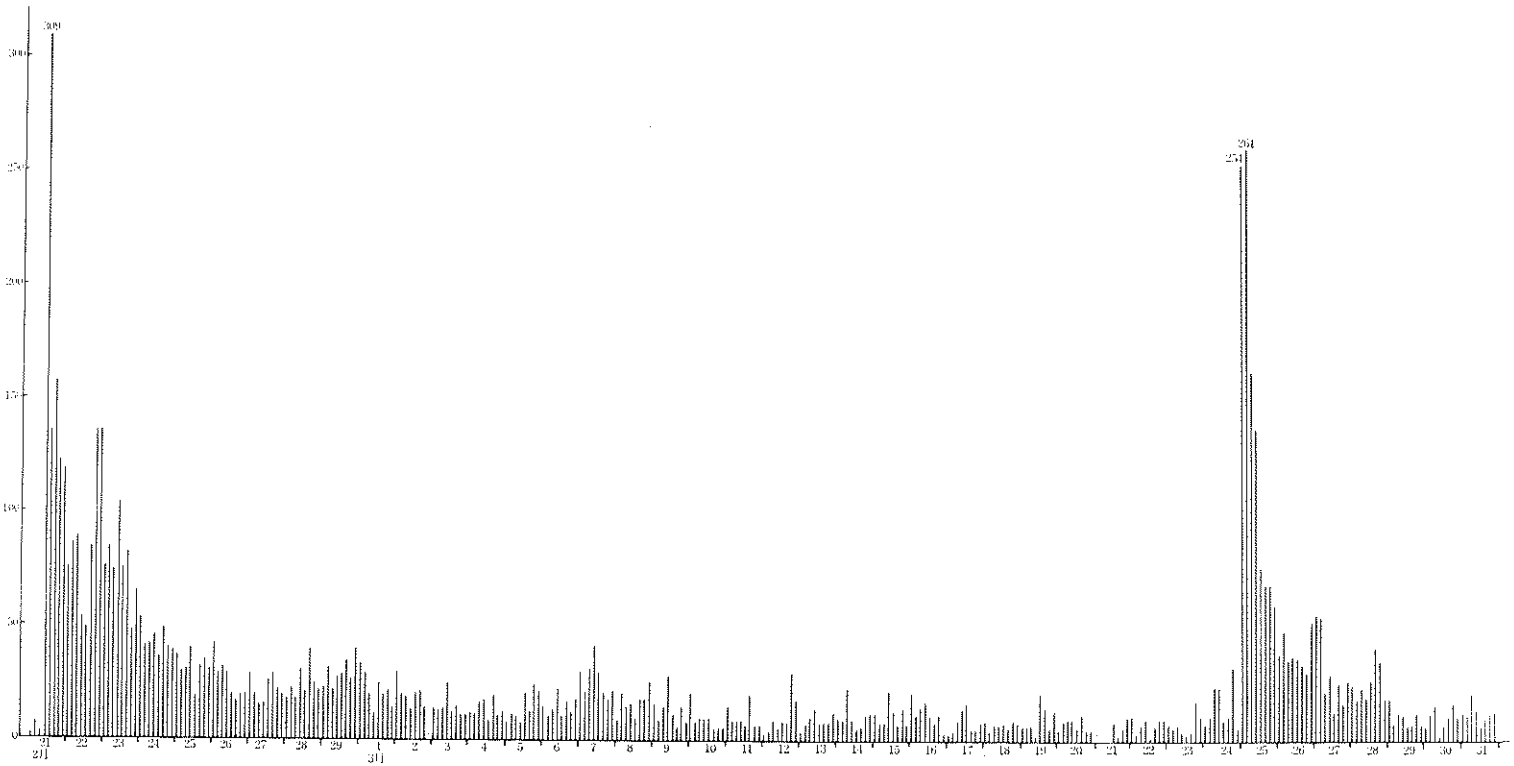

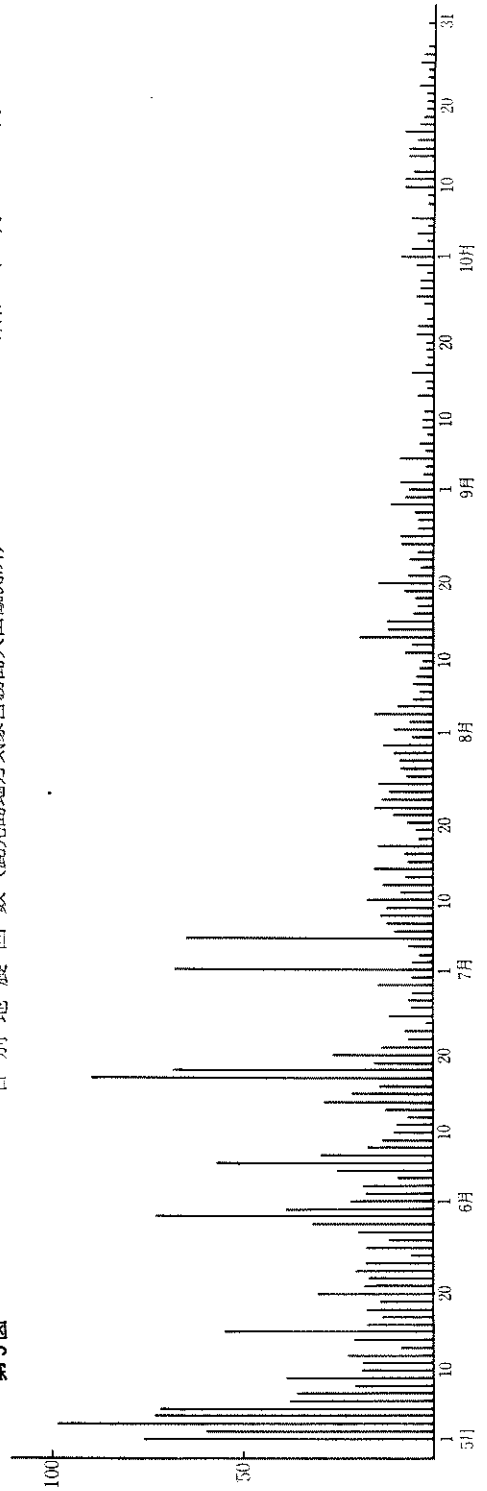

第5図

であったことが，被害を大きくした一因と考えられる。

(6) 余震の発生状況からみると，地震活動は長期にわたる群発地震の特性をもっている。

3. えびの地震の発光現象

3月25日の0時59分の地震のとき，発光現象があったということで，当時の毎日新聞に一行程度の簡単な記事が載った。

松代（まつしろ）地震でも発光現象を伴う地震があったということで現地調査を試みた。

以下，第6図に記入した番号順に現地の人の体験談を述べる。

(1) えびの町役場真幸支所課長補佐の山下義次氏

3月25日の地震のときは，西川北の自宅（両側に山がある谷あいにある。）に寝ていたが，地震とともに飛び起きたとき，窓が明るく，雷のときのような明るさを感じた。家から約200 mの道路に出たときはもう消えていた。

(2) 岡元小学校用務員　松原チエ氏

3月25日0時59分の地震のとき，音と光りを同時に観測した。光りは電光が尾を引くような光りで，方角は地図に矢印で示す。中学生の子供と2人で見て，今度の地震は光りまで伴っていると話し合った。

(3) 浦部落　溝添商店主と近所の婦人

3月25日0時59分の地震のときは稲妻のような光りで，当時は雨も降っていて空一

面が夕焼けのように明るくなった。光りの方角については1人は北西，1人は南東ではっきりしないが，とにかく地震のゆれが大きく，四つんばいになっても動けないような状態で，はっきりしたことは記憶していない。

(4) **三吉部落　徳永商店主**

3月25日の地震のときは，裏のたんぼの中の避難小屋にいたが，光りは見なかった。ただ京町の方は明るかった。しかし，夜はいつも明るいから特別のことは感じなかった。

買いものにきていた近所の婦人は西の方で光るのを見た。光りは電光のような感じであった。

(5) **下浦部落**

農家で作業中の人たちは光りは見ていなかった。通行中の2人にきくと，光りを見た，そして硫黄のような臭いを感じたという。

(6) **柳水流　温泉管理人の老人**

3月25日0時59分の地震のときは，稲妻のような光りを見た。時間は5秒程度で方角は地図の矢印の方向に感じた。

(7) **えびの変電所　竹内所員**

3月25日0時59分の地震で変電所構内の碍子(がいし)の上部のスイッチがはずれ，人吉―えびの一妙見に送電している6万ボルトの高圧電流が火花放電をして付近一帯が真昼のようになった。送電停止してスイッチを数回入れたり，切ったりして平常に復したが，送電停止までしばらく時間がかかった。

この光りを近所の人は見たのでしょう。

なお，河津小林保線所長に電話して，3月25日の地震では送電線の途中にはショートしたような形跡がなかったことを確認した。

今回の調査では，3月25日0時59分の地震のとき光りを見た人は沢山いたが，えびの変電所構内で放電があったことが確認されたこと，松代地震の発光現象の典型的なものとは異なっていることなどから，地震に伴う自然現象とは考えられない。

第6図　　えびの町付近図

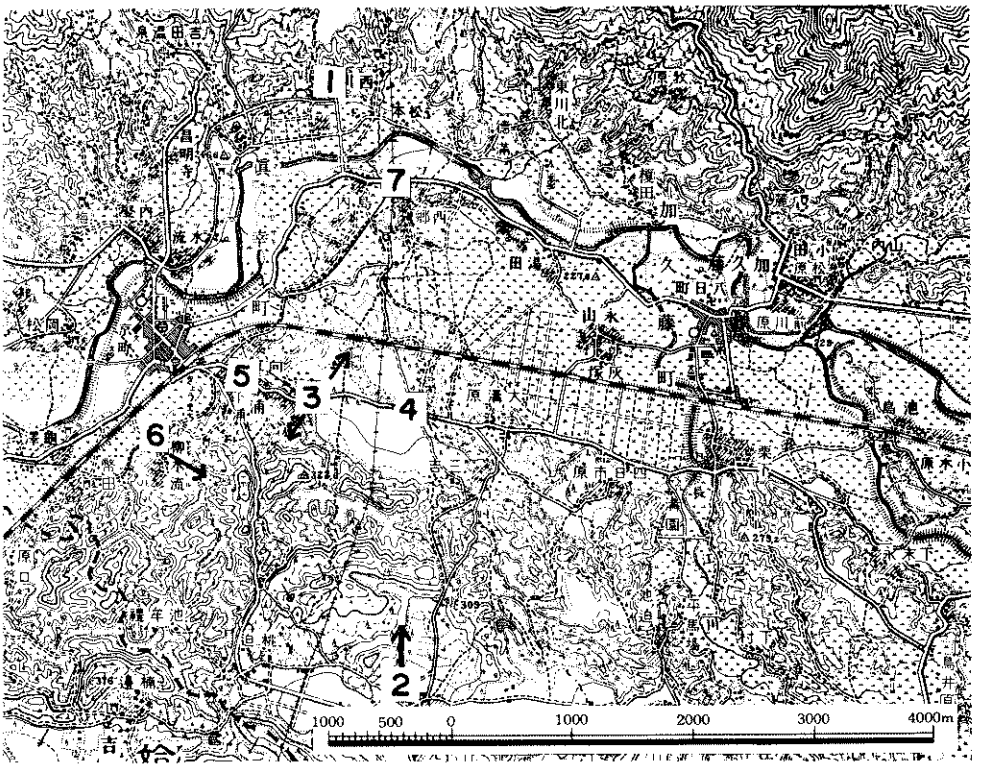

4. おもな地震の判定結果

区分	発震 月日時分秒	震央 北緯	震央 東経	震源の深さ	地震の規模	震央および震度分布
前震	2. 21. 08. 51. 37	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 32°01′	130°43′	ごく浅い 0km	M＝5.7	第7図参照
本震	2. 21. 10. 44. 50	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 32°01′	130°43′	ごく浅い 0 km	M＝6.1	第8図参照
余震	2. 22. 19. 19. 05	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 32°00′	130°46′	ごく浅い 0 km	M＝5.6	第9図参照
余震	2. 25. 17. 49. 40	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 32°02′	130°44′	10km	M＝4.7	第10図参照
余震	3. 25. 00. 58. 47.8	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 32°01′	130°43′	ごく浅い 0 km	M＝5.7	第11図参照
余震	3. 25. 01. 20. 59.6	宮崎，鹿児島，熊本県境付近 31°59′	130°44′	10km	M＝5.4	第12図参照

第7図　震央および震度分布
2月21日08時51分37秒（前震）

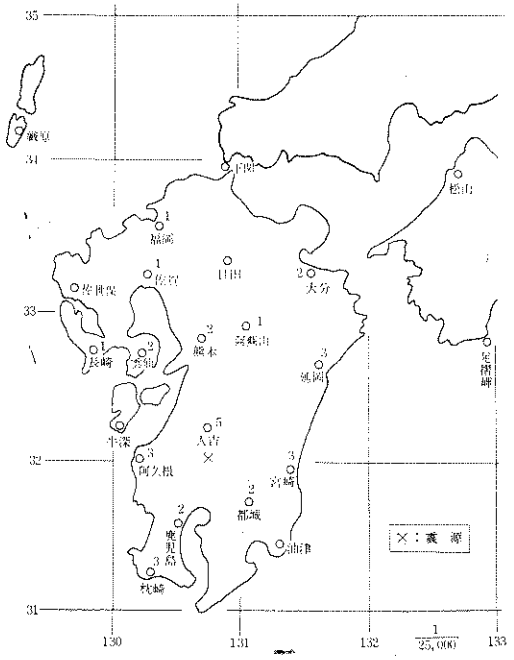

第8図　震央および震度分布
2月21日10時44分50秒（本震）

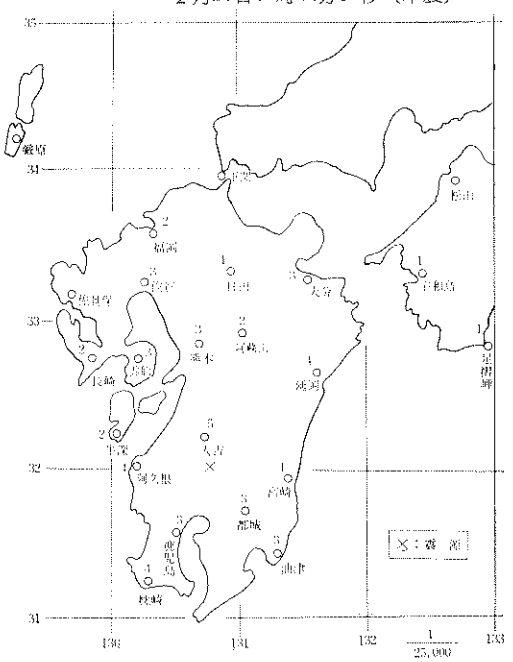

第9図　震央および震度分布
2月22日19時19分05秒（余震）

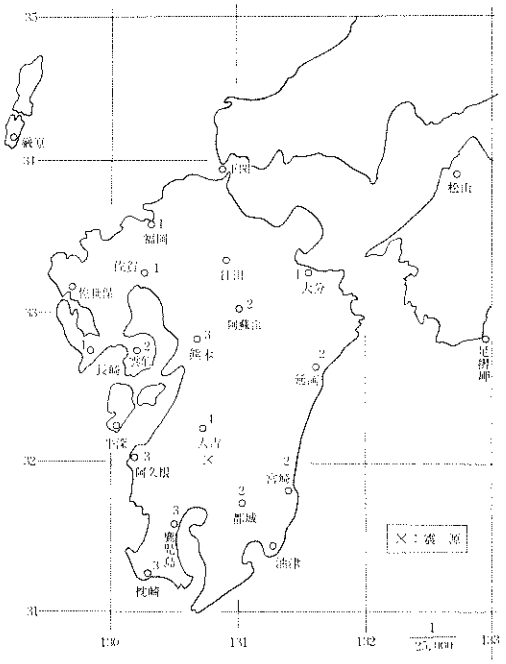

第10図　震央および震度分布
2月25日17時49分40秒（余震）

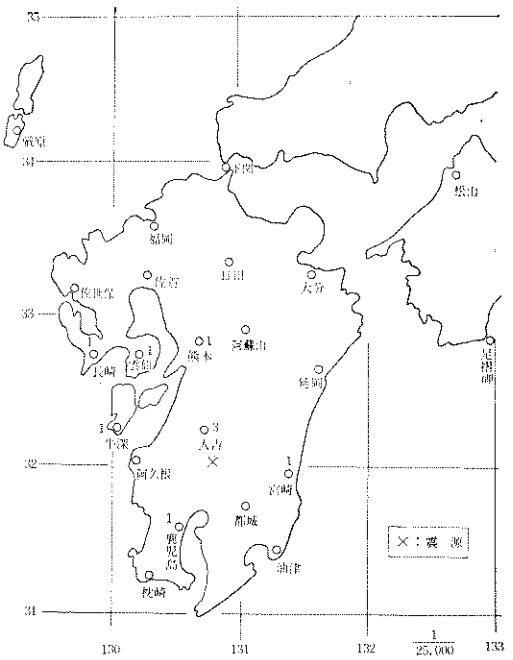

第11図　震央および震度分布
3月25日00時58分47.8秒（余震）

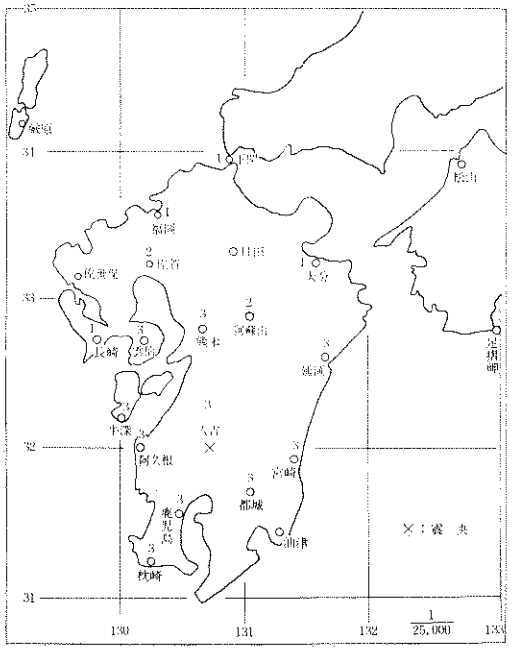

第12図　震央および震度分布
3月25日01時20分59.6秒（余震）

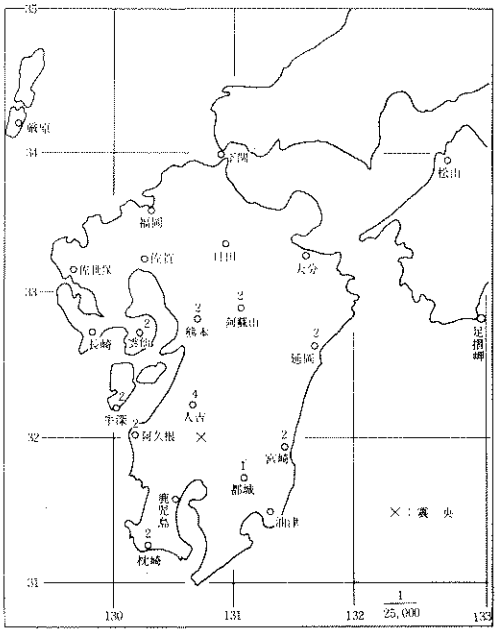

5. 観測資料

(1) おもな地震観測表

1）えびの地震　前震

震源時刻　昭和43年2月21日　08時51分37.4秒

震　　央　北緯32°01′　東経130°43′

震源の深さ　0km

規　　模　M＝5.7

官署名	震度	発震時			初期微動時間	初動方向	最大振巾 (μ)		
							N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分 秒				
人吉	5	08	51						
鹿児島	2	〃	〃	51		− NNE	3450	3000	1050
宮崎	3	〃	〃	51	09	+ E	1800	1600	800
熊本	2	〃	〃	55	10	+ N	1000	2500	600
温泉岳	2	〃	〃	56	12	+ NW	700	600	500
延岡	3	〃	〃	57	11	− SW	−	300	250
阿蘇山	1	〃	〃	57	15		−	1000	300
長崎	1	〃	〃	58	17	+ NW	630	140	280
都城	2	〃	52						
阿久根	3	〃	〃						
枕崎	3	〃	〃						
大分	2	〃	〃	06	23	− SSW	1050	1190	495
佐賀	1	〃	〃	06	16	+ NNW	2000	3000	400
屋久島	0	〃	〃	08	24	− NNE	52	84	39
福岡	1	〃	〃	09	20	+ N	400	850	100
福江	0	〃	〃	09	23	+ WNW	107	116	60
下関	0	〃	〃	14	23	+ N	88	230	62
足摺岬	0	〃	〃	16	26	+	90	58	64
松山	0	〃	〃	23	33	− SW	107	91	91
室戸岬	0	〃	〃	30	45	−	80	30	46
浜田	0	〃	〃	31	36	− SSW	54	83	37
高松	0	〃	〃	39	50		106	96	49
岡山	0	〃	〃	40	40		33	74	83
大阪	0	〃	〃	57			252	298	105
豊岡	0	〃	53	09			134	164	40
松代	0	〃	〃	34					

注 (1) 初動方向欄の＋－は，上下動地震計の成分方向を示し，＋は「押し」，－は「引き」を現わす。「押し」の場合は，初動方向と180度反対方向に，「引き」の場合は，初動方向に震源がある。

(2) 空欄の箇所は，資料がない場合および不明の場合である。

2）えびの地震　本震

震源時刻　昭和43年2月21日　10時44分49.9秒

震　　央　北緯32°01′　東経130°43′

震源の深さ　0 km

規　　模　M＝6.1

官署名	震度	発震時			初期微動時間		初動方向		最大振巾 (μ)		
									N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分	秒					
人吉	5	10	45								
鹿児島	3	〃	〃	03			−	NNE	2750	3850	750
宮崎	4	〃	〃	04		09	+	E	3200	2600	1200
熊本	3	〃	〃	07		12	−	NNW	2100	6000	1000
温泉岳	3	〃	〃	08		12	+	NW	900	1000	500
阿蘇山	2	〃	〃	09		15			−	950	550
延岡	4	〃	〃	10		15	−	SW	−	750	500
長崎	2	〃	〃	11		16	+	NW	1100	300	700
都城	3	〃	〃								
枕崎	4	〃	〃								
油津	3	〃	〃								
阿久根	4	〃	〃								
牛深	2	〃	〃								
日田	1	〃	〃								
佐賀	3	〃	〃	18		17	+	NNW	2500	4000	500
大分	3	〃	〃	19		21	−	SSW	2170	2450	896
屋久島	0	〃	〃	20		24	−		92	137	66
福岡	2	〃	〃	22		21	+	N	650	1100	350
福江	0	〃	〃	22		27	+	WNW	124	97	69
下関	0	〃	〃	25		25	+	N	136	315	215
宇和島	1	〃	〃	27		28	−	SW	300	400	200
足摺岬	1	〃	〃	29		25	−	SW	215	146	148
厳原	0	〃	〃	33		37	+				
松山	0	〃	〃	38		33	−		265	209	219
広島	0	〃	〃	40		37	−	SSW	152	133	75
浜田	0	〃	〃	45		34	+	N	115	153	80
室戸岬	0	〃	〃	45		46	+		180	98	82
高松	0	〃	〃	52		49			166	227	131
岡山	0	〃	〃	53		42			83	99	139
徳島	0	〃	〃	56		50					
米子	0	〃	46	06		34					
大阪	0	〃	〃	10					299	385	265
尾鷲	0	〃	〃	11	01	03	−		65	30	30
豊岡	0	〃	〃	11		58			260	243	77
京都	0	〃	〃	14	01	03	−	SW	48	49	37

第2節　今回の地震活動

官署名	震度	発震時	初期微動時間	初動方向	最大振巾 (μ)		
					N—S	E—W	U—D
		時 分 秒	分 秒				
飯田	0	10 46 37			51	32	34
松代	0	〃 〃 46	01 28				
甲府	0	〃 〃 47			71	38	31
金沢	0	〃 〃 48			95	110	68

3）えびの地震　余震

震源時刻　昭和43年2月22日　19時19分04.5秒

震央　北緯32°00′　東経 130°46′

震源の深さ　0 *km*

規模　M＝5.6

官署名	震度	発震時	初期微動時間	初動方向	最大振巾 (μ)		
					N—S	E—W	U—D
		時 分 秒	分 秒				
人吉	4	19 19					
鹿児島	3	〃 〃 18		— NNE	3500	4100	600
宮崎	2	〃 〃 18	09	+ E	900	1000	400
延岡	2	〃 〃 23	13	— SW	300	300	150
熊本	3	〃 〃 23	11	+ NNE	700	2050	400
温泉岳	2	〃 〃 24	11	+ NW	600	600	400
長崎	1	〃 〃 27	17	+ NW			
阿蘇山	2	〃 〃 28	13		—	800	—
都城	2	〃 〃					
枕崎	3	〃 〃					
阿久根	3	〃 〃					
佐賀	1	〃 〃 32	17	+ NW	1200	1900	300
大分	1	〃 〃 33	22	— SSW	1470	1120	495
屋久島	0	〃 〃 35	24	— NNE	48	76	28
福岡	1	〃 〃 36	21	+ N	350	600	100
福江	0	〃 〃 38	23	+ WNW	167	127	74
下関	0	〃 〃 41	25	— S	72	168	72
足摺岬	0	〃 〃 44	26	— SW	79	36	46
厳原	0	〃 〃 49	35	+			
松山	0	〃 〃 51	34	—	86	54	47
広島	0	〃 〃 55	33	+ NE	41	54	29
浜田	0	〃 〃 59	37	—	47	60	27
室戸岬	0	〃 20 02	46		58	39	27
岡山	0	〃 〃 07	41		30	32	48
高松	0	〃 〃 09	49		67	60	24
徳島	0	〃 〃 10	50				

第2節　今回の地震活動

官署名	震度	発震時	初期微動時間	初動方向	最大振巾 (μ) N—S	E—W	U—D
		時 分 秒	分 秒				
西郷	0	19 20 20	01 04	— S	25	28	11
京都	0	〃 〃 27	01 03		16	15	14
豊岡	0	〃 〃 35			87	70	20
大阪	0	〃 〃 38			243	193	72
松代	0	〃 21 01	01 39				

4）えびの地震　余震

震源時刻　昭和43年2月25日　17時49分39.6秒

震央　北緯32°02′　東経 130°44′

震源の深さ　10km

規模　M＝4.7

官署名	震度	発震時	初期微動時間	初動方向	最大振巾 (μ) N—S	E—W	U—D
		時 分 秒	分 秒				
人吉	3	17 49					
鹿児島	1	〃 〃 51	08		303	360	67
宮崎	1	〃 〃 52	09	+ E	250	215	84
熊本	1	〃 〃 55	10	+ N	160	298	82
佐賀	0	〃 〃 55	16		200	400	—
温泉岳	1	〃 〃 56	11				
延岡	0	〃 〃 58	12	— SW	—	50	50
長崎	1	〃 〃 59	17	+			
屋久島	0	〃 50 09			6	8	4
福江	0	〃 〃 09	25		12	11	6
福岡	0	〃 〃 10	20	+ N	28	58	15
大分	0	〃 〃 11	20	SSW	114	102	—
阿蘇山	0	〃 〃 15					
下関	0	〃 〃 15	24	— S	5	18	10
牛深	1	〃 〃					
宇和島	0	〃 〃 16	25				
足摺岬	0	〃 〃 21	26		13	6	7
松山	0	〃 〃 25	32		11	9	3
浜田	0	〃 〃 31	36		5	7	5
室戸岬	0	〃 〃 40	41	—	9	5	5
岡山	0	〃 〃 42	56		4	7	9
高松	0	〃 〃 44			9	8	—
西郷	0	〃 〃 58		+	5	5	2
豊岡	0	〃 51 25			13	9	—
松代	0	〃 〃 35					

5）えびの地震　余震

震源時刻　昭和43年3月25日　00時58分47.8秒

震　　央　北緯32°01′　東経 130°43′

震源の深さ　0km

規　　模　M＝5.7

官署名	震度	発震時			初期微動時間		初動方向		最大振巾 (μ) N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分	秒					
人吉	3	00	58								
鹿児島	3	〃	59				−	NNE	2950	750	2150
宮崎	3	〃	〃	02.4		09.0	+	E	2000	1900	800
都城	3	〃	〃								
阿久根	3	〃	〃								
牛深	3	〃	〃								
枕崎	3	〃	〃								
温泉岳	3	〃	〃	07.5			+		500	600	300
熊本	3	〃	〃	07.9		09.6	−	S	1000	1900	380
阿蘇山	2	〃	〃	08					650	1000	200
延岡	3	〃	〃	08.4		12.4	−	SW	650	350	250
長崎	1	〃	〃	09.8		16.2	+	NW	400	200	200
佐賀	2	〃	〃	12.9		16.0	+	NNW	1300	1800	300
大分	1	〃	〃	17.1		20.3	−	WSW	1700	1300	747
屋久島	0	〃	〃	18.4			−	NNE	34	68	28
福岡	1	〃	〃	19.6		20.5	+		200	550	100
福江	0	〃	〃	20.0		25.6	+	NW	85	55	40
下関	1	〃	〃	24.6		24.0	+	NNE	75	173	72
宇和島	0	〃	〃	26.2		25.0	+		200	200	150
足摺岬	0	〃	〃	27.0		28.1	−	WSW	132	78	90
厳原	0	〃	〃	29.9		36.3			18	32	14
松山	0	〃	〃	34.5		34.3			126	103	115
広島	0	〃	〃	37.5		34.5			58	66	31
高知	0	〃	〃	39.3		40.0					
浜田	0	〃	〃	41.1		37.1	−	SW	56	67	45
室戸岬	0	〃	〃	42.3		39.7	−		89	61	45
高松	0	〃	〃	49.8		46.2			86	86	82
岡山	0	〃	〃	50.0		42.4	−		48	88	106
徳島	0	〃	〃	53.0		47.7					
米子	0	〃	〃	55.6		50.4					
穴吹	0	〃	〃	56.1							
洲本	0	〃	〃	57.3		50.2	−		87	67	58
松江	0	01	00	02.0							
潮岬	0	〃	〃	02.1		56.4			30	29	8

第2節　今回の地震活動

官署名	震度	発震時			初期微動時間		初動方向		最大振巾 (μ)		
									N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分	秒					
鳥取	0	01	00	02.6		53.9					
神戸	0	〃	〃	03.1							
和歌山	0	〃	〃	06.7					73	72	84
大阪	0	〃	〃	07.1					27	311	160
尾鷲	0	〃	〃	08.0			−		3	2	2
京都	0	〃	〃	10.7	01	02.7			27	25	19
姫路	0	〃	〃	10.7							
豊岡	0	〃	〃	11.2					120	114	
奈良	0	〃	〃	11.8					50	50	
彦根	0	〃	〃	19.1					68	71	21
敦賀	0	〃	〃	20.4	01	15.9					
岐阜	0	〃	〃	24.7					25	24	11
津	0	〃	〃	25.5							
名古屋	0	〃	〃	25.8	01	17.8	+	ENE	65	64	19
福井	0	〃	〃	26.1	01	13.6					
浜松	0	〃	〃	33.0			+		43	27	15
飯田	0	〃	〃	33.8					31	34	17
静岡	0	〃	〃	37.3					14	17	18
富山	0	〃	〃	38	01	29.0			71	47	31
御前崎	0	〃	〃	38.2					65	43	18
甲府	0	〃	〃	43.4					31	25	15
輪島	0	〃	〃	44					28	28	
三島	0	〃	〃	44					20	20	9
松代	0	〃	〃	45.0	01	39.0	+				
網代	0	〃	〃	45.7					8	7	7
軽井沢	0	〃	〃	49.9							
高田	0	〃	〃	52.1							
秩父	0	〃	〃	55.7							
船津	0	〃	〃	59.4							
宇都宮	0	〃	01	06.4					13	12	
熊谷	0	〃	〃	07.0					52	46	31
仙台	0	〃	〃	25					6	5	2
秋田	0	〃	02	30					7	7	4
大島	0	〃	〃	42					11	8	3
横浜	0	〃	〃	49.3					81	29	13
東京	0	〃	〃	59					52	62	30
新潟	0	〃	03	05.0					45	46	20
前橋	0	〃	〃	13.8					52	31	27
小名浜	0	〃	〃	16.8					14	13	6
富崎	0	〃	〃	17.8					15	23	9
水戸	0	〃	〃	24.0					26	17	12

第2節　今回の地震活動

6）えびの地震　余震

震源時刻　昭和43年3月25日　01時20分59.6秒

震　　央　北緯31°59′　東経　130°44′

震源の深さ　10*km*

規　　模　M＝5.4

官署名	震度	発震時			初期微動時間	初動方向		最大振巾 (μ)		
								N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分　秒					
人吉	4	01	21							
鹿児島	0	〃	〃	11.9						
宮崎	2	〃	〃	12.4	07.6	＋		1100	800	300
都城	1	〃	〃							
阿久根	2	〃	〃							
牛深	2	〃	〃							
枕崎	2	〃	〃							
熊本	2	〃	〃	16.6	09.8			900	2000	455
温泉岳	2	〃	〃	18.4		＋		400	250	50
延岡	2	〃	〃	19.0	13.7	－		100	100	150
長崎	0	〃	〃	20.7	15.5	＋	NW			
阿蘇山	2	〃	〃	22				350	500	250
佐賀	0	〃	〃	27.8	16.4					
屋久島	0	〃	〃	28.9		－	NNE	20	39	13
大分	0	〃	〃	29.1	21.9	－				
福岡	0	〃	〃	29.8	20.4	＋	N	130	240	78
福江	0	〃	〃	31.0	26.6	＋	WNW	76	50	31
下関	0	〃	〃	34.6	23.0	＋	NW	30	140	63
宇和島	0	〃	〃	36.4	24.6					
足摺岬	0	〃	〃	38.8	25.1	－	WSW	88	33	41
巌原	0	〃	〃	40.9	36.7			9	10	12
松山	0	〃	〃	44.3	31.5			67	63	36
広島	0	〃	〃	49.9	34.5			28	30	35
高知	0	〃	〃	51.4	39.2					
浜田	0	〃	〃	53.0	34.2	－	SW	24	42	19
神戸	0	〃	〃	57.2						
松江	0	〃	〃							
徳島	0	〃	〃							
和歌山	0	〃	〃					44	22	14
豊岡	0	〃	〃					60	87	
室戸岬	0	〃	22	01.0				33	22	13
高松	0	〃	〃	01.5	50.5			38	34	19
岡山	0	〃	〃	02	41.2			20	24	27
潮岬	0	〃	〃	09.4	55.5			11	16	4

第2節　今回の地震活動

官署名	震度	発震時			初期微動時間		初動方向	最大振巾 (μ)		
								N—S	E—W	U—D
		時	分	秒	分	秒				
洲本	0	01	22	12.5		49.9	−	33	24	20
米子	0	〃	〃	13.0						
尾鷲	0	〃	〃	14.6	01	10.4	+	10	9	7
鳥取	0	〃	〃	14.8		51.5				
京都	0	〃	〃	17.5	01	01.3		11	10	6
大阪	0	〃	〃	18.9				198	239	65
姫路	0	〃	〃	21.8						
津	0	〃	〃	25.5						
彦根	0	〃	〃	25.8				25	39	10
敦賀	0	〃	〃	29.3	01	12.5				
名古屋	0	〃	〃	35.4	01	18.6	+	25	25	12
岐阜	0	〃	〃	35.5	01	11.5		11	8	3
福井	0	〃	〃	36.9	01	09.0				
浜松	0	〃	〃	43				11	15	8
飯田	0	〃	〃	45.6				14	12	8
御前崎	0	〃	〃	46.5				32	18	8
静岡	0	〃	〃	48.2				7	6	7
富山	0	〃	〃	49	01	29.0		22	19	14
甲府	0	〃	〃	53.4				13	12	7
松代	0	〃	〃	54	01	46.0				
三島	0	〃	〃	57				8	9	7
奈良	0	〃	〃							
輪島	0	〃	23	00				12	17	
船津	0	〃	〃	00.8						
高田	0	〃	〃	02.4						
宇都宮	0	〃	〃	18.7				7	4	
熊谷	0	〃	〃	30.0				15	18	10
横浜	0	〃	24	15.9				14	10	
富崎	0	〃	25	11.0				8	8	5
前橋	0	〃	〃	23.3				17	11	14
水戸	0	〃	〃	41.0				8	7	4
東京	0	〃	〃	55				20	22	
新潟	0	〃	26	06.0				18	16	10
小名浜	0	〃	〃	06.3				10	7	2

(2) その他の前震，余震の状況

1) 官署別有感地震観測表

番号	発震時刻 月日時分	有感官署名 3（弱震）	2（軽震）	1（微震）	記事
1	2 21 09 13	人吉			飯野警察署で観測した震度 3
2	10 04	人吉	枕崎	霧島	〃 3
3	11 07			人吉	
4	11 33			人吉	
5	11 40			人吉	
6	12 52		人吉		〃 3
7	12 56			人吉	
8	12 58			人吉	
9	14 36		人吉		〃 3
10	15 43		人吉		〃 3
11	16 05			人吉	〃 3
12	16 57			人吉，霧島	〃 3
13	17 08		人吉	霧島	〃 3
14	20 32		人吉		
15	20 57		人吉	霧島	〃 3
16	21 07		人吉		
17	21 33		人吉		〃 3
18	22 29		人吉		
19	22 08 18		人吉，霧島		飯野警察署京町派出所で観測した震度 3
20	09 34			人吉	
21	14 44			人吉	〃 1
22	17 59			人吉	
23	18 28		人吉		〃 3
24	18 56		人吉	霧島	〃 3
25	19 26	人吉		霧島	
26	19 34		人吉	霧島	〃 3
27	19 35			人吉，霧島	〃 3
28	19 36			霧島	
29	19 37			人吉，霧島	〃 2
30	20 06			人吉	〃 1
31	20 34		人吉		〃 1
32	20 50			人吉	〃 1
33	22 21	人吉		霧島	〃 3
34	22 39		人吉		〃 2
35	23 15			人吉	〃 1
36	23 16			人吉	〃 1
37	23 37			人吉	〃 1

第2節　今回の地震活動

番号	発震時刻 月 日 時 分	有感官署名 3（弱震）	2（軽震）	1（微震）	記事	
38	2 23 02 11			人吉		
39	14 21			人吉		
40	15 17			人吉		
41	15 31			人吉		
42	16 58			人吉		
43	23 46			人吉		
44	24 01 10		人吉	霧島	飯野警察署京町派出所で観測した震度	3
45	06 06			霧島		
46	25 23 50		人吉		〃	2
47	26 00 46			霧島		
48	19 32			人吉	〃	1
49	27 00 33			人吉	〃	3
50	08 21	人吉		霧島	〃	3
51	12 52		人吉，霧島		〃	3
52	13 24			霧島		
53	23 22		人吉		〃	2
54	28 06 17			人吉	〃	2
55	09 33		人吉	霧島	〃	2
56	15 27			人吉	〃	3
57	21 10			宮崎		
58	29 04 57			霧島		
59	09 41			人吉		
60	22 32		人吉	霧島	〃	3
61	22 34			人吉，霧島	〃	3
62	3 1 09 46				〃	2
63	3 07 16			霧島		
64	12 33			霧島		
65	21 56			人吉	〃	3
66	6 00 05		人吉，霧島		〃	1
67	09 19		人吉	霧島	〃	2
68	8 23 20			霧島		
69	9 16 46		人吉			
70	18 28		人吉		〃	3
71	11 16 20			人吉	〃	3
72	12 19 35			人吉，霧島	〃	2
73	18 21 47			人吉		
74	19 13 19		人吉，霧島	温泉岳	〃	4
75	21 36			人吉	〃	1
76	21 43			人吉	〃	1
77	20 03 21		霧島		〃	3
78	21 10 34		人吉		〃	3
79	21 03			人吉	〃	1

第2節　今回の地震活動

番号	発震時刻 月 日 時 分	有感官署名 3（弱震）	2（軽震）	1（微震）	記事	
80	3 22 22 45			人吉		
81	24 06 57			霧島	飯野警察署京町派出所で観測した震度	1
82	25 01 14			人吉，霧島	〃	2
83	01 15			人吉		
84	01 19	霧島	人吉	宮崎，温泉岳	〃	3
85	01 25			人吉		
86	01 28			人吉	〃	3
87	01 34		人吉	霧島，温泉岳		
88	01 36			人吉		
89	01 38		人吉	霧島	〃	2
90	01 43			人吉		
91	01 43			人吉		
92	02 26			人吉		
93	02 28			人吉	〃	2
94	03 56		人吉，霧島		〃	3
95	07 45			人吉，霧島	〃	1
96	09 52			霧島	〃	1
97	13 21		人吉	霧島	〃	3
98	13 30			人吉	〃	2
99	14 40			人吉，霧島	〃	2
100	15 29			人吉		
101	16 46		人吉	霧島	〃	2
102	26 02 33			人吉，霧島	〃	2
103	22 06		人吉	霧島	〃	3
104	27 02 44			人吉，霧島	〃	1
105	14 47		霧島		〃	2
106	28 09 11			人吉，霧島		
107	12 02			人吉	〃	1
108	15 51		人吉，霧島		〃	3
109	16 14			霧島	〃	2
110	17 58		人吉	霧島	〃	3
111	30 00 32			人吉	〃	2
112	06 52			霧島	〃	2
113	12 22		霧島	人吉	〃	2
114	4 3 08 18			人吉，霧島	〃	1
115	17 08			人吉	〃	1
116	4 09 13			人吉		
117	5 01 47			霧島	〃	2
118	02 22		霧島	人吉	〃	2
119	04 30		霧島，都城	人吉	〃	2
120	06 38		霧島	人吉	〃	2
121	06 43		霧島			

第2節　今回の地震活動

番号	発震時刻 月 日 時 分	有感官署名 3（弱震）	2（軽震）	1（微震）	記事	
122	4 5 07 57			人吉	飯野警察署京町派出所で観測した震度	2
123	08 34			人吉，霧島	〃	2
124	12 17		人吉，霧島		〃	2
125	16 39		霧島		〃	1
126	16 39		霧島		〃	2
127	6 19 15		人吉		〃	2
128	7 07 18			人吉	〃	1
129	15 01		霧島			
130	15 27			霧島	〃	1
131	23 23			人吉，霧島	〃	2
132	8 02 25			人吉，霧島	〃	2
133	02 33			人吉	〃	1
134	02 41			人吉	〃	2
135	15 00 00			霧島	〃	2
136	11 17			人吉	〃	2
137	11 19		霧島	人吉	〃	3
138	14 16			霧島	〃	2
139	16 07		霧島		〃	2
140	16 08			霧島	〃	1
141	16 10 33			人吉	〃	1
142	18 00 14			人吉	〃	2
143	20 05 03		人吉，霧島		〃	3
144	05 04			霧島	〃	2
145	05 09			霧島	〃	1
146	12 12			人吉，霧島	〃	3
147	15 13		人吉	霧島	〃	2
148	21 05 59			霧島	〃	2
149	06 26			霧島	〃	2
150	5 1 20 57		人吉	宮崎，温泉	〃	2
151	21 54	人吉	霧島，都城	岳，枕崎，熊本，大分	〃	3
152	22 01			人吉	〃	1
153	22 09			人吉	〃	1
154	3 07 50			霧島	〃	2
155	16 47			霧島	〃	1
156	19 11			霧島	〃	2
157	4 04 37		霧島		〃	2
158	14 37			霧島		
159	5 21 28			霧島		
160	15 06 12			霧島	〃	2
161	30 20 42	人吉	霧島	温泉岳	〃	3
162	22 58		人吉		〃	3
163	6 12 19 46			霧島	〃	1

第2節　今回の地震活動

番号	発震時刻 月 日 時 分	有感官署名 3（弱震）	2（軽震）	1（微震）	記事	
164	6 16 23 58			人吉，霧島	飯野警察署京町派出所で観測した震度	3
165	18 19 02	人吉	霧島		〃	2
166	7 5 12 48			霧島	〃	1
167	12 49		人吉，霧島			
168	12 50		人吉，霧島		〃	3
169	12 51			霧島	〃	1
170	12 56			霧島		
171	13 28			人吉	〃	1
172	18 10			人吉	〃	1
173	30 11 41		人吉		〃	3
174	8 13 20 22	人吉	霧島	阿久根	〃	4
175	21 39		人吉			

（注）　人吉：人吉測候所　　宮崎：宮崎地方気象台
熊本：熊本地方気象台　　枕崎：枕崎測候所
温泉岳：温泉岳測候所　　都城：都城測候所
阿久根：阿久根測候所　　霧島：鹿児島地方気象台霧島火山観測所

第2節　今回の地震活動

2)　飯野警察署京町警察官派出所で観測した有感地震（2月22日02時31分までは飯野警察署）

昭和43年2月21日～10月31日

月	日	有感地震 震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
2	21	1	1		13			15
	22		1		14	16	26	57
	23					7	20	27
	24				2	3	22	27
	25			1		22	27	50
	26				3	6	24	33
	27				5	16	14	35
	28				2	7	21	30
	29				4	8	20	32
3	1					8	29	37
	2					6	23	29
	3				5	1	14	20
	4				1	5	21	27
	5				3	4	16	23
	6				1	3	19	23
	7				1	6	22	29
	8					4	10	14
	9				1	6	20	27
	10					1	4	5
	11				1	4	10	15
	12				2	3	8	13
	13				1		10	11
	14				1	4	7	12
	15				1	3	12	16
	16				2	3	14	19
	17				1	1	7	9
	18				1	2	9	12
	19			1		1	10	12
	20				2		9	11
	21				1	7	7	15
	22				2	5	7	14
	23				1	1	7	9
	24					3	9	12
	25		2		7	30	88	127
	26				1	10	33	44
	27					8	33	41
	28				2	2	14	18
	29					2	10	12

第2節　今回の地震活動

月	日	有感地震						
		震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
3	30					4	7	11
	31					2	15	17
4	1					4	22	26
	2					1	12	13
	3					1	11	12
	4					3	13	16
	5					14	35	49
	6					3	10	13
	7					8	26	34
	8					5	17	22
	9					1	5	6
	10						7	7
	11						8	8
	12						6	6
	13					1	6	7
	14					1	7	8
	15				1	4	11	16
	16					1	11	12
	17						5	5
	18					2	4	6
	19						3	3
	20				3	3	16	22
	21					2	5	7
	22					1	7	8
	23						5	5
	24					2	7	9
	25					2	7	9
	26						1	1
	27						3	3
	28					1	2	3
	29						4	4
	30					1		1
5	1				1	1	20	22
	2					2	11	13
	3				1	2	22	25
	4					1	9	10
	5					1	3	4
	6						4	4
	7						2	2
	8						2	2
	9						3	3
	10						3	3
	11						3	3

第2節　今回の地震活動

月	日	有感地震 震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
5	12						3	3
	13						1	1
	14					1	3	4
	15					1	9	10
	16					3	3	6
	17						3	3
	18					2	4	6
	19						1	1
	20					3	3	6
	21						4	4
	22					1	1	2
	23					1	3	4
	24						3	3
	25					1		1
	26						4	4
	27						1	1
	28					1	5	6
	29						2	2
	30				2	3	16	21
	31					1	7	8
6	1						7	7
	2							0
	3						5	5
	4						1	1
	5					1	2	3
	6				2		13	15
	7					1	2	3
	8						3	3
	9							0
	10							0
	11						2	2
	12						3	3
	13						1	1
	14						4	4
	15						4	4
	16				1			1
	17						9	9
	18					3	4	7
	19					2	2	4
	20					1		1
	21						1	1
	22						1	1
	23						1	1
	24							0

第2節　今回の地震活動

月	日	有感地震 震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
6	25						1	1
	26							0
	27						5	5
	28						1	1
	29					1		1
	30							0
7	1					2	6	8
	2							0
	3							0
	4							0
	5				2	3	12	17
	6						4	4
	7						2	2
	8						2	2
	9						1	1
	10							0
	11							0
	12							0
	13						1	1
	14						1	1
	15						1	1
	16							0
	17						1	1
	18						2	2
	19						2	2
	20							0
	21						4	4
	22						4	4
	23							0
	24						2	2
	25						1	1
	26							0
	27						1	1
	28						2	2
	29						1	1
	30				1	1	4	6
	31						2	2
8	1						2	2
	2							0
	3						1	1
	4						2	2
	5						1	1
	6							0
	7							0

第2節　今回の地震活動

月	日	有感地震						
		震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
8	8							0
	9							0
	10						1	1
	11						1	1
	12						1	1
	13			1	1		3	5
	14						1	1
	15						1	1
	16						1	1
	17							0
	18							0
	19						1	1
	20						1	1
	21						1	1
	22							0
	23						3	3
	24						1	1
	25						1	1
	26							0
	27							0
	28							0
	29						1	1
	30							0
	31							0
9	1							0
	2						2	2
	3							0
	4							0
	5							0
	6						3	3
	7							0
	8							0
	9							0
	10							0
	11							0
	12							0
	13						1	1
	14							0
	15						1	1
	16							0
	17							0
	18							0
	19							0

第2節　今回の地震活動

月	日	有感地震 震度6	震度5	震度4	震度3	震度2	震度1	合計
9	20						1	1
	21							0
	22							0
	23							0
	24							0
	25							0
	26							0
	27						1	1
	28						1	1
	29							0
	30							0
10	1							0
	2							0
	3							0
	4							0
	5							0
	6						3	3
	7							0
	8							0
	9							0
	10							0
	11							0
	12							0
	13							0
	14						1	1
	15						1	1
	16						1	1
	17						1	1
	18						1	1
	19					1		1
	20							0
	21							0
	22							0
	23							0
	24							0
	25					1		1
	26						1	1
	27							0
	28							0
	29							0
	30							0
	31							0
合計		1	4	3	96	327	1,283	1,714

第2節　今回の地震活動

3)　鹿児島地方気象台霧島火山観測所地震観測回数（倍率5,000倍，電磁地震計による）

昭和43年2月21日～10月31日

月 日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合　計
			(06時～08時50分)	(08時50分～13時)	(13時～15時)				
2 21	2	7	(3)	(309)	(135)	157	122	118	853
22	75	86	89	53	49	84	135	136	707
23	76	84	74	104	75	82	48	65	608
24	53	41	42	46	36	49	41	39	347
25	37	30	31	40	19	32	35	31	255
26	43	29	32	29	20	17	19	20	209
27	29	20	15	16	26	29	22	20	177
28	17	23	17	31	21	40	25	22	196
29	23	32	22	28	29	35	27	40	236
3 1	34	29	20	12	25	20	22	14	176
2	30	20	19	14	21	22	15	欠	(141)
3	14	13	14	25	12	15	11	11	115
4	12	12	17	18	9	20	11	13	112
5	8	12	11	8	21	13	25	21	119
6	15	11	14	23	11	17	12	18	121
7	30	22	32	42	30	21	18	22	217
8	9	21	15	16	10	18	18	26	133
9	16	9	15	29	12	6	15	8	110
10	21	8	10	10	10	5	6	6	76
11	15	9	9	9	7	20	7	7	83
12	2	4	9	5	8	8	30	18	84
13	3	7	10	14	8	8	8	13	71
14	10	9	23	10	5	6	11	12	86
15	12	8	8	22	13	7	14	7	91
16	21	12	15	17	11	8	12	3	99
17	3	4	9	14	17	5	5	8	65
18	9	4	7	7	8	6	9	8	58
19	7	7	7	2	21	15	6	14	79
20	5	9	10	10	6	12	5	5	62
21	欠	欠	欠	欠	9	3	6	11	(29)
22	12	3	7	10	(2)	7	10	10	(61)
23	8	6	7	4	3	5	18	11	62
24	8	11	24	24	9	11	33	6	126
25	254	261	163	138	77	69	69	60	1,091
26	39	48	36	38	37	34	31	53	316
27	56	55	22	30	13	26	17	27	246
28	25	19	24	19	27	42	36	19	211

第2節　今回の地震活動

月	日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合計
3	29	19	8	13	12	7	8	13	8	88
	30	7	12	16	2	7	11	17	11	83
	31	13	12	21	14	7	10	12	13	102
4	1	14	10	11	13	9	11	9	12	89
	2	7	10	8	15	14	7	7	18	86
	3	15	11	2	7	9	26	22	19	111
	4	8	15	18	18	19	13	17	28	136
	5	52	65	49	30	47	41	33	24	341
	6	19	10	24	17	15	10	17	7	119
	7	8	13	28	10	14	22	12	19	126
	8	32	16	22	7	8	12	11	8	116
	9	9	8	10	9	5	8	17	14	80
	10	11	12	2	11	4	8	4	3	55
	11	14	5	7	2	2	4	3	7	44
	12	7	13	6	6	7	1	2	4	46
	13	7	1	12	11	8	1	6	13	59
	14	4	6	7	26	11	5	7	5	71
	15	11	5	9	12	15	11	6	9	78
	16	8	5	9	13	4	6	4	4	53
	17	4	9	1	4	1	4	2	3	28
	18	9	7	4		2	6	10	5	43
	19	1	5	3	4	9	4	2	6	34
	20	8	25	11	15	5	17	7	6	94
	21	5	5	8	3	3	6	4	10	44
	22	11	5	5	5	4	5	2	5	42
	23	4	6	3	6	6	2	1	13	41
	24	9	6	6	3	3	3	1	7	38
	25	6	1	2	8	5	2	5	3	32
	26	3	4	1	4	1	2		3	18
	27	2	6	2	2	4	1	5	6	28
	28	3	2	4	2	5	1	2	3	22
	29	8	5	3	10	12	7	3	2	50
	30	2	4	2	4	4	3	2	1	22
5	1	4	7	1	11	7	3	2	41	76
	2	9	4	8	9	14	5	8	3	60
	3	37	7	12	15	6	6	10	6	99
	4	15	12	12	6	3	7	8	10	73
	5	7	16	5	7	7	2	9	19	72
	6	6	11	6	2	7	1	4	1	38
	7	3	10	2	1	3	4	4	9	36
	8	2	3	1	4	1	4	4	2	21
	9	1	2	6	6	5	2	8	9	39
	10	2	2	4	5	2	1	2	1	19

第2節　今回の地震活動

月	日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合計
5	11	3	4	4	4		1	1	2	19
	12	4		8	2	3	3	2	1	23
	13	1	2		1	1	3	1		9
	14	1	1		2	4	5	4	4	21
	15	3	3	8	10	18	2	7	4	55
	16	5	1	2	5		1	1	3	18
	17	3	1	1			6	1	2	14
	18	2	4		3		2	2	5	18
	19	2	1	3	3	3		2		14
	20	12	3	3	4	2	3	1	3	31
	21	2	2	2	2	4	3		3	18
	22	6	1	1	1	1	3	2	2	17
	23		3	1	3	3		5	6	21
	24	6	2	2	3		1	2	2	18
	25			2		1	1		2	6
	26	3	2	4	1	1	1	2	4	18
	27	1		2	2	4		2	1	12
	28	7	2	5	3		1		2	20
	29			10	2	5	4		11	32
	30	8	12	1	2	5	1	19	25	73
	31	14	4	1	5	4	6	2	3	39
6	1	2	1	4	4	5	2	4		22
	2	3	2	3	2	3	2	1	2	18
	3	3	1	7	2	2	2	1	1	19
	4		1		1	8				10
	5	1	4	11	2	1		4	2	25
	6	5	7	5	10	7	4	11	8	57
	7	6	4	3	6	7	1	2	1	30
	8	2	2	1		5	4	1	3	18
	9	1	1		2		3		7	14
	10	4	1	1		2	1		2	11
	11	1	2	3	3		1			10
	12	1		2	2			1	1	7
	13	6	1	2					4	13
	14		3	3	7	2	2	5	7	29
	15	6	2	1	4	2	3	2	2	22
	16	2	2	3	3	1		1	2	14
	17	7	2	2	3	12	41	16	7	90
	18	12	3	11	9	6	2	21	5	69
	19	4	2	3	1	1		2	3	16
	20	4		8	6	6	2	1		27
	21	1	1	4	2	2	1	2	1	14
	22	2	1			2			2	7

第2節　今回の地震活動

月	日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合計
6	23	1				1		4	2	8
	24		1		1					2
	25	3	1	1	3	2	1	1		12
	26	1			1	1	1	1	1	6
	27	2	4			1				7
	28	1	1				2	1	1	6
	29	1	2	1			4	7		15
	30		1	1		1	2		1	6
7	1	16	42		1	3	1	5		68
	2	2	1	1		2				6
	3		1	1	2					4
	4	1	2		1			2	1	7
	5	1	1	2	4	32	6	13	6	65
	6	4			2	1	1		3	11
	7	4	2		1	2	3		1	13
	8	1	1	1	1	1		3	7	15
	9	1		1	1		3	4	3	13
	10	3	5	1	4	1	1		3	18
	11	3		2	1	1	1		1	9
	12	1		2	2	3	4	2		14
	13	1			3		2	1	1	8
	14	3	2	3	1	1	1	5		16
	15		1	1		1	2	1	1	7
	16	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	17		1	1		3	9	1		15
	18				2		2			4
	19			1		1	1	1	1	5
	20	1			2		2	2		7
	21		1	2		2	3		3	11
	22	5	4	2	2		2		1	16
	23	5	2	2	2		2		1	14
	24	5	2		1			4		12
	25	4	4	4	1				2	15
	26			1			2	1	3	7
	27	1	1	1	1			2	3	9
	28	2	2		2		1	1	1	9
	29	2			1	2	4	2		11
	30	1	1		2	6		1	3	14
	31	2				1		1	2	6
8	1	2	1		1	4	2		1	11
	2	1	1	1		1	1		2	7
	3	3	2		1	5		2	3	16
	4	2		3	4		1			10

第2節　今回の地震活動

月	日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合計
8	5	1			2	1			2	6
	6	1				1	1	1		4
	7						6			6
	8		1	1		1		1	1	5
	9	1	1					2		4
	10	1	1	1						3
	11	4	1	2			1			8
	12	2	1	1		1		1		6
	13				1	1	1	5	12	20
	14	1	2	1		1	1	3	4	13
	15	1	3	2	6	1				13
	16			1		2		2	1	6
	17	2			1	1				4
	18		2		1			2		5
	19		2		1			3	2	8
	20	4			1	1	2	4	3	15
	21	1	1		1			1	3	7
	22	1				1			1	3
	23		2				1	4		7
	24			2			2			4
	25	2	1	2	1			3		9
	26		1	2	2	1	1	1	1	9
	27							3	1	4
	28					1	1		2	4
	29	2		1			2			5
	30	3	4	2				2	1	12
	31		1	1		1	1	2	2	8
9	1				1	4	1		1	7
	2		2	1		3	2	1		9
	3							1	1	2
	4				1					1
	5			4	1	1	1	1	1	9
	6					1	1			2
	7						4			4
	8						1			1
	9	1			1	1				3
	10	1							2	3
	11							2	1	3
	12									0
	13	1	1	1	1			1		5
	14							1		1
	15		1	1						2
	16		1	2		1	1	1		6
	17					1		1		2

第2節　今回の地震活動

月	日	00時～03時	03時～06時	06時～09時	09時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	合計
9	18						1			1
	19					1		1		2
	20							2		2
	21			1			1	1	2	5
	22					1		2	2	5
	23								1	1
	24									0
	25			1		1		1		3
	26	1	2					1	1	5
	27		1	1	1	1				4
	28	2				1	1			4
	29					1	1			2
	30		1			1	1		2	5
10	1		1	1	4		1	1	1	9
	2	2		1		1	1	1		6
	3			1	1					2
	4	1						4		5
	5			1	1					2
	6	1	1	1	1		1		1	6
	7									0
	8	1								1
	9						1			1
	10		1	1	1	1	2	1	1	8
	11	2		1		1	1	2	1	8
	12			1	2	2		1		6
	13									0
	14			4	2			1		7
	15	1			2	2	1	1		7
	16	4						1		5
	17		1			3	4			8
	18					1		1	2	4
	19							1	2	3
	20	2								2
	21		1				1			2
	22				1			1		2
	23			1			1	1		3
	24	1								1
	25					1				1
	26	1							3	4
	27		1			1			1	3
	28				1					1
	29									0
	30									0
	31			1						1

6．警戒状況　（福岡管区気象台発表の地震情報）

番号	内容	発表時刻
1	今日午前8時15分ごろ，ほとんど九州全域に地震を感じました。 震源地は宮崎，鹿児島県境で，震源の深さは約20*km*と推定されます。 各地の震度は次のとおりでした。 震度5　人吉 〃 3　宮崎，延岡．阿久根，枕崎 〃 2　鹿児島，都城，大分，熊本，温泉岳 〃 1　福岡，阿蘇，佐賀 なお，この地震により人吉地方では，壁にひび割れが生じる程度の被害がありました。	昭和43年2年21日 午前9時30分
2	さきほどの地震について，宮崎地方気象台からの連絡によれば，飯野地方（宮崎県えびの町）では震度5以上であったと推定されます。 この地震により同地方では停電したところがあり，また，道路の亀裂やブロツクべいの倒壊などの被害を生じました。 なお，この地震のあとにも数回小さな地震が発生している模様です。	昭和43年2月21日 午前10時30分
3	けさ08時51分の地震に引き続き，10時45分に九州全域にかなり強く地震を感じました。震源地は08時51分の地震と同じ場所と思われます。 各地の震度は次のとおりでした。 震度5　人吉 〃 4　阿久根，枕崎，宮崎，鹿児島，延岡 〃 3　熊本，都城，油津，佐賀，大分，温泉岳 〃 2　福岡，牛深，阿蘇山 〃 1　長崎 なお，この地震による津波の心配はありません。	昭和43年2月21日 午前11時05分
4	21日午前10時45分に宮崎，鹿児島県境付近に起こった地震により，宮崎県えびの町一帯では大きな被害を生じました。霧島町湯之野にある鹿児島地方気象台の火山観測所の観測によると，この地震のあとも同地方では，ときどき人体に感じる地震を含み，小さな地震がたくさん起こっていますが，地震の起こる回数は次第に少なくなっています。 しかし，震源地付近では地震により地盤や建物が弱くなっていますので，割合小さな地震でも被害を起こすことが考えられますので注意が必要です。 なお，21日午前10時45分の地震を〝えびの地震〟と呼ぶことにしました。	昭和43年2月22日 午後6時00分
5	今日午後7時19分ごろ，ほとんど九州全域に地震を感じました。 震源地は，えびの町付近と推定されます。 各地の震度は次のとおりでした。 震度4　人吉 〃 3　鹿児島，枕崎，阿久根，熊本 〃 2　延岡，宮崎，都城，温泉岳 〃 1　福岡，大分，長崎，佐賀	昭和43年2月22日 午後8時00分

第2節　今回の地震活動

番号	内容	発表時刻
	なお，この地震は昨21日午前10時45分に起こった，えびの地震の余震と思われます。	
6	一昨22日午後7時19分のかなり強い余震は，震源地付近で震度5の強震であったと推定され，あらたにかなり大きな被害を生じました。 鹿児島地方気象台霧島火山観測所の観測によると，21日午前10時45分の本震以後は，総体的には地震回数が次第に少なくなる傾向をたどっています。しかしこの間には，22日午後7時19分のかなり強い余震と，そのあとしばらくは有感地震を含む地震の発生回数が多くなるといったような，かなり大きな消長がみられます。 このような余震の発生状況と，これまでの地震で震源地付近では地盤や建物などが弱くなっていることなどから，まだ注意が必要と考えられます。	昭和43年2月24日 午後4時45分
7	えびの地震総合観測班の観測によると， (1) いまのところ，震源域の変化はほとんど認められない。 (2) 地震回数はときには増加することもあるが，全体としては減少の傾向にある。 以上の結果から，地震は次第におさまる傾向ではあるが，25日夕刻（午後5時49分）程度の地震は，今後も起こる恐れがあり，今までの地震で地盤や建物が弱くなっているので引き続き注意して下さい。	昭和43年2月27日 午前9時45分
8	えびの地震総合観測班の観測によると，地震回数はいまのところ，順調に減少していますが，えびの地方は今夜から明朝にかけて，20～30ミリの雨が降る見込みで，崖崩れや雨漏りのおそれがありますから十分注意して下さい。	昭和43年2月28日 午後5時00分
9	えびの地震総合観測班の観測結果によると，昨夜10時31分から34分にわたって震度2，3の地震が続いて発生しましたが，これらの現象は，この種の地震のあとにはたいていあることで，特別に変った現象ではありません。現在，総合観測班の観測結果にも特別な異常は観測されておりません。しかし，なお，25日夕刻の地震（マグニチュード5）程度のものは，今後も起こる恐れもありますから，家屋の補強は十分して下さい。	昭和43年3月1日 午前9時40分
10	えびの地震総合観測班の観測によると，えびの地区の地震はその後多少消長はありますが，順調に減少にむかっています。 しかし，7日午前中から霧島山塊に震源を有する別の微小地震がやや多くなっています。今後の推移については，なお検討の余地がありますが，一応注目しています。	昭和43年3月9日 午前9時40分
11	えびの地震総合観測班の観測によると，えびの地区の地震は消長を繰り返しながら大勢としてはおさまっていく傾向にありますが，ここ数日来の横ばい状態は群発性の特徴で，今後も多少の変動を伴うことが考えられます。したがって人体に感ずる地震は，ここしばらく続くものと思われます。	昭和43年3月21日 午後2時00分
12	きょう午前0時59分ごろ，ほとんど九州全域に地震を感じました。震源地は宮崎県えびの町付近で，震源の深さはごく浅いと推定されます。	昭和43年3月25日 午前3時30分

番号	内容	発表時刻
	各地の震度は次のとおりでした。 震度3　宮崎，延岡，鹿児島，枕崎，都城，阿久根，牛深，熊本，人吉，温泉岳 〃 2　阿蘇山，佐賀 〃 1　長崎，下関，大分，福岡 また，福岡での発震時刻は，午前0時59分20秒でした。 なお，この地震は去る2月21日午前10時45分に起こった，えびの地震の余震と思われます。	
13	えびの地震総合観測班の観測によると，本朝0時59分および1時21分に，かなり強い地震が続いて発生しました。震源域はいまのところ特に変化はしておりません。このような地震は群発性の特徴が強く現われたもので，今後も地震の回数と強さに変動の多い状態を続けるものと思われます。	昭和43年3月25日 午前6時00分
14	えびの地震総合観測班の観測によると，えびの地区の地震は今月に入り4日ごろより再びやや活動的になり，5日の午前中の人体に感ずる地震は32回に達しました。このように，かなり変動の多い状態を繰り返しながらここしばらくは続くものと思われ，震度4程度のものは今後もまだ起こることが考えられます。シラス地帯やその周辺部では特に注意してください。	昭和43年4月5日 午後2時00分
15	えびの地震総合観測班によれば，飯盛山北西麓における地震活動はおさまりつつあります。今後まだ震度3程度の地震は発生するかもしれませんが，この地域を震源とする被害地震の発生するおそれはほとんどないと思われます。しかし，これからは，割合まとまった雨が降りやすい時期になりますし，これまでの地震活動で震源域では地盤が弱くなっており，山くずれやがけくずれなどの被害の起こることが考えられますので十分注意してください。	昭和43年5月15日 午後3時00分

第2章　被　害　状　況

第２章　被害状況

第1節　概　　況

えびの町真幸地区では従来群発性の地震がしばしば起こっている。記録によると大正２年に真幸地震があり８か月間，昭和36年には吉松地震とよばれた地震が２か月続き，被害を受けている。

今回は，２月11日からえびの町真幸地区を中心に人体に感じる地震が起こり，住民にかなりの不安を与えたが12日，13日としだいにおさまった。

ところが，２月21日８時51分にほとんど九州全域で人体に感じる強い地震が起こり，震源地の真幸地区では震度５の強震が観測された。このため，真幸地区では窓ガラスが割れ，ブロック塀が倒れ，道路には地割れが生じ，また，川内川の堤防には大小の亀裂が入り，真幸地区柳水流地先では，自然河岸が立木とともに大きく崩壊するなどの被害が発生した。

第１図　えびの地震被害激甚地域図

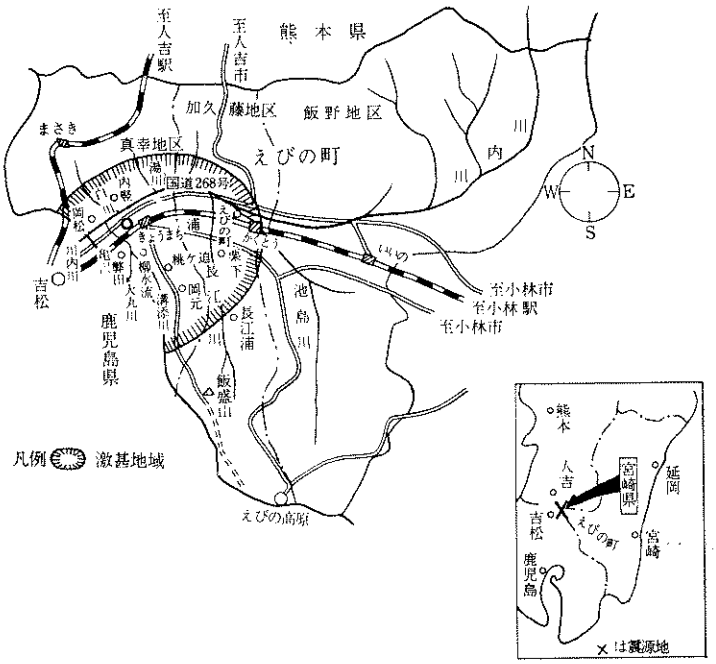

また，電力施設にもかなりの被害を生じ，えびの変電所は配電不能となり約１万戸が停電した。幸い負傷者は学童１人だけで，それも黒板が落ちるさい頭に軽い傷を負った程度であった。

この地震の約2時間後の10時45分には，さらに規模の大きいマグニチュード6.1の地震（真幸地区では震度6の烈震）が起こった。このため被害は宮崎，鹿児島，熊本の3県に及んだ。なかでも，えびの町およびその南西に接する吉松町では激甚な被害が発生した。このうち，被害の最も大きかったのはえびの町真幸地区で，被害激甚地域は第1図にみるとおり，真幸地区の京町を中心に直径約8kmのほぼ円形の範囲である。真幸地区内でも被害の程度は川内川の南側に著しくとくに京町および浦，柳水流，弊田，亀沢の各部落に被害が集中した。

第2図　　林地崩壊箇所図

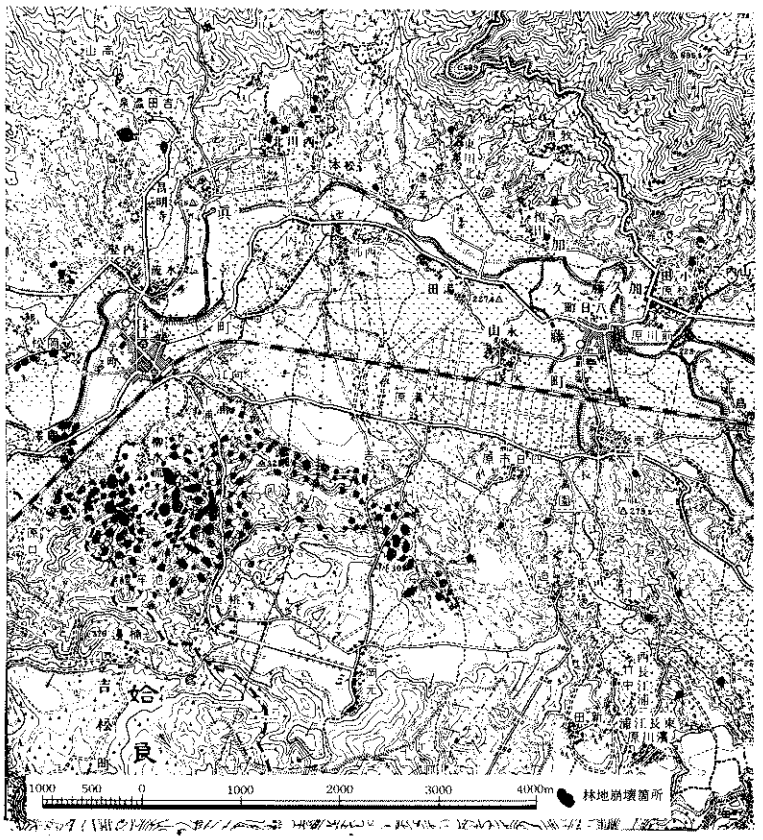

被害の種類，程度およびその分布をみると次のとおりである。

山くずれ，がけくずれおよび地割れは被災地内の随所に生じ，なかでもシラス台地にできた山くずれには大規模なものがみられ，白い地膚が頂部からむき出しになっている。なお山くずれは300か所近く発生し，その大半が溝添川および大丸川の両川筋に集中している。

がけくずれは低位段丘の段丘崖に多く，とくに弊田部落の段丘崖にできたがけくずれは大きく，がけくずれといっしょに家屋が転落し道路，耕地が電柱もろとも埋没した。

地割れは盛土の上に造成された道路，鉄道および河川堤防に多く，なかでも舗装道路にできた地割れ（亀裂）は大きく，ぱっくりと口をあけていた。とくに国道268号線の亀沢部落付近では道路の中央部に延長150*m*，巾30*cm*もの地割れが生じた。その他，地盤の隆起，陥没，噴砂現象などがみられたが，その規模はそう大きなものではなかった。

一方，施設被害としては，建物をはじめ電気，通信，鉄道，上水道その他道路，橋梁，河川，かんがい施設など真幸地区内の施設はほとんど被害を受けた。

なかでも，建物の被害は最も著しく，その被害は木造建物のみでなく，真幸中学校校舎，真幸農協倉庫，国民宿舎やたけ荘，京町共立病院など鉄筋コンクリートの耐震壁や柱にも大きな亀裂が入るなどの被害を受けた。このうち，住家の被害は全壊412戸，半壊675戸，一部破損3,217戸

第3図　　公共土木施設被害箇所図

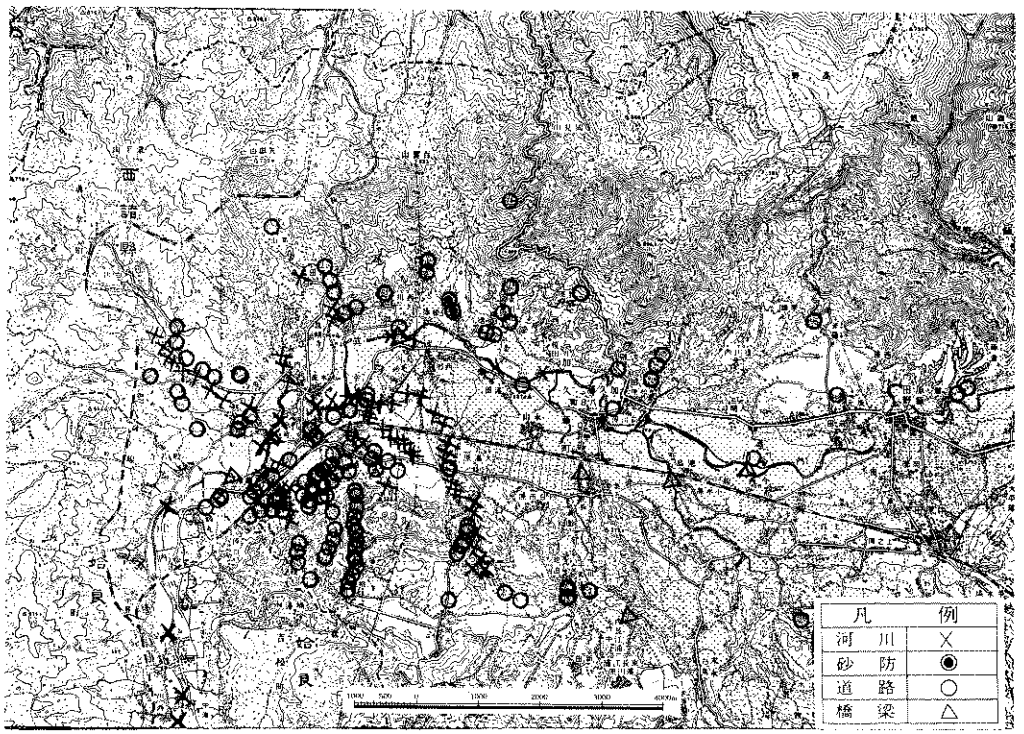

にのぼり，えびの町真幸地区を中心に加久藤，飯野両地区にも及んだ。なかでも震央に近い真幸地区においては，住家の全半壊が全体の80％，867戸にのぼり地震の激しさを物語っている。

真幸地区内でも京町および亀沢，柳水流の3部落の建物被害率（部落全戸数に対する全壊および半壊の割合）は高く，40～50％にのぼっている。つまり，この3部落においては全戸数の半数かまたは半数近くが全半壊していることになる。これらのうち亀沢，柳水流が山間の部落であるのに対し，京町は平坦地にあって真幸地区の中心であり，家屋が密集しているため，住家の全半壊戸数は真幸地区全体の約50％，423戸に達している。

道路の被害は，真幸地区を中心に加久藤，飯野両地区にもわずかではあるが及んでいる。最も被害のひどい路線は，地盤条件の悪い柳水流―弊田―亀沢間の国道268号線と浦，桃迫間の一般県道えびの真幸線で，その被害は路面の亀裂（地割れ）陥没，路肩決壊および山くずれ，がけくずれによる埋没などで一時交通途絶をきたした。

また，加久藤地区川鶴橋以西の永久橋はほとんど被害を受けた。その被害は池島橋の橋脚沈下を除いて，すべて支承部と関連して支承部付近だけに生じているが，交通禁止にまでは至らなかった。

直轄河川の川内川は堤防，護岸12か所，延長6,480 mにわたり被害を受けた。その被害はえびの町榎田地先から吉松町中津川地先間の左岸側に多い。また中小河川の被害は真幸地区に集中しており，なかでも溝添川および大丸川の両河川は山くずれ，がけくずれによる埋塞，堤防の亀裂および決壊などの被害が流路全体に及んでいる。なお，中小河川の被害は真幸地区以東には及んでいない。

国鉄線は通り狂い，路盤沈下および亀裂その他諸施設の被災により，吉都線は飯野―吉松間，肥薩線は真幸―栗野間が一時不通となった。

なお，吉都線京町駅ではホームが決壊するなどの被害がでた。

また，電気，通信，水道施設も大きな被害を受け停電，通信途絶，水道が断水するなど真幸地区は一時混乱の極に達した。

その他，かんがい施設の被害および山くずれ，がけくずれによる耕地，農道の埋没など農地，農業用施設の被害も357か所にのぼり，田植期を控え水稲の植付が憂慮された。

なお，えびの町ではこの地震で10人の負傷者がでたのみで死者は1人もなかった。このように人的被害が少なかったことは，大震災としてはまれなことではなかろうか。負傷の原因は戸外に逃げ出すとき物にぶつっかり，つまづき，または転倒して傷を負ったものである。

この地震のあともえびの・吉松両町では震度1～3程度の地震が続いていたが，翌22日19時19

分再び真幸地区で震度5の強震が起こり，えびの・吉松両町では前2回の地震で弱っていた家屋や地盤に再三の打撃を加えた。

えびの町ではこの地震で20人もの負傷者がでた。負傷の原因は前回の地震と全く同じであるが，前2回の地震に比べて負傷者が多かったのは，夜間の地震で住民が一層あわてたためではなかろうか。その他，真幸地区では25日にも地震のさい，戸外へ逃げようとして転倒し負傷した者がいた。

その後も震度1～3程度の地震が続いていたが，その回数はゆっくり減ってきていた。

ところが，3月25日0時59分と1時21分の2回，真幸地区は再び震度5の強震に見舞われ，これまで被害の少なかったえびの町加久藤，飯野両地区および真幸地区岡元部落の高台にまで被害が広がった。この地震で，えびの町では住家全壊39戸，半壊221戸，非住家全半壊215棟などの大きな被害を受け，住民は再び不安のどん底に突き落された。

なお，人的被害としては負傷者3人に過ぎなかったが，震度に比して施設被害が予想外に大きかったことに対し，宮崎地方気象台では「被害の状況から判断すると，0時59分の地震は地震動の最も強かつた地域では震度6の烈震があったかも知れない。」と説明している。

3月25日の震度5の強震を最後に被害を起こすような大きな地震はなく，昭和44年2月現在，真幸地区では有感地震がときおり起こる程度におさまってきている。

以上のように，被災地域内でも被害は場所によって著しく違っている。これは地質と関係が深いといわれている。これについて政府の総合技術調査団，鹿児島大学理学部地学教室，九州大学理学部地質学教室の種子田教授の地震と地質に関する調査報告書等によると次のとおりである。

(1)　えびの町真幸地区から，吉松町東縁部にかけては「シラス類」を主とする累層や砂礫層からなる洪積層，沖積層の軟弱地帯で，そのうえ一部では過去において地層が断たれ傾動している。これは地震に対してきわめて危険な地域であると判断せざるを得ない。当然，被害は甚大であるはずである。

(2)　えびの町は，霧島山系の山麓にあって，真幸，加久藤，飯野の3地区よりなり，京町は盆地上の高原であって，中を川内川が貫流している。京町は川内川の河川敷であるが，表層に近い砂礫層の下部には厚いシラス層が堆積している模様である。

(3)　被害と各地層との関係をみると，被害は加久藤群層（シラスまたはシラス様の地層を主とする累層）が地表に露出し，または地表下浅い所に潜在している地域において著しく，前者はシラスよりなる山地で山くずれが無数に発生し(溝添川，大丸川，葉広田川の流域)，後者は段丘礫層，沖積砂礫層におおわれて平坦地で家屋倒壊が著しい。（真幸地区京町，浦，柳水流，

弊田，亀沢の各部落)

(4) 同じ沖積面内でも家屋倒壊の率は場所によってかなり違い，川内川に接する付近では倒壊率が低く，200～400m以上離れた左岸沖積層の薄い所が倒壊率が高い。

(5) えびの町飯盛山の北裾に連なる地域は溶岩におおわれているが，ここは震央に近いにもかかわらず被害がきわめて軽微であった。また，加久藤盆地内の北縁は基盤の古期火山岩類が露出しており，概略的には川内川の北岸は内竪部落のボーリング資料から推定すると，基盤が比較的地下浅い所にあるらしいが，ここも被害は軽微であった。

(6) 家屋の被害が予想外に多かったのは，被災地域が軟弱な地質であるうえに，建物構造上耐震的な考慮がほとんど払われていないことによる。

今回の地震が群発性を示し，しかも5回にわたる強烈震のため，えびの・吉松両町は激甚な被害を受けた。両町を中心とする宮崎・鹿児島両県の被害状況をとりまとめたものが第1表である。

このうち宮崎県の被害状況は負傷者35人，り災世帯3,477世帯，り災者13,639人，住家全壊451戸，半壊896戸，一部損壊3,597戸，被害額は建築物36億円，土木施設6億円，農林業関係施設19億円，その他の施設被害を加えると，施設関係の被害額63億円，商工業，林産物など生産物の被害額1億6,000万円，総額65億円の多額にのぼった。

これらの被害は，ほとんどえびの町一町の被害であり，えびの町は昭和41年11月飯野町，加久藤町および真幸町の3町が合併したもので，被害が真幸地区に集中していることから，旧真幸町のみの被害であるといえる。このことは被害地域は狭いが，一町全滅に近いというあまり例のない，きわめて激甚な被害であることに注目すべきである。

第1表　　えびの地震被害状況

区　　分	宮崎県	鹿児島県	合　計
1 人的被害			
(1) 死者	一 人	3 人	3 人
(2) 負傷者	35 〃	9 〃	44 〃
(3) り災世帯数	3,477世帯	1,698世帯	5,175世帯
(4) り災者数	13,639 人	6,603 人	20,242 人
2 建築物被害			
(1) 住家			
全壊	451 戸	47 戸	498 戸
半壊	896 〃	382 〃	1,278 〃
一部損壊	3,597 〃	1,269 〃	4,866 〃
計	4,944 〃	1,698 〃	6,642 〃

第1節　概　　況

区　　分	宮　崎　県	鹿　児　島　県	合　　計
(2) 非　住　家	1,143 棟	1,056 棟	2,199 棟
3 交　通　被　害			
(1) 鉄　　道	3か所	−	3か所
(2) 道　　路	161 〃	65か所	226 〃
(3) 橋　　梁	11 〃	11 〃	22 〃
4 耕　地　の　埋　没	54.3 *ha*	3.0 *ha*	57.3 *ha*
5 林　地　崩　壊　地	328か所 (74.8*ha*)	121か所	449か所

被　害　額　内　訳

区　　分	宮　崎　県	鹿　児　島　県	合　　計
	千円	千円	千円
被　害　総　額	**6,526,988**	**2,349,520**	**8,876,508**
1 施　設　物　被　害	**6,363,915**	**2,321,982**	**8,685,897**
(1) 土　木　施　設	577,805	257,450	835,255
(2) 農地農業用施設	397,000	115,300	795,364
(3) 営　農　施　設	282,864		
(4) 開拓地入植施設	7,250		
(イ) 住宅，農舎	(7,050)		
(ロ) 飲料水施設	200		
(5) 林地林業施設	1,252,402	347,895	1,600,297
(6) 教育関係施設	121,826	20,000	141,826
(7) 建　築　物	3,581,250	1,285,380	4,866,630
(8) 衛生関係施設	86,719	24,600	111,319
(イ) 上　水　道	42,579	24,600	67,179
(ロ) 保健所，病院，診療所	(44,140)	−	(44,140)
(9) 水産関係施設	−	1,050	1,050
(10) 電　気　施　設	30,197	7,958	38,155
(11) 通　信　施　設	10,700	2,128	12,828
(12) 鉄　道　施　設	66,200	260,221	326,421
(13) その他の施設	892	−	892
2 生　産　物　被　害	**163,073**	**27,538**	**190,611**
(1) 農　作　物	613	2,000	2,613
(2) 畜　産　物	510	−	510
(3) 林　産　物	10,863	4,133	14,996
(4) 商　工　業	151,087	21,405	172,492

(注) 1．（ ）の被害額は，(7)建築物の被害額に再計してあるが，施設物被害総額では控除してある。
2．直轄災害分は除く。

次に，これらの部門別被害状況を示すと第2表のとおりである。

以上，直接的被害のほかに間接的な被害も次のとおりばく大であった。

えびの町真幸地区京町は戦後「えびの高原」が開発されるまでは，本県唯一の温泉観光地として発展してきた。したがって京町の商業の業種構成も旅館をはじめ温泉観光に依存する業種が多く，これらの旅館，商店をはじめその他の中小企業は壊滅的な被害を受けた。そのうえ，続発する地震のため温泉観光客がほとんど皆無となり，これに伴う収入減のほか，復旧に要した期間中の休業による損害等，間接的な被害もばく大なものがあった。

今回の「えびの地震」による被害の特質として，次のことがあげられる。

(1) 地震の規模に比較して被災範囲が狭かった。

(2) 多数の倒壊家屋や山くずれ，がけくずれが生じたにもかかわらず，人的被害は少なかった。

(3) 地震につきものの火災が起こらなかった。

(4) 盛土した道路，堤防等の亀裂が著しく，亀裂は主として長い方向に生じた。

(5) 軟弱なシラス層および沖積層であったため，建築物等をはじめ施設の被害は予想外に大きく，また大規模な山くずれやがけくずれが生じた。

なお，被災地域全域に発生した多数の崩壊地は，土砂の供給源となり，ひとたび豪雨に見舞われると下流地域の宅地，田畑などは埋め尽される危険性がある。また被災地の山，がけおよび道路では，地盤がゆるみ地割れを生じているので，このような場所に一時に集中的な雨がしみ込むと崩壊，崩落を起こしやすい危険な状態になっているなど，雨期対策はきわめて重要である。

第2表 部門別被害状況

1　施設物被害内訳

(1) 土　木　被　害

区分		被害量	単位	被害額（千円）
県工事	河川	23	か所	174,829
	砂防	2	〃	4,383
	道路	43	〃	68,605
	橋梁	2	〃	2,952
	小計	70	〃	250,769
県単独工事		9	〃	1,060
計		79	〃	251,829
市町村工事	河川	40	〃	246,051
	道路	79	〃	67,608
	橋梁	9	〃	10,536
	小計	128	〃	324,195

町単独工事	21	か所	1,781
計	149	〃	325,976
合計	228	〃	577,805

(2) 農地農業用施設被害

区分		被害量	単位	被害額 (千円)
農地	田(埋没)	(54.3*ha*) 71	か所	30,000
農業用施設	溜池	8	〃	20,000
	頭首工	15	〃	8,000
	水路	153	〃	284,000
	農道	71	〃	37,000
	橋梁	5	〃	2,000
	揚水機	1	〃	2,000
	農地保全	20	〃	14,000
合計		(54.3*ha*) 344	〃	397,000

(3) 営農施設被害

施設名		被害量(棟) 全壊	半壊	一部損壊	計	被害額(千円) 全壊	半壊	一部損壊	計
農利業用共施同設	農協倉庫	3	−	−	3	18,005	−	−	18,005
	稚蚕共同飼育所	−	1	−	1	−	288	−	288
	生乳集乳所	−	3	−	3	−	500	−	500
	たばこ協同乾燥場	−	−	1	1	−	−	421	421
	計	3	4	1	8	18,005	788	421	19,214
農利業用非施(個人)共同設	畜舎	200	300	500	1,000	120,000	90,000	50,000	260,000
	たばこ乾燥場	−	19	30	49	−	3,350	300	3,650
	計	200	319	530	1,049	120,000	93,350	50,300	263,650
合計		203	323	531	1,057	138,005	94,138	50,721	282,864

(4) 開拓施設被害

施設名	被害量 全壊	半壊	計	被害額(千円) 全壊	半壊	計
住宅	2棟	38棟	40棟	1,500	3,650	5,150
農舎	−	38	38	−	1,900	1,900
飲用水施設	−	4か所	4か所	−	200	200
合計	2棟	76棟 4か所	78棟 4か所	1,500	5,750	7,250

(5) 林地及び林業施設被害（民有林）

区　　分	被　害　量		単位	被　害　額 (千円)
新生崩壊地	(74.8*ha*)	328	か所	1,252,402
合　　計	(74.8*ha*)	328	〃	1,252,402

(6) 教育関係施設被害

区　　分		校舎		被害額 (千円)			被害額合計 (千円)
		棟数	被害額(千円)	校地	工作物	設備	
小学校	半壊	13	104,180	-	-	-	104,180
	一部損壊	23	2,620	994	800	812	5,226
	計	36(10校)	106,800	994	800	812	109,406
中学校	一部損壊	22	8,179	-	531	360	9,070
	計	22(5校)	8,179	-	531	360	9,070
高等学校	全壊	1	452	-	-	-	452
	一部損壊	4	2,898	-	-	-	2,898
	計	5(3校)	3,350	-	-	-	3,350
合　　計		63(18校)	118,329	994	1,331	1,172	121,826

(7) 建築物被害

区　　分		被　害　量	被　害　額 (千円)
非住家	全半壊	(棟) 1,143	964,950
	計	1,143	964,950
住家	全壊	(戸) 451	721,600
	半壊	896	896,000
	一部損壊	3,597	998,700
	計	4,944	2,616,300
合　　計		1,143棟 4,944戸	3,581,250

(8) 衛生関係施設被害

1) 上水道

区　　分	被　害　額 (千円)	備　　考
上水道	42,579	水源施設，配管等被害
合　　計	42,579	

2）保健所，病院，診療所

区　分		棟　数	被　害　額 (千円)
県	一部損壊	3	1,610
	計	3	1,610
一般	全壊	3	11,300
	半壊	1	29,730
	一部損壊	4	1,500
	計	8	42,530
合計		11	44,140

(9) 電気被害

区　分	被　害　量	被　害　額 (千円)
一般電気	①66KV 人吉妙見線鉄塔基礎傾斜 ②配電線電柱折損（49本）転倒傾斜（230本）高圧電線断線（309条スパン）引込線断混線（1,320条スパン)外	30,197

(10) 通信被害

区　分	被　害　量	被　害　額 (千円)
通信施設	電柱369本，裸線18.2km，ケーブル10km，宅内関係 381件 その他（障害修理支線取替）646件	10,700

(11) 鉄道被害

区　分	被　害　量	被　害　額 (千円)
鉄道施設	線路，工作物，建物，電気，吉都線飯野鶴丸間において線路の路盤沈下，きれつ等のため不通	66,200

(12) その他の施設被害

区　分	被　害　量	被　害　額 (千円)
飯野署京町派出所	基礎コンクリート，屋根全般，内外壁，建具，天井吸音ボード	521
〃　加久藤　〃	外壁，柱，床，建具	172
〃　本署庁舎	内壁（亀裂）	18
小　林　署	西小林駐在所官舎	181
合　計		892

2 生産物被害

(1) 農作物被害

区　分	総栽培面積	予想収量	被害面積	被害減収量	単　価	被害額
	ha	t	ha	t	円	千円
麦　類	16,360	30,431	5	9.5	51,158	486
な　た　ね	1,810	2,263	1	1.3	67,000	87
飼料作物	19,648	483,341	5	20.0	2,000	40
合　計	37,818	516,035	11	30.8		613

(2) 畜産物被害

区　分		被　害　量 (頭)	被　害　額 (千円)
負傷	乳　牛	30	150
	役肉用牛	20	100
	馬	5	20
	計	55	270
畜産物			240
合　計			510

(3) 林産物被害（民有林）

区分		被害量	被害額（千円）
林産物	立木	1,037 (m³)	9,201
造林地（天然林）	すぎ	5.64 (ha)	834
	ひのき	5.57	828
	計	11.21	1,662
合計			10,863

(4) 商工業被害

区分		被額（千円）
商業	施設設備	31,323
	商品	72,787
	計	104,110
工業	施設設備	22,262
	製品原材料	24,715
	計	46,977
合計		151,087

第2節　人　的　被　害

えびの地震は，えびの町真幸地区で震度6強という大規模のものであり，かつ，その後も昼夜の別なく烈，強震が続いたにもかかわらず，人的被害としてはショック死1人（老婆）を出したのみで他に死者はなく，重傷者3人，軽傷者32人だけであった。

このように，連続的な地震で人的被害が少なかったのは，第1回目（21日8時51分）の地震により，いち早く住民が避難したことにもよるが，初期段階における地元消防団，警察当局の避難誘導や指示，警告，広報が被災地住民に徹底したことによるものと思われる。

また，地震につきものであり，かつ，厳寒期で火気の使用が多かったにもかかわらず，火災は2件のボヤのみであったことも死傷者の少なかった原因である。

負傷者35人の原因をみると，屋外へ逃げ出すとき物にぶっつかり，つまづき，または転倒して負傷した者が20人で過半数を占め，ついで物が倒れて負傷した者8人，七輪のヤカンが倒れて火傷した者2人，その他5人となっている。

第3節　建　物　被　害

1.　建物の被害状況

地震発生と同時に建物調査班を編成し被害の調査を実施した。調査にあたっては職員2人を1組として，えびの町真幸地区京町を中心に浦，柳水流，弊田，亀沢等被害の大きかった各部落の被害住宅位置，家族構成，被害状況，入居者の避難状況等について，全戸の調査を行なった。その結果による被害建物の構造別被害状況は後述のとおりである。

なお，地震による建物被害状況は第1・2表および第1・2図に示すとおりである。

第 1 表　　建 物 被 害 状 況

区分		被害量	被害額 (千円)
非住家	全半壊	1,143 (棟)	964,950
	計	1,143	964,950
住家	全壊	451 (戸)	721,600
	半壊	896	896,000
	一部損壊	3,597	998,700
	計	4,944	2,616,300
合計		1,143棟 4,944戸	3,581,250

第 2 表　　えびの町部落別住家被害状況

地区名	部落名	2月21日発生によるもの			3月25日発生によるもの			合計		
		全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
真幸	亀沢	28戸	9戸	37戸	(2)3戸	13戸	16戸	31戸	22戸	53戸
	柳水流	40	27	67	0	1	1	40	28	68
	下浦	24	28	52	(2)2	12	14	26	40	66
	中浦	67	59	126	(13)16	12	28	83	71	154
	上浦	3	4	7	2	1	3	5	5	10
	上島内	21	50	71	(1)2	3	5	23	53	76
	下島内	1	9	10	0	2	2	1	11	12
	上向江	10	21	31	0	4	4	10	25	35
	京町	183	240	423	(2)2	6	8	185	246	431
	南岡松	0	12	12	0	3	3	0	15	15
	北岡松	0	5	5	0	16	16	0	21	21
	西内竪	0	1	1	0	2	2	0	3	3
	中内竪	1	3	4	0	1	1	1	4	5

第3節　建　物　被　害

地区名	部落名	2月21日発生によるもの			3月25日発生によるもの			合計		
		全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
		戸	戸	戸	(3)戸	戸	戸	戸	戸	戸
	南昌明寺	2	9	11	4	13	17	6	22	28
	水流	2	2	4	0	1	1	2	3	5
	西川北	0	6	6	2	6	8	2	12	14
	東内竪	0	0	0	0	12	12	0	12	12
	小計	**382**	**485**	**867**	**(23) 33**	**108**	**141**	**20.1% 415**	**28.7% 593**	**48.8% 1,008**
加久藤	西郷	0	15	15	0	2	2	0	17	17
	湯田	3	9	12	0	1	1	3	10	13
	東川北	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	前松原	2	10	12	1	8	9	3	18	21
	松原	2	10	12	3	5	8	5	15	20
	麓	3	7	10	1	21	22	4	28	32
	中島	0	4	4	1	1	2	1	5	6
	灰塚	1	7	8	0	1	1	1	8	9
	大溝原	0	4	4	0	0	0	0	4	4
	永山	4	34	38	0	1	1	4	35	39
	西ノ下	6	14	20	0	10	10	6	24	30
	東下	0	2	2	0	0	0	0	2	2
	栗下	0	0	0	0	3	3	0	3	3
	西ノ上	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	榎田	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	小計	**21**	**119**	**140**	**6**	**55**	**61**	**1.7% 27**	**11.2% 174**	**12.9% 201**
飯野	山内	3	0	3	0	3	3	3	3	6
	大明司	2	10	12	0	4	4	2	14	16
	学畑	1	12	13	0	9	9	1	21	22
	坂元	0	11	11	0	0	0	0	11	11
	上大河平	0	3	3	0	0	0	0	3	3
	下大河平	0	2	2	0	0	0	0	2	2
	五日市	0	4	4	0	1	1	0	5	5
	東原田	1	11	12	0	0	0	1	11	12
	上原田	1	4	5	0	3	3	1	7	8
	上上江	0	1	1	0	3	3	0	4	4
	田代	0	1	1	0	12	12	0	13	13
	出水	0	4	4	0	0	0	0	4	4
	末永	1	3	4	0	5	5	1	8	9
	白鳥	0	5	5	0	0	0	0	5	5
	町	0	0	0	0	3	3	0	3	3
	前田	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	池島	0	0	0	0	8	8	0	8	8
	今西	0	0	0	0	6	6	0	6	6

（P75へ）

第1図　えびの町建物被害分布図

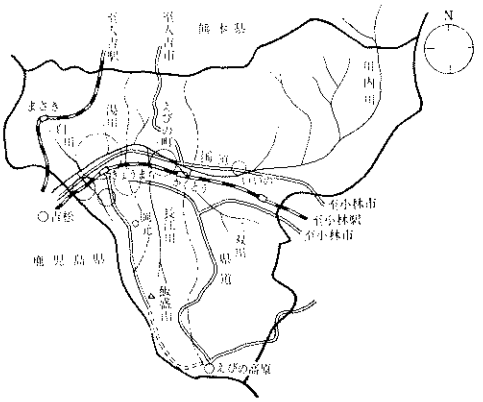

第2図　えびの町部落別住家被害率図

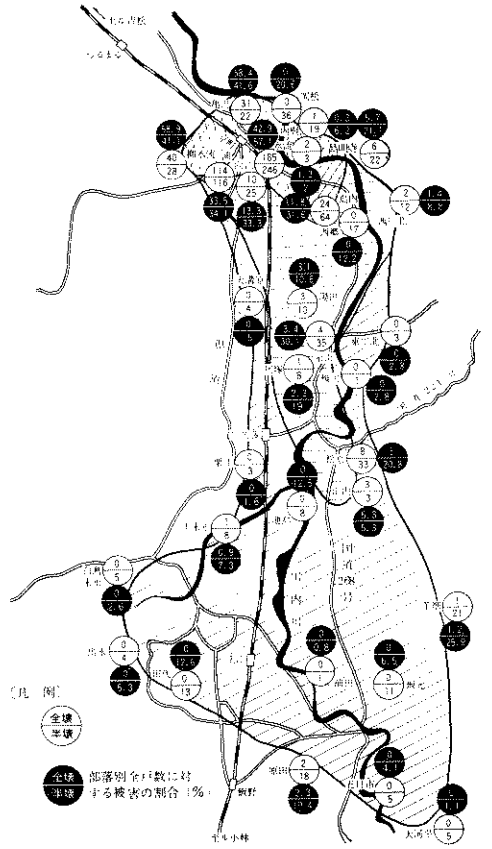

地区名	部落名	2月21日発生によるもの			3月25日発生によるもの			合計		
		全壊	半壊	計	全壊	半壊	計	全壊	半壊	計
	小計	9	71	80	0	58	58	0.4% 9	5.4% 129	138
合計		412	675	1,087	(23) 39	221	260	7.5% 451	14.9% 896	22.4% 1,347

〔備考〕

1　（　）内の数字は2月21日の地震により半壊の被害を受け，さらに3月25日の地震で全壊となったもので内数で示した。

2　小計のパーセントは，地区別の全戸数に対する被害の割合を示す。

2.　構造別被害状況

(1)　木造建物の被害

1）屋　　根

屋根葺材料として使用されているものは日本瓦，セメント瓦，厚型スレート，小波スレート，小波鉄板，平鉄板，平板，藁屋根等である。そのなかでも日本瓦のほとんどが古い型の瓦であり，軒瓦，桟瓦は釘止穴のない瓦が多い。また袖瓦，のし瓦等についても留め釘のない瓦が多い。

屋根の型式については，新しいものは切妻造りが比較的多く，古いものについては入母屋造りが多数みられる。

写真①②③は，弊田部落の被害家屋であるが，これらは震源地に近く，上下動により棟瓦，桟瓦が剥落したものが多い。

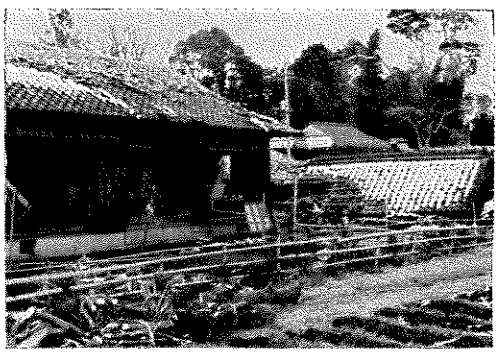

①②③　屋根被害の著しい家屋

棟瓦等の剥落については，初期の激しい水平動により一方向のみに落ちたものであるが，全般的に棟が高く，緊結がなく棟瓦は粘土で築いたものが多い。

平木葺は，屋根面が軽いため直接的な被害はない。

2）軸組

被害の著しい柳水流，亀沢，弊田部落の建物についていえることは，老朽化した建物が多く，平面形としては田の字型の平面が大部分である。写真④にみられるように筋違がほとんど使用されていない。わずかに床の間と一部の押入に斜材の入った部分があり，全体的に開放的な平面である。柱の断面は総体的に細く，小屋組は和式構造が多い。小屋材の断面は大きいものが使用されており，屋根荷重をいれると相当に重くなっている。床組は床が高く，足固めを廻す構造が多く，とくに南面廊下の柱は細い柱が使用されている。

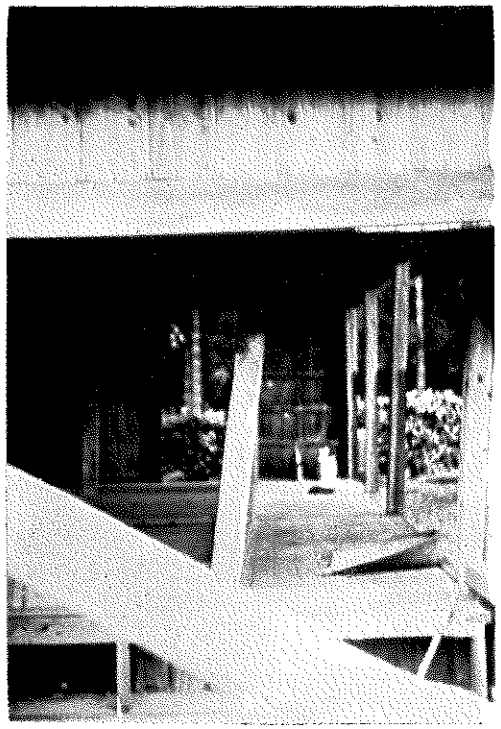

④⑤　筋違がほとんど使用されていない家屋

平面の型式は各部屋を襖，障子で間仕切った田の字型式の平面で開放的であり，間仕切壁が非常に少なく，構造的には種々検討すべき問題点を当初から持っていたものと考えられる。

④⑤は田の字型の平面の被害を示すものであるが，筋違材の使用はほとんどみられない。外力による変形を示しているが，すでに柱と足固めの取付部分，柱と胴差との仕口部分は折損しており，構造的には外力を受け止める何ものもない状態である。反復して繰り返される地震に筋違を打ち付けてはあるが，建物としてはすでに全壊の状態であり，筋違の必要が痛感される。

⑥⑦は浴室の基礎と土台のアンカーのない例である。柱はすでに折損しているが，土台の仕口部分はそのままの状態で，仕口部分締付金物

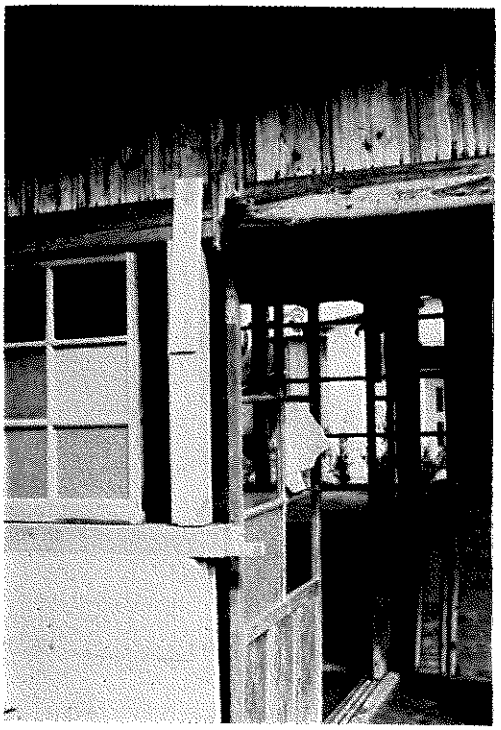

⑥⑦　土台のアンカーのない例

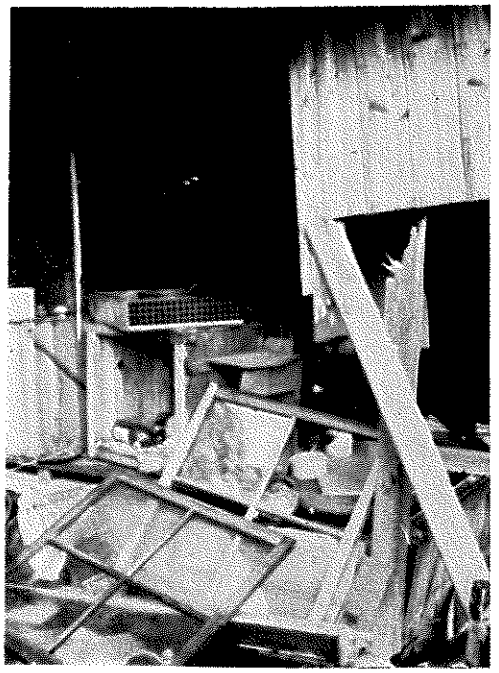

⑧⑨　柱の折損状況

の必要を強く感ずる。

⑧⑨も筋違の使用がほとんどない状態である。足固めと柱の仕口部分の柱の折損状況はほとんど水平であるが，足固めを竪木材，柱は杉材という材料の使用から考えても，柱の本数がいかに全体に大きく響くか

ということがわかる。

⑨の柱の折損は，梁間に比べ柱間隔の遠いことに原因があると考えられるが，柱の断面の小さいことにもよるものである。

⑩は基礎のアンカーボールトの数の不足によるものと考えられる。これは地震動による建物の動きに対し抵抗もできなかったものであろう。しかし，また一面コンクリートの強度に影響されることも見のがされない事実である。

⑩　アンカーボールトの不足している基礎

⑪　アンカーボールトのない基礎

⑪　は基礎のアンカーボールトの使用のない例であるが，地盤沈下による基礎の転倒に起因している。ただ横下見板打ちが筋違にかわり強く働いて，軸部の変形はないことがいまさらのように筋違の必要を感ずる。その他農家の床が高いため（これは床下利用，防湿）足固めを使用し，柱との仕口の不備，蟻害による柱の根腐れ等による建物の傾斜で破壊を早めた等各種の被害を生じている。被害を受けた建物の経過年数は相当古いものに多くみうけられる。しかし地震の多発地であり，かつ，台風の常襲地であることを考えるとき，なぜこのような工法がそのままの形として引き継がれたものであろうか，不思議でならない。

3）基　礎

地盤について考えられることは真幸地区の平野部において，中心地の真幸農協倉庫柱状図（第3図）にみられるとおり，地耐力としては深さ1m位でN値は5位である。したがって3～4 t/m^2位は考えられるが，高原台地にある柳水流，弊田，亀沢地区ではシラス層であるため，深さ1m位では地耐力を期待することが無理と考えられる。

⑫にみられるコンクリートの破壊している部分は，アンカーボールトの埋込部である。布コンクリートの根伐深さの浅いため，または地耐力のないため転倒を起こし破壊を生じているが，コンクリートの強度についても一考を要する。

第3図　地質柱状図および標準貫入試験結果図（真幸農業協同組合庁舎）

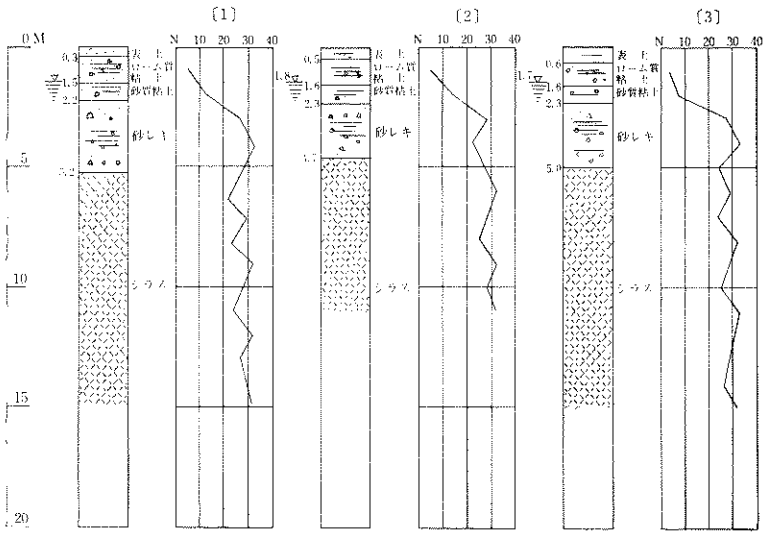

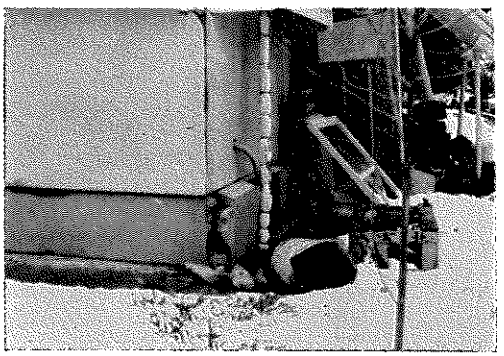

⑫⑬⑭　アンカーボールト部破壊状況

⑬はコンクリートブロック積基礎であるが，アンカーボールトは抜け出して効果をあげていない。

⑭はコンクリート端部のアンカー位置の破壊である。布コンクリートはすでに沈下，土台との間に隙を生じている。

⑮は煉瓦積風呂煙突部分であるが，地盤沈下コンクリート面との剪断で破壊している。

⑮　地盤沈下による破壊状況

⑯についてはコンクリートブロック積の基礎の破壊状況であるが，鉄筋の使用がなく素人工法であると考えられる。

少くとも正しく配筋され補強されていたら，このような被害は生じなかったであろう。さらに道路面より一段高くなっている所に建設され，それもシラス層であることを考えると，建築施工者の建築に対する十分な理解が望まれる。

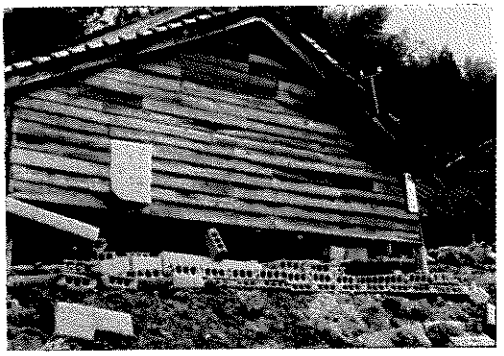

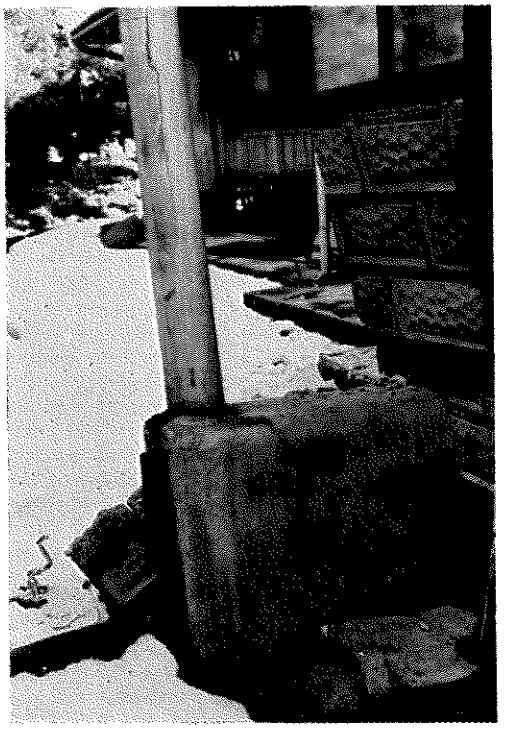

⑯⑰⑱　コンクリートブロック基礎の破壊

⑰⑱もコンクリートブロック基礎であるが，前記同様配筋は全くない。そのうえ捨コンクリート，フーテングもなく，地盤面に直接ブロックを積みあげたもので，当然破壊が考えられる。

⑲は石積基礎である。これらの基礎も地盤沈下をきたし，転倒したものであり，地盤についての考え方が十分に処置されていない。

⑳は玉石の上に柱を直接乗せたものであるが，すでに玉石からはずれ沈下しているため，構造部自体に歪を生じ破壊をきたした。

㉑㉒は柳水流部落にある建物で地割れを生じ

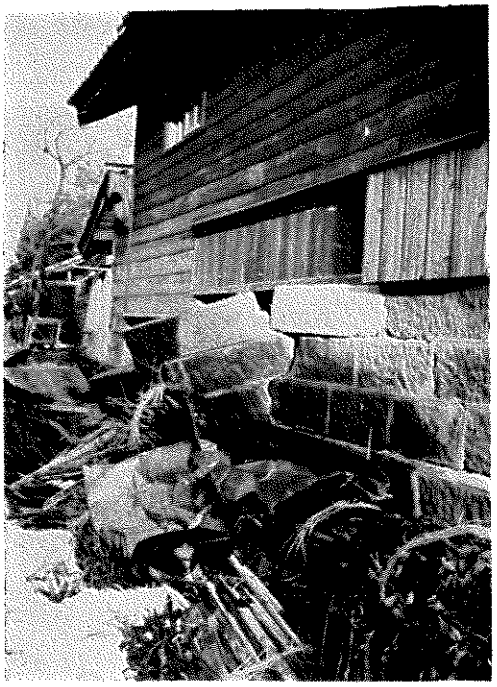

⑲　地盤沈下による石積基礎の転倒

⑳　玉石基礎からはずれた柱

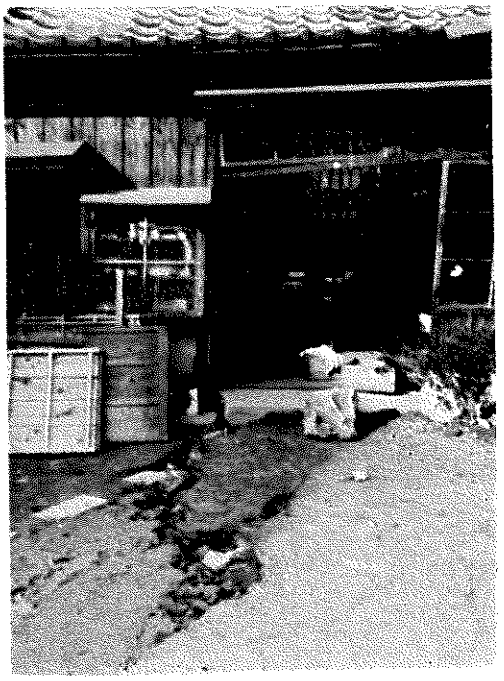

㉑㉒　軟弱な地盤の地割れによる被害

被害をきたしたものであるが，この敷地は高台地にあり，周辺部分は一部低くなり，かつシラス層のため地割れを生じたものと思われ，位置の選定は十分に検討が必要である。

㉓についてもシラス台地の上にあり，背面が崖地で敷地の崩壊に伴ってすべり落ちたものである。シラス自体の性質を十分に検討し，敷地の選定に誤りがなかったならば被害は喰い止めたことと考えられる。

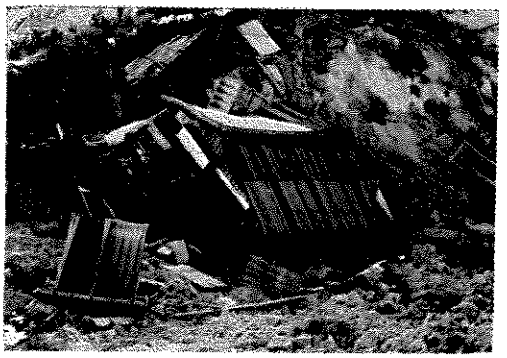

㉓　崖上の敷地崩壊状況

以上の被害箇所について考えられることは，コンクリートブロック基礎については所定の配筋がなされていない，地盤と基礎工法の関係が十分に検討されていない，構造上耐震的な工法は考えておらず，屋根は重く柱は細い，構造材の仕口，緊結金物は使用されていない，構造材の老朽，腐朽等が重なり，加えて大きな地震が反復されたことに起因し，被害を大きくしたものであろう。

4）塀の被害

真幸地区のコンクリートブロック造塀の被害を調査した範囲においては，正しい工法で施工された塀はほとんどみうけられなかった。また，ほとんどのブロック造塀は，大なり小なりの被害を受けている。このような被害を生じたことは，ほとんどブロック造に無知な素人の積んだものと思われる。このことは経費を安くするために材料，工法ともに節約したことに原因があると考えられる。

㉔㉕の写真にみられるとおり，ブロック塀高は平均6～7段積みが普通である。倒壊は地上一段位の部分から全体的に倒壊している。補強鉄筋は全く使用されていない。モルタルの

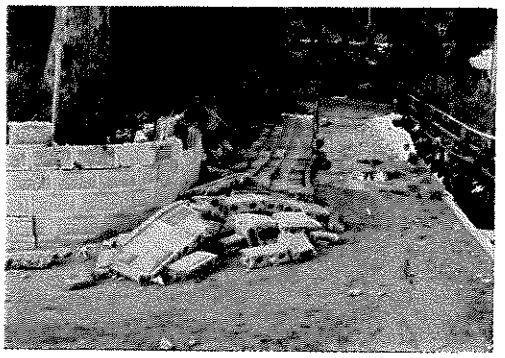

㉔㉕　コンクリートブロック塀の倒壊

使用量も少ない。モルタルのセメント混合量についても，適量の配合比ではないことが考えられる。控壁も全く使用されていない。このような破壊を生じたことは，地盤等の沈下によるものもあると考えられるが，バットレスおよび規定されている配筋が使用されていたならば，被害を最小限度に喰い止めたであろう。

以上の被害状況を判断すると，全体的には構造上の不備，施工上の不注意，建築に対する基本的な補強，耐震，台風に対する認識不足，防蟻工法の不足等が重なって被害を生じたものである。

㉖㉗は，田の字型の平面的な構造による建物被害写真で，第4図はその標準的な被害建物の平面図である。

㉖㉗　田の字型の構造家屋の倒壊状況

第4図　　標準的な被害建物の平面図

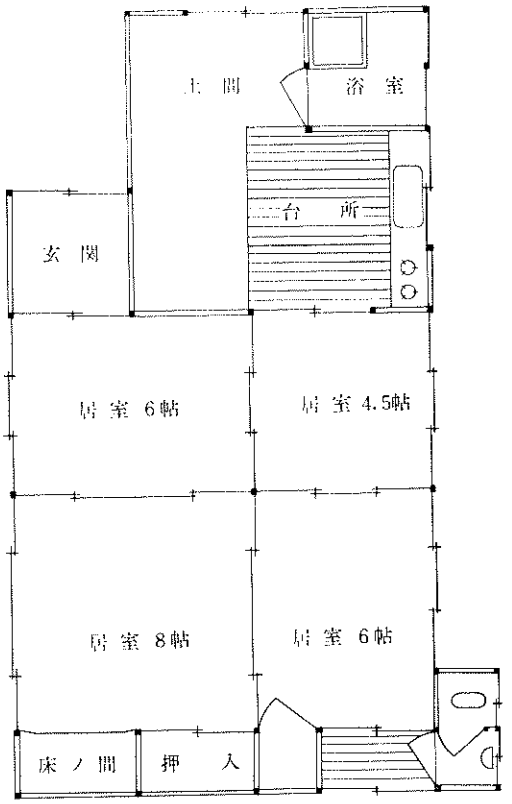

(2)　補強コンクリートブロック造

補強コンクリートブロック造の被害については，ブロック塀の破壊状況と同様に，ブロック積みの条件が全く守られていないことである。

㉘でみられるとおり完全に倒壊している。第5図はその平面図である。屋根はコンクリー

第5図　倒壊ブロックの平面図

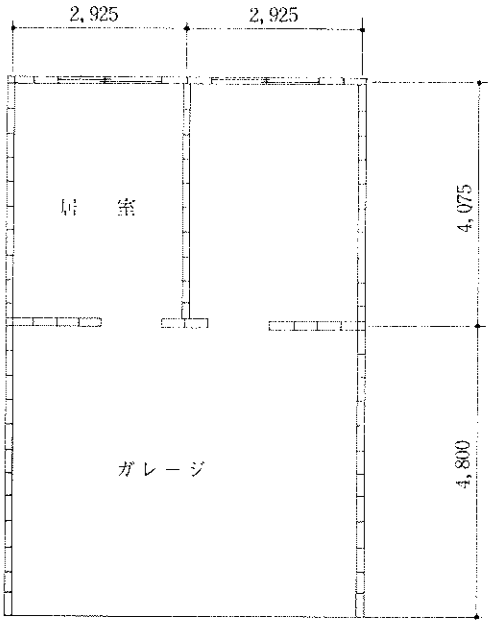

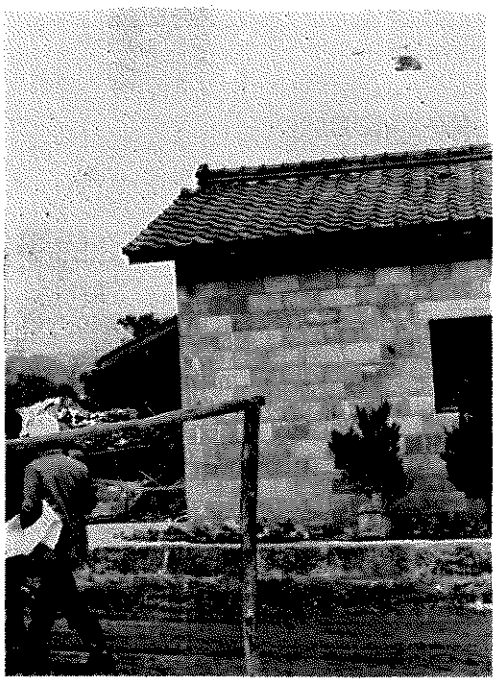

㉙　**規定どおり配筋された倉庫**
（被害は少なかった）

㉘　**補強コンクリートブロック造の倒壊**

トスラブで完全な形を残したまま落下している。

コンクリートブロックは完全に破壊飛散している。鉄筋は9㎜の縦筋が1.2m間隔に配筋してあるが横筋の使用はない。

ブロックの質は地元で製造したものであるが，砂はシラスを含んでいるので比重は軽い。ブロックの破壊している形から想像されることは，ブロック自体所定の強度を持っていたかどうか不明であるが，必ずしも強いものではないと思われる。縦筋はそのままの形を残しており，鉄筋の剪断はみうたらない。このことを考えるともし横筋を規定のとおり配筋していたら，このような被害は生じなかったであろう。

㉙は弊田部落にある倉庫である。この建物の持主の話では，規定どおりの配筋がされているとのことである。桁行方向については，ほとんど被害がないのは，妻側で十分に耐震的な働きをしていることからよくわかる。

屋根瓦は相当に飛散していたが，敷地形状の悪い所にありながら，なお，かつ正常な状態を保っていることは，正しい施工法を行なえば耐

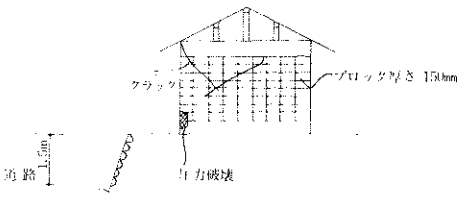

写真 ㉙ の倉庫側面図

震的にも十分に効果をあげることがわかる。

(3) 組　石　造

㉚は組石造の倉庫である。石の種類は全体的に加工の容易な灰石である。写真でみられるとおり隅角部から破壊を生じているが，石積の継手については全く検討されていない。コンクリートブロック造にみられるとおりのモルタルトロ敷の上に積みあげたもので，各面壁の隅角より破壊がはじまり，全体的に被害を大きくしたことがわかる。基礎工法は不明であるが，布基礎のひびわれ破壊の大きいことは，基礎工法の点を十分に検討する必要があることを示している。

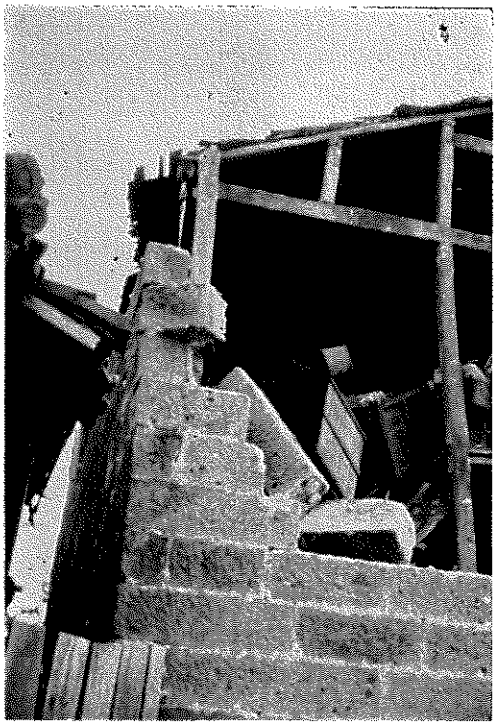

㉚　組石造倉庫の破壊状況

(4) 鉄　骨　造

鉄骨造としては，真幸中学校体育館の被害について調査を行なったが，ほとんど被害はみうけられなかった。外壁はモルタル塗で柱小屋組共山型鋼の格子梁であり，壁面はブレシング締付け，屋根面はリング付の水平ブレースが使用されているが，水平ブレースは丸鋼が使用されており，リングのナットがとんでいるのが2か所あった。基礎については犬走りコンクリートの沈下がみうけられたが，主要な基礎についての沈下はみうけられない。

軽量型鋼を使用している車庫，倉庫等については熔接部分のはずれ，基礎の沈下，ブレーシングのコンクリートから抜出し等がみうけられたが，これはコンクリートの強度と基礎の沈下に影響されたものと考えられる。

(5) 鉄筋コンクリート造

真幸中学校校舎は鉄筋コンクリート造2階建でラーメン構造である。被害としては間仕切

耐震壁に剪断ひび割れがある。また，背面出入口脇の柱にも剪断ひび割れを生じている。教室出入口の犬走りコンクリートは沈下を生じている。しかし校舎自体は第6図に示すとおり，地盤も比較的安定しており，基礎構造についても全く変化が認められない。

第6図　地質柱状図および標準貫入試験結果図（真幸中学校）

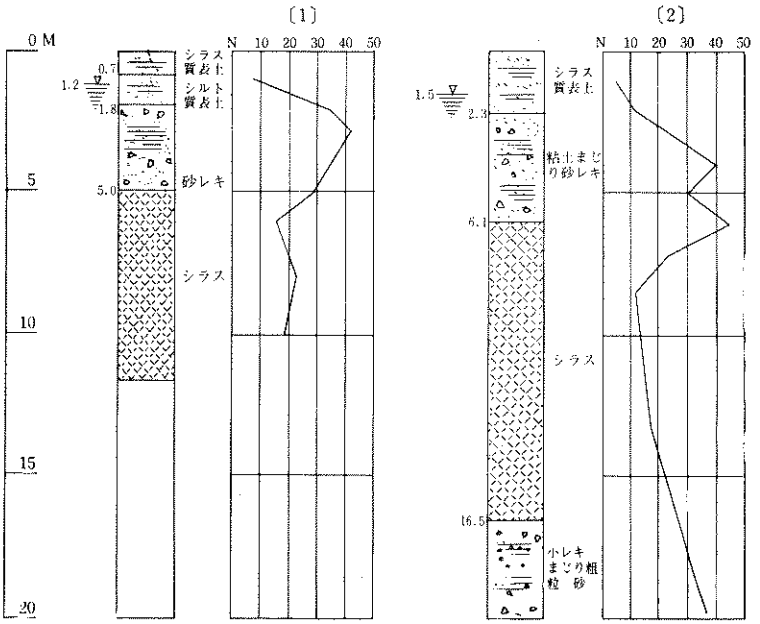

やたけ荘は鉄筋コンクリート造3階建の居室部分と，一部平家の部分（食堂）よりなっているが，基礎にはパイルを使用している。3階部分には被害はないが，煙突とダクトの取付金物部分に剪断破壊を生じている。

また間仕切部分がブロック積みで，一階では梁まで到達していないので，上部が天井裏に落下して被害を生じた。また，外部石積部分と一階食堂部分で地震動のため，はだ離れを生じ一部に剪断ひび割れを生じている。

以上，被害状況について述べたが要約すれば次のとおりである。

(1)　地震動による地盤の被害

(2)　基礎構造の不備（独立基礎，玉石基礎）

(3)　建築工法の配慮不足

(4)　金物等使用量不足

(5)　平面計画の不備

(6)　開口面積に比し筋違材，耐震壁等の不足

(7)　仕口関係の不備

(8)　防蟻工法の未実施

(9)　構造材断面の不足

等があげられる。

えびの地方の地盤は外力により地盤沈下，地割れ，がけくずれ等を生じ，そのために建物に被害を起こしたが，木造家屋についてはとくに著しい。これについては，定められた配筋および地盤に対する基礎工法をよく検討する必要がある。

独立基礎については，立ちあがりコンクリートの配筋，フーチングとの密着等に配意することが必要である。

玉石基礎は沈下についての検討を十分に行ない，少なくとも移動を生じない工法を考えるべきである。建築工法について考えられることは柱断面，土台とコンクリートのアンカーボールトによる締付，各取付部分金物使用，小屋重量の軽減，小屋組の合理的な工法を考え，金物の結合を図るべきである。また，基本的な平面計画についても十分に検討し，開放的にするための原則的な耐震壁，筋違材の取付けを怠ることがあってはならない。今度の調査で被害のあった建物の平面は，田の字式の平面が多くみうけられ，柱材の断面が細く，また柱の本数の少ないことが被害を大にしたと思われる。

第7図　　家白蟻分布図

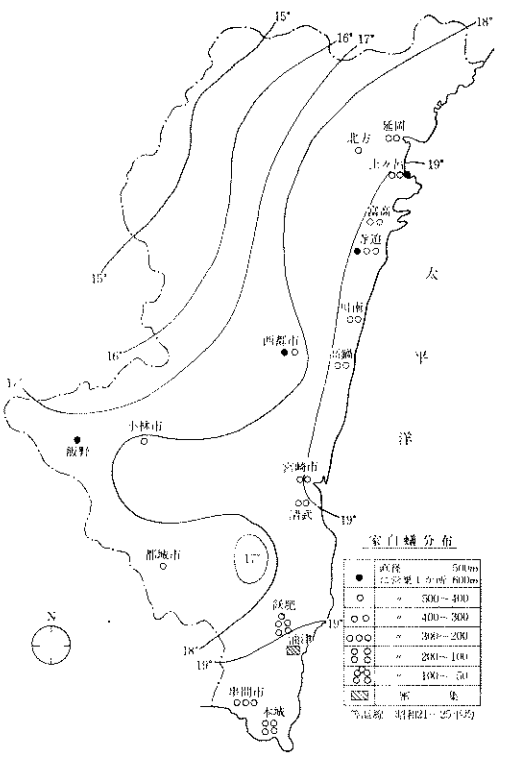

仕口関係についても，短枘については絶体に金物を使用，長枘等についても込栓を十分に取り，さらに金物で補強すべきである。梁と桁との取合部分は羽子板ボールトを使用し固定化すべきで，柱，桁との取合部分についても同様の工法が望ましい。

母屋等の鎹打ち，込栓打ちは決して忘れてはならない。独立基礎の場合柱の足固材との取合いについても緊結金物を使用すべきで，枘差しのまま放置されて被害を大きくした例が多い。

要するに仕口については金物を十分に使用して緊結すべきである。防蟻についても十分に検討すべきで，高温多湿地である宮崎県では第7図に示すとおり全県に白蟻は分布しており，被害建物のうち，白蟻におかされているのに気がつかず大被害を招いた結果となっている。

雨漏りによる構造材の腐食と蟻害を考える場合，土台，柱，床組材については防蟻工法を十分に実施すべきである。

第4節　土　木　関　係

1. 河　　川

(1) 直　轄　河　川

直轄河川の川内川は，2月21日の第1回および第2回の地震により，えびの町榎田地先から吉松町中津川地先間の堤防護岸が12か所，延長 6,480mにわたり大きな被害を受けた。

被害の特徴としては，堤防の亀裂が縦断方向にでき，主として天端の中央部または法肩近くに発生している。なお堤防被害は震源地に近い左岸側に集中している。護岸の被害は，蛇篭が振動ですべりと沈下を生じ，練石積が裏土の沈下により法面にクラックを生じた。

また，構造物との取付部の被害は，土堤との

川内川堤防の亀裂

振動性状の相違が原因をなしていると思われるので，とくにひどくゆさぶり沈下を起こしている。

その被害状況は第1表のとおりである。

第1表　川内川の被害状況

工事区分	箇所数	被害額	被害概況
		千円	
国直轄工事	12	119,507	堤防亀裂 5,660m（宮崎県側 3,630m／鹿児島県側 2,030m）
			護岸 485m（宮崎県側 235m／鹿児島県側 250m）
			自然河岸崩壊 335m（宮崎県側）

(2) 中小河川

中小河川の被害は，えびの町真幸地区に集中し，同地区以東の河川で被害を生じたものはみうけられなかった。最も被害のひどかった河川は溝添川と大丸川であって，流域のシラス山の崩壊による埋塞，ならびに堤防の亀裂，護岸の決壊等が流路全体に及んでいる。

シラス山の崩壊により埋没した大丸川

溝添川では応急工事として仮排水路を掘削し，流水によるダムアップを防ぎ，本復旧工事に着手した。この溝添川，大丸川の被害額は1億 5,149万円に達したため，県で一貫した復旧計画を行なうべく，一級河川に指定して町管理河川から県管理河川とした。その他西境川，葉広田川，運迫川，入佐川等に40か所2億 4,605万円の被害が発生した。

河川関係の被害の特徴を要約すると，激甚地付近の河川堤防にはほとんど堤軸方向に亀裂が入っており，またシラス山崩壊による河川の埋塞が著しかった。その被害状況は第2表のとおりである。

第2表　　中小河川被害状況

工事区分	河川名	箇所数	被害額	被害概況
			千円	
県	溝添川	2	98,441	堤防亀裂，決壊　延長 1,595m
町	〃	1	18,717	〃
小計		3	117,158	一級河川指定のため上流は町工事となつた
県	大丸川	6	61,494	堤防亀裂，決壊　延長 1,115m
町	〃	2	6,337	〃
小計		8	67,831	一級河川指定のため上流は町工事となつた
県	白川	9	11,768	堤防亀裂，決壊　両岸延長 320m
	稲荷川	3	1,962	〃　81m
	湯の川	3	1,164	〃　51m
町	西境川	19	144,235	堤防亀裂，決壊　延長 8,432m
	葉広田川	4	42,245	〃　2,146m
	三吉川	1	11,161	〃　368m
	京町川	2	10,025	〃　520m
	運迫川	7	7,886	〃　374m
	入佐川	4	5,445	〃　353m
計	県	23	174,829	
	町	40	246,051	
合計		63	420,880	

2．道　　路

道路の被害は，えびの町真幸地区を中心として，同町加久藤地区および飯野地区にもわずかではあるが，その被害が及んでいる。最も被害のひどかった路線は地盤条件の悪い柳水流，弊田，亀沢間の国道 268号線と浦，桃迫間の一般県道えびの真幸線であって，国道 268号線では亀沢部落付近で舗装した道路の中央部に延長 150m，巾30cm程度の亀裂を生じ，あわせて同部落付近で約 800m²の崩土があり，また，いたるところで路肩決壊等が発生し交通は一時全く途絶した。

また，一般県道えびの真幸線でも崩土，陥没，路肩決壊により交通禁止となったが，いずれも直ちに応急復旧を行ない交通の確保に努めた。その他町道についても同様の被害が発生した。

第4節　土　木　関　係

道路関係の被害の特徴は，その被害が地盤条件の悪いシラス層および川内川沖積層上に集中し，路面の亀裂，沈下，崩壊，埋没等を一層激しいものにしている。その被害状況は第3表のとおりである。

第3表　　道　路　被　害　状　況

工事区分	路線名	箇所数	被害額	被害状況
			千円	
県	国道 268号	14	21,145	亀裂，陥没，路肩決壊，崩土
	〃 221号	1	395	路肩決壊
	一般県道えびの真幸	17	38,572	亀裂，陥没，崩土，路肩決壊
	〃 京町小林	3	4,578	崩土，路肩決壊
	〃 大口真幸	6	3,042	〃
	〃 西川北京町停車場	2	873	〃
	計	43	68,605	
町	平田線外 40	79	67,608	亀裂，陥没，崩土，路肩決壊
	町単	21	1,781	路肩決壊
	計	89	69,389	
合計		132	137,994	

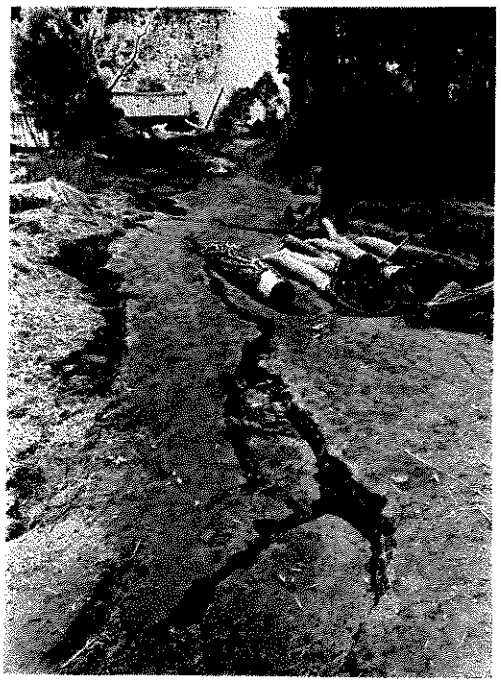

町道の亀裂

3. 橋　梁

橋梁の被害は，加久藤地区の川鶴橋以西のほとんどの永久橋で橋梁取付部が陥没し，橋台が沈下したが交通を禁止するには至らなかった。

最も被害の大きかった町道亀沢岡松線の亀沢橋にあっては，支承，主桁が移動，決壊したため交通を禁止した。

激甚地付近の橋梁被害の特徴を要約すると，池島橋の橋脚を例外とすれば，下部構造独自の，また桁独自の被害はなく，被害はすべて支承部と関連して，支承付近だけに生じている。その被害状況は第4表のとおりである。

亀沢橋支承部の破壊

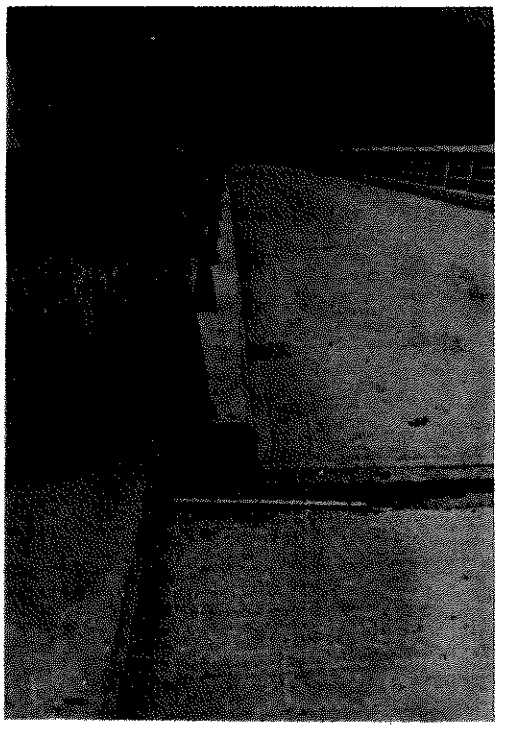

上真幸橋の横ずれ

第4表　　橋　梁　被　害　状　況

工事区分	橋梁名	場所	箇所数	被害額	被害状況
				千円	
県	内水流橋	221号線 えびの町川北	1	844	橋台亀裂
	西境橋	京町小林線 〃 西境	1	2,108	〃
	計		2	2,952	
町	川鶴橋	川鶴線 えびの町今西	1	411	袖石積決壊
	上真幸橋	島内西川北線 〃 島内	1	2,226	橋台，橋脚決壊
	下真幸橋	京町岡松線 〃 京町	1	3,486	〃
	亀沢橋	亀沢岡松線 〃 亀沢	1	1,867	〃
	池島橋	一号池島線 〃 池島	1	422	橋脚沈下

工事区分	橋梁名	場所	箇所数	被害額	被害状況
				千円	
町	長江橋	川原田線 えびの町下村	1	877	橋台の亀裂
	中央橋	栗下灰塚線 〃　栗下	1	436	袖石垣の決壊
	瀬戸口橋	伊良ケ谷線 〃　浦	1	470	橋台の決壊
	高牟礼橋	下浦2号線 〃　浦	1	341	〃　(木橋)
	計		9	10,536	
合計			11	13,488	

4. 砂防施設

砂防施設の被害としては，第5表のとおり震源地に近い関川の堰堤2基に亀裂がみられた程度であった。

第5表　砂防施設被害状況

工事区分	渓流名	箇所数	被害額	被害状況
			千円	
県	関川	2	4,383	堰堤2基亀裂

第5節　農　業　関　係

1. 農地・農業用施設

被害は，えびの町真幸地区の南西部にあたる亀沢，柳水流，浦，向江，島内の各地区に集中し，主としてシラス山の崩壊等により農地，農業用施設が埋没し，また地割れを生じて用水不能の状態となった。もともと被害の激甚であった真幸地区一帯は厚いシラス層におおわれ，これが川内川水系の河川により侵食された部分に

堂本用水路堤塘の地割れ

は地盤の弱い沖積平野が形成されている。そのため，今回の地震によりシラス山の崩壊や地割れが，いたる所に発生し被害を一層大きなものにしている。被害としては農地71か所，3,000万円，農業用施設273か所，3億6,700万円と，大きな額にのぼつた。

農地・農業用施設被害状況

市町村名	農地，農業用施設の別	箇所数	被害額
			千円
えびの町	農地	71	30,000
	農業用施設	266	356,250
	計	337	386,250
野尻町	農業用施設	1	600
高原町	〃	1	400
田野町	〃	1	4,400
新富町	〃	1	2,500
高千穂町	〃	2	2,600
五ケ瀬町	〃	1	250
	計	7	10,750
合計		344	397,000

2. 営農施設

被害は，えびの町真幸地区に集中し，農業共同利用施設では京町駅に隣接する真幸農業協同組合の農業倉庫3棟が全壊したのをはじめ，中浦部落一帯の集乳所3棟が半壊するなどの被害を受けた。また個人施設では中浦，下浦，亀沢，柳水流部落を中心に畜舎の全壊200棟，半壊300棟，一部損壊 500棟など，畜産関係の営農施設に大きな被害を受け，上浦開拓地区では，住宅，農舎等80棟近くが全半壊となるなど，営農施設全体として被害額2億8,000万円に及んだ。

3. 生　産　物

農作物被害としては地震発生の時期が冬期であったのでさしたる影響もなく，えびの地方の冬作の主作目である麦類，飼料作物を中心に若干の被害（被害総額61万円）をみただけにとどまった。また，家畜の被害は中浦部落を中心とした乳用牛の負傷30頭，柳水流部落を中心とした和牛の負傷20頭，被害額51万円にとどまった。

第6節　林　業　関　係

1. 林地崩壊地

えびの町から吉松町にかけての地域は，霧島火山群の北西部にあたり，加久藤カルデラに属し，地質的には加久藤層群と呼ばれ，下浦層あるいは昌明寺層と名づけられたシラス類を主体とする累層と，これをおおっている砂層，ローム，霧島新期溶岩類から構成され，これらはいずれも洪積層または沖積層である。

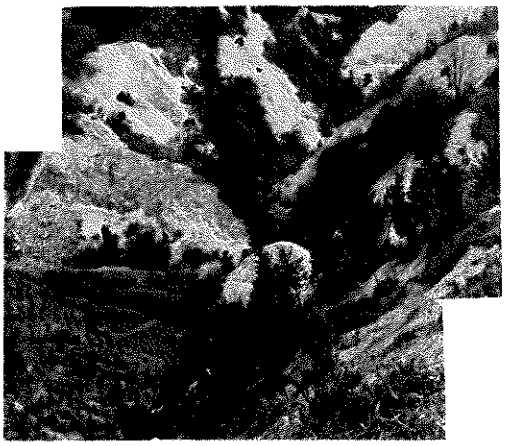

溝添川流域の山腹崩壊
（むき出した白いシラスの山ハダ）

今回の地震による地表変動は，この加久藤層群のシラス類からなる軟弱地盤上に発生し，これらの特徴は，(1)林地崩壊，(2)地割れ，(3)噴砂，(4)緩斜面の動きとされ，とくにシラス林地の山腹崩壊地は宮崎県側で 328か所74.8*ha*，総被害額12億5,240万円に及んだ。

震災直後，全林地崩壊地を調査した結果，一般的にみて，気象変化を常に受けていると考えられる山腹斜面の表層部分が，地震により揺り落されたものが多く，その発生形態は豪雨型による侵食，崩壊と異なり，山腹の急斜面の上部（または凸部）か，尾根筋に多くみられた。降雨に耐えるものと考えられてきたシラス垂直

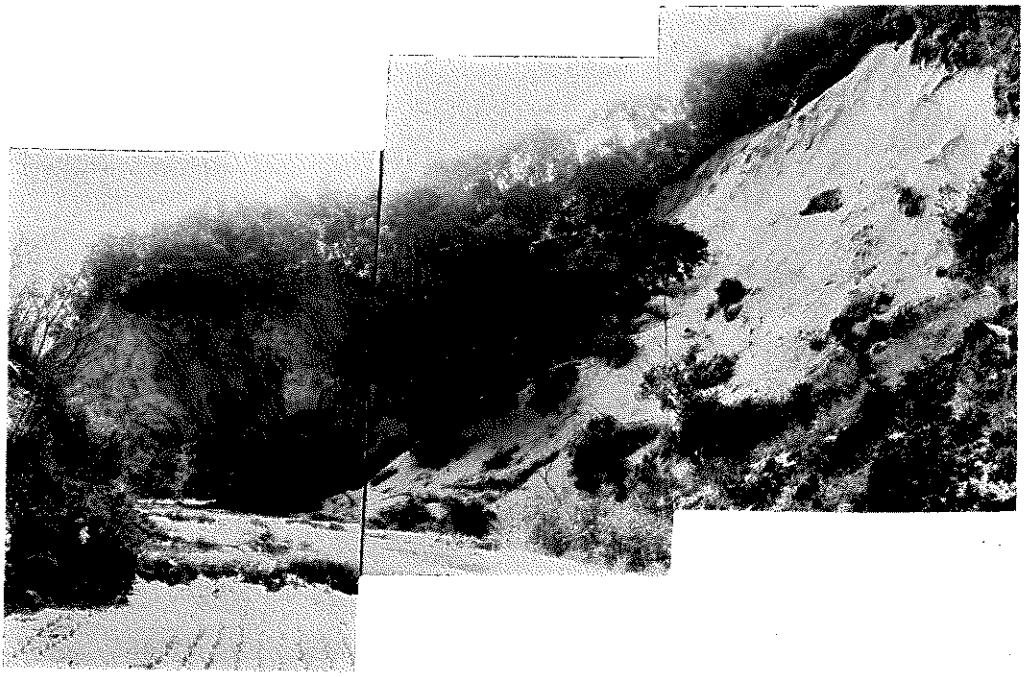

大丸川流域の山腹崩壊

法面が，今度の地震では弱点としてさらけ出されたのは一考を要する現象である。

しかしながら山地崩壊の安定状態を地質学の立場からみると，2月21日に発生した程度の震度6（M＝6.1）以上の地震が今後発生しなければ，「力学的には一応現状のままの状態で安定を保つもの」と考えられている。（土質工学会九州支部「えびの地震と地盤災害」パネル討論会宮大藤本助教授）

このように激しい地震が連続した結果，崩壊地の現在の傾斜角は，ほぼ安定角にいたっていると解釈されよう。

次に林地崩壊地の分布状態をみると次表のとおりである。

流系別林地崩壊分布状況

区　分	箇所	面積	被害額	面積分布比	被害額比
	か所	ha	千円	%	%
大丸川筋	89	27.4	486,466	36.6	38.8
溝添川筋	104	32.3	510,800	43.2	40.8
下浦川筋	95	9.6	174,264	12.8	13.9
上島内川筋	40	5.5	80,872	7.4	6.5
合　計	328	74.8	1,252,402	100.0	100.0

溝添川筋が32.3*ha*で全体の43.2%を占め，ついで大丸川筋が36.6%を占めている。この両川筋で60*ha*約80%を占め，えびの地震の林地崩壊の分布を特徴づけている。

2．林　産　物

林地崩壊による林産物被害は，立木 1,037 m^3，920万円，造林地（幼令木）11.21*ha*，166万円が折損または埋没して利用不能となり，その被害総額は 1,086万円に及んだ。

第7節　商　工　業　関　係

1．商　業　関　係

えびの地震による商業（サービス業を含む。）被害は，震源地であるえびの町真幸地区に集中した。

町全域では第1表のとおり被害企業数235件，被害総額6億2,674万円となり，同町における42年中小企業生産所得推計額 約16億円の40% に達したが，そのうち真幸地区の受けた被害だけで

225企業，6億 2,509万円とそのほとんどを占め，局地激震の特性を示している。

真幸地区は，宮崎県内の穀倉地帯であり，また〝えびの高原〟が戦後開発されるまでは，県内では唯一の温泉地〝京町温泉〟として著名であり，立地条件，環境に恵まれたこともあって，地元はもちろん広く県内外の利用客を集めて発展してきた。したがって同地区における商業の業種構成をみても，旅館をはじめ，温泉観光に依存する業種が多く，これらが農業とともに同地区の発展をささえてきた。

ところが，地震の震源地が真幸地区であったので，同地区の商業者 225企業のほとんどが，第1表に示すとおり多大の被害をこうむり，ことに京町駅付近の商店，旅館は壊滅的状態におちいった。被害の程度が比較的軽微であり営業可能な旅館等もあったが，続発する地震のため観光客がほとんど皆無となり，間接的被害が大きかった。

このため，同地区商業者なかんづく旅館業者の大半は，自力による再建，復興がきわめて困難な状態であった。

第1表　商業関係被害状況　（単位 千円）

業種	件数 (A)	被害総額	被害内訳					1件当り被害額 (B/A)
			建物(事業用)	機械設備	商品	小計 (B)	建物(住居部分)	
旅館	9	98,296	88,830	6,948	214	95,992	2,304	10,666
食料品小売	95	206,088	87,265	9,069	12,694	109,028	97,060	1,148
飲食店	12	27,427	14,154	1,700	440	16,294	11,133	1,358
家具建具販売	21	78,889	33,727	1,650	14,650	50,027	28,862	2,382
自転車	4	8,638	3,220	48	500	3,768	4,870	942
衣料品	19	61,686	22,026	1,860	17,280	41,166	20,520	2,167
サービス業(旅館を除く)	37	61,556	30,082	5,063	1,443	36,588	24,968	989
卸売	11	31,133	8,433	3,450	12,580	24,463	6,670	2,224
その他	27	53,026	17,318	1,535	12,986	31,839	21,187	1,179
合計	235	626,739	305,055	31,323	72,787	409,165	217,574	1,741

2. 工　業　関　係

工場の被害は80事業所に達し，その被害額は2億 3,945万円の多額にのぼった。えびの町真幸地区では，京町駅付近の大規模しょう油工場，しょうちゅう工場，粘土瓦工場その他が全半壊し，建物，設備の損壊をはじめ製品や原材料等甚大な被害を受けた。その他家具製造工場，建設業等にも多くの被害を出したが，同町飯野，加久藤両地区では煙突の倒壊，ブロック塀の損壊程度にとどまった。

以上の被害状況を業種別にみると第2表のとおりである。

第2表　　工業関係被害状況　　(単位 千円)

業種別	企業数	被害内訳		
		建物施設	原材料及び製品	計
製造業	35	136,448	23,505	159,953
修理業	6	9,705	1,060	10,765
建設業	39	68,585	150	68,735
合計	80	214,738	24,715	239,453

なお，県では調査班を急きよ現地に派遣して被害調査を行なうとともに，工場再建の場合の機械設備の購入，配置その他技術面の相談に応ずる一方，機械類の精度の検査や補正等応急的対策の指導にあたった。

また，別途調査員を派遣して被災地での火薬類やＬＰガスの爆発等による事故防止の指導にあたった結果，大きな事故の発生はみなかった。

第8節　衛　生　関　係

1.　病院，診療所

地震発生当日の12時に小林保健所長から，現地の被害状況について電話報告があり，真幸地区の医療関係施設の被害が大きく，診療ならびに入院患者の収容が不能となり，緊急措置が必要であることが判明した。

真幸地区には，病院2，診療所4（うち1か所は休止）歯科診療所3があり，ほとんどが機械，器具棚が倒れ，医療器具や薬品類が散乱し，ガラス器具の破片や，落ちた壁土のため足の踏み場もない状態であった。

また，柱は傾き，屋根瓦の落下，コンクリート部分の亀裂など建物の被害もひどかった。

医療施設は停電，断水，ガス配管の破損等のため給食が不能となり，また滅菌器など機械器具が被害を受け，高度な外科手術など完全な診療ができなくなった。

診療用放射線照射装置をもった病院もあったが，破損による被爆や，危険性のある薬品による事故はなかった。

2. 保　健　所

えびの地震は，えびの町真幸地区を中心として惨状をきわめたが，これは地域外にも部分的に影響を及ぼした。とくにこの地を管轄する小林保健所は，震源地からかなりの距離にあり，しかも昭和41年度改築した近代的施設であるにもかかわらず，庁舎の屋根，壁等全般に亀裂を生じ被害甚大であった。

保健所，病院，および診療所被害状況

市町村名	保健所，病院診療所の別	被害額	被害概況
えびの町	病院	2施設（150床） 35,600千円	薬品，検査器具等が破損，建物本体に亀裂が走り，場所によっては30cm程度埋没した。一時屋外のテントで診療を行ない，患者は他の病院に移動させた。入院患者に死傷者はなかった。
	診療所（一般）	3施設（25床） 2,610千円	屋根瓦が落ち，壁が破れ薬品類が破損した。
	（歯科）	3施設 4,320千円	家屋の全壊やユニットの倒壊があった。
小林市 高千穂町 国富町	保健所	3か所 1,610千円	鉄筋コンクリート庁舎（小林保健所）の屋根，天井の亀裂と雨漏，壁面内外の全般的亀裂が生じた。木造庁舎（高千穂保健所，国富保健所）の天井亀裂損壊を受けた。
合計		44,140千円	

3. 上　水　道

えびの町真幸地区上水道施設の被害は，第1水源系統の諸施設および第2配水池付近の付帯構築物に生じた盛土の崩壊やコンクリートの亀裂をはじめ，橋梁，鉄道横断箇所等の配水管折損あるいは町内各所に発生した管の折損，継手の破損等であり，その被害は 4,257万円にのぼった。

ろ過池の決壊

第9節　文　教　関　係

文教施設の被害は，えびの町真幸地区に集中し，大きな額にのぼった。

被害は遠く小林市，高原町にも及んだが，これらは部分的で軽微であった。文教施設の被害で最も大きかった真幸小学校は，昭和25年から昭和28年にわたり，文部省指導のモデル校舎として建築した建物で，構造学上は「法」の基準を超えた立派な校舎であったにもかかわらず，柱や梁等の構造部材の大半が縦割れまたは折損し，屋根瓦は破損し，漆喰壁はほとんど剥落した。

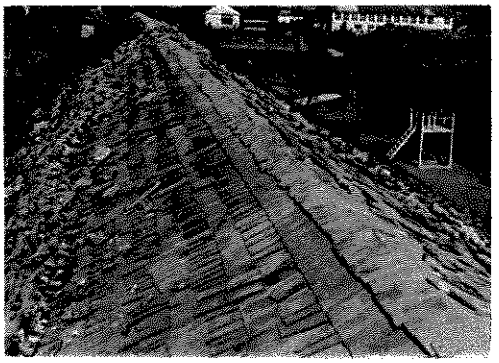

真幸小学校　屋根瓦はずれ落ち内部はメチャメチャになった

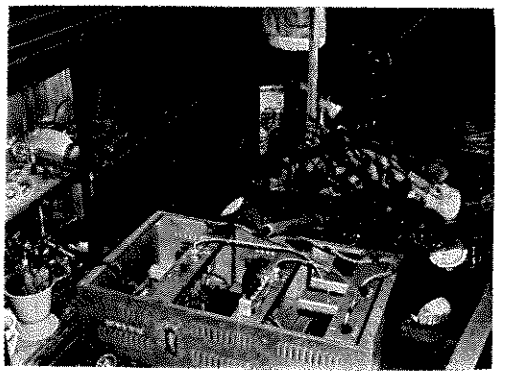

真幸中学校　準備室備品の破損

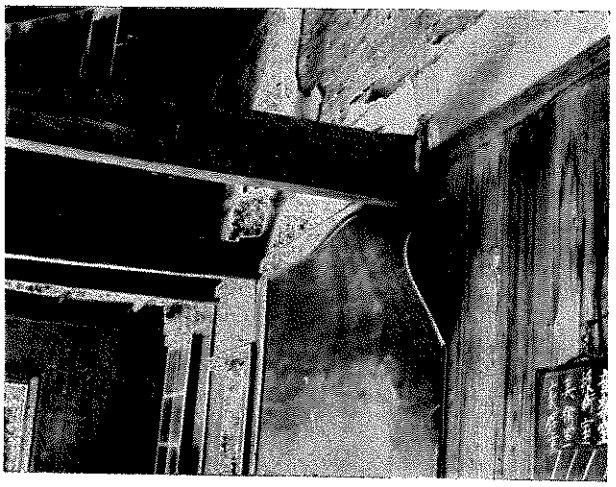

真幸中学校　小屋桁の折損落下

このような被害を受けた建物は，真幸小学校14棟(3,295m^2) のうち，13棟 (3,248m^2)に及び，建物の傾斜もはなはだしいところでは，1m当たり4cmもあり，校舎としての使用は危険な状況となった。

また，教材や教具等設備の被害も大きく，そのほとんどが破損し使用不能となった。

真幸中学校は，真幸小学校の東約 300mの近距離にあつて校舎等の被害も大きく，なかでも

第9節　文　教　関　係

鉄筋コンクリート造2階建（延 647㎡）の柱および壁に内部から外部へ1～5㎜の厚さで剪断亀裂が生じた。これはえびの地震で局地的に予想以上のエネルギーが働いたためとみられ，建築構造学上，用いられる地震力 0.2の係数では安全について種々の疑問をいだかざるを得ない。木造校舎は屋根瓦の破損がひどく，とくにその被害は日本瓦に多くみられた。

壁も塗壁は全部亀裂または剥げ落ち，柱や筋違等も部分的に縦割れを生じた。

また，設備の被害も大きく，理科実験等の諸施設や設備をはじめ，天体望遠鏡や音楽器材等が破損し，これらの被害は予想以上であった。

真幸小，真幸中学校を除くその他の学校においては，屋根や壁等に被害を受けた程度であった。

なお，小・中・高校別の被害状況は，第1表～第3表のとおりである。

第1表　小学校の被害状況

市町村名	学校名	被害額（千円）	被害概況
小林市	南小	180	建物の外壁に亀裂を生じた。
	小林小	228	〃
	三松小	135	高架水槽に被害を生じた。
	3校	543	
えびの町	真幸小	105,394	全校舎の構造部および屋根に被害を生じ，工作物もすべて倒壊した。
	岡元小	588	校舎の屋根瓦を破損し，門柱および水槽タンクが倒壊した。
	西内竪小	994	運動場の一部が崩壊した。
	加久藤小	775	屋根瓦等が破損した。
	加久藤小尾八重野分	120	〃
	上江小	730	〃
	飯野小	262	〃
	7校	108,863	
合計	10校	109,406	

第2表　中学校の被害状況

市町村名	学校名	被害額（千円）	被害概況
小林市	小林中	135	鉄筋コンクリート造建物の屋根および外壁に亀裂を生じた。
	永久津中	135	高架水槽を破損した。
	2校	270	
えびの町	真幸中	7,694	各校舎の屋根および壁の大半を破損し，渡廊下，プール，焼却炉を破損した。
	加久藤中	549	校舎の屋根および壁を破損した。
	上江中	557	〃
	3校	8,800	
合計	5校	9,070	

第3表　県立高校の被害状況

設置者名	学校名	被害額(千円)	被害概況
宮崎県	高原畜産高	452	温室20㎡倒壊
	飯野高	512	本館鉄筋コンクリート校舎屋根防水亀裂550㎡
	小林商業高	2,386	鉄筋コンクリート校舎3棟屋根延 2,649㎡防水に亀裂を生じた。
合計	3校	3,350	

第10節　電力施設関係

2月21日の地震のため，えびの町にある電力施設にもかなりの被害があった。66kv人吉妙見線の停電（配電線4回線同時停電）のため，えびの変電所は配電不能となり需要家約11,000戸が停電した。

9時2分にはえびの変電所は人吉ＳＳより受電し配電線の送電を行なったが，送電不能な配電線もあり一部の配電線のみ送電した。直ちに小林営業所と委託工事店の電工57人を動員して配電線の復旧に着手した。9時40分には66kv人吉妙見線の非常巡視に小林保線所員7人がジープで出発，No. 103号柱鉄塔の傾斜とジャンパーの一部が鉄構に触れているのを発見，被害復旧工事中，再度地震（10時45分）が発生し，送電，変電，配電設備の被害はさらに甚大となった。

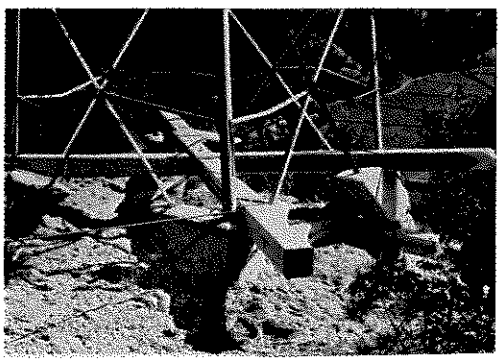

鉄塔の基礎，角材をもって補強

配電線の緊急復旧作業

被害復旧のため宮崎，日南，延岡，日向の各営業所からさらに20人を動員し，送電関係では人吉保線所，妙見保線所からも送電線の非常巡視に出動した。

えびの変電所では66 kv 引込線の素線切れ，主変圧器の位置ずれなどの事故があり，この補強作業に13時37分着手，14時31分に終了したので14時32分人吉ＳＳより受電し，配電線の一部（真

幸，飯野地区の一部）約 5,000戸に送電した。22日10時には配電線，矢岳線の復旧も終り 100%の送電となったが，19時19分再び震度５の強震が発生し全停電となった。直ちにえびの変電所は人吉ＳＳ66 kv 人吉妙見線で受電し配電線の一部を送電したが，被災地はシラス台地と軟弱な地盤の平野部にあるため，数回にわたる周期的な地震によりがけくずれ，地割れによる支持物の折損，倒壊，傾斜が続出した。このため電柱の倒壊や高圧線，低圧線の断線による公衆への感電防止上強行送電ができず，線路巡視後逐次区分送電を行なうとともに住民の不安解消のため，町の要所に街路灯を，避難所および自衛隊待機所に臨時灯の取付等を実施し，復旧作業に全力を集中22時30分には約70%の配電を行なった。

23日８時には，復旧要員30人を増加するとともに保健婦を現地に派遣し，緊急に備える一方被害復旧の円滑化を図るため，地震被害復旧対策本部を宮崎支店に，対策本部を小林営業所に設置した。また現地にも需要家の受付事務および対策支部，本部との連絡を密にするためテント３張を設営し，職員９人を待機させ不測の事故に備えた。なお復旧作業は積雪と周期的に起こる地震のため難行をきたしたが，復旧資材67品と車両延べ41台，延べ人員 774人を動員して，24日12時には不在需要家を除いて全戸に送電を行なった。

本復旧工事はその後約６か月間を要した。被害状況は次のとおりである。

電力設備関係被害状況

設備別	被害状況	被害額
		千円
変電関係	(1) 真幸ＳＳＬＳ（６—10）一次測素線断線外 (2) 6,000KVA　主変圧器位置ずれ (3) 250KVA　変圧器基礎移動 (4) 本館社宅壁屋根瓦破損 (5) 地盤亀裂沈下	570
送電関係	(1) 66KV　人吉妙見線　103号鉄塔基礎崩壊 (2) 人吉妙見線　No.108号 No.109号鉄塔石垣亀裂 (3)　〃　No.107号石積崩壊 (4) 大淀幹線 No.173号　石垣沈下	13,250
配電関係	(1) 木柱折損　58本 〃 倒壊　4〃 〃 傾斜　224〃 コンクリート柱折損　1〃 (2) 高圧電線断線　1条経間 〃　混線　50〃 (3) 低圧線断線　152〃	

設備別	被害状況		被害額
配電関係	低圧線混線	221条経間	13,798
	(4) 引込線断線	1,120か所	
	〃 混線	2,480 〃	
	(5) 変圧器焼損	15 台	
	(6) 計器 〃	1 〃	
建物関係	(1) 真幸事業所屋根瓦破損		2,579
	(2) 〃 社宅 〃		
	(3) 飯野電業所 〃		
	(4) 加久藤電業所 〃		
	(5) 小林営業所 〃		
合計			30,197

第11節　通信施設関係

2月21日，地震発生により，電気通信設備の維持管理を担当する日本電信電話公社宮崎通信部保全課は，被害の把握に努めたが，刻々入る情報も当初は断片的で被害の規模もわからなかった。

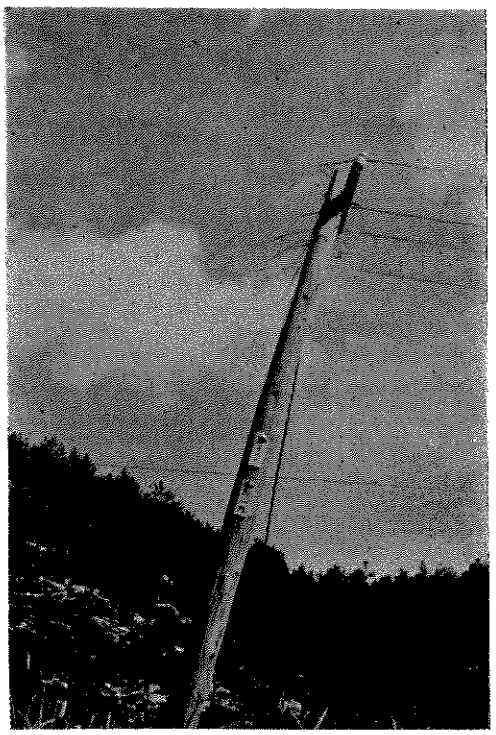

ズタズタになった裸線路の公社電柱

地元小林電報電話局は現地調査班と，ゴム線等による仮回線復旧班を編成し，直ちに可能な範囲の職員を現地へ派遣した。11時「情報連絡室」を設置し情報活動を開始した。

13時30分被害規模がほぼ判明するに及び，情報連絡室を「災害対策本部」に切り替え，最近にない総力をあげた復旧体制をとり，あわせて被災地にも現地本部を設けて，復旧活動の基地とするほか，電報電話に対する相談窓口も臨時に開設したが，これはきわめて例の少ないことであった。

被害状況が全国に報道されると，家族の安否を気使う電報電話が殺到するので，回線の復旧を図る一方，これらの疎通確保が必要になる。そのための臨時回線作成，電報配達職員の動員，さらに各機関の対策本部設置に伴う臨時電話，

そのほか電話の移転等，一刻を争う緊急事であり，小林局職員のみでは，このような一時的負荷に応じ切れないので，対策本部は県下の職員を動員し積極的な活動を開始した。

ケーブルはひび割れ，裸線は全区間にわたり切断され，電柱は折損または倒壊，傾斜し，さらに22日の地震で被害は拡大した。

宮崎，都城，延岡，日南の各電報電話局から職員を現地へ派遣していたが，一刻も早く通信を確保するため，さらに職員の動員数をふやすとともに公社の指定業者をも動員し，総力をあげての早期復旧体制をとった。その結果，被害の規模からみて1週間は通信の混乱があると予想されていたが，3日目にはほぼ正常なまでに復旧を完了することができた。同時にその後の地震に対処するため，無線車を配置し，万全の体制をとるなど，公社も限界を越えたサービスを行ない，通信の確保を通じて災害対策に寄与するところが大きかった。

緊急通信用として常設した電々公社専用無線車

第1表　回線被害状況

件名	件数	記事
市外回線	3	
市内回線	127	
農集	25	加入者数 190

第2表　設備被害状況

件名	件数	記事
電柱折損傾斜	369本	
裸線損傷	18.2km	
ケーブル損傷	9,986km	
土木関係	3か所	
宅内関係	381件	

第12節　鉄道施設関係

2月21日の地震に対処するため，鹿児島鉄道管理局は直ちに本局に災害対策本部を設置し，関係線区（宮崎県関係は吉都肥薩各線）の運転中止，または運転規制を実施するとともに，宮崎運輸長を現地災害対策本部長として急派し，早期災害復旧を図った。

その結果，同日15時には不通区間肥薩線（真幸—栗野）吉都線（吉松—飯野）を残すのみとなったが，おりから南九州に停滞した寒冷前線は昭和38年1月以来の積雪をもたらし，復旧作業に大きな障害となったのみならず，翌2月22日19時19分再び震度5に達する地震の発生により，当日開通予定であった復旧作業も，川内川橋梁などの事故で再びふりだし同様の状態となり，吉都線は長期間運休を余儀なくされた。

しかし，被害状況の把握と早期復旧に努めた結果，一部徐行区間を残したまま2月29日に開通をみた。3月25日未明またも震度5に達する2回の強震におそわれ，災害は再度ふりだしにもどり，地鳴りを伴った地震と本降りとなった雨は復旧作業に大きな打撃を与えた。この地震発生とともに再び本局および現地に災害対策本部を設け，いちはやくその対策に着手したため，同日以来不通となった吉都線，肥薩線はわずか1日半で全面的に開通した。

今回のたびかさなる地震により鹿児島鉄道管理局が受けた損害は総額3億 6,900万円，列車の運転休止延 623本で，この対策に投入した災害対策要員は，部内延 2,380人，部外延 2,987人，計延 5,367人その他善意による部外の協力もあったが，関係職員の適切な指導案内と処置により，旅客および職員に死傷事故の皆無であったことは不幸中の幸いであった。

なお，災害の特異性に伴い，送電線の切断と給水施設の故障から，停電と飲料水が極度に不足して被害地区の職員を悩ましたばかりでなく，復旧作業に大きな障害となった。今後この種災害の対策には，これらの特殊性について万全の処置を早急に講ずべきであると痛感した。

1. 被害状況

(1) 施設関係

1) 線路

被害種別	第1次			第2次		
	数量	延長	被害額	数量	延長	被害額
	か所	m	千円	か所	m	千円
通り狂	5	560		2	50	
路盤沈下	62	6,902		27	2,971	
路盤亀裂	26	1,649		−	−	
合計	93	9,111	27,659	29	3,021	3,985
					延被害額	31,644

2）工作物

被害種別		第1次		第2次	
項目	種類	数量	被害額	数量	被害額
			千円		千円
橋梁	橋脚変状，その他	7基	77,866	2基	7,691
ずい道	変状	1か所	473	−	−
路盤	土留壁変状，その他	1,514㎡	6,270	−	−
排水設備	排水溝破損	140m	630	−	−
運転工作物	運転設備	2か所	703	−	−
	給水設備	4 〃	1,375	−	—
旅客工作物	跨線橋	1 〃	60	1か所	10
	乗降場擁壁	343m	5,570	−	−
	〃 ほ装	1,550㎡	1,240	−	−
貨物工作物	貨物積卸場	300 〃	900	−	−
	地平 〃		920	−	−
合計			96,007		7,701
				延被害額	103,708

3）建物

被害種別	第1次		備考	
	数量	被害額		
		千円		
建物半倒壊	3戸	54,200	京町職員宿泊所	50,000千円
〃 大破	31戸	98,000	京町国鉄宿舎（2戸）	4,200千円
屋根，建具，壁破損	80件	10,300		
合計		162,500		

4）電気

被害種別	電力		信号		通信	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
		千円		千円		千円
電柱傾斜	15本	103	9本	200	76本	143
支線断線	12 〃	72	−	−	69 〃	885
支線弛かん	43 〃	133	−	−	189 〃	486
腕木折損	27 〃	27	−	−	12 〃	19
電線断線	24か所	225	−	−	85か所	345
〃 弛かん	115m	23	−	−	26m	162
灯具破損	9個	333	−	−	−	−
電話機破損（含む高声搬送）	−	−	−	−	3個	6,460
臨時灯仮設	1か所	257	−	−	−	−
電動ポンプ不良	1基	100	−	−	−	−
継電器架その他不良	−	−	4組	1,100	−	−

被害種別	電力		信号		通信	
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額
合計	-	1,273千円	-	1,300千円	-	8,500千円

(注) 1．以上の施設関係の宮崎県内における被害額は，66,200千円（直接）である。
2．第1次，第2次の期間は次のとおり
第1次　2月21日 ～ 2月29日
第2次　3月25日

5)　災害復旧所要経費

以上の被害を含め，今次災害の応急復旧に必要な経費は概算次のとおりである。

（単位　百万円）

区分	応急費	復旧費	計
損益勘定	73	33	106
附帯費	21	2	23
基準外給与	9	-	9
旅費	3	1	4
業務費	9	1	10
修繕費	52	31	83
施設	49	29	78
電気	3	2	5
工事経費	-	263	263
合計	73	296	369

(2)　輸送の障害

区分	列車の運休		減収	
第1次（2月21日～2月29日まで累計）	旅客列車	471本	旅客	10,651千円
	〃 優等	228		
	〃 その他	243		
	貨物列車	105	貨物	6,813
	(抑留車数396車)			
	計	576	計	17,464
第2次（3月25日）	旅客列車	31	旅客	2,100
	〃 優等	14		
	〃 その他	17		
	貨物列車	16	貨物	840
	(抑留車数157車)			
	計	47	計	2,940
合計		延 623		20,404

(3) 職員のり災状況

区分	職員家族のり災状況		
第1次 (2月21日，22日)	死傷者	なし	計 427件
	住宅半壊	31件	
	家財の損壊 (⅓以上のもの)	135件	
	その他	261件	
第2次 (3月25日)	死傷者	なし	計 15件
	家屋家財の被害	6件	
	前日被害者で増大したもの	9件	

2. 復旧対策と処置状況

(1) 応急対策 (保線関係分)

線名	施工区間	施工期間	復旧作業出動人員	投入資材		記事	
吉都線	飯野—加久藤	3月21日～22日	延 235人			工事列車運転本数	19本
	加久藤—京町	3月21日～23日	〃 422	バラスト	193m³		
	京町—吉松	3月21日～29日	〃 1,580	バラスト アッシュ	1,363 300		
	飯野—吉松	3月25日～26日	〃 251	バラスト	666	〃	2本
肥薩線	真幸—栗野	3月21日～23日	〃 734	バラスト アッシュ	955 250	〃	21本
	〃	3月25日～26日	〃 145	バラスト アッシュ	144 200	〃	7本
合計			〃 3,367	バラスト アッシュ	3,321 750	〃	49本

(2) 輸送対策

1) 代行輸送の実施

吉都線関係は道路が一時不通となり，その開通後に吉松—京町間について必要に応じ次のとおりの代行輸送を実施した。

代行輸送期日	輸送区間	便数	輸送人員
2月28日，29日	吉松—京町	8往復（バス3両）	726人
3月25日	〃	4往復（バス3両）	263
合計			989

2) う回輸送の実施

2月23日～29日の間に定期貨物列車の余力と臨時貨物列車延10本を運転して，吉都線通過となる貨車 359車の他線（日豊本線経由による）う回輸送を実施した。

3）その他輸送調整

第1次，第2次災害とも発生直後，吉都線通過の貨物に対し，指示するまで発送停止の手配を行なった。なお災害救助法適用に伴い，被災地向け救援物資について災害割引を実施した。

(3) 救　護　対　策

被災地区職員家族中，宿舎および住宅被災者に対しては民家の借り入れ，天幕の急送等の対策をとったほか，特別給食班編成による給食活動ならびに鹿児島鉄道病院から救護班を編成派遣して現地勤務者，復旧作業員の特別診療，衛生指導を実施した。また別途救護対策要員を派遣して，トラックならびに門司鉄道管理局から借り入れた水運搬車により飲料水の輸送，主食，調味料その他食料品の調達，補給を実施した。

これら救護に派遣した人員および機材その他は次のとおりである。

1）救護活動派遣人員

特別給食班　20人，救護班員　6人，その他救護活動派遣員　16人

2）救援用派遣車と機材，薬品

トラック6両，水運搬車3両，天幕14張，たたみ20枚，薬品クレオソート 2,000錠，ビタミン剤 1,000錠

3）避難収容家族人員　15人

4）特別診療受診者　135人

第3章　災害応急対策

第3章　災害応急対策

第1節　防　災　体　制

2月21日朝，えびの町を中心とする激しい地震が発生したが，情報の入手は困難をきわめた。17時には相当の被害が判明，その被害はえびの町のうち真幸地区に限定されている模様であるので，とりあえず「えびの地区地震対策連絡会議」を設置し，これに対処することにした。

翌22日になると被害調査も進み，地震の真相が判明してきたので，これを「宮崎県えびの地区地震災害対策本部」に切り替え，現地に現地対策班を設置した。

さらに26日にいたり本庁組織を「宮崎県災害対策本部」に，現地組織を「宮崎県えびの地震現地対策本部」に改め，その下に「宮崎県えびの地震災害対策相談所」を置き，従来の西諸県地方支部も現地対策本部に所属させ，当支部に「えびの地震現地対策班」を置いた。一方，県東京事務所内に「えびの地震災害対策東京連絡部」を設置し，政府機関および国会との連絡にあたった。

また，町においては，21日地震発生後間もなく現地に「えびの地震災害対策本部」を設置し，町の全力をあげて応急対策にあたった。さらに，国においても，4月9日総理府内に「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」を設置した。県災害対策本部は，これら町・国の組織と連絡を密にしつつ応急対策の推進にあたった。

この目まぐるしい組織の改廃は，今回の地震がえびの町真幸地区付近に局限された小範囲のものであったにもかかわらず，現地を所管する西諸県地区の県出先機関，本庁，その他の機関等全機能をあげての救助活動となったもので，群発性地震被害の凄愴さと，生活の根拠を失った住民への応急対策，人心安定策などの行政需用が，いかに大きかったかを物語るものといえよう。

1.　災害対策本部の設置

2月21日8時51分，鉄筋の県庁舎が相当激しくゆれる地震が発生した。震源地は，えびの町飯盛山付近で，同町真幸地区では震度5との情報が入った。

9時，県警察本部に現地の状況を照会したが，現地には相当な雪が降っており目下調査中とのことであった。9時10分，西諸県農林事務所長に被害状況調査を指示し，続いて9時20分えびの町，さらに10時20分小林市，高原町，野尻町，須木村に直接電話照会したが，これといった被害はないとの回答であった。10時45分，2回目の地震（本震）が起こり，ますます不安は加わった

ぶ，有線電話は，たびたび不通となり，また，復旧しても申込が殺到して通話不能の状態となったこと，降雪のため自動車の交通が困難となったことが重なって，被害情報の入手は遅々として進まず，午前中に県に入った西諸県農林事務所からの報告では，小・中学校生徒は直ちに下校させた，被害は畜舎一棟倒壊，住家の土壁剥脱若干等であった。

こうした暗中模索の情勢下で，11時40分北郷町で開催される「知事を囲む座談会」に出席途中の黒木知事から，知事車にとりつけの無線で各部合同の特別調査班を編成し，現地に急派せよとの指示があった。12時，各部連絡調整課課長補佐を消防防災課に集め調査班編成会議を開き，各部1名からなる合同特別調査班を編成し，13時現地に向け出発した。

一方，現在までの被害情報を極力把握するため九電，電々公社，国鉄へ照会したところ，線路の故障による停電，電話の不通があり，鉄道は飯野—吉松間が不通となっており，詳細な状況は不明であった。

15時，西諸県農林事務所から情報が入り「商店の器物が落下したり，部屋がメチャクチャになるなど建物は軒なみに被害を受けている。石垣，ブロック塀の倒壊が目だつ。吉松へ向う国道に150m位亀裂が入っている。」等で，その程度や規模については詳細なことがわからず底の知れない不気味さが感じられた。そこで，万一の場合の体制を迅速にとるため県警，気象台，日赤，九電に消防防災課への参集を求め，互いに情報を交換し今後の連絡を密にすることを申し合わせた。

16時にいたり，さきに派遣した合同特別調査班からの第1報が入り，被害の一部（住家全壊8戸，半壊多数）が報告され，ようやく靄のはれるように地震の様相が姿をみせはじめた。16時40分，消防庁に被害の第1報を入れるとともに，東京事務所を通じ政府関係機関，県選出国会議員に概況を報告した。16時50分，北郷町を出発した車中の知事から，無線電話で部長会議招集の指示があり，17時急きょ知事室において開催された。知事は各部長および県警察本部長，教育長から状

黒木知事を中心に対策を協議する県災害対策本部員

況報告を受け，情勢分析の後，次のとおり指示した。

(1)　被害状況を迅速に把握すること。

(2)　応急対策の徹底を期すること。

(3)　副知事はできるだけ早く現地調査に出発すること。

また，災害に対処する組織として，同席したメンバーで構成する「えびの地区地震対策連絡会議」が設置された。会議終了後直ちに加藤副知事は現地調査のため出発した。

その後の情報により，被害が拡大し，えびの町真幸地区の家屋の大半が全半壊となり，飲料水の確保が困難となったことが判明したので，18時知事は，都城に駐屯する陸上自衛隊第43普通科連隊長に対し災害派遣を要請，続いて19時災害救助法を適用，20時30分猪崎民生労働部長は日赤倉庫に備蓄中の毛布，衣類等救援物資をトラックに積載し現地へ急行した。

このごろになると県警および町による被害調査も相当に進み，その全ぼうがおおよそつかめるようになったので，20時52分消防庁に被害報告を行なった。

22日早朝，黒木知事は現地の状況調査のため出発した。現地調査中の知事からの指示により9時，本部会議が開かれたがそのおもな内容は入手情報の交換，応急対策の方法等について検討されたもので，この席上21日設置された「連絡会議」を「宮崎県えびの地区地震災害対策本部」に切り替え，本格的活動体制をとることとし，本部は県庁本館の講堂に置かれた。組織としては，県のほとんどすべての機構をもうらしたもので別表のとおりである。

本部会議（知事，副知事，出納長および各部長により構成）は，ひんぱんに開いて最高方針の決定にあたり，決定事項は直ちに下部組織におろされ，迅速的確に応急対策，復興対策が推進された。

地震発生以来，現地との通信はほとんど途絶の状態でその確保を図るために，22日21時10分本部要員2人を無線車とともに現地へ派遣，23日災害用移動無線機を現地対策班に設置し，本部との連絡を十分に果たす体制をとった。引き続く群発地震に人心の動揺がはなはだしいので，同日17時15分，広報車の現地派遣を決定し，続いて19時30分「宮崎県えびの地震災害対策相談所」の設置を決定した。

25日の未明に及んだ第8回本部会議においては，被害状況，各部のとった措置，今後の対策等がようやくまとまりをみせ，その結果に基づき被害状況調書，地震情報ならびに要望書を作成，25日7時，加藤副知事が上京，政府・国会に対し被害状況を説明し当面の応急対策等を陳情した。

26日にいたり，従来の「宮崎県えびの地区地震災害対策本部」を「宮崎県災害対策本部」に切

り替え，その中に「宮崎県えびの地震現地対策本部」を設け，現地本部の下部組織として「宮崎県えびの地震災害対策相談所」を置き，さらに西諸県地方支部をもこれに所属させることとし，当支部に「えびの地震現地対策班」を置いた。この組織は最終的なもので以後の変更はなかった。

28日には知事が上京し，政府および国会への陳情を開始した。

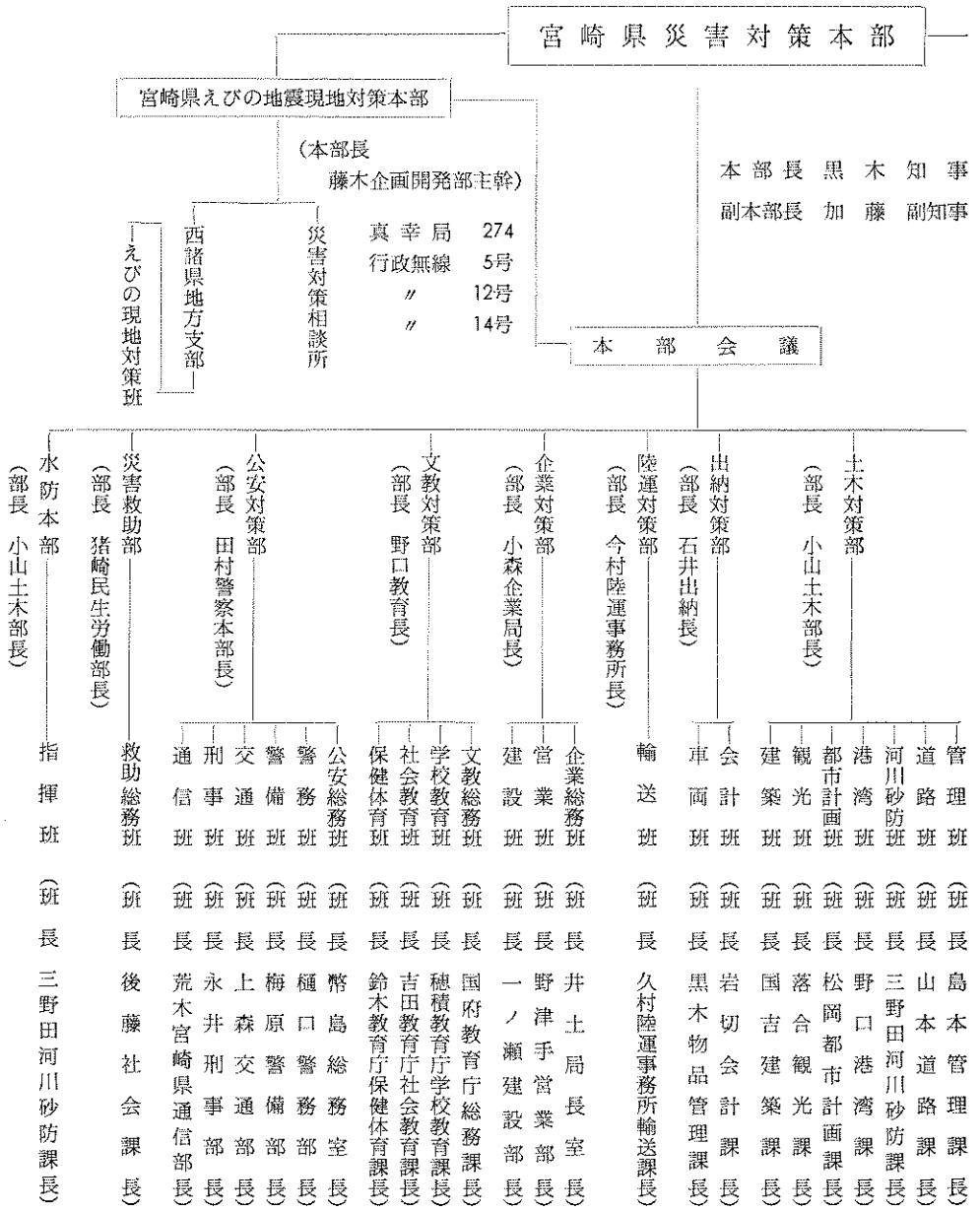

第1節　防　災　体　制

陳情のおもな内容は，応急対策ならびに災害復興等に関する広範囲にわたるものであるが，これらの要望書は，状況の変化により修正したものも含めて12種類にも及んだ。本部会議は5月上旬までに29回開かれたが，その間本部の全機構をあげて行なう被害状況の把握，応急対策の樹立・実施，命令の伝達，視察者の応待等，大量の立体的作業がとめどなく行なわれた。しかもその

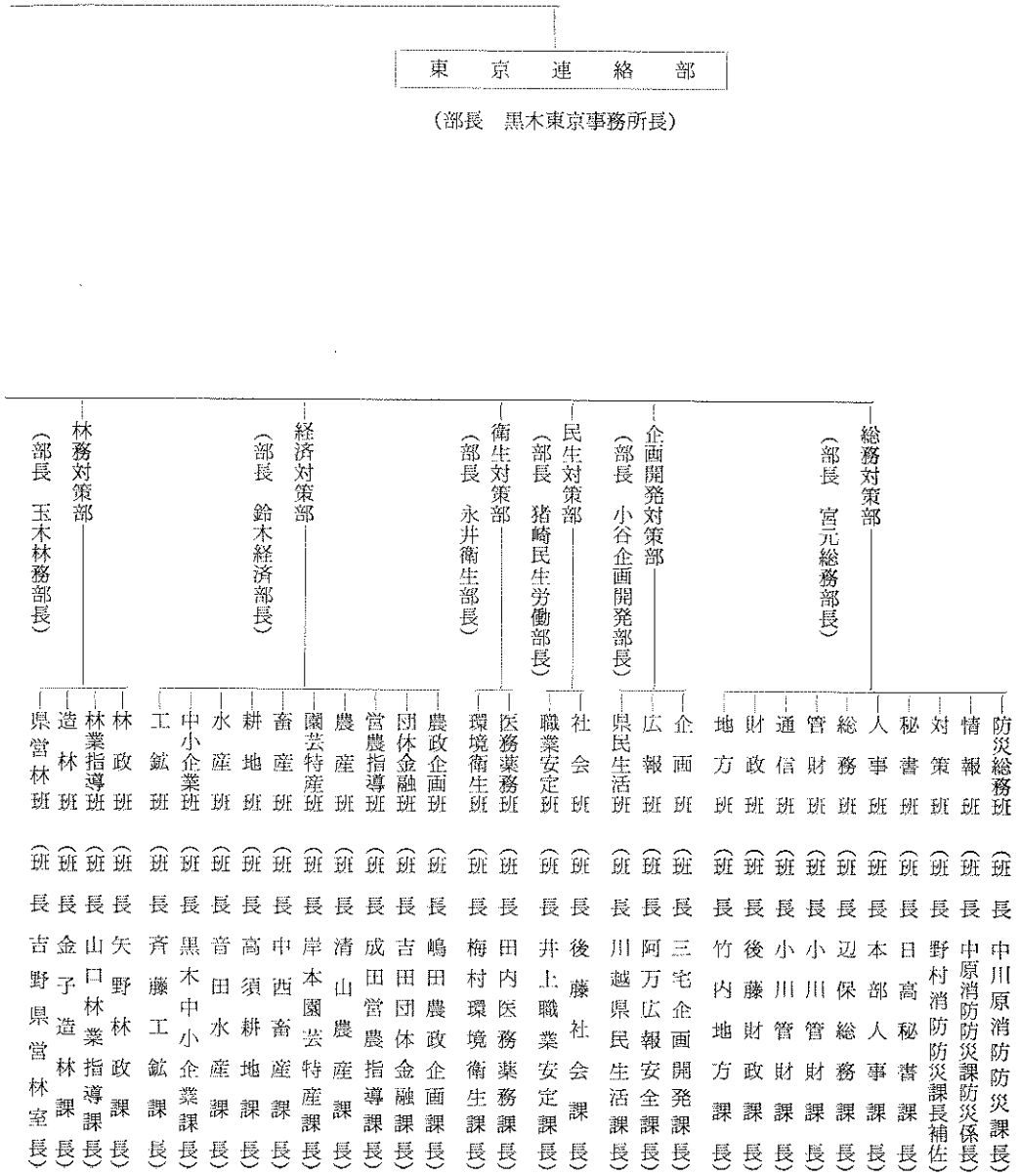

処理には，寸刻を争う機敏さが要求され，とくに初期の事務処理には昼夜の別なく時刻もわからなくなる程であった。

政府・国会に対する記録的な陳情の結果，要望の大半は達成され，国においては6月28日の閣議で激甚災害に準ずる措置が決定される一方，えびの・吉松地区を中心とする大規模な地下構造調査も実現することになった。

さらに，11月22日にいたり中央防災会議において，局地激甚災害指定基準の制定をみ，市町村単位の激甚な災害に対する高率補助の適用等が実現した。このことは，えびの地震に端を発するわが宮崎県の運動が国を動かし，以後における全国の局地的激甚災害の救済に大きな光明を与えたものとして高く評価されるものである。

この局地激甚災害指定基準の制定により，陳情の目標は一応終止符を打ち，しかも当面の災害復旧が順調に進み，復興が軌道にのったので，11月19日開催された第32回本部会議において，災害対策本部およびこれに関連する次の組織を廃止することに決定した。

廃止の組織	期　日
宮崎県災害対策本部	昭和43年12月20日12時
えびの地震現地対策本部	〃
えびの地震災害対策東京連絡部	〃
えびの・吉松地区地震対策連絡会議	〃
えびの地震復興事業推進会議	〃

2.　現地対策本部の設置

県は，2月22日9時，本庁内に「宮崎県えびの地区地震災害対策本部」を設置すると同時に，異例の措置として被害激甚地のえびの町真幸地区に「宮崎県えびの地区地震災害対策現地対策班」を設置し，被災者の応急救助をはじめ諸対策の促進を図った。

現地対策班のおもな任務は，次のとおりである。

(1)　県災害対策本部とえびの町災害対策本部との連絡調整

(2)　現地関係機関との連絡

(3)　被害状況の調査および災害広報

(4)　その他県災害対策本部長が指示する事項

また，現地対策班の執務場所，要員および通信設備は次のとおりである。

現地対策班の執務場所として，えびの町真幸支所前の民家の一部を借上げたが活動に不便なた

め，現地視察中の黒木知事の指示で翌23日同町真幸支所南隣の空地にテントを設営した。

テントに隣接して建設をいそいでいた建物（プレハブ）も翌々日の25日に完成したのでここに現地対策班を移した。

現地対策班の要員として班長に寺松小林県税事務所長，班員には西諸県地方の県出先機関の職員のうちから次のとおり15人を配置した。

小林県税事務所	2人
西諸県福祉事務所	2
小林保健所	1
西諸県農林事務所	2
えびの農業改良普及所	3
都城家畜保健衛生所小林支所	1
小林耕地出張所	1
小林土木事務所	2
西諸県教育事務所	1

宮崎県えびの地震現地対策本部

さらに情報収集と広報活動の強化を図るため，県災害対策本部は，22日21時無線車と消防防災課職員2人を，翌23日には人心の安定を図るため広報車と広報安全課職員2人を現地対策班に派遣した。また，通信のまひ状態に対処するため，22日現地対策班設営と同時に，西諸県農林事務所の無線車（行政無線5号）と消防防災課の無線車（行政無線12号）を配置し，現地対策班との通信連絡の確保を図った。翌23日には，さらに無線電話（行政無線14号）を増派するとともに，県警察本部に依頼して警察電話（現地対策班，えびの町災害対策本部および県警察本部現地警備本部間の連絡用電話）を仮設し，また25日には一般電話を設置するなど通信途絶とふくそうする通信連絡に備えた。

現地対策班は，えびの町の被害状況，応急対策の状況，要望等を県災害対策本部に連絡するとともに，県災害対策本部の指示に基づいて，県と同町との連絡調整ならびに同町の災害対策指導その他被害調査，災害広報，現地関係機関との連絡にあたるなど諸対策の推進を図った。

しかし，21日の地震発生後も，連日地震活動が活発で群発性の様相を示し，人心の動揺が著しく，しかも山全体にゆるみや地割れを生じ水害の危険性が増大したので，当面の応急対策のみな

らず長期化する災害に対処するため，次のとおり組織の強化を図った。

2月26日8時，現地対策班を「宮崎県えびの地震現地対策本部」に切り替え，現地本部に「えびの地震災害対策相談所」と「西諸県地方支部」を置き，同支部に「えびの現地対策班」を所属させた。

現地対策本部の組織としては，現地本部長に企画開発部の藤木主幹を任命し，要員は本庁および西諸県地方の県出先機関の職員20人前後を常駐させ，また，機動的な防災活動を行なうため無線車と広報車を配置した。

藤木現地本部長は，現地本部の活動方針を次のように定め，その推進を図った。

(1) 当分の間，毎日えびの町災害対策本部長（えびの町長）および県警察本部現地警備本部長と活動方針等について協議を行ないその推進を図る。

(2) 県災害対策本部に対する報告は1日2回以上行ない，緊急を要するときはそのつど報告する。

(3) えびの地震総合観測班との連係ならびに住民に対する情報関係についての打ち合わせを行なう。

この結果，えびの町および現地関係機関との連係がさらに緊密となり，被災者の応急救助をはじめ，諸般の対策が軌道に乗った。

このような情勢から，えびの町長は3月1日災害対策本部の組織を縮小し平常の業務に移した。県もこれに伴い現地本部の規模を3月6日から縮小し，現地本部長以下5人に要員を減じた。

その後も地震活動は続いたが，5月初旬ごろから，えびの地震総合観測班においては「被害を起こすような地震の可能性はほとんどなくなった。」との見解をもつようになった。そこで県は5月11日さらに現地本部の規模を縮小して，要員を本部長以下3人に減じた。なお，本部の建物は災害復旧等に派遣される県本部職員の連絡または打合せ場所とした。この期間の現地本部のおもな活動状況は次のとおりである。

(1) 被災者の応急救助が軌道に乗るまでの間，毎日えびの町災害対策本部長および県警察本部現地警備本部長と対策について協議を行ないその推進を図った。

(2) えびの町の被害状況，地震情報，応急対策の状況，要望等を県災害対策本部に連絡するとともに同本部の指示に基づいて，県とえびの町との連絡調整ならびに同町の災害対策指導にあたった。

(3) 避難者の収容，被災者の給水，給食，医療，物資の給与，住宅の応急修理，仮設住宅の建設など，災害救助法による応急救助の促進を図った。

(4) 地震情報，気象情報（地震後の二次災害に備え）その他必要な事項の広報活動を行なった。

(5) 田植対策その他災害復旧事業の推進を図った。

(6) 住宅関係，農林関係，中小企業関係，税関係，衛生関係，福祉関係，教育関係等の災害対策相談業務を行なった。

(7) 自衛隊および地元関係機関との連絡にあたった。

(8) 政府・国会その他各機関の災害視察者に対し，被害状況の説明ならびに現地案内等を行なった。

その後，災害復旧事業も順調に進み，また現地駐在も長期にわたったので，7月1日現地本部長を交代させ，後任に農政企画課の甲斐主査を任命した。甲斐現地本部長は県とえびの町との連絡調整，災害復旧事業の推進，水害調査，科学技術庁・通商産業省が実施する地質構造調査の援助等にあたった。

10月31日にいたり①復興も軌道に乗った。②地震回数もほとんど平常に復した。③台風期もすぎ二次災害の心配がなくなった。など所期の目的を達成したので，現地本部の要員を全員引き揚げ，同本部を真幸地区に設置した西諸県農林事務所治山詰所に移し，事務連絡は同詰所の職員にあたらせた。

12月20日，県災害対策本部の廃止と同時に2月22日以来10か月間にわたり救助活動，災害復興，災害対策相談業務等に成果をあげた現地本部を廃止した。

3. 災害対策相談所の設置

県は，2月23日，激甚な被害を受けた被災者の民生安定ならびに早急な復興を図るため，えびの町真幸地区に「宮崎県えびの地震災害対策相談所」の設置を決定し，翌24日，災害相談業務を開始した。

同相談所の業務と配置人員は次のとおりである。なお，相談所は県現地対策班に隣接して設置した。

相談業務	配置人員	
住宅関係	小林土木事務所	1人
衛生〃	小林保健所	1
農業〃	えびの農業改良普及所	1
金融〃	中小企業課	1
納税〃	小林県税事務所	1
生活〃	西諸県福祉事務所	1

県えびの地震災害対策相談所を訪ずれる住民

その後，被災者の相談が急増したので，26日同町真幸地区に「宮崎県えびの地震現地対策本部」を設置すると同時に，同相談所をその所管のもとに置き，相談員を14人に増員して相談業務の急増に対処した。

当時の相談業務と配置人員は次のとおりである。

相談業務		配置人員
住宅関係	2人	建築課主幹，技師
社会福祉〃	2	児童家庭課主事 北諸県福祉事務所主事
衛生〃	1	小林保健所主事
農林〃	4	営農指導課農業専門技術員 団体金融課係長 林業指導課技師
中小企業〃	3	中小企業課主事 中小企業センター課長，嘱託
教育〃	1	西諸県教育事務所主事
生活〃	1	税務課主事

相談業務の受付は，原則として毎日8時30分から17時までとし，相談員には即決の権限を与え事務の能率化を図った。

被災者からの相談は，第1日目の24日には32件，25日46件，26日55件と毎日のように増加し，3月1日には125件に達したが，これをピークに相談の種類，件数とも次第に減り，3月8日には住宅関係と福祉関係のみとなったので，翌9日から相談業務を次のように縮小した。

相談業務	配置人員
住宅関係	1人
社会福祉関係	1
その他	1

その後，社会福祉関係の相談も3月28日からなくなり，住宅関係の相談のみとなったが，これ

もしだいに減ってきたので，8月から業務を小林土木事務所内に移した。

12月20日，現地本部廃止と同時に相談所も廃止したが，2月24日開所以来10か月間にわたり住宅，店舗の建設資金および生活保護など1,250件にのぼる多くの相談を処理し，被災者から感謝された。

被災者の災害対策相談所利用状況は次のとおりである。

災害対策相談所利用状況

月別	住宅	農林	中小企業	税務	衛生	福祉	教育	その他	計	備考
2	155	92	51	31	8	41	8	−	386	
3	398	59	21	5	14	223	−	1	721	
4	44	−	−	−	−	−	−	−	44	
5	29	−	−	−	−	−	−	−	29	
6	5	−	−	−	−	−	−	−	5	
7	9	−	−	−	−	−	−	−	9	
8	11	−	−	−	−	−	−	−	11	
9	39	−	−	−	−	−	−	−	39	
10	6	−	−	−	−	−	−	−	6	
合計	696	151	72	36	22	264	8	1	1,250	

（資料　1）

災害対策相談所設置要綱

（目的および名称）

第1　県は，えびの地震被災者の民生安定および災害復旧等の相談に応ずるため，宮崎県えびの地震現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に災害対策相談所（以下「相談所」という。）を設置する。

（設置場所）

第2　相談所は，西諸県郡えびの町真幸に置く。

（所　管）

第3　相談所の管理および運営は，現地対策本部が所管する。

（業　務）

第4　相談所は，被災者に対する相談および広報をおこなう。

2　県広報車は，相談所に常駐する。

（職　員）

第5　相談所に，相談担当の職員（以下「相談員」という。）および広報担当の職員（以下「広報員」という。）を置く。

2　相談員および広報員は，本庁各部および西諸県出先機関の職員の中から適当と認めるものを知事が指名する。

3　相談所に所長を置き，現地対策本部長をあてる。

（その他）

第6　本要綱に定めるもののほか，必要な事項は知事が定める。

付　則

1　この要綱は，昭和43年2月25日から施行する。

（資料　2）

災害対策相談所運営要領

1．この要領は，災害対策相談所設置要綱に基づき災害対策相談を迅速かつ円滑に処理するため必要な事項を定める。

2．災害対策相談所（以下「相談所」という。）の行なう事務は次のとおりとする。

〔相談事務〕

(1)　住宅に関すること。

(2)　社会福祉に関すること。

(3)　衛生に関すること。

(4)　農林漁業に関すること。

(5)　中小企業に関すること。

(6)　教育に関すること。

(7)　生活（納税を含む）に関すること。

(8)　その他，災害相談に関すること。

3．相談の受理時間は毎日8時30分から17時までとする。

ただし，緊急な場合はこの限りでない。

4．相談は迅速に処理しなければならない。

5．相談所長において判断のできない事項については遅滞なく宮崎県えびの地震現地対策本部（以下「本部」という。）に報告し，その指揮を受けるものとする。

6．相談員は相談事項を所定の相談カード（別記様式）に記入整理し，相談所長は随時本部長に報告しなければならない。

〔広　報〕

1．相談所長は広報車を随時巡回させ，必要な事項を広報するものとする。

4.　えびの地震総合観測班の設置

2月21日地震発生後も，連続的にひん発する地震に対処するため，2月23日黒木知事は三浦宮崎地方気象台長を招いて，専門家の現地派遣を含む観測体制の強化について協議し協力を求めるとともに，さらに気象庁長官，福岡管区気象台長に対し，緊急電話をもって住民の不安動揺など現地の状況を説明し，観測体制の強化を強く要請した。これに対し気象庁長官は24日から同庁地震課関谷調査官を，また，福岡管区気象台長は25日から同気象台の脇田地震係長の現地派遣を決定された。

翌24日，地震観測および調査のため来県された水上東京大学地震研究所長に対しても状況を説明しその協力を求め，気象庁から派遣された関谷調査官らとも協議した結果，翌25日えびの町真幸の県現地本部内に気象庁，東大を主体とする「えびの地震総合観測班」が設置された。

(1)　総合観測班の構成

同観測班は，次の各機関により構成された。

1）気象庁関係

気象庁地震課の調査官（関谷調査官，大野調査官，湯村調査官，田中火山係長が交代で派遣され駐在した。）を中心に，福岡管区気象台および宮崎地方気象台の職員を交代で2～3人配置

2）東京大学関係

地震観測および調査のため，えびの町に派遣された東大地震研究所下鶴教授をはじめ同所職員がこれに協力

3）京都大学および宮崎県警察本部関係

東大および県警現地警備本部においては，それぞれ観測資料の提供について協力

えびの地震総合観測班

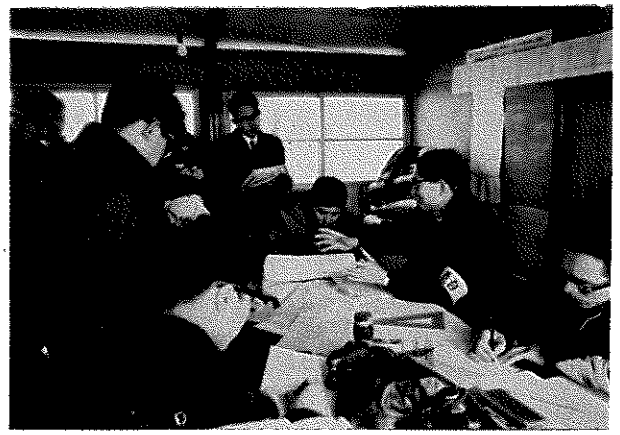

記者団に地震活動の状況を説明する総合観測班員

(2)　観測施設

地震発生後，直ちに各機関においては，次のとおり震源域およびその周辺に多数の観測施設を設置または強化されたため，豊富な観測資料が得られた。

1）気象庁関係

①　鹿児島地方気象台霧島火山観測所（地震計倍率5,000倍）鹿児島県霧島町湯之野

②　鹿児島県吉松町（自動地震計数器）

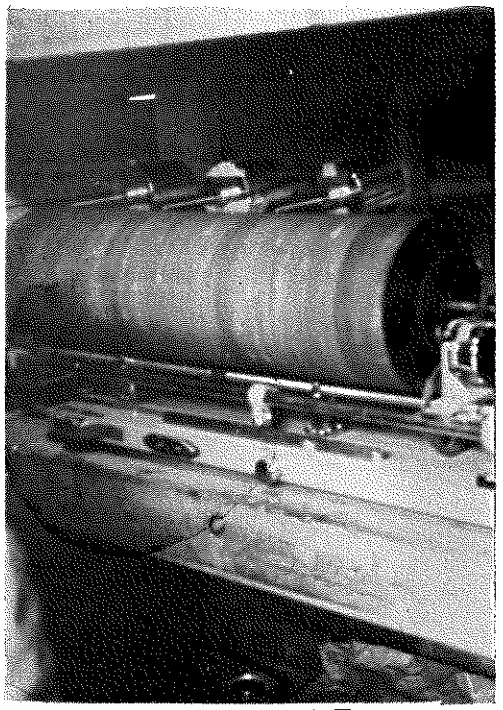

地震計記録装置

③　宮崎県えびの町真幸(自動地震計数器)

2）東京大学関係

①　東大霧島火山観測所（地震計倍率15,000倍および加速度計）

宮崎県えびの町えびの高原

②　東大霧島火山観測所岡元分室（地震計倍率3,000倍および加速度計）

宮崎県えびの町岡元

③　宮崎県えびの町内竪（加速度計）

④　〃　飯野（　〃　）

⑤　鹿児島県栗野町

3）京都大学関係

①　鹿児島県吉松町（地震計倍率780倍）

②　宮崎県小林市細野（　〃　）

③　熊本県多良木町（　〃　）

④　鹿児島県大口市　（地震計倍率780倍）

⑤　〃　牧園町　（　〃　）

※　京大関係は委託観測

4）宮崎県警察本部現地警備本部関係

えびの町京町警察官派出所（有感地震の震度別観測）

(3)　総合観測班の任務

同観測班のおもな任務は，次のとおりである。

1）えびの地震観測資料の収集

2）えびの地震活動の解析

3）福岡管区気象台発表の地震情報文の原案作成

4）福岡管区気象台発表の地震情報に解説を加えて，現地関係機関に伝達

5）関係機関あるいは現地住民に対しての，えびの地震活動に関する臨時の解説

(4)　総合観測班の活動状況

同観測班の活動状況は，次のとおりである。

第1節　防　災　体　制

1）観測資料の収集

同観測班において次のように収集する。

① 毎日定刻に収集するもの

鹿児島地方気象台霧島火山観測所の3時間ごとの観測資料

東大地震研究所霧島火山観測所の6時間ごとの観測資料

えびの町警察官派出所（県警本部）の有感地震の観測資料

② 随時に収集するもの

必要に応じて各観測点に照会し，観測資料および参考資料を収集

2）情報の連絡

収集された観測資料等に基づき，地震の発生状況を常時把握し，必要を認めた場合直ちに次の機関に通知するとともに，福岡管区気象台に連絡する。同気象台は，これを地震情報として一般に発表する。

① 宮崎県現地対策本部

② えびの町災害対策本部

③ 吉松町　〃

④ 宮崎県警察本部現地警備本部

⑤ 自衛隊

⑥ その他必要と認める機関および報道機関

その他，各機関に対する資料の提供，地元民への解説等を行なってきた。

しかし，その後の地震活動の状況からみて，「余震活動はまだ続くが，被害を起こすような余震の起こる可能性はほとんどなくなった。」との見通しがついたので，5月15日に同観測班の体制を永続性のある体制に変更し，これまで同観測班で行なってきた業務は，宮崎地方気象台と鹿児島地方気象台において行なわれることになったが，12月20日宮崎県災害対策本部廃止と同時に10か月の長期間にわたる活動を終えた。

総合観測班の活動中，特記すべきこととして，2月27日同観測班から，「地震はしだいにおさまる傾向にある」との情報が発表されるや，それまで不安のため自宅に帰る気配をみせなかった被災者も，翌28日までには約80%が帰宅するなど，人心の安定に果たした役割は大なるものがある。

なお，総合観測班の業務を引き継いだ宮崎地方気象台の観測体制は次のとおりである。

(1) 毎日定時に入電する，霧島火山観測所からの観測資料を関係機関に通報する。（毎日の入電が9月1日から週1回に，11月1日から10日に1回に変更された。）

(2)　えびの町京町警察官派出所の有感地震の観測資料の収集，関係機関への通報

(3)　えびの町真幸の自動地震計数器の観測資料の収集，関係機関への通報

(4)　えびの地震被災地付近の水害警戒のため，飯野署京町警察官派出所に自記雨量観測所を開設した。

第2節　避　難　の　状　況

1.　警察官の避難誘導

2月21日，現地へ急派した警備部隊は広報車，パトカーあるいは徒歩により，死傷者の発見，届出，避難の警告，避難経路，避難場所の告知，火気，危険物の処理等について，繰り返し徹底して広報を行なうとともに，関係機関，住民の積極的な協力により被災者の救出，救護，避難誘導等諸般の初期的な警備活動を迅速に実施した。そのおもな避難誘導活動は次のとおりである。

2月21日，山くずれ，がけくずれのため，通行不能となり孤立状態となっている水流部落（えびの町京町から8㎞の地点）の住民を救出避難させるため，現地へ急派した救助部隊は，地震の続くなかを徒歩で悪路の危険をおかして急行し，山くずれ，がけくずれにより埋没，全壊した9戸を発見，死傷者のないことを確認し，恐怖と驚がくのため，ぼう然自失する被災者全員を避難所まで誘導避難させた。

また，病院について負傷者の存否調査にあたっていた警察官から「共立，西郷両病院に入院加療中の身動きできない重症患者が，輸送車がないため避難できず不安におののいている。」旨の報告を受理した現地警備本部は，直ちに機動隊(大型輸送車2台を配備)を急派し，病気の種別，症状もわからない患者を感染の危険もかえりみず，医師の指示で患者を抱きかかえあるいは背負うなどして輸送車内につり下げた担架に乗せ，医師，看護婦，隊員を付き添わせ，31㎞離れた隣接小林市内の病院へ移送分散収容し，折り返しピストン輸送を続け，

被災者を避難所に輸送する警察官

共立病院などの入院患者のほとんど全員を緊急移送した。最も被害の大きいえびの町真幸地区の住民は，継続震動する地震におびえ，自家用車，バイクなどを利用しあるいは徒歩で，われ先にと他地区へ避難しはじめたので，所在の警備部隊は全力をあげて，これら避難者集団の誘導にあたり，避難者の保護，交通規制，雑踏整理等に不眠不休の活動を行なった。

同町真幸地区京町の周辺部落には，なお多数の被災者が避難を求めている状況にあったので，これら散在する部落については，機動隊および警備部隊の一部を急派し，大型輸送車3台および小型輸送車6台をフルに使用して，21日から23日の間に10部落の被災者を同町飯野地区その他の安全地区へピストン輸送しあるいは徒歩により誘導避難させた。

2.　宮崎交通株式会社の協力

2月21日8時51分，10時45分と2回の地震で，えびの町真幸地区の家屋は大部分が全半壊となり，その後も引き続く地震のため，家は形をとどめるだけで立ち入ることは危険となり，住家を失った被災者は雪空の下にあふれた。

えびの町災害対策本部および宮崎県警察本部現地警備本部では飯野公民館，飯野二葉幼稚園等を避難所に定めたが，被災者の輸送は緊急を要し，しかも避難者は膨大な数にのぼったので，宮崎交通に対して協力の要請を行なった。これに対し，宮崎交通では次のとおり緊急配車を行なうなどして救助活動に協力した。

(1)　無料バスの運行

月　日	区　　間	回　数	目　　的	備　　考
2. 21	並木―小林（学校付近）	1	帰宅	高原畜産高校生
	三松―小林（学校付近）	1	帰宅	小林商業高校生
	京町―飯野（公民館）	4	避難	り災者
	京町―小林	1	避難	〃
24	京町―飯野（二葉幼稚園）	1	避難	老人クラブ
29	飯野―京町（二葉幼稚園）	1	帰宅	〃
3. 1	飯野―京町	1	通学（往復）	真幸中学校生徒
2	飯野―京町	1	〃	〃
4	飯野―京町（公民館）	1	〃	〃

(2)　その他の協力

1）地震発生後数日の間，夜間は京町待合所車庫に車を置き，地区民の仮泊所として提供した。

2）ジャイアント・フラーワー株式会社からテントを借用して尾山商店敷地内に設置し，地区民に貸与した。

3）京町待合所を，一時避難所として開放した。

4）避難者である畜産高校生のため，一時乗車証を無料で発行した。

5）多数の避難学生に対し，小林—飯野間に通学のためバスを提供した。

（注）1．真幸線，吉田温泉線は地震後一時バスの運行を中止。
2．岡元線は，12月27日までバスの運行を中止。

第3節　広　報　活　動

2月21日8時51分，えびの町真幸地区付近が激しい地震に襲われ，相当の被害が発生した模様であるとの情報があり，取材準備中10時45分，再び同地方を中心に前回を上回る地震が発生，通信が不通で被害状況が判明しないため，とりあえず11時に写真，映画担当職員2人を取材のため現地に派遣した。

現地の状況は，うち続く地震のため住民は不安におびえ，ただ雪の中を右往左往している状況であった。派遣職員は，現地に到着後直ちに災害状況の把握と写真取材を終え，同夜20時いったん帰庁，待機していた職員とともに資料の整理作成にあたった。

翌22日早朝，職員2人を被災地に派遣し取材活動にあたらせた。また，前日取材した写真を「えびの地震速報」として県庁本館に展示し，一般来庁者に対して広報した。また自治省，建設省をはじめ関係各省庁に状況を報告するため，アルバムを作成し夕刻の航空便で東京連絡部（県東京事務所）あて送付した。

その間，報道機関に対しては随時情報の発表，写真の提供を行ない新聞，テレビによる広報を強力に実施した。

23日，人心を安定させるため広報車を派遣し，住民に対する広報の徹底を図るとともに取材活動にあたらせた。また，各課から要請のあった記録写真の作成および県政フォト作成の企画を行なった。

24日もまだ地震が続いているため，広報担当職員2人を常駐させ前日同様広報活動にあたらせるとともに前日企画した県政フォトを印刷し，夕刻東京連絡部をはじめ各関係機関に配布した。また，災害相談業務を実施するため「災害対策相談所設置要綱」を制定，14人の相談員を関係部

課から派遣して相談業務に専従させることにした。

25日以降も引き続き被害地全域にわたって広報活動を実施するとともに，本省提出資料としての被害状況組写真を26日5組，27日6組，28日5組，東京連絡部に送付した。

現地の広報は，えびの町に協力して3月13日まで災害相談業務，気象状況，地震情報，医療班の診療，救助物資の配布，給食，給水等のあらゆる連絡伝達事項を全域にわたって実施したが，とくに地震情報の広報は住民の人心安定に大きな役割を果した。

広報記録としては，県政映画「えびの地震」を作成するとともに，NHK，MRTで取材したフイルムを複製し保存した。

第4節　公　安　警　備

1.　警備本部の設置

2月21日8時55分，県警察本部警備部外勤課に「えびの地震災害警備本部」を，同時に被災地所轄飯野警察署京町警察官派出所に「えびの地震災害警備現地本部」を設置し，警備体制を確立した。その組織は，第1表および第2表のとおりである。

第1表　　警備本部の編成および分掌事務

警備本部長			田村警察本部長	
幕僚		梅原警備部長（兼幕僚長） 永井刑事部長	幣島総務室長 上森交通部長	樋口警務部長 荒木通信部長
係長	班長	係	分掌事務	
梅原外勤課長（副竹迫警備課長）	外勤課長次	庶務	◦諸経費の要求受領	
	井野元外勤課補佐　宇都宮外勤課次長（兼）	実施（谷山係長） （外勤課員ほか指名されたもの）	◦警備実施の企画調整 ◦部隊の編成運用 ◦災害の実態は握 ◦警備会議	
		気象（同上）	◦気象情報の収集	
		交通被害 （交一・二課員）	◦主要交通機関，施設等の被害および復旧状況の調査	
		通信被害 （警務課員，通信部員） 避難救助 （外勤課員ほか指名されたもの）	◦通信，電力施設，機器の被害および復旧状況の調査 ◦避難状況の調査 ◦避難誘導，人命の救助等警備活動の調査報告	

第4節　公　安　警　備

係長	班長	係	分掌事務
		特別被害 （指名されたもの）	◦人的被害の調査 ◦官公署，病院その他主要施設建造物の被害の調査
		災害統計（同上）	◦全被害の調査集計
	荒武通信指令室長	通信統制 （外勤課員ほか指名されたもの）	◦超・中短波無線電話の統制
		防災関係機関連絡要員 （特に指名されたもの）	◦防災機関への派遣連絡
竹迫警備課長	牧ノ瀬次長	情　報（警備課員）	◦情報の収集，報告
幣島会計課長	福元次長	給　養（会計課員）	◦設営，給食 ◦警察施設の被害状況の調査 ◦必要品の調達 ◦遺失物等の処理
児島秘書課長	久保次長	渉　外（秘書課員）	◦管区，警察庁，中央要人の接遇
山下文書企画課長	児玉次長	文　書（課員）	◦災害警備に関する文書の印刷編集
樋口警務課長	赤木次長	補　給（警務課員）	◦警備要員招集 ◦資器材，車両の整備輸送 ◦有線通信の統制
教養課長	高橋次長	広　報（教養課員）	◦気象災害状況，避難誘導その他災害に伴う警察広報 ◦警備活動状況の現場写真の撮影
川井厚生管理官	厚生管理官付	救　護（課員）	◦健康管理 ◦受傷，り病，警備要員の救護
花岡監察官	山本監察官付	監　察（課員）	◦警備要員の活動事項の調査
捜一　吉田 捜二各課長 鑑識	木嶋次長	捜査・鑑識（課員）	◦犯罪の捜査 ◦留置人の緊急釈放 ◦死体の検視（見分）行方不明者の調査 ◦現場鑑識写真
長友防犯少年課長	荒平次長	防　犯（課員）	◦防犯活動 ◦危険物の警察措置 ◦防犯取締

係長	班長	係	文掌事務
酒井交一 交二課長	瀬尾次長	交　通（交一・二課員）	◦交通規制 ◦交通の確保
金丸，和田 通信部 各課長	各係長	通　信（通信部員）	◦有無線応急通信の運用 ◦非常無線 ◦保守管理

（注）各係共通事項……その他の特命事項

第2表　えびの地震現地本部の組織編成表

現本部長	幕僚	係長	班長	係		分掌事務
野中署長	黒田監察官，児玉機動隊長	山口次長	山口次長（兼）	庶務		◦庶　務 ◦警備部隊員の健康管理 ◦災害相談
			黒木警ら交通係長	実施	実施	◦警備実施の企画調整 ◦警備部隊の編成運用 ◦災害警備用資器材の運用 ◦災害の実態は握 ◦本部報告，関係機関との連絡
					気象	◦気象情報の収集報告
					交通被害および規制	◦交通機関，施設，道路被害状況，復旧状況の調査報告 ◦交通規制
					避難誘導	◦避難状況の調査報告 ◦避難誘導，人命の救助，調査および報告
					特別災害	◦人的被害の調査報告 ◦公共施設等の被害調査報告 ◦全被害の調査集計報告
					防災関係機関連絡要員	◦防災関係機関との連絡

（注）各係共通事項……その他の特命事項

2.　公安警備活動の状況

(1)　災害発生直後における警備活動

1）県警察本部（警備本部）の措置

2月21日8時51分宮崎市震度3（えびの町で震度5）の地震を受感，8時53分県下各警察署に対し，地震の状況，人の死傷状況，重要施設，建物の被害状況，津波発生（異常現象）の状

況等の調査を指令した。県の西部えびの町真幸地区を中心とする一帯に被害発生の報告を受理，直ちに，所轄飯野警察署長に対し，人命の救助を優先し，避難誘導，被災者の保護，交通の確保，雑踏の整理，盗犯の防止，広報活動（火気危険物の取扱い，混乱の防止，人心の安定に重点を指向）に全力をあげるよう指示するとともに，8時55分県警本部および被災現地にそれぞれ頭書の警備本部を設置し，警備体制を確立した。11時に飯野，小林方面に対する至急通話以外の通話を制限し，11時30分に県本部機動隊および小林，都城各警察署から警備部隊を現地へ緊急派遣した。15時県本部から交通，防犯，捜査，広報，補給の各特科部隊要員および必要装備，車両，器材を現地へ急派し，19時30分県本部警備部長以下5人を現地へ増派，震災警備実施の指導，調査にあたらせた。

2月22日　8時に小林署から警備部隊要員を，さらに8時10分には，県本部交通第1課所属パトカーおよび白バイを被災地の交通・雑踏整理取締りのため現地へ増強派遣した。10時10分県本部長（警備本部長）は現地視察へ，19時30分，強・烈震続発による被害拡大に備え，県下各署から警備部隊を現地へ増強派遣，22時現地における通信回線の途絶に備え，現地本部に超短波応急無線固定局を設置，県本部から防犯，捜査等特科部隊要員を増強派遣した。

2月23日　13時県下各署から警備部隊要員を増強派遣するとともに，県本部から課長以下3人を現地本部幕僚として派遣，17時県本部長は現地視察へ，18時に現地警備本部，県災害対策現地本部，町災害対策本部間の連絡用として，有線応急電話を架設（延長880m）した。

2月24日　8時30分バイク20台と小型輸送車4台を現地へ増派するとともに，9時県本部警務部長以下3人を現地へ派遣し，警備用資器材の運用指導にあたらせた。10時現地本部長に対して，警備対策実施上必要とする被害の調査は，一応その目的を達したので，警察の行なう被害の調査は本日をもって打切り，人命の保護，交通の確保，盗犯の防止，雑踏の整理等警察本来の活動体制を強化するよう指示するとともに，あわせて人の死傷その他特異被害，事案等発生の際は速報するよう指示した。

2月27日　大震災警備に関する心得10則（1,500部），同心得解説（1,500部），被害調査手帳（1,000部）をそれぞれ作成，全警察官に配布した。白バイ10台，捜査，防犯の各特科班を現地へ増派した。

2月28日　えびの地震災害警備長期計画およびえびの地震再発に対する動員計画を策定，各所属長に指示徹底し，即応の体制を確立した。

3月25日　0時59分宮崎市で震度3（えびの町震度5）の地震を受感，1時6分現地本部長から「強震再発，応援部隊の急派方」の要請を受理，1時8分「えびの地震再発に対する動員

計画」に基づき，県下各署に対して警備部隊の緊急現地派遣を指令，1時30分県本部機動隊長を現地本部幕僚として急派，3時県本部長は現地視察へ向った。

3月26日　現地本部長および関係所属長に対し，「えびの地震災害警備長期計画」について再度指示した。

3月26日～3月30日　「えびの地震災害警備長期計画」に基づき，現地の警備体制を長期警備体制に切り替えた。

3月31日～4月18日　同上計画に基づき，警備体制を第1段階に縮小した。

4月19日～5月10日　同上計画に基づき，警備体制を第2段階に縮小した。

5月11日～現在（昭和44年1月末日）まで，同上計画に基づき警備体制を第3段階に縮小実施中である。

なお，えびの地震に対する警備部隊の出動および警備用装備資器材の動員数は第3表および第4表のとおりである。

第3表　災害警備出動警察官数調

月別	延出動数	月別	延出動数	月別	延出動数
	人		人		人
2月	2,823	6月	180	10月	186
3月	2,542	7月	186	11月	180
4月	589	8月	186	12月	186
5月	228	9月	180	1月	60
				計	7,526

（注）上表は，昭和43年2月21日から昭和44年1月20日までの延出動数である。

第4表　警備装備資器（機）材出動状況

	資器材名	数量		資器材名	数量
一般	投光器	6	一般資器材	担架	11
	携帯投光器	49		毛布	772
	照明灯（ちょうちん）大	3		救命索発射器	1
	照明灯（ちょうちん）小	50		救命索発射装置	1
	ヘッドランプ	25		ロープ	55
	車両用携帯照明灯	5		折たたみ式はしご	4
	発動発電機	2		手旗	25
	携帯用発動発電機	1		なたこ	15
	無線機PR3型	1		のこ	20
	有線電話応急架設	1		つるはし	5
	携帯用無線機	26		スコップ	18

資器材名	数量	資器材名	数量
資器材 トランシーバー	15	車両 かま	13
受令機	22	掛屋	5
ガスマスク	21	パトカー	8
水筒	49	大型輸送車	3
飯ごう	50	小型輸送車	13
雑のう	27	マイクロバス	1
携帯用トランジスターメガホン	21	乗用車	3
拡声器（トランジスター）	1	捜査用車	2
急速充電器	2	白バイ	19
写真機	4	原付	17
双眼鏡	3	広報車	1
天幕	6	大型貨物車	1
折たたみ式ベット	11		

2）所轄飯野警察署の措置

2月21日8時51分えびの町真幸地区を中心に震度5の地震が発生すると同時に，所轄飯野警察署長は，直ちに全署員に対して緊急警備出動を命ずるとともに，県本部長へ報告，震災警備計画に基づき京町警察官派出所に「えびの地震災害警備現地本部」を設置し，警備体制を確立した。

3）現地本部の措置

①　人命救助活動等

地震発生とともに被災地を4警備地区に分け，死傷者の発見，救助活動を実施したほか，病人，老幼，婦女子の保護，安全地帯への避難誘導，火災予防等に全力をあげた。

②　避難誘導

2月21日の地震に続く強・烈震におびえとまどっている被災者に対し，広場，空地，田，竹林等安全地帯を指示して誘導避難させ，飯野，小林等遠隔地へ避難を希望する者は，警察車両を動員し，あるいは宮崎交通株式会社の積極的な協力等により被災者集団の輸送に努めた。

③　広報活動

被災地を中心に，パトカーおよび徒歩による広報警らを活発に行ない，地震情報，火災予防，危険物の取扱い，保安措置，避難要領，交通情報等を繰り返し広報し，被害の拡大防止および人心の安定，迅速円滑な避難，交通の確保に努めた。

④　交通の確保措置

被災地を中心とするその周辺道路は，陥没，損壊，亀裂あるいは橋梁の破損，山くずれ，がけくずれによる埋没その他障害物件により随所に不通または危険状態を生じていたので，避難路および緊急車両の運行を緊急に確保するため，必要な交通禁止，制限，迂回路の設定等交通規制を行なうとともに，立看板60本，交通案内板30本を即製し，国道その他主要道路の要所に掲示したほか徒歩，固定の警察官，白バイによる交通の整理，指導，規制を強力に実施し，被災者の避難誘導および避難，救助用車両運行の安全，円滑を図った。

⑤　被害の実態調査

地震発生直後被害調査班を編成し，初期段階の災害の規模，態様等を調査把握したほか，別途被害家屋等調査班を編成して被害の実態調査を徹底し，住家，道路（橋梁を含む），鉄道，電気，水道，通信その他施設等被害については，それぞれの関係機関へ通報した。

京町警察官派出所に設けられた現地警備本部

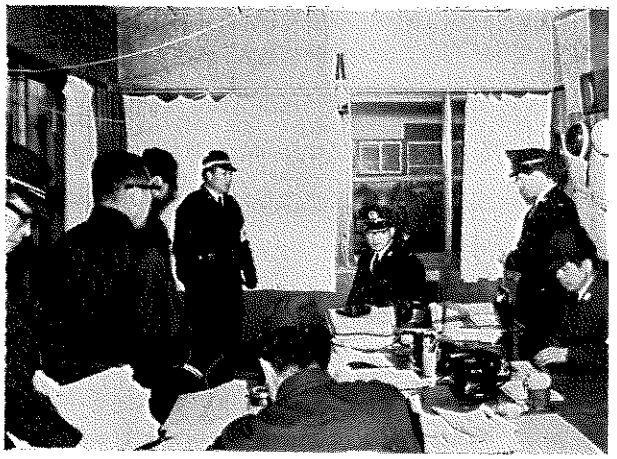

現地警備本部で指示する田村警察本部長

⑥　関係機関に対する助言協力

震災の実態と推移に応じて適時必要な助言，勧告および協力を行なった。そのおもな事項は，町災害対策本部および消防機関に対し救助活動，被災者の実態把握，被害調査体制の早期確立と被害調査の基準，方法，要領，火災予防，危険物の措置を，各小・中学校，幼稚園，保育所等に対しては，避難時および下校時の要領，警察官による避難誘導を，病院，医療機関に対しては，入院患者の避難措置および警察官による避難誘導，車両輸送を，その他関係機関に対しては，各機関それぞれの所管に

係る被害状況等の通報，連絡，応急措置等について必要な助言，勧告または協力を行なった。

車両検問する警察官（被災地入口）

(2) おもな警備活動

① 避難誘導

避難誘導にあたっては，あらゆる困難と危険を冒して，山くずれ，がけくずれで孤立状態にあった被災者の避難誘導（水流部落），被災地内各病院に入院中の重症患者など百数十人を大型輸送車により安全地区内の各病院（最遠距離31㎞）へ緊急ピストン輸送した。また，避難を求めていた京町およびその周辺10部落の住民を大型輸送車等により，安全地区内へピストン輸送し避難させたほか，これら車両による避難輸送および自家用車，バス，徒歩による避難者集団の流れを安全かつ円滑にするため，全力をあげてこれが避難誘導にあたった。

② 被害等の調査活動

警察官の調査で地震による死者がなかったこと，負傷者で医師の治療を受けた者はいち早く判明したが，建物被害については21日夜現地本部と町災害対策本部と調査の方法，要領について協議し，警察，町合同による被害調査班22個班を編成し，第1，第2回地震被害については2月22日に，第3回地震被害は同23日に，それぞれ合同調査を戸別に精密に実施し，事後の災害救助活動等応急対策実施の基本資料として広く活用できた。23日までにおける警察単独または合同による被害調査によって，警察の行なう被害調査活動は，一応その任務を完了したものと判断し，事後の一般的被害調査は町の活動にゆだね，警察はその責務上必要とする人命および特殊被害の調査にとどめ，震災警備活動に専念した。

③ 交通の確保措置

避難者の遠距離輸送，救援物資等の緊急輸送車両，慰問，視察等のほか県，市町村からの車両の往来は，時の経過とともに増大し，被災地に通ずる国道，主要地方道は広域に及んで連日混雑ふくそうの状態にあったので，これに対処しての交通の確保は，隣接熊本，鹿児島，大分各県警察の協力を得たほか，被災地のみでなく，これらの主要道路を管轄する県下各署の警察官を連日動員し，幹・支線道路を中心とする広域交通の規制，指導取締を実施し

た。このことは，他の災害にみられない特殊な様相であり，負担でもあったので，一般警備部隊の現地派遣にも少なからず影響をきたしたが，幸いに重大事故の発生もなく，避難者輸送，避難誘導および緊急車両の運行は勿論，一般車両等の安全円滑な交通を確保することができた。

④　広報活動

2月21日の地震に続く数回の強・烈震および3月25日の地震直後における被災地の混乱と混雑の防止，混乱に伴う火災の防止および避難誘導，負傷者の救護等の措置が迅速，適切に行なわれるとともに，人心の早期安定を図るため，広報車，パトカー，徒歩（トランジスターメガホン携行）等による広報をくまなく繰り返し実施してその浸透に努めた。また，現地本部および県，町災害対策本部の所在地，避難場所，交通の状況等を記載した大型立看板30枚を製作，えびの町真幸地区を中心とするその周辺の要所に掲示し，往来する人および車両の便宜を図つた。また，危険な橋梁，道路および山くずれ，がけくずれによる不通箇所，徐行区間等を記載した立看板120枚を製作，被災地に通ずる幹・支線道路の要点に掲示し，交通の案内と事故の未然防止に努めた。

(3)　その他の警備活動

①　有感地震の記録

現地本部においては，2月21日の地震発生時から引き続き警察官による有感地震の状況を時分を追って記録にとどめる一方，気象台および県，町災害対策本部へ通報し，これら関係機関の行なう防災業務推進上の資料に供した。（有感地震の状況は巻末に記載）

②　避難者用テント架設の指導

県災害対策本部は，町災害対策本部を通じ2月23日ごろから被災者に対して，避難用テント約150張を貸出したが，被災者のなかにはテント架設の要領がわからず困惑している者も多かったので，機動隊員が手分けして各被災部落を回り，部落代表者等に対してテント架設の要領を実地指導したほか架設作業に協力した。

③　避難先に対する巡回連絡の実施

各避難場所およびテント，小屋がけ，ビニールハウス住いの被災者等約5,000人を対象に2月26日以降巡回連絡を計画的に実施し，避難者等個々の生活の実態把握および各種警察相談ごとの受理，火気・危険物の取扱い処理，木炭・プロパン使用によるガス中毒の予防，盗難の防止等について，理解と協力を求める等人心の安定に努めた。この巡回連絡の実施によ

つて，被災者の生活の実態と動静がよく把握され，知人，縁者等県内外からの安否問合わせ，見舞，尋ね人等に対する処理が的確に行なわれたほか，事後の警備対策上資するところが多かった。

④　災害警備相談所の開設

県本部および現地本部に「災害警備相談所」を開設，専従員を指定して被災者等の相談，地理教示，県内外からの照会等にあたらせた。なお，相談件数は3月末までに2,700件を突破，被災者，訪問者，照会者の利便を図った。

⑤　防犯活動および雑踏事故の防止

22日19時19分第3回目の強震により被害がさらに増大し，被災者の不安はその極に達し，被災者は一部を残してほとんど避難したので，留守を狙う盗犯の防止，交通の混雑と雑踏による事故の防止を図るため，被災地を中心に8か所の固定検問所を設置し，同所を拠点とした警察官の見張り，検問および徒歩による集団警らを昼夜兼行で実施するほか，パトカー（最大8台）を常時出動させて広報警らを実施し，犯罪の予防その他警戒警備に努めた。このため，被災地区における交通事故は皆無，盗難事件4件（うち2件は現行犯検挙）が発生したのみで，被災地における治安を確保し避難民の不安解消，応急対策の推進，震災復興の促進に積極的に協力した。

⑥　火災の防止措置

2月21日の第1回の地震直後，現地でプロパンボンベが転倒して火災となりかけた事案を被災者の機転で消し止め大事にいたらず終ったが，他にも同様事案の発生するおそれが強かったので，とくに警備部隊員を指名して，出動消防団員と協力し，震動を続けている被災地区のプロパン等を使用する各戸について，火気，ガス洩れ調査を実施し，ガス洩れしているボンベ2個を発見して措置するなど火災の予防に努めた。なお，この火気等調査を実施中，頭部を負傷して避難できずに自殺を図っている婦女を発見救助した。

⑦　臨時警察官派出所の設置

2月29日不通となっていた国鉄吉都線の復旧に伴い，京町駅に下車する見舞，訪問者等の利便を図るため，同駅前に臨時警察官派出所を設置し，これらの公衆接遇にあたらせたところ，連日利用者が多く来訪者から多数の礼状が寄せられた。

⑧　特別巡回連絡の実施

4月はじめ被災地全域について，特別巡回連絡を実施し，各戸ごとに各種警察相談に応ずるとともに，災害復旧についての意欲を促し，要望意見などをきき，必要と認められる事項

は，関係機関に伝える等応急対策各般の円滑な推進と民生の安定を図った。

⑨　通信の確保措置

地震発生と同時に，現地本部にパトカーを固定配置し，有線電話途絶に対する措置を講じ，さらに第2日目（22日）には，現地本部に固定無線局を設置して現地配備の各警備部隊検問所との連絡通信体制を強化するとともに，一般加入電話不通時には，県・町災害対策本部の報告，連絡用務に警察無線を利用させるなど，初期段階における災害通信の確保に努めた。また，有線通信の途絶，通信のふくそうによるこれら関係機関相互の連絡通報が円滑を欠ぐ面があったので，22日これ等機関との間に警察有線電話を応急架設した。このため，関係機関との連絡協調が一段と円滑化し総合的連係活動が効果的に推進できた。

⑩　停電時における投光器等の活用

相次いで発生した強・烈震による停電に加え，第3回目の強震が夜間であったため，暗闇のなかで逃げまどい，動揺する被災者の安全と人心の安定とを図るため，発動発電機5基を要所に配置して連続照射を行なうほか，携帯投光器，照明灯，ちょうちんを全警備部隊に配備し，全照明機能をあげて避難者の誘導，警戒警備および人心の安定に努め事故等の未然防止に万全を期した。

(4)　災害警備にあたってとくに配意した事項

1)　警備部隊員の宿舎

警備部隊員の宿舎は，震災第3日目までは，ほとんど徹宵勤務で不要であったが，第4日目から部隊員の宿舎として国民宿舎矢岳荘が割当られたが，当時被災者を収容する施設も十分でなかったので，部隊員宿舎としてこれを使用することを避け，全警備部隊員が警備用幕舎，借用テント，警察車両内にて休息または仮眠した。

2)　「大震災警備に関する心得」および「被害調査手帳」の作成配布

今回のえびの地震災害は，かって経験したことのない激甚な災害であったので，各般の警察活動がより迅速，的確，適切に行なわれるよう，大震災警備に関する心得10則，同心得解説，被害調査手帳をそれぞれ作成して全警察官に配布し，被災住民の心情を根底に，関係機関との連絡協調および関係住民の理解と協力を基調とした，震災警備活動が一貫して推進されるよう努めた。

3)　被災地出身警察官の優先的派遣

警備部隊員の派遣にあたっては，被災地出身者およびかって所轄飯野警察署に勤務した警察官を優先的に派遣し，被災地住民との相互連絡等が緊密に，隔意なく行なわれるよう配慮

した。

3. その他

(1) 昭和43年4月22日，宮崎地方気象台長から，県警察本部長に対して，えびの地震観測に対する感謝の礼状が寄せられた。

(2) 同年5月1日，えびの町長から，県警察本部および飯野警察署に対して，えびの地震における警備活動に対する感謝状の贈呈があった。

(3) 同年6月5日，警察庁長官から，県警察えびの地震災害警備本部に対して，えびの地震災害警備の業績を称する警察庁長官賞が授与された。

(4) 同年9月1日，内閣総理大臣から県警察えびの地震災害警備本部に対して，えびの地震災害警備の功績を称する内閣総理大臣賞（表彰状および楯）が授与された。

(5) 同年9月12日，宮崎県知事から，県本部機動隊およびえびの地震災害警備現地本部に対して，えびの地震災害警備活動に対する感謝状が贈呈された。

第5節　被災者の救援活動

1. 災害救助法の適用

災害救助法は，一定規模以上の災害が発生した場合，災害を受けた人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として，国が地方公共団体，日本赤十字社その他の団体および国民の協力のもとに必要な応急的救助を実施するために制定されたものである。

この法律による救助は，その災害の大小や態様をとわず，すべての災害について実施されるものでなく，市町村や都道府県の区域内の人口に応じ，一定規模以上の世帯の住家が滅失したときや，それに該当しないが，多数の者が生命または身体に危害を受け，また，受けるおそれが生じた場合等一定の法の適用基準に達する場合に実施されるものであり，その適用は市町村の区域を単位として行なわれることとされている。

救助の実施機関は都道府県知事であるが，市町村長はその救助事務を補助し，または委任を受けて救助の実施にあたることとなっている。

また知事は，救助や救助の応援の実施について，必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

第5節　被災者の救援活動

救助の種類は，収容施設（避難所，応急仮設住宅）の供与，炊出しその他による食品の給与，飲料水の供給，被服寝具その他生活必需品の給与または貸与，医療および助産，被災者の救出，住宅の応急修理，生業資金の貸与，学用品の給与，埋葬，死体の捜索および処理，障害物の除去となっており，その実施の程度，方法および期間について，あらかじめ定められている基準により行なわれることとされている。

災害救助法による救助の種類，期間および費用

種類	期間	費用の限度額＝避難人員×単価（1人1日）
(1) 避難所の供与	災害発生の日から7日間以内	既設建物利用　板囲バラック　天幕借上 4月～9月　4円50銭以内　5円25銭以内　6円75銭以内 10月～3月　6円　以内　6円75銭以内　8円25銭以内
(2) 炊出し等食品の給与	同上	1人1日100円以内，6日以降は1人1日130円以内，ただし特別の事由がある場合は，4日以降，1人1日130円以内
(3) 飲料水の給与	同上	実費
(4) 被服寝具等生活必需品の給与または貸与	災害発生の日から10日間以内	

区分	時期	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増毎
		円	円	円	円	円	円
全壊	10月～3月	6,300	8,000	10,800	12,600	15,800	2,000
	4月～9月	4,100	5,000	7,100	8,500	10,500	1,400
半壊	10月～3月	1,900	2,400	3,200	3,800	4,700	600
	4月～9月	1,200	1,500	2,100	2,600	3,200	400

(5)	医療	災害発生の日から14日間以内	実費
(6)	被害者の救出	災害発生の日から3日間以内	実費
(7)	応急仮設住宅	供与期間2年以内	一戸当たり163,000円以内
(8)	住宅の応急修理	災害発生の日から1か月以内に完成	一戸当たり30,000円以内，ただし特別の理由がある場合は1戸当たり40,000円以内とする。
(9)	学用品の給与	災害発生の日から 教科書　1か月以内 文房具等　15日以内	 教科書の実費 文房具等　中学生1人 950円，小学生1人 890円
(10)	死体の捜索処理 埋葬	災害発生の日から10日以内	実費 埋葬　大人（12才以上）3,700円，小人3,000円
(11)	障害物の除去	同上	一世帯当たり 5,000円以内
(12)	輸送	それぞれ救助の種類に認められている期間	実費
(13)	人夫の傭上げ	同上	実費

宮崎県においては，災害救助施行細則を定めており，その第2条の2の規定により，次の救助の実施を市町村長に委任している。

(1)　収容施設（応急仮設住宅を除く）の供与

(2) 炊出しその他による食品の給与および飲料水の供給

(3) 災害にかかった者の救出

(4) 学用品の給与

(5) 埋葬

(6) 死体の捜索

(7) 死体の処理

(8) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石，竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお，宮崎県知事は，日本赤十字社宮崎県支部長と災害救助業務委託契約書を取り交して，医療および助産，ならびに死体の処理のうち死体の洗浄，縫合，消毒等の処置および検案について業務の委託をしている。

えびの地震災害には，次の種類の救助を実施した。

(1)	避難所の設置	441,045円
(2)	応急仮設住宅の供与	20,034,000円
(3)	緊急避難所の設置	13,031,000円
(4)	炊出しその他による食品の給与	2,482,253円
(5)	飲料水の供給	192,912円
(6)	被服寝具その他生活必需品の給与	8,468,849円
(7)	医療	876,020円
(8)	住宅の応急修理	10,473,807円
(9)	学用品の給与	16,330円
(10)	輸送費	173,433円
(11)	事務費	4,605,901円
(12)	人夫賃	496,800円
	計	61,292,350円

これら救助の実施に要した経費は6,129万円になり，そのうち救助の対象となる経費については国がその2分の1を負担し，その額は3,024万円である。

第5節　被災者の救援活動

第1表　災害救助の実施とその費用

種目別区分		員数	単価	金額 (A)	国庫補助額 (A×½)
		延人	円	円	円
避難所設置費	既存建物	9,617	6.00	57,702	
	野外仮設	46,465	8.26	383,343	
	小計	56,082	7.86	441,045	220,523
緊急避難所設置費		27 棟	482,630.00	13,031,000	6,515,500
応急仮設住宅設置費		118	169,780.00	20,034,000	9,617,000
炊出しその他による食品の給与費		27,835 延人	89.18	2,482,253	1,241,127
飲料水の供給費		43,331	4.46	192,912	96,456
被服寝具その他の生活必需品の給与費	全壊	451 世帯	12,281.00	5,538,449	
	半壊	873	3,357.00	2,930,400	
	小計	1,324	6,397.00	8,468,849	4,234,425
医療費		768 延人	118.00	90,223	45,112
災害にかかった住宅の応急修理費		268 世帯	39,082.00	10,473,807	5,236,903
学用品の給与費	小学校教科書	38 人	363.00	13,758	
	中学校教科書	10	258.00	2,572	
	小計	48	341.00	16,330	8,165
輸送費				173,433	86,716
人夫賃				496,800	248,400
法第34条の補償費				785,797	392,898
救助事務費				4,605,901	2,302,950
合計				61,292,350	30,246,175

災害時の応急救助は，あらゆる災害対策の中で最も急を要するものであり，被災世帯の状況に基づき，救助の大部分がさまざまに変化するなかで実施されるものであるから，その指揮所においては的確な判断により実施指令を出す必要があり，そのためには，迅速にして正確な被害状況を把握することが肝要である。その指揮所は県災害対策本部のうち災害救助部である県社会課とえびの町災害対策本部であるが，災害発生当初においては県社会課においても，このような異常災害に対処する配慮にやや欠けるところもみられ，えびの町においても，その職員自身が被

災者であることでもあり，円滑な救助体制をとることが困難であった。

県社会課では，この欠点を補い早急に体制を確立するため，課内の責任分担を明確に定めるとともに，2月23日から3月9日まで民生労働部企画調整主幹らを現地に派遣して，直接救助の実施にあたらせた。

地震当時，この地方は数十年ぶりの大雪で，地震により各所に山くずれやがけくずれを起こし，山膚をむき出した山々を除いては白一色におおわれ，また，道路は寸断され，交通規制が行なわれた。そのため，被害調査活動が大きく制限され，被害状況の把握がおくれた。したがって，8時51分と10時45分に発生した災害であるにもかかわらず災害救助法の適用は同日夕刻になった。

えびの町からの被災世帯数等の報告はおくれていたが，21日11時30分に，西諸県福祉事務所長から社会課長にあった情報によれば，およそ地震の激しさを推定することができ，これらの情報が災害救助法適用の判断を適確にさせた。その情報は次のとおりである。

2月21日11時30分報告

本朝9時から，京町，加久藤地区は，ゆれつばなしであり，京町付近はとくに激しい。道路には亀裂が入っており，また現地は豪雪でもあり車では行けない。ブロック塀はほとんど倒れている。被害状況の詳細は不明であるが，加久藤地区でもがけくずれで家が押しつぶされた。人畜には被害はない模様である。

2月21日15時報告

真幸支所，駅舎が傾き，京町の民家はすべて傾いている。とくに，人吉向けの道路は寸断，交通途絶，京町地区の住民は雨戸などを畑，竹林に敷き戸外に避難している。水道，電気はストップし，地鳴りと時々きこえる爆発音に住民は不安の状態，山くずれが相当ある。

2月21日15時30分，えびの町長から知事に対し，災害救助法適用の申請があつたが，同町の住家被害は，およそ全壊10戸，半壊140～150戸であるとの報告のみでは，災害救助法は適用できないので，西諸県福祉事務所長に対し「被害状況を早急に把握し，至急報告せよ。」と指示した。

16時40分，厚生省施設課に対し，「えびの地震災害により人家の被害発生，災害救助法適用にいたるやも知れぬ。現時点の被害状況，全半壊83世帯，今後増加する見込み。」と報告した。

えびの町の災害救助法の適用基準は，人口33,101人（40年国勢調査）であるから，全壊換算にして60世帯である。

13時に出発した，合同特別調査班から「全壊13戸，半壊70戸，被害調査はきわめて困難である。」旨の報告が17時20分にあった。その直前の16時45分に，えびの町から避難者の数は次のとおりと予想され，屋外に避難しているので，テントを都合してほしいと要請があった。

京町向江448世帯1,543人　上向江44世帯165人　下浦53世帯197人　中浦116世帯431人

上浦158世帯677人　計819世帯 3,013人

第5節　被災者の救援活動

以上のように現地からの情報は，断片的なものであり，被害の把握が困難な状態であった。

竹林に避難した人々

同　　上

18時45分，えびの町長から「全壊83世帯，半壊257世帯を確認した。なお，豪雪と地震が続いているので調査はきわめて困難であるが被害はなお増加する見込み。」との被害報告に接し，19時同町に対して，災害救助法を適用することを決定，直ちにこれをえびの町に通知するとともに厚生大臣に報告した。

災害救助法適用時の被害状況は，2月21日19時現在，全壊83世帯 350人，半壊257世帯1,200人，一部損壊520世帯で，被害世帯の全壊換算は207世帯となる。同町に対しては，災害救助法の適用がなくても，応急対策を進めるようすでに指示していたが，さらに避難所の設置，飲料水の供給，炊出しによる応急給食などを法により処理することを通知し，日赤に対しては医療班の派遣を要請した。さらに防寒寝具の輸送体制と物資の調達などの手配に万全を期すと同時に，猪崎民生労働部長は20時30分，社会課長は翌22日に現地に急行し指揮にあたった。

この救助活動は，3月25日に発生した地震によるものにも継続して行なったが，2月21日の地震による救助活動と区分して救助の期間を定めたものと，継続して期間の延長をしたものとがある。

その状況は第2表により知ることができるが，避難所の設置については，緊急避難所の設置を

行ない，不時に発生する災害に対処する施設を4月30日まで引き続き設置し，また，飲料水の供給については4月16日まで引き続き給水したからである。

結果的に，避難所については2月21日から4月30日まで9回の延長をして70日間，飲料水については7回の延長をして56日間，炊出しについては2回，医療については1回の延長を厚生大臣の特別承認によって実施した。

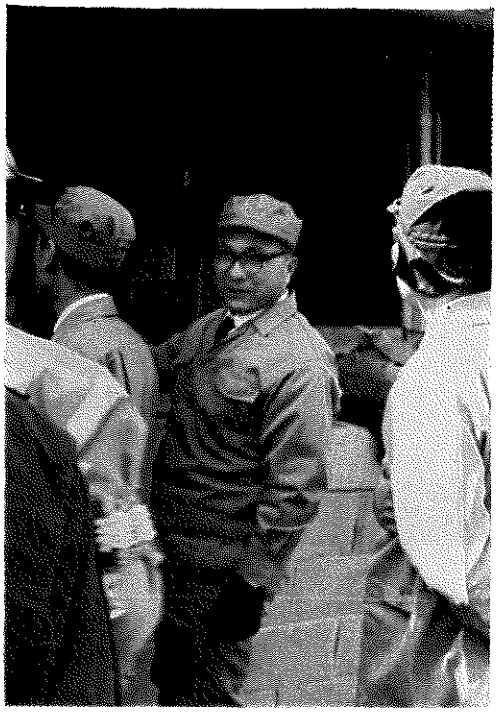

現地で指揮する猪崎民生労働部長

第2表　災害救助法適用期間延長の状況

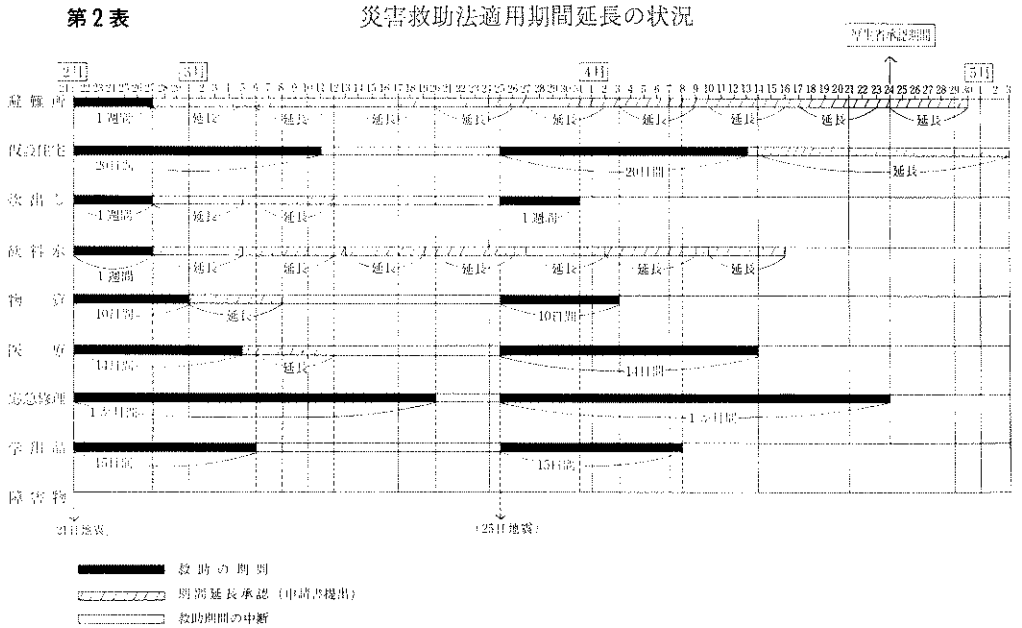

災害発生時に優先して配慮しなければならないことは，被害の確認である。災害が大きければ大きいほど，その困難性はますます高まるので，被災世帯と世帯員名簿の迅速的確な作成が強く

要求される。

えびの地震災害においては，多くの悪条件が重なり被災者名簿の作成が遅れたが，今後の災害対策の推進上の問題として反省しなければならない。

とくに，今回の地震被害の確認が困難であった理由を列挙すれば，次のとおりである。

(1) 住家の被害が外見からは判断できない。

(2) 家屋の内部の被害も建築技術者でないとわからない。

(3) 調査に伴う危険が大きい。

(4) 地震災害の経験者がいない。

(5) 続発する地震により被害が進行し，調査時点により被害の程度が変化する。

(6) 全員避難しており，住居標札，家族の構成が把握できない。

(7) 大雪と道路損壊のため，機動力が発揮できない。

(8) えびの町真幸地区の職員の大部分が被災者である。

本来，被災者名簿等については，当該市町村の職員が作成することになっているが，えびの町職員には応急対策に全力を傾注させるため，県の各福祉事務所職員計14人（中部４人，児湯２人，東臼杵２人，北諸県６人）を緊急動員して災害の確認を行なわせるとともに，西諸県福祉事務所の全職員が被災者名簿の作成にあたり，２月21日から24日まで不眠不休でこれを作成し，救助の的確な実施に寄与した。

2．避難所の供与

被災地の住民は，８時51分，震度５の地震で屋外に避難し，引き続く地鳴りと爆発音に，さらに起こるであろう地震を予感しながら過ごすうちに，10時45分震度６の地震が発生，恐怖と不安におののきながら，知人縁故をたよって続々と避難をはじめたが，人吉方面への道路は損壊し交通途絶となったため，小林方面への道路に避難者および車両が集中し，長蛇の列をなした。

身を寄せるところのない被災者は，雨戸などを畑，竹林に敷き，仮小屋を仮設して避難していたが，午後から夕刻になるにつれて寒気は強まり，不安はますますつのり，「テントを都合してくれ，避難所を近くに設置してくれ。」などの声もようやく高まってきた。

これに対し，町では，飯野地区の学校体育館，飯野公民館，家畜市場等に避難所を設置し避難するよう呼びかけたが，被災者の中にはわが家を遠く離れることを嫌ってこれに応じなかった者もいた。21日19時現在に設置した避難所は，既設建物５か所，仮設天幕10か所で1,600人を収容した。

なお，現地視察中の宮元総務部長から天幕の避難所に，風と湿気を防ぐための措置をとるよう指示があったので，100m巻きのビニール38本を現地に送り給与した。

22日は，有感回数は57回を記録し前日を上回った。このため，23日の夜明けとともに自宅付近の仮小屋に寝泊りしていた被災者は，続々と避難所につめかけ，23日には28か所2,675人，29日には41か所3,623人を収容した。

その後，地震回数が減少するにつれてしだいに帰宅しはじめたが，自宅には危険を感じてか依然として立ち入らず庭先につくった仮小屋に寝泊りし，家屋の修理が完了した後も仮小屋を取りこわそうとはしなかった。

住家が半壊であった被災者も，応急仮設住宅の建設や，応急修理が完了するまで避難所を利用したため，3月9日まで避難所を継続して設置した。

この間，避難者は，日中は自宅の復旧，夜間は避難所で寝るという生活をしていたが，避難所から住家までが遠いので，被災地の近くに避難所を設置してほしいとの希望が多数あったため，県では，127張のテントを学校等から借受けこれに応じた。このほか自衛隊においても野営用大型天幕15張を京町駅や真幸中学校に設営し被災者の収容にあたった。

なお，3月25日の地震にも，1か所250人の避難所を設置した。

避難所設置の状況は第3表のとおりである。

第3表　避難所の設置と収容人員

項目 / 月日	既設建物		仮設幕舎含		計	
	箇所数	人員	箇所数	人員	箇所数	人員
2. 21	5	660	10	940	15	1,600
22	6	1,085	13	1,082	19	2,167
23	6	1,360	22	1,315	28	2,675
24	8	1,422	33	2,201	41	3,623
25	8	1,422	33	2,201	41	3,623
26	8	1,354	33	2,081	41	3,435
27	8	764	33	2,130	41	2,894
28	8	694	33	1,872	41	2,566
29	5	302	25	2,140	30	2,442
3. 1	3	150	24	1,922	27	2,072
2	3	64	24	1,760	27	1,824
3			4	350	4	350
4			4	350	4	350
5			4	322	4	322
6			4	322	4	322

月日＼項目	既設建物		仮設幕舎		計	
	箇所数	人員	箇所数	人員	箇所数	人員
3 7			1	43	1	43
8			1	25	1	25
9			1	13	1	13
25	1	150			1	150
26	1	190			1	190
合計	70	9,617	302	21,069	372	30,686

（注）1. 避難所として利用したおもな建物

飯野中体育館，飯野公民館，加久藤セリ市場，水流公民館，上向江区長宅，小林農事センター，飯野二葉保育所，京町観光ホテル　計　8か所

2. 仮設幕舎を設置したおもな場所

真幸中自衛隊テント，京町駅前テント，真幸郵便局跡テント，山下製材所テント，忠霊塔テント，真幸保育所庭テント，下原団地テント，南昌明寺湯園テント，京町派出所庭テント，共立病院庭テント，島内小田堂庭テント，国民宿舎庭テント，京町道路上自動車，自宅付近避難所，京町真砂旅館裏，京町築地方，南昌明寺西分区，水流下川東団地，京町20班，南昌明寺中班，島内小野，京町向江，南昌明寺第1配水池，京町松屋旅館庭テント，京町永崎県議宅，真幸橋西側テント，真幸西三又テント，京町月見荘，京町豊田石油，真幸中自転車置場，下浦橋北テント，上島内区長宅庭テント，中浦地区テント計　33か所

3. 応急仮設住宅の設置

地震による全壊世帯数は，群発性地震のため被害がしだいに重なり，一部損壊であったものが半壊や全壊に，半壊であったものが数日後には全壊にとその程度が変化し，そのため調査はきわめて困難であり，被災者の中には，その認定に不満を訴えるものも生じた。町ではそのつど調査を繰り返したが，その努力はなみたいていのものではなかった。

その変化の状況は，次のとおりである。

月日	時間	全壊世帯	半壊世帯
2 21	18 時45分	83	257
22	17. 00	268	336
23	22. 00	389	535
27	13. 00	412	675
3 25		451	873

応急仮設住宅の建設戸数は、全壊世帯数の3割を限度として低所得世帯以下を対象として決定するのであるが、町長の申し出を受けて最終的に118戸を決定し第4表のとおり設置した。

第4表　応急仮設住宅設置の状況

地区名	世帯数	家族数	棟数	土地所有	着工	完成	入居
皇子原	36	101	36	公	2月25日	2月28日	3月 5日
古川	8	31	8	公	2月27日	2月28日	3月 5日
昌明寺	1	5	1	私	3月 9日	3月 9日	3月10日
〃	1	4	1	私	4月13日	4月15日	4月15日
島内	2	10	2	私	3月 9日	3月 9日	3月10日
〃	1	1	1	私	4月13日	4月15日	4月15日
〃	2	8	2	私	4月24日	4月26日	4月26日
向江	19	63	19	私	2月29日	3月 4日	3月 5日
〃	1	3	1	私	3月 7日	3月 7日	3月 8日
〃	2	3	2	私	4月15日	4月17日	4月17日
〃	2	7	2	私	4月24日	4月26日	4月26日
浦	3	10	3	私	2月29日	3月 4日	3月 5日
〃	12	47	12	私	2月25日	3月 7日	3月 8日
〃	4	19	4	私	3月 8日	4月15日	3月 9日～4月15日
〃	1	4	1	私	4月13日	4月15日	4月15日
〃	1	4	1	私	4月24日	4月26日	4月26日
亀沢	9	23	9	私	3月 5日	3月 6日	3月 7日
〃	1	5	1	私	4月13日	4月15日	4月15日
〃	2	5	2	私	4月15日	4月17日	4月17日
〃	1	2	1	私	4月24日	4月26日	4月26日
柳水流	6	27	6	私	3月 5日	3月 6日	3月 7日
西川北	1	1	1	私	4月13日	4月15日	4月15日
〃	1	2	1	私	4月15日	4月17日	4月17日
松原	1	1	1	私	4月15日	4月17日	4月17日
合計	118	386	118				

これよりさき，2月22日早朝開かれた県災害対策本部会議において，地震により住家全壊の被害を受けた者に対して，早急に応急仮設住宅を供与するよう次のとおり決定した。

(1)　60戸を早急に建設する。

(2)　プレハブ住宅とする。

(3)　建設はえびの町に委託して行なう。

直ちに，県内外業者の資材保有状況と工事施行の見通しなどを調査するとともに，えびの町長に対し，委託契約書を手交して話し合ったところ，同町長は県直営で工事を施行することを強く希望したので，これを了承し，県直営で施行することにした。

県は，建設敷地として町有地である皇子原と水流に設置することにし，2月24日に着工，25日には28戸の建設が行なわれた。

その当時の状況は，次の報告書によって知ることができる。

応急仮設住宅中間報告（2月25日現在　報告者　社会課福祉係長）

1．建設状況について

皇子原競馬場（町有地）1戸建4戸，8戸建3棟計28戸建設済み，残り32戸は建設敷地が25日中に決定すれば，29日までに完成する。

工事技術者の配置は25日現在34人，26日には16人を増員して50人で行なう予定。

2．建設主体について

県の直営工事とする。ただし，次の3点については，町長の責任において実施することを確認した。

(1)　敷地の選定とその後の管理

(2)　工事の施行について全面的な協力

(3)　入居者の選考と入居後の管理指導

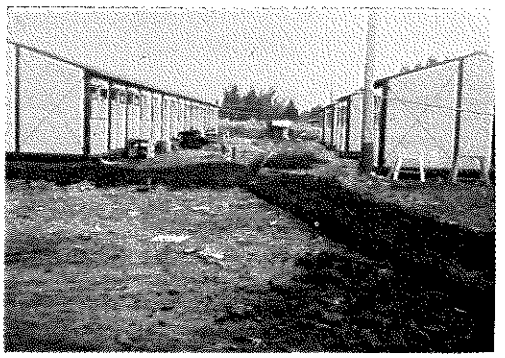

応急仮設住宅（皇子原）

3．敷地の状況について

現在，皇子原競馬場跡（28戸）水流（8戸）計36戸が決定されているが，残り24戸は町内各地に分散して，入居者の被災前の居住地を中心に考慮したい旨の申し出があったが，25日16時現在決定した敷地はない。

4．入居者の選考について

入居者の申込みは，24日から受付けているが，24日夕刻までに74人，25日15時45分現在101人あり，25日19時から選考会を開く予定である。

応急仮設住宅の建設は，積雪厳寒時における被災者の応急救助であり，緊急の措置を必要とした。しかしながら，県内には資材工場もまた備蓄もなかったため，やむを得ず過去に九州各県の災害救助法による応急仮設住宅建設の経験があり，直営工場と資材を保有している大和ハ

応急仮設住宅資材置場（真幸中学校）

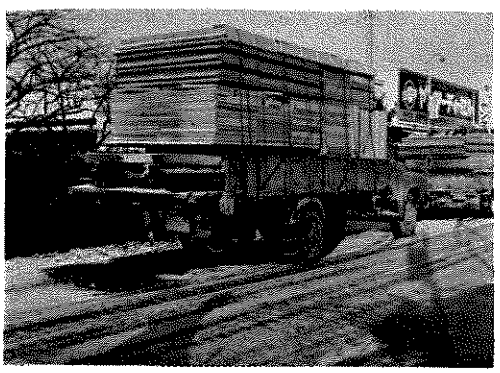

プレハブ住宅資材第1便到着（2月24日）

ウス工業株式会社を関係各課と協議の結果，緊急随意契約により指定し，鳥栖工場から資材を陸送することにした。この陸送にあたっては，2月20日ごろからの国鉄肥薩線，吉都線は全面的に不通であり，また，国道221号線，国道268号線も不通のため，やむなく国道3号線を南下，鹿児島市を経由して国道10号線の都城市から小林市を経て現地まで陸送した。

したがって，通常6時間の輸送時間を大きく上まわり，20時間（走行距離374.5㎞）を要した。プレハブ住宅用資材を満載した第一便トラックが到着したのは2月24日5時5分であった。

なお，入居者の選考については，被災者の生活程度等の条件を考慮しながら，真幸地区民生委員協議会において入居希望者のうち，低所得者以下の世帯について決定されたが，その他の階層については希望者多数のため，これを決定することが非常に困難であった。

4．緊急避難所の設置

えびの町真幸地区は，シラス地帯であるため，山くずれ，がけくずれが各所に発生し，引き続き崩壊のおそれがあり，付近の住家は，きわめて危険な状態にあったため，住民は最悪の場合を予想して，自宅には寝泊りせず，仮小屋で生活している状態であった。

県災害対策本部においては，この事態に対処するため，町の調査結果に基づいて，避難用応急仮設施設（緊急避難所）を設置する方針を定め，国と折衝をすることになった。

国においては長期間反復継続する地震の特殊性にかんがみ，災害救助法の適用される事態に準じ，現に地震による危険性のある住家を中心に緊急避難所の設置を認めたので，県は直ちに29棟を設置した。

緊急避難所は，1人当たり2.48㎡として，20人毎に1棟（49.6㎡）を建設し，便所6.6㎡を付設した。

緊急避難所は前述のとおり，危険性のある住家を中心に設置したが，危険性の少ない地域からも，最悪の事態を憂慮して緊急避難所設置の

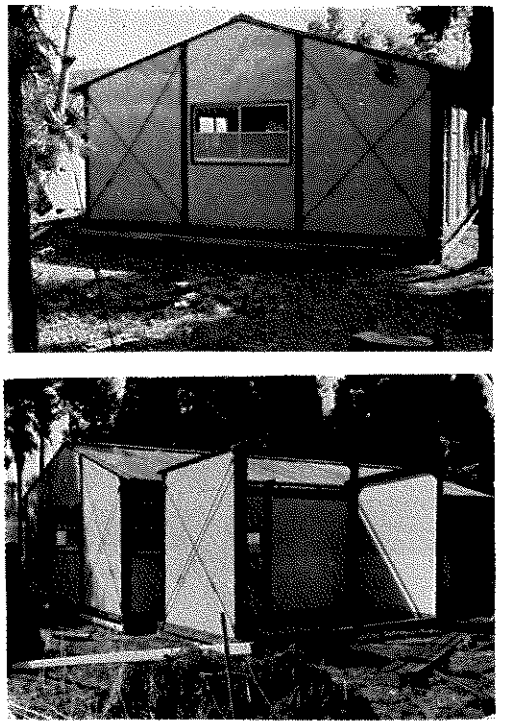

緊　急　避　難　所

要望があった。これに対し，県社会福祉協議会は，日本自転車振興会から3棟を，ライオンズクラブから7棟をそれぞれ助成または寄附を受け，県が設置した29棟以外に同町に福祉施設として緊急避難所を設置した。

緊急避難所は，住民の不安を取りのぞいたばかりでなく，この施設を中心にして緊急事態に対応する組織づくりがうまれた効果はきわめて大きかった。なお，管理については地区の責任者を定め，電気料は町が負担した。

第5表　緊急避難所設置状況

設置場所		世帯	人員	設置棟数	建物面積 ㎡ 棟
真幸地区	亀沢	18	73	3	49.5 — 3
	柳水流	23	96	4	49.5 — 4
	弊田	8	32	2	49.5 — 2
	下浦	8	32	2	49.5 — 2
	中浦	10	40	2	49.5 — 2
	上島内	5	21	1	49.5 — 1
	上浦	5	22	1	49.5 — 1
	西川北	12	47	3	49.5 — 3
	上向江	5	22	1	49.5 — 1
飯野地区	麓	8	30	2	49.5 — 2
	山内	7	32	2	33.0 — 2
	大明寺	5	20	1	33.0 — 1
加久藤地区	麓	5	15	1	33.0 — 1
	榎田	7	36	2	49.5 — 1 33.0 — 1
	西長江浦下	5	19	1	49.5 — 1
	南昌明寺	5	15	1	33.0 — 1
合計		141	571	29	49.5 — 23 33.0 — 6

5．炊出しその他食品の給与

えびの町真幸地区では，地震につきものの水道管の破損，井戸水の枯渇等が各所に発生し，飲料水の不足から炊飯ができなくなり，加えて火災予防の見地から，火気使用の制限を強化したため，被災地全世帯に対して炊出しの手配が必要となった。

このため，町では，3,000食のパンを手配するとともに，1,600食のニギリメシを調達して夕食を支給，翌22日から24日まで，えびの町給食センターおよび都城市「水間弁当」から，9,000～10,000食を調達給与した。

21日から24日までの調達の状況は第6表のとおりである。

第6表　　食糧調達の状況

区分	2月21日			2月22日			2月23日			2月24日		
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕
都城市水間弁当			1,600（ニギリメシ）	3,030（〃）		470（〃）	3,006（〃）	494（〃）		3,500（〃）		3,435（〃）
飯野町給食センター					3,030（パン）	2,560（〃）		2,537（〃）	3,031（〃）	65（〃）	3,567（〃）	241（〃）
その他			3,000（パン）									
計			4,600	3,030	3,030	3,030	3,006	3,031	3,031	3,565	3,567	3,676

調達にあたっては，とくに衛生管理に留意し，調製場所を上記2か所にしぼって実施した。しかし，反面，一か所でいち時に3,000食以上の調製は困難なため，前夜からの調製作業となり配分するときはすでに冷たくなっていた。そのため，3日目頃から多くの被災者は食欲がなくなり，味噌汁がほしい，暖かい食物がほしいなどの声もしだいに高まってきた。

ハイゼックス作業に取り組む自衛隊員

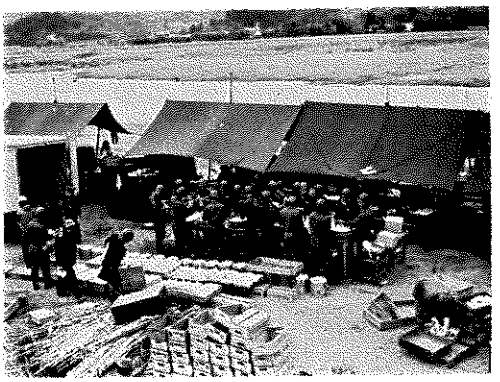

現地からその報告を受けた県では缶詰2,400個と，味噌汁等の給与を行なうための器具として，大型ヤカンを200個送付した。

引き続き日量10,000食以上の給食を必要とする状態に対処するため，25日から自衛隊に，ハイゼックス食(包装食)による炊出しを要請，自衛隊は川内川の河原において，2月25日から3月2日まで毎日11,000食の炊出しを行なった。

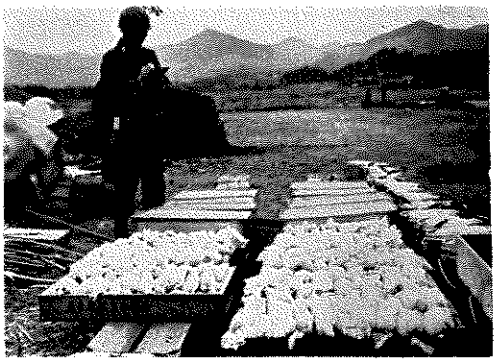

自衛隊員による炊出し

第5節　被災者の救援活動

ハイゼックス食は，洗った米（180g～200g）を耐熱性の高密度ポリエチレンの袋（縦30cm横10cm）に2分程度の塩水（米の量の1.2倍）とともに入れ，空気を十分抜いてゴム輪で密閉したものを，40分から45分間，煮沸して調製するものであるが，衛生的で腐敗しない，運搬に便利などから災害時の炊出しには最適である。

ハイゼックスの確保については，県内業者の保有はなく，県外の業者に依頼しても25日からの給食には間に合わないので，やむなく大阪方面の業者の在庫品の有無を調査してもらうため，県大阪事務所に調査を依頼した結果，大阪市民生局の備蓄物資6万枚の提供を受け，空輸でようやく25日からの炊出しに間にあった。

3月3日から，避難所の収容人員も減少したので，自衛隊による炊出しをやめ，地元婦人会による炊出しに移行し，3月10日まで実施した。

災害が発生した2月21日から，3月25日の地震によるものを含めて，97,134食の炊出しを行なった。その状況は第7表のとおりである。

このうち，災害事務の従事者にも13,628食を給与したが，これは後日関係機関毎に精算した。

なお，副食については，「お年玉つき年賀はがき寄付金配分金」60万円による缶詰等をはじめ，県内外から救援物資の食料品が続々と送りこまれたので，これをあてた。

お年玉年賀はがき寄付金援助物資到着

第7表　炊出しの状況

月日	人員			
	朝	昼	夕	計
2. 21			1,600	1,600
22	3,030	3,030	3,030	9,090
23	3,006	3,031	3,031	9,068
24	3,565	3,567	3,676	10,808
25	3,646	3,568	3,686	10,900
26	3,534	3,517	3,517	10,568
27	2,800	2,735	2,786	8,321
28	2,523	2,585	2,381	7,489
29	2,372	2,345	2,442	7,159
3. 1	2,072	1,988	2,003	6,063
2	1,984	1,954	1,954	5,892
3	682	682	682	2,046
4	544	669	561	1,774
5	618	737	612	1,967
6	486	737	640	1,863
7	200	200	200	600
8	182	229	185	596
9	164	273	92	529
10	88	144	92	324
25	130	150	120	300
26	120	50	7	177
計	31.746	32,091	33,297	97,134

6. 飲料水の供給

(1) 飲料水の供給状況

2月21日の地震により水道管の破損や，井戸水の枯渇などが真幸地区全域に発生したので，飲料水供給のため，えびの町では直ちに，0.7 t の給水槽5個を2台の小型ダンプ車に積んで給水を開始するとともに県知事に対し，自衛隊災害派遣要請依頼を行ない，翌22日からは自衛隊の給水車3台とともに4月16日まで給水した。

給水実績は第8表のとおりである。

第8表　飲料水の供給状況

月日	部落数	世帯数	人員	給水量	車両台数	月日	部落数	世帯数	人員	給水量	車両台数	月日	部落数	世帯数	人員	給水量	車両台数
				t						t						t	
2.21	9	250	1,000	8	2	3.11	3	60	240	4	2	3.30	4	47	219	3	1
22	14	800	3,200	20	2	12	3	60	240	4	2	31	—	—	—		—
23	14	1,000	4,000	25	2	13	3	66	200	2	1	4. 1	3	47	218	3	1
24	14	1,050	4,200	25	2	14	3	66	200	2	1	2	3	54	237	3	1
25	14	1,100	4,400	30	2	15	3	66	200	2	1	3	3	54	237	3	1
26	13	820	3,280	25	2	16	3	52	160	2	1	4	3	54	237	3	1
27	13	670	2,680	25	2	17	3	52	160	2	1	5	3	54	237	3	1
28	12	580	2,320	22	2	18	3	52	160	2	1	6	3	54	237	3	1
29	10	450	1,800	22	2	19	3	52	160	2	1	7	3	54	237	3	1
3.1	10	450	1,800	22	2	20	3	52	160	2	1	8	3	54	237	3	1
2	9	320	1,280	20	2	21	3	52	160	2	1	9	3	54	237	3	1
3	9	320	1,280	12	2	22	3	52	160	2	1	10	3	54	237	3	1
4	8	300	1,200	10	2	23	3	52	160	2	1	11	3	54	237	3	1
5	8	210	840	8	2	24	3	52	160	2	1	12	3	54	237	3	1
6	8	200	800	8	2	25	8	107	466	5	3	13	3	54	237	3	1
7	5	80	320	4	2	26	4	61	273	3	1	14	3	54	237	3	1
8	4	70	280	4	2	27	4	61	273	3	1	15	3	54	237	3	1
9	4	70	280	4	2	28	4	61	273	3	1	16	3	54	237	3	1
10	3	60	240	4	2	29	5	77	334	3.7	1	計	300	10,857	43,331	398.7	78

(注) 飲料水供給部落は，京町，水流，柳水流，南岡松，昌明寺，亀沢，下浦，向江，中浦，岡元，上島内，大溝原，灰塚，西長江浦の14部落

(2) 自衛隊の給水支援

第43普通科連隊長は2月21日18時，飲料水の補給，被災者収容を主目的とする宮崎県知事の派遣要請を受理し，直ちに本部管理中隊長を長とする派遣隊（給水班3個班，人員14人，車両3両，1 t 水トレーラーを含む）を編成し，派遣した。

第5節　被災者の救援活動

給水班は21日22時30分現地に到着，とりあえず，えびの町真幸の中心部に対し駐とん地から運搬した飲料水3.5ｔの給水を行ない，さらに他地区に対する給水を企図したが，給水対象の把握が十分でないのと，深夜にいたって被災者の給水受入れが十分でないため，23時40分第１日の給水作業を打ち切った。

22日夜明けとともに主として岡町の京町，水流，南・北昌明寺，内竪，亀沢，柳水流，下浦，島内の各部落に対し給水を開始，３月２日まで，11日間にわたり，給水作業を続行して，おおむね前記部落の飲料水を確保することができた。この間において町対策本部の係員の給水対象に関する情報の提供および誘導が自衛隊の給水活動を容易にしたが，この種災害においては，被災者の全部が住家および道路を離れて避難しているため，給水対象の把握がきわめて困難であるとともに，水道の普及に伴い給水対象が被災地域全般に及ぶため，効率的な給水活動が困難である。したがって給水に専従する人員のほかに自衛隊と地元災害対策本部相互に，給水のための情報の収集と給水計画の立案にあたる要員（小型車両を付す。）を差し出して合理的な給水計画のもとに，より効率的な給水活動を行なう必要があろう。また，水道の普及に伴い各家庭において，水槽およびバケツ等の容器の準備が十分でないのが通常で，給水を受けるために急きよ，容器を購入する家庭が多い。自衛隊には20ℓ入りの水缶を多く保有しているので，これを利用して各家庭に水を分配した。各家庭の容器は，木箱にビニールを張った程度のものを準備したらよいと考える。

自衛隊員による給水支援

第９表　給　水　状　況

月　日	装備人員 車両	装備人員 人員	給水量（ｔ）	給水人員（概数）
2. 21	3/4ｔトラック×3 1ｔ水トレーラー×3	14	3.5	500
22	〃	14	12.0	2,000
23	〃	14	9.0	1,500
24	〃	14	10.0	1,500
25	〃	14	12.0	2,000
26	〃	14	15.0	2,500
27	〃	14	13.0	2,000
28	〃	14	20.0	3,000
29	〃	14	17.2	3,000
3. 1	〃	14	16.0	3,000
2	〃	14	15.0	3,000
計（延）	3/4ｔ×33 水トレーラー×33	154	142.7	24,000

7. 被服寝具等生活必需品の給与

災害救助法適用と同時に，被災者の被服寝具や生活必需品の給与にあたったが，とくに，積雪厳寒の悪条件に対処するため，防寒に対する配慮を最重点にして，日赤県支部の倉庫に備蓄してある毛布2,024枚と仮設避難所の風および湿気防止のためビニール100m巻き38本，木炭509俵等を，日本通運株式会社の8tトラック2台を借上げ，第1便は宮崎市を2月21日21時50分出発，現地えびの町真幸支所に，22日0時15分到着した。

給与にあたっては，避難所の収容者を優先的にしたが，収容者は必ずしも全半壊の被服寝具等の給与対象者ばかりでなく，危険を感じて避難した者も多数あったので，一応毛布は貸与方式により全員に平等に貸与し，その後，給与対象者に再配分した。なお，自衛隊からも毛布3,050枚，下敷き500枚を借用し貸与した。

備蓄物資を積み込む県職員

これら救助物資の調達については，主として宮崎市内の各卸売店の物資在庫の状況を調査し，緊急随意契約の方式で購入したが，あらかじめ計画した給与物資の数量確保に苦労した。

これら物資の輸送には，日本通運株式会社および宮崎運輸株式会社のトラック延14台（延94t）を借上げた。

第10表　物資の給与状況

	部落名	世帯数	毛布	ヤカン	ビニール	木炭	軍手	タオル	チリ紙	バケツ	ゴザ	石けん	歯ブラシ	計
2月21日の地震によるもの	亀沢	37	275	28	522	564	52	257	310	90	59	210	127	
	柳水流	65	402	38	753	970	89	404	525	153	79	321	221	
	下浦	54	267	26	540	777	66	284	400	117	40	231	172	
	中浦	126	744	67	1,362.5	1,856	159	742	1,013	297	139	588	423	
	下島内	10	26	1	45	97	12	31	53	21	4	22	25	
	上向江	31	153	10	241	401	41	151	235	74	31	114	101	
	上浦	7	42	3	65.5	110	9	40	60	17	8	32	25	
	上島内	71	314	21	523	997	87	349	538	166	50	263	238	
	京町	423	2,098	183	3,950	6,013	508	2,185	3,139	971	346	1,695	1,344	

	部落名	世帯数	毛布	ヤカン	ビニール	木炭	軍手	タオル	チリ紙	バケツ	ゴザ	石けん	歯ブラシ	計
	加久藤	140	451	21	728	1,834	151	520	975	308	42	411	413	
	西内竪	1	3	0	3	19	1	5	10	3	0	3	5	
	中内竪	4	11	1	26	49	4	13	23	8	0	10	11	
	南昌明寺	11	36	2	63	130	12	44	73	25	5	30	32	
	水流	4	14	2	40	51	4	13	20	6	0	12	8	
	西川北	6	12	0	18	75	6	16	37	13	0	13	18	
	北岡松	5	11	0	15	71	5	17	42	11	0	15	17	
	南岡松	12	18	0	36	104	12	26	56	24	0	16	26	
	飯野	80	230	9	369	1,107	82	273	558	171	8	223	239	
	計	1,087	5,107	412	9,300	15,225	1,300	5,370	8,067	2,475	811	4,209	3,443	55,719
3月25日の地震によるもの	水流	1	1	0	0	0	1	2	4	2	0	1	2	
	南昌明寺	17	48	4	0	0	14	51	86	31	4	41	35	
	飯野	58	132	0	0	0	60	177	386	126	0	135	165	
	東内竪	12	20	0	0	0	12	31	69	25	0	22	30	
	中内竪	1	1	0	0	0	1	2	4	2	0	1	2	
	西内竪	2	7	0	0	0	3	15	24	7	0	10	13	
	北岡松	16	33	0	0	0	16	48	102	36	0	34	46	
	南岡松	3	8	0	0	0	3	12	24	8	0	9	12	
	亀沢	16	46	3	0	0	15	52	97	30	5	45	39	
	柳水流	1	1	0	0	0	1	2	4	2	0	1	2	
	京町	8	28	2	0	0	7	31	41	15	5	19	19	
	上向江	4	10	0	0	0	4	11	28	8	0	10	11	
	下浦	14	36	2	0	0	14	35	60	24	4	25	27	
	中浦	28	143	16	0	0	20	137	146	44	31	95	62	
	上浦	3	19	2	0	0	3	22	23	8	4	13	9	
	上島内	5	28	2	0	0	7	26	35	9	7	24	13	
	下島内	2	3	0	0	0	2	4	7	4	0	2	3	
	西川北	8	21	2	0	0	8	23	44	14	0	20	18	
	加久藤	61	163	6	0	0	63	211	399	136	10	152	175	
	計	260	748	39	0	0	254	892	1,583	531	70	659	683	5,459
	合計	1,347	5,855	451	9,300	15,225	1,554	6,262	9,650	3,006	881	4,868	4,126	61,178

8. 医療活動

(1) 県の医療活動

被災地区内における入院患者183人の収容が困難となったので，軽症者は一時帰宅させ，重症者は，えびの町飯野地区または，小林市の医療機関に再収容の措置をとった。

被災者自身である地元医師の応急施設での診療も行なわれていたが，現地の状況から判断して，

医療活動の必要が認められたので，2月23日から3月末日まで県において診療班を編成派遣した。

診療班は，県立宮崎病院が23，24日の2日間にわたり，医師2人，薬剤師1人，看護婦4人，運転手1人，計8人の構成で編成され，24日から26日までは県立日南病院の医師2人，看護婦4人，運転手1人計7人が，また27日から3月5日までは，医師1人，看護婦2人，運転手1人，計4人の編成で，両県立病院から交替で派遣した。3月6日から月末までは，小林保健所が中心となり，医師1人，保健婦2人，看護婦1人，衛生検査技師1人，運転手1人，計6人の編成で，移動医療健康相談活動を実施した。

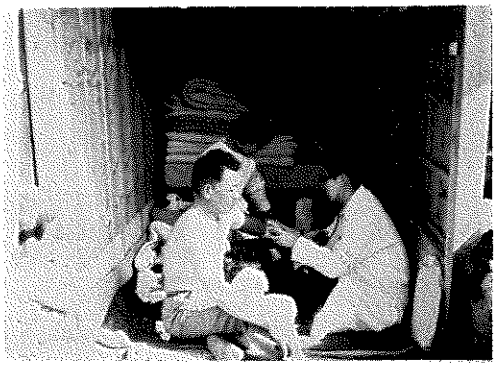

県医療班の巡回診療

一方，小林市西諸県郡医師会においては，災害発生と同時に災害対策本部を設置，会員を現地に派遣し，真幸地区の入院患者の移動や，他地区への収容など万全の措置をとった。県医師会も，同市郡医師会と緊密な連絡のもとに活動し，ことに，日本赤十字社宮崎県支部長との協定に基づく，救護活動は，医師23人を含め延150人，11班を現地に派遣し，1,164人の救護を行なった。

なお，地元医師は自から被災しながら，住民の診療にあたり，医師本来の使命を遺憾なく発揮し，各方面から高く評価された。

災害発生に伴う医療活動については，県防災

第11表　診療従事者数

区分	延人員	備考
	人	
医師	29	
薬剤師	2	
保健婦	14	
看護婦	54	
衛生検査技師	7	
運転手	23	
合計	129	

第12表　診療患者数

月日	患者数	備考	
	人		
2. 23	30	(病名)	(患者数)
24	93	感冒	355人
25	40	高血圧症	151
26	30	外傷	24
27	49	急性胃腸炎	35
28	22	凍症	8
29	35	火傷	15
3. 1	31	歯痛	6
2	48	打撲症	16
3	28	ノイローゼ	1
4	51	肝機能障害	4
5	32	大腸炎	2
8	48	結膜炎	2
9	32	小児発熱	3
11	52	神経痛	38
13	41	ぜんそく	11
16	36	その他	97
26	48	計	768
27	22		
合計(19日間)	延768		

計画に基づいて実施したが，現地では，日赤救護班，自衛隊の衛生班，県の医療班があり，それぞれ救護活動を行なったが，連絡が十分でなかった面もあったので，総括指揮にあたる体制を整備する必要を痛感した。

(2) 日本赤十字社宮崎県支部の医療活動

2月21日15時10分県社会課長から，えびの町に地震が発生し被害甚大の模様なので待機するよう第1報があった。災害救助法による医療については同法第32条の規定により，知事が日本赤十字社宮崎県支部長と委託契約を締結している。これに基づいて，同日18時45分，県社会課長から救護班出動についての要請があった。当支部では20時30分，第1救護班長，野津原医師外7人（婦長1人，看護婦1人，救護主事1人，補助員4人）編成で天幕12張，発電機1台，投光機2基，折畳寝台15床，患者毛布60枚を携行して現地へ向かった。

日赤の医療活動

日赤救護班をおとずれた黒木知事

同救護班は途中積雪のため車両は容易に進まず，現地に到着したのは翌日の0時15分であった。直ちに現地の県関係者ならびに分区長と協議のうえ「国民宿舎やたけ荘」前広場に天幕を張り臨時救護所を開設した。日赤救護班の活動は21日から，3月5日までの14日間にわたり第13表のとおり救護班延11班，医師23人を含む延150人の班員が現地において医療業務に従事した。

第5節　被災者の救援活動

診療は，臨時救護所を基点として救護所での救護と並行し，弊田，亀沢，柳水流の各部落を中心に巡回診療を実施した。この期間に取扱った患者は，第14表のとおり延1,164人である。

なお，これらのほかにえびの町真幸地区に所在の開業医師は，被災の身もかえりみず，日本赤十字社宮崎県支部現地医療班８箇班を編成し，医療活動にあたった。その活動状況は第15表のとおりである。

今回の「えびの地震」で得た教訓として，本社における会議等で周知していた地震に対する救護対策としては福井地震，新潟地震の例にもあるとおり，第１次救護活動は外科医療を中心に編成すべきである，との報告がなされわれわれもそのように納得していた。したがって，21日

第13表　診療従事者数

区分	延人員	班長（医師）
	人	
医師	23	野津原英雄
救護主事	30	野崎尚
救護婦長	18	多田錠
看護婦	32	伊東重樹
自動車操作要員	22	北野正二郎
補助員	25	鬼塚黎子
		黒木龍郎
		木村三男
合計	150	

第14表　診療患者数

月日	患者数	備考	
	人	（病名）	（患者数）
2. 22	45	感冒	761人
23	70	頭痛	57
24	212	胃腸仙痛	75
25	92	外傷	68
26	135	血圧	49
27	94	火傷	16
28	102	その他	138
29	132	計	1,164
3. 1	62		
2	50		
3	26		
4	76		
5	68		
合計（13日間）	延 1,164		

第15表　日本赤十字社宮崎県支部現地医療班活動状況

月日	患者延数	現地医療班長名	取り扱った患者の主な病名と患者数	
	人			
2月23日～3月8日	25	第1班長　西郷成誠	頭部打撲症	1人
2月21日～3月5日	34	第2班長　斉藤幸	右側胸部打撲症	4
2月21日～3月4日	21	第5班長　渡辺千秋	急性一酸化炭素中毒症	4
2月23日～3月2日	5	第6班長　猪原敏夫	右下腿足関節部挫傷	1
2月22日～3月1日	6	第7班長　丹晃	右手掌前腕左足背挫創	1
2月21日～3月11日	49	第8班長　浜崎遼也	腰椎圧迫骨折	1
合計	140			12

出発した救護班の携行した医療器具，薬品は大部分外科用であったが，今回の地震は，農村地帯に発生し，ムシロを敷いての避難であったため，病名も外傷は68人にすぎず，大部分の患者は感冒および胃腸障害であった。とくに今後注意を要するのは，炭火による一酸化炭素中毒症患者が多かったことで，冬期に起こる地震の際は酸素吸入器携行の必要性を痛感した。

また，救急車にタイヤチエーンを準備すること，現地で他の救護班との連絡調整を今後はいかにすべきかなど数多くの反省と教訓を得た。

9．住宅の応急修理

基礎からずれた柱，ずれ落ちた屋根瓦，震動によって割れた窓ガラス，しまらなくなった建具など，みるも無残なわが家に被災者はぼう然としてなすすべを失っていたが，数日後には自宅の復旧に立ちあがった。

しかし大部分の家は桁，梁などの枘が組手のところから折れ，辛うじて立っている状態にあることを発見し，到底自分達だけでは修理できないことを知った。

この状態にある家屋は，外見では大きな被害には見えなかったが，復旧が進むにつれ全半壊世帯が増加してきたのもこのような理由からである。

県では半壊675世帯の3割にあたる202世帯について緊急に応急修理を行なうため，災害救助法によりこれを町に委託した。

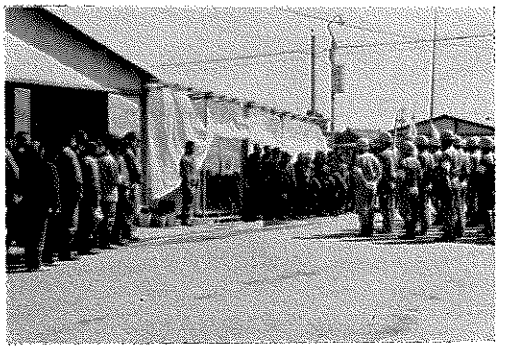

県職業訓練所訓練生隊の結成式

委託を受けた町は，直ちに実施すべく検討をはじめたが，建築資材と建築技術者の確保が問題になった。

建築資材のうち，木材の確保については，国有林材の払下げを受けることとし，その間地元木材業者の保有材により実施することの見通しがついた。しかし建築技術者の確保はきわめて困難であった。

これを知った県職業訓練所の建築科，木工科の訓練生は，自主的に，えびの地震救援訓練生隊を組織してこれにあたり，困難な家屋補修に大きな成果をあげたのみならず，地域の建設業協会等の積極的な協力の気運を盛りあげ，修理体制の確立に貢献した。

救援訓練生隊の作業日誌の一部

昭和43年3月4日　月曜日　晴天

1．都城班20人，高鍋班20人，日南班10人，小林班10人は，午後それぞれ飯野公民館到着。
2．飯野公民館にて結団式を挙行する。
3．夕食6時

昭和43年3月6日　水曜日　晴天

1．起床6時40分　訓練体操
2．7時国民宿舎にて朝食
3．8時県現地本部集合，各班にわかれて現場へ行く。
4．8時10分作業はじめ

都城班A
林田益美（京町）基礎から家が33cm移動しているので引直し工事，筋違いバットレス取付，壁修理，便所移動整備
久留米豊吉（京町）家引き起こし，筋違い補強胴縁付け（未完成翌日回し）

都城班B
西兼助（京町）家引き起こし，筋違い柱補強，シキイ，カモイ補修，壁ベニヤ打付，トタン張り，タキロン張り
内田ワカ（京町）家引き起こし，筋違い壁下地補強（未完成翌日回し）

高鍋班A
立岡国義（京町）家引き起こし，筋違い補強，壁ベニヤ張り，屋根タキロン張り
永田市二（京町）家引き起こし，筋違い補強，天井修理
福島繁（京町）家引き起こし，柱筋違い補強，壁トタンベニヤ板張り

高鍋班B
松井良起（京町）壁修理ベニヤ板トタン張り
岩下矢市（京町）家引き起こし，筋違い補強，壁補修ベニヤ板張り

日南班
土井貞，平昭義，松下仁四郎，反田朝行，田代イツ子，大園嘉吉以上6世帯（上向江）家引き起こし，筋違い補強，壁修理ベニヤ板トタン張り

訓練生の技術提供については，緊急の場合でもあり，被災者からも非常に喜ばれ，大きな成果をあげたが，これを受入れるか，否かについては，危険を伴うものであり，もし事故が生じたとき，また訓練期間中でもあり，一人前の技術者と同一視して労働を課すること等の問題があった。

このことについては，指導員の事前設計見積りを行ない，各班に指導員を配置して現場指導を行なうこと，その期間は1週間（3月4日～3月9日まで）にとどめ，8時から17時までとし，その間の休養等についても十分配慮し実施した。

第16表　住宅応急修理状況

月　日	戸　数	月　日	戸　数
3. 5	16戸	4. 2	6戸
6	11	3	8
7	19	4	3
8	20	5	5
9	12	6	7
10	6	7	7
11	5	8	5
12	12	9	5
13	12	10	7
14	13	11	5
15	13	12	3
16	12	13	3
17	9	14	2
18	14		
19	12	計	268
20	16		

第6節　防　疫　活　動

今回の災害は地震が長期にわたり，被災者は集団避難生活，あるいは畑等に天幕を張る仮住まいを余儀なくされた。そのうえ，上水道施設の破損，下水溝の破壊，井戸水の汚濁等生活環境の悪化により，急性伝染病発生のおそれがきわめて大であったので，防疫対策についてはとくに下記の点に留意して災害防疫活動を実施した。

(1)　家用水の確保

(2)　避難所の防疫対策

(3)　被災者への赤痢予防薬投与

(4)　検病調査の徹底

(5)　消毒および清潔の実施

1.　予防宣伝

町広報車で生水の飲用を避けるよう広報し，手洗いおよび消毒の励行と赤痢予防薬服用の徹底を図った。

2.　検病調査

避難所において調査するとともに，診療班を組織して健康管理（受診者延1,937人）に努めた結果，伝染病患者として疑われる者はなかった。なお，下痢症患者については培養検査を実施した。

3.　赤痢予防薬の投与

災害時に最も憂慮される経口伝染病（赤痢）の集団発生防止対策として，災害地区住民5,136人に予防薬の投与を実施し，伝染病患者の発生を未然に防止した。

4.　飲料水の確保

町上水道の破損と一部井戸の決壊により，飲用水の供給が必要となったので，ろ水器2台を被災地へ送り飲料水の確保に努めた。（延40,139人に供給）

なお，井戸水は消毒班により消毒を実施した。

5.　消毒の実施

災害発生当初は，避難所（41か所）の消毒を実施したが，家屋の復旧するにしたがい2月24日から3月20日まで，本庁および各保健所の職員を動員して消毒班を編成し，被災家屋，便所，

下水溝等の消毒を実施した。

消毒薬品　コンゾール，クレゾール，コンラック

消毒器具　ミストフアン7台，スイングホッグ3基

消毒実施戸数　　3,249戸

6．避難所の防疫指導

連日，避難所内外の消毒を実施するとともに，避難者の手指消毒の徹底を図った。

なお，し尿処理については便池に亀裂が生じ伝染病発生源となるので，公共施設については町で，一般家屋については業者により処理するよう指導した。

7．清掃の実施

地震がやゝ小康状態となった3月16日から各家庭に清掃を行なわせ，各家庭から出た汚物は衛生班により処理した。

8．その他特記すべき事項

今回の災害は特殊な災害であり，地震も長期間続き，被災住民は地震に対する極度の不安感を持ち，かつ劣悪な衛生環境下にあって，適当な避難所としてはわずかに公民館，中学校体育館がある程度で，その他は家畜せり市場の畜舎，畑，庭等に設置したテントにむしろを敷いて起居するなど，防疫上きわめて危険度が高かったが，県，市町村一体となって防疫の徹底を図り，伝染病の発生を未然に防止した。

防　疫　活　動　状　況

月	日	保上の者数健健所職員（雇上）を含む防疫活動従事	本庁職員（雇上）を含む防疫活動従事者数	清潔方法を行なった戸数	消毒方法を行なった戸数	集団避難所数	左の収容人員	赤痢予防薬投与人員
		人	人	戸	戸	か所	人	人
2.	21	6						
	22	5	2			28	3,000	
	23	8	5			28	3,000	
	24	8	4		3	41	3,643	4,500
	25	7			3	41	3,643	4,500
	26	8			3	41	3,435	4,500
	27	6	2		6	41	2,566	4,500
	28	6	4		12	41	2,564	4,500
	29	1	2		6	41	2,564	4,500

第6節　防　疫　活　動

月	日	保健所職員（雇上職員を含む。）の防疫活動従事者数	本庁職員（雇上職員を含む。）の防疫活動従事者数	清潔方法を行なった戸数	消毒方法を行なった戸数	集団避難所数	左の収容人員	投与人員 赤痢予防薬
3.	1	6			73	2	50	4,500
	2	3	3		200	1	40	
	3	2			180			
	4	3			175			
	5	3			120			
	6	14	1		198			
	7	14	1		582			
	8	14	1		1,040			
	9	14			230			
	10	1			56			
	11				30			
	12				50			
	13				50			
	14				45			
	15	2		250	40			
	16	2		250	40			
	17			230	35			
	18	2		280	65			
	19	1		245	13			
	20			125				
	25	3	3					
	26	3						
合	計	142	28	1,380	3,249	305	28,505	31,500

第7節　自衛隊の災害派遣

1．陸上自衛隊

上水道破壊による断水のための給水，被災者に対する仮設避難所の設営および収容，応急対策用資器材の緊急輸送，負傷者の応急治療等に関する支援のため，２月21日17時30分にえびの町長から自衛隊の災害派遣要請依頼があった。黒木知事は検討の結果その必要性を痛感，直ちに，陸上自衛隊第43普通科連隊長へ災害派遣の要請を行なった。

また，２月21日の地震以降も続発する中小地震のため，被害は増大し，調査が進むにつれ被害は予想外に甚大であることが判明したので，さらに検討を加えた結果，被災者に対する炊出し，応急道路啓開，孤立人家の偵察・救援等の支援のため，２月23日22時再び陸上自衛隊第43普通科連隊長へ災害派遣を要請した。

陸上自衛隊第43普通科連隊では，２月21日10時45分の地震発生により，直ちに非常勤務態勢をとり，情報所を開設，県庁，警察，国鉄等関係機関との連絡を密にして災害情報の入手に努め，えびの町真幸地区を中心に相当の災害が発生した模様との情報を得た。現地とは通信が途絶して細部の災害状況は不明であったが，連隊長は各中隊長等を集め災害派遣の準備を命じた。

同日18時宮崎県知事は第43普通科連隊長に対し災害派遣を要請した。

連隊は副連隊長以下４人の現地偵察班を先遣するとともに，連隊の一部に対し派遣命令を下達した。

災害派遣部隊，本部管理中隊長以下42人は，19時30分駐とん地出発，22時30分現地へ到着，えびの町当局と支援要領について調整後，直ちに給水支援，被災者収容天幕展張等活動を開始した。

朝食を運搬する自衛隊員と、被災者のため張られたテント

自衛隊の天幕支援

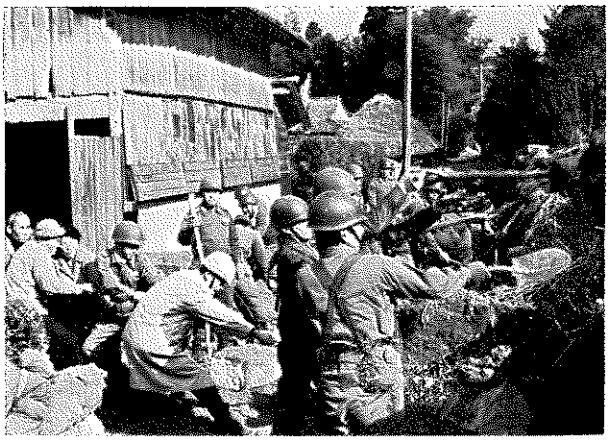

道路復旧に活躍する自衛隊員

部隊主力は，災害派遣準備を完了し，全員営内に待機した。さきに先遣した副連隊長以下の偵察班の報告により，被害は予想以上に甚大であることが判明した。

連隊長は，22日早朝現地におもむき，被災地の視察ならびにえびの町長と今後の救援活動について協議した。翌23日，副師団長，連隊長の現地視察の結果，派遣隊の増強を認め，連隊主力に対し前進を命じた。

同日13時30分，連隊本部（指揮機関）ならびに副連隊長以下の主力は現地へ前進。16時30分現地へ到着，真幸中学校に指揮所を開設，主力は霧島演習場厳含へ集結完了（18時），第8師団長は第43普通科連隊（えびの派遣隊）への増援を認めた。また，宮崎県知事からの災害派遣増強の要請もあり現地へ補給拠点を設置して，天幕，野外炊具，浄水セット，水缶等の補給を実施した。

24日第8師団長は，被災地ならびに派遣部隊の活動状況を視察した。

25日第305地区施設隊（都城）が現地に到着し，機械力および手作業による排土作業は着々と進行して同日夕刻までに道路の応急啓開は完了した。

また，同日，黒原開拓地の孤立部落に対しては，レンジャー部隊による偵察，ヘリコプター（H—13）による救援物資投下（糧食，毛布，牛乳等）により救出に成功した。

派遣部隊全隊員の昼夜にわたる積極的行動によって，被災者収容，炊出し，輸送，給水，救護等の救援活動は3月1日にいたり，ようやく派遣目的を達するにいたった。町対策本部と災害派遣部隊との調整を行ない，撤収の時期について合意に達し，3月1日，宮崎県知事は災害派遣部隊の撤収について要請した。

災害派遣部隊は，3月2日，一部を残置して撤収を完了した。

災害派遣部隊の出動状況

部隊名（駐とん地）	派遣期間	装備人員 人員	装備人員 車両
第43普通科連隊（都城） 第8偵察隊（北熊本） 第8通信隊（北熊本） 第8補給隊（北熊本） 第8輸送隊（北熊本） 第305地区施設隊（都城） 第348警務隊（都城）	2月21日 ～ 3月2日	531人	84両

成　果　一　覧　表

支援の種類	作業内容	装備人員		成果
		装備	人員	
給水支援	被災者に対する飲料水の補給	¾t トラック×3 水トレーラー×3	14人	延142.7t 給水人員　延24,000人
炊事支援	被災者に対する炊出し	¼t トラック×1 2½t トラック×2 野外炊具×24	56	延49,800食
天幕支援	被災者収容	2½t トラック×2 天幕　15 毛布　1,650	89	収容人員 延3,899人
衛生支援	被災者救護 患者輸送 消毒	¼t トラック×1 ¾t 救急車×1	4	患者，応急治療患者輸送等19件
道路復旧支援	決壊箇所の応急啓開	ブルドーザー×1 コンプレッサー×1 4t ダンプ×1 グレーダー×1 工作車×1	75	7か所，排土約1,785㎥（手作業を含む）
輸送支援	避難民輸送 プレハブ輸送	2½t トラック×2	14	避難民輸送，プレハブ輸送，救援物資輸送，地震計輸送19
その他の支援	孤立部落に対する救援	H－13×1	5	レンジャー隊員による孤立部落の偵察，H－13による救援物資投下（毛布糧食等）

2．航空自衛隊

被災地のうち，山間部は積雪のため，車両の運行が困難であり，被害の状況把握が遅れている実情にかんがみ，また被災状況を総括的に把握する必要から，黒木知事は2月23日13時05分ヘリコプターによる空中からの撮影を航空自衛隊新田原基地司令へ要請した。

被害状況の空中撮影を要請された航空自衛隊新田原基地においては，直ちに，諸般の準備を行ない一路被災地へ向かった。えびの町真幸小学校横の川内川堤防上に着陸し，県災害対策本部から派遣された県の係員と打合せを行ない，被災地20か所の撮影を完了，帰途宮崎市大淀川宮崎大橋の下流左岸堤防上に着陸，待機中の県災害対策本部から依頼派遣された宮崎市消防本部の係員にフィルムを手渡し，15時36分に帰隊した。

さらに，2月29日23時黒木知事は，災害救助対策資料の緊急輸送のため，航空機を東京都へ派遣方を同基地司令へ要請した。

同基地では，30日1時県災害対策本部職員から資料を受理，諸般の飛行準備を整えたのち4時30分基地を出発，5時49分東京都入間基地（ジョンソン基地）に到着，県災害対策本部から派遣された県職員へ引渡し，任務完了後同日8時44分に帰隊した。

第8節　学　校　教　育

1．県の措置

地震により校舎の被害はなはだしく，小・中学校とも休校し，被災児童生徒数は，真幸小学校338人，真幸中学校313人に及んだ。これ等の児童生徒に対し，学用品の給与を県教育庁とえびの町教育委員会に依頼して実施したが，地震の報道により全国各地から，学用品が続々寄せられたので，災害救助法による給与は教科書のみであった。

第1表　学用品の給与実績

学校名	項目（数量金額／学年）	教科書 人員	教科書 数量	教科書 金額
		人	冊	円
真幸小学校	1	3	3	153
	2	2	7	404
	3	3	19	1,325
	4	5	40	2,685
	5	9	69	4,479
	6	21	72	4,712
	計	43	210	13,758
真幸中学校	1	6	20	2,013
	2	3	4	396
	3	1	2	163
	計	10	26	2,572
合　計		53	236	16,330

2．県教育委員会の措置

地震発生後，西諸県教育事務所からえびの地区学校の被害状況についての連絡があり，直ちに関係職員を被災地の教育委員会および各学校に派遣し，その実状調査にあたった。

また，真幸小・中学校の被害の大きいことを知り，再度関係職員を派遣し，今後の授業再開について，えびの町教育委員会と協議するとともに指導助言を行なった。

しかし，継続的に発生する地震のため十分な対策も計画どおり進まず，まして避難している児童生徒の掌握は，きわめて困難な状況であった。そのため，授業再開の見通しもたたないので，とりあえず危険場所の整理および備品等の調査を行ない，授業再開に備えての諸対策についてえびの町教育委員会に対し次のとおり指導した。

(1)　授業再開のための教室確保について

1）校舎の整備

2）給水の方法

3）教材，教具の他校からの借用

4）体育館の使用計画

5）二部授業についての工夫等

(2)　児童生徒の災害調査について

1）家屋被害の実態

2）教科書の必要数

3）学用品の必要数

4）就学援助を必要とする児童生徒数

(3)　精神的な安定をとりもどすための配慮

1）教職員の各地区への出張や家庭訪問等による指導

2）とくに中学校3年生に対する配慮

(4)　報道機関の活用等

1）児童生徒は避難先を各学校へ報告すること

2）登校日の連絡

第2表　えびの地震による児童生徒の避難先調　(43．2．28．12時現在)

真　幸　小　学　校

地域＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
真幸地区	80	88	88	70	92	108	526
加久藤地区	7	4	4	4	3	4	26
高原地区	0	1	2	0	1	1	5
小林地区	7	5	7	8	5	7	39
野尻地区	0	1	0	1	3	0	5
飯野地区	14	18	16	17	25	23	113
宮崎地区	3	0	2	0	0	2	7
日南地区	1	2	0	0	0	0	3
都城地区	0	1	0	1	2	0	4
諸塚地区	0	1	1	0	0	0	2
熊本県	0	0	1	0	1	0	2
鹿児島県	1	1	6	2	1	4	15
福岡県	0	0	1	0	1	0	2
鹿児島県栗野地区	1	1	3	2	2	2	11
不明	2	12	3	7	7	3	34
計	116	135	134	112	143	154	794
在籍数	116	135	134	112	143	154	794

真　幸　中　学　校

地域＼学年	1年	2年	3年	計
真幸地区	186	188	221	595
加久藤地区	4	3	4	11
飯野地区	22	20	13	55
小林地区	4	12	4	20
その他(県外・内)	7	5	2	14
不明	3	3	0	6
計	226	231	244	701
在籍数	226	231	244	701

真幸小学校児童の登校状況

項目＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	百分率
直ちに登校できる	108	117	120	97	126	141	709	89.3
登校できない	6	6	11	8	10	10	51	6.4
不明(確認できない)	2	12	3	7	7	3	34	4.3
計	116	135	134	112	143	154	794	100

なお，第3表のとおり授業再開まで，学校および児童生徒の実態を把握するため，えびの町教育委員会と毎日連絡をとり授業再開に備え万全を期した。次に具体的な内容について列記する。

1）避難状況はどうなっているか。

2）被害による教科書および学用品はどうなっているか。

3）学校の授業再開はいつできるか。

4）進路に対する実状はどうか。

以上の4点について，とくに調査を依頼し，教科書等の配布のための手続きを急いだ。第2表および第4表はその実態で，この資料に基づき町教育委員会に対し指導を行なった。

第3表　真幸小中学校授業状況表

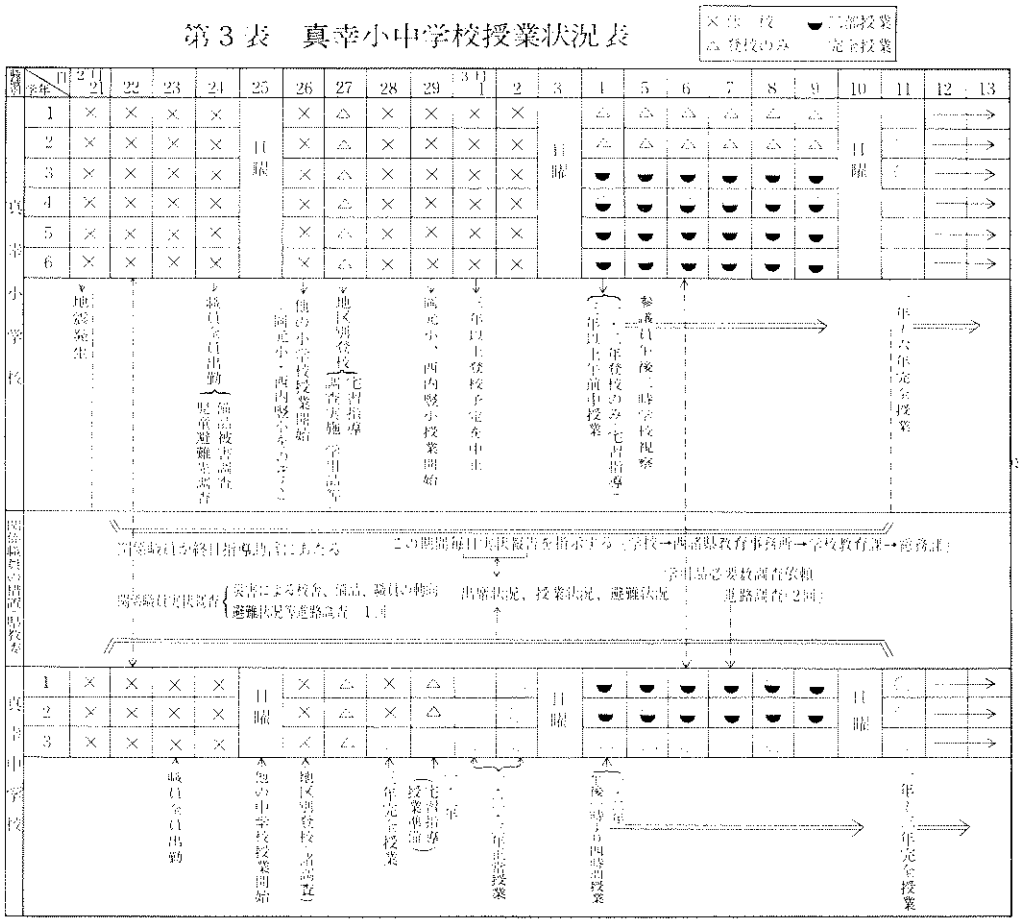

第4表　　高等学校進学希望者数調

高等学校名＼コース名＼中学校名		真幸	飯野	加久藤	大河平	上江	計
飯野高	普通	13	41	27	5	13	99
	家政	13	24	8	3	3	51
小林高	普通	18	25	16		3	62
	家政	17	3	17		5	42
小林商高	商業	12	31	14	1	5	63
小林工業高	機械	4	8	4		4	20
	電気	7	6	7		3	23
	化学工学	4	3	3		1	11
	建築	2	8	2		2	14
高原畜産高	農業	2	7		1		10
	畜産	3	3	2	2	3	13
	農産化学	3		2		3	8
	生活	2		1		4	7
大宮高	普通		1				1
高鍋農高	農業		2				2
宮崎商高	商業	1					1
定時宮崎工業機械			1				1
高鍋農高	畜産					1	1
合計		101	163	103	12	50	429

3．えびの町教育委員会の措置

2月21日（水）　朝から大雪，8時51分，震度5の強震が発生，真幸小・中学校をはじめ各小・中学校から被害報告があり，地震が続いて発生し危険であるので，部落担任の付き添いのもとに下校を指示した。さらに児童生徒の下校を見届けた教職員は，それぞれの学校の警戒にあたるよう指示した。とくに真幸地区が壊滅的被害を受けたとの情報が入ったので，教育委員会事務局は，職員2人を残して教育長以下全員真幸地区へ急行した。

その被害の激しさは，一面の銀世界の中に目をおおうばかりであった。真幸小・中学校はもっとも被害が大きく，屋根瓦はずれ，土壁はくずれ落ち，校舎は傾き，図書および理科実験器具は倒れ，散乱していた。

町当局においては10時30分，災害対策本部を設置した。

さらに10時45分，震度6の烈震が発生，被害は増加し，町民は恐怖のどん底に落された。児

童生徒は，1回目の地震で真幸小学校3年の女児が黒板がはずれ落ちて，頭に軽い負傷をしたほかは負傷者がなかった。教育委員会は22日も休校にすることを指示するとともに，各学校に対しその後の被害状況の報告を求めた。教育委員会事務局職員は，1回目の強震のあと，被害を調査中であったが，2回目の地震によりさらに調査をやりなおすことになった。岡元小学校は，道路が決壊して現地に行けない状態になった。17時，町災害対策本部は真幸支所に移されたので，教育委員会事務局職員も本部に加わり，徹夜で真幸小・中学校の警戒にあたることになった。地震はやまず，寒さと恐怖におののく夜であった。

2月22日（木）　町内小，中学校12校，分校5校とも臨時休校，町および県の対策本部の救援活動も本格的になり，被災者への給食，給水，広報等が活発になってきた。教育委員会は，各学校に対し，児童生徒の状況および備品，建物の被害調査を求めるとともに，教職員は学校の警戒にあたるよう指示した。地鳴りを伴った震度2～3の地震が続いているので，さらに臨時休校を決め，各学校に連絡するとともに広報車により広報した。

19時19分，震度5の強震が再び発生し，ようやく平静をとりもどしつゝあった住民をさらに不安におとし入れるとともに，第1回，第2回目の強烈震で弱っていた校舎等の被災が増大した。

教育委員会事務局は，被害状況の調査に奔走し，町および県に報告するとともに対策を協議した。真幸地区は，完全に水道，電気とも復旧していないので被災者は炊事もできず，町の給食に頼り，あるいは避難して他地区へ行っている者，戸外に仮小屋を建てて住んでいる者が多く，当分の間，授業再開の見通しはたたなかった。

2月23日（金）　真幸公民館において教育委員会を開催し，教育長から被害状況の報告を行ない，今後の対策について協議した。予算措置等については町長と意見交換がなされた。教育委員会事務局職員は，昨日に引き続き被害調査に従事した。

2月24日（土）　教育委員会事務局は，引き続き被害状況を集約し対策を協議した。各学校の児童生徒の教科書のき損状況，被災の結果要保護児童，準要保護児童として新たに申請する者および登校の可否等について調査をすることに決めた。また，飯野，加久藤地区や県外へ避難している者等があって実態がつかめないので，学校側と協議し，小・中学校の職員をそれぞれの地区へ派遣して調査することに決定した。10時から真幸公民館において，県教育長と町教育委員らが今後の対策について協議した。

文部省から係官が来町され被害調査を行なった。

2月25日（日）　13時町内校長会を真幸中学校において開催し，次の事項を指示した。

(1)　教育長から地震発生以来の被害状況の説明と今後の対策について指示

(2)　26日から加久藤地区，飯野地区の小・中学校8校と分校5校の授業を再開する旨を通達

(3) 真幸小・中学校は26日を準備の日とし，27日10時を期して，地元に居住している児童生徒は真幸小・中学校に，また郡内他市町村に避難している者は，もよりの小学校に集合させ，職員を派遣して調査および連絡をするよう指示した。その集合場所は次のとおりとする。

加久藤地区へ避難している児童生徒は加久藤小学校
小林地区へ避難している児童生徒は南小学校
高原地区へ避難している児童生徒は高原小学校
野尻地区へ避難している児童生徒は野尻小学校と栗須小学校
飯野地区へ避難している児童生徒は飯野公民館と飯野中学校
鹿児島県栗野地区へ避難している児童生徒は栗野小学校

以上の連絡は，郡内の他市町村の教育委員会へ連絡し，郡内の小・中学校の生徒を通じて呼びかけるとともに，広報車およびラジオ・テレビを通じて，それぞれの場所へ集合するよう連絡する。

(4) 25日までの電話による被害報告をまとめて，所定の様式により報告するよう指示

(5) 地震被害のため，教職員の異動調書に変更があれば届け出るよう指示

(6) 学校長は夜間に連絡することもあるので，その所在を明確にするよう指示

2月26日（月）　加久藤地区の小・中学校（加久藤小学校，尾八重野分校）と飯野地区の小・中学校（飯野小学校，上江小学校，大河平小学校，吉牟田分校，高野分校，霧島分校，飯野中学校，上江中学校，大河平中学校）の授業を再開した。加久藤地区，飯野地区は，真幸地区に比べて全般的に被害が少なかったため，ほとんど全部の生徒が登校し，平常どおりの授業が実施された。給食センターに対し非常食（乾パン・クラッカー等）と果物を給食とし配布するよう指示。また，各学校長に対し，今後の地震に対しての避難訓練を徹底するよう指示。

2月27日（火）　25日の指示により，真幸小・中学校は，地元（真幸地区）に居住する小・中学校の児童生徒を校庭に集めて実態調査の用紙を配布するとともに，他市町村への避難先に職員を派遣して調査用紙を配布し，宅習等の連絡をした。この調査により，住居の状況，教科書のき損状況，児童生徒の避難先等が判明した。県学校教育課長が真幸小・中学校，岡元小学校を視察した。

2月28日（水）　本日から真幸中学校の3年生は高校入試も切迫しているので，鉄筋校舎を使用して授業を再開した。

13時から真幸公民館において校長会を開催し，教育長が次のように指示した。

(1) 現在までの町内小・中学校の授業再開について

26日から授業再開した加久藤地区と飯野地区の小・中学校に続いて，29日から真幸地区の岡元小学校，西内竪小学校の授業を再開する。

(2)　真幸中学校の授業再開について

真幸中学校の3年生は，28日から授業を再開する。1～2年は，29日登校して再開の準備および教室の整理を行ない，3月1日から授業を再開する。

(3)　備品関係の被害状況の調査を指示

(4)　地震発生以来の職員の勤務状況および住居の状況の報告を指示

(5)　真幸中学校の授業再開に伴い，避難先の飯野，加久藤地区から通学できるよう臨時バスの運行を宮崎交通株式会社に交渉した結果，無料で真幸中学校まで運行するとの快諾が得られた。

2月29日（木）　本日から岡元小学校，西内竪小学校の授業が再開された。ほとんどの児童が登校し，明るい見通しがもてるようになった。町では中央との交渉の結果，真幸小学校の仮校舎としてプレハブ教室30教室を建設することを決めた。真幸小学校へ授業再開のための授業計画その他の準備を指示した。

3月1日（金）　真幸中学校1～2年生の授業を再開した。これで真幸中学校は，全学年とも授業が再開された。

なお，他地区へ避難しており授業再開を知らない生徒もいたためか，31人の欠席者があった。真幸小学校に対しては，5～6年の児童を登校させ，授業再開に備えて教員の準備をするよう指示した。

3月2日（土）　真幸中学校の欠席生徒数は23人に減り，授業再開とともに生徒も徐々に平静をとりもどしてきた。

真幸小学校に対しては，3月4日から真幸中学校において中学校と二部授業を開始するための諸計画の作成，準備を指示した。

3月3日（日）　衆議院災害対策特別委員一行が真幸小学校を視察。

真幸小・中学校の校長を招集し，4日からの二部授業について具対策を指示した。

3月4日（月）　本日から真幸中学校において真幸小学校3年生以上の授業が，中学校との二部授業で再開された。小学校は3時間授業して給食，下校させ，そのあと中学校が給食して午後4時間の授業を行なった。ただし，中学3年生のみは6時間の授業を続行。小学校の児童は，久しぶりの授業再開で嬉しそうに元気よく授業を受けていた。これで地震発生以来12日ぶりに，町内の全小・中学校の授業が再開された。

その後，真幸小学校の1～2年生も3月11日から中学校の校舎を使って授業が再開され，被災

者もようやく安定してきた。

この間，各方面から指導，援助があり，また，全国から見舞いの金品が町内小・中学校に贈られ，児童生徒一同深く感激させられた。

4月には，真幸小学校のプレハブの仮校舎が完成し，新学期からようやく平常の授業が続けられて今日にいたっている。プレハブの校舎は夏は暑くて授業に熱中できないので，天井板のかわりに白木綿を張り，屋根の上に「すの子」を張った結果，幾分しのぎやすくなった。7月には常陸宮両殿下がお見舞いに真幸小学校にお出になり，児童や父母にもお言葉を賜わった。

地震発生から1年を経過した現在，当時を回顧すると，2月の厳寒のさ中，真幸小・中学校の近くに対策本部が設置され，昼夜小・中学校を訪れ，調査に，指示にあるいは応急処置に奔走した。この地震を教訓として平常からの災害対策，避難訓練の重要さを痛感した。

なお，各小中学校においてもそれぞれ応急措置を講じたが，とくに大きな被害を受けた真幸小学校における措置を次のとおり特記することにした。

4．真幸小学校の措置

(1) 発生当日の状況

2月21日（水）　土地の古老たちも「生れてはじめて」という程の大雪，いつやむともなく盛んに降り続くぼたん雪，今日の学校は平常どおりの授業が行なえるだろうかと懸念される程の朝であった。

職員朝会を終ろうとする8時51分，ものすごい地鳴りとともに襲ってきた大地震，無気味な音響をたてて上下左右に激動する校舎，瞬間的に「子どもは」と全職員は一斉に児童のいる教室へ突走る。歩行のバランスは失われ，よろめきながら身の危険も省みず無我無中でかけて行く。職員室はといえば，火のよく回った二つの大きなストーブが倒れる。子どもの避難，ストーブの消火，実に名状し難い大混乱である。校内放送もブザーも全く使われない，指揮命令の伝達も困難きわまる状態であった。その中で日頃の避難訓練のルールにしたがって全職員の理知と判断により，児童全員を無事運動場に避難させることができた。

この間，倒れたストーブの消火は消火器によって直ちに消火，引っきりなく鳴りつづく電話にも応答，町教育委員会や西諸県教育事務所からの指揮連絡もどうにかキャッチすることができた。しかし，ここで深く考えさせられたことは，電源が切れ，町および県からの指揮命令も受けられなくなり，校内放送施設も全く使えず，父母への連絡も方法がなくなった場合の処置である。

事実わずか数分にして，このような事態に直面した。口頭によるか，鐘によるか，あるいはワ

イヤレスなど用いるか，日頃の具体的計画の必要性を痛感した。とくに大切なのは，あわてず沈着機敏にことを処理する気構えである。とくに管理の任にある校長の決断と深慮ある教頭の進言はいうまでもないが，災厄は何時発生するやもはかり知れず，校長，教頭の不在等の場合でも，誰れでもその代行ができる勤務体制と職員の気構えが，すっきり整えられていることが必要と思われる。

もの凄い降雪の中に，子ども達は，およそ1時間，1年生など膝まで没する積雪の中で，寒さのために泣き出す者，腹痛を訴える子どもなどがでてきた。ゆれ戻しのあることを予想して，部落別に集団下校，部落担任教師と，折りからかけつけてきた父兄とで前後を守って下校させた。

10時45分，大部分の職員が部落から帰校し，一緒に自転車小屋で（この時はすでに職員室には立ち入れない状況にあった。）対策を協議していたとき，震度6の2回目の大地震，その凄じさ，無気味な音響，大地の震い，期せずして職員は，わあっと一つに抱き合い，よろめきながら，雪の深い運動場に避難する。校舎の瓦や壁が落ち，柱が折れる。室内の備品のほとんどすべてが転倒すると同時に，交通も途絶してしまった。通信，交通の途絶は，いよいよ孤立感を深くする。地震のややおさまるのを待って直ちに自転車小屋で職員協議会をもち，児童の安全管理，校内備品の保全管理，さらに今後の応急対策等を協議し，緊急措置として可能な限り，重要文書公簿等の保管，教材教具の整備作業にあたった。

正午さらに職員集合を指示，職員家族および住家等の災害が懸念される一部職員には帰宅を許し，残り職員で学校の警戒にあたることにした。この時刻にはすでに町教育長ほか職員も4人来校，指示を受け大きな力強さを感じた。17時宿直を除き職員に定時退庁を許し，警戒は，校長，教頭が宿直とともに，徹夜警戒にあたることにした。

なお，第1日目にとった措置は，概要つぎのとおりであった。

1）児童は，指示するまでは臨時休校とし，開始は町教育委員会の指示を受けて達示する。

2）職員は，住家倒壊その他出勤不可能の事態が発生した者以外は平常どおり勤務する。

3）8時55分，児童を教室より運動場に避難させる。

4）10時，児童を部落別に編成し帰宅させる。

5）正午，住家および家族の安否の気づかわれる職員は退庁を許す。（約半数であった。）

6）17時，宿直を除く一般職員の退庁を許す。

7）学校警戒は校長，教頭，宿直員の3人であたる。

8）宿直室を自転車小屋に仮設し，応急の措置をとる。

9）本館，教室，宿直室等すべて危険と判断し，町の指示あるまでは使用を禁じた。

なお，夜間も連続地震に見舞われ，徹夜不眠のまま警戒にあたった。24時，西諸県教育事務所長来校，今後の対策措置等につき指導を受けた。

(2) **第2日目以降の状況**

2月22日（木）

1）平常どおり職員出勤，事態処理につき協議する。

2）県教育次長および職員，町教育長ほか職員，西諸県教育事務所職員その他各報道機関来校。校長，教頭は災害の推移につき報告説明する。

3）全校舎，教室の被害状況を撮影し記録をとる。

4）15時，一部職員を退庁させ，自宅の警戒につかせ，約半数をもって学校の警戒にあてる。

5）当直は校長，教頭，宿直教諭の3人にてあたる。

6）19時19分，震度5の強震あり，校舎教室の破損一層加わる。

7）終日，県教育委員会ほか関係機関の学校見回りおよび警戒あり，地震連続的に起こり校舎施設の破損おびただしく増加する。

2月23日（金）

1）定刻に職員集合，本日の勤務内容を指示，職員作業計画および作業上の注意を与える。
児童の動静掌握，各部落担任による部落巡視，児童の避難状況その他の現状につき調査。管理室整備は一応，応急措置として事務のとれる程度。当直仮小屋の整備は自転車小屋を整理。

2）当直は本日から3人とすることの達示。
町教育委員会の指示による。

3）県教育委員会事務局，西諸県教育事務所，町教育委員会事務局職員の被害状況調査

4）県共済組合および県教職員互助会から職員の被害実状調査

5）県保健体育課長および係職員被害調査
連続する強い地震多く，今後の見通しは不可能の状況である。

2月24日（土）

1）定刻に職員集合，校長から勤務内容の達示。教頭から職員活動組織表を説明達示する。あわせて職員の勤務割当をする。

組織
- 本部
  - 児童対策部
    - 小林地区
    - 飯野地区
    - 加久藤地区
    - 栗野地区
    - その他の地区
  - 授業対策部
  - 災害調査部
  - 情報連絡部

2）各部の活動推進連絡をスムースにするため協議し，分担事項を確認する。

本部の指示と各部の報告の敏速化，各部の努力点確認。

3）本部は，各部の調整と全組織の有機的連係に努め，各部の活動に助言し，とくに町および県等への報告，マスコミに対する応待，報道機関への協力等に努力する。なお，職員の部落巡視を督励し，児童家庭の被害調査，児童の安全確認に努める。

4）児童対策部は，児童の避難地における生活指導のため，各避難地に出張，現地指導に努める。

本日は小林地区へ4人，飯野地区へ4人，加久藤地区へ2人出張させ，情報連絡部へ地区の状況を報告させる。

5）授業対策部は，早期授業開始を目標に，中学校教室，屋内体育館等の借用計画その他教具整備等につき対策を練り，具体案作成に努力する。

6）災害調査部は，学年別，避難地別児童数，生活の実状，教科書紛失破損状況，学用品の所持状況，援護を必要とする児童数，その他健康状況等につき調査報告をする。

7）情報連絡部は，各地に避難散在する児童および父母の不安を最少限にとどめるため，学校の具体的計画，各避難地の実状等につき資料を整理，プリント印刷により報道の準備に努力する。

8）文部省係官，西諸県教育事務所指導主事，町教育長等多数来校，学校被害実状調査（17時）

9）県教育長，町教育長等の学校被害調査（21時）

2月25日（日）

1）全職員，活動組織表により終日活動する。

2）情報連絡部は，「学校通信，地震対策広報No. 1」を発刊，全校区家庭に配布する。

3）本部は，地震発生以来の児童の避難地別学年別実数，被害状況，教科書，学用品の所持状況等を調査し，町教育委員会に報告する。

4）各職員手分けして，児童の避難地に出張，地区別に児童を招集し生活指導，宅習指導等にあたり，15時までに全地区とも本部に実状を報告させる。小林地区は南小に，飯野地区は飯野公民館に，加久藤地区は加久藤小に，野尻地区は野尻小に，高原地区は高原小に，栗野地区は栗野小に招集して指導

5）26日の各地区出張の割当表と調査要項を作成，プリントして全職員に達示する。加久藤小へ2人，飯野公民館へ4人，小林市南小へ3人，野尻小へ1人，高原小へ3人，栗野小へ3人，真幸小へ6人割当てる。調査要項は次のとおり，

児童氏名，学年学級名，部落名，保護者名，教科書学用品の所持状況，衣類の状況，健否，家族関係，校区に家族が残留しているか否か，被害状況，避難地の地番，家族の健否，真幸小学校に出席の可否，避難先の学校へ転校の可否その他

2月26日（月）

1）定刻に職員集合，校長，教頭から日程につき指示する。

児童対策（宅習，二部授業），情報活動（調査広報の要項），災害による異動希望調査，指導書および教科書の整理，職員の居所変更の届出，公簿の持出し，本日の職員作業の指示

2）児童避難地への職員出張の指示

飯野地区へ4人，加久藤地区へ1人

3）散乱せる校具，備品等の整理作業

4）職員の被害状況，本日の作業内容の報告（町教育委員会あて）

2月27日（火）

1）児童避難地への出張指導　野尻地区へ1人，高原地区へ3人，小林地区へ3人，飯野地区へ4人，栗野地区へ2人，調査書記入指導ほか

2）職員の被害者調

3）児童避難地区別児童数調査報告，調査事項の集計処理

4）県教職員互助会から職員被災実態調査のため来校

5）県学校教育課長および指導主事，学校被災実態調査のため来校

6）県議会文教衛生常任委員一行，学校被害調査のため来校

7）町教育委員一行，被害調査のため来校

8）16時40分から17時10分まで職員協議会を開き，災害後の整理，学習指導計画，当分の職員作業計画を協議する。

9）地震の状況，被害状況，授業再開等の報告（町教育委員会あて）

10）「学校通信，地震対策広報No. 2 No. 3」を校区全家庭に配布する。

2月28日（水）

1）定刻に職員集合，校長，教頭から職員作業内容，日程説明をする。

2）職員作業内容

管理室整備（職員分担作業），授業開始の計画および準備，指導書，教科書および教材諸用具整備，児童所在確認，授業開始の場合の児童への連絡準備，　仮教室（プレハブ）建

設資料，必要数調等作成のうえ委員会に陳情する。

3）えびの町長，町教育長，西諸県教育事務所指導主事等が被害状況調査のため来校，仮教室の設置，新校舎建設等について協議

4）14時から15時まで職員協議会をもち，児童管理，教科書破損紛失児童への対策，共済関係，当分の作業推進につき協議する。

5）児童の避難地への指導出張，飯野地区へ1人，加久藤地区へ1人，小林地区へ1人，高原地区へ1人

6）「学校通信，地震対策広報No.4」発行，校区全家庭へ配布する。

2月29日（木）

1）定刻に職員集合，校長，教頭から諸達示をする。2月末反省，3月対策，5・6年授業対策，児童出席統計，職員勤務調，宿日直問題，職員厚生諸規定等につき説明達示する。

2）児童の避難地への指導出張，飯野地区へ2人，加久藤地区へ1人

3）職員作業

図書室諸備品，図書の移転（資料室へ），理科室整備，地震による児童出席調査，職員勤務調書整理，授業計画（授業開始計画）準備，広報対策

4）「学校通信，地震対策広報No.5」発行，校区全家庭へ配布する。

3月1日（金）

1）定刻に職員集合，校長，教頭から達示説明する。参議院災害対策特別委員一行の学校災害視察（5日予定），児童登校（授業再開）4日から学年末成績評価

2）4日からの授業再開に対する準備

3）職員の勤務時数調作成（21日から29日までの分）震災以降の当直増員調書を作成し，町教育委員会，西諸県教育事務所へ報告する。

3月2日（土）

1）定刻に職員集合，校長，教頭から今明日中の職員作業内容の指示，授業再開準備，中学校教室借用とこれに伴う準備作業（受入れその他一切の事務）

2）児童に対する授業再開通知発送

3年以上月曜日（4日）から，2年以下は雨の日を除く月，水，金

3）授業再開諸準備を全職員分担して作業する。

3月3日（日）

1）衆議院災害対策特別委員一行，災害調査に来校

2）4日からの授業再開準備作業，全職員分担して一通り完了する。

3月4日（月）

1）本日から3年生以上の授業開始

運動場集合，朝会，中学校教室へ引率し，正式授業に移る。

2）3年生以上中学校教室にて喜んで学習，午前中（中学校と二部授業）授業して放課（午後は中学生使用）

3）第一日目の登校状況，欠席者状況等の調査と欠席児童へのプリントによる連絡および町教育委員会への報告

3月5日から10日まで連日，授業再開後の諸雑務と散乱した校具，教材，備品の整理，1年，2年の授業準備，被害調査報告等にあたり，3月11日ようやく2年生以下の授業も再開する運びとなった。

以上が大体地震発生以来の日々の営みであり，学校の措置および活動の概要であるが，その後も，依然として地震はおさまらず，全く戦々恐々とした不安な毎日が続いた。そのなかで，新しい仮教室の設置陳情，授業に必要な最少限度の物資の購入，教材教具の準備，教育委員会への諸報告と指示される事務の処理，まさに目の回りそうな多忙さであった。ＰＴＡの協力もまた素晴らしく，積極的で，物心両面にわたっての応援は全く感謝の言葉すらない。

こうしたさなかに，私たちを励ましてくれたのは，近隣はおろか，全国各地から寄せられた，お見舞や励ましの言葉であった。おかげで私たちは勇気をふるい起こし新建設へ邁進，すべてを克服して立ちあがることができた。

第4章　災害復興対策

第4章　災害復興対策

第1節　災害復興体制

災害救助法の適用，警察，自衛隊，日赤等の活動により，初期の救助は順調に進められ，被災住民の衣食住は暫定的に支障のない状態となり道路，上水道の応急復旧も日を追って進捗していた。

これらの応急対策と並行して公共土木施設，住宅，農地，農業用施設等についても応急復旧あるいは，恒久復旧と必要に応じた対策を早急にたてなければならなかった。

そこで，災害対策本部の各部組織により，早期査定の実現や具体的復旧施策の推進を陳情する一方，復興体制の万全を期するために次のような組織を設置した。

すなわち，当面する田植対策をはじめとする復興事業の総合調整機関としての「えびの地震復興事業推進会議」と，宮崎・鹿児島両県協議して強力な合同陳情を行なうための「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」がそれである。

また，両県による合同陳情の一項目として，長野県松代(まつしろ)地震の例にならい，政府関係機関が窓口を一本にして，本格的に災害対策に取組むための組織づくりを要望したところ，4月9日の閣議で「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」を総理府内に置くことが決定された。

1.　えびの地震復興事業推進会議の設置

まず当面する田植であるが，真幸地区の穀倉地帯である柳水流，亀沢，弊田方面の水田を養う堂本用水路の一部が山くずれのため埋没し，その早期復旧は容易ならぬものと考えられ，5月末の苗代時期までに2か月の余裕しかなかった。被災の地元ではこのことが深く憂慮されていたが，その復旧にあたっては農地・農業用施設，公共土木施設，治山の三つの分野にまたがる複合的な要素が多分に含まれていたので，その間の総合調整が必要となった。県としてもその対策を急速に推進する必要があり，このことを発端として3月23日「えびの地震復興事業推進会議」を設置し，復興事業全般についての総合調整機関とした。そのメンバーとして加藤副知事を議長に，各部長を委員にあてた。また，専門的検討を行なうための分科会として会議に建設部会，中小企業部会を設け，会長および部員には関係部長，次長，技監，課長をあて，復旧事業についての対策協議を行なうこととした。

会議は設置以来，復旧事業についての対策協議および総合調整を行なってきたが，3月29日復旧事業の施行体制を統一して事業の効果をよりあげるために，建設部会を開催して復旧計画の調

整，県と町当局との意見調整，土砂をこうむった農地の応急措置などについて協議し，とくに当面する田植のあい路となっている用水路，農道等の復旧対策を講じた。

4月1日には中小企業部会を開き，今後の復興対策として復興計画の指導，復興資金の計画的導入，衛生設備の整備指導，商工会活動の指導助成などの検討を行ない，さらに今後の問題点として観光施設としての京町温泉群をどう位置づけるか，新しい街づくりをどうするかなどについて協議，それぞれ専門家による観光診断，街づくり診断を実施することにした。

4月13日にも中小企業部会を開き，えびの地区の現況について検討するとともに，大分大学田原助教授および中小企業振興事業団指導部小林指導員による現地診断の結果が報告され，その報告にそって観光対策，新しい街づくり対策を検討することになった。

また4月26日，復旧事業の見通しについて検討し，今後の対策を協議するため建設部会を開催，河川・治山・農地関係などの復旧事業について協議した。

一方，4月5日に復興事業推進会議を開催，各部会の活動状況，鹿児島県との連絡会議の状況が報告され，問題点について総合的に検討をするとともに，衆参両院災害対策特別委員会の状況が報告された。

さらに4月27日，復興事業推進会議を開催，これまでの対策の状況，各部のとった措置，国に対する要望書の修正等が報告され，今後の問題点について協議した。

その後も各部会は復興事業推進会議とも連絡をとりながら，復旧事業の推進を図ってきたが，復旧事業も軌道にのって順調な進捗をみせ，会議設置の目的は果されたので，12月20日をもって会議を廃止し，今後は関係部課所管本来の事業として推進して行くことになった。

（資料　1）

えびの地震復興事業推進会議設置要綱

（目　的）

第1　えびの地震によるえびの町真幸地区の復興事業について，総合調整を行ない，迅速かつ円滑な事業の推進をはかるため，えびの地震復興事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2　会議は，次の事項を協議する。

(1)　農地及び農業用施設に関すること。

(2)　林地崩壊に関すること。

(3)　河川及び道路に関すること。

(4)　住宅に関すること。

(5)　中小企業施設に関すること。

(6)　観光関係施設に関すること。

(7)　その他，必要な復興事業に関すること。

（組　織）

第3　会議は，議長及び委員をもって組織する。

2　議長は，副知事をもってあてる。

3　委員は，各部の部長をもってあてる。

（会　議）

第4　会議は，必要に応じ，議長が招集し，主宰する。

（部　会）

第5　会議に，専門的な検討を行なわせるため，部会をおく。

2　部会は，部会長及び部員をもって構成する。

3　部会長及び部員は，議長が指名する。

4　部会は，部会長が招集し，主宰する。

（事務局）

第6　会議の庶務は，企画開発部において処理し，

部会の庶務は，部会長の属する部において処理する。

（雑　則）

第7　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，議長が定める。

（施　行）

第8　この要綱は，昭和43年3月23日から施行する。

えびの地震復興事業推進会議部会長，部員名簿

部会構成

建設部会	部会長	土木部長	小山　謙三
	部員	経済部長	鈴木　正
		林務部長	玉木　恭一
		経済部技監	高須　俊行
		土木部次長	島本　隆夫
		〃　技監	山本　省吾
		農政企画課長	鵜田　朋巳
		営農指導課長	成田　安彦
		農産課長	清山　義美
		耕地課長	高須　俊行
		造林課長	金子　次男
		道路課長	山本　省吾
		河川砂防課長	三野田照男
		建築課長	国吉　忠
中小企業部会	部会長	経済部長	鈴木　正
	部員	衛生部長	永井　好望
		土木部長	小山　謙三
		経済部商工長	四本　茂
		土木部次長	島本　隆夫
		〃　技監	山本　省吾
		環境衛生課長	梅村　享信
		中小企業課長	黒木　茂基
		都市計画課長	松岡　晋
		観光課長	落合　正行
		建築課長	国吉　忠

2．えびの・吉松地区地震対策連絡会議の設置

〝えびの地震〟による被害は宮崎県えびの町，鹿児島県吉松町一円に及んでおり，これが復旧についての政府・国会に対する陳情をはじめとする諸対策は，両県それぞれ単独で行なっていたが，同じ地震により同じ形態の被害をこうむった被災地の復興を図るためには，両県両町一体となり歩調を合わせながら強力に推進する必要を痛感，3月29日鹿児島県および吉松町，えびの町と協議し，4月2日吉松町において，第1回目の会議を開催した。

宮崎県側は加藤副知事，宮元総務部長外2人，およびえびの町中間町長外2人，鹿児島県側は山口総務部長，中島民生労働部長外5人，および吉松町東町長外5人が出席，座長に加藤副知事を推し〝えびの地震〟による両町の復興対策について連絡

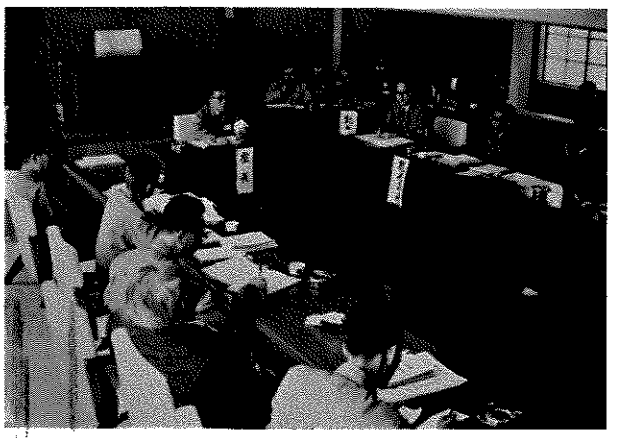

対策を協議する宮崎，鹿児島両県およびえびの・吉松両町の首脳部〔座長は宮崎県加藤副知事〕

会議を行ない，地震対策の迅速かつ円滑な推進を図るために「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」を設置することを決定，所掌事務，会議の構成等について協議した。（本連絡会議の設置要綱については，後日さらに検討が加えられ資料2のとおり作成された。）

さらに現在までに政府・国会に対して行なった両県，両町の要望をとりまとめるとともに，必要事項について検討，両県合同の27項目にわたる要望書の作成を行なった。

4月3日，宮崎県副知事および鹿児島県総務部長は，この両県合同の要望書を携え上京，直ちに政府・国会に対し陳情を行なった。

また，この要望書については4月11日宮崎県庁で，4月17日鹿児島県庁でそれぞれ検討を加え内容調整を行ない，再び両県合同の要望書を作成，4月20日宮崎県総務部長外1人，鹿児島県消防防災課長外1人が上京し政府・国会に対し陳情を行なった。

5月28日，えびの町役場において両県総務部長，両町長をはじめ，関係者出席のもとに連絡会議を開催，政府・国会に要望している事項のなかで，現行法の制度に該当しないもので，かつ，激甚法が適用にならない場合においても住宅移転，住宅補強，上水道施設，消防施設等の補助，中小企業金融の利率引下げ等については，国の特別措置が受けられるよう協議を行なった。

6月7日にもえびの町役場において連絡会議を開催，両県消防防災課長外関係職員，両町関係職員が出席，上記5項目について具体的に係数的に検討し，「えびの・吉松地区地震災害対策要望説明資料」を作成した。

この資料は，6月20日両県総務部長，両県消防防災課長が上京し，関係各省庁へ内容を説明，措置の実現方を陳情した。

（資料　2）

えびの・吉松地区地震対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条　「えびの地震」によるえびの町及び吉松町の復旧対策について，連絡調整を行ない，地震対策の迅速かつ円滑な推進を図るため，「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　会議は，宮崎県西諸県郡えびの町及び鹿児島県姶良郡吉松町の災害復旧対策（以下「復興対策」という。）に関する必要な事項で次の各号に掲げるものの連絡調整について協議する。

(1)　災害復旧についての国に対する要望等に関すること。

(2)　被災地対策に関すること。

(3)　その他必要な事項。

（会議の構成）

第3条　会議は，議長及び委員をもって構成する。

2　議長は，会議の開催県の災害対策本部長をもってあてる。

3　委員は，宮崎，鹿児島両県（以下「両県」という。）の各災害対策本部長及び各総務対策部長，並びにえびの町長，えびの町議会議長，吉松町長及び吉松町議会議長をもってあてる。

（会　議）
第4条　会議は，必要に応じ議長が招集し，主宰する。
（部会の設置）
第5条　復旧対策に関する専門的な事項を検討するため，会議に部会を置く。
2.　部会は，部会長及び部員をもって構成する。
3.　部会長は，会議の開催県の各関係対策部長をもってあてる。
4.　部員は，両県の各対策部の班長をもってあてる。
5.　部会は，部会長が招集し，主宰する。
（事務局）
第6条　会議の庶務は，両県の消防防災課の協議により処理し，各部会長の属する部において両県協議のうえ処理する。
（雑則）
第7条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は両県災害対策本部長が協議して定める。
（施行）
第8条　この要綱は，昭和43年4月2日から施行する。

3．えびの・吉松地区地震対策連絡協議会の設置

甚大な被害を受けたえびの・吉松地区の地震対策について，政府の窓口を一本にし，本格的な諸対策に取組む機構として，総理府に「えびの・吉松地震対策本部」を設置するよう鹿児島県と合同陳情を行なっていた。これに対し，政府では4月9日の閣議決定をもって総合的，かつ効率的な対策を推進するため，総理府に田中総務長官を会長，総理府総務副長官を副会長とし防衛，科学技術，大蔵，文部，厚生，農林，通商産業，運輸，郵政，労働，建設および自治の各事務次官ならびに警察庁，気象庁および消防庁の各長官を委員とする「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」を設置し，各般の対策を講ぜられることになった。

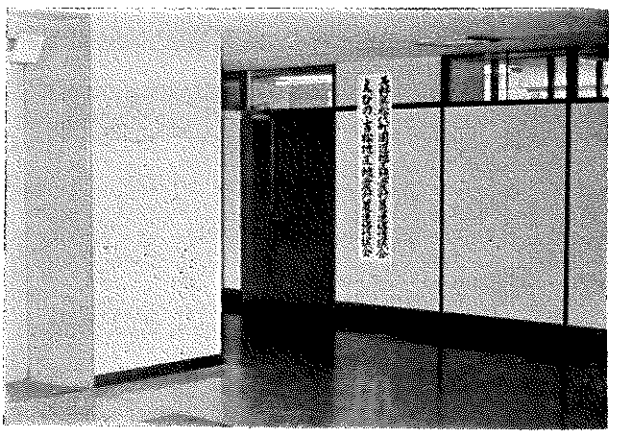
総理府内に設置された「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」

協議会では，4月15日に会合を開催し，これまでに各省庁がとった措置および今後政府のとるべき措置を検討，協議され，また，宮崎・鹿児島両県と密接な連絡を保ちつつ，政府関係各省庁間の連絡調整を図り，災害復興対策の推進にあたられた。

第2節　土　木　関　係

地震災害については，交通の安全確保ならびに民生の安定にとくに意を用い，国道 268号線，えびの真幸線の陥没，亀裂の応急補修をはじめ，溝添川，大丸川の山腹崩壊に伴う河川埋塞のため，仮排水路の掘削等の応急復旧工事を実施した。また，一方においては建設省に対して，緊急査定を要請し，他方においては小林土木事務所ならびにえびの町に対して，県から8人の技術職員を派遣して査定設計作業にあたらせた。

第一次災害査定が3月11日から18日まで，第二次災害査定が5月25日から30日まで，いずれも建設省により行なわれ，えびの地震被害について全部を完了した。

本復旧工事は，地震災害の見地から通常の4か年復旧を2か年で完成する方針をたて，建設省に対しても国庫負担金の増額を強く要望し，初年度においてえびの地震分として44%の国庫負担金の決定があったが，現年災害の国費をも充当した結果，県工事で98%，町工事で23%，全体として55%の進捗率となった。

普通河川の溝添川，大丸川については，被害が激甚であるため今後の河川管理上の観点から，昭和43年4月8日一級河川の指定を受け，県において河川局部改良事業と合併して本復旧計画を実施することとした。

また，えびの地震のように局地的に激甚な災害をこうむると町当局の財政は困窮し，災害復旧事業の進捗に支障をきたすので，その解決策として局地激甚災害指定基準の制定を機会あるごとに建設省にも強く陳情した。

国においては，中央防災会議を中心に関係各省庁と再三にわたり協議された結果，11月23日の中央防災会議で「局地激甚災害指定基準」が決定，災害復旧事業については 0.983の高率国庫補助が適用され，当初の計画どおり2か年で完成できることとなった。その復旧事業計画は第1表のとおりである。

第1表　公共土木施設災害復旧事業計画

（単位　千円）

区分	事業主体	全体復旧計画		昭和42年度実施		進捗率	昭和43年度実施		進捗率	昭和44年度以降		残
		箇所	金額	箇所	金額	(%)	箇所	金額	(%)	箇所	金額	(%)
道路	県	43	68,605	(6)1	6,608	10	42	61,997	90	—	—	—
	町	79	67,608	—	—	—	54	49,356	73	25	18,252	27
	計	122	136,213	(6)1	6,608	5	96	111,353	81	25	18,252	14

区分	事業主体	全体復旧計画 箇所	全体復旧計画 金額	昭和42年度実施 箇所	昭和42年度実施 金額	進捗率(%)	昭和43年度実施 箇所	昭和43年度実施 金額	進捗率(%)	昭和44年度以降 箇所	昭和44年度以降 金額	残(%)
橋梁	県	2	2,952	—	—	—	1	844	28	1	2,108	72
	町	9	10,536	—	—	—	8	9,659	91	1	877	9
	計	11	13,488	—	—	—	9	10,503	77	2	2,985	23
河川	県	23	174,829	—	—	—	22	172,051	98	1	2,778	2
	町	40	246,051	—	—	—	14	17,676	7	26	228,375	93
	計	63	420,880	—	—	—	36	189,727	45	27	231,153	55
砂防	県	2	4,383	—	—	—	2	4,383	100	—	—	—
	計	2	4,383	—	—	—	2	4,383	100	—	—	—
計	県	70	250,769	(6) 1	6,608	3	67	239,275	95	2	4,886	2
	町	128	324,195	—	—	—	76	76,691	23	52	247,504	77
合計		198	574,964	(6) 1	6,608	1	143	315,966	54	54	252,390	45

なお，直轄河川，川内川の災害復旧にあたっては，建設省においてとくに緊急分として42年度に2,556万円の予算措置を行ない，3月末までに緊急箇所を施行した。さらに43年度予算として5,528万円を配分して危険な護岸を復旧し，残事業は第2表のとおり44年度において完了の予定である。

第2表　　川内川災害復旧事業計画

(単位　千円)

事業主体	全体復旧計画 箇所	全体復旧計画 金額	42年度実施 箇所	42年度実施 金額	進捗率(%)	43年度実施 箇所	43年度実施 金額	進捗率(%)	44年度以降計画 箇所	44年度以降計画 金額	進捗率(%)
国	12	119,507	7	25,560	21	4	55,280	46	1	38,667	33

1. 道　路

道路の被害のうち最も被害の甚大であったのは，国道268号線11か所，2,000万円，一般県道京町小林線3か所，500万円，えびの真幸線13か所，3,200万円であり，その他真幸地区に所在する町道においても大小の被害を受けた。その被害は亀裂，陥没，決壊，がけくずれ等によるもので，地震直後の交通は一時完全に不通となったが，応急復旧に全力を注いだ結果，国道については，2月22日23時には全面交通を確保した。

また，一般県道えびの真幸線も，ようやく2月25日18時30分には全面開通にいたった。

しかるに，3月25日の地震のため，再度一般県道えびの真幸線が，崩土，決壊等により不通となつたが，同日10時には一車線を確保し大型車の通行のみを禁止した。3月27日17時にいたって

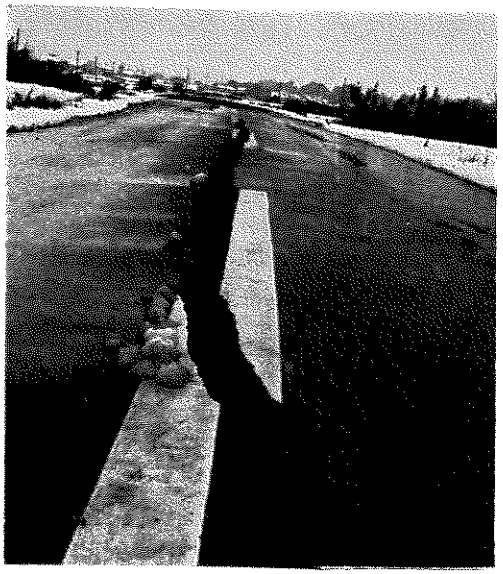

国道２６８号線　被災直後

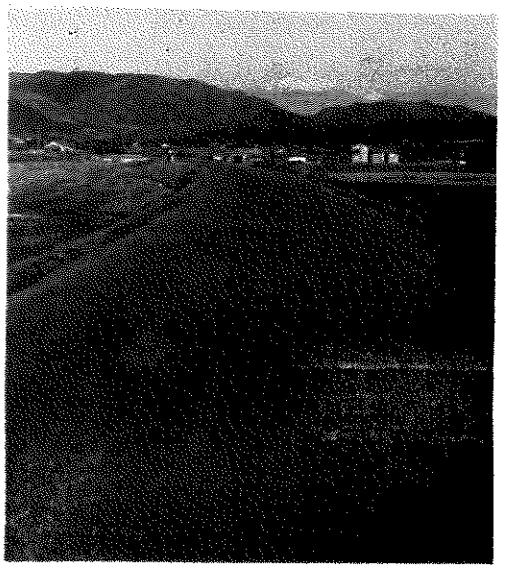

復　旧　後

完全復旧し全面交通が可能となった。

また，本復旧計画は，災害査定工法に準拠して，県工事で100％，町工事で73％，全体として昭和43年度末には，81％の復旧を達成することになり，残工事については昭和44年度に完成する予定である。

なお，被害を受けた道路は，次のとおりである。

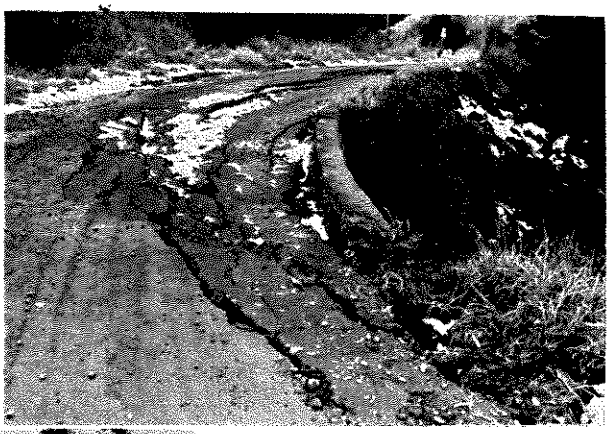

県道えびの真幸線　被災直後（路面ひびわれ，石積崩壊）

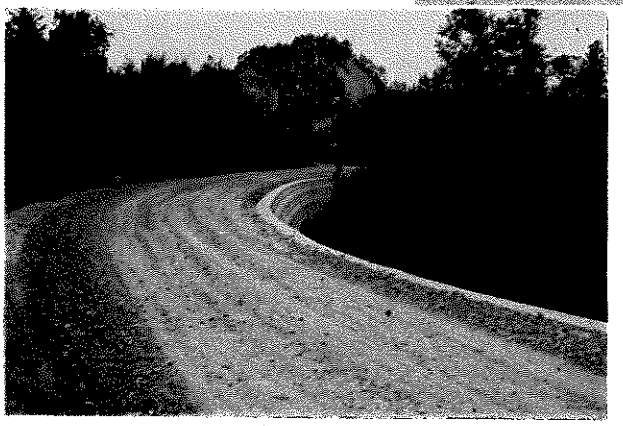

復　旧　後

一般国道　２線

268号線，221号線

一般県道　４線

京町小林線，西川北京町停車場線，大口真幸線，えびの真幸線

第2節　土　木　関　係

町　　道　　41線

島内岡元線，平田線，観音線，西長江浦線，中原線，中浦上島内線，中浦平松線，下浦2号線，下浦1号線，下浦柳水流線，伊良ケ谷線，柳水流中央線，京町柳水流線，柳水流池牟礼線，亀沢線，弊田亀沢線，弊田線，弊田黒山口線，亀沢岡松線，溝之口線，北岡松尾線，植木原線，矢岳黒原線，内小野線，島内西川北線，向江原線，彦山線，狩山線，松原六本原線，川鶴線，坂元線，牧場線，中浦菜崎線，亀沢山崎線，京町岡松線，南岡松横断2号線，溝ノ口線，湯の上線，牧之原彦山線，山内線

2．橋　　梁

橋梁の被害は，そのほとんどが永久橋に限られ橋台の沈下，取付部の陥没等が主たる被害となっている。最も被害の大きかった亀沢岡松線の亀沢橋は，支承および主桁の決壊により交通が危険となり，車両の交通を禁止したが，その他の橋梁については，交通上には支障はなかった。

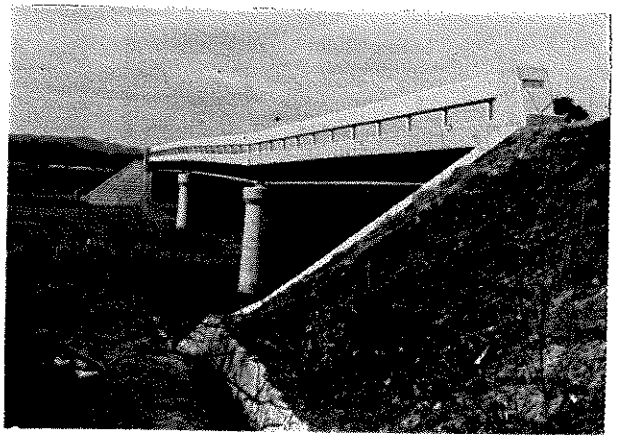

池島橋　被災直後（橋脚沈下）

また，復旧計画としては，河川災害復旧事業との関連において，昭和44年度に実施する2橋（西境橋，長江橋）を除く9橋全部が昭和43年度に完成した。

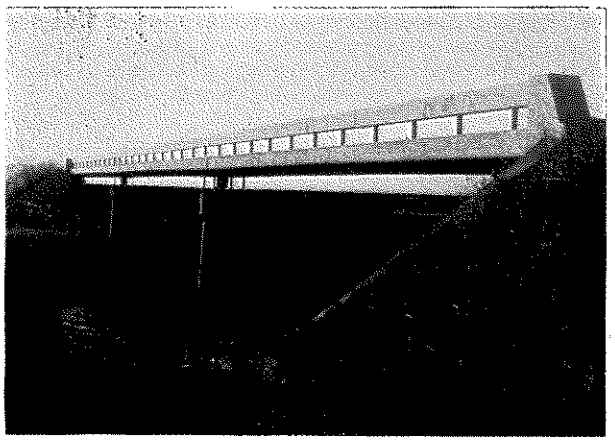

復　　旧　　後

なお，被害を受けた橋梁は，次のとおりである。

一般国道　221号線内水流橋(永久橋)

一般県道　京町小林線西境橋(　〃　)

町　　道　亀沢岡松線亀沢橋(　〃　)

川鶴線川鶴橋　(　〃　)

島内西川北線上真幸橋(〃)

京町岡松線下真幸橋（永久橋）　　栗下灰塚線中央橋　（永久橋）
一号池島線池島橋　（　〃　）　　伊良ケ谷線瀬戸口橋（　〃　）
川原田線長江橋　　（　〃　）　　下浦２号線高牟礼橋（木　橋）

3．河　　川

(1) 直　轄　河　川

激甚な被害を受けた川内川の復旧にあたっては，建設省川内川工事事務所京町出張所において緊急災害として取りあげ，２月26日から３月30日にかけて，最も危険な堤防の復旧を行なった。復旧工法としては，クラックの深さまで土砂を入れ替えて締め固めを行ない完成断面に施行した。

また，43年度においては危険な護岸の復旧を施行し，危険箇所の早期復旧を図かった。

川内川堤防の亀裂

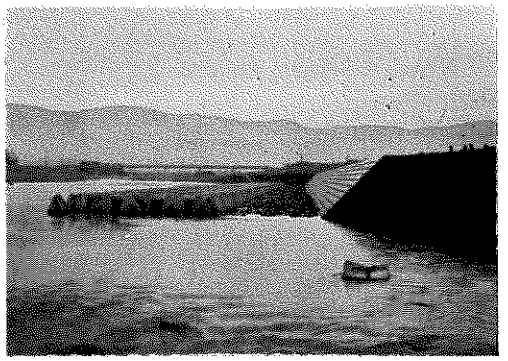

復　旧　後

(2) 中　小　河　川

溝添川，大丸川をはじめ真幸地区のほとんどの河川は山腹崩壊による河川の埋塞，堤防の亀裂等が著しく，溝添川においては仮排水路を掘削する応急工事を施行した。

溝添川，大丸川については，一定計画に基づいた災害復旧工事として採択され，両河川の合流状態を改良する方針で，河川局部改良工事計画と合併して溝添川9,000万円，大丸川6,800万円で昭和43年４月に着工

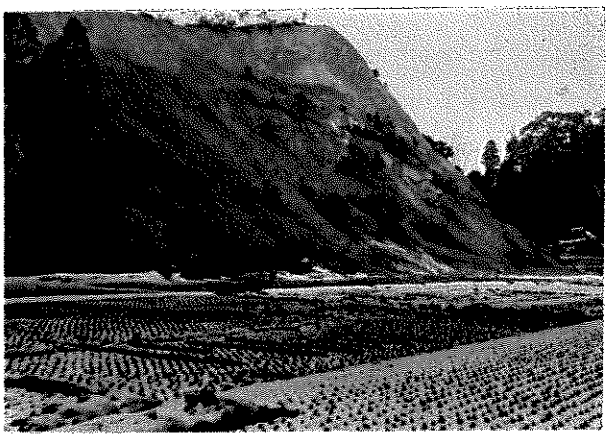

溝添川被災直後（山腹崩壊による河道埋没）

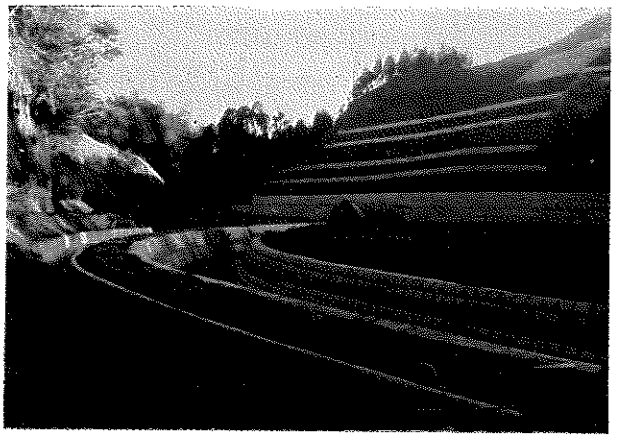

溝添川復旧後

し，昭和43年度に溝添川94%，大丸川84%が完成し，残工事については昭和44年度において完了する。また，町村管理河川として最も被害の甚大であつたのは西境川，葉広田川であるが，農耕地との関係で小河川重点に復旧工事を実施したため，西境川，葉広田川は，一部分を着手したのみで，昭和44年度において残工事を完了することになった。

したがって，河川の災害復旧工事は，昭和43年度県工事98%，町工事7%，全体として45%の復旧率となり，昭和44年度に残工事は全部を完成させることになった。

なお，被害を受けた河川は，次のとおりである。

一級河川（県管理）

湯の川，稲荷川，白川，溝添川，大丸川

普通河川（町管理）

西境川，葉広田川，京町川，入佐川，小田堂川，三吉川，運迫川，

4．砂　防　施　設

砂防の災害対策としては，シラス崩壊が最も激しい溝添川，大丸川両河川の崩壊シラスの流出防止のために，砂防堰堤を設置することとなり，県林務部の治山砂防と調整して，溝添川，大丸川の本川の河川災害復旧上流終点に接続し，それぞれ1基のコンクリート砂防堰堤を6月上旬に着工した。この2基の砂防堰堤の詳細は次のとおりである。

砂防工事前の溝添川上流

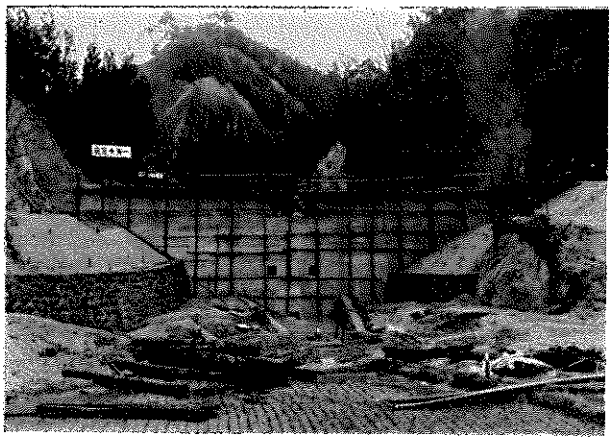

溝添川砂防工事

(1)　溝添川砂防堰堤

堰堤高8.5m，堰堤長42.0m，貯砂量14,750m³，コンクリート量1,407m³，事業費1,836万円

(2)　大丸川砂防堰堤

堰堤高6.5m，堰堤長46.5m，貯砂量5,977m³，コンクリート量1,074m³，事業費1,350万円

第3節　農　業　関　係

1．田　植　対　策

(1) 農　事　指　導

水田の被害はえびの町真幸地区の柳水流，亀沢，上島内，中浦，下浦，上浦の各部落を中心にかなり広い範囲に及んだ。水田には大小の深い亀裂が走り，山間部の水田はシラス山の崩壊による埋没および河川の埋没による冠水が著しく，一部では40cm以上も隆起した水田もあった。

また，平坦部においては水路の決壊で，かんがい不能田が発生する等被害の状況は第1表のとおり複雑であった。

第1表　　水　田　の　被　害　状　況　　(単位　アール)

	水系名	被害の種類および被害面積							用排水路の埋没，決壊による植付不能面積			被害積計
		埋没	決壊	陥没	冠水	亀裂	隆起	計	冠水のおそれ	用水不足のおそれ	計	
1	堂本用水	41	26	6		917		990	113	6,681	6,794	7,784
2	大丸〃	94				117		211	23	331	354	565
3	新田川〃	25		22		166	5	218		723	723	941
4	小野溝〃		1			10		11		95	95	106
5	宇都口〃	39	15			80		134		168	168	302
6	正ケ迫〃	14						14		23	23	37
7	坂下〃			20		84		104		143	143	247
8	黒山口〃			3		20		23		29	29	52
9	イラガ谷〃	70				21		91		66	66	157

	水系名	被害の種類および被害面積							用排水路の埋没，決壊による植付不能面積			被害面積合計
		埋没	決壊	陥没	冠水	亀裂	隆起	計	冠水のおそれ	用水不足のおそれ	計	
10	溝添川用水	51			31	84		166	26	89	115	281
11	運迫川〃		16	5	40	73		134	90	443	533	667
12	葉広田〃	18	15	45		129		207	103	485	588	795
13	中浦池〃	69	1	17	20	56		163	79	350	429	592
14	花ノ木川〃			10		4		14		34	34	48
15	入佐原池〃	34	33	9		160		236		2,552	2,552	2,788
16	石坂川〃									10	10	10
17	宮田〃									22	22	22
18	下浦池〃		8	13		19		40		171	171	211
19	高柳〃	5	2			33		40		91	91	131
20	郷之原4号〃	16	3		140	5		164	151	11	162	326
21	右城第2〃		2			22	10	34		186	186	220
22	門田川〃					19		19		19	19	38
23	西境川〃			87	15	15		117		193	193	310
24	目野〃									18	18	18
25	宮川堰〃									20	20	20
26	池牟礼川〃	10				8		18	30	51	81	99
27	葉黒川〃									230	230	230
28	雀元〃	10						10	13	20	33	43
29	赤子川〃									248	248	248
30	天神免〃									350	350	350
31	梅ケ迫川〃	21						21	124		124	145
32	妙木池〃	3	1	10		48		62		138	138	200
33	天水田〃	399	58	19	88	239	27	830	433	493	926	1,756
	合計	919	181	266	334	2,329	42	4,071	1,185	14,483	15,668	19,739

被災地の農家経営が稲作中心であり，水田の復旧は災害からの立ちあがりに大きな影響をもつので，水田全面積に田植を行なわせることを指導の目標にした。田植対策を推進するにあたっては公共土木施設，治山，農地・農業用施設の災害復旧と深い関連があるので，関係機関との連係を密にしてその見通しの把握に努めた。

一方，農事指導等に従事する技術者間においては，情報の交換や，指導内容等の検討を行ない，常に意志統一に努めるとともに，農業改良普及所を中心に町および農協関係者による指導班の編成を行なった。

被災者は混乱のなかで家屋の復旧を急ぎ，営農面に心を配る余裕がなかったので，農業改良普及所の広報車やチラシにより水田の復旧や当面する農作業，家畜管理，生活改善等の広報を行ない生産意欲の高揚に努めた。この間指導班においては，部落の代表者，土地改良区，水利組合等の代表者と話し合い，水田，水路の復旧促進，苗代の集団化，設置場所等の検討を行なった。ま

災害に負けずに立ちあがろう

宮崎県えびの農業改良普及所

今後の稲作について次のことに注意しましょう。

1. 用水路の決かいや、ヒビ割れ又は埋没した水田等早めに復旧につとめましょう。

2. 水田のき裂がかなり深いので、早めに次の対策を行ないましょう。

① き裂の大きい場合は、き裂に添って作土を取除き、き裂部分に土を入れて床じめを行なう。

② き裂の小さい場合は耕転、代かきを早めに行ないき裂を防ぎましょう。

3. 現在、灌漑水のある水田は早めに灌水などして漏水ケ所の発見につとめましょう。

4. 水田にシラス土壌の流入、堆積した場合は、次の対策を行ないましょう。

① シラス土層が厚い場合は作土の取る

② シラス土層の浅い場合は作土を良くすき混ぜる　この場合深めに耕転する

③ 有機質や、燐酸肥料を多く施す

5. 種子籾の播種は田植可能時期を充分検討し、計画的に行ないましょう。

なお、苗代は集団で水の便利のよいところに作りましょう。

※ 田植予定日からみた苗代の播種時期

田植予定日	6月20日～	播種期	5月18日頃	（33日苗）
〃	6月25日～	〃	5月23日	（33日〃）
〃	6月30日～	〃	5月29日	（32日〃）
〃	7月5日～	〃	6月3日	（32日〃）
〃	7月10日～	〃	6月10日	（30日〃）
〃	7月15日～	〃	6月15日	（30日〃）

◎田植の安全最終日は7月15日頃までです。

た一方では，被災地区の部落や水稲集団栽培地等に対し，苗代設置の要請に努めた。被災後1か月を経過したごろから，被災者も田植問題について積極的に動きはじめるようになったので，指導班では，部落座談会を4月5日から9日まで被災地の全部落で行なった。

そのおもな内容としては，各人の水田，水路の応急復旧の時期と合わせた田植計画の調整や技術指導であり，苗代設置場所のない者に対しては，被災地外に苗の育成を委託させることなどであった。

その後，田植時期の安全目標は7月15日ごろまでとし技術指導に重点をおき，苗代の集団化および設置場所の選定，本田の施肥設計，シラス流入防止など多方面にわたる指導を行なった。水田，水路の復旧が順調に進み，田植はほぼ全面積に近い植付けがすんだので，その後は栽培管理の徹底を期するよう指導した。

なお，ここにいたる過程において，地区内外のＳＡＰ会員が被災者の家屋復旧や食糧等の援助活動を行ない，いち日も早く被災者を生産活動に立ちなおらせたことは，高く評価されるものである。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧

6月の田植を目前にして，復旧方法についてはできるだけ植付不能面積を少なくするため，地元民の自力による立ちあがりを促進する指導を行なった。農家は耕運機，テーラー等によって水田の整地や畦畔の亀裂を復旧し，田植に支障のないよう自力で最少限の復旧を行なった。また，用排水路の整備を指導し，

堂本第6用水路着工前

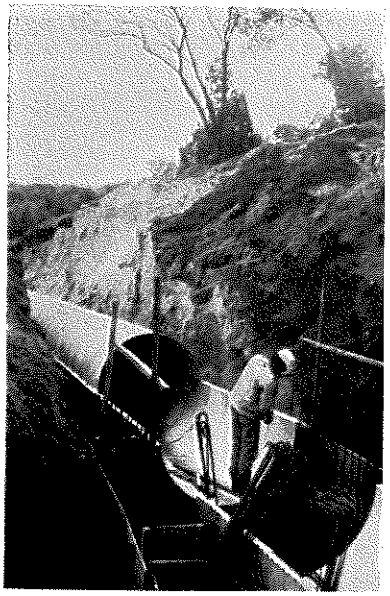

堂本第6用水路復旧工事中（コルゲートパイプ布設）

とくに堂本用水路の下流にある亀沢地区については，苗代用水を確保するため川内川からの揚水を計画し，九州農政局からポンプ，発動機2基を借用してビニールパイプ150 *m*を布設する応急工事を施行した。同時に上流の堂本第6地区水路については，崩壊土砂が多量で，なお地震による崩壊も予想されるので，暗渠式とする一方，工期を短縮するためコルゲートパイプ（径 1,500 *mm*）を布設した。

入佐溜池については漏水を防止するため，町からビニール布の原材料を支給し，法前面に張り，漏水を防止した。なお，地区別には第2表のとおり応急工事を施行し，田植用水の確保を図った。

第2表　　地区別応急復旧状況

地区名	関係面積	応急復旧の概要
入佐第2	20*ha*	隧道出入口の土砂埋没 105 *m*の搬出とコルゲート15*m*の布設を行ない通水可能とする。
内枝	1.7	用水路にフリューム管 131 *m*を布設し通水する。
西川北	8	用水路にフリューム管 148 *m*を布設し通水する。
堂本第6	155	用水路 145 *m*の埋没土砂を搬出し，コルゲートを布設し通水する。
堂本	40	亀沢地区の用水確保のため，九州農政局のポンプを借用し川内川から取水する。

2．農地・農業用施設

激甚な被害を受けた農地・農業用施設の早期復旧を図るため，農林省に対し緊急査定を要請した。その結果，第一回査定は3月19日から21日まで，53か所，1億5,214万円，第二回査定は4月25日から28日まで，63か所，6,091万円が実施された。

復旧は用水の確保を優先して施行し，農民の不安を除くこととした。工法は崩壊防止のため，

法石積またはコンクリート擁壁を採用した。なお，三方張の水路は鉄筋入りとし，既設のU字溝にはフリユーム管の布設を採用し，工事費の節減と工期の短縮を図った。

復旧状況は第3表のとおりで，早期復旧を目標に4月15日11地区(一次施行4地区)，4月30日20地区，10月18日20地区，12月12日5地区をそれぞれ入札執行し，43年度中に施設51地区，農地1地区計52地区の完成を図った。

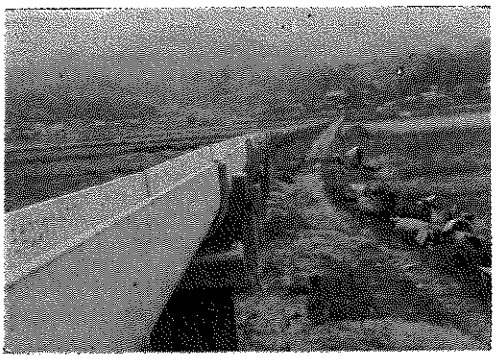

復　　旧　　後

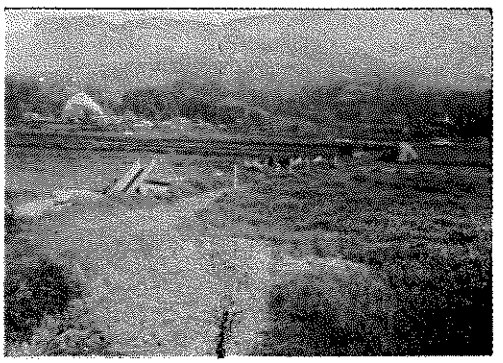

西川北用水路着工前

なお，局地激甚災害指定基準の制定により農地0.892，農業用施設0.943の高率補助が適用され，町の負担が著しく軽減されることとなった。

第3表　　農地・農業用施設災害復旧事業計画

市町村名	工種	全体復旧計画 事業量	全体復旧計画 事業費(A)	昭和43年度計画 事業量	昭和43年度計画 事業費(B)	進捗率 (B/A)	昭和44年度以降 事業量	昭和44年度以降 事業費
			千円		千円			千円
えびの町	農地	4.97ha	4,807	0.47ha	1,442	29.5%	4.50ha	3,385
	溜池	6か所	9,394	6か所	9,394	100.0	—	—
	水路	73	167,641	34	56,312	33.5	39か所	111,329
	頭着工	8	3,770	8	3,770	100.0	—	—
	道路	22	26,171	6	10,299	39.3	16	15,872
	農地保全	1	771	—	—	—	1	771
	揚水機	1	508	1	508	100.0	—	—
	計	**4.97ha 111か所**	**213,062**	**0.47ha 55か所**	**81,705**	**38.3**	**4.50ha 56か所**	**131,357**
野尻町	水路	1	224	1	224	100.0	—	—
高原町	〃	1	164	1	164	〃	—	—
田野町	〃	1	1,770	1	1,770	〃	—	—
新富町	溜池	1	1,293	1	1,293	〃	—	—

市町村	工種	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
高千穂町	道路	1	128	1	128	100.0	—	—
	水路	1	2,027	1	2,027	〃	—	—
五ヶ瀬町	水路	1	208	1	208	〃	—	—
合計		4.97ha 118か所	218,876	0.47ha 62か所	87,519	40.0%	4.50ha 56か所	131,357

3．農業共同利用施設

えびの町真幸地区の農業共同利用施設は，地震により甚大な被害を受けた。なかでも真幸農協の農業倉庫は鉄筋コンクリート等の永久建築物であったにもかかわらず，全壊に等しい被害を受け，農業倉庫としての機能を失った。その被害状況は第4表に示すとおりである。

県は，農業倉庫がもつ重要性と公共的性格にかんがみ，早期復旧ならびに激甚法の適用を強く政府・国会に要望したが，同法の適用が困難であったため，県費助成として，国同様2割補助の措置を講じた。この措置に対し，真幸農協は1,750トンを収容する863.7㎡の倉庫を1,900万円で建設した。（同年9月8日竣工）その後，局地激甚災害指定基準の制定により，0.9の高率の国庫補助が適用され，同農協の復旧費は著しく軽減されることになった。

真幸農業協同組合農業倉庫被災直後

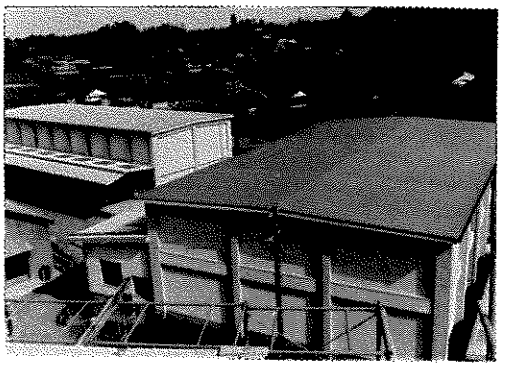

復　旧　後

第4表

農業共同利用施設の被害状況（真幸農協）

施設名	構造	被害の程度	復旧額
			千円
農業倉庫（1号）	鉄筋コンクリート建 277.2㎡	全壊	5,945
〃（2号）	土蔵造 277.2㎡	〃	5,150
〃（3号）	コンクリートブロック建 277.2㎡	〃	5,550

倉庫事務所	木造	73㎡	全壊	1,360
稚蚕共同飼育施設	木造	79.5㎡	一部破損	288
穀物共同乾燥場	木造	156㎡	〃	421
合計				18,714

4．畜　産　対　策

(1)　家畜収容班の編成

2月22日，現地視察中の黒木知事は，家畜管理のため避難しようとしない農家，または避難により放置された家畜などをみて心を痛めた。とくに，上浦，中浦および岡元部落の乳牛は搾乳もできない状態にあった。このことは，県出先の畜産技術者間でも憂慮されていたので，知事は早急に対策を講ずるよう経済部長に指示した。

その結果，23日畜産課長は関係職員を現地へ派遣し，具体的に実態を調査させるとともに，24日，都城家畜保健衛生所小林支所において畜産課，都城家畜保健衛生所，総合農業試験場畜産部酪農支場，西諸県農林事務所およびえびの農業改良普及所よりなる家畜収容班を次のとおり編成し，直ちに被災地へ派遣し活動を開始した。

班長
- 家畜飼養管理係（5人）
- 衛　生　係（2人）
- 技術指導係（5人）

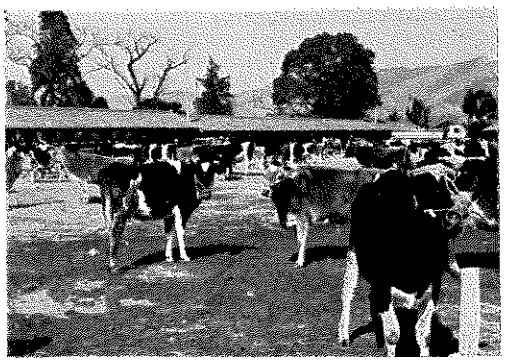

家畜の集中管理

以上のほか搾乳，飼養管理作業のため，酪農支場の畜産技術練習生4人の派遣を要請しまた，西諸県郡内の市町村および農協の畜産技術員が援助することを申し合わせた。

なお，宮崎県酪農業協同組合連合会においても，県の要請に基づき，家畜収容飼養管理班および搾乳処理班を編成し協力することになった。

(2)　家畜の収容管理状況

家畜の収容場所を加久藤家畜市場に決定し，小林市，野尻町，高原町，飯野各農協のトラックで，24日から本格的に収容を開始した。なお，県の指示により23日すでに生産者自身が乳牛14頭，和牛44頭，馬2頭を同市場に収容していたものを引き継ぎ管理した。

同市場には繋留所はあるが電気施設がないので九電へ依頼し，また放牧施設がないので収容所広場に1,980㎡の仮運動場を設置した。

ミルカー10台を準備し一斉に搾乳しはじめるとヒューズが切れ，これを修理しまた搾乳をはじめるとヒューズから火をふいて柱が燃えるなど意の如く搾乳が進まなかった。また仮運動場に

100頭の牛を放すと，電牧に馴れない牛あるいは他の牛より弱い牛が逃げ回って電線をずたずたに切り，連日修理に追われる日が続いたが，しだいに環境にも馴れ，飼料状況も良くなり，2月28日ごろからは非常に温順となった。

飼料の調達で困ったのは粗飼料であった。農林省宮崎種畜牧場長に依頼し1.5トンの乾草を借受け，さらに県総合農業試験場畜産部酪農支場から乾草3トンの供給を受け一時しのぎの飼養管理を行なった。また雪印乳業の厚意により，北海道から災害物資として乾草30トンの緊急手配を受け，さらに澱粉粕1,150袋の寄贈を受けてようやく収容家畜の満足感が現われてきた。その他酪農支場からサイレージ2トンの供給を受け，仮運動場で自由採食することにより，家畜の栄養は急速に回復し，乳量もほぼ災害前と同様になった。

第5表　家畜収容状況

月	日	乳牛	和牛	馬	計	備考
		頭	頭	頭	頭	
2.	23	14	44	2	60	
	24	77	44	2	123	
	25	93	52	2	147	
	26	98	52	2	152	
	27	98	52	2	152	
	28	98	52	2	152	
	29	98	52	2	152	
3.	1	98	52	2	152	
	2	98	52	2	152	
	3	98	52	2	152	
	4	98	52	2	152	
	5	98	52	2	152	
	6	98	52	2	152	
	7	98	2		100	和牛50頭 馬　2頭退場
	8	100	6		106	
	9	100	6		106	
	10	100	6		106	
	11	100	6		106	
	12	100	6		106	
	13	100	6		106	
	14	11	4		15	乳牛89頭 和牛　2頭退場
延頭数		1,873	702	26	2,601	
実頭数		100	56	2	158	県費1,993千円 支出

家畜の集中管理状況を視察する黒木知事

なお，脱粉，全酪3号，同5号，ルーサンペレット等を購入し，飼養について万全の措置を講じた。一方，被災地に育成牛として残した乳牛や和牛については，それぞれ粗飼料の配布ならびに飼養管理についての指導を連日行なった。

最も心配された乳房炎の発生については，予防対策に万全の措置をとった衛生班の活躍で，数頭の発生をみただけであった。また畜舎の倒壊による打撲傷牛，流産等も発生したが，適切な衛生班の処置

により1頭の斃死，廃用牛の発生もなかった。なお，収容中に9頭の乳牛が分娩し，いずれも順調に成育した。

(3) **被災地の巡回指導**

えびの農業改良普及所の職員5人が連日被災地を巡回し，家畜収容班と緊密な連絡のもとに適切な処置をとりつつ，飼養管理についての指導を行ない事故の発生防止に努めた。

(4) **家畜収容班の廃止**

被災地もしだいに落ちつきを取りもどした3月14日には，家畜収容所の乳牛89頭が退場，和牛も2頭を残すのみとなったので，同日をもって家畜収容班を廃止し県酪連にその業務を移管した。

今回の家畜集中管理は，人に対する災害救助法の措置に匹敵するもので，本県独自の発想に基づく措置で，県費199万円を支出するなど被災地の農民から感謝された。

(5) **そ　の　他**

今回の家畜収容にあたり，小林市，高原町，野尻町，飯野各農協の積極的な援助を受け，短時日のうちに収容ができ，さらにこれらの市町村，農協の技術員が協力し，寒風膚をつくなかでの献身的な奉仕に対し感謝の意を表したい。

雪印乳業株式会社小林工場から2人，西諸県郡市獣医師会から1人の獣医師を常時派遣してもらい，家畜の診療とくに乳房炎の予防および治療ならびに巡回診療に従事していただいたこともあわせて感謝の意を表したい。

5．金　融　対　策

(1) **県の特別措置**

県は，農地・農業用施設および営農用施設等の災害復旧ならびに経営再建のための資金手当として，2月27日「つなぎ融資制度」を設定した。すなわち原資として県財政資金6,500万円を信連に予託し，信連資金1億3,000万円とあわせ総額1億9,000万円を確保し，自作農（災害）資金等国の資金枠が決定するまでの3か月を時限として，農家負担軽減のため県2分5厘，信連5厘の利子補給をすることによって，末端金利を6分5厘とした。

この「つなぎ融資制度」の主旨徹底のために，2月27日から3月8日まで，現地で制度の内容，本資金に乗り替える場合の資金の種類，貸付条件等について説明を行なった。また，災害復旧のための他の資金の相談にも応じ資金調達の助言と指導にあたった。

しかし，住民はうち続く地震におびえ，積極的な復興にはまだ時間を要し，相談に訪れる者は1日平均10人程度に過ぎなかった。

一方，国の資金枠決定が遅れたこともあって，「つなぎ資金」の融資実積は1,200万円にとどまった。そのため，県では4月24日，さらに3か月適用期間を延長し，その活用を呼びかけた。

その後，人心は徐々に安定をとりもどし復旧にとりかかったが，住宅補修，改築費および生活資金等がこの資金の使途のなかに含まれていなかったこともあって，結局，融資実積は1,601万円にとどまった。

ちなみに，農業金融関係の各種資金の融資実績は第6表のとおりである。

第6表　えびの地震災害融資状況

資金名	申込額		実績	
	件数	金額	件数	金額
		千円		千円
住宅災害復旧資金（補修，改築）	10	2,720	10	2,720
南九州防災営農資金（畜舎等）	72	22,382	49	14,520
農業近代化資金（1号，6号）	78	23,860	78	23,860
自作農（災害）資金	206	75,050	187	68,950
合計	**366**	**123,282**	**324**	**109,320**
つなぎ資金				
6.5%（県が措置したもの）	143	40,000	62	16,010
8.5%（信連独自のもの）	81	14,500	81	14,500

この表からもわかるように「つなぎ資金」の融資実績は予想外に伸びなかったが，その原因のおもなものは次のとおりである。

(1)　本資金枠決定が遅れ，乗り替える資金の見通しが立てにくかったこと。

(2)　つなぎ資金の使途のなかに生活資金，住宅補修，改築費等が含まれていなかったこと。

(3)　住民が，うち続く地震のため，復旧にとりかかるのをみあわせていたこと。

(2)　国の特別措置

1）農業近代化資金

農業近代化資金についても，積極的に国に対し働きかけ，5月23日えびの地震災害復旧のための特別枠として1億2,000万円の配分を要請した。また県は，本資金の一般的運用のなかで，災害復旧に要する1号資金（農舎，畜舎の復旧），2号資金（農機具の購入），6号資金（小土地改良）を最優先的に承認し，復旧の一助とした。

その融資実績は第7表のとおりである。

第7表　農業近代化資金融資実績

施設名	件数	金額
		千円
畜舎	57	18,700
農舎	8	2,460
その他施設	9	1,790
小土地改良	4	910
合計	78	23,860

2）自作農（災害）資金

今回の被害は農作物よりも建物施設の被害が甚大で，これが救済対策としての本資金の適用は困難視された。また，被災農家も群発地震のなかで復旧する意欲にかけ，金融相談を受ける態勢が遅れたことはいなめなかった

が，本資金需要額について一応，1億8,000万円を九州農政局へ要望した。

しかし国は，建物施設等の復旧費については，住宅復興資金等を融資すべきであり，自作農維持資金を融資すべきでないという見解をとり，資金枠の配分に難色を示した。

そこで県は，農林省に対し被害の実態を訴え，資金の確保について陳情した。さらに全国自作農協会通常総会においても，えびの地震特別融資枠の配分を決議し，関係機関へ陳情を行なった。

その後，緊急にその対策を講ずる必要が生じたため，県は鹿児島県と合同による融資対策協議会をえびの町で開催し，融資方針を定め，資金枠の配分については，農林省内報の範囲内で自主的に決定した。（真幸地区5,000万円，加久藤地区1,800万円，飯野地区200万円）

7月3日九州農政局長から自作農（災害）資金適格認定目標額について5,500万円の特別枠の配分を受けたが，これでは不足するので，県は一般枠から1,500万円を特別に措置した。その融資実績は第8表のとおりである。

以上，各制度資金ごとの措置について述べたが，宮崎県信用農業協同組合連合会においては，えびの地震緊急復興資金要綱を設定し，制度資金で救済されない住宅の補改修費用，または田植時期の営農資金等特別措置を講ぜられ，復興へ寄与した。

第8表　えびの町融資実績表

地区名	件数	金額
		千円
飯野地区	4	1,800
加久藤〃	55	17,300
真幸〃	128	49,850
合計	187	68,950

第4節　林　業　関　係

1．復旧治山事業

被害状況（第2章第6節）の項でみたように，林地崩壊地は力学的には現状のまゝ安定を保つことができるにしても，今回の地震は崩土を山脚に堆積し，さらに山腹に残留崩土や多数の地割れを生じ，台風や豪雨による崩壊の新生，拡大，土砂流出の増大の可能性，あるいは土石流発生の危険が十分考えられるのでこれを早急に復旧し，下流の人命，家屋，農耕地等を保護しなければならない。このため，2月21日地震発生と同時に特別調査班を編成し，山地の被害状況を全面的に調査し，林野庁に直ちに被害状況を報告した。また，林野庁治山課係官が，2月24日から26日にかけて現地調査のため来県された。

他方，林地の災害箇所が緊急治山事業として採択されるよう，上記の調査結果を整理し，農林

省との折衝を開始した。（4月14日～16日林野庁で緊急治山事業計画ヒアリング）かくて，緊急治山事業の実施について内諾を得，設計書の作成を急ぐことになった。

全体復旧計画の基本的方針は，次のとおりである。

総崩壊箇所328か所，崩壊面積74.8*ha*，被害額12億5,240万円のうち，(1)不要施行地，(2)自然復旧地，(3)復旧不能地等を除いて総被害額の66%8億3,635万円について総復旧計画をたて，このうち43年度は緊急治山事業として16.5%に相当する1億3,800万円を投じ，大きな成果をあげた。復旧計画は，次表のとおりである。

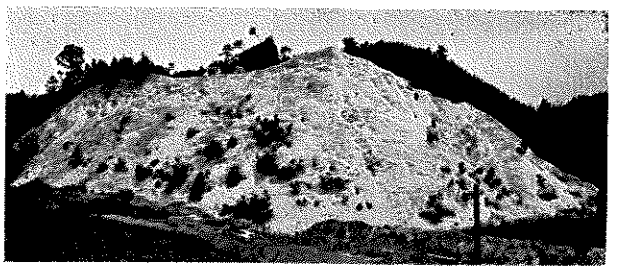

林地崩壊地（むき出しになったシラスの白い地ハダ）着工前

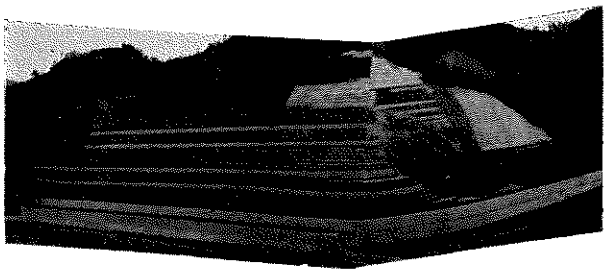

復旧後（中央部の草生地は実播テスト）

復　旧　治　山　事　業　計　画　　（単位　千円）

区　分		全体復旧計画		昭和43年度実施		進捗率	昭和44年度以降	
		事業量	事業費(A)	事業量	事業費(B)	(B/A)	事業量	事業費
山地治山		328か所 74.8*ha*	836,358	163か所 37.0*ha*	138,000	16.5%	165か所 37.8*ha*	698,358
内訳	復旧治山	165 37.8	698,358	—	—	—	165 37.8	698,358
	緊急治山	163 37.0	138,000	163 37.0	138,000	—	—	—
	（うちへり実播工）	(152) 30	(41,050)	(152) 30	(41,050)	—	—	—

（注）へり実播工は緊急治山事業として実施したので（　）書してある。

全体復旧計画の中から，43年度緊急治山事業を採択するにあたっての基本的条件は，

(1)　人家，農耕地，幹線用水路等に直接接続した崩壊箇所

(2)　一級河川に接続した崩壊箇所

(3) 大規模崩壊面積

の3条件であるが，これらに該当する工事をすべて通常の山腹復旧工事で施工するには，膨大な投資が必要とされるので，これを恒久的工事と応急的工事に大別して施工することにした。恒久的工事とは通常治山事業山腹工事で採用している積工（ブロック，コンクリート，PNC板）等の横工事を主体に五枚積苗積工，編柵工，張芝工，張芝水路工等を施工するもので1*ha*当たり平均単価は1,300万円程度である。今回のえびの地震において林地崩壊の激甚地であった溝添川，大丸川，下浦川流域を中心に11か所，7*ha*，9,695万円を投じた。応急的工事とは上記緊急治山事業基本的条件の(1)ならびに(2)に該当する箇所のうち，緊急を要し比較的規模が小さく労力，資材の提供が困難な箇所を中心に，ヘリコプター空中実播により林地崩壊斜面を緑化しょうとするもので，最近開発され急速な発展をみているものである。

全国的にみても，緊急災害復旧工法として，単年度で30*ha*，4,105万円もの大面積を施工するのははじめてであり，画期的治山工法として注目をあびたが，緑化の目的は十分達し，裸地と比較すると降雨による侵食，土砂流出防止に著しい効果を発揮した。

平均単価からみると，ヘリコプター空中実播工は*ha*当たり130万円で恒久的工事の約$^{1}/_{10}$に相当する。ヘリコプター空中実播施工は地震で揺り落されたシラス林地にスラリー方式という工法を採用し，純植物性脂肪酸を主成分とする表面処理剤に有機質，土壌改良剤，種子，肥料等を混合した粘液状基剤を特殊なスラリー剤散布装置をヘリコプターに装置し，空中から均一散布し，労力，資材，工期等を節約して早急に緑化を図ろうとするものである。

実播時期を第一期施工分（春期実播S 43.5.19～6.9）と第二期施工分（秋期実播S 43.9.17～10.18）の二期に分け，それぞれ15*ha*，都合30*ha*について実施した。

ヘリコプター空中実播工の長所は，次のとおりである。

(1) 緊急かつ短期間で大量施工が可能である。

(2) 大規模面積にわたり施工するので労力，資材等のコストが安価に実施できる。

(3) 種子が発芽するまでは表面処理剤による地表侵食が抑制でき，緑化後は植生の被覆により侵食はもちろん，土砂の移動が防止できる。

(4) 水田，人家が隣接していても被害がない。

(5) 均等散布が可能である。

また問題としては，次のことがあげられる。

(1) 植生の交代がスムースに行くかどうか。

(2) 施肥管理が必要である。

(3)　地中の水分状態に成長が左右されやすい。

(4)　木本，草本同時混植に問題がある。

実播の結果では，春播き分は夏草として勢力の強いウィーピングが植生被覆の中心となり，秋播き分ではケンタッキーが中心勢力となって成果をあげている。これを写真でみると次のとおりである。

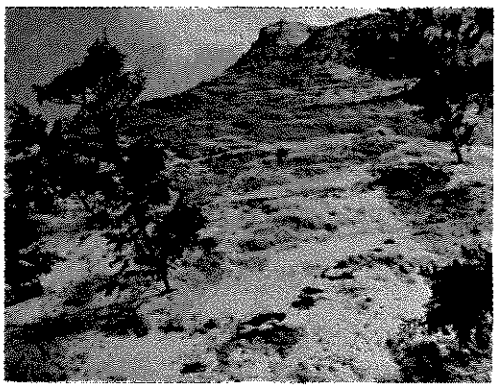

林地崩壊地実播前の状況

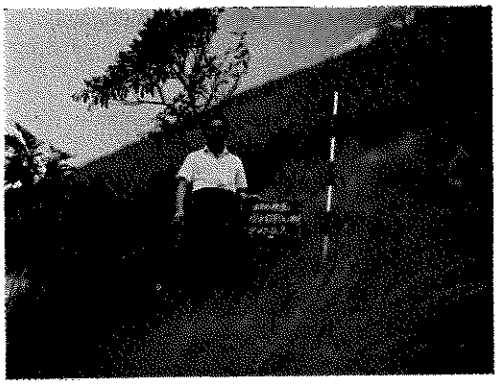

実播後3か月を経過し被覆した状況

2．　県有林材の払い下げ

被災住宅の復旧は急を要し，大量の資材を必要とする状況にあったので，木材の円滑な供給と価格の安定に寄与するため，応急復旧用材として県有林材140㎥をえびの町に払い下げることを決定，5月24日えびの町と売買契約書を締結するとともに，須木村奈佐木地区の生産素材140㎥を現地において引渡した。

3．　復旧資材の供給

えびの地震による住宅等建築施設の被害は甚大なものがあったので，災害復旧に要する木材の円滑な供給と価格の安定についてはとくに意を用い，熊本営林局，関係営林署，西諸木材協同組合等関係機関団体と密接な連係を図りつつ，国有林材等の売払いを中心に，次のとおり復旧資材の円滑な供給に努めた。

地震発生の翌2月22日，熊本営林局長に対して，えびの地震の災害復旧用として，応急仮設住宅，公共施設，住宅復旧等木材の売払い措置を要請した。これに対して，熊本営林局においては，2月28日付局長通達をもって，次のとおり管下の営林署に災害復旧用資材の備蓄を行なうとともに，えびの町長の申請がありしだいこれを供給する措置が講ぜられた。

えびの営林署	300 m^3
小　林　〃	600
都　城　〃	1,000
人　吉　〃	1,100
計	3,000

他方，災害住宅の復旧を促進し，あわせて価格抑制対策を講ずるため，西諸木材協同組合と協議を行ない，組合員の手持製品を災害発生直前の価格に据置き，これを協定価格として供給することとし，2月24日から復旧材の供給を開始した。

さらに，資材供給の円滑化と価格の安定化ならびに人心安定化対策の一環として，えびの町に復旧木材共販センターの設置を計画し，西諸木材協同組合の協力を得て3月12日開設するとともに，同センターにおいても復旧材の供給を開始した。

これらの復旧材供給の状況は，次のおとりである。

対象戸数	944戸
供給材積	940m^3

第5節　住　宅　関　係

2月23日から2月27日まで各戸の被害状況を詳細に調査し全壊412戸，半壊675戸，計 1,087戸の被害を確認した。

さらに，3月25日の地震により，全壊39戸，半壊221戸，計260戸の被害が生じた。これらの復旧については，次のとおり応急対策および恒久対策をたて実施した。

1．応　急　対　策

(1)　早急に戸別の被害実態を詳細に調査する。

(2)　補修方法，再建方法を戸別に指導する。

(3)　耐震工法，防蟻工法を徹底させる。

(4)　応急仮設住宅を早期に建設する。

以上を基本的な考えとして県建築課，えびの町建築課，建築士会小林支部，西諸建設業協会，県職業訓練所（建築科生徒）からなる建築対策班を組織し，現地調査，診断，指導，補修工事を実施した。そのおもなものは次のとおりである。

第5節　住　宅　関　係

(1) 住　宅　相　談

住宅相談については，県現地災害対策本部内に住宅相談班を設け，各種の住宅相談に応ずるとともに，新築および補修家屋に対し耐震工法の指導を行なった。指導資料としては日本建築学会作成の「わが家の耐震」および「半壊家屋修理法」（別図）を配付し啓蒙にあたった。

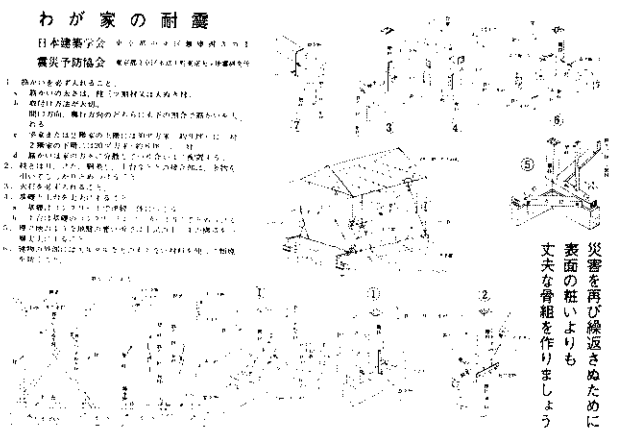

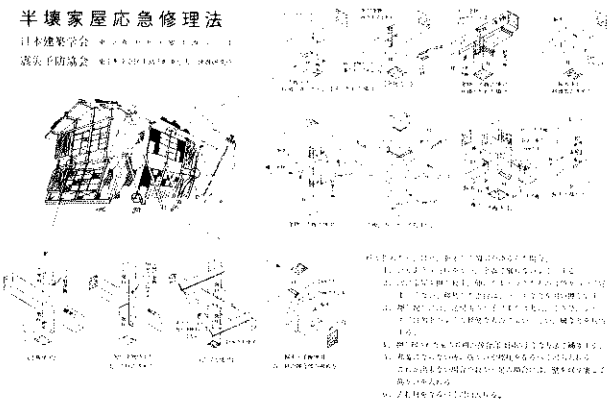

一方，復旧工事直接の担当者である建設業者および飯野地区建築業者技能組合に対し，今後の被災家屋の復旧にあたっては，積極的に耐震工法を実施するよう協力を依頼し，実施面で効果をあげた。また災害公営住宅の入居についても入居資格，収入基準，住宅の規模，構造等について説明を行ない，被災者の人心安定に努めた。さらに住宅の設計相談等についても適切な指導を行なった。なお，住宅相談件数は696件にのぼった。

(2) 住宅の応急修理

災害救助法に基づく災害住宅の応急修理については，県職業訓練所および西諸建設業協会の協力を得て応急的な修理を実施した。また防災診断については建築士会の協力を得て実施した。その実績は次のとおりである。

県職業訓練所訓練生補修戸数　70戸，別に便所10棟

西諸建設業協会補修戸数　132戸

診断戸数　202戸

総工事費　808万円

(3) 応急仮設住宅の建設

災害救助法に基づく応急仮設住宅118戸および緊急避難所29棟の建設を実施した。

構造は軽量鉄骨造りで，基礎は木杭打，上屋根，壁面ともパネル工法，間どり，6帖1間，押入れ，炊事場付きである。

(4) 耐震工法の巡回指導

県およびえびの町の関係職員は，被災家屋を巡回し，耐震工法の実施について現場で実地指導を行なった。その後の地震では非常に効果をあげ，被害を最少限にとどめることができた。

2．恒　久　対　策

(1) 住宅の補修，再建を行なうため，住宅金融公庫の災害復興資金の融資を受けるとともに，とくに低所得者を対象とする災害公営住宅を県および町において建設する。

(2) 店舗，併用住宅等については，耐震構造を指導する。

(3) 農業用施設，病院，診療所，旅館などについては医療金融公庫，中小企業金融公庫，国民金融公庫等の資金の融資を受け，再建を図る。

以上の方針に基づいて恒久対策を実施したが，そのおもなものは次のとおりである。

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設目的は，公営住宅法第8条の適用を受け，災害により滅失した住宅戸数の3割以内を建設し，低額所得者に賃貸するものである。

3月7日県の要望により建設省および大蔵省による災害査定が実施され，その結果，県営一般向30戸，農村向10戸および町営一般向18戸，計58戸の災害公営住宅の建設が決定された。

県営40戸はえびの町真幸地区に，町営18戸は飯野地区にそれぞれ建設することになり，そのうち県営一般向30戸は10月29日完成し入居している。入居該当者は30人であったので，建設戸数として当を得たものであった。

以下，県営および町営の災害公営住宅建設状況は，次のとおりである。

県営災害公営住宅建設

① 一般向住宅

建設位置　えびの町向江字篭田

建設戸数　1棟4戸建6棟，1棟3戸建2棟，計30戸

建物面積　1戸31.4㎡　計942㎡

敷地面積　4,350㎡

規模，構造　2L，鉄骨造平家建，

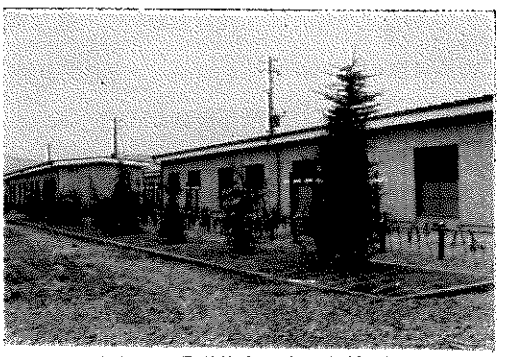

完成した県営住宅（京町駅付近）

玄関，6帖，4.5帖，押入，炊事場，浴室，便所

工事費　21,683千円

② 農村向住宅

建設位置　えびの町大字浦字瀬戸口

建設戸数　1棟2戸建5棟，倉庫1棟2戸建5棟

建物面積　1戸 50m^2　計 500m^2　倉庫1戸10.5m^2　計105m^2

敷地面積　2,634m^2

規模，構造　2L，鉄骨造平家建，玄関，6帖，6帖，4.5帖，炊事場，浴室，便所

工事費　15,117千円

えびの町営災害公営住宅建設（一般向住宅）

建設位置　えびの町飯野駅前2戸，同町飯野字芋畑16戸

建設戸数　1棟2戸建1棟，1棟4戸建4棟　計18戸

建物面積　1戸31.4m^2　計 565.2m^2

敷地面積　2,222.03m^2

規模，構造　2L，補強コンクリートブロック造，玄関，6帖，6帖，押入，炊事場，浴室，便所

工事費　11,100千円

着工，完了月日

着工　昭和43年12月28日

完成　昭和44年3月25日

(2) 災害復興住宅

一般住宅の復旧計画については，住宅金融公庫の災害復興資金の融資を受けて再建する計画をたてるとともに，被害家屋の復旧は耐震的な工法を積極的に進め，その指導について住宅相談班はもちろん建築士会の協力を得て指導した。

地震の発生後，被害調査の結果から住宅金融公庫熊本支所へ災害復興住宅融資について要望したところ，2月26日同支所から「住宅の融資は貸付方針にしたがって災害貸付の対象となるので，融資希望者に周知するよう。」との回答を受けた。しかしこの貸付方針としては一般貸付となるので，省令災害としての適用を受けられるよう国と住宅金融公庫へ陳情した。その結果，えびの地震災害については，住宅金融公庫法施行規則第1条第3項の規定により，3月4日大蔵省，建設省告示第1号で指定された。

第5節　住　宅　関　係

県では，直ちに認定班を編成し，認定業務を開始した。認定件数および融資状況は，次表のとおりである。

住宅金融公庫特別融資状況

(単位　千円)

月別	区分	相談件数	認定件数	申込		貸付	
				件数	金額	件数	金額
2月	建設 補修	95					
3月	〃 〃	384	203 238	65 124	40,450 28,900	16 38	10,770 9,580
4月	〃 〃	34	25 11	24 32	15,540 7,210	63 105	39,470 23,910
5月	〃 〃	26	17 7	28 22	17,910 6,610	8 12	5,090 3,530
6月	〃 〃	3	2 2	1 4	670 840	20 15	12,590 4,210
7月	〃 〃	2	9 6	7 3	4,830 1,020	2	1,480 50
8月	〃 〃	14	7 4	11 4	7,110 840	14 6	9,610 1,860
9月	〃 〃	43	33 12	19 1	12,400 340	10 1	6,440 250
10月	〃 〃	38	40 17	45 17	29,490 5,170	22 6	14,190 1,850
11月	〃 〃			9 1	5,760 250	44 13	29,050 3,910
12月	〃 〃	6	5 1			1 1	530 80
小計	〃 〃	645	341 298	209 208	134,160 51,180	200 197	129,220 49,130
合計		645	639	417	185,340	397	178,350

被災後の荒れはてた町並は着々と復旧し，整然とした街づくりが行なわれている。その復旧状況をみると公共的建物は永久建築が多く，鉄筋コンクリート造りとしてとくに目だつのは真幸小学校，児童館，旅館，銀行，倉庫である。鉄骨造りとして大きいものに農協等がある。

住宅の復旧は全般的に木造が多く，店舗等は鉄骨造りが多くなっている。

なお，次の写真は被災状況と復旧状況の一部を示すものであるが，現在もなお復興が進められている。

商店街被災直後

復興した商店街

3．建設関係団体の協力

(1) 建築士会小林支部の協力

建築士会小林支部は「えびの町災害建物補強および応急修理相談所」と密接に連絡をとり，被災家屋を調査し，災害救助法に基づく応急修理対象家屋の平面図作成，補修材料の算出，積算見積および工法指導を行ない，訓練生が計画的に作業ができるよう協力した。その状況は次表のとおりである。

月　日	協力人員	作業内容
3月5日	17	202戸の平面図作
3月6日	15	成，積算等の作業

(2) 西諸建設業協会および飯野地区建築業者技能組合の協力

西諸建設業協会の各協会員は，土木班と建築班を編成し，復旧資材の確保に努めるとともに，飯野地区建築業者技能組合の応援を求めて補修用の各資材の運搬，作業等を積極的に実施した。

第6節　商　工　業　関　係

1．県の特別措置

(1) 応　急　対　策

えびの町真幸商工会，隣接商工会，宮崎県商工会連合会，宮崎県中小企業団体中央会，宮崎県中小企業総合指導センター，宮崎県中小企業課および関係課の職員を動員して，中小企業被災実態調査を実施し，被害の把握を行なった。

県は，応急対策として，3月6日「えびの地震災害罹災中小企業緊急特別融資保証料補給金交

付要綱」（資料1）を制定し，県費3,500万円の預託と保証料補給（日歩2厘4毛）の措置を講じ，被災中小企業者に緊急特別融資（融資目標1億500万円）を行ない，商工業の早期復興に寄与することにした。また，これに先行して，現地で被災中小企業者からの金融相談に応ずる体制をとった。

以上の措置に加えて，国民金融公庫による積極的な融資をはじめ，民間金融機関の協力などにより，当面の資金需要はおおむね充足された。

この間，大蔵省，中小企業庁，中小企業信用保険公庫，政府系中小企業金融機関（国民金融公庫，中小企業金融公庫および商工組合中央金庫）等に対しても特別措置の要望を重ねてきた結果，第1表のとおり，貸付枠の増大，償還期限の延長などが認められた。

第1表　　中小企業向政府系金融機関特別措置

金融機関	区分	年利率	貸付期間	左のうち据置期間	金融機関貸付総枠 要望	金融機関貸付総枠 決定
					千円	千円
国民金融公庫	特別措置 えびの災害貸付	8.2%	10年以内	1年以内	200,000	170,000
	特別措置 激甚災害貸付	6.5	10年〃	2年〃		
	普通貸付	8.2	5年〃	1年〃		
中小企業金融公庫	特別措置 えびの災害貸付	8.2	10年〃	2年〃	250,000	特に枠は設けない
	特別措置 激甚災害貸付	6.5	10年〃	2年〃		
	普通貸付	8.2	5年〃	1年〃		
商工組合中央金庫	特別措置 えびの災害貸付	組合 8.4 構成員 8.6	10年〃	2年〃	200,000	200,000
	特別措置 激甚災害貸付	組合 3年間 6.5 構成員 7年間普通利息	10年〃	2年〃		
	普通貸付	組合 8.4 構成員 8.6	5年〃	1年〃		
環境衛生金融公庫	えびの災害貸付	6.5%～8.2%	10年〃	2年〃	4,525	4,330

また，中小企業振興事業団指導部の研究指導員を招き，現地の商店街，旅館の復興について診断指導を行なった。これと並行して中小企業信用保険公庫等の調査も行なわれた。

(2)　長期復興対策

えびの地震が一応小康状態に入ってからは，被災商工業者が長期復興および経営安定を図るために必要な資金の融通をのぞむ声が強かった。しかし，地震によって著しく低下している信用力，担保力の点からみて，金融機関による通常ベースの融資は，きわめて困難な事情にあった。

したがって，この段階では被災中小企業の信用を補完し，その長期復興および経営安定を図るため，資金の融通を円滑にするための措置を講ずることが最も効果的と考えられた。

以上の判断により，宮崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）および金融機関の協力を

得て，被災中小企業者の長期復興に必要な資金として総額1億5,000万円を対象に特別融資保証を行ない，この保証に対して保証料補給および損失補償を実施することにした。

この特別措置は，昭和43年6月定例県議会において可決され（債務負担行為1,635万円），6月11日に「えびの地震被災中小企業金融円滑化対策要綱」（資料2）および「えびの地震被災中小企業特別融資保証に関する保証料補給金及び損失補償金交付要綱」（資料3）を制定し運用した。

その結果，昭和43年12月末までのえびの地震災害融資は，政府系，民間金融機関あわせて，第2表のとおり総額5億5,153万円に達し，このうち特別融資保証制度によるものが1億2,200万円となっており，被災商工業者の再建が順調に進みつつある。

第2表　えびの地震災害融資状況　（単位　千円）

金融機関	申込		実績		備考
	件数	金額	件数	金額	
国民金融公庫	147	154,980	134	108,090	
中小企業金融公庫	19	53,000	19	53,000	
商工組合中央金庫	3	41,000	3	35,300	
環境衛生金融公庫	5	4,525	5	4,330	
政府系計	174	253,505	161	200,720	
宮崎銀行	99	60,705	99	60,705	
鹿児島銀行	12	23,350	7	11,950	
高千穂相互銀行	20	9,300	20	9,300	
西諸信用金庫	184	168,263	182	167,013	
地元計	315	261,618	308	248,968	
県災害特融（含特別保証）	(2) 51	(24,000) 159,200	(2) 44	(20,300) 122,150	（　）は商工中金窓口分のうち書
合計	538	650,323	511	551,538	県災害特融のうち商工中金窓口分を除く

2.　国の特別措置

(1)　中小企業信用保険公庫の特別貸付金

中小企業信用保険公庫は，被災中小企業者の特別融資保証のため，6月12日保証協会に対して1,000万円の特別貸付を決定した。

(2)　災害融資特別措置

被災中小企業者に対しては，さきに，政府系中小企業金融機関における貸付条件の緩和等の優遇措置が講じられていたが，さらに6月18日の閣議において「昭和43年2月21日以降のえびの・吉松地区地震により被害を受けた中小企業者に対する災害融資に関する特別措置について」が

決定された。

特別措置の内容は，激甚災害の場合に準ずるものであり，被災中小企業者に対する政府系中小企業金融機関からの災害融資については，一貸付先当たり融資額のうち，100万円（組合の場合300万円）を限度として，貸付後3年以内の貸付利率を年6分5厘に軽減したものである。

（資料　1）

えびの地震災害罹災中小企業緊急特別融資保証料補給金交付要綱

昭和43年3月6日
経済部中小企業課

（趣　旨）

第1条　県は，えびの地震災害で罹災した中小企業者の事業の早期復興を図るため，予算で定めるところにより，宮崎県信用保証協会（以下「協会」という。）に対し，保証料補給金を交付するものとし，その交付については，補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助額）

第2条　前条の補給金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額は，次のとおりとする。

(1)　協会が，えびの地震災害罹災中小企業緊急特別融資要綱に基づいて保証した金額に，日歩2厘4毛を乗じて得た額。

(2)　協会が，前号の要綱に準じて保証した金額に，日歩2厘4毛を乗じて得た額。

2.　前項の規定により補給金を交付する保証金の総額は，1億500万円以内とする。

（申請書に添付すべき書類）

第3条　規則第3条第4号の規定により，補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

(1)　保証料補給金算定表

（補助金の交付方法）

第4条　この保証料補給金は，精算払により交付する。

（申請書の提出時期）

第5条　規則第3条の規定に基づく申請書の提出の時期は昭和43年7月31日までとする。

（書類の提出部数等）

第6条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は，それぞれ一部とし，その様式及び提出期限は，規則及びこの要綱の本則に定めのあるものを除き，別記の定めるところによる。

附　則

この要綱は，昭和42年度の予算にかかるえびの地震災害罹災中小企業緊急特別融資保証料補給金に適用する。

別記　　保証料補給金算定表

項目 / 金融機関	保証承諾高		保証延日数	受取保証料	補給を受けようとする保証料
	件数	金額			
計					

（資料　2）

えびの地震被災中小企業金融円滑化対策要綱

昭和43年6月11日
経済部中小企業課

（目　的）

第1条　この要綱は，昭和43年2月のえびの地震により災害を受けた中小企業者（以下「被災中小企業者」という。）に対してその事業の復興と安定に必要な資金の融通を円滑にするため，特別の措置を定めることにより，その事業の再建を促進し，経営の安定を図ることを目的とする。

（対　策）

第2条　県は，宮崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が次の条件により被災中小企業者に対して特別保証を行なうときは，この要綱に定めるところにより，保証協会に対し，保証料補給および損失補償を行なうものとする。

(1)　保証総額　1億5千万円

(2)　1被災中小企業者当たりの保証限度額　製造業および旅館業を営む者については，1千800万円以内，その他の者については，原則として300万円以内。

ただし，保証限度額には，既存の保証残高を含む。

(3)　保証の対象となる資金の使途　災害復興と事業安定に必要な設備資金，または運転資金。

(4)　保証期間　設備資金は10年以内，運転資金は5年以内。ただし，据置期間2年以内を含む。

(5)　保証料　月率5毛8糸（日歩1厘9毛）

(6)　保証取扱期限　昭和44年3月31日まで。

(7)　取扱金融機関　保証協会が，保証契約を締結する政府系金融機関および地方金融機関

(8)　中小企業信用保険公庫への付保　すべて，中小企業信用保険公庫の保証保険に付すること。

（保証料補給および損失補償）

第3条　前条により，県が保証協会に対して行なう保証料補給および損失補償は次のとおりとする。

(1)　保証料補給　保証した金額に対して，日歩2厘4毛を乗じて得た金額を補給するものとし，その補給限度額は1千104万円，その補給期間は昭和43年度から昭和46年度までとする。

(2)　損失補償　保証によって生じた損失（中小企業信用保険公庫の非填補額）の3分の2を補償するものとし，その補償限度額は531万円，その補償期間は，昭和43年度から昭和54年度までとする。

附　則

この要綱は，昭和43年6月11日から施行する。

（資料　3）

えびの地震被災中小企業特別融資保証に関する保証料補給金及び損失補償金交付要綱

昭和43年6月11日
経済部中小企業課

（趣　旨）

第1条　県は，えびの地震被災中小企業金融円滑化対策要綱（昭和43年6月11日制定。以下「対策要綱」という。）に基づき，えびの地震により災害を受けた中小企業者（以下「被災中小企業者」という。）の長期復興及び経営の安定を図るため，予算で定めるところにより，宮崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行なう特別融資保証の保証料及び保証によって生じた損失の一部について，保証協会に対し保証料補給金及び損失補償金を交付するもの

とし，その交付については，対策要綱及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（定　義）

第２条　この要綱における用語の意義は，次のとおりとする。

(1)　特別融資保証　保証協会が，被災中小企業者のために行なう保証をいう。

(2)　保証によって生じた損失　前号の保証によって保証協会が代位弁済したもののうち，代位弁済後１か月を経過した回収未済金（元本及び利息）から保証協会が中小企業信用保険公庫との契約により，受領する保険金の額を控除した額をいう。

（補助金等の条件）

第３条　保証料補給金及び損失補償金の交付の条件となる内容は，次のとおりとする。

(1)　保証の対象となる融資対象被災中小企業者は，中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定する中小企業者に限る。

(2)　保証総額は，１億５千万円以内とする。

(3)　１被災中小企業者当り保証限度額は，製造業及び旅館業を営む者については，１千800万円以内とし，その他の者については，原則として300万円以内とする。ただし，保証限度額には既存の保証残高を含むものとする。

(4)　保証にかかる融資の期間は，据置期間２年以内を含み，設備資金については10年以内とし，運転資金については，５年以内とする。

(5)　被災中小企業者に対する保証料は，月率５毛８糸（日歩１厘９毛）とする。

(6)　保証にかかる融資利率は金融機関の定めるところによる。

(7)　この要綱による保証料補給金及び損失補償金の交付の対象となる保証取扱期限は昭和44年３月31日とする。

（契　約）

第４条　この要綱による事務処理手続きを明確にするため，県と保証協会との間に，保証料補給契約及び損失補償契約を締結する。

（保証料補給及び損失補償限度）

第５条　保証料補給金として交付すべき限度は，第３条第２号の保証総額の範囲内で保証した金額に対し日歩２厘４毛を乗じて得た金額とする。ただし保証料補給金の交付期間は昭和46年度までとする。

２　損失補償金として交付すべき限度は，保証によって生じた損失の３分の２とする。ただし，損失補償金の交付期間は，昭和54年度までとする。

（損失補償後の債権の回収）

第６条　保証協会は，損失補償金の交付を受けた後であっても，回収未済金の回収に努めなければならない。

２　保証協会は，前項により回収した金額のうち，県の損失補償にかかる金額に達するまで，県に納付するものとする。

（申請書に添付すべき書類）

第７条　規則第３条第４号の規定により，補助金等交付申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。

(1)　保証料補給金については，保証料補給金算定表

(2)　損失補償金については，損失補償金算定表

（補助金等の交付方法）

第８条　保証料補給金及び損失補償金は，それぞれ精算払により交付する。

（申請書の提出時期）

第９条　規則第３条の規定に基づく申請書の提出期限は，昭和43年度にかかるものは，昭和44年４月10日までとし，次年度以降は各年度終了後の４月10日までとする。

（書類の提出部数）

第10条　規則及びこの要綱の規定により，知事に提出する書類の部数は，それぞれ２部（正本１部，副本１部）とし，その様式及び提出期限は，規則及びこの要綱の本則に定めのあるものを除き，別記に定めるところによる。

附　則

この要綱は，昭和43年度の予算にかかる保証料補給金及び損失補償金から適用する。

第7節　民　生　関　係

1. 県　の　措　置

県においては，本庁関係各課および福祉事務所，職業安定所，職業訓練所，社会保険事務所等の出先機関が協力して，被災地住民の生活援護，家屋の補修等を行ない，一時も早く人心が安定し正常な生活にたちもどるように努めた。

(1) 生活困窮者の相談保護

西諸県福祉事務所は，所長以下所員あげて現地に急行し，被害状況調査，被災世帯の把握に努めるとともに，現地に設けられた災害対策相談所に所員を常駐させ，生活相談，住宅相談を行ない，また生活困窮者に対しては直ちに生活保護等の援護措置を講じた。その状況は第1表および第2表のとおりである。

第1表　生活保護法の適用状況

申請件数	決定 世帯	決定 人員	決定 月給付額	備考
			円	
19	16	40	158,368	えびの地震を直接原因とするもの

第2表　被保護世帯の家屋補修状況

区分	被保護世帯数	家屋補修の状況 生活保護法による家屋補修	災害救助法による応急修理	その他費自	備考
全壊	35	—	—	3	応急仮設住宅へ32世帯入居
半壊	33	—	23	10	
一部破損	15	14	—	—	
合計	83	14	23	13	

(2) 国庫債券買上償還

被災地の戦没者，戦傷病者等の世帯も相当大きな被害を受けていることが判明したので，3月1日から7日まで本庁職員を現地災害対策相談所に派遣し，国庫債券買上償還事務の促進を図った。

戦没者，戦傷病者139世帯のうち，14件の希望があり，全額買上げを実施した。その状況は第3表のとおりである。

第3表　国庫債券買上げ状況

資金の種別	件数	買上金額	備考
		円	
第1回 特別給付金国庫債券	2	200,000	戦没者の妻に対する特別給付金支給法
第2回 〃	5	345,500	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
特別弔慰金国庫債券	7	168,000	戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法
合　計	14	713,500	

引揚者に対する援護措置として，えびの町真幸地区引揚者会長から，引揚者特別交付金国庫債券の一括買上げについて県および県議会に陳情があり，直ちに大蔵大臣，総理府長官あて災害資金の特別割当を要望した。その結果，災害用買上償還資金1,120万円，一般買上償還資金および一般担保貸付資金279万円が決定されたので，その手続等について指導を行なった。

(3)　住宅復旧資金の融資

県は，被災労働者に対する住宅復旧資金として，県労働金庫に県費1,000万円を3月30日から5月30日まで預託して融資の便を図った。その実績は，個人65件，703万円，団体1件，400万円，計66件，1,103万円にのぼった。

(4)　職　業　相　談

被災地の職業相談に応ずるため，2月27日から3月11日まで現地の災害対策相談所に小林職業安定所職員を派遣し，相談にあたったところ23件の相談があった。

2.　宮崎県社会福祉協議会の措置

(1)　世帯更生資金の貸付

県社会福祉協議会においては，現地に職員を派遣し，2月27日から3月16日まで世帯更生資金の貸付相談を受け，184件，2,107万円の早期貸付を行なった。災害の特殊性から災害資金および住宅資金が主体で，大部分が両者を併用し被災家屋の建築修理にあてられた。その貸付状況は，第4表のとおりである。

第4表　世帯更生資金貸付状況　（単位　千円）

資金別	申込		実績	
	件数	金額	件数	金額
災害資金	125	12,440	101	10,060
住宅資金	99	13,060	82	10,860
更生資金	3	400	1	150
合　計	227	25,900	184	21,070

(2)　臨時福祉施設の設置

県社会福祉協議会は，日本自転車振興会から補助金675万円の交付を受け，被災地に次のとおり福祉施設を設置し，その運営をえびの町社会福祉協議会に委託して住民の福祉を図った。

岡元臨時（へき地）保育所　　240万円

共同浴場（水流，内野2か所）	165万円
緊急避難所（向江2か所，川原1か所　計3か所）	240
援護相談所開設費	30

第8節　文　教　関　係

文教施設の災害復旧については，直ちに関係当局において対策がたてられたが，県教育委員会も現地指導等を行ない復旧の促進を図った。これと並行して，文部省に対し災害復旧事業として，認定されるよう申請するとともに，関係機関へ援助，協力を要請した。

これに対し文部省では，4月3日から5日までの3日間にわたり災害査定を実施された。

とくに被害の大きかった真幸小学校については，授業再開を急ぐため応急仮設校舎としてプレハブで，30教室，便所3棟の建設について文部省の内諾を受け，直ちに着工し，4月8日完成した。

同校の校舎復旧については今後の地震災害を考慮し，耐震的構造とするよう，地元および県の強い要望の結果，災害査定によりこれが認められた。町は，9月18日に入札，契約を行ない復旧工事に着手し，44年3月25日完成を目ざしている。

真幸中学校をはじめその他の学校の復旧については，4月3日からの査定後，直ちに着工し，6月30日に完成した。

なお，高架水槽についてはコンクリート製円筒型の筒を用いていたが，原形復旧では再度災害が発生するおそれがあるため，鉄骨造りとして復旧した。

これらの復旧状況は，次表のとおりである。

小中高校災害復旧事業計画

（単位　千円）

区分 / 学校	全体復旧計画		昭和43年度実施	
	校数	金額	校数	金額
小学校	10	109,406	10	109,233 (109,406)
中学校	5	9,070	5	7,964 (9,070)
高校	3	3,350	3	3,350 (3,350)
合計	18	121,826	18	120,547 (121,826)

（注）昭和43年度実施金額のうち（　）内は国庫補助対象金額である。

第9節　その他の措置

1.　県税の徴収緩和措置

(1)　納期限等の延長

地方税法第20条の５の２の規定および宮崎県税条例第22条の規定に基づき，えびの町の全域を指定して県税に係る申告，申請，届出その他書類の提出，納付または徴収に関する期限が地震発生の日から４月21日までの間に到来するものについて，その期限を４月22日まで延長，さらにその期限を５月25日に延長した。

なお，この措置の周知は，地域内に告示写を掲示するほか，広報車の利用およびチラシを配布する等によって行なった。

(2)　県税に係る納税相談および申告相談

納期限等の延長に係る県税の申告，または滞納県税についての徴収猶予，その他の納税方法についての相談を16か所の会場で行ない，被災者の申告および納税についての周知を図った。

(3)　県税の徴収猶予

地方税法第15条第１項の規定に基づき，被災当時滞納していた県税および被災後に生じた滞納について徴収の猶予を行なった。

(4)　県税の減免

宮崎県税条例第23条の規定に基づき，県税の減免を行なった。

なお，この減免の周知については，チラシを配布するほか，被災者に対する減免手続の説明会を13か所の会場で行なった。

2.　町税の徴収緩和措置

(1)　納期限等の延長

昭和42年度固定資産税第４期分の納期２月28日を，３月31日まで延長するとともに，住民税等の申告期限３月15日を，国，県，町の三者で協議し，４月22日まで延長，さらに３月25日の地震発生に伴い，これを５月25日まで再延長した。

これらについては，各区長および分区長へ文書をもって通知し，それぞれ住民へ周知徹底するよう措置した。

(2)　町税の減免

町税（町民税，固定資産税，国民健康保険税）の減免については，３月21日に臨時町議会を招

集し，「えびの地震災害による被害者に対する町税の減免に関する条例」を制定し，被災者に対する減免を実施した。

これについては，各区長，分区長へ文書で通知し，被災者へ周知させるとともに，町税減免申請書と，り災者名簿に基づいて，家屋 4,408 棟，土地15*ha*，償却資産70件の災害減免調査を行なうなど必要な措置を講じた。

3. 県立高等学校授業料の減免措置

地震の被害により生活困窮におちいった家庭の生徒については，「えびの地震による授業料の減免の取扱要領」を定め，次のとおり授業料の減免を行なった。

学校名	第1次（S.43.2.1～S.43.7.31）				第2次（S.43.8.1.～S.44.3.31）			
	申請人員		認可人員		申請人員		認可人員	
	全日	定時	全日	定時	全日	定時	全日	定時
小林高校	53		40		16		15	
小林工業〃	15		13		10		10	
小林商業〃	6		6		1		1	
高原畜産〃	9	2	8	2	9		9	
飯野〃	18		17		14		13	
高鍋農業〃	4		4					
合計	105	2	88	2	50		48	

〔参考〕　第1次（S.43.2.1.～S.43.7.31）の期間減免を行ない，なお引き続き生活困窮な生徒については，第2次（S.43.8.1.～S.44.3.31）の減免を行なっている。

（資　料）

○えびの地震による授業料減免の取扱要領

1. 地震の被害を受けたため，生活困窮となり，生徒の学資支弁に困難である家庭の生徒については，授業料の減免措置をとる。
2. 上記授業料の減免措置については，従来の選考基準に照し，学校長は，当該生徒の保護者の地震罹災を証明するもの，ならびに当該保護者の昭和42年度所得証明書（市町村長）を添付のうえ所定の様式により申請すること。

○教育委員会選考基準

家計の状況により，とくに必要があると認められる者とは，主として次の者をいう。

1. 生徒が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者，またはこれに準ずる程度に困窮していると認められる者と生計を一にするとき。
   (1) 両親のない者
   (2) 母子家庭
   (3) 両親が病弱で就労できない者
   (4) 就学児童が多い家庭
   (5) 父が出稼により行方不明の者
   (6) 下宿をしている者，または通学費の嵩む者
   (7) 生徒の保護者が，火災または風水害等により災害を受け，生計に重大な支障を生じたとき。

第5章　消防団の活動

第5章　消防団の活動

1.　消防団の出動と応急対策

2月21日8時51分，震度5の強震発生，1～2分後に「京町警察官派出所裏の住家が火事」の通報を受けた地元真幸地区の第3分団第2部は直ちに消防ポンプ自動車を，同分団第1部および第5部は，可搬動力ポンプをもって火災現場へ急行した。

一方，町役場（加久藤地区）で執務中の消防係長は，火災発生の報を受けるや，直ちに消防団本部所属の指揮車で現地へ急行した。

火災は，真幸地区向江の木久田宅で，50kgＬＰガスボンベが震動のため転倒し，配管取付部のパイプが離脱したため，ガスが洩れ，たまたま炊事場で使用中の石油コンロの火によって引火したが，同家族の者がいちはやくボンベの元栓をしめると同時に，家庭用消火器で消火し，消防団がかけつけたときは，柱，壁および天井の一部を焦がした程度でほぼ鎮火していた。消防団は残火整理を行なった後，全員を真幸支所に集結させ，今後予想される地震発生による火災を未然に防止するため，各団員に対しそれぞれ受持地区の住家を巡回し，「コタツ，ストーブの使用中止およびＬＰガスボンベの元栓をしめる。」ことを指導し，確認するよう指示するとともに，広報車による広報を開始した。

広報中，10時45分震度6の烈震が発生，この地震動のため，真幸地区京町，黒松旅館応接室の石油ストーブが転倒し，じゆうたんに燃え移ったが，従業員と付近にいた人の知らせで，隣接の松田石油店の店主が自己の消火器を持参し，消火にあたったため，消防団員がかけつけた時には床の一部と柱，天井および壁の一部を焼いた程度で鎮火した。

地震による被災地域が真幸地区に限られていることから，第1分団（飯野地区）においては，所属の消防ポンプ自動車5台（第2部，第4部，第7部，第9部，第13部）を主勢力とし，消防団員も170人を配置した。第2分団（加久藤地区）においては，第7部の消防ポンプ自動車1台をはじめとして，第1部から第6部，第11部，第12部の各団員130人が京町地区に集結，また，第3分団（真幸地区の第1部から第11部）は，被害を受けた団員ばかりであったにもかかわらず，150人が出動し，広報，避難誘導等に従事した。

11時30分，第1，第2，第3分団の正・副分団長を真幸支所に集め，応急対策についての協議を行なった。この結果，さらに発生する地震に対処するため，次の事項について第3分団を中心

に第1，第2分団の人員および機動力をもって真幸地区の各戸を巡回することとし，直ちに各団員にその実施を指示した。

(1) 火気の使用は原則として禁止すること。

(2) ＬＰガスボンベの元栓を確実にしめること。

(3) 老令者，幼児および病人等の避難を早急に完了すること。

(4) 避難誘導と部落の警戒にあたること。

(5) 人心不安を取り除くための広報活動にあたること。

これらの指示を受けた各団員は，昼食もとらずうち続く地震のなかで全力をあげてこれに従事した。

被災者の避難先は，真幸中学校体育館，部落の公民館および消防団詰所のほかは，ほとんどが親類，知人をたよったので，団員はそれへの誘導にあたった。その際団員のなかには自己の車で安全地区へ輸送した者もあった。また，避難所設置のため，トラック4台で学校等にある天幕を借り集め，真幸地区内の広場5か所(矢岳荘前，京町駅前，慰霊塔前，真幸中学校，山下製材所)に53張を仮設し，これへ誘導，避難させた。さらに夕食の炊出し等の都合から，できるだけ飯野公民館へ避難するよう広報，誘導するとともに避難者の確認をも行なった。

真幸地区上水道破壊による断水のため，16時ダンプカー3台に中継水のうを積み，真幸小学校の井戸および同町西長江浦の湧水池から飲料水を運搬，被災者への給水を実施した。

21時30分ごろ，京町共立病院から入院患者の避難援助要請があったので，第3分団の団員約30人を派遣，同病院前広場に天幕5張を避難所として仮設し，寝台を入れ重症患者を移した。

夜間警戒，不測の事態発生に万全を期するため，各分団ともそれぞれの団詰所に全員を待機させ徹宵勤務を行なった。

翌22日，地震はなお続き，ときおり強震と思われる地震が地鳴りとともに発生するため，第3分団員のうち被災者を除いた85人と，第1分団員170人，第2分団員110人を動員し，警戒体制をとり警戒にあたったほか，給水，道路の応急復旧（県小林土木事務所施工の県道えびの真幸線の応急工事に約30人協力），避難者用天幕の設営および避難誘導にあたった。

23日から25日にかけても，地鳴りを伴う地震が発生，このため引き続き団員を動員し，避難誘導，警戒にあたるとともに，とくに次の対策を実施した。

(1) 天幕の避難所は風除けのため，ビニールで囲ってあり，しかも厳寒で炭火を使用していることから，ガス中毒患者等が発生しているため，換気に十分注意するよう広報した。

(2) 物見遊山的な見物者が多く，関係機関の応急対策の実施に支障があるので，警察当局とと

もに，被災地への関係者以外の立入禁止を行なった。

(3) 今後さらに地震のため倒壊するおそれのある家屋のうち，とくに道路沿いにあるものなど，災害拡大の危険性がある家屋は取りこわし，跡かたづけを行なった。

3月25日，震度5の地震が深夜に発生，各団員は，直ちに所定の部署につき，避難誘導，巡回警戒等にあたり，1件の火災も，事故もなく任務を遂行した。

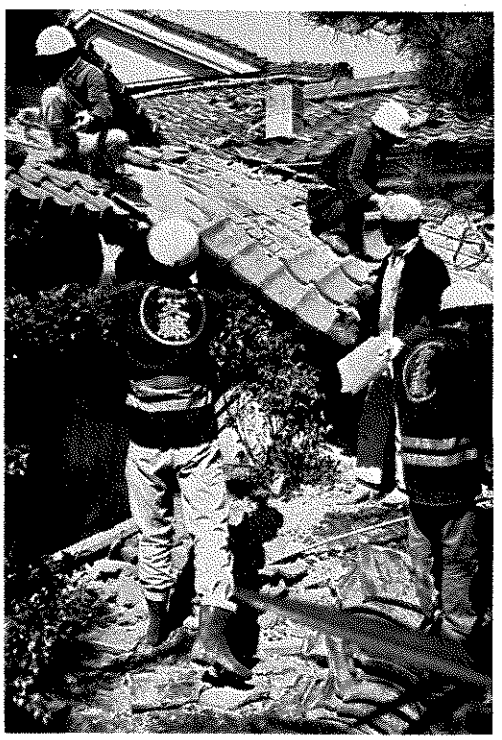

被災住宅の跡かたづけをする消防団員

2. 復興対策

2月27日，町役場において，副分団長以上の幹部会を開き，応急対策についての反省および消防団としての今後の対策について協議し，その意向を町長へ伝えた。さらに3月3日にも消防団幹部会を開催して，町から要請のあった今後の復興対策について協議した。その結果，溜池の決壊防止，倒壊建物の整理を4日から14日までの間に実施することに決定した。なお，団員の動員については，全半壊の被害を受けなかった団員を対象とし，各人2日間出動することにした。

決壊防止の必要な溜池は，上島内の入佐溜池と下浦の溜池であり，両溜池とも，堰堤に亀裂が入り決壊の危険があったので，土のう等によって補強した。倒壊建物の整理は，公共的建物のみとし，真幸小学校の被災校舎の取りこわし，跡かたづけ，およびプレハブ教室建設用地の整地ならびに岡元保育所の跡かたづけを行なった。なお，消防団員の出動状況は次表のとおりである。

3. その他

消防団員の出動状況

月　日	出動人員	月　日	出動人員
2.21	480	3. 3	12
22	385	4	130
23	390	5	107
24	245	6	86
25	195	7	121
26	6	9	162
27	5	14	126
28	4		
3. 1	9		
2	6	計	2,469

真幸地区は甚大な被害を受けたが，地震につきものといわれている火災は，幸いにして2件のボヤのみで大事にいたらなかった。これは，昭和42年11月から地震直前の1月にかけて，各家庭に対し有線放送および広報紙をもって「ガス使用後は必ずボンベの元栓をしめること」を強調したこと，また町主催により真幸地区で大火災を想定した消防訓練（消火，避難）を実施するとともに，各部ごとに消火器の使用訓練を行ない，さらに団員の協力のもとに，各家庭に消火器を備えつけさせたこと，毎年春秋2回の火災予防運動の行事として，各戸の防火査察等，火災の予防と消火訓練の指導を行なったことが原因と思われる。

なお，このたびの消防団の活動に対し，消防庁長官および宮崎県知事から，防災功労表彰を受けたが，今後とも消防団長以下一致団結して防災業務にさらに万全を期している。

第6章　予　防　対　策

第6章　予防対策

第1節　住宅の補強

被災住宅の補強については，地震が長期にわたって続発している状況にかんがみ，人心の安定を図る必要から，国に対して家屋の補強に要する経費について高率の補助措置を講ずるよう鹿児島県と一体となり要請を行なってきた。この結果6月28日，激甚法に準ずる措置の一つとして，補強材の補助措置が決定した。これに基づき，7月29日消防庁において「被災住宅補強資材費補助金交付要綱」が定められた。

本要綱に基づく補強事業は，被災住宅の倒壊と火災を未然に防止することにより，住民の生命，身体，財産を保護するため，被災者のうち，生活保護法の要保護者および特定の資産のない母子世帯，身体障害者等，その者が自からの資力で補強できないと知事が認めた者に対して，被災住宅の補強を行なうものである。

これに伴い，県は9月補正予算において，本事業に要する経費508万円を県議会に上程可決し，早急に上記被災者の住宅補強を実施のうえ，災害予防対策を講じた。

本事業の実績は，第1表および第2表のとおりである。

第1表　住宅補強の状況

世帯の内訳	棟数	世帯数	国有林材（素材）所要量	左の製材数量
			m^3	m^3
要保護世帯	23	23	6.469	4.7440
身体障害者世帯	17	17	4.781	3.5064
老令者世帯	81	81	22.781	16.7071
母子世帯	45	45	12.656	9.2817
低所得者世帯	754	754	212.054	155.5200
合計	920	920	258.741	189.7592

第2表　事業費精算状況

区分	事業費	財源内訳		
		国庫補助	県費	町費
	円	円	円	円
原木費	3,921,000	1,960,500	980,250	980,250
運搬加工費	1,034,963	—	517,481	517,482
合計	4,955,963	1,960,500	1,497,731	1,497,732

（資　料）

被災住宅補強資材費補助金交付要綱

（趣　旨）

第1条　えびの・吉松地区地震による被災住宅の倒壊と火災の発生を未然に防止し，もって住民の生命，身体，財産を保護するため，自治大臣は，第2条に定める事業を行なう宮崎県，鹿児島県（以下「県」という。）に対し，予算の範囲内において，補助金を交付するものとし，その交付に関しては，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）および補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第2条　補助金の交付の対象となる事業は，県が次条に定める被災住宅の補強に必要な国有林材を国有林野事業特別会計から譲り受ける事業（以下「補助事業」という。）とする。

（被災住宅の定義）

第3条　被災住宅とは，地震による被害程度が半壊には達しないが，今後，強い地震によって倒壊するおそれがあるので補強する必要があると認められる家屋のうち，生活保護法の要保護者および時定の資産のない母子世帯，身体障害者等その者が自からの資力で補強できないと宮崎県知事または鹿児島県知事（以下「知事」という。）が認めるものをいう。

（補助率）

第4条　補助率は，国有林材の譲り受け価格（土場渡し価格）の2分の1以内とする。

（交付の申請）

第5条　知事は，この要綱に定める補助金の交付を受けようとするときは，被災住宅補強資材費補助金交付申請書（別記様式第1号）を昭和43年8月17日までに提出しなければならない。

2　前項の申請書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資力のない事由等を記載した書類（別記様式第2号）

二　予算書の抜すい

三　その他必要と認める書類

（補助の条件）

第6条　知事は，補助金の交付の決定があった後において，補助事業の内容の変更をする場合には，あらかじめ自治大臣の承認を受けなければならない。

2　県は，国有林材を譲り受けたときは，被災住宅の補強をすみやかに実施しなければならない。

3　知事は，被災住宅の補強を完了したときは，完了した日から1か月以内に被災住宅補強完了報告書（別記様式第3号）を自治大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条　知事は，補助事業が完了したときは，遅滞なく，被災住宅補強資材費補助事業実績報告書（別記様式第4号）を自治大臣に提出しなければならない

2　前記の実績報告書には，次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　補助事業に関する契約書写し

二　検収調書

三　補助事業に関しての支払いを証する書類写し

四　その他必要と認める書類

（以下様式は省略）

第2節　危険住宅の移転

2月21日，22日，3月25日と前後5回に及ぶ震度5以上の地震により，多数の住宅が全壊または半壊した。またシラス山も全面的に崩壊し，それに加え，なお震度4以下の地震が地鳴りとともに連日継続したので人心の動揺がはなはだしかった。

とくに，被害のひどかった弊田，柳水流をはじめ，山添いに飯野にいたる間および川内川を隔

第2節　危険住宅の移転

てた西川北方面の山ぎわにある家屋は，今後の地震や大雨のためシラスのがけくずれが起こり家屋埋没の危険性があった。

3月29日から3日間，現地調査を行なった政府派遣の，えびの・吉松地区地震総合技術調査団の報告書によると，建築物班は「シラス台地におけるがけの直上直下に建築物を建設することは避けたい。できれば代替地への移転なども考慮してよいのではないか。」と述べ，また治山砂防班は，「今後の梅雨，台風期の降雨による崩壊の新生，拡大と流出土砂の増大する可能性があり，また土石流発生の危険もある。これは，人命，住家，農地等に大きな影響を及ぼすものと思われる。」と指摘している。

このような情勢下で，危険地区の住民の一部から住宅移転の希望があり，町長あて移転費助成の要望があった。この要望は町長から知事あて提出された。県では実態調査のため宮崎大学工学部土木工学教室の藤本広助教授に調査を依頼したところ，5月9日から11日まで3日間現地調査を実施，報告書が提出された。調査家屋数は106戸でこれを部落別に分けると次のとおりである。

部落別調査戸数

地区名	部落名	要移転戸数	地区名	部落名	要移転戸数
真幸	弊田	21	加久藤	麓	2
	柳水流	19		榎田	7
	西川北	21		西長江浦下	5
	亀沢	20	飯野	麓	5
	上浦	1		山内	3
	中内竪	1		大明司	1
			合計		106

また，これを危険度別に分類すると次のとおりである。

危険度別戸数

A	早急に移転を必要とするもの	24戸
A—(B)	AとBの中間的なものでAに準ずる	27
B	適当な対策工事を施せば移転しなくてよいもの	23
B—(C)	BとCの中間的なものでBに準ずる	14
C	直接の危険性はないが全く安全ではないもの	19
D	移転の必要性がないもの	1
	計	106

この調査結果を基にして，国に対し「危険地域における集団移転に対する助成」を要望したが，従来から国としては個人災害に対する助成は取り上げない方針を堅持しており，折衝は容易に進

まなかった。

5月末ごろになると，106戸のうち集団移転を希望する者は20戸となり，残りは各自に移転することを希望するようになった。ところが，集団移転に対して国が助成した例として，新潟方式と伊那谷方式の二つがあることがわかった。そこで，これらの例にならって団地造成による集団移転を希望する20戸のため，造成費についての助成を国に要望した。その結果として6月28日閣議で決定した国の特別措置に盛られた内容は次のようなものであった。

すなわち，町が行なう団地造成事業に対する起債の承認と，団地までの取付道路および水道幹線の½補助であった。しかし個人負担が多額となるため団地造成は実現できず，全面的に個人移転となった。そこで県としては町と協議して，とくに危険と思われる68戸を選び，異例の個人災害補助を行なうことにした。その理由としては，えびの地震が群発性地震であり，国もこれを認めて特別措置（住宅補強材補助等）をしたことによったものである。その内容は次の要綱のとおり町財政を軽減するため，町の補助する金額の½で1戸当たり8万5千円を限度として町に補助するものである。

しかしながら，地震発生当初の人心の動揺は地震の終息とともにおさまり，実際の移転者は2月末現在37戸で，移転先は主として近辺の自己所有地の模様である。

（資　料）

えびの地震に伴う災害危険地域における住宅移転及び消防施設補助金交付要綱

（趣　旨）

第1条　えびの地震は群発性地震であり，国もこれを認めて特別措置をしたことにかんがみ，県としてもえびの地震に限り，当該地区内の災害危険地域における住宅移転の促進及び消防施設の整備をはかるため，予算で定めるところにより，えびの町に対し，補助金を交付するものとし，その交付については補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率）

第2条　前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は，次のとおりとする。

(1)　えびの町が住宅移転に対して補助する場合における当該補助に要する経費（住宅移転戸数は68戸以内とする。）　½以内（ただし，1戸あたり8万5千円を限度とする。）

(2)　水槽付消防ポンプ1台の購入に要する経費（国庫補助基準額による。）　⅙以内

（申請書に添付すべき書類等）

第3条　規則第3条第4号の規定により，補助金交付申請書に添付すべき書類は，えびの町が行なった住宅移転勧告書の写しとする。

2.　規則第3条ただし書の規定により，同条第3号の書類は省略する。

3.　補助金等交付の申請は，昭和43年11月30日までにしなければならない。

（補助金の交付方法）

第4条　この補助金は，精算払により交付する。

（実績報告）

第5条　規則第14条の規定による実績報告は，補助事業実績報告書に次の書類を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日，又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1)　事業実績書

(2) 収支決算書
(3) 契約書写し　　(消防施設のみ)
(4) 国家検定合格証写(　〃　)
(5) 納品証写し　　(　〃　)

(書類の提出部数)

第6条　規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は，それぞれ2部とする。

附　則

1. この要綱は，昭和43年度の予算にかかるえびの地震に伴う災害危険地域における住宅移転及び消防施設整備補助金について適用する。

第1章　県議会の措置

第7章　県議会の措置

1.　県議会の動き

2月21日えびの町および吉松町に発生した地震災害について，県議会は翌22日早朝，議長が現地におもむき，災害視察ならびに被災者の見舞いを行なった。それに引き続き23日には建設，総務警察の各常任委員会が，24日には商工民労企業常任委員会，26日には農林水産常任委員会が，それぞれ現地におもむき，被害の調査を行ない，翌27日全員協議会を開催し，県災害対策本部長から被害の状況ならびに対策について実情を聴取した。

この結果，今回の地震災害が甚大であることにかんがみ，強力な国の救済対策が必要であるとの見地から，3月2日定例県議会の冒頭に「激甚災害特別財政援助法の適用等に関する決議」（資料1）を行ない政府・国会へ強く要望した。

地震発生後，県当局は直ちに災害救助法を適用，現地対策本部を設置し，被災者の救済にあたるとともに，応急復旧に全力を傾注するなど人心の安定に努めていたところ，さらに3月25日震度5の強震に見舞われ被害の度を加えた。

この間，現地を視察した総理府総務副長官，衆参両院の災害対策特別委員，あるいは政府の現地調査団に激甚法の適用を含め，災害復旧について国の施策樹立を強く要望したが，激甚法の適用については県，県議会の努力にもかかわらず政府の基本方針が決定されないという非常に困難な情勢にあった。

2.　特別委員会の設置

以上のような情勢のもとに，議会の内部にあっては，特別委員会設置の声があがり，各党協議の結果「今回のえびの地震が群発性地震で今後も継続的に発生することが予想されること。また，激甚法の適用については強力な政治運動が必要であること。」の意見により，3月30日定例県議会最終日に「えびの地震災害対策特別委員会」を設置するとともに総理府内に「えびの地震対策本部の設置に関する決議」（資料2）を行なった。

3.　委員会の構成

委員長	坂元親男	委員	永崎　公
副委員長	福重寅男	委員	古本十三郎

委　員　小畑九州男
委　員　岩切秋雄
委　員　荻原光治
委　員　関谷春男
委　員　小島三郎

5月臨時議会改選後

委員長　岩切秋雄
副委員長　安井優
委　員　菊池忠雄
委　員　田畑直重
委　員　古本十三郎
委　員　坂下周蔵
委　員　丸山裕三

えびの地震災害対策特別委員会の開催状況

委　員　朝飛四郎
委　員　関谷春男

4.　国の災害対策本部の設置

3月30日，初の特別委員会を開催，鹿児島県議会の特別委員および両県当局と合同陳情することに決定し，急きょ上京した。

陳情の内容は

(1)　政府内に災害対策本部を設置すること。

(2)　激甚法を適用すること。

以上の2点について総理府，国会へ陳情した。その結果，政府・国会においては，今回の災害が各省にまたがっているので，政府の窓口として対策本部を設置する方向で検討を進めていること。激甚法の適用については，対策本部設置後，政府調査団の報告の結果を検討しなければ，結論は出せないこと。

以上のような結果により，4月9日の閣議において総理府内に「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」が設置され，えびの地震の総合的な災害対策が進められることとなった。

5.　激甚法の適用および同法に準ずる措置

特別委員会は，再三委員会を開催，災害の状況ならびに問題点について県当局から実情を聴取するとともに，現地調査を実施した結果，地元えびの町からも強い要望のあった「激甚法の適用

をはじめ国の特別財政援助」を大きな柱として政府・国会へこれが実現のため運動を続けた。

しかしながら激甚法の適用については，「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」において検討された結果，5月28日の国会において「えびの地震については被害地域が局部的であり，被害額が基準に達しない等の理由から適用は困難であるが，これにかわる措置として激甚法に準ずる措置を講じたい。」という総理大臣の答弁によって政府の方針が明確となった。この結果，地元および県，県議会が熱望してきた激甚法の適用はほとんど困難となり，同法に準ずる措置に期待せざるを得なくなった。

このような情勢下，5月16日東北，北海道を中心として広範囲にわたる「十勝沖地震」が発生し，これを契機として，えびの地震災害についても，十勝沖地震と合わせて激甚法が適用されるよう関係方面に要請電報を打つなど一るの望みをかけるとともに知事，議長は十勝沖地震と合わせて激甚法の適用を政府・国会へ強く要望した。しかし政府は「この適用は技術的に困難である。」との見解を示し，その適用はほとんど絶望となった。

特別委員会としては同法に準ずる措置として要望する事項を県当局から聴取し，この要望事項と合わせて同法の指定基準緩和実現のため政府・国会に対し強力に陳情した。

しかし，これらの要望事項について関係各省においては，未だ方針も決定されないという状況にあったので，本県選出の衆参両院議員および鹿児島県選出関係議員に実情を訴え協力を要請した。その間，知事をはじめ県当局の努力と相まって衆参両院災害対策特別委員会の協力もあり，6月28日「えびの・吉松地区地震対策特別措置」が閣議決定された。

6．激甚法指定基準の緩和

この特別措置が決定したものの，県議会特別委員会が要望を続けていた公共土木施設，農地農業用施設，共同利用施設等に対する高率補助，または中小企業に対する金融措置は現時点においては，激甚法指定基準の緩和あるいは特別立法によらない限り不可能となった。

県議会特別委員会が当初激甚法の適用について活動を続けたなかで，現行法では局地激甚災害が適用を受けられないという立法上の矛盾があることを痛感し，この点について政府・国会方面へ指摘してきたが，なかなか実現されない状況にあった。

ところで6月3日衆参両院の災害対策特別委員会においては，えびの地震災害および十勝沖地震災害の実態からして激甚法の適用緩和を骨子とする付帯決議を行なった。これに対し，政府においては，臨時国会に間に合うよう基準の改定をするとの態度を表明した。政府のこのような方針の変更に伴い，6月7日定例県議会において「激甚災害特別財政援助法の適用基準緩和に関す

る決議」（資料3）を行ない政府・国会へさらに強く要望した。

また本問題はひとり本県の問題のみならず，全国共通の問題でもあるので，県議会議長は，8月8日全国都道府県議会議長会に対して，これが実現の働きかけをするとともに北海道，東北，北陸各県議会に対し協力を要請する等，最終的目標である基準の制定に向って運動を続けた。

県議会特別委員会は，本県独自の基準緩和案を聴取し，県当局と緊密なる連係のもとに，とくに本県選出国会議員を先導として政府・国会対策に力を注いだ。

10月8日，参議院，翌9日衆議院の災害対策特別委員会において「激甚法の指定基準を緩和し局地激甚災害にも適用したい。」との田中総理府総務長官の発言によって，本問題に対する明確な政府の方針が示された。

その後，基準の制定については県，県議会ならびに本県選出国会議員の協力によって，11月22日中央防災会議において決定した。

すなはち，えびの地震災害に関しては，公共土木施設災害，農地農業用施設災害，共同利用施設災害について高率補助が適用され，また中小企業関係については金融面の特別措置が講ぜられる等財政負担が大きく軽減されることとなった。

7.　特別委員会の廃止

12月19日に特別委員会の任務が完了したので，定例県議会において廃止した。

今回の政治運動を振り返り感じたことは，災害発生時の県当局をはじめ各関係機関の機敏な活動，その後地元町，県，県議会，県選出国会議員の一体化した活動によって，よく成果をかち得たことであって，本県の努力によって今後全国市町村の災害復旧に，多大の恩恵を与えるにいたったことはまさに画期的な出来事である。

この間，基準改定の推進力となった県当局，政治運動の先頭に立った県選出国会議員および協力された関係各県議会ならびに政府当局の理解に対し深甚の感謝を表するものである。

（資料　1）　　激甚災害特別財政援助法の適用等に関する決議

2月21日以降震度6の烈震をふくむ大地震により，本県えびの町真幸地区一帯に大災害が発生した。

その被害は，住宅，商工業，観光事業施設に壊滅的な打撃を与えるとともに，林地，農地，農林畜産物及び鉄道，道路，上水道，学校等の公共施設に甚大な被害を与え，総額48億余円に達した。

「えびの地震」は，住家連檐の密集地域に集中的に被害を生ぜしめたこと，酷寒，いまだ鳴動の続いていること，及び亀裂崩壊を生じている膨大なシラス山地は降雨期にはさらに大災害を惹起する危険をはらんでいることなどの特殊性があり，罹災地域住民の不安焦燥はまさに極限の状態にある。

災害発生と同時に，県及び町当局は自衛隊の出動を求めると共に，各関係機関と相協力して救援及び応急

対策に日夜努力しているところであるが，大災害の実態にかんがみ県，町によって罹災者の立ち直り及び災害復旧の十全を期すことはとうてい至難の状態にある。

よって，国会政府におかれては，本災害の甚大かつその特殊性に即し，「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用，または特別立法等の特別措置を早急に講じられるよう強く要望する。

以上決議する

昭和43年3月2日

宮崎県議会

（資料　2）　えびの地震対策本部の設置に関する決議

去る2月21日発生のえびの地震により，大災害をこうむった本県えびの町真幸地区一帯は，3月25日再び震度5の強震におそわれ，その被害総額は実に64億余円の巨額に達した。

しかも，なお今日鳴動の続いている状態にあり，罹災地域住民の苦悩は言語に絶するものがある。

これが復旧については，政府の理解はもとより，県，町，その他関係機関あげて懸命な努力をしているところであるが，さらに強力な総合的救済復旧対策が強く望まれるところである。

よって，政府においては，総理府内に「えびの地震対策本部」を設置し，復旧対策の万全を期されるよう要望する。

以上決議する。

昭和43年3月30日

宮崎県議会

（資料　3）　激甚災害特別財政援助法の適用基準緩和に関する決議

先般のえびの地震により，本県えびの町真幸地区一帯に発生した災害は甚大なるものがある。

災害発生と同時に，県及び町においては各関係機関と相提携して災害復旧に日夜渾身の努力をしているが，その十全を期すことはとうてい至難な状態にある。

よって政府においては，かかる局地における激甚災害に対しても「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用するよう適用基準の緩和を行なうとともに，えびの地震災害に対してもこの適用方を強く要望する。

以上決議する。

昭和43年6月7日

宮崎県議会

第 8 章　政府・国会に対する要請

第8章　政府・国会に対する要請

第1節　陳　情　要　望

1.　政府・国会との折衝

県は2月21日，地震発生後直ちにえびの町に対し災害救助法を適用，災害対策本部を設置し，被災者の救助に全力を傾注するとともに，うち続く地震に不安動揺している人心の安定を図るため，黒木知事は23日，緊急電話で気象庁長官に対し，地震観測体制の強化を強く要請した。

続いて25日，加藤副知事を上京させ，政府・国会に被害状況を説明し，当面の応急対策ならびに復旧対策についての援助を要望した。

さらに28日，黒木知事は各般にわたる政府の援助を要請するため急きょ上京し，県選出国会議員ならびに川越県議会議長の参集を求めて協議を重ね「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）」の適用をはじめ，各省庁に対する14項目の要望事項の実現方について協力を求めるとともに，政府・国会に対しその実現方を強く要請した。

さらに被害の細部調査が進むにしたがい，その対策について，知事をはじめ県首脳部は政府・国会に対し，総合技術調査団の派遣，公共施設等の早期復旧ならびに国庫補助率の引上げ，住宅対策，農業者および中小企業者に対する金融対策，国有林材の売払い，地震観測施設の設置，地質構造調査の実施ならびにその早期実現を図つた。また，激甚法の適用が困難な情勢となったので，これにかわる措置として同法に準ずる措置ならびに同法の適用基準緩和を重ねて強く要望した。

保利建設大臣および宮沢経済企画庁長官に陳情する黒木知事

また4月2日鹿児島県，えびの町ならびに吉松町と協議して，災害復興の迅速な推進を図るため「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」（第4章第1節参照）を設置し，両県合同の要望書を作成した。その内容は，政府の災害対策本部設置など27項目にわたるもので，その実現について政

府・国会に強力な陳情を続けた。

2月21日の災害発生直後から，最終目標の局地激甚災害指定基準が，11月22日に制定されるまでの長期にわたる県首脳部の陳情折衝経過は次のとおりである。

なお政府・国会に対する要望書は，状況の変化により修正したものも含めて12種類にも及び，最終的には鹿児島県との合同陳情の形をとった。その内容は資料1のとおりである。

県首脳部の陳情折衝経過

2月25日　加藤副知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

2月25日　土木部長は建設省へ公共土木施設被害および建築物被害報告，ならびに復旧促進について陳情のため上京

2月27日　林務部長は農林省へ林業関係被害報告，ならびに対策打合せのため上京

2月28日　黒木知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

3月20日　黒木知事は科学技術庁へ地質構造調査の実施，東大地震研究所へ霧島火山観測所鰐元分室の設置，および政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

3月31日　教育長は文部省へ文教施設災害復旧促進陳情のため上京

4月3日　加藤副知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望および気象庁へ恒久的地震観測施設の設置，科学技術庁へ地質構造調査の実施を要望のため上京

4月5日　黒木知事は総理府へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

4月9日　黒木知事は工業技術院と国立防災科学技術センターへ地質構造調査の実施，運輸省へ恒久的地震観測施設の設置および政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

4月10日　民生労働部長は厚生省へ緊急避難所建設特別承認要請のため上京

4月10日　林務部長は農林省へえびの地震災害緊急治山事業折衝のため上京

4月10日　衛生部長は厚生省へ衛生関係災害予算折衝のため上京

4月15日　土木部長は建設省へ被害状況報告ならびに緊急査定陳情のため上京

4月20日　総務部長は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

4月24日　教育長は文部省へ文教施設災害復旧促進陳情のため上京

4月24日　黒木知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

5月2日　林務部長は農林省へ林業災害復旧関係予算折衝のため上京

5月13日　黒木知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

5月14日　総務部長は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

5月15日　土木部長は建設省へ第2次査定復旧促進陳情のため上京

5月23日　黒木知事は政府・国会へ「えびの地震災害対策」陳情要望のため上京

6月12日　総務部長は政府・国会へ「激甚法に準ずる措置」について陳情要望のため上京

6月23日　黒木知事は政府・国会へ「激甚法に準ずる措置」について陳情要望のため上京

8月7日　土木部長は建設省へ災害復旧関係予算折衝のため上京

10月7日　石井出納長は衆参両院災害対策特別委員会に対し「えびの地震災害対策」要望のため上京

10月17日　黒木知事は政府・国会へ「局地激甚災害指定基準制定」について陳情要望のため上京

10月24日　総務部長は政府・国会へ「局地激甚災害指定基準制定」について陳情要望のため上京

11月8日　黒木知事は政府・国会へ「局地激甚災害指定基準制定」について陳情要望のため上京

11月14日　黒木知事，総務部長は政府・国会へ「局地激甚災害指定基準制定」について陳情要望のため上京

第1節　陳　情　要　望

現今の地方財政では，災害復興についての国への依存度が高く，政府・国会に対する陳情，折衝がきわめて重要な意義をもっているので，県では県議会，県選出国会議員ならびに鹿児島県と緊密な連絡をとりつつ強力な運動を行なった。

その結果，地震発生後間もない2月25日，県現地対策本部内に気象庁，東大および京大を主体とする「えびの地震総合観測班」が設置された。また，3月にはえびの町岡元小学校敷地内に東大地震研究所霧島火山観測所岡元分室が，4月には同町の真幸老人ホーム敷地内に気象庁の地震計（自動地震計数器）が設けられるなど，地震観測体制の強化が図られた。

続いて3月29日から1週間，関係分野の専門家をもうらした政府調査団が派遣され，えびの・吉松地区の地震，地質，建築物，治山，砂防についての調査が行なわれ，災害復旧の基本的方向が示された。このような科学技術関係者のみの調査団の派遣を要請し，その実現をみたのは，画期的なことである。

この調査結果に基づいて，4月9日総理府内に「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」が設置され，政府関係各機関のとるべき対策を総括検討する機関として重要な役割を果すことになった。

その間，総理府総務副長官ならびに農林，建設両政務次官をはじめ各省庁の係官が来県し，被害調査を行ない応急対策ならびに復旧対策について指導され，その促進を図られた。

さらに6月28日「激甚法に準ずる措置」の決定，ついで，11月22日「局地激甚災害指定基準」の制定など，画期的な政府の施策が相次いで措置され要望の大半が実現した。

この結果，住宅の補強，集団移転地造成に対する助成，中小企業者等に対する利子の引き下げなどの救済措置が講ぜられた。また公共土木施設，農地・農業用施設，共同利用施設災害について高率補助が適用され，えびの町の財政負担が大きく軽減されることになった。

また一方，県においても同町からの要望もあり，被災農家，被災中小企業者に対する金融対策，住宅の補強および移転ならびに各種施設の復旧事業に対する補助等の特別措置を講じ，災害復興の促進を図った。

（資料　1）　　えびの・吉松地震災害に関する要望書

宮崎県えびの町，鹿児島県吉松町における群発地震は2月21日の烈震（震度5および6）以来減少の傾向をつづけてきましたが，3月25日0時59分および1時21分，三たび震度5の強震におそわれ復旧にむかっていた被災地は，再び大きな災禍に見舞われました。県，町その他関係機関は，再度の災害に対し，一体となり，日夜を徹して災害の救助に懸命の努力をいたしております。これが復興につきましては，さきに，種々御要望をお願い申しあげ，各般にわたる御高配を賜わり諸対策を講じて参りましたが，えびの・吉松両町のたびかさなる災害の復旧につきましては，国の絶大なる御援助がない限り復興は到底困難な状況にあります。

つきましては，国におかれてはこの実情をじゅうぶ

ん御賢察いただきつぎのような事項について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用又は特別の財政措置について格別の御配慮を御要望申し上げます。

記

1　総理府関係

(1)　えびの・吉松地区地震対策の推進について

政府においては，えびの・吉松地区地震対策に本格的に取り組む機構として「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」を設置されたことに対し，深く感謝申しあげます。ついては今後この協議会において早急に諸対策を推進されるよう格別の御高配かた重ねてお願い申しあげたい。

(2)　「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（激甚法）の適用又は特別財政措置について

今回の「えびの地震」災害は，住宅および公共施設を主とし局地に集中して激甚な災害が発生しているため激甚法の適用方を講ぜられたい。また，今後長期にわたり大地震発生の危険が予想され，極度の社会不安を与えていること等から激甚法の適用措置で，援助できない各種の要望については，特段の御配慮をもって特別に財政援助措置を講ぜられたい。

2　文部省関係

(1)　危険校舎等改築について

今後の地震発生に対する児童生徒の安全確保のため，被災校の危険建物を早急に耐震性の高い鉄筋校舎に改築することとし，その建設については国庫負担率の引上げ及び起債について特別の御配慮を願いたい。

1．対　象　校　宮崎県えびの町　真幸小学校
　　鹿児島県吉松町　吉松中学校
2．改築面積　4,482㎡
3．改　築　費　120,655千円
4．補助要望額　107,681千円
　その他　12校
　(1)　改　築　費　17,291千円
　(2)　補助要望額　14,517千円

(2)　プレハブ校舎の建設について

危険校舎では，授業が実施できない状態にあるので，プレハブによる応急仮設校舎の建設については，高率補助の措置を講ぜられたい。

1．対　象　校　宮崎県えびの町　真幸小学校
　　鹿児島県吉松町　吉松中学校
2．建設面積　2,972㎡（36教室 便所3棟）
3．建　設　費　21,111千円
4．補助要望額　18,872千円

3　厚生省関係

(1)　水道施設復旧に対する国庫補助の高率適用について

水道施設は多大の被害をうけ，断水あるいは，汚だく等により給水不能のため，復旧工事費について高率補助の措置を特別に講ぜられたい。

1．事　業　量　水源施設，揚水施設，緩速ろ過器，導水管，送水管，その他
2．復　旧　費　54,618千円
3．補助要望額　43,694千円

(2)　緊急避難所（プレハブ）の設置について

プレハブによる緊急避難所の設置については，格段の御配慮をいただき被災住民は感謝しているところである。この避難所は長期間にわたり地震におびえている被災住民の人心安定対策としてきわめて有効適切な施策と思考されている。

ついては，今後も民心の安定を図るため，この施設の積極的な推進とあわせてこの設置についての国庫補助率の引き上げについても特段の措置を講ぜられたい。

1．建設戸数　54戸
2．建　設　費　25,628千円
3．補助要望額　15,376千円

(3)　環境衛生金融公庫融資改正要綱の早期実施と貸付金利の低率適用ならびに融資対象業種の拡大について

昭和43年度から「環衛公庫融資」要綱の改正により，環境衛生関係営業に対する融資が一元化され，融資対象施設も大巾に拡大されることになっているが，えびの・吉松地震災害に対しても遡及して早急に実施されるとともに全融資対象施設に特別低利の措置を講ぜられるよう御配慮願いたい。

1．融資要望件数　122件
2．融資要望額　366,000千円

4　農林省，林野庁関係

(1) 主務大臣指定施設（災害）資金および農業近代化資金ならびに共同利用施設（災害）資金融資枠の増額と主務大臣指定施設（災害）資金貸付限度額の引上げについて

今回の地震は主に施設の損壊であるが，被災施設の復旧等には多額の経費を要するので，融資枠の増額をはかるとともに，主務大臣指定施設（災害）資金については貸付限度額を現行の20万円から50万円以上に引上げ農家の生産基盤の確立をはかられるよう特別の措置を講ぜられたい。

1. 主務大臣指定施設資金　107,787千円
2. 農業近代化資金　195,868千円
3. 共同利用施設資金　23,990千円

(2) 自作農（災害）資金融資枠の拡大と貸付限度額の引上げについて

被災地農家の経済状態は劣悪な条件下にあって，多額の負債をかかえ，その経営は極めて不安定な状態にある。更に今回の災害により施設等の復旧に多額の経費を要するので，融資枠を増額するとともに貸付限度額を現行の50万円から100万円以上に引上げ，農家の生産基盤の維持をはかられるよう特別の措置を講ぜられたい。

自作農資金融資要望額　355,000千円

(3) 農林漁業金融公庫資金の既往借入金の条件緩和について

今回の地震で農家は施設等の復旧費がかさみ，さらに災害による収入減により，営農資金はもとより既往借入金の償還に難渋しているので，既往借入金の償還等について特別の緩和措置を講ぜられたい。

えびの・吉松地域の貸付残　467,937千円

(4) 農地および農業用施設災害の早期復旧について

今回の地震により，農地および農業用施設は，甚大な被害を受けたが，水稲の植付期を間近に控えているので，緊急な復旧をお願いするとともに，被災地は特殊土壌地帯であるため，梅雨等により，さらに二次災害を誘発するおそれがあるので，これらの箇所についても早急に復旧できるよう，特段の処置を講ぜられたい。

なお，施設の復旧については，原形復旧でなく，耐震性の構造として実施できるよう格別の御配慮を願いたい。

1. 復旧費	(か所)	(金額)
(1) 農地	12	10,000千円
(2) 農業用施設	171	354,951千円
計	183	364,951千円

2. 補助要望額
   (1) 農地　8,900千円
   (2) 農業用施設　329,451千円
   計　338,351千円

(5) 林地および林業施設災害の早期復旧について

被災地は，シラス特殊土壌地帯で人命，財産等に直接被害を与えるところが多数発生しているので，その早期復旧をはかるため，治山事業の全体枠を早急に確定するとともに，初年度の補助枠の拡大について特別の御配慮を願いたい。また，林地崩壊防止事業を適用し，予算措置をいただくようお願いする。

1. 復旧治山事業（含特殊緊急治山事業）
   (1) 事業量　123か所
   (2) 復旧費　1,179,370千円
   (3) 補助要望額　786,213千円
2. 林地崩壊防止事業
   (1) 事業量　30か所
   (2) 復旧費　30,000千円
   (3) 補助要望額　15,000千円

(6) 住宅等の復旧に要する国有林材の売払いについて

被災住宅の復旧は急を要し，大量の資材を必要とするので，復旧に必要な木材の価格の安定をはかり供給を円滑にするために国有林材の売払いについて特別の措置を講ぜられるとともに手続きの簡素化等について格別の御配慮を願いたい。

5　大蔵省，通商産業省関係

(1) 特別資金わくの設定と特別低利の実施について

政府系金融機関（中小公庫，国民金融公庫，商工組合中央金庫）の特別資金わくの設定と現行基準利率を極力低利に引き下げられるよう考慮されたい。

なお，被災中小企業に対する資金について利子補給制度を考慮されたい。

1. 融資要望額
   (1) 国民金融公庫　230,000千円
   (2) 中小企業金融公庫　250,000千円
   (3) 商工組合中央金庫　200,000千円

計　　680,000千円

2. 年利率の引下げおよび据置期間の延長

（年利率）　（据置期間）

(1) 国民金融公庫8.2%を6.5%に 1年を2年に

(2) 中小企業金融公庫　〃　　—

(3) 商工組合中央金庫 8.6%を { 3年間6.5%に / 7年間8.4～8.6%に }

(2) 債務決済期間の延長について

被災中小企業者と取り引きのある政府系および民間金融機関に対する債務の決済期間の自動的延長をはかられたい。

えびの町地域中小企業者の政府系金融機関からの債務額　28,578千円

(3) 中小企業信用保険公庫貸付金の増額について

信用保証協会が実施する災害特別保証について，保証料低減に必要な経費に当てるため，信用保険公庫の貸付の増額措置を講ぜられたい。

信用保険公庫の貸付金増額　60,000千円

(4) 中小企業に対する税の軽減措置について

り災中小企業者に対する各種国税の減免措置および納期限の延長等について特別措置を講ぜられたい。

6　運輸省（気象庁）関係

(1) 地震観測施設の設置について

「えびの地震」の特殊性にかんがみ，えびの吉松地区一帯の地震観測体制を整備強化し，引き続き観測を実施するため恒久的地震観測施設を設置されるよう特別の御配慮を願いたい。

(2) 地震予知対策の早期確立について

近年，新潟，松代，えびの等，大地震が相つぎ，被災地の住民はもとより，国民の地震予知に対する期待は大なるものがある。

国におかれては，地震の研究に日夜努力されその成果を収められつつあるが，地震の予知は，いまだ科学的に未解明の分野が多く極めてむづかしいといわれている。

ついては，国民の要望にこたえ，国家的な見地から，早急に地震予知対策の確立をはかられるよう特段の御配慮を願いたい。

7　建設省関係

(1) 公共土木施設災害の早期復旧について

被災地域の交通確保，産業経済，民生安定上緊急に復旧をはかる必要があるので，従来の3か年乃至4か年計画を単年度または2か年で復旧するよう国庫負担金の配分について特別の御配慮を願いたい。

1. 県　工　事

(1) 事　業　量　　87か所

(2) 復　旧　費　　306,294千円

(3) 補助要望額　　204,245千円

2. 町　工　事

(1) 事　業　量　　214か所

(2) 復　旧　費　　482,144千円

(3) 補助要望額　　462,483千円

(2) 住宅等建築施設災害の早期復旧について

被災地は，住宅等建築施設に甚大な被害を受けたのでこれが早急な再建の方途を講じ，生活の安定をはかることが刻下の急務である。したがって，災害公営住宅の優先割当ておよび住宅金融公庫法による災害特別融資の認定を早急に実施せられるとともに融資限度額の引上げについて，特別の御配慮を願いたい。

1. 災害公営住宅建設

(1) 建設戸数　　58戸

(2) 建　設　費　　52,400千円

(3) 補助要望額　　39,400千円

2. 災害特別融資要望

(1) 建　　設	250件	168,170千円
(2) 補　　修	367件	124,520千円
計	617件	292,690千円

(3) 災害復興住宅建設資金の貸付について

災害復興住宅建設資金の貸付わくを確保くださるとともに被害者は特に耐震性を高めるため融資限度額の引き上げを要望しているので，木造を100万円に耐火構造を150万円に引き上げられるよう特別の措置を講ぜられたい。

(4) 危険地域における集団移転に対する助成について

被災地は特異な二次シラス地帯で非常に落石，崩かいを起し易い地帯であるうえに数次にわたる烈震および強震等により，多くの地割れが生じ落石崩かい等の危険度は著しく増大し，集団移転を余儀なくされている。

しかし，現行制度では，この種の移転に対する助成措置がなく，資力に乏しい住民は移転費に困窮しているので，実情を御賢察のうえ特別の助成措置を講ぜられたい。

1. 移転希望戸数　149戸
2. 移　転　費　192,972千円
3. 補助要望額　128,648千円

8　自治省（消防庁を含む）関係

(1) 財政措置について

「えびの地震」による被害は，とくに家屋，学校等の倒壊破損，道路，橋梁および上水道等の被害が甚大であるため，災害応急対策費および災害救助法の適用に伴う経費等多額にのぼり，公共施設の復旧事業費を考慮するとばく大な額になる見込みである。そこで今後の財政運営に支障をきたすおそれがあるので，これ等災害による特別財政需要に対し，国庫補助金はもとより，特別交付税および起債について特別の措置を講ぜられたい。

(2) 消防施設の国庫負担率の引上げについて

過去の大地震の例に見られるとおり，地震によって生ずる火災の被害は大なるものがある。

「えびの地震」は，今後長期にわたることが予想され，大地震の発生も考えられ，大きな不安を地域住民に与えている。

しかるに，今回の被災町村の消防力はきわめて劣弱であり，かつ財政力も弱いので，現行の消防施設補助率3分の1を3分の2に引き上げられるよう特別の措置を講ぜられたい。

1. 消防施設整備費　15,720千円
2. 補助要望額　10,480千円

(3) 家屋復旧費等の補助について

被災地は現在においても余震が続いている状況にあるので，家屋の早急な復旧ならびに補強が必要である。

しかしながら個人負担による復旧等は目下のところ，きわめて困難であるので，個人家屋の復旧等に要する経費については特別の御詮議により，高率の国庫補助措置を講ぜられたい。

1. 住宅復旧
   (1) 対象戸数　1,687戸
   (2) 復旧費　1,932,400千円
   (3) 補助要望額　966,200千円
2. 住宅補強
   (1) 対象戸数　8,147戸
   (2) 補強費　325,880千円
   (3) 補助要望額　162,940千円

9　科学技術庁関係

(1) 地質および地質構造の総合精査について

今回の「えびの地震」による災害の態様は，地質の概査の結果，地質及び地質構造にも起因しているともいわれているが，地質調査の資料が不じゅうぶんなため，今後の長期的な防災対策をたてるうえに支障をきたしている。そこで早急にえびの・吉松地区の詳細な地質調査，物理探査等を実施され，総合的な見地から地質および地質構造が解明されるよう措置されたい。

宮崎県知事
黒木　博
鹿児島県知事
金丸三郎
宮崎県議会議長
川越石男
鹿児島県議会議長
柴立芳文

2．激甚法に準ずる措置の決定

えびの地震については，被害地域が局部的であり，被害額が現行基準に達しないなどの理由により，激甚法の適用は宮崎・鹿児島両県の努力にもかかわらず，ひじょうに困難な情勢となってきた。

両県においては，このような事態を重視し，これに対処するため5月18日と6月7日，えびの

第1節　陳　情　要　望

町において「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」を開いて協議を重ねた。その結果，激甚法に準ずる措置として次の5項目をとりあげ，具体的な事業計画を作成し，両県協力してその実現を図ることになった。

激甚法に準ずる措置要望事項

(1)　上水道施設災害復旧補助率の引上げ（通常½を$^{8}/_{10}$）

(2)　国有林材の売払いによる住宅の補強材，復旧材に対する補助（非補助を½）

(3)　危険地域の集団移転に伴う宅地造成事業に対する起債の許可等

(4)　消防施設補助率の引上げ（通常⅓を⅔）

(5)　中小企業災害融資条件の緩和（通常利率8.2～8.6%を6.5%）

激甚法に準ずる措置要望事業計画表　　（単位　千円）

事業名	宮崎県 事業主体	事業量	事業費見込額	負担区分 補助率	国	県	町	起債	鹿児島県 事業主体	事業量	事業費見込額	負担区分 補助率	国	県	町	起債
上水道施設	えびの町		45,000	8/10	36,000		9,000	9,000	吉松町		31,593	8/10	25,231		6,362	6,300
国有林材の売払い 住宅補強	〃	760㎥	19,840	1/2	9,920		9,920		〃	219㎥	5,692	1/2	2,846		2,846	
国有林材の売払い 全壊	〃	1,050㎥	29,930	1/2	14,965		14,965		〃	112㎥	3,192	1/2	1,596		1,596	
国有林材の売払い 半壊	〃	648㎥	18,470	1/2	9,235		9,235		〃	353㎥	10,066	1/2	5,033		5,033	
国有林材の売払い 計	〃	2,458㎥	68,240		34,120		34,120		〃	684㎥	18,950		9,475		9,475	
集団移転	〃		35,350		1,325	662	33,363	31,000	〃		5,480	1/2	198		5,282	4,000
消防施設	〃	1台	2,880	2/3	1,920		960		〃	1台	1,590	2/3	1,060		530	
合　計			151,470		73,365		78,105	40,000			57,613		35,964		21,649	10,300

中小企業災害融資	◦中小企業金融の条件緩和 1　年　利　率　8.2～8.6%を6.5%に引下げ 2　据置期間　1年を2年に延長(国民金融公庫) ◦融資要望額 国民金融公庫　200,000千円 中小企業金融公庫　250,000千円 商工組合中央金庫　200,000千円 合　計　650,000千円	◦融資要望額 国民金融公庫　50,000千円 合　計　50,000千円

第1節　陳　情　要　望

宮崎・鹿児島両県では同連絡会議の決定に基づいて，6月12日それぞれ総務部長ならびに消防防災課長を上京陳情させた。

両県総務部長は，東京事務所長以下職員を動員し，県議会ならびに県選出国会議員と緊密な連絡をとりつつ，大蔵省をはじめ関係各省庁に対し，激甚法に準ずる措置要望事業計画を説明してその実現を強く要望した。さらに，その早期実現を図るため，引き続き両県消防防災課長を滞在させて各省庁との折衝にあたらせた。

その間，黒木知事は佐藤内閣総理大臣をはじめ関係各大臣，自由民主党福田幹事長ならびに県選出国会議員等を訪問し，地震災害の特異性および今回の地震が長期にわたって続発している状況を訴え，強力に陳情した。その結果，ようやく6月28日の閣議において激甚法に準ずる措置として，資料2のとおり「えびの・吉松地区地震対策特別措置」が決定され，長野県松代地震と同様の措置がとられた。

（資料　2）　　えびの・吉松地区地震対策特別措置　(43.6.28　閣議決定)

1　上水道の地下埋没施設の補助率引上げ（通常½）
　えびの町　事業費　3,600万円　補助率⅔
　吉松町　〃　2,900万円　〃
2　中小企業金融三機関利子率引下げ
　（通常利率8.2%）
　既貸付額　1億4,814万円
　今後追加申込　1億2,282万円
　1貸付先　100万円（組合300万円）に限り通常利率8.2%を6.5%に軽減する。
3　国有林材補強材の補助（通常は補助なし）
　1戸当り単価　15,400円×1,174戸×0.28m^3×½
　補助＝2,532千円（宮崎920戸　鹿児島254戸）
4　消防ポンプ車補助率引上げ（通常⅓補助）
　えびの・吉松各1台計2台　事業費　4,470千円×½＝2,235千円
5　集団移転宅地造成起債許可
　えびの町20戸，吉松町11戸分について起債を配慮する。
6　環境衛生金融公庫利子率引下げ
　（通常6.5%～8.2%）
　1,000万円見当融資申込見込。
　1貸付先　100万円（組合300万円）に限り6.5%に軽減。
7　医療金融公庫利子率引下げ（通常6.5%～8.2%）
　被災地域には従前6施設　16件　5,800万円の貸付残高があるので，新規に6,000万円～7,000万円の融資申込見込。
　1施設当り　150万円まで6.5%に軽減する。

3．局地激甚災害指定基準の制定

県においては，現行の指定基準による激甚法の適用がほとんど困難な情勢となったので，同法に準ずる措置を要望する一方，同法の適用基準を広域災害のみでなく，市町村単位の局地災害にも適用されるよう基準の緩和について繰り返し陳情を続けた。また5月および6月には，衆参両院災害対策特別委員会ならびに県議会におかれても決議を行ない，その実現を政府に迫まられたが「局地災害であり，現行基準に達しない。」ということが障害となって見送られた。

第1節　陳　情　要　望

以上のような情勢下にあつたが，黒木知事は，なおその実現を期するため，関係各省庁に対し根強い運動を続けていたが，10月17日中央の情勢を判断して，本県の災害事情を考慮した独自の局地激甚災害指定基準案(資料３)を作成し，関係各省庁にその見解を主張し基準の制定を要望するとともに，えびの地震災害にも遡及して適用されるよう申し入れた。

(資料　3)　　局地激甚災害に対する特別措置に関する要望

本県は台風，豪雨，地震，津波等の自然災害の常襲地帯であり，とくに近年はえびの地震および集中豪雨等局地的に被害の集中する傾向があり，被災市町村では大きな財政負担となり発展をはばむ要因の一つともなっております。

これを救済するには，国の力による財政援助をまつよりほかに方法がありませんが，頼みとする「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では，現在のところ局地的な災害には恩恵がありません。

よって激甚な災害を受けた市町村を救済するため，特別立法または「激甚法」の適用が可能となるよう，局地激甚災害に対する特別措置をお願いいたします。

記

第１　局地激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する特別立法について

現行の「激甚法」が広域にあたる災害を対象としており，これを局地的災害に適用できないので被災市町村を実質的に救助するため，特別立法の措置をお願いいたします。

なお内容については，第２の指定基準緩和の各事項及び第３の事項と同様であります。

第２　指定基準の緩和について

激甚災害指定基準改正要綱（案）

(1)　激甚災害指定基準１に次のように加える。

C　一市町村が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が，当該市町村の当該年度の標準税収入の1.0倍をこえる災害

(2)　激甚災害指定基準２に次のように加える。

C　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が一市町村の当該年度の農業所得推定額のおおむね10%をこえ，またはその査定見込額がおおむね5,000万円をこえる災害

(3)　激甚災害指定基準３を次のように改める。

3　法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は，法第５条の措置が適用される激甚災害及び法第８条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし，当該施設に係る被害が1,000万円以下であると認められる場合を除く。

(4)　激甚災害指定基準５のBただし書中「火災」を「火災及び地震」に改める。

(5)　激甚災害指定基準５に次のように加える。

C　当該災害に係る中小企業関係被害額（建物，施設，商品及び原材料の被害額の合算額）が，一市町村の当該年度の中小企業所得推定額のおおむね10%をこえ，またはその被害額がおおむね１億円をこえる災害

(6)　激甚災害指定基準７の次に８を設け，次のように加え，現行の８を９に９を10に変える。

当該災害にかかる個人住宅の滅失戸数が一市町村の区域内で50戸以上である災害

第３　個人住宅災害復旧事業に対する特別措置について

（前記基準第２の(6)にかかる特別立法措置）

(1)　個人住宅災害復旧事業に関する資金の融通措置

個人住宅災害復旧事業に対する長期，低利（年利率３分５厘）の資金の融通措置を講ずること。

昭和43年10月

宮崎県知事
黒　木　　博

宮崎県議会議長
川　越　石　男

第1節　陳　情　要　望

その後も，黒木知事および総務部長，消防防災課長らが波状的に上京し，県選出国会議員と連絡をとりつつ，県議会災害対策特別委員と一体となって政府・国会に強力な陳情を行なった。その結果，ようやく11月22日の中央防災会議において，ほとんど本県の要望どおり決定された。この局地激甚災害指定基準は，従来の広域災害適用基準のほか，新たに局地災害に対する適用基準として制定されたもので，その内容は資料4のとおりである。この決定が，県，県議会，県選出国会議員一体となっての活動によるものであることはもちろんである。しかし県が具体的な基準案を作るなど積極的な行動をとったことが決め手となったとみられるが，一県の運動としては画期的な出来事である。

なお，同基準は昭和43年1月1日の災害から適用されるので，本県ではえびの地震のほか9月の台風16号（第3宮古島台風）による災害もその指定を受けることになった。

（資料　4）　局地激甚災害指定基準要綱

1　指定方法

市町村を限定して，特定の市町村に係る災害を激甚法第2条にいう激甚災害として指定する。

2　市町村の選定方法

(1)　激甚法第2章並びに第24条第1項，第3項及び第4項関係においては，各災害ごとの市町村の激甚法第3条に掲げる災害復旧事業等の事業費の額（災害関連事業を除く。）が，当該市町村の標準税収入の2倍をこえる市町村（当該事業費の額が1千万円未満のものを除く。）とする。

(2)　激甚法第5条，第6条及び第24条第2項から第4項関係においては，各災害ごとの市町村の激甚法第5条に掲げる災害復旧事業に要する経費の額が，当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が1千万円未満のものを除く。）とする。

(3)　激甚法第12条，第13条及び第15条においては，各災害ごとの市町村の中小企業関係被害額が，当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%をこえる市町村（当該被害額が1千万円未満のものを除く。）とする。

3　災害の指定除外

災害ごとに前記の基準に該当する市町村の査定事業費の額等を合算した額が，2の(1)については，おおむね1億円未満，2の(2)及び2の(3)については，おおむね5千万円未満のものを災害の指定から除外する。

4　適　用

この指定基準は，昭和43年1月1日以後の災害について適用する。

局地激甚災害指定基準

（昭和43年11月22日中央防災会議決定）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は，激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか，次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは，当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り，(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については，法第3条第1項各号に掲げる事業のうち，当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項，第

3項及び第4項の措置，(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については，法第5条，第6条及び第24条第2項から第4項までの措置(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については，法第12条，第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の2倍をこえる市町村（当該査定事業費の額が1千万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし，上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。

(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地，農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%をこえる市町村（当該経費の額が1千万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし，上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%をこえる市町村（当該被害額が1千万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし，上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

なお，この指定基準は，昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

第2節　政府・国会の措置

1．政府のとった措置および今後の対策

この項は，政府設置の「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」が4月22日にとりまとめたものである。

(1) 地震対策連絡協議会の設置等

1）えびの・吉松地区地震対策連絡協議会の設置

政府は，総合的，かつ，効率的な対策を推進するため，昭和43年4月9日の閣議決定をもって，総理府に，田中総理府総務長官を会長，総理府総務副長官を副会長とし，防衛，科学技術，大蔵，文部，厚生，農林，通商産業，運輸，郵政，労働，建設および自治の各事務次官ならびに警察庁，気象庁および消防庁の各長官を委員とする「えびの・吉松地区地震対策連絡協議会」を設置し，各般の対策を講ずることにした。

協議会は，昭和43年4月15日第1回会合を開催し，これまでに各省庁がとった措置および今後政府のとるべき措置を検討，協議した。

2）政府調査団の派遣

被害の大きかった宮崎県えびの町および鹿児島県吉松町の現地調査と被災者の見舞いのた

め，直ちに仮谷建設，日高農林の各政務次官，弘津総理府総務副長官をはじめ関係各省庁担当官よりなる調査団を宮崎県および鹿児島県に派遣した。

また，この災害の特殊性にかんがみ，技術調査（地質，建築物，治山砂防等）を実施し，今後の復旧対策に資するとともに，応急的技術指導を行なうため，昭和43年3月29日から4月4日にかけて，総合技術調査団（団長川口農林省林業試験場防災部長，団員12人）を宮崎県および鹿児島県に派遣した。

（参考）各省庁からの調査視察の状況は次のとおりであった。（宮崎県）

各省庁の調査視察状況

月	日	調査視察者	調査視察内容
2.	22	建設省　河川局防災課　井沢査定官，住宅局建設課渡辺課長補佐	公共土木施設および住宅被害状況調査
	23	農林省　日高農林政務次官一行	現地視察
	23	九州農政局　緒方災害査定官	被害状況調査
	23	住宅金融公庫熊本支所建設課長	〃
	23	建設省　仮谷建設政務次官，坂井防災課長 厚生省　山下生活課長，大草救助係長	現地視察
	24	建設省　建築研究所大崎第3部長	住宅被害状況調査
	24	文部省　管理局助成課福岡課長補佐，小川課長補佐	真幸小，中学校，被害状況調査
	24	建設省　土木研究所岩崎技官，小山田技官	橋梁構造物被害状況調査
	24	建設省　砂防課高橋課長補佐	砂防被害状況調査
	25	総理府　弘津総務副長官	現地視察
	25	林野庁　武居治山課長補佐	被害状況調査
	25	気象庁　地震課関谷調査官，福岡管区気象台脇田係長	地震観測
	25	警察庁　警務局斉藤監察官	被害状況調査
	25	鹿児島地方気象台　田畑観測課長	地震観測
	25	建設省　倉上砂防課長	砂防被害状況調査
	26	熊本地方気象台　久塚運輸技官	被害状況調査
	26	消防庁　永瀬調査官	〃
	27	厚生省　三橋防疫課長補佐，池上係長，水道課増田係長	〃
	28	建設省　建築研究所　寺島理学博士	住宅被害状況調査
	29	科学技術庁　国立防災科学技術センター高橋地震防災研究室長	被害状況調査
3.	7	環境衛生金融公庫　橋本理事一行4人	環境衛生業態視察
	10	気象庁　地震課大野調査官	地震観測（同庁関谷調査官の後任）

3.	11	建設省　防災課井沢災害査定官，高橋事務官，野津技官，大国技官	公共土木災害第1次査定
	15	厚生省　田崎施設課長補佐	被害状況調査
	16	林野庁　治山課藤堂課長補佐，田丸災害査定官	〃
	26	熊本農政局　末広課長補佐	〃
	29	えびの地震総合技術調査団　団長川口農林省林業試験場防災部長外11人	現地調査 地質班（4人）4月3日まで 建築物班（4人）3月31日まで 治山砂防班（2人）〃 総合調査班（2人）〃
	29	建設省　国際地震研究所　ユネスコ派遣研究生一行	現地視察
	29	建設省　建築研究所大崎第3部長外3人	真幸小，中学校の被害診断
4	3	文部省　管理局助成課白井事務官外1人	文教施設被害状況調査
	4	大蔵省　主計局浜口主査，建設省　防災課黒坂専門官，林野庁　治山課山口専門官，南九州財務局　鈴木課長補佐	公共土木，農林業災害査定
	6	気象庁　地震課湯村調査官	地震観測（同庁大野調査官の後任）
	13	消防庁　防災救急課増田防災係長	被害状況調査
	21	林野庁　治山課服部技官	ヘリコプターによる山腹緑化工法試験立会
	29	労働省　職業安定局長	現地視察
	30	気象庁　地震課田中火山係長	地震観測（同庁湯村調査官の後任）
5	7	中小企業信用保険公庫　融資課長外2人	被害状況調査
	12	通商産業省　工業技術院地質調査所福田主任研究官外2人	〃
	13	気象庁　木村地震課長，田原福岡管区気象台観測課長，泉業務課長，出渕鹿児島地方気象台長，田畑観測課長一行	地震観測体制打合
	14	消防庁　防災救急課辰己事務官	被害状況調査
	25	厚生省　金光環境衛生局長	現地視察
	25	建設省　防災課井沢災害査定官，斉藤事務官	公共土木災害第2次査定
6	2	厚生省　村中公衆衛生局長，小松係長	現地視察
	25	科学技術庁　国立防災科学技術センター高橋地震防災研究室長 通商産業省　工業技術院地質調査所木野主任研究官	地質構造調査
	26	自治省　細郷財政局長	現地視察
7	12	九州農政局　振興第1課長	被害状況調査
	23	通商産業省　工業技術院地質調査所小野技官 科学技術庁　長谷川専門委員	地質構造調査
8	10	科学技術庁　国立防災科学技術センター大石地表変動防災研究室長	地表変動調査
	23	通商産業省　工業技術院地質調査所米谷，阿部，大場各技官	地質構造調査

8. 26	通商産業省　工業技術院地質調査所　大田技官	地質構造調査
27	〃　福田主任研究官，長谷川事務官，小川技官	〃
28	〃　木野主任研究官	〃
9. 5	〃　九州出張所村上技官	〃
14	〃　勝目技官	〃
17	〃　九州出張所村上技官	〃
26	〃　加藤，井上事務官	〃
28	〃　安藤主任研究官	〃
10. 4	〃　沢村主任研究官	〃
5	〃　小野技官	〃
8	〃　木野主任研究官	〃
8	科学技術庁　国立防災センター高橋防災研究室長，伊藤技官	〃
12	通商産業省　工業技術院地質調査所小川技官	〃
16	〃　福田主任研究官 科学技術庁　国立防災科学技術センター高橋防災研究室長	〃
23	通商産業省　工業技術院地質調査所木野主任研究官，大田技官	〃
28	消防庁　中沖防災救急課長	被害状況調査
11. 7	中央防災会議事務局　吉川参事官補	〃

(2) 警備，救助活動等

1）警察機関の活動状況

宮崎，鹿児島，熊本の各県警察では，警察官延5,574人を出動させて，被災者の救助をはじめ，危険地域住民の避難，交通指導および関係機関の行なう救助活動，火災防止のための広報等についての協力等地震警備活動を行なった。

なお，現在も地震が続いているため，宮崎県警察ではえびの町京町地区に，鹿児島県警察では吉松町地区にそれぞれ現地警備本部を設置して，両地区で警察官30人を常駐させ，引き続き警戒に当たっている。（警察庁）

2）防衛庁の活動状況

2月21日から3月14日まで，および3月25日から31日までの間，次のとおり救助活動を行なった。

（勢　力）

陸上自衛隊　　人　員　　延約 5,260人

車　両　　延約 950両

航空機　　〃　　13機

海上自衛隊　　航空機1機をもって，空中偵察を実施

航空自衛隊　　〃　　〃

（成果の概要）

給　水	約	570トン
浄　水	約	100トン
炊事支援	約	53,300食
天幕展張	約	640張/日（約8,700人収容）
道路復旧		13 か所
物資空輸		2 件

（防衛庁）

3）消防機関の活動状況

① 宮崎県えびの町では地震発生時以降，同町消防団は住民の避難誘導のほか，地震災害，火災発生に備え出火防止の広報，および警戒のパトロール，給水等防災活動全般にわたり連日約400人が出動した。また，地震が小康状態となった現在も，火災予防の徹底等警戒体制の強化をはかるため，消防力の適正な配置を行なう等遺憾なきを期している。

このほか鹿児島県吉松町においても，地震発生に伴い，約110人の地元消防団員が出動し，落石による負傷者の救出のほか，えびの町同様，災害応急対策を実施するとともに，警戒体制の強化に努めている。

② 消防庁は，従来の経験に基づき，地震発生時における応急措置，避難措置を始め，地震による被害防止措置等について具体的に指導を行なっている。一方2月24日および3月29日には，係官を現地に派遣し，被害状況，消防機関の活動等を調査するとともに，現地の実情に即した消防機関の活動等について指導を行ない，また建築物の耐震性および市街地再建の防火上の問題点等について調査助言を行なった。

（消防庁）

(3) 災害救助等

1）災害救助法の適用

宮崎県えびの町および鹿児島県吉松町に災害救助法を適用した。救助の実施状況は，次のとおりである。

救助の種類	宮崎県	鹿児島県
避難所	44か所設置　延30,616人収容	51か所設置　延べ49,783人収容
応急仮設住宅	100戸建設　12戸手配中	26戸建設
炊出しその他食品給与	延べ27,835人を対象に実施	延べ13,874人を対象に実施
飲料水の供給	延べ40,250人に供給	延べ19,790人に供給
被服寝具その他生活必需品の給与	毛布（5,874点）やかん（428点）バケツ（3,006点）ゴザ（880点）等を給与	毛布（1,021点）シャツ（997点）ズボン（303点）等を給与
医療および助産	日赤救護班，県立病院，国立療養所の救護班をもって実施　延べ1,651人	日赤救護班をもって実施 （医療）延べ470人（助産）3人
学用品の給与	小学校児童373人　中学校生徒200人に給与	小学校児童192人　中学校生徒135人に給与
住宅の応急修理	268世帯を対象に実施	189世帯を対象に実施
埋葬	1人	

なお，避難所の設置，炊出しその他による食品の給与，飲料水の供給等必要に応じ救助の実施期間の延長を行なった。

また，応急仮設住宅および住宅の応急修理については，特別に基準の引上げを行ない，さらに緊急避難用施設34棟を設置し，18棟の増設を検討中である。

2）水道施設の復旧状況

水道施設については，2月21日の地震により被害を受け断水し，給水車により給水を行なっていたが，3月8日には両町とも応急復旧が完成し以後水道により全域を給水した。

3月25日の地震で両町とも再度被害を受け，一時断水したが，宮崎県えびの町(真幸地区)は，25日中に応急復旧を行ない，給水を再開した。鹿児島県吉松町では，使用していた2箇所のうち1箇所の水源が濁り，使用を中止したので，水圧低下によって1,866戸のうち高所にある134戸が断水し，これに対しては現在，給水車による給水を行なっている。しかし，水源の濁りも減少してきているので，4月15日頃には復旧する見込である。

本復旧については，3月末に設計を終えるべく作業を進めていたところ，3月25日の地震で再度被害を受けたので，目下検討を加えているが，近く完了する見込である。

3）児童福祉対策

児童福祉施設の被害状況は，保育所2施設であるが，いずれも復旧済みであり，現在，平常通り開所している。

（厚生省）

(4) 通信対策

1）郵便関係

① 災害対策機関の設置

災害発生にともない2月21日に熊本郵政局に，えびの地震対策本部を設置した。

宮崎県小林郵便局に，2月22日現地災害対策本部を設置し，業務運営，救援等に努めた

② 業務の運行状況

被災地域では，電気通信業務が著しくふくそうしたほか，業務運営には支障はなかった。

郵便線路の障害（人吉――栗野間，小林――吉松間）があったが，臨時に措置した郵便物の運送経路により，郵便物集配業務はおおむね平常であった。

2）電信，電話関係

① 回線障害復旧

2月21日の地震については2月25日に，また，3月25日の地震については3月26日にそれぞれ全回線復旧した。

② 通信ふくそう対策

臨時市外電話線，臨時電信回線の作成により対処した。

③ 停電対策

発動発電機の運転により停電に対処した。　（郵政省）

(5) 住宅対策

1）災害公営住宅の建設

災害公営住宅として県営40戸，町営18戸を建設する予定である。　（宮崎県）

2）住宅金融公庫の貸付け

災害復興住宅資金については，目下住宅金融公庫においてつぎのとおり融資中である。（4月10日現在）

〔建　設〕　（単位　万円）

県	申込		契約	
	件数	金額	件数	金額
宮崎	67	4,179	65	4,079
鹿児島	2	124	0	0
計	69	4,303	65	4,079

〔補　修〕　（単位　万円）

県	申込		契約	
	件数	金額	件数	金額
宮崎	127	2,964	123	2,875
鹿児島	7	221	1	46
計	134	3,185	124	2,921

（建設省）

(6) 文教施設対策

1）公立学校施設対策

① 鉄筋コンクリート造校舎の建設

災害により半壊となった木造校舎については，公立学校施設災害復旧費国庫負担法に基づき，鉄筋コンクリート造校舎に改良復旧することとした。

② 仮設校舎の建設

半壊となった校舎の復旧が完了するまでの応急対策として，仮設校舎を建設することとした。

（文部省）

(7) 中小企業対策

1）政府関係三金融機関において，資金の確保をはかるとともに，既往貸付金については元利金の支払猶予，貸付期間の延長，新規貸付けについては据置期間の設定，担保条件の緩和等実情に応じ緩和措置を講ずるとともに手続業務の迅速化を図ることとした。

災害融資実績　　（43年3月末）

区分	申込		貸付		期限延長	
中小公庫	7件	18 百万円	—	—	—	—
国民公庫	183件	188 百万円	154件	116 百万円	—	—
商工中金	—	—	—		2件	5百万円
計	190件	206 百万円	154件	116 百万円	2件	5百万円

2）被災中小企業者の金融相談に応ずるため，政府，公共団体，信用保証協会，商工会，政府関係三金融機関（主として国民金融公庫）等が共同して，真幸町商工会事務所に臨時金融相談所を開設した。

（通産省）

(8) 公共土木施設等の復旧

1）公共土木施設の復旧等

河川，道路，砂防設備等公共土木施設の復旧については一次査定を完了し，予備費等により応急工事を施行しているほか，本復旧についても極力工事を促進することとしている。

また，荒廃の著しい渓流については砂防ダムを築造し，河川改修工事についても促進を図ることとしている。

（建設省）

2）農地・農業用施設の復旧

被災施設が増破したり，被害が今後更に拡大するおそれのあるもの，または6月上旬の田植期までに用水を確保するため，必要なかんがい施設等緊急に復旧を要する箇所については，3月16日から同月22日までに査定を実施した。

なお，第二次査定は，3月25日発生分を含めて4月下旬に実施することとしている。

3）荒廃林地の復旧

砂防事業等他の事業と十分連けいを図りつつ復旧を進めることとし，現地の状況等をも勘案し，特に緊要な復旧事業については，準備が整い次第，早急に緊急治山事業として実施する予定である。

（農林省）

4）電　　力

九州電力（株）管内において3回の地震により，約9,000戸の停電を生じたが2月23日には損壊家屋を除いて供給可能となった。

なお，被害地域においては，次の措置を講じている。

①　家屋の入居に際しては，屋内配線を点検の上配電する。

②　避難所（仮設）には，臨時灯の設置をおこなった。

（通産省）

(9)　被災者援護対策

1）郵便はがき等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜をはかるため，被災者一世帯あたり，郵便はがき5枚，郵便書簡（ミニレター）1枚づつをえびの町および吉松町あわせて，9,500世帯に交付した。

2）為替貯金業務の非常取扱い

2月24日から3月23日までおよび3月25日から4月24日まで，次の郵便局で実施した。

宮崎県……真幸局，加久藤局，飯野局，飯野駅前局

鹿児島県……吉松局，栗野局

3）簡易保険郵便年金業務の非常取扱い

2月21日から真幸局のみにおいて，貸付金の即時払いおよび保険料の払込み猶予を実施した。

4）郵便振替による義援金の送金料金の免除

5）小包郵便物の料金免除

2月24日から3月23日までおよび3月29日から4月28日まで宮崎県知事，えびの町長，日赤宮崎県支部長，同えびの町長あてのものを全国で取扱中である。

6）簡易保険郵便年金福祉事業団による災害医療活動

2月26日から4日間，同事業団宮崎診療所によりえびの町に対し(受診者171人)2月28日から3日間，同事業団熊本診療所により吉松町に対し(受診者215人)それぞれ実施した。

7）災害関係電報料金の免除

災害救助法が適用された宮崎県えびの町および鹿児島県吉松町においては災害電報，電話の料金免除措置を行なった。

8）お年玉寄付金の配分

被災者の応急救助のための生活必需品の購入にあてるため，宮崎県に対して，お年玉寄付金から配分を行なった。

(郵政省)

9）救じゅつ品の無賃輸送

宮崎，鹿児島および熊本の3県を中心とした地震による災害り災者に送られる救じゅつ用寄贈品を被災地の知事，地方事務所長，市町村長および日赤支部長に発送する場合に限り，2月22日から3月21日までおよび3月26日から4月25日までの間，小荷物，小口扱いおよび車扱いの無賃輸送を次のように実施している。

① 着駅については宮崎，鹿児島および熊本の各県下国鉄および連絡社線の各駅。

② 発駅については国鉄線および連絡社線の各駅

③ 条件については寄贈品を託送する際，寄贈者が特に受取人を指定せず，無償でり災者に寄贈することを申し出たもので，その配付方について特に条件をつけないものに限っている。

(運輸省)

10）既往貸付金の条件緩和

既往貸付金の償還猶予など貸付条件の緩和については，43年3月1日付農林経済局長名にて関係機関に対し依頼を行なった。

(農林省)

11）食塩等の配布

災害救助法の発動された地域の被災世帯1,708世帯に対し，食塩およびたばこの無償配布を専売公社で実施した。(大蔵省)

⑽ 労働対策

1）失業保険および労災保険の特別措置

災害により一時的に離職した労働者に対しては特別に失業保険金を支給する措置を講じた。また，災害のため失業保険料の納付が困難となった事業主に対しては保険料の延納，追徴金，延滞金の免除等をおこなっている。

このほか労災保険料の延納の措置を認めるとともに，労災患者についての各補償費については迅速に支払った。

2）職業相談

真幸地区に設置されている対策本部に職業安定所の職員を派遣し，職業相談を行なわせている。

3）救急薬品の配布

被災地区の事業場に対して50個の救急薬品を配布した。

4）災害復旧工事等で半壊家屋等の解体作業が行なわれるので，危害防止関係を十分各業者に指導するように現地対策本部に協力方申し入れた。

（労働省）

⑾ 財政金融対策

1）国税の申告，納付等の期限の延長および減免

① えびの町および吉松町の全納税者について，その申告，納付等の期限を4月22日まで延長し，かつ，その後，3月25日に再び発生した地震による被災状況にかんがみ，再び，これを5月25日に延長した。

また，えびの町，吉松町以外の地域の被災納税者については，その状況をは握し，個別に期限を延長した。

② 相当の被害を受けた納税者および被害によって租税の納付が困難になった納税者については，被害の程度に応じ原則として1年以内の期間，納税を猶予した。

③ 住宅または家財の半分以上が被災した給与所得者等で，所得金額が200万円以下の者については，源泉徴収税額を還付または徴収猶予をした。同様に，申告所得税の納税者について，43年分の所得税の軽減，免除が認められる旨周知させた。

間接税を課された物件が滅失等した場合には，その数量に応じ間接税を控除または還付をした。

2）融資その他金融手続

第2節　政府・国会の措置

日銀および地元金融機関と緊密な連絡をとりながら，災害融資および預貯金の払戻・中途解約等について配慮し，また，手形交換，休日営業については実情に応じて処理させることとしているほか，保険金の支払い，保険料の払込猶予については関係通達に基づき適宜措置することとし，かつ，火災共済についても損害保険に準じ措置するよう指示した。このほか，信用保証については，宮崎，鹿児島両保証協会で対策が講じられた。

なお，政府関係等金融機関に対する要請については，特別扱いの実施，資金増枠の確保について手配するよう要請した。

3）資金運用部短期資金融通措置

資金運用部短期資金の融通措置については，4月20日吉松町から20百万円の借入要望があり，要望通り措置する予定である。

なお，現在財務局は，短期資金融通枠約1億円を用意している。

4）その他の救済措置

なお卸資産，事業用資産が被災したために生じた純損失の金額または欠損金額については，3年間（個人）または5年間（法人）繰り越して控除される者，およびそれ以外の資産が被災した場合には，損失額のうち相当額の雑損控除が認められる旨周知させた。

災害発生後直ちに関係税務署に災害対策班を設け，納税者の被災状況を調査するとともに，救済措置のP.Rに努め，また，災害対策本部に「国税の税務相談所」を設ける等の措置を講じ，納税者の相談に応ずる等救済についての説明指導の徹底を図った。

（大蔵省）

5）特別交付税等

災害を蒙った地方公共団体に対する特別交付税等の財源措置については，各省における施策とも照応しながら，被災団体の対策事業の内容および財政事情等を勘案のうえ，措置することとしている。

また，被災地方公共団体の資金繰りの状況については，その実情により，必要があれば，地方交付税の繰上げ交付について検討することとしている。

6）地方税の減免

り災者に対する地方税の減免措置等については，通達により一定の基準を設け，これに該当する場合には，市町村が，例により適切な措置をとるよう指導している。

7）地　方　債

起債の許可については，各復旧事業費の確定をまって現年災害復旧事業債として措置す

ることとしている。

（自治省）

8）医療金融公庫による融資

被災した病院，診療所等（救助法適用市町村に所在するもの）の災害復旧を促進するため，医療金融公庫は，受託金融機関に対し，復旧資金（災害復旧に必要な建築資金，機械購入資金，長期運転資金）の借入申込者に対しては優先貸付けを行なうこと，診療所の病床整備に係る貸付限度額は10床迄認めてよいこと，および機械購入資金，長期運転資金に係る償還期限と据置期間については6か月を限度として延長を認めること等の特別措置により貸付けを行なうことを指示するとともに，既に貸付けを受けている被災者に対しても，元金の償還方法について受託金融機関の判断により6か月をこえない範囲で約定元金の償還繰り延べ措置を専決で行なうことが出来る等の特別措置について指示した。

（厚生省）

⑿　国有林材の供給

1）災害発生直後，最寄の営林署において，公共施設の災害救助用として国有林材4,340立方メートルを確保し，災害救助に対処することとしている。

2）4月11日現在，134立方メートルを5割減額した価格で供給した。

（農林省）

⒀　地震観測体制の強化等

1）地震観測等の強化

①　東京大学地震研究所および京都大学はえびの・吉松地区の地震観測を強化している。

（文部省）

②　えびの町および吉松町に自動地震計数器を設置し，4月5日より観測をしている。

③　霧島町湯之野にある火山観測所（委託）に鹿児島地方気象台より2人を派遣し観測を強化している。

④　桜島火山観測の体制を強化するよう準備をしている。

（気象庁）

2）地震情報の発表

東大地震研究所・京大等と合同して，えびの町真幸に開設したえびの地震総合観測班に気象庁より調査官1人，宮崎地方気象台より職員1人を派遣して自動地震計（えびの町，吉松町に設置），霧島町湯之野の火山観測所および東大霧島火山観測所よりの情報を整理

し，地元民に地震活動の現況を説明しており，また関係機関と協議して必要を認めた場合は地震の推移等に関する情報を福岡管区気象台名で発表している。

（気象庁）

2．国会のとった措置

えびの地震による災害対策については県独自で，また，鹿児島県と合同で政府・国会に対し陳情を繰り返し行なった。国会においては多忙な時期にもかかわらず，3月3日衆議院災害対策特別委員会労働委員長一行が，3月4日参議院災害対策特別委員会小酒井委員長一行がそれぞれ地震による被害の実情視察のために来県された。

被災地を視察する衆議院災害対策特別委員一行

視察終了後は，政府の災害対策本部の設置，激甚災害の指定，激甚災害に準ずる措置，激甚災害指定基準の改正に関する長期間の審議をはじめ，政府系統機関の金融措置，公共施設等の早期復旧，地震観測体制の強化，国有林材の払い下げ，危険住宅移転対策，被災地の地質構造調査，共同利用施設に対する措置，低所得者に対する住宅補強等広範囲にわたる諸問題について審議を重ねられた。その経過をみると，地震発生以来11月21日までの間に衆議院では21回，参議院では18回にのぼる委員会を開催，その間，衆参両院災害対策特別委員会においては，早急に地震による災害対策の根本的確立を図るための決議（資料1，2）をされた。

県庁で被害状況の説明を受ける参議院災害対策特別委員

県選出の衆議院議員相川勝六，折小野良一，川野芳満，児玉末男，小山長規，瀬戸山三男，参

議院議員温水三郎，平島敏夫，黒木利克，高山恒雄の各氏には，多くの復興対策措置実現のため全力を傾注され，ほとんど両県の要望に近い政府の措置実現に多大の貢献をされた。

なお，衆参両院災害対策特別委員会（理事会）の開催状況は，次のとおりである。

衆議院		参議院	
2月23日	理事会	2月23日	委員会
27日	委員会	27日	委員会
3月8日	委員会	3月15日	委員会
13日	委員会	25日	委員会
21日	委員会	26日	理事会
26日	理事会	4月3日	委員会
29日	委員会	26日	委員会
4月3日	委員会	5月10日	委員会
24日	委員会	17日	委員会
5月17日	委員会	23日	委員会
21日	委員会	6月3日	委員会
27日	委員会	8月3日	委員会
28日	委員会	8日	委員会
6月3日	委員会	23日	委員会
7月18日	委員会	9月9日	委員会
8月8日	委員会	16日	委員会
22日	理事会	10月8日	委員会
9月6日	委員会	11月21日	委員会
19日	委員会		
10月9日	委員会		
11月7日	委員会		

（資料　1）　　地震による災害対策に関する決議

先般のえびの・吉松地震並びに十勝沖地震により，各地に発生した被害は激甚であり，被災住民の窮状と不安は看過し得ないものがある。

本委員会においても地震発生の都度災害対策の樹立に努力を致して参ったところであるが，これまでの経験に徴し，地震による災害に対する現行災害関係諸法令・諸制度の実態は必ずしも満足すべきものとは言い難い。現在のところ地震の予知は困難であり，その被害の態様は津波あるいは火災の発生を見るなど複雑多岐に亘るため，住民の生活経営並びに地方公共団体の

財政に与える影響は特に深刻なものがある。

よって政府は，早急に地震による災害対策の根本的確立を図るため次の諸点について積極的に措置すべきである。

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律をはじめ災害関係諸法律の運用に当たっては地震災害など，局地的に激甚なる災害に対処できるよう適用基準の緩和について速やかに検討を加え改善を図ること。
1. 災害発生と同時に地方公共団体の長において，各般に亘り適切なる救援措置が実施できるよう制度の改善について検討するとともに，地方公共団体に対する財政的裏づけ措置について十分に配慮すること。
1. 個人災害に対する援護措置について考慮するとともに，地震保険の充実，災害保険制度について検討すること。
1. 地震観測に当たっては，研究，観測体制の一元化を図るとともに気象業務に従事する技術者の確保，諸施設，設備の飛躍的拡充について特段の配慮を行なうこと。
1. 最近における，いわゆる過密現象に即応する大都市の防災態勢の確立について，総合的な立場から早急に措置すること。

右決議する。

昭和43年6月3日

衆議院災害対策特別委員会

（資料　2）　昭和43年の豪雪並びにえびの地震等の災害対策に関する決議

年初以来の豪雪並びにえびの地震等，各地に発生した最近の災害の現状にかんがみ，政府は，これが対策に遺憾なきを期するとともに降雨期をひかえ，再度災害の発生を防止するよう次の事項について万全の措置を講ずべきである。

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律，天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び災害救助法等の適用基準について再検討を行ない，被災地域の救済及び復旧助成等に，衡平を失することなく，迅速に措置すること。
1. 豪雪災害については，迅速にして適切な措置を講ずることができるよう雪寒対策関係の総合的対策を確立すること。
1. えびの地震による災害対策については，当該地方の特殊土じょうを考慮し，特別の財政援助を行ないその早期復旧を図るとともに，防災施設等の抜本的な措置を講ずること。
1. 崩壊土砂，土石害等による災害危険地域及び災害によりその復興が著しく困難な場合における家屋等の集団移転による救済及び助成措置についての特別な立法措置を検討すること。
1. 災害の予知に関する調査研究について各種機関を整備拡充し，その連携を緊密にするとともに，観測施設等の設置について十分な予算措置を講ずること。

右決議する。

昭和43年5月10日

参議院災害対策特別委員会

第9章　予算措置の概要

第9章　予算措置の概要

県においては，2月21日の地震による災害発生と同時に応急対策および恒久的な復旧事業等を早急に行なうため，2月27日，58,447千円の予算専決および債務負担行為額39,900千円の追加補正を行なうとともに，14,070千円の既定予算額を充当した。

予算専決額　58,447千円の内訳

民生費　40,548千円　　農林水産業費　2,000千円

諸支出金　15,899千円

債務負担行為額　39,900千円の内訳

南九州防災営農資金利子補給　625千円

農業用施設復旧つなぎ資金利子補給　1,219千円

中小企業特別保証融資保証料補給　226千円

県営住宅（災害公営）建設経費　37,830千円

既定予算額　14,070千円の充当内訳

民生費　4,070千円　　災害復旧費　10,000千円

さらに，3月25日の地震災害に対処するため，4月1日，21,284千円の予算専決を行なうとともに，3,350千円の既定予算額を充当し，応急対策および恒久的災害復旧の措置を講じた。

予算専決額　21,284千円の内訳

民生費　21,284千円

既定予算額　3,350千円の内訳

民生費　3,350千円

また，災害復旧のうち，公共施設（土木，治山，学校）災害復旧費で国庫補助金の確定に伴うものおよび災害救助費，その他，県単独事業等，363,560千円の補正予算と地震災害による中小企業者対策として16,350千円の債務負担行為額の追加補正を6月定例県議会に上程し，災害対策に万全の措置を講じた。

6月補正予算額　363,560千円の内訳

総務費　5,165千円　　農林水産業費　153,660千円

警察費　2,525千円　　災害復旧費　202,210千円

債務負担行為額　16,350千円の内訳

中小企業特別保証融資補償料　11,040千円　　同左損失補償　5,310千円

えびの地震災害の

事業名	摘要	42年度 予算額	財源内訳 国庫	災害基金	起債	一般財源
土木施設災害復旧事業費	道路，砂防，河川等	10,000	6,670	—	—	3,330
文教施設　〃	飯野，高原，小林高校	—	—	—	—	—
緊急治山　〃		—	—	—	—	—
耕地施設　〃		—	—	—	—	—
公営住宅（災害）建設事業		—	—	—	—	—
小計		10,000	6,670	—	—	3,330
住宅補強事業	低所得者世帯の住宅補強	—	—	—	—	—
共同利用施設災害復旧事業	農協倉庫，稚蚕共同飼育所，穀物共同乾燥場	—	—	—	—	—
世帯更生資金貸付事業		—	—	—	—	—
小計		—	—	—	—	—
災害救助費		44,618	14,884	8,231	—	21,503
林地崩壊復旧事業	緊急治山の採択基準に達しないもの	2,000	—	—	—	2,000
警察施設災害復旧事業	京町派出所の建設	—	—	—	—	—
急性伝染病予防対策	おもに赤痢予防	900	—	—	—	900
罹災農家家畜の管理	罹災農家家畜の集中管理経費	1,993	—	—	—	1,993
住宅移転事業	危険家屋の解消	—	—	—	—	—
上水道災害復旧事業	水源池設置等の助成	—	—	—	—	—
消防施設整備事業	消防ポンプの助成	—	—	—	—	—
保育所建設事業	建設助成	—	—	—	—	—
地質調査		—	—	—	—	—
農業施設つなぎ資金利子補給	農業施設つなぎ資金融資の利子補給助成	—	—	—	—	—
南九州防災営農資金　〃	南九州防災営農資金の　〃	—	—	—	—	—
災害対策活動経費	災害対策本部，現地本部等の活動経費	13,006	—	—	—	13,006
小計		17,899	—	—	—	17,899
合計		72,517	21,554	8,231	—	42,732
債務負担行為額	南九州防災営農資金利子補給	625	—	—	—	625
	農業用施設復旧つなぎ資金利子補給	1,219	—	—	—	1,219
	中小企業特別保証融資保証料補給	226	—	—	—	226
	同上　損失補償	—	—	—	—	—
	県営災害公営住宅建設事業	37,830	—	—	—	37,830
	計	39,900	—	—	—	39,900
再計		112,417	21,554	8,231	—	82,632

事業別予算措置状況

（単位　千円）

43年度 予算額	財源内訳 国庫	災害基金	起債その他	一般財源	計 予算額	財源内訳 国庫	災害基金	起債その他	一般財源
242,884	162,004	—	70,000	10,880	252,884	168,674	—	70,000	14,210
4,210	3,082	—	—	1,128	4,210	3,082	—	—	1,128
147,660	95,450	—	24,000	28,210	147,660	95,450	—	24,000	28,210
61,324	59,766	—	—	1,558	61,324	59,766	—	—	1,558
42,724	21,956	—	—	20,768	42,724	21,956	—	—	20,768
498,802	342,258	—	94,000	62,544	508,802	348,928	—	94,000	65,874
5,080	1,983	—	その他 1,549	1,548	5,080	1,983	—	その他 1,549	1,548
5,236	2,618	—	—	2,618	5,236	2,618	—	—	2,618
20,000	13,333	—	—	6,667	20,000	13,333	—	—	6,667
30,316	17,934	—	1,549	10,833	30,316	17,934	—	1,549	10,833
24,634	12,317	—	—	12,317	69,252	27,201	8,231	—	33,820
6,000	—	—	—	6,000	8,000	—	—	—	8,000
2,525	—	—	—	2,525	2,525	—	—	—	2,525
—	—	—	—	—	900	—	—	—	900
—	—	—	—	—	1,993	—	—	—	1,993
5,780	—	—	—	5,780	5,780	—	—	—	5,780
5,335	—	—	—	5,335	5,335	—	—	—	5,335
480	—	—	—	480	480	—	—	—	480
500	—	—	—	500	500	—	—	—	500
1,400	—	—	—	1,400	1,400	—	—	—	1,400
413	—	—	—	413	413	—	—	—	413
75	—	—	—	75	75	—	—	—	75
7,211	—	—	—	7,211	20,217	—	—	—	20,217
29,719	—	—	—	29,719	47,618	—	—	—	47,618
583,471	372,509	—	95,549	115,413	655,988	394,063	8,231	95,549	158,145
予算計上のため △75	—	—	—	△75	550	—	—	—	550
予算計上のため △413	—	—	—	△413	806	—	—	—	806
11,040	—	—	—	11,040	11,266	—	—	—	11,266
5,310	—	—	—	5,310	5,310	—	—	—	5,310
予算計上のため △37,830	—	—	—	△37,830	—	—	—	—	—
16,350	—	—	—	16,350	17,932	—	—	—	17,932
599,821	372,509	—	95,549	131,763	673,920	394,063	8,231	95,549	176,077

なお，6月の補正予算後において公共施設（土木，耕地）災害復旧費等の国庫補助金の確定に伴うものおよび住宅移転費，水源池設置費助成等県単独事業費を含め，195,277千円の補正予算を9月定例県議会に上程し，被災者への救済，災害復旧等に最善の努力をはらい，えびの地震災害に対する最終的な予算措置を講じた。

9月補正予算額　195,277千円の内訳

総務費	9,706千円
民生費	20,500千円
衛生費	5,335千円
農林水産業費	10,804千円
土木費	42,724千円
災害復旧費	106,208千円

第10章　災害見舞，表彰状，感謝状の贈呈

第10章　災害見舞，表彰状，感謝状の贈呈

第1節　常陸宮ご夫妻の災害お見舞

宮崎県ＳＡＰ会議連合五周年記念大会ご出席ならびにえびの地震お見舞いのため，常陸宮ご夫妻には７月10日13時宮崎空港にご到着。ＳＡＰ大会ご出席ののち，黒木知事のご案内で12日11時えびの町国民宿舎やたけ荘に御着，お迎えしている町民に，宮さまから「復興にはげみ，一日も早く立ちなおるよう皆さんがんばってください。」と，はげましのことばをおくられ，これに対し被災者を代表して木村重親区長がお礼のことばを申し上げた。

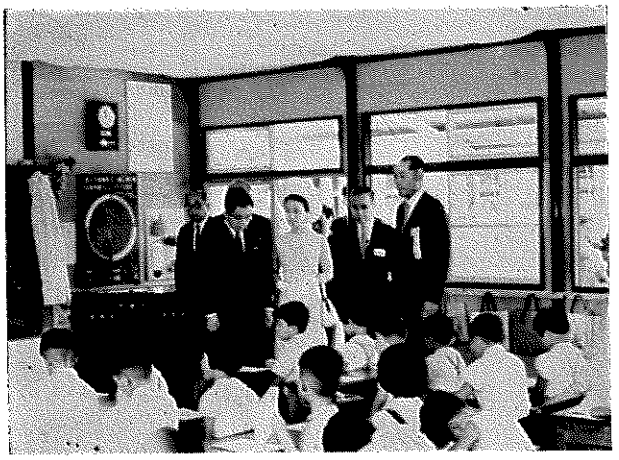

真幸小のプレハブ校舎で授業をごらんになる常陸宮ご夫妻

このあと，やたけ荘二階バルコニーで黒木知事およびえびの町長から被災状況について説明をおききになり，種々ご下問があった。ついで真幸小学校をご訪問，プレハブ校舎で勉強している２年３組の授業を参観され，子どもたちに親しくお声をかけられた。また，最も大きな被害を受けた真幸地区の被災状況をご視察になり被災者を見舞われた。

第2節　義　援　金　品

地震が群発性を示し，しかも５回にわたる強烈震を数え被害はきわめて大きく，その状況は新聞，テレビ等で連日報道されたので，全国各地から同情の声が波のごとく起こり，義援金，衣類学用品，日用品，食料品等が続々と寄せられた。しかも地震が長期間にわたったので，寄贈期間も非常にながく続き，数量も大きなものとなった。これらの金品は主としてえびの町あて直接送られて来たが県，県共同募金会，県社会福祉協議会および日赤県支部に寄託されたものについては，ある程度の金額または数量のまとまるごとにえびの町あて送付した。

えびの町では配分委員会を設け，その決定により，それぞれ被災者の被害程度に応じて分配し

た。これら義援金の総計は，43,126,957円（S44. 1 .30現在）となり，義援物資は膨大な数量に達した。この物心両面からの暖かい激励は，悲歎にくれる被災者を勇気づけ，復興に立ちあがらせるのに大きな力となった。その状況は次のとおりである。

義援金受付状況（S44.1.30現在）

宮崎県受付分	8,270,757円
宮崎県共同募金会 宮崎県社会福祉協議会受付分	9,303,771
日赤宮崎県支部受付分	5,529,933
えびの町受付分	20,022,496
合計	43,126,957

第3節　表彰状，感謝状の贈呈

被害が激甚であったため，被災者の救助は複雑な様相を呈し，とくに初期活動は非常に困難なものであった。社会機構の歯車が狂い機能が停止し，何から手をつけたら平常に復するのか，見当もつかない状態であった。

このような混乱に際して救助活動の形を整えるのに大きな力となったのは自衛隊，警察，消防団等の行動力ある組織であり，避難誘導，天幕の仮設，避難所設営，給水，炊出し，決壊道路の復旧，倒壊家屋の取りかたづけ，交通整理，防犯，広報，火災予防等その活躍は目ざましいものであった。

陸上自衛隊に対し感謝状を贈呈する加藤副知事

よって黒木知事は，その功労に対し感謝の意を表するため，えびの町消防団，陸上自衛隊，航空自衛隊，県警察に対して，次のとおり表彰状および感謝状を贈呈した。

また，国においても県警察，えびの町消防団，真幸郵便局の功績に対し，次のとおり表彰した。

1. 知事の表彰状，感謝状贈呈

表　彰　状

えびの町消防団殿

貴団は昭和43年2月21日およびその後に発生したえびの地震において，いちはやく地域住民の避難および火災防止等災害発生の未然防止に奔走され，ために本震発生の際これによる災禍を防止し，また本震発生後にあっては団の機能を挙げて人心の安定と応急復旧に従事されました。このことは地域住民の消防に対する信頼の度をますます深めたもので，その功績はまことに顕著なものがあります。よってここに副賞を添えて表彰します。

昭和43年9月12日

宮崎県知事　黒　木　　博　㊞

感　謝　状

飯野警察署殿

貴署は昭和43年2月21日発生のえびの地震に際し長期間にわたり日夜民生の安定に尽力された功労はまことに著しいものがあります。ここに衷心より感謝の意を表します。

昭和43年9月12日

宮崎県知事　黒　木　　博　㊞

感　謝　状

宮崎県警察本部機動隊殿

貴機動隊は昭和43年2月21日発生のえびの地震に際し長期間にわたり日夜民生の安定に尽力された功労はまことに著しいものがあります。ここに衷心より感謝の意を表します。

昭和43年9月12日

宮崎県知事　黒　木　　博　㊞

感　謝　状

陸上自衛隊第43普通科連隊殿

貴部隊は昭和43年2月21日発生のえびの地震に際し災害救助に多大の協力と援助をいただき民生の安定に寄与されました。ここに衷心より感謝の意を表します

昭和43年8月22日

宮崎県知事　黒　木　　博　㊞

同　文　陸上自衛隊第8師団第8補給隊
同　文　〃　〃　第8偵察隊
同　文　〃　〃　第8輸送隊
同　文　〃　〃　第8通信大隊
同　文　〃　〃　第5施設団第305地区施設隊
同　文　航空自衛隊第5航空団

2. 大臣，長官表彰

内閣総理大臣表彰
　宮崎県警察えびの地震災害警備本部
　宮崎県真幸郵便局
郵政大臣表彰
　宮崎県真幸郵便局
警察庁長官表彰
　宮崎県警察えびの地震災害警備本部
消防庁長官表彰
　えびの町消防団

第11章　災害関係機関の活動

第11章　災害関係機関の活動

1. 宮　　崎　　県

1. 総括的対策事項

月	日	時	分	対策事項
2.	21	8.	51	地震発生……（初回）震度えびの5　宮崎，延岡3　都城2　人吉5
		9.	00	警察本部に被害状況照会
		9.	10	西諸県農林事務所長へ現地被害調査を指示
		9.	20	えびの町をはじめ，小林市，高原町，野尻町，須木村へ被害状況照会
		10.	45	地震発生……（2回目）震度えびの6　宮崎，延岡，小丸川4　都城，油津3　人吉5
		11.	40	南那珂郡北郷町での「知事を囲む座談会」に出席中の黒木知事から，無線電話（知事車—移動無線局，行政宮崎1号）で，合同特別調査班を編成し，早急に現地へ派遣するよう指示
		12.	00	各部連絡調整課課長補佐を招集，対策について協議，直ちに各部合同特別調査班を編成，急拠現地へ派遣（13時） 消防防災課　1人 土木部　2人 民労部　1人 衛生部　1人 林務部　1人 経済部　1人 計　7人
		13.	00	九電および国鉄西部支社へ被害状況照会
		14.	50	被害状況を記者発表
		15.	00	地震対策について必要な情報交換のため関係機関を招集（県警本部，九電，国鉄九州支社，日赤県支部，宮崎地方気象台）
		16.	40	災害の概況を東京事務所（東京連絡部）を通じ，関係各省庁および県選出国会議員へ報告
		17.	00	部長会議開催（第1回本部会議に切り替える） 1. 被害状況報告 2. 各部情報交換 3. 災害対策本部設置等について協議した結果「えびの地区地震対策連絡会議」を設置し，次の処置をとることとなる。 (1) 地震に対する諸調査，情報の収集および連絡 (2) 災害に対する応急対策 (3) その他必要な対策 4. 現地の被害状況調査のため加藤副知事を派遣
		17.	30	えびの町災害対策本部（10時30分設置）から災害救助法適用の申請あり（19時

月	日	時	分	対策事項
				同町に対し，災害救助法を適用）
2.	21	17.	45	えびの町長から黒木知事に対し，自衛隊災害派遣部隊の要請依頼あり（活動内容は飲料水の供給，テント設営および収容，緊急輸送，応急治療等の支援）
		18.	00	黒木知事は，直ちに陸上自衛隊第43普通科連隊長（都城）へ派遣要請 同災害派遣部隊は19時30分出発，22時30分活動開始
		20.	40	加藤副知事，被害調査のため現地へ
		20.	50	消防庁防災救急課防災係長へ被害状況を報告
	22	7.	00	黒木知事，被害調査および応急対策のため現地へ
		8.	40	各部連絡調整課と被害状況の打合せならびに報告の提出を求む
		9.	00	被害概況を東京事務所を通じ，関係各省庁および県選出国会議員へ報告
				第2回本部会議開催（10時40分まで） 1. 災害状況を検討した結果，今後の応急処置の万全を期するため次のとおり決定 えびの地区地震対策連絡会議を「宮崎県えびの地区地震災害対策本部」に改め，同時に西諸県農林事務所内に「宮崎県えびの地区地震災害対策西諸県地方支部」を設置。また，現地に「宮崎県えびの地区地震災害対策現地対策班」を設置 2. 対策 (1) 災害住宅復旧促進 (2) 資金の融資斡旋 (3) 応急仮設住宅の建設 (4) 飲料水対策 (5) 公共施設の復旧 (6) 避難収容施設の斡旋 (7) 学校の復旧促進 (8) 食糧，物資の斡旋
		10.	40	建設省河川局，住宅局に対し災害調査を要請 15時10分，現地調査班として建設省河川局防災課井沢査定官および住宅局建設課渡辺課長補佐来県（調査期間2月22日～24日）
		12.	00	第3回本部会議開催（14時10分まで） 応急対策について検討
		15.	20	各対策部の収集した22日12時現在の被害をとりまとめ東京事務所を通じ，関係各省庁および県選出国会議員ならびに報道機関等に通報，また，えびの地震の被害状況アルバムを東京事務所へ空輸
		16.	00	21日10時45分の地震は「えびの地震」と命名（気象庁）
		18.	30	災害り災者救じゆつ用寄贈品等に対する運賃減免承認申請書を大分鉄道管理局および鹿児島鉄道管理局へ提出
		19.	19	地震発生（3回目）震度えびの5　人吉4　鹿児島，熊本，阿久根，枕崎3

月	日	時	分	対策事項
				延岡，宮崎，都城２　大分，福岡，長崎，佐賀１
				えびの町災害対策本部から被害概況報告あり 東京事務所を通じ関係各省庁および県選出国会議員へ被害概況報告
2.	22	21.	10	無線車（移動無線局，行政宮崎12号）と災害対策本部要員２人を現地対策班へ派遣し情報活動に従事
	23	8.	30	第４回本部会議開催（10時20分まで） 各対策部の調査概要を検討ならびに対策について協議
		10.	00	東京事務所を通じ関係各省庁ならびに県選出国会議員へ被害状況を報告
		13.	05	黒木知事から航空自衛隊新田原基地司令に対し，ヘリコプターによる航空写真撮影のための派遣要請（新田原基地では，直ちに出動，所要の撮影を完了し，15時36分に帰隊）
		13.	30	第５回本部会議開催 被害状況を検討するとともに，各省庁に対する要望事項について協議
		15.	20	えびの町災害対策本部，県現地対策班，飯野警察署間の専用警察電話設置を県警本部へ要請……（23日18時に設置完了）
		15.	35	日高農林政務次官一行現地視察
		16.	10	現地対策班に行政無線機（行政宮崎14号）を新たに設置し，通信連絡の円滑を図る（16時10分設置完了）
		17.	35	仮谷建設政務次官，坂井防災課長，厚生省山下生活課長，大草救助係長が被害状況視察のため来県
		19.	30	り災者に対する民生安定のため，現地に「宮崎県えびの地震災害相談所」設置を決定（22時設置完了，農林，住宅，金融，納税等の各部門）
		21.	45	第６回本部会議開催（23時30分まで） 被害状況ならびに国会，関係各省庁に対する要望事項について検討，「広報班」を派遣することを決定（24日早朝から活動に入る）
		22.	50	消防庁へ被害概況を報告
	24	6.	50	５時30分強風波浪注意報発表
		10.	00	東京事務所を通じ被害概況を関係各省庁および県選出国会議員へ報告
		10.	10	消防庁と応急対策について打合せ
		10.	30	社会党災害調査団（川村団長外６人）黒木知事を訪問，引き続き現地視察
		12.	00	第７回本部会議開催 各対策部のとった措置について検討
		12.	20	自民党災害調査団（黒木参議院議員外４人）黒木知事を訪問，引き続き現地視察
		13.	00	黒木知事は，23日知事室に宮崎地方気象台長を招き，地震観測につき「現地に専門家を常駐させ観測させられたい」と要請，さらに気象庁長官および福岡管区

月	日	時	分	対策事項
				気象台長に対し，地震観測体制の強化方を強く要望した。これに対し気象庁長官から，本庁地震課理学博士関谷調査官を派遣することに決定した旨電話にて連絡あり，また福岡管区気象台長から管区気象台の脇田係長を現地に駐在させる旨電話にて連絡あり。
2.	24	13.	00	弘津総理府総務副長官，黒木知事を訪問，被害状況の説明ならびに陳情を受け，翌25日現地を視察
		19.	00	東京大学水上，大沢両教授および気象庁関谷調査官，黒木知事を訪問，知事から事情を説明，今後の観測等について協議，現地に「えびの地震総合観測班」を設置することになる。一行は翌25日現地へ
		21.	00	第8回本部会議開催（25日2時まで） 1．被害状況について説明 2．応急対策について検討 3．県に贈られた見舞金の配分について協議
	25	7.	00	加藤副知事を応急対策の総体的な指示のため現地へ派遣
		9.	30	被害概況を東京事務所を通じ国会，関係各省庁ならびに県選出国会議員へ報告
		11.	00	宮元総務部長，中川原消防防災課長を応急対策指導のため現地へ派遣
		13.	30	警察庁警務局斉藤監察官，災害状況調査のため来県，黒木知事を訪問，現地へ
		15.	30	加藤副知事は災害現地から帰庁後直ちに国会，関係各省庁，県選出国会議員に対し，被害状況説明ならびに陳情のため上京 被害調書を東京事務所を通じ国会，関係各省庁ならびに県選出国会議員へ送付
		16.	00	消防庁永瀬調査官災害状況調査のため来県，災害対策本部を訪問
	26	8.	30	第9回本部会議開催（11時15分まで） 1．被災地の現状に即した災害対策強化のため，さきに設置した「宮崎県えびの地区地震対策本部」を「宮崎県災害対策本部」に切り替え，対策本部に「宮崎県えびの地震現地対策本部」を設け，えびの町に置くことにした。この組織の中に「災害対策相談所」および，従来の西諸県地方支部をこれに所属せしめ，当該支部に「えびの現地対策班」を置くことにした。 2．宮崎県えびの地震現地対策本部長に，藤本企画開発部主幹を任命
		9.	00	消防庁永瀬調査官現地へ
		11.	00	東京大学水上，大沢両教授現地調査を終え知事を訪問，調査結果報告と今後の協力を約す。 民社党を代表し折小野衆議院議員，黒木知事を訪問，現地へ
		13.	00	消防庁に対し被害状況報告および災害事務打合せ（二次的発生の傷病者の取扱い）
		15.	00	第10回本部会議開催（17時まで） 前回の会議で検討した結果について，さらに細部にわたり具体的に検討 （とくに農林，商工業，金融対策について）

月	日	時	分	対策事項
2.	27	10.	00	県議会全員協議会開催 1. 地震被害の概要と，これに対する県のとった措置（雪害を含む） 2. 今後の応急対策 3. 国に対する要望事項について黒木知事および各部長から説明 質疑応答の結果，「激甚法」の適用について挙県一致で強力に国に要望することを決定
		11.	00	陸上自衛隊第43普通科連隊定栄三佐外２人来庁，自衛隊の救援活動状況および今後の救援計画について協議 （撤収は３月２日を予定している旨の説明があったが，県は災害救助法の適用期間までの続行を要請，詳細は町当局と折衝するよう要望）
		14.	00	消防庁および県東京事務所へ被害概況報告
		18.	10	第11回本部会議開催 加藤副知事帰庁報告，応急対策について検討
		20.	00	えびの地震災害対策予算として122,497千円（雪害対策費10,000千円を含む）を専決，応急対策実施の促進を図る。
	28	8.	45	黒木知事はえびの地震，雪害対策の現況説明および陳情のため上京
		10.	00	被災住宅の応急修理について関係対策部協議
		11.	30	藤木現地本部長から応急対策について概況報告
		16.	30	第１２回本部会議開催 応急対策について検討
		23.	00	黒木知事は，航空自衛隊新田原基地司令に対し，災害救助対策資料を東京都へ緊急輸送のための航空機の派遣を要請（29日４時30分基地出発，５時49分東京都着，任務完了）
	29	8.	00	現地本部，西諸県地方支部およびえびの町災害対策本部との事務打合せのため県本部から係員３人を現地へ派遣
		11.	45	藤木現地本部長から概況報告
		12.	00	防災科学技術センター高橋地震防災研究室長来庁，現地へ
		14.	40	第13回本部会議開催（16時40分まで） 応急対策ならびに恒久対策について検討
3.	1	8.	30	第14回本部会議開催（11時まで） えびの地震および雪害についての応急対策，復旧対策について検討 （とくに住宅復興対策については具体的に検討）
		12.	20	黒木知事は応急対策，災害復旧指導のため現地へ
		17.	00	陸上自衛隊第43普通科連隊の災害派遣部隊撤収要請（３月２日撤収） 義援金等配分要領の各県の例をえびの町へ連絡 県税納期限等が４月22日まで延長された告示を，えびの町の地域内17か所に掲示するとともに広報車を利用して周知

月	日	時	分	対策事項
				また，チラシ5,000枚をえびの町の全域に配布
3.	2	11.	40	衆議院災害対策特別委員会芳賀委員長外4人来庁，知事室で災害状況を聴取，直ちに雪風害現地調査のため延岡へ
		14.	15	第15回本部会議開催 応急対策について具体的に検討（とくに上水道，住宅，医療）
		17.	00	陸上自衛隊第43普通科連隊の災害派遣部隊撤収
	3	9.	00	衆議院災害対策特別委員会芳賀委員長外4人，えびの地震災害視察のため現地へ
	4	13.	50	参議院災害対策特別委員会小酒井委員長外1人来庁，知事室で被害状況を聴取，直ちに雪風害調査のため延岡へ
		14.	30	第16回本部会議開催 応急対策および知事あて寄託された災害見舞金品等について協議
	5	9.	00	参議院災害対策特別委員会小酒井委員長外1人，えびの地震災害視察のため現地へ
		11.	55	黒木知事は，3月4日まで寄託の災害見舞金2,229,041円をり災者に贈るため石井出納長をえびの町へ派遣
	6	9.	00	現地本部，えびの町災害対策本部との事務連絡のため，県本部職員1人を現地へ派遣
		16.	40	第17回本部会議開催 応急対策の報告，今後の措置について
	8	8.	00	黒木知事の要請により〝えびの地震総合観測班〟関谷調査官の8日帰京を延期決定
	9	8.	30	第18回本部会議開催 各対策部の情報交換と措置について
		9.	40	〝えびの地震情報〟第10号（7日午前中から霧島山塊に震源を有する別の微小地震が多くなっている）の発表に伴い，黒木知事は中川原消防防災課長に情報分析と今後の見通し等についての検討を指示 （微小地震の震央は新燃岳らしいことが判明したので，中川原消防防災課長は直ちに連絡会議を開催し，新燃岳噴火の予想のもとに，その対策について打合せを行なった。）
		12.	00	第19回本部会議を開催 新燃岳噴火を予想し，その対策について協議 黒木知事は，各対策部で事前に検討しておくよう指示
		15.	35	黒木知事の要請により気象庁の関谷調査官の後任として，同庁から大野調査官が来庁，知事を訪問
	10	9.	00	大野調査官現地へ
		14.	00	東京大学地震研究所から長田，小山両技官が地震計10台を持参，県災害対策本部を訪問，直ちに東大霧島火山観測所へ

月	日	時	分	対策事項
3.	11	8.	45	≒えびの地震総合観測班≒の気象庁関谷調査官は，大野調査官へ事務引き継ぎを終了し，黒木知事を訪問
		16.	20	風雨波浪注意報発表，直ちに現地本部を通じえびの町災害対策本部へ通報
	12	17.	10	第20回本部会議開催 とくに田植のできる準備体制，旅館の早期営業について強力に推進するよう指示
	14	15.	00	災害諸対策についての事務打合せのため，消防防災課野村課長補佐外1人を鹿児島県へ派遣
		17.	00	第21回本部会議開催 各対策部の措置事項について検討指示
	15	9.	00	現地本部，総合観測班，町災害対策本部との事務打合せのため，えびの町へ本部職員1人を派遣
		12.	50	≒えびの地震≒の今後の見通しについての気象庁統一見解が，次のとおり東京事務所中村次長から連絡あり えびの地震は，漸次おちつく方向に向かっているものと思われる。今後はその状況の結果を分析することでこと足りるのではないか，そのため今月一杯で調査官，地震計を引きあげる予定，その後は，えびの町か吉松町に測定器を置いて，回数記録を町か警察に依頼する予定である。
	16	8.	00	松代地震についての諸対策調査のため，建築課上野課長補佐，消防防災課中原係長を長野県へ派遣
		15.	00	東京大学地震研究所長水上教授，笠間事務長補佐，地震観測の調査を終え，黒木知事を訪問
	18	19.	00	えびの町に恒久的な地震観測所の設置要望と東京事務所との事務打合せのため，中川原消防防災課長外1人上京
	20	17.	00	えびの地震についての諸対策要望のため，黒木知事上京
	22	13.	30	松代地震についての調査結果を連絡会議で検討
	25	0.	59	地震発生，震度えびの5　宮崎3 直ちに県警察本部と現地対策本部に被害状況問合せ
		1.	10	現地対策本部に対し，地震の状況および被害状況の早期把握を指示
		1.	30	黒木知事，現地調査を指示
		3.	10	現地調査第1班（嶋田農政企画課長，金子造林課長，社会課前川保護係長，消防防災課中原防災係長）現地へ （4時57分到着，被害調査開始）
		3.	30	現地調査第2班（島本土木部次長，山本道路課長，三野田河川砂防課長，国吉建築課長）現地へ （5時25分現地到着，被害調査開始）
		3.	40	藤木現地本部長から被害状況報告
		6.	55	東京事務所へ現地の状況および地震情報を連絡
		8.	25	東京事務所へ地震および被害概況を連絡

月	日	時	分	対策事項
3.	25	9.	20	第22回本部会議開催 1. 被害状況説明および対策 2. 応急避難施設の早期建設
		10.	00	現地調査第1班帰庁 宮元総務部長，県議会総務警察常任委員会で地震および被害概況について説明
		12.	20	加藤副知事，被害状況調査のため現地へ
		14.	30	黒木知事は，国鉄に対し，り災救じゆつ用寄贈品の運送費無料取扱いを申請
		15.	05	加藤副知事，現地対策本部および総合観測班と協議
		19.	10	第23回本部会議開催
		20.	30	東京事務所を通じ，国会および各省庁に対し被害状況，措置の概要を報告し対策について要望
	26	12.	40	黒木知事現地へ
		13.	30	消防庁および東京事務所へ被害状況報告
		16.	55	弘津総理府総務副長官から，えびの地震政府調査団を29日に派遣する旨，加藤副知事に電話連絡あり。 構成は文部省，厚生省，農林省，通商産業省（工業技術院），建設省，科学技術庁（国立防災科学技術センター）等
		19.	45	第24回本部会議開催 1. 被害状況報告内容の検討ならびに国に対する新たな要望事項の決定 2. 政府調査団現地調査に対する受入れ体制
		—		県税の減免説明会を13会場で実施　(29日まで)
	27	10.	00	黒木知事は，県議会全員協議会において被害状況および措置の概要を報告し，協力を要請
		17.	10	第25回本部会議開催 えびの地震に対する政府調査団の受入れ体制ならびに政府に対する要望事項について検討
	29	10.	00	えびの地震調査のため，えびの地震総合技術調査団川口団長外11人来庁，黒木知事から事情聴取後，県災害対策本部の各対策部と打合せのうえ現地へ 調査団の編成と調査期間 地質班　4人　3月29日～4月3日 建築物班　4人　3月29日～3月31日 治山砂防班　2人　〃 総合調査班　2人　〃
		13.	00	えびの地震災害対策について，鹿児島県へ合同会議を申し入れ
4.	1	8.	30	えびの地震災害対策予算として21,284千円を専決，早急な応急対策の実施を図る。
		9.	42	日向灘地震発生，震度　延岡5　宮崎，都城，油津，高鍋4

月	日	時	分	対策事項
4.	1	17.	45	第26回本部会議開催 1. 政府調査団の調査状況について 2. 鹿児島県との合同会議について 3. 日向灘地震の対策について
		—		県税の納期限等を再度5月25日まで延長の告示を，えびの町内17か所に掲示
	2	—		えびの町真幸地区京町を主体に広報車で納期限等を再度延長したことの周知を図る。
		13.	00	えびの地震災害対策について宮崎，鹿児島両県合同会議開催（吉松町）
	3	7.	50	国会および政府に対し両県合同陳情のため，宮崎県加藤副知事，鹿児島県山口総務部長上京
	6	9.	30	えびの地震総合観測のため気象庁湯村調査官来庁，大野調査官と交代
		10.	00	県議会えびの地震災害対策特別委員会に加藤副知事，宮元総務部長出席，応急対策について説明
	8	10.	00	県税の納期限延長のチラシ5,000枚を，えびの町内に配布し，その周知を図る。
	10	9.	30	加藤副知事は，小山土木部長，鈴木経済部長，玉木林務部長に対し，えびの町の被災地における豪雨被害を調査し，善処するよう指示
		16.	00	第27回本部会議開催 両県合同要望書について再検討
	11	8.	30	県議会えびの地震災害対策特別委員会一行9人現地へ 中川原消防防災課長外6人（各部）随行 町税の減免特例条例の制定および内部手続等について指導
		18.	10	鹿児島県加藤消防防災課長外1人来庁，要望書内容調整の打合せ
	12	14.	30	黒木知事現地へ
	13	11.	00	第28回本部会議開催 災害復旧事業計画，要望事項について検討
		14.	00	消防庁増田防災係長来庁，現地へ
	15	—		県税の納税相談を11会場で実施(26日まで)
	16	—		農政企画課野中主査を連絡員として東京事務所へ駐在させる。
		11.	40	東京大学地震研究所長水上教授外1人来庁，現地で観測状況を調査
	17	8.	00	加藤副知事，災害用務のため上京
		19.	00	要望書内容調整のため，中川原消防防災課長外2人鹿児島県へ
	20	12.	00	宮元総務部長外1人，各省庁に要望のため上京
	24	16.	00	黒木知事，災害用務のため上京
		18.	00	加藤副知事現地へ
	26	11.	00	宮元総務部長は各部連絡調整課長および災害関係課長に対し，災害対策要望事

月	日	時	分	対策事項
				項について具体的に関係各省庁と折衝するよう指示
4.	26	14.	00	集団移転，住宅復旧，住宅補強について各対策部と打合せ
	27	9.	30	災害復興会議開催，各部の復興計画について協議
	29	17.	20	えびの地震総合観測のため，気象庁田中火山係長来庁，翌30日現地で湯村調査官と交代
	30	13.	00	県議会総務警察常任委員会で宮元総務部長，中川原消防防災課長，復興状況について説明 えびの町に対し，6月に交付すべき地方交付税のうち5,000万円を繰上げ交付
5.	1	13.	00	えびの地震災害対策事務打合会開催，陳情結果報告
	3	15.	00	瀬戸山衆議院議員現地視察
	7	11.	00	信用保険公庫融資課長外2人現地調査へ
	9		—	宮崎大学工学部藤本助教授に対し家屋危険度調査を依頼（11日まで調査）
	11	8.	30	第29回本部会議開催 県本部を縮小し，終夜勤務を解く，現地本部を縮小 東京大学地震研究所笠間事務長補佐外1人，霧島火山観測所岡元分室の工事進捗状況調査
	12		—	えびの地震に伴う地質調査のため，通商産業省工業技術院地質調査所福田主任研究官外2人来県（調査期間15日間）
	13	9.	45	気象庁木村地震課長来庁，黒木知事を訪問，えびの・吉松両町を視察 黒木知事，災害復旧促進要請のため上京
			—	県税の申告相談を5会場で実施(17日まで)
	14		—	宮元総務部長外1人，災害復旧要望のため上京
			—	消防庁防災救急課辰己事務官現地調査
	15		—	「えびの地震総合観測班」解散，同観測班の業務は宮崎・鹿児島両気象台が引き継ぐ。なお，地震観測連絡系統は次のとおり変更 気象台→県本部→現地本部 └東京連絡部
	18		—	えびの町における地震関係の予算措置について現地指導
	21	10.	45	赤城，江崎，大平衆議院議員来県，現地視察 加藤副知事現地へ
	23		—	黒木知事，えびの地震災害復旧用務のため上京
	24		—	上京中の黒木知事から各部長に対し，おもな建設事業のうち，とくに本年度は災害復旧事業を優先的にとりあげ，早急に復旧を図るよう電話で指示

月	日	時	分	対策事項
5.	28	13.	00	えびの町で開催の「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」へ宮元総務部長，中川原消防防災課長外２人出席，住宅集団移転，住宅補強，住宅金融公庫借入期限の延長等について協議
	29	12.	00	黒木知事現地へ
	31	10.	00	県議会えびの地震災害対策特別委員会で宮元総務部長，中川原消防防災課長，現地の復興状況等を説明
6.	2	11.	25	厚生省村中公衆衛生局長現地視察
	6	—		県議会総務警察常任委員会で災害復興状況を宮元総務部長説明
	7	10.	00	えびの町で開催の「えびの・吉松地区地震対策連絡会議」に中川原消防防災課長外３人出席「激甚法に準ずる措置」について具体的打合せ
		21.	00	えびの地震災害対策予算成立（６月補正）歳入歳出予算 3億6,356万円，債務負担行為1,635万円
	10	—		えびの町に対し，被災者集団移転に伴う宅地造成事業起債申請について指導
	11	—		県議会災害対策特別委員会現地視察（中川原消防防災課長随行）
	12	11.	40	宮元総務部長外２人「激甚法に準ずる措置」要望のため上京
	23	—		黒木知事「激甚法に準ずる措置」要望のため上京
	24	—		地質調査（予備調査）のため，科学技術庁高橋地震防災研究室長および通商産業省工業技術院地質調査所木野主任研究官来庁，現地調査ならびに打合せ
	26	10.	00	自治省細郷財政局長，現地視察のため来県
	28	—		えびの・吉松地区地震対策特別措置が閣議決定
	29	13.	00	えびの町豪雨被害調査のため，加藤副知事現地へ
7.	1	—		藤木現地本部長退職，後任に甲斐農政企画課主査を発令
		8.	30	第30回本部会議開催 政府の特別措置事項について報告および今後の県の方針について検討
		13.	30	各部企画調整主幹会議開催（同上について）
	8	13.	00	県議会災害対策特別委員会で宮元総務部長，中川原消防防災課長「えびの・吉松地区地震対策特別措置」について説明
	11	13.	00	えびの町において，地震災害復旧事務打合会を開催（出席者県側中川原消防防災課長外２人，町側総務課長外５人）
		—		集団移転に伴う宅地造成事業計画について現地調査および指導
	25	10.	00	えびの地震災害復旧事業計画について関係課長補佐会議開催
8.	22	—		黒木知事は，えびの地震に際し災害救助に多大な協力援助と民生の安定に寄与した次の自衛隊に対し，感謝状を贈呈 陸上自衛隊　第８師団　第８補給隊　（熊本） 〃　〃　第８偵察隊　（〃） 〃　〃　第８輸送隊　（〃） 〃　〃　第８通信大隊　（〃）

月	日	時	分	対策事項
				陸上自衛隊　第8師団　第43普通科連隊（都城） 〃　　〃　　第5施設団　第305地区施設隊（都城） 航空自衛隊　第5航空団　（新田原）
8.	23	—		通商産業省工業技術院地質調査所により，えびの・吉松地区の地質構造調査開始（S.44.3.31まで）
9.	12	—		黒木知事は，えびの地震に際し地域住民の避難および火災防止等災害発生の未然防止ならびに人心の安定と応急復旧に尽力した，えびの町消防団に対し表彰状を贈呈
		10.	00	県議会災害対策特別委員会で加藤副知事，宮元総務部長，激甚法の基準緩和措置の見通し等について説明
		11.	40	黒木知事は，えびの地震に際し長期間にわたり，日夜民生の安定に尽力した県警機動隊，飯野警察署に対し感謝状を贈呈
	30	—		黒木知事は，局地激甚災害指定基準（案）を作成するよう中川原消防防災課長へ指示
10.	1	13.	00	局地激甚災害指定基準について関係各課と打合せ
	2	10.	00	局地激甚災害指定基準（案）作成について関係各課と打合せ
	3	10.	00	関係各課作成の局地激甚災害指定基準（案）を関係各課と検討
	17	—		黒木知事，中川原消防防災課長，局地激甚災害指定基準について政府・国会へ陳情のため上京
	22	10.	00	現地本部で，本部撤収事務打合せ，行政無線（7号）引き揚げ
	23	—		宮元総務部長，中川原消防防災課長外1人，局地激甚災害指定基準について陳情のため上京
	29	13.	00	局地激甚災害指定基準について関係各課と打合せ
11.	1	—		現地本部職員引き揚げ（事務連絡は西諸県農林事務所治山事業詰所で行なう）
	7	13.	00	中央防災会議事務局吉川参事官補，現地調査のため来県
	8	—		黒木知事，局地激甚災害指定基準について陳情のため上京
	9	10.	00	県議会災害対策特別委員会で宮元総務部長は「局地激甚災害指定基準」についての各省庁の意向を説明
	12	11.	00	神奈川県防災会議幹事一行来庁，現地視察へ
	13	10.	00	県防災会議開催，えびの地震災害対策報告
		—		黒木知事，宮元総務部長，中川原消防防災課長，局地激甚災害指定基準について陳情のため上京
	20	11.	30	第31回本部会議開催，局地激甚災害指定基準陳情経過報告ならびに検討
	22	—		局地激甚災害指定基準，中央防災会議で決定
12.	6	—		地震観測のため，東京大学地震研究所水上教授，宮崎技官来庁，現地へ

月	日	時	分	対策事項
12.	7	10.	00	県議会災害対策特別委員会で加藤副知事，宮元総務部長が局地激甚災害指定基準制定の経過，内容について説明
	19	8.	45	第32回本部会議開催 えびの地震に関する県災害対策本部関係の組織は，県警本部の警備関係組織を除き，12月定例県議会終了後に廃止することを決定
	20	12.	00	宮崎県災害対策本部廃止 えびの地震現地対策本部廃止 えびの地震災害対策東京連絡部廃止 えびの地震復興事業推進会議廃止 えびの・吉松地区地震対策連絡会議廃止

2. 各部の対策事項

(1) 企画開発対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	12.	00	第2回地震発生に伴い写真，映画担当職員2人を現地へ派遣，写真取材を行ない資料作成
	22	7.	00	災害状況取材のため職員2人を現地へ派遣 (21日取材した写真を県庁本館2階廊下に3日間展示) 東京事務所および関係各省庁に対し災害写真送付 県政記者に対し随時情報の発表を行なうとともに写真等を配布し，新聞，テレビ，ラヂオによる広報を依頼
	23	8.	00	災害状況取材のため職員2人を現地へ派遣
	24	7.	30	広報車を常駐し避難住民に対し広報を行なう，被害状況をフオトにして印刷し直ちに東京事務所，関係各省庁および地元に配布
	26	8.	30	職員2人駐在し広報活動に従事，本省提出資料として災害写真を東京事務所へ送付
	27	8.	30	職員2人広報活動に従事，本省提出資料災害写真を東京事務所へ送付
	28	8.	30	職員2人広報活動に従事，本省提出資料災害写真を東京事務所へ送付
	29	8.	30	職員4人を派遣，広報活動に従事
		10.	30	野菜，肉等が値上りにならないよう消費生活連絡協議会を開催して調整を行なう。 消費生活モニター（えびの町4人，小林市5人）に対し，今後の消費生活について必要な物価の情報等の提出方を依頼
		15.	00	出稼対策協議会開催 出稼者および出稼帰郷者について，地域内災害復旧等の公共事業への就労促進を協議決定
3.	13	---		現地広報の援助完了

月	日	時	分	対策事項
4.	17	—		出稼状況現地調査
	18	—		本庁出稼対策協議会担当者会議開催 えびの町関係工事計画書等の提出依頼
	19	—		宮崎県建設業協会理事会に対し，雇用方について協力要請
	20	—		西諸地区出稼対策協議会開催（工事計画書，確定通知）
	24	—		えびの地震出稼者対策について，えびの町長，西諸地区出稼対策協議会長，県建設業協会長，西諸建設業協会長に協力依頼

(2) 災害救助部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	13.	00	社会課前川保護係長，各部合同特別調査班の班員として現地へ
		19.	00	災害救助法適用
		20.	30	猪崎民生労働部長外1人，被害状況調査のため現地へ
		21.	50	毛布2.024枚配布（社会課平林主事外3人同行） 日赤医療班8人（医師1，看護婦2，主事1，青年奉仕団員4）現地へ 天幕12張，発電機1台，患者毛布60枚，折たたみ式寝台15台携行
	22	10.	00	社会課井上主事，宮崎県社会福祉協議会職員，日赤宮崎県支部原田事務局長現地へ
		13.	30	後藤社会課長外1人，被害状況調査のため現地へ
		19.	20	木炭250俵現地へ輸送
		19.	30	ビニール（巾2.35m，長さ100m）38本，天幕35張，防寒コート50着現地へ輸送
	23	8.	00	宮本企画調整主幹外4人現地へ
		15.	00	天幕37張，軍手1,300足，やかん200個，毛布1,800枚現地へ輸送
		16.	00	毛布800枚現地へ輸送
		17.	00	毛布36枚現地へ輸送 厚生省山下生活課長，大草係長来庁，現地へ 義援金品募集のための依頼書を日赤地区長，分区長，奉仕団長，ＪＲＣ協議会長あて発送
	24	5.	05	プレハブ住宅資材運搬トラック第1便現地到着
		8.	45	同上　第2便現地到着 （15時王子原に2戸建築し，本日中に4戸完成）
		13.	00	木炭を須木村から200俵現地へ輸送 ハイゼックス5万枚，輪ゴム25箱現地へ輸送 大阪府，清武町寄贈のかんずめ2,400個，かん切500個現地へ輸送 ビニール（巾2.35m，長さ100m）20本現地へ輸送
	25	7.	40	中部福祉事務所末石主任外6人現地へ 日赤第3医療班（医師1，看護婦2，運転手1）医薬品補充

月	日	時	分	対策事項
				木炭 250俵現地へ輸送
2.	25	12.	30	社会課谷口福祉係長，応急仮設住宅のことで現地へ プレハブ住宅24戸建築
	26	14.	35	災害救助物資としてタオル3,443枚，石けん3,443個，チリ紙6,886束，ハブラシ，ハミガキコ3,443組，バケツ1,318個，ヤカン189個，ハイゼツクス14,000枚，木炭125俵現地へ輸送
	27	13.	10	テント29張，ハイゼツクス10,742枚現地へ輸送 応急仮設住宅の建設状況（1戸建4戸，8戸建4棟32戸，計36戸）
		15.	50	義援物資としてタマゴ2箱，リンゴ50箱，衣類5梱包，バケツ10個，米6升5合，食品（即席ラーメン2梱包）をえびの町へ
		16.	00	木炭125俵現地へ輸送
	28	13.	20	ビニール35本現地へ輸送 義援物資として，かんずめ14,000個，ラーメン2,000袋，菓子袋詰2,000袋，衣料品13点をえびの町へ
	29	12.	20	後藤社会課長外3人現地へ 応急仮設住宅建設状況（1戸建4戸，8戸建4棟32戸，4戸建2棟8戸，計44戸）
3.	1	10.	00	被災住宅修理のため県職業訓練生60人を動員（3月4日から9日までに70戸修理）
		17.	20	義援物資として毛布100枚，チリ紙3梱包，衣類その他44梱包をえびの町へ
	2	10.	00	災害救助適用期間を延長 炊出し給与　3月5日まで 飲料水供給　〃 避難所設置　〃 救助物資の給与　3月8日まで
		18.	00	応急仮設住宅　10戸建設 後藤社会課長，災害救助実施状況中間報告のため上京
	3	9.	00	災害救助物資として毛布466枚，ゴザ810枚，タオル1,927枚，石ケン766個，チリ紙1,181束，バケツ1,162個，計6,312点を現地へ輸送 義援物資としてメザシ875袋，毛布20枚，衣類19包梱をえびの町へ
		11.	00	応急仮設住宅　12戸建設
	4	14.	30	義援物資として衣類36梱包，鉛筆5ダースをえびの町へ ジヤツキ2台（10屯）1台（7屯）1台（5屯），タンバツク一式を現地へ
	5	8.	30	応急仮設住宅団地に共同浴場，共同便所を建設（皇子原団地　浴場1，便所2，水流団地　便所1）
	6	10.	00	災害救助適用期間を延長 避難所設置　3月12日まで 炊出し給与　〃 飲料水供給　〃 医療　〃

月	日	時	分	対策事項
3.	6	12.	00	応急仮設住宅　18戸建設
	7	15.	00	応急仮設住宅　10戸建設
		16.	30	応急仮設住宅入居者　100世帯を決定
	8	14.	00	日本自転車振興会の災害援護資金として750万円が決定（へき地保育所1，町営浴場（補修）1，緊急避難所1）
		15.	00	応急仮設住宅　3戸建設
	9	9.	00	被災住宅修理に西諸建設業協会，飯野地区建築業者技能組合，建築士会小林支部等による積極的な奉仕活動開始　（3月10日から20日までに132戸修理）
		15.	00	応急仮設住宅　3戸建設
	11	8.	30	社会課谷口福祉係長外6人，災害救助実績調査のため現地へ
	12	9.	00	災害救助適用期間延長 避難所設置　3月19日まで 飲料水供給　〃
	15	9.	00	厚生省施設課田崎課長補佐，現地視察
	19	8.	30	災害救助適用期間延長 避難所設置　3月26日まで 飲料水供給　〃
	24	8.	30	社会課房野主事，緊急避難所設置特別承認申請のため上京（11棟の建設が承認された。）
	25	8.	30	0時59分と1時21分の地震による被害に対し，災害救助法を適用 応急仮設住宅，炊出し給与，救助物資，医療 住宅応急修理，学用品の給与
		10.	00	被害状況を厚生省へ報告
		18.	00	猪崎民生労働部長外1人，災害状況調査および緊急避難所建設打合せのため現地へ
	26	11.	30	災害救助適用期間を延長 避難所設置　4月2日まで 飲料水の供給　〃
	28	8.	30	社会課日高主事外4人，災害救助実績調査のため現地へ
		17.	00	緊急避難所1棟，亀沢地区に建設
	29	8.	30	宮本企画調整主幹，災害救助実施状況調査のため現地へ
		17.	00	緊急避難所2棟，亀沢地区に建設
	30	17.	00	緊急避難所3棟，弊田外1地区に建設
	31	17.	00	緊急避難所4棟，下浦外1地区に建設
4.	1	15.	00	緊急避難所2棟，中浦外1地区に建設
	2	15.	00	救助物資として毛布739枚，ヤカン38個，バケツ528個，軍手253足，石ケン653個，チリ紙1,573束，歯ブラシ（セット）679個，タオル882枚，ゴザ68枚，計5,413点を現地へ輸送

月	日	時	分	対策事項
4,	2	16.	00	猪崎民生労働部長外1人，緊急避難所建設のため現地へ 災害救助適用期間を延長 避難所設置　4月9日まで 飲料水供給　〃
	8	8.	30	社会課金丸課長補佐，予算および緊急避難所特別承認申請のため上京
		17.	00	緊急避難所6棟，弊田外3地区に建設 3月25日の地震災害に対し応急仮設住宅18戸，応急修理66戸が決定
	10	10.	00	猪崎民生労働部長外1人，災害救助実施状況報告および緊急避難所建設特別承認要請のため上京（16棟の建設が承認された）
	11	11.	00	災害救助適用期間を延長 避難所設置　4月16日まで 飲料水の供給　〃
	17	9.	00	災害救助適用期間を延長 避難所設置　4月23日まで
	24	9.	00	災害救助適用期間を延長 避難所設置　4月30日まで
		17.	00	被災住宅66戸の応急修理完了
	26	16.	00	緊急避難所8棟，弊田外3地区に建設
	28	15.	00	緊急避難所4棟，飯野地区に建設
	29	17.	00	緊急避難所5棟，加久藤地区に建設
	30	15.	00	応急仮設住宅18戸の建設完了
5.	24	10.	00	後藤社会課長外1人，応急仮設住宅，緊急避難所の管理状況調査のため現地へ
6.	20	8.	30	社会課日高主事外3人，災害救助実績調査のため現地へ
	26	11.	00	後藤社会課長外1人，災害救助完了報告のため上京

(3) 衛生対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	12.	00	情報第1報接受（小林保健所長より）
		13.	00	環境衛生課和田主幹，被害調査のため現地へ
		19.	00	永井衛生部長から小林保健所長に対し緊急体制に入るよう指示
	22	10.	00	環境衛生課杉田係長外1人，ろ水器2台携行現地へ
		16.	30	医務薬務課祖田，河野両係長，医療機関の被害状況調査のため現地へ
		19.	30	厚生省医務局長，公衆衛生局長，環境衛生局長に被害概況，対策を電話報告
		20.	50	現在までの状況及び下痢患者発生に伴う人心不安に対処するため，赤痢予防薬の投与を決定，この旨厚生省防疫課へ電話連絡
		22.	18	三共製薬から感冒薬（2,250人分）胃腸薬（810人分），整腸薬（500人分）の

月	日	時	分	対策事項
				寄贈を受け，直ちに小林保健所長あて送付
2.	22	23.	00	県立病院から医師２人，看護婦５人よりなる医療救護班を当分の間，現地に派遣することを決定
	23	9.	30	県立宮崎病院の編成による医療班（７人）医薬品を携行現地へ
		11.	00	永井衛生部長以下４人，災害防疫指導のため現地へ，救急薬品セット37個，精神安定剤11,000人分を携行
		15.	00	厚生省医務局長，公衆衛生局長，環境衛生局長あて被害状況報告ならびに援助依頼打電
		19.	00	環境衛生課高浜技師，赤痢予防内服薬4,500人分を携行現地へ
	24	11.	00	環境衛生課佐竹技師，消毒作業応援のため，スイングホッグ（煙霧消毒器）携行現地へ
		15.	00	県立日南病院医療班交替
	25		—	上水道の被害状況を検討し，応急復旧計画を決定
	26	10.	00	厚生省に対し，上水道被害視察のため係官の派遣要請
				医療班派遣の期間を一応３月５日までと決定
		16.	10	厚生省医務局から，衛生関係施設等の被害につき照会，小林保健所に再調査指示
		18.	10	小林保健所応援のため防疫技師，食品衛生監視員，保健婦等５人の派遣を決定
	27	16.	00	厚生省水道課増田技官来庁，現地へ
		21.	00	現地調査のため厚生省防疫課三橋技官，池上係長来庁，現地へ
	28	9.	00	田内医務薬務課長，被害状況調査のため現地へ
	29	10.	00	厚生省係官，現地視察結果の検討
3.	16	15.	00	厚生省医務局総務課長へ医療施設被害状況報告
	28	10.	00	田内医務薬務課長外１人，医療施設被害状況調査のため現地へ
4.	26	13.	00	えびの地震災害対策について，環境衛生同業組合長会議開催
	30	15.	00	同上各組合から対策について報告（被害戸数56戸，融資希望203,135千円）
6.	17	10.	00	大蔵省，厚生省による上水道災害査定実施
7.	2	9.	30	環境衛生金融公庫から，災害融資の特災利用の適用について通知

(4) 経済対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	13.	00	小林耕地出張所職員，被害調査のため現地へ
				農政企画課野中主査，各部合同特別調査班の班員として現地へ

月	日	時	分	対策事項
2.	21	16.	00	農林漁業金融公庫鹿児島支店と協議し，2,000 万円の南九州防災営農資金の配分を受ける。
	22	9.	30	県酪連に対し早急に現地の集乳を行なうよう指示
				西諸県農林事務所，都城家畜保健衛生所職員を交互に現地に常駐させ家畜対策にあたらせる。
		10.	00	県米商連と卸売業者手持米の現地輸送について協議
		10.	30	高須経済部技監外５人が，小林耕地出張所と協力して被害調査
		12.	30	工鉱課職員，被害調査のため現地へ
		14.	00	農産課紺家食糧係長，穀類臨時購入切符を携行し現地へ
		15.	00	各金融機関手形交換所に対し，借入金，手形取引等決済期間の迫まっているものについて期間の延長方を緊急要請
		16.	00	農林省へ被害報告
	23	9.	00	黒木中小企業課長，被害調査のため現地へ
				四本商工長を団長とする調査団派遣
		9.	30	第１回緊急金融機関連絡会議を開催 １．政府系金融機関は，被害額が判明しだい，災害特別枠の融資必要額を措置 ２．保証協会は，災害特別保証枠として１億円の特別保証を実施（１件50万円以内）期間３か月，保証料３厘５毛 ３．国民金融公庫は，支払条件の余裕を検討 ４．西諸信用金庫は，全国信用金庫連合会からの特別融資資金の受入れについて手配 ５．真幸地区以外の金融機関に対する協力依頼
		10.	00	被害状況を中小企業庁，福岡通産局へ報告
		11.	00	九州農政局災害復旧課査定官，現地調査
				営農指導課専技班，現地被害調査
		13.	00	九州農政局へ農業関係被害を報告
		14.	00	被災地の乳牛を加久藤市場へ移送
				食糧庁に対し食糧事務所を通じ毎日，前日までの応急配給状況と今後の配給見込数量を報告
		14.	30	畜産課間世田課長補佐外１人，乳牛・肉用牛の被害状況および飼料，防疫状況調査のため現地へ 酪農支場から乾草2.8トン補給
		15.	00	被害調査のため専門技術員３人現地へ
				日高農林政務次官および農林省大臣官房参事官来庁，現地へ
		15.	30	園芸特産課尾園課長補佐外１人，被害調査のため現地へ
		18.	00	真幸地区の乳牛14頭を加久藤市場へ収容

月	日	時	分	対策事項
2.	24	9.	00	中西畜産課長，被害調査のため現地へ
		12.	00	乳牛の転地飼養について現地関係者と協議
		13.	00	九州農政局へ農業関係被害を報告
		14.	00	真幸商工会に対し対策委員会設置を指導
				えびの町商工会連絡会議設置を指導
				真幸地区の乳牛約100頭に飼料給与開始
				雪印乳業から，でん粉粕10トンの供給を受ける。
		15.	00	えびの地震畜産対策班，指導のため現地へ 鈴木経済部長，成田営農指導課長，被害状況調査のため現地へ
	25	9.	00	日南および延岡耕地出張所から，技師各1人を小林耕地出張所へ応援派遣
		10.	00	高須経済部技監，早期災害査定要請のため上京
	26	9.	00	中小企業総合センター石井総務指導課長を班長とする特別指導班を派遣，相談業務に従事
		10.	00	吉田団体金融課長，農林金融について陳情のため上京 つなぎ資金制度の創設について県信連と協議
		11.	30	清山農産課長，食糧関係指導のため現地へ
		13.	00	第2回金融機関連絡会議を開催（被害状況説明，特別融資を要請）
				災害復旧対策のため河川砂防課と協議
		13.	30	営農指導課矢野普及係長，専門技術員，普及所指導のため現地へ
		19.	00	中小企業庁，福岡通産局，関係県商工会議所および問屋機関に対し協力要請
		23.	30	つなぎ資金について方針決定 融資総額1億9,500万円，農家負債金利率6分5厘になるよう利子補給（県2分5厘，県信連3分5厘）
	27	9.	30	営農指導課専門技術員を現地相談所へ派遣
		13.	00	斉藤工鉱課長，火薬協会指導のため現地へ
		13.	30	福岡通産局中小企業課課長補佐来庁，現地へ
		14.	00	たばこ被害現地調査 食糧事務所を通じ応急米穀割当15トンを申請
		15.	00	被害地の野菜緊急融通措置として，農協四連から救援物資（野菜8トン） 被災中小企業の緊急融資特別対策を決定 1　県費預託 預託金額　3,500万円　預託期間3か月 預託先　宮崎銀行，高千穂相互銀行，西諸県信用金庫 2　保証協会の特別保証に対する保証料の補給 保証料を2厘4毛引き下げ，日歩2厘の低率保証とする。 つなぎ資金原資として県信連に対し，6,500万円預託（つなぎ融資実施要領制定）

月	日	時	分	対策事項
2.	27	16.	00	経済，林務，土木部長会議開催 決定事項 1　一級河川については土木部で施行する。 2　市町村河川については経済部で施行する。
				高岡町高浜甘夏振興会から甘夏柑 2.5トンを寄贈
		17.	00	福岡通産局に対し被害状況報告 黒木中小企業課長，通産省へ被害状況報告，対策陳情のため上京
		17.	30	酪農支場から乾草 2.8トン，雪印乳業から，でん粉粕10トンの供給を受ける。 鈴木経済部長から県信連に対し，被災農家の生活資金，住宅補修資金について金融対策を要請
	28	8.	00	耕地課平塚課長補佐外１人，被害調査および技術指導 現地相談所に専門技術員１人を派遣
		13.	00	団体金融課野村金融係長，つなぎ資金制度について説明のため現地へ
	29	8.	30	食糧臨時購入切符の取扱方法等について現地指導
		9.	00	青果物流通状況調査ならびに開拓部落の被害状況調査のため，職員２人を派遣
		10.	00	農業用施設被害調査結果を農林省および九州農政局へ報告
		11.	00	農政局災害復旧課長，現地視察
		13.	30	えびの町からの要請により，災害復旧設計のため職員の応援派遣を決定 九州農政局へ農業被害を報告
		17.	00	農協四連からフスマ10俵の寄贈 酪農支場からサイレージ２トン寄贈
3.	1	—		農業施設災害復旧資金つなぎ融資相談受付開始（３月１日～３月８日） ＳＡＰ会員による救援活動打合せ 食糧庁から応急配給米穀15トンの割当を受ける。 農協四連からフスマ10俵の寄贈を受ける。 酪農支場から乳牛配合飼料100袋現地へ輸送
	2	—		えびの農業改良普及所，ＳＡＰ青年救助隊の救援活動実施 応急用臨時米穀購入切符をえびの町を通じ発給 ３月３日以降の給食について西諸県米商連およびえびの町と協議 酪農支場からサイレーヂ等800kg現地へ派遣 えびの町の要請により，３月２日から３月15日まで耕地課，都城，小林，日向，延岡各耕地出張所，綾川土地改良事務所，支庁耕地課から12人を災害査定設計書作成，測量，設計に従事させるため現地へ派遣 商工業関係被害額を，関係各省庁，日銀，政府系金融機関へ報告
	4	—		酪農支場からサイレーヂ乾草500kgを現地へ輸送
	5	16.	00	農業倉庫被害について，九州農政局へ報告
	6	—		り災中小企業緊急特別融資保証料補給金要綱を制定
	7	—		酪農支場から乾草500kg輸送，サイレーヂ４トン現地へ輸送
	8	—		酪農支場から乾草２トン現地へ輸送

月	日	時	分	対策事項
3.	9	—		酪農支場から乾草2トン現地へ輸送 宮崎県農林技術連絡協議会，被災地実態調査（16日まで）
		15.	00	大蔵省，中小企業庁に対し，り災中小企業者に対する特別融資について要望
	10	—		北海道から援助物資乾草999梱（30トン）到着
	11	—		酪農支場からサイレージ4トン現地へ輸送
	13	—		北海道から乾草649梱到着
	14	9.	00	中小企業振興事業団指導部主任研究指導員を招き，現地商店街診断を実施
		14.	00	本日14時をもって乳牛等の集中管理打切り，所有者へ家畜を引き渡す。（飼料として，全酪1号1俵，乾草1俵無償配布）
	19	—		九州農政局，南九州財務局宮崎財務部係官による，農地農業用施設災害査定実施（第1次）
		8.	30	営農指導課吉田専技班長以下5人の専技指導班により，水稲苗代設置ならびに水稲陸揚栽培指導
	21	8.	30	簡易畜舎設計，飼料栽培，営農計画ならびに生活設計，そさい栽培等の指導（3月22日まで）
	25	13.	00	強震発生，被災状況調査（えびの農業改良普及所） 災害対策指針の検討
	26	9.	00	事後指導のパンフレット配布（えびの農業改良普及所）
	27	13.	00	営農対策座談会を開催（　〃　） 自作農（災害）資金の需要額について1億8,000万円を九州農政局に要望
	28	13.	00	水田調査（えびの農業改良普及所）
	29	13.	00	ため池調査（　〃　）
4.	1	9.	30	被災農家戸票整理（　〃　）
		10.	00	えびの地震復興事業推進会議第1回中小企業部会を開催
	2	—		鈴木経済部長，現地視察 用水確保対策打合せ（えびの農業改良普及所）
	6	—		えびの町真幸地区田植対策指示（西諸県農林事務所，えびの農業改良普及所）
	9	—		共同利用施設（農業倉庫等）被害状況現地調査
	11	—		苗代対策座談会を開催（えびの農業改良普及所）
	12	—		えびの町の要請により入札用設計書および2次査定用設計書作成応援のため，耕地課1人，土地改良事業団体連合会2人を現地へ派遣（4月22日まで）
	13	9.	30	えびの地震復興事業推進会議第2回中小企業部会を開催
	17	—		早期水稲およびえびの地区田植対策連絡会設置要領を決定
	18	—		早期水稲およびえびの地区田植対策連絡会開催
		16.	00	自作農（災害）資金の需用について，調査分析需用調書により，1億3,800万円を九州農政局および農林省に提出

月	日	時	分	対策事項
4.	20	—		共同利用施設災害復旧事業補助計画概要書を農林大臣あて提出
	22	9.	00	営農対策調査打合せ（えびの農業改良普及所） 家畜飼養管理現地指導（営農指導課） 作物栽培状況現地調査指導（　〃　）
	23	13.	00	営農対策座談会を開催（えびの農業改良普及所）
	24	—		つなぎ融資実施要領の一部を改正し貸付期間を延長
	25	—		九州農政局，南九州財務局宮崎財務部係官による農地農業用施設災害査定実施（第2次）
	30	—		地震対策用種子確保
5.	1	9.	00	苗代用水について現地検討会開催（えびの農業改良普及所）
	2	13.	00	営農対策現地検討会開催　（　〃　）
	3	9.	00	家畜飼養管理現地指導（営農指導課）
	5	9.	00	中小企業信用保険公庫融資課長現地視察
	6	10.	00	災害融資について，金融機関および関係団体との打合会開催
		18.	30	稲作座談会開催（えびの農業改良普及所）
	7	—		農林省等に対し自作農（災害）資金枠の増大確保について陳情
	9	9.	00	共同苗代設置現地打合せ（えびの農業改良普及所）
	13	13.	00	現地営農対策打合せ（営農指導課，えびの農業改良普及所）
	16	9.	00	用水問題巡回指導（えびの農業改良普及所）
	17	18.	30	稲作座談会開催　（　〃　）
	18	13.	00	〃　（　〃　）
	20	10.	00	苗代設置と用水問題検討会開催（　〃　）
	22	—		農林省係官による共同利用施設災害査定実施
		10.	00	住宅改善指導，生活指導（営農指導課，えびの農業改良普及所） 家畜の飼養管理指導　（　〃　）
	23	—		農業近代化資金および自作農（災害）資金特別融資枠配分方農林省に再度要望
	27	9.	00	家畜飼養講習会開催（えびの農業改良普及所）
	30	9.	00	稲作座談会開催　（　〃　）
6.	3	9.	00	苗代指導講習会開催（　〃　）
		10.	00	生活改善関係現地指導（営農指導課，えびの農業改良普及所）
	5	9.	00	苗代現況事後対策検討会開催（えびの農業改良普及所）
	7	13.	00	稲作指導講習会開催（　〃　）
				生活環境改善指導　（　〃　）
		20.	00	6月定例県議会において，えびの地震被害中小企業金融円滑化対策として，補償料補給及び損失補償の特別措置を可決

月	日	時	分	対策事項
6.	10	—		宮崎県，鹿児島県資金対策現地指導打合せ（融資方針ならびに資金の配分）
	12	—		えびの地震被災中小企業金融円滑化対策要綱制定 えびの地震災害中小企業特別融資保証に関する保証料補給金及び損失補償金交付要綱制定
	13	—		中小企業信用保険公庫特別貸付金1,000万円決定
	14	—		農林省に対し災害復旧資金特別融資枠配分を陳情
	20	—		現地において，えびの地震金融円滑化対策説明会を開催
7.	3	10.	00	自作農維持資金枠決定（災害資金 3,000万円，一般資金 2,500万円，計5,500万円）
	29	—		災害特別保証制度について現地指導
8.	22	—		災害融資業務について現地指導
10.	12	—		えびの町旅館復興融資決定

(5) 林務対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	13.	00	林政課児島課長補佐，各部合同特別調査のため現地へ
	22	14.	00	熊本営林局長に応急仮設住宅用，公共施設用，その他住宅復旧用木材売払い措置について要請
	23	8.	30	県営林室職員，県有林（分収造林地）被害調査のため現地へ
		12.	30	日高農林政務次官に対し，玉木林務部長現地で被害状況説明
	24	8.	30	造林班は被害状況調査のため，金子造林課長外1人を現地へ派遣 林政班は被害状況調査のため，林政課関谷係長外2人を現地へ派遣
		10.	00	22日の要請に対して，とりあえず西諸木材協同組合その他の手持分を放出し，それに相当する木材を後日，国有林材で補てんすることに決定
	26	8.	00	林野庁治山課武居課長補佐，被害状況調査のため現地へ
		11.	00	緊急治山事業協議のため職員を林野庁へ派遣
	27	17.	00	玉木林務部長，林業被害説明のため上京
	29	8.	30	住宅の応急修理用材調達のため，林業指導課原田課長補佐外1人現地へ
3.	1	10.	00	熊本営林局長から災害復旧用国有林材の備蓄完了の通知，えびの営林署 300m^3 小林営林署600m^3，都城営林署1,000m^3，人吉営林署1,100m^3，計3,000m^3
	3	8.	30	林業指導課原田課長補佐外1人，西諸木材協同組合の復旧資材共販センター設置指導のため現地へ
	12	9.	00	西諸木材協同組合共販センター開設（復旧補修材供給開始，供給価格は災害発生前の市価で協定）
	16	10.	00	林野庁治山課藤堂課長補佐，田丸災害査定官，災害復旧計画調査のため来県

月	日	時	分	対策事項
3.	22	9.	00	県有林材を応急復旧資材にあてるため，県営林室職員２人を現地へ派遣，関係者と協議し，140m^3の放出を決定
	26	10.	00	治山コンサルタント赤沢宗二氏を招き，災害現地調査(災害復旧工法等を協議)
	29	10.	00	北海道大学東三郎教授を招き，災害現地調査（災害復旧について協議)
	30	14.	00	東京大学名誉教授荻原貞夫氏を招き，災害現地調査（シラス対策災害復旧等を協議)
4.	1	12.	30	復旧用木材供給対策について，西諸木材協同組合理事長と協議
	4	8.	30	大蔵省主計局浜口主査，林野庁治山課山口専門官，建設省防災課黒坂専門官来庁，現地へ
	10	9.	40	玉木林務部長，緊急治山事業折衝のため上京
	21			林野庁服部技官，ヘリコプターによる山腹緑化工法試験立会のため来県
	22	10.	00	ヘリコプターによる山腹緑化工法現地試験実施，林野庁服部技官，玉木林務部長，金子造林課長現地へ
5.	1	10.	00	ヘリコプターによる山腹緑化工法について打合せ
	2	9.	00	玉木林務部長，災害復旧関係予算折衝のため上京
	10	13.	00	玉木林務部長，金子造林課長，ヘリコプターによる山腹緑化工法の結果調査のため現地へ
	16	12.	00	玉木林務部長，ヘリコプター山腹緑化結果調査のため現地へ
	21			ヘリコプター山腹緑化実播開始
	24	8.	30	応急復興用材として県有林材140m^3を，えびの町に引き渡し完了
6.	9			ヘリコプター山腹緑化実播工，前期実施計画量完了（実施面積16.5ha)
	10	12.	00	玉木林務部長，ヘリコプター実播工調査のため現地へ
	24	10.	30	三重大渡辺武夫教授，治山コンサルタント赤沢宗二氏を招き，災害復旧現地検討会開催（玉木林務部長外治山技術者参加)
7.	31			被災住宅補強補助事業実施について，えびの町と打合せのため林業指導課山口課長補佐，武田係長現地へ
8.	10			えびの町長に対し，住宅補強補助対象被災世帯の調査依頼
	19			熊本営林局長に対し，被災住宅補強資材の払下申請書を提出
	31			熊本営林局長から，資材258m^3の販売決定について通知
9.	4			えびの町長に対し，払下資材の搬出および製材加工の工場選定を依頼
	9			林業指導課職員，払下資材の土場搬出立会いのため現地へ
	21			えびの町長から，被災住宅補強材交付者の申請
	26			えびの町長から，補強材の買受申請
10.	1			えびの町長に対し，補強材の売渡しを通知
	8			えびの町長に対し，被災住宅補強材交付者の承認を通知

(6) 土木対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	12.	20	被災情報キヤッチ後直ちに松浦小林土木事務所長に対し，調査を指示するとともに，管理課，道路課，建築課の職員4人を現地へ派遣
		13.	00	交通の確保と危険防止のため，陥没道路の応急措置を行なうとともに亀裂道路の危険標識をするよう小林土木事務所長に指示
		13.	10	建設省へ対し被害報告（第1報）以下遂次報告
	22	7.	30	災害調査のため小山土木部長，山本技監現地へ
				268号線舗装亀裂箇所の応急復旧を実施
		8.	00	住宅金融公庫熊本支所へ災害報告 災害調査のため建築課職員8人を現地へ派遣
		10.	30	建設省砂防課に地すべり状況報告，係官の派遣を要請
		10.	40	建設省防災課に対し被害調査を要請，防災課井沢査定官，住宅建設課渡辺課長補佐来県
		13.	00	砂防被害調査のため河川砂防課職員2人を現地へ派遣
		23.	00	268号線亀沢部落の崩土による交通止め箇所復旧完了
	23	8.	30	崩土，路肩決壊のため交通止めとなっている，えびの—真幸線を補修し一車線を確保するよう指示（25日開通）
		12.	00	現地対策班（土木班）の強化処置として，職員8人を派遣
		17.	35	仮谷建設政務次官，坂井防災課長，厚生省山下生活課長，大草救助係長が被害状況視察のため来県
	24	8.	00	本庁派遣技術職員2人を1組とする各班が，県ならびに町工事現場の測量設計作業に着手
		8	30	三野田河川砂防課長外1人を砂防被害とりまとめのため現地へ派遣
				被害調査応援のため本庁および宮崎土木事務所から車両2台を派遣
		12.	50	県の要請に基づき建設省建築研究所大崎第3部長，被害調査のため来県
	25	8.	00	現地測量班の機動力増強のため，増援車1台派遣
		9.	00	島本次長外3人，土木関係の測量，設計の進捗状況，住宅相談状況等調査のため現地へ
		19.	00	建設省倉上砂防課長が県の要請により，柳水流災害箇所を中心として現地調査
	26	8.	30	現地測量班の機動力増強のため，高鍋土木事務所から増援車1台派遣
		9.	00	道路課職員2人現地調査班の測量，設計等を指示するため，小林土木事務所ならびに真幸地区へ派遣
		17.	00	緊急査定設計書作成のため派遣職員10人を決定
	27	15.	30	柳水流地区の山腹崩壊復旧について，土木部，林務部，経済部打合
	28	14.	00	西諸県地方支部長に対し，被災地の倒壊家屋のかたづけ整地作業に建設機械の貸付希望の有無を町長と打合せるよう指示

月	日	時	分	対策事項
2.	28	16.	00	建設省建築研究所理学博士寺島敦氏，宮崎工事事務所猪須係長，現地調査（10日間の予定）
	29	13.	00	えびの地区の地震状況を建設省防災課へ報告
		14.	00	設計増援のため技術者２人追加派遣
3.	2	12.	00	最終被害を建設省へ報告
		12.	30	建設省に対し，緊急査定の実施要請
		13.	30	応急仮設住宅建設督励のため，工務第１係長外１人現地へ
	3	16.	00	建設省住宅局に対し，住宅被害状況説明のため国吉建築課長外１人上京
	4	8.	30	橋梁係長外４人，橋梁復旧実施計画書策定のため現地へ
		10.	00	大丸川，溝添川の一級河川指定を建設大臣あて知事の意見書提出
	5	8.	30	住金の認定事務と並行して住宅診断班４人を現地へ派遣
		15.	00	現地において住金融資協議会を開催（住金熊本支所，宮崎銀行，西諸信用金庫県信連，労働金庫，建築課係長出席）
				山本技監，土木全般の復旧計画指導のため現地へ
				道路課技師２人，災害設計応援のため現地へ
	6	9.	00	建設省渡辺査定官，大蔵省坪山監査官，住宅被害査定開始
				京町地区外３地区において住金融資説明会開催
	11	16.	35	緊急査定のため建設省井沢査定官外３人，財務部主計課長外２人来県
	12	8.	00	建設省土木研究所岩松技官現地調査
	13	8.	30	建築課技師，住宅滅失戸数の名簿再調査のため現地へ
	19	8.	30	建設省塩井橋梁係長現地調査
	21	8.	30	建築課技師２人，災害公営住宅調査のため現地へ
	25	3.	30	０時59分および１時21分の地震発生により島本次長外４人，被害調査のため現地へ
		8.	30	土屋技師外３人，被害調査のため現地へ
		8.	40	被害概況を建設省へ報告
	26	10.	00	３月25日の地震により再度不通となった，えびの真幸線は大型車両を除き，一車線確保開通
		11.	00	災害復旧を２か年で完了するよう建設省に折衝のため，山本技監外２人上京
		13.	00	えびの地震復興事業推進会議建設部会開催
				被害調査のため技師２人派遣
4.	4	10.	00	砂防協会矢野理事（前砂防部長）現地調査
	8	—		溝添川，大丸川の一級河川指定（政令第64号）
	10	12.	00	えびの町一帯に集中豪雨あり，現地調査を行なうよう松浦小林土木事務所長に指示
	13	8.	30	268号線の被害調査のため技師１人を現地へ派遣

月	日	時	分	対策事項
4.	16	8.	30	丸田維持係長外1人，えびの—真幸線災害合併問題調査のため現地へ
	18	9.	00	建設省砂防課谷専門官現地調査
	19	10.	00	建設大臣あて溝添川，大丸川砂防指定地の編入申請
5.	4	9.	00	山本技監，土木災害復旧状況調査のため現地へ
	9	8.	30	家屋危険区域実態調査のため技師外2人を派遣
	13	8.	30	えびの町長と災害公営住宅用地折衝のため技師1人派遣（第1回）
	23	—		災害公営住宅用地の第2回折衝
	26	16.	35	第2次災害査定のため，建設省井沢災害査定官外1人および南九州財務局大塚監査官来県（29日まで）
	28	8.	30	災害公営住宅用地の第3回折衝
	30	—		溝添川，大丸川が砂防指定地に決定（建設省告示第1550号）
	31	8.	30	災害公営住宅用地の第4回折衝
6.	3	8.	30	災害公営住宅用地実測のため技師3人を派遣
	7	—		えびの地震復旧計画説明のため前田主事上京
	11	11.	30	橋梁調査のため橋梁係長派遣
	19	8.	30	亀沢橋復旧施行打合せのため，小林土木事務所長を建設省川内川工事事務所へ派遣
				災害公営住宅22戸分用地契約のため津村技師外1人を派遣
	21	8.	30	災害公営住宅一般分用地交渉（30戸分）のため加納主幹派遣
	25	—		災害公営住宅（30戸分）の建設配置について説明のため技師3人上京

(7) 出納対策部

月	日	時	分	対策事項
				（義援金品）
2.	26			全国自治宝くじ協議会　ほか6件　1,019,293円
	27			兵庫県知事　ほか8件　350,100円
				鈴木養鶏場　ほか1件　タマゴ2箱　衣類ほか　48枚
	28			長崎県知事　ほか10件　339,700円
				串間マサ氏　タオル1箱　チリ紙3包
	29			市村維英氏　ほか1件　7,400円
3	1			富士従業員一同　ほか7件　214,550円
	2			三重県知事　ほか2件　206,515円
				西川桂子氏　毛布 100枚
	4			株式会社小学館　ほか5件　241,483円
	5			藤川房夫氏　ほか6件　449,000円

月	日	時　分	対　策　事　項
3.	6		東旧杵地区連絡協議会　ほか4件　98,042円
	7		五十嵐ワカ氏　ほか2件　133,600円
			鮫島康輔氏　ほか10件　衣類19包
	8		国際婦人福祉協会　ほか2件　610,000円
			石川正治氏　ほか9件　衣類14包　書籍2包
	9		岐阜県知事ほか　1件　200,000円
	11		全国知事会ほか　3件　63,625円
			住田滝夫氏ほか　12件　学生服90着，衣類22包，書籍2包
	12		同志社香里高校ほか　2件　56,822円
			天沼郵便局ほか　3件　衣類4包，書籍1包
	13		宮園婦人会ほか　3件　128,000円
			小原定子氏ほか　7件　衣類9包
	14		江藤満次氏ほか　1件　11,000円
			（以上の預金利子　923円）
			大矢鈴子氏ほか　4件　衣類11包
	15		小西安太郎氏ほか　4件　25,400円
			大塚静子氏ほか　2件　衣類5包
	16		高城義一氏　60,000円
			島田サト氏ほか　5件　衣類8包
	18		小津高校ほか　2件　104,470円
			高橋スミ氏ほか　16件　衣類24包，書籍5包
	19		林弘一氏ほか　2件　45,473円
			亀谷定子氏ほか　9件　衣類16包　書籍1包
	21		西南学園バプテスト教会ほか　3件　21,305円
			杉本陽子氏ほか　19件　衣類43包　書籍1包
	23		新潟県知事ほか　2件　800,000円
			田中栄子氏ほか　10件　衣類25包
	25		東岩小学校長ほか　11件　33，946円
			小野木秀一氏ほか　14件　書籍1包　衣類30包　薬品2包　カレンダー3包
	26		枝村作子氏ほか　6件　衣類10包
	27		葵連合婦人会ほか　4件　70,592円
			梅村喜代氏ほか　6件　衣類16包　カレンダー3包
	28		生長の家山梨青年会ほか　3件　48,727円
			大図見代子氏ほか　7件　カレンダー4包　衣類14包

月	日	時　分	対　策　事　項
3.	29		京都女子学園長　10,000円
			川崎たき氏ほか　5件　衣類9包
	30		石屋中学校ほか　4件　48,500円
4.	1		東旧杵郡北川村ほか　5件　383,067円
	3		今井正氏　5,000円
	4		マルヒ物産株式会社ほか　4件　24,150円
			原良雄氏ほか　8件　衣類14包
	5		西日本新聞民生事業団　159,170円
	6		町田惣三郎氏ほか　7件　衣類11包
	8		松原いと氏ほか　5件　衣類12包
	9		昭和市議会議員一同ほか　11件　52,678円
			渕本芳子氏ほか　3件　衣類4包
	12		吉田加寿子氏ほか　10件　衣類15包
	13		高田信孝氏　200円
	15		宮崎刑務所職員一同　29,100円
	16		筑豊薬品株式会社ほか　2件　15,904円
	17		古川ヨシ氏ほか　5件　衣類21包
	19		久保享氏　9,118円
			山中書店ほか　6件　衣類12包
	22		行慶太郎氏ほか　4件　62,287円
			岩田まり子氏ほか　9件　衣類24包　書籍1包
	25		北九州若葉サークル　1,872円
			鹿児協子氏ほか　5件　衣類20包
	26		新潟市長　1,165,117円
	27		北九州宮崎県人会ほか　2件　159,626円
	30		トピー工業株式会社ほか　1件　20,000円
5.	2		福岡県知事ほか　2件　103,500円
			加藤長九郎氏ほか　14件　衣類25包
	4		小林浩三氏ほか　7件　衣類15包
	8		熊本県議会　50,000円
	10		橋本宗三氏ほか　1件　1,000円
	11		東大阪高校生徒会　10,000円
	17		茨城県小川小学校ほか　3件　206,965円
	30		読売新聞西部本社ほか　1件　162,589円

月	日	時	分	対策事項
6.	3			中尾成一氏ほか 1件 5,000円
	7			金城周奉氏 10,000円
	11			下妻第一高校ほか 1件 3,543円
	13			山口県知事 100,000円
	17			西多喜郎氏ほか 1件 16,060円
	25			西日本新聞民生事業団 71,623円
	26			伊万里市社会福祉協議会 11,300円
	27			社会課職員ほか 2件 13,420円
7.	8			愛知紡績株式会社 10,000円
				神保工業株式会社 タオル1包
8.	5			松島炭鉱労働組合 10,000円

義援金合計 8,270,757円

救援物資合計

タマゴ 2箱 タオル 2箱 チリ紙 3包 毛布 100枚
書籍 13包 薬品 2包 衣類 409包 学生服 90着
カレンダー 9包

(8) 文教対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	10	西諸県教育事務所，飯野高校等の被害状況調査（生徒に異状ない模様）
		11.	35	飯野高校および小林高校の被害状況調査（校舎および生徒の被害はない模様）
		20.	30	り災者用テント，毛布等の貸出しについて検討，保健体育課所管のテント35張ほか，毛布，カンテラ等も貸出を準備
	22	7.	00	田村教育次長外8人現地調査
		10.	10	文部省に対し被害状況，学校運営（休校）の概況を報告するとともに災害査定官の派遣要請
		16.	20	文部省に対し被害報告
		21.	05	鈴木保健体育課長外4人現地調査
	23	0.	45	災害救助部からの要請によりテント35張を貸与
		1.	15	西諸県教育事務所から，えびの町は小・中学校とも全校休校との報告
		10.	40	文部省に対し係官派遣要請
		12.	30	真幸中学校に被災教職員を集め見舞金をおくり，災害復旧資金の貸与について説明

月	日	時	分	対策事項
2.	23	13.	30	文部省に対し災害状況を報告するとともに再度係官派遣要請
	24	9.	43	西諸県教育事務所から次のとおり報告 1. 真幸小学校で利用可能教室21室を確保 2. 25日の実状把握のうえ26日からは授業を再開したい。
		11.	15	対策について指導助言のため，技術職員および指導主事を派遣
		12.	50	文部省から福岡助成課長補佐，小川指導課長補佐来庁，現地へ
		13.	10	鹿児島，熊本両県へ災害調査について連絡，被害状況聴取
		14.	58	文部省に対し修正被害額を報告（被害額77,870千円）
		16.	50	野口教育長現地調査
		18.	20	西諸県教育事務所へ調査依頼 1. 児童生徒の動態把握，精神的な動揺の状況 2. 授業再開の予定期日，避難先での学習計画 3. NHK，MRTに対し児童生徒に避難先を連絡すること等の放送依頼
	25	9.	15	えびの町教育委員会授業再開について打合会開催 1. 出席者 野口県教育長，新名西諸県教育事務所長，学校教育課指導主事，総務課技師，教育事務所指導主事，大牟田町教育長，黒木次長，真幸小，中学校長 2. 協議事項 (1) 早急に生徒の実態を把握すること〔26日登校(真幸を除く)27日調査〕 (2) 授業ができるよう教育環境を整備すること（体育館の間仕切り） (3) すみやかに授業の再開を図ること（中3にとくに配慮のこと） (4) 災害が局部的であるので，全県下の入試期日の延期は困難であること (5) 広報について種々の方途を考えること（広報車，報道機関，児童，生徒，他地教委等）
		17.	00	文部省調査官福岡，小川両課長補佐現地指導 1．屋根の改良復旧 セメント瓦を長尺鉄板ぶきにすること。 2．渡り廊下 木造を鉄骨にすること。（比較設計してみてほしい） 3．校舎の内装 しつくいの乾式施工でもいいが被害箇所は除く。 4．設備については修理可能なものは補修費で算定する。 5．復旧事業計画書提出期日は別途連絡する。 6．災害写真を整備のうえ復旧工事に着手してよい。 校舎（とくに真幸小学校）の復旧のため大工，左官等の斡旋，県職業訓練所生徒の派遣要請について協議 教育委員会を開催，被害状況，措置等について報告
	26	13.	44	西諸県教育事務所から次のとおり報告 真幸小，中学校を除くえびの町内の小中学校は，ほぼ平常どおり生徒が登校している。

月	日	時	分	対策事項
				ただし，加久藤小学校は災害による欠席18人（避難によるもの）を除く
2.	26	18.	00	えびの町大牟田教育長から次のとおり報告 真幸中学校の3年生は28日から授業を開始する。 被害を受けた生徒は飯野公民館に収容し，通学については検討する。
	27	8.	00	穂積学校教育課長現地調査
	29	10.	07	文部省助成課と災害復旧対策について協議
3.	3	—		えびの町に対し，災害復旧事業計画書等の作成指導
	9	—		小林市に対し，災害復旧事業計画指導
	12	—		災害復旧事務指導のため，職員を現地へ派遣
	18	—		災害復旧事業計画指導のため，技師を現地へ派遣
4.	3	—		大蔵省，文部省係官現地調査（6日まで）
	8	—		真幸小学校のプレハブ校舎竣工（教室30室，便所3棟）
5.	7	—		えびの町に対し，災害復旧工事の早期着工について指導
6.	5	—		真幸小学校の災害復旧計画について指導
	12	—		真幸小学校の災害復旧計画について再度検討し指導
7.	16	—		災害復旧事務および技術指導のため，職員を現地へ派遣（小林市，えびの町）
11.	7	—		文教施設災害復旧事業について中間調査および事務指導

(9)　公安対策部

月	日	時	分	対策事項
（災害警備体制の確立）				
2.	21	8.	51	宮崎市内震度3の有感地震により県内各署に対し，地震被害の状況，津波発生予想について調査方指示
		8.	55	飯野署管内に相当被害ありの概況判明，よって県警本部に地震災害警備連絡本部，飯野警察署に地震災害警備本部設置
		11.	30	県本部機動隊および隣接警察署員を現地へ緊急派遣，引き続き本部員をもって特科班を編成，車両および災害警備資器材を現地へ急送 1．県本部梅原警備部長，現地へ急派 2．飯野警察署警備本部を現地京町派出所へ移動し「現地警備本部」とする。
	22	—		1．県警察災害警備本部設置（連絡本部を切り替え強化） 2．県本部課長を現地本部幕僚として派遣 3．県下各署から災害警備応援警察官を増派 4．現地警備本部に超短波無線固定局設置 5．交通，防犯，捜査，広報，給養，救護の特科要員を県本部から増強派遣 6．災害警備本部長現地視察 7．広報車，パトカー，白バイ，バイク，輸送用車両および災害警備用資器材を増派

月	日	時	分	対策事項
2.	23		—	1．各署および県本部の警備部隊員を増派 2．県現地対策本部，えびの町災害対策本部，現地警備本部の間に連絡用警察電話を架設
	24		—	1．バイク20台，小型輸送車4台を現地へ急送 2．樋口警務部長，警備資材の運用指導のため現地へ派遣 3．竹迫警備課長，災害警備指導のため現地へ派遣
	25		—	1．県本部および現地本部に災害警備相談所を設置 2．田村災害警備本部長，現地状況視察
	26		—	1．各署および県本部の警備部隊員を増派 2．避難所に対する巡回連絡班を設置 3．安田交通第一課長，交通整理指導のため現地へ派遣
	27		—	1．交通（白バイ10台）捜査，防犯の各特科班を増派 2．梅原警備部長，災害警備指導のため現地へ派遣 3．幣島総務室長，部隊の設営，給食，必要品調達のため現地へ派遣
	28		—	1．田村災害警備本部長，現地状況視察 2．長友防犯少年課長，特科班指導のため現地へ派遣
	29		—	1．えびの地震再発にそなえての緊急動員計画の補正 2．長期警備体制に対処するため警備部隊待機用プレハブハウスを現地に仮設 3．吉都線開通に伴い，京町駅前に臨時派出所を新設 4．監察官，警備従事員の士気ならびに規律維持の諸方策を推進するため現地へ派遣 5．吉田捜査第一課長，特科班指導のため現地へ派遣
3.	1		—	吉都線開通に伴い，京町駅前に検問所を兼ねた臨時派出所を設置，京町駅に下車する見舞客，訪問者等の利便を図る。
	4		—	1．えびの地震災害警備体制の段階的縮小計画に基づき，現地警備体制を段階的に縮小 2．現地警備本部と派遣部隊待機宿舎との間に応急有線電話を架設
	6		—	被災地域内の特別巡回連絡を実施し，被災地の実態把握と住民に対する防犯指導を行なう。
	25	1.	06	現地警備本部長から強震再発および応援急派の要請を受理
		1.	10	えびの地震再発に備えての警備計画に基づき，県警本部，宮崎，都城，小林，高岡および高鍋警察署員の現地出動を下命
		1.	30	県本部警備部付小守警視を現地本部幕僚として急派
		2.	00	小林部隊到着，以降各部隊員が逐次現地に到着
		3.	20	田村県警察本部長現地視察
	26	13.	00	現地警備本部長および各警察署長に対し，長期警備計画について指示 被害調査活動終了後，長期計画に基づき現地の災害警備を実施（30日まで）

月	日	時	分	対策事項
3.	31	—		えびの地震災害警備長期計画により第1段階に縮小して災害警備を実施（4月18日まで）
4.	19	—		えびの地震災害警備長期計画により第2段階に縮小して災害警備を実施（5月10日まで）
5.	11	—		えびの地震災害警備長期計画により第3段階に縮小して災害警備を実施（S44．1．31現在）

(10) 現地対策本部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	21.	30	宮崎県えびの地区地震西諸県地方支部長（佐藤西諸県農林事務所長）から現地に対策班を設置し，応急対策に従事するよう命ぜられた寺松小林県税事務所長は，班長として小林，西諸県の県出先機関（農林，県税，土木，耕地，教育，保健所等）から職員各2人とともに直ちに現地へ急行 えびの町真幸支所隣りにテントを張り設営したが，風雪激しく，やむなく同支所の前隣り作前農機具店を借り上げ，災害対策現地班の体制を完了
	22	1.	40	加藤副知事，猪崎民生労働部長現地到着，被害状況調査
		10.	30	9時10分，県本部において「宮崎県えびの地区地震現地対策班」の設置が決定，班長は寺松小林県税事務所長，任務内容は 1．県災害対策本部とえびの町災害対策本部との連絡調整 2．現地災害関係機関との連絡 3．被害状況の調査および災害広報 4．その他県災害対策本部長が指示する事項
		10.	50	えびの町災害対策本部（以下「町本部」という）と合同で被害調査実施
		17.	00	被害状況調査結果を西諸県地方支部へ報告
		18.	30	小山衆議院議員被災地を視察
		19.	50	真幸老人ホームの入居者を真幸中学校へ避難させるため，職員5人に毛布100枚を携行させ派遣
		21.	00	現地の状況を西諸県福祉事務所経由県本部（社会課）へ報告 内竪部落の河川40m決壊，県本部（管理課）へ報告 堀，関谷両県議会議員被災地視察
		21.	20	西諸県農林事務所所属の移動無線局（行政宮崎5号）到着，直ちに活動開始
		23.	00	県本部から派遣された入山，雨田両主事が無線車（行政宮崎12号）とともに到着，直ちに情報収集のため被災地へ
	23	3.	00	町本部から毛布5,000枚の要請あり，県本部へ連絡
		8.	00	町本部から風邪薬50人分の要請あり，西諸県地方支部へ連絡

月	日	時	分	対策事項
2.	23	9.	30	真幸地区公民館の被害状況をえびの町教委と調査し，その結果を西諸県地方支部へ報告
		10.	15	小山衆議院議員被災地視察
		10.	20	黒木知事現地視察
		11.	00	九電小林営業所から，本日17時から送電する旨の連絡とともに送電時における注意事項の通知あり，直ちに町本部に対し住民へ広報するよう指示
		11.	20	県議会総務警察常任委員会一行，災害状況視察のため来訪，現地へ
		11.	35	県議会建設常任委員会一行，災害状況視察のため来訪，現地へ
		11.	50	宮崎大学藤本助教授，土木被害調査のため来訪，現地へ
		14.	00	九州農政局緒方災害査定官来訪
		14.	30	航空自衛隊新田原基地のヘリコプター到着，空中撮影に必要な打合せを行なう
		15.	00	農林省日高政務次官一行到着，町本部にて記者会見
		16.	10	現地対策班用のテントを真幸支所の南隣に設営完了，現地対策班を移転 行政無線14号を設置完了 久留日本共産党中央委員来訪
		17.	15	町本部から，避難所への給食運搬車の要請あり，小林土木事務所の車を手配，町本部から，県広報車の応援方要請あり，県本部へ連絡（24日から常駐，広報にあたる。） 住宅金融公庫熊本支所建設課長来訪
		18.	00	県警察専用電話を県警現地本部，県現地本部，町本部の間に架設完了
		19.	30	県本部からの指示により，「宮崎県えびの地震災害相談所」を設置し，被災者に対する相談業務開始（22時設置完了）
	24	—		県本部（衛生部）から到着の三共整腸薬103,200錠，ラクボン錠8,100錠を町本部へ渡す。
		10.	50	荒武第８師団長ヘリコプターで現地到着，被災地視察
		10.	52	建設省仮屋政務次官，現地視察
		11.	00	被災地における家畜，とくに乳牛の飼養管理が放置の状態にあることから，県本部（経済部）と協力し家畜班を編成，加久藤家畜市場に収容所を開設

収容家畜（24日）

区分	中浦部落	下浦部落	亀沢部落	計
戸数	25戸	8戸	1戸	34戸
乳牛（ホ）	21頭	12頭	2頭	35頭
〃（ジ）	29	13	2	44
計	50	25	4	79

他に肉牛41頭を収容，また飼料として酪農支場で乾草３トン，濃厚飼料1,200俵を準備し，北海道雪印乳業株式会社に乾草50トンの発送を依頼

月	日	時	分	対策事項
2.	24	11.	30	内田，朝飛，税所各県議会議員現地視察 県本部（建築課）へ住宅相談員の増員を要請
		13.	50	社会党災害調査団（川村団長外6人）現地視察のため来訪，現地へ
		14.	30	町本部から，タイヤチエーンのあつせん方依頼あり，県本部へ
		15.	00	県本部から派遣の入山，雨田両主事引き揚げ，無線車は現地対策班に引き継ぐ
		16.	00	県本部（衛生部）から整腸薬（三共）60,150錠，ラクポン3,600錠到着，町本部へ渡す。
	25	8.	15	柳水流部落で事故ありとの報に，神也主事，警官と同行調査（谷山一家4人が行方不明，翌日鹿児島市へ避難したことが判明。）
		8.	45	加藤副知事，現地視察
		10.	00	家畜の収容は，乳牛16頭，肉牛11頭，累計乳牛95頭，肉牛52頭（これらの家畜は3月14日まで管理）
		10.	20	総理府弘津総務副長官来訪，現地へ
		11.	15	現地本部用公衆電話「真幸局 274」架設，この旨県本部ほか関係機関へ連絡
		11.	25	水上東京大学地震研究所長来訪，現地へ
		11.	30	日南市収入役災害見舞のため来訪，現地へ
		13.	00	宮元総務部長，中川原消防防災課長，応急対策指導のため現地本部到着
		13.	20	林野庁武居治山課長補佐，現地視察のため来訪
		13.	40	気象庁関谷調査官，福岡管区気象台脇田係長，宮崎地方気象台黒木課長，地震観測のため来訪，直ちに観測業務開始
		16.	40	鹿児島地方気象台田畑観測課長来訪
		18.	10	県本部から木炭250俵到着，町本部へ引き渡す。
		21.	10	県本部（社会課）へ日赤救護活動の状況および避難場所，人員等の報告
	26	8.	30	「宮崎県えびの地区地震災害対策現地対策班」が「宮崎県えびの地震現地対策本部」となり，この組織の中に「災害相談所」と従来の西諸県地方支部を置き，当該支部に「えびの現地対策班」が置かれた。
		9.	10	県広報車広報のため被災地へ
		11.	15	県議会農林水産常任委員会一行現地視察のため来訪，現地へ
		11.	35	消防庁永瀬調査官現地視察のため来訪，現地へ
		13.	50	県本部（園芸特産課）から野菜の状況について照会あり，調査のうえ不足していない旨回答
		14.	00	熊本地方気象台久塚運輸技官来訪，現地へ
		14.	20	高原町永峯議会議長来訪，現地へ
		16.	20	藤木現地本部長着任，寺松現地対策班長から防災活動の状況および被災現場を踏査しながら事務引き継ぎを行なう。
		17.	27	県本部から専用電話回線について照会あり，小林電報電話局に回線がある旨回答

月	日	時	分	対策事項
2.	26	17.	45	木下自民党県連幹事長来訪
		17.	50	個人住宅の取りこわし宅地の整理は，自衛隊災害派遣の条件にならない旨県本部から連絡あり，この旨町本部へ通知
		18.	00	えびの地震総合観測班用のプレハブ完成 県本部から木炭125俵到着，町本部へ引き渡す。
	27	10.	00	えびの地震総合観測班からの地震情報を県本部へ報告するとともに，人心の安定を図るため，被災地はもちろん避難先の小林市まで県広報車で伝達，避難者に早期復興に着手するよう呼びかける。
		10.	15	北諸県農林事務所へ，キャンプ用テント借用を依頼（4張借用）
		11.	15	避難所用緊急薬品セット34個を町本部へ交付
		11.	20	加久藤家畜市場から乳牛の集中管理に必要な電力の増量手配方要請あり，直ちに九電真幸営業所に依頼，本日中に工事完了する旨回答
		14.	40	水上東京大学地震研究所長へ地震の状況を連絡
		17.	00	藤木現地本部長，13時から17時まで被災地を巡視
		17.	10	相談件数および住民の生活状況（商店の開店機運等）を県本部へ報告
		22.	35	住民の避難状況を県本部へ報告（48か所，2,894人）
	28	1.	50	県本部へ地震発生状況を報告
		9.	10	県本部へ災害状況報告 天気予報を県広報車で住民へ広報
		12.	00	自衛隊の給食支援は3月2日で打切り，3月3日から町で実施する旨県本部へ報告
		13.	00	堂本用水路復旧について，佐藤えびの農業改良普及所長の意見を聴取
		13.	40	陸上自衛隊第43普通科連隊長，災害派遣部隊の撤収用務のため来訪，撤収について藤木現地本部長から加藤副知事へ連絡
		14.	20	県本部を通じ宮崎地区同盟事務局から，災害復旧について労力奉仕の申入れがあったので，町本部へ連絡したところ「まだその時期でない，その時期がきたらお願いする。」との回答あり，この旨県本部へ報告
		15.	00	藤木現地本部長，大丸部落の避難問題で現地へ
		15.	12	えびの町民生委員15人来訪
		16.	20	16時15分，宮崎地方気象台発表の天気予報（降雨量20～30㎜）を住民へ広報し，注意を促す。
		16.	35	家畜飼料および野菜（8トン）それぞれ措置完了
	29	8.	20	県本部へ地震発生状況を報告
		9.	00	藤木現地本部長，えびの町長と住宅復旧について協議
		9.	50	川野衆議院議員，現地視察のため来訪
		11.	30	藤木現地本部長，町から要請の災害復旧設計事務に対する県の協力および用水路の早期復旧について小林耕地出張所長と協議

月	日	時	分	対策事項
2.	29			県本部へ報告 自衛隊は給水班を除き3月3日撤収，町の行政事務は3月1日から正常に復帰，避難者は飯野公民館に収容，野菜，日用品の販売は3月1日から開店，応急仮設住宅には3月1日から収容
		12.	15	町本部から耕地関係の早期復旧について要請あり，県本部（耕地課）へ連絡
		13.	45	飯野警察署長から道路補修について申入れあり，小林土木事務所へ連絡，明日から実施する旨回答
		14.	10	県互助会，県職員組合から災害見舞のため来訪
		16.	08	県本部へ気象状況（20～30㎜の降雨予想）を報告するとともに，住民へ広報を行なう。
		16.	28	仮設住宅44戸の入居者決定，未建設分についての敷地決定，明日から建設作業開始を県本部へ報告
		22.	40	地震発生状況を県本部へ報告
3.	1	7.	35	昨夜の地震回数，降雨量について県本部へ報告
		9.	10	住宅関係の相談者が多いので，増員方県本部へ要請
		9.	50	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告するとともに，被災者に対し県広報車で伝達
		10.	15	応急仮設の分散住宅56戸の建築指導のため，建築技師の派遣方県本部へ要請
		12.	24	黒木知事現地本部に到着，えびの地震総合観測班からその後の地震状況を，藤木現地本部長から災害救助の現況等について聴取したのち，被災地の復興状況を視察，また，えびの町長を訪問し，復興について種々打合せたのち17時20分帰庁
	2	8.	30	現地本部専任職員として大門スミ子を採用，本日から出勤
		10.	45	県本部（社会課）へ日赤救護班の活動状況を報告
		11.	00	県本部の指示により，衆参両院災害対策特別委員一行の視察受入れ体制を整える。
		11.	30	藤木現地本部長，衆議院災害対策特別委員の視察につき，えびの町長と打合せ
		13.	00	昨日発表の地震情報を新聞で知った住民が不安動揺しているので，関谷調査官は2時間にわたり各部落を巡回し，地震情報の解説を行なう。
		14.	00	藤木現地本部長，被災地の巡視へ
		17.	00	陸上自衛隊災害派遣部隊は，給水班のみを残し撤収
		18.	05	県本部の指示に基づき藤木現地本部長は，明日の警備体制について警察へ連絡
	3	10.	20	応急仮設住宅建設状況（完成44戸，夕方まで12戸完成予定）
		11.	15	衆議院災害対策特別委員一行現地視察，記者会見ののち吉松町へ（加藤副知事，藤木現地本部長案内）
		15.	00	藤木現地本部長，住宅復旧についてえびの町長と打合せ
		15.	30	藤木現地本部長，高原，野尻両町長へ住宅の復旧につき応援方要望

月	日	時	分	対策事項
3.	3	16.	05	日赤救護班の救護実績を県本部（社会課）へ報告
	4	7.	45	地震発生状況を県本部へ報告
		8.	40	県本部（社会課）へ避難，給水の状況を報告
		9.	40	県本部から宮崎地区同盟の労力奉仕につき，町の受入れ方の催促あり，町へ連絡の結果，今日中に受入れ方針を協議するとの回答
		10.	00	県本部へ，えびの地震総合観測班設置以来の地震発生回数を報告
		11.	55	木材価格の暴騰を懸念し，この安定対策のため，西諸県えびの木材協同組合の協力により，現地で木材展示即売会が開かれるので，この旨県本部(林務部長)へ報告
		12.	10	参議院災害対策特別委員一行の日程につき県本部から連絡あり，受入れ体制準備，詳細を県本部へ報告
		14.	30	藤木現地本部長，災害地の巡視へ
		18.	45	地震発生状況を県本部へ報告
	5	8.	30	地震発生状況を県本部へ報告
		13.	50	参議院災害対策特別委員一行，被災地を視察後，鹿児島県へ（加藤副知事，藤木現地本部長案内）
		15.	20	明日から現地本部を縮小（現地本部は本部長１人，職員５人，西諸県支部は当直者のほかに災害関係職員の当直１人を置く）
		17.	00	高鍋，都城，日南および小林の職業訓練所生60人被災者の家屋補修のため来町
		17.	30	相談件数33件を県本部へ報告
	6	0.	15	０時05分頃震度３の地震発生，県本部から現地の状況について照会あり，町本部へ問い合わせ，かつ付近を調査したが，とくに状況の変化，住民の動揺等なく，この旨県本部へ報告
		12.	00	藤木現地本部長，被災地巡視へ
		12.	18	地震発生状況を県本部へ報告
		16.	00	藤木現地本部長は，災害対策ならびに復旧について県本部へ報告のため出県
		17.	50	相談件数24件を県本部へ報告
		18.	25	脇元小林市長来訪
	7	8.	15	巡回診療についての広報実施
		10.	15	岐阜県防災係長，現地視察のため来訪
		11.	25	環境衛生金融公庫橋本理事一行４人，環境衛生関係業態視察のため来訪
		13.	15	県本部へ地震発生状況を報告
		14.	40	県本部から，相談所の職員を住宅，福祉，広報関係各１人に縮小の旨連絡あり
		13.	00	藤木現地本部長，災害地巡視へ
		17.	00	相談件数24件を県本部へ報告

月	日	時	分	対策事項
3.	7	21.	00	霧島山塊地震について県本部長へ報告のため，藤木現地本部長出県，翌朝2時現地本部に帰所
	8	10.	10	前日の雨量（29㎜）を県本部へ報告
		10.	30	藤木現地本部長，降雨被害調査のため現地へ
		16.	45	宮崎県社会福祉協議会から「世帯更生資金20件分を送金，明日借受人へ手渡すように」と町本部へ伝達
		17.	00	相談件数29件を県本部へ報告
	9	8.	30	相談者の減少に伴い，相談所の職員を3人に縮小（住宅1人，社会福祉1人，その他1人）
		10.	00	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告
		11.	30	藤木現地本部長，被災地を巡回
		13.	10	県婦人会一行，現地視察のため来訪，現地へ
		17.	30	相談件数31件を県本部へ報告
	10	10.	50	えびの地震総合観測班に大野調査官着任，関谷調査官から事務引き継ぎ
		13.	10	藤木現地本部長，大野調査官を案内して災害地へ
		17.	00	相談件数9件を県本部へ報告
		18.	00	避難所1か所，人員13人，給食状況等を県本部へ報告
	11	10.	00	えびの地震総合観測班の下鶴東大教授，現地引き揚げ
		10.	14	地震回数を県本部へ報告
		15.	55	町本部からの要請により，藤木現地本部長は県耕地課，小林耕地出張所へ，同町に派遣中の職員の応援期間延長について照会，小林出張所から必要ない旨の回答があったので，これを町本部へ連絡
		16.	00	藤木現地本部長，柳水流部落へ
		17.	10	相談件数51件を県本部へ報告
		18.	38	風雨波浪注意報を町本部へ伝達，住民へ広報するよう指示
	12	9.	00	県本部へ地震回数，雨量について報告
		12.	00	藤木現地本部長，昨夜の降雨による被害調査のため現地へ
		16.	30	西諸県木材協会から復旧資材につき照会あり，西諸県農林事務所へ取り次ぐ
		17.	05	相談件数27件を県本部へ報告
	13	13.	20	地震回数を県本部へ報告
		13.	30	建設省査定官一行案内のため，藤木現地本部長現地へ
		14.	00	京町部落民11人，住宅補償問題について来訪
		17.	00	相談件数29件を県本部へ報告
				県本部から配置の広報車引き揚げ，えびの町長へ今後の広報について依頼

月	日	時	分	対策事項
3.	14	10.	30	県本部から照会の，住宅移転および住宅の修理に対し，町が補助金を出しているかについて調査したところ，まだ出していない。見舞金については，423件，14,132,693円あるが，これは近日中に配分委員会を設け検討することになっている旨回答
		11.	15	地震回数を県本部へ報告
		12.	30	第一糖業株式会社から災害見舞のため来訪，見舞金品は直ちに町本部へ
		17.	00	相談件数14件を県本部へ報告 藤木現地本部長，えびの町長と災害復旧について打合せ
	15	9.	30	県本部から藤田主査，災害対策事務連絡のため来訪
		10.	07	地震発生回数を県本部へ報告
		11.	00	厚生省社会局施設課田崎課長補佐，緊急避難所設置のことで被災地を踏査，藤木現地本部長案内 3月20日に予定の知事，町長，住民による〝えびの地震を語る〟の計画について町長へ連絡し，了解を受けるようにとの県本部の指示あり，直ちに連絡し，了解をとる。
		12.	10	山口県議会議員，現地視察のため来訪
		17.	00	相談件数20件を県本部へ報告
	16	10.	40	県本部から石井出納長が災害見舞のため来町の旨連絡あり，町本部へこの旨通知 地震発生状況を県本部へ報告
		13.	00	藤木現地本部長，災害地の巡視へ
		17.	00	相談件数8件を県本部へ報告
	17	10.	10	藤木現地本部長，連絡用務のため鹿児島県栗野の東大地震観測所へ
		10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		17.	00	相談件数なき旨を県本部へ報告
	18	17.	25	相談件数25件を県本部へ報告
		17.	30	藤木現地本部長，災害復旧について町長および同町議会議長と打合せ
	19	9.	25	地震発生回数を県本部へ報告
		13.	19	震度4（真幸地区）の地震あり，とくに被害なき旨県本部へ報告
		14.	00	藤木現地本部長，災害地巡視へ
		17.	05	相談件数19件を県本部へ報告
	20	8.	37	黒木知事来訪，藤木現地本部長，大野調査官から状況聴取後，やたけ荘にて開催のM.R.Tテレビ座談会へ出席，終了後現地視察
	21	8.	05	20日の有感地震回数を県本部へ報告
		8.	30	藤木現地本部長，昨日の降雨被害調査のため災害地を巡視
		8.	51	20日の相談件数を県本部へ報告
		10.	55	陸上自衛隊（都城）から18日以降の地震回数の問い合せあり回答

月	日	時	分	対策事項
3.	21	11.	10	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	00	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告
		16.	50	相談件数13件を県本部へ報告
		18.	10	藤木現地本部長は，東京事務所長を通じ上京中の黒木知事へ，緊急避難仮設住宅の部落別配置，被害施設の復旧，住宅移転地の補助等につき，えびの町長の意向を報告
	22	8.	36	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	30	相談件数12件を県本部へ報告
	23	9.	40	地震発生回数を県本部へ報告
		15.	00	相談件数９件を県本部へ報告
		16.	35	藤木現地本部長，災害対策連絡用務のため県本部へ
	24	10.	10	地震発生回数を県本部へ報告
	25	1.	25	０時59分と10時21分の２回にわたり震度５の地震発生，県本部へ報告
		3.	40	藤木現地本部長は，直ちに被害地を一巡し，状況を県本部へ報告
		4.	50	県本部から派遣の被害調査団第１班（嶋田農政企画課長外３人）到着，直ちに現地調査へ 県本部から水道，電気関係の被害状況の照会あり，水道は異常なし，加久藤，真幸地区は停電の旨報告
		5.	30	県本部から派遣の被害調査団第２班(島本土木部次長外３人)到着，現地調査へ
		6	10	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告
		9.	35	柳水流の山くずれのため，谷水があふれ田を洗っている旨，小林耕地出張所長へ連絡
		9.	50	土木，林務，耕地の被害は新らしい箇所も見受けられるが，前回の被害拡大が多いと思われるので，調査員については，前回と同一人を派遣するよう県本部へ連絡
		12.	00	県本部からの照会に対し次のとおり報告 1. 下浦の応急仮設住宅の被害原因は，建設箇所が埋立地であったため 2. 水道の復旧は，皇子原８時，弊田10時に完了 3. 住家全壊16戸，半壊171戸，非住家全半壊91戸
		13.	38	自衛隊の派遣要請について協議した結果，給水活動等もなく現体制で措置できると判断し，要請しないことになる。
		14.	35	加藤副知事被害調査のため来訪，藤木現地本部長から状況聴取後，現地を視察
		16.	20	町と警察との被害調査結果に差があるため，現在町の職員を動員して確認にあたっている旨，県本部へ報告
		17.	40	県本部へ給食，給水状況を報告
		20.	40	猪崎民生労働部長，被害調査のため来訪
	26	10.	50	地震発生回数を県本部へ報告

月	日	時	分	対策事項
3.	26	14.	20	黒木知事被害調査のため来訪，藤木現地本部長から状況聴取ののち現地を視察
		15.	50	平島参議院議員，現地視察のため来訪
		16.	50	九州農政局末広課長補佐，現地視察のため来訪
		17.	10	相談件数4件を県本部へ報告
		17.	30	藤木現地本部長，災害地巡視へ
	27	9.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	40	緊急避難所未設置のことで中浦部落民大挙現地本部へ押しかけ，藤木現地本部長に対し，設置するよう要望した。直ちにえびの町長へ連絡
		12.	25	県本部(秘書課)からの指示により，政府調査団現地調査受入体制の準備を開始
		13.	00	藤木現地本部長，緊急避難所のことで中浦部落へ
		18.	00	県本部（社会課）からの照会について，次のとおり調査のうえ報告 前回の地震で半壊が全壊となったもの22世帯87人 〃　一部破損から全壊となったもの11世帯35人 新しく全壊となったもの6世帯21人
		18.	20	相談件数7件を県本部へ報告
	28	9.	40	地震発生回数を県本部へ報告
		11	45	政府調査団の受入準備等について県本部と打合せ，措置する。
		19.	00	緊急避難所設置のことで，えびの町長，猪崎民生労働部長，藤木現地本部長打合せ
	29	9.	10	地震発生回数を県本部へ報告
		9.	35	建設省国際地震研究所ユネスコ派遣研究生一行，現地視察のため来訪
		10.	30	県本部（社会課）から，緊急避難所の電気工事のうち，内線は県負担，外線は九電負担，水道工事は町負担の旨連絡あり，町本部へ伝達
		12.	45	政府調査団受入れについて，県本部と連絡し措置する。
		13.	00	ＮＨＫ村野解説委員，被災地の事情調査のため来訪
		14.	00	政府調査団一行，えびの町役場に到着，事情聴取ののち打合せ，今後の行動を決定
		—		北海道大学東助教授，北海道立地下資源調査所鈴木氏視察のため来訪
		16.	50	相談件数5件を県本部へ報告
	30	10.	00	地震発生回数を県本部へ報告
		17.	00	相談件数4件を県本部へ報告
	31	10.	15	地震発生回数を県本部へ報告
		17.	00	相談件数を県本部へ報告
4.	1	9.	00	緊急避難所設置状況（10棟）を県本部へ報告

月	日	時	分	対策事項
				地震発生回数を県本部へ報告
4.	1	11.	00	明日開催予定の鹿児島，宮崎両県合同協議会について県本部から連絡あり，必要事項についてえびの町へ伝達
		15.	00	県本部（社会課）から照会の避難状況については，えびの町から直接社会課へ報告するよう連絡
	2	9.	00	緊急避難所完成状況（12棟），集団移転希望者（31世帯）を県本部へ報告
		10.	25	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	57	県議会商工民労企業常任委員会一行，現地視察のため来訪
		11.	40	鈴木経済部長，耕地課平塚課長補佐来訪
		11.	53	加藤副知事，宮元総務部長，中川原消防防災課長来訪，吉松町で開催される鹿児島県との合同会議へ
		14.	55	藤木現地本部長，県議会一行の視察案内を終了後，猪崎民生労働部長の緊急避難所の視察案内のため現地へ
		17.	40	8市の広報担当者が明日えびの町および当本部へ広報活動および災害対策等について調査したい旨連絡あり，この旨町本部へ伝達
	3	9.	20	藤本現地本部長，皇子原仮設住宅の視察へ
		10.	00	地震発生回数を県本部へ報告
	4	8.	50	県本部（社会課）へ，緊急避難所完成（16棟）状況を報告するとともに，えびの町への照会事項について調査結果を次のとおり報告 毛布その他物品の受入れについては，本部と連絡をとり措置する。今後設置される緊急避難所の箇所，棟数等については，写真も撮ってあり準備完了，現在収容者について検討している。
		9.	25	藤本現地本部長，西諸県農林事務所経済課長に対し，耕地災害復旧事業については，関係県出先機関の意見調整を図り実施するよう要望
		10.	00	地震発生回数を県本部へ報告
		13.	20	大蔵省主計局公共第三係浜口主計官補，災害の早期復旧査定のため現地調査
		15.	00	午前中に連絡のあった毛布その他物品が到着，町本部へ引き渡す。
		17.	45	宮崎地方気象台の地震計は，真幸老人ホームに取付完了した旨県本部へ報告
	5	10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	00	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告するとともに，住民へ広報するよう町本部へ通知
		15.	00	苗代準備について岡元部落で座談会を開催，藤本現地本部長出席
		17.	10	相談件数2件を県本部へ報告
	6	10.	25	地震発生回数を県本部へ報告
		11.	30	えびの地震総合観測班の大野調査官は，後任の湯村調査官へ事務を引き継ぎ県本部へ
		15.	55	後藤社会課長外3人，災害救助用務のため来訪

月	日	時	分	対策事項
	7	10.	30	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	00	藤木現地本部長，相談業務等について県本部へ意向打診
	8	13.	00	苗代準備について柳水流部落の座談会開催，藤木現地本部長出席（堂本用水路の復旧について部落民から強い要望あり，町から早急に応急工事を実施する旨回答）
		15.	00	藤木現地本部長，湯村調査官と被災地の巡視へ
		17.	00	相談件数1件を県本部へ報告
	9	9.	00	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	10	九州大学火山研究室種子田教授現地視察について県本部から連絡あり，必要事項についてえびの町へ伝達
		10.	15	藤木現地本部長，湯村調査官，永崎県議会議員に同行，岡元部落の視察へ
		17.	00	耕地課森田主幹，小林耕地出張所河野係長来訪，堂本用水路復旧について藤木現地本部長と打合せ
	10	9.	05	県本部から連絡のあった8時40分発表の大雨注意報を町本部へ伝達
		9.	30	地震発生回数および降雨被害について県本部へ報告（被害軽微）
		10.	00	西諸県農林事務所，小林耕地出張所，えびの農業改良普及所およびえびの町の関係者が集合し，苗代準備について打合せ，藤木現地本部長出席
		10.	15	水流団地のプレハブ入居者から雨もりの苦情あり，業者へ修理方依頼 昌明寺地区の住民から，がけくずれの心配のためプレハブ住宅のあつせん方依頼あり，町本部へ連絡
	11	9.	25	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	30	県議会えびの地震災害対策特別委員会一行9人，現地視察，（宮元総務部長，中川原消防防災課長同行）
	12	9.	45	地震発生回数を県本部へ報告
		17.	00	黒木知事，関係部課長を同道し被害地を視察，とくに田植対策について指示
	13	11.	35	地震発生回数と相談件数を県本部へ報告
		12.	00	藤木現地本部長，えびの町長へ黒木知事の現地視察の要旨を連絡
	14	9.	35	地震発生回数を県本部へ報告
		18.	05	陸上自衛隊（都城）から地震発生回数の照会あり回答
	15	9.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		11.	30	えびの地震総合観測班の地震情報を県本部へ報告
	16	10.	10	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	30	永崎県議会議員来訪，藤木現地本部長現地へ案内
		11.	40	愛知紡績株式会社社長外2人，地震見舞のため来訪
	17	9.	55	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	00	小川管財課長，地震状況調査のため来訪

月	日	時	分	対策事項
4.	18	10.	15	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	30	中浦部落の水田被害調査のため，藤木現地本部長は永崎県議会議員とともに現地へ
		13.	00	藤木現地本部長，湯村調査官は柳水流，大丸川上流の震源域調査のため現地へ
		15.	00	水上東大地震研究所長来訪
	19	10.	10	地震発生回数を県本部へ報告 藤木現地本部長，災害復旧の近況報告のため出県
		10.	20	建築課家納住宅係長，住宅危険地域調査のため来訪
		14.	30	金子造林課長，山地復旧対策のため来訪
	20	10.	30	地震発生回数を県本部へ報告
	21	10.	40	地震発生回数を県本部へ報告
		11.	00	藤木現地本部長，皇子原仮設住宅浴場，柳水流，宇都の谷，堂本用水路を調査
	22	10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		10.	25	雨のため，ヘリコプターによる実播工はできない旨県本部（造林課）へ連絡
		12.	00	玉木林務部長外10人，治山用務のため来訪，現地本部で全日空，日本植生株式会社と人工芝造成について協議
	23	10.	20	地震発生回数と相談件数を県本部へ報告
		11.	30	藤木現地本部長，ヘリコプターから空中散布の植生テストを行なうため，柳水流部落へ
		12.	30	えびの町における義援金の配分について県本部から照会あり，えびの町に対し，県本部へ直接報告するよう指示
		13.	40	藤木現地本部長，岡元部落被災地の住宅建設状況視察へ
	24	10.	30	地震発生回数を県本部へ報告
		16.	05	相談件数3件を県本部へ報告
	25	7.	30	加藤副知事現地視察，藤木現地本部長案内
		10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
	26	9.	55	地震発生回数を県本部へ報告
		13.	00	永崎県議会議員来訪，藤木現地本部長復旧状況視察案内
	27	8.	00	藤木現地本部長，災害対策用務のため県本部へ
		10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
	28	10.	25	同　上
	29	10.	00	同　上
		13.	40	労働省職業安定局長来訪，日高技師現地を案内
	30	10.	10	地震発生回数を県本部へ報告

月	日	時	分	対策事項
4.	30	13.	00	えびの地震総合観測班の気象庁湯村調査官は，後任の田中火山係長へ事務引き継ぎ
5.	1	10.	15	地震発生回数を県本部へ報告
		21.	58	21時55分震度３の地震あり，被害はない模様の旨県本部へ報告
		22.	20	藤木現地本部長，被害状況調査へ
		23.	00	上原真幸区長来訪，21時55分の地震に対する住民への広報について気象庁田中火山係長と協議，結果は，安心して家の中に入るよう区長が広報することに決定
		23.	20	藤木現地本部長，現地調査の結果を次のように県本部へ報告 岡元県道が崩土しているが交通には支障なし，16か所の緊急避難所のうち，９か所に37人が避難している。他は異常はない。
	2	10.	13	地震発生回数を県本部へ報告
		13.	00	西諸県出先機関の長と打合せ会開催（現地本部で）
		15.	30	藤木現地本部長，災害復旧状況の視察へ
		17.	00	藤木現地本部長，災害復旧のことでえびの町長を訪問
	3	9.	50	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	30	藤木現地本部長は堂本用水路，大丸川，溝添川および空中散布植生の状況視察
	4	10.	00	瀬戸山衆議院議員被災地視察，藤木現地本部長案内
		10.	10	地震発生回数を県本部へ報告
	5	8.	45	藤木現地本部長は，気象庁田中火山係長と同行，湯之野地震観測所へ
		10.	20	地震発生回数を県本部へ報告
		12.	20	長崎県管理課福地営繕係長外３人，建築物の被害状況調査のため来訪
	6	9.	30	県本部へ雨量（20㎜）および被害はない旨報告
		10.	00	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	00	東京都江東区区会議員一行現地視察，藤木現地本部長案内
	7	10.	00	地震発生回数を県本部へ報告
		11.	30	中小企業金融公庫一行３人来訪
		17.	00	藤木現地本部長，災害復旧について協議のため，えびの町長を訪問
	8	9.	50	地震発生回数および相談件数６件を県本部へ報告
		10	00	災害公営住宅敷地のことで，えびの町長と協議
	9	9.	50	地震発生回数を県本部へ報告
		14.	00	宮崎大学藤本助教授，消防防災課藤田主査一行，危険住宅実態調査のため来訪
	10	10.	00	地震発生回数を県本部へ報告 水上東京大学地震研究所長，同甲斐経理部長来訪
	11	10.	30	地震発生回数を県本部へ報告

月	日	時	分	対策事項
5.	12	7.	30	藤木現地本部長，本部へ報告のため出県
		10.	00	地震発生回数および日雨量（16㎜）を県本部へ報告
	13	9.	15	藤木現地本部長，被災地の巡回へ
		9.	45	地震発生回数を県本部へ報告
		15.	35	気象庁木村地震課長，福岡管区気象台観測課長，業務課長，鹿児島地方気象台長，観測課長，宮崎地方気象台長，技術課長の一行，地震観測用務のため来訪
		16.	40	藤木現地本部長，公営住宅敷地のことでえびの町長を訪問
	14	9.	45	地震発生回数，住宅相談件数5件を県本部へ報告
	15	8.	40	消防庁辰己事務官，現地視察のため来訪，藤木現地本部長案内
		10.	30	地震発生回数，住宅相談件数5件を県本部へ報告
		15.	00	現地本部を真幸公民館前へ移す。（真幸支所新築工事のため）
		17.	00	えびの地震総合観測班は本日15時をもって解散 同観測班の業務は，鹿児島，宮崎両気象台へ引き継ぐ，また地震発生回数は，県本部から通報する。
	16	9.	15	観測班気象庁田中火山係長一行出発
		9.	30	本日から真幸老人ホームに設置の地震計数器による地震回数を現地本部から宮崎地方気象台へ報告
		10.	30	地震発生回数を本部へ報告
	17	13.	00	藤木現地本部長，被災地巡回へ
	18	10.	40	降雨による被害調査を実施，とくに被害はなく，この旨県本部へ報告
		12.	40	藤木現地本部長，災害事務打合せのため町役場へ
	19	11.	30	えびの町災害復旧打合せ会に藤木現地本部長出席
	20	17.	00	町単耕地災害復旧事業促進について，えびの町長と打合せ
	21	9.	25	赤城，江崎衆議院議員現地視察，藤木現地本部長案内（加藤副知事，金子造林課長および三野田河川砂防課長同行）
	23	10.	45	建築課家納住宅係長，公営住宅のことで来訪，藤木現地本部長，町長と協議
	24	10.	00	真幸地区上水道水源池のことで，えびの町真幸支所長と現地調査
	25	9.	55	建設省川内川京町出張所調べの雨量（12.8㎜）を県本部へ報告
		10.	30	厚生省環境衛生局長現地視察，藤木現地本部長案内
		17.	30	県本部から風雨波浪注意報の連絡あり，町本部へ伝達
	27	11.	00	堂本用水路復旧完成，通水を行なう。
	28	10.	00	藤木現地本部長，えびの町役場で開催のえびの・吉松地区地震対策連絡会議へ出席
	29	13.	45	黒木知事の現地復興および田植対策の状況視察に永崎県議会副議長，えびの町長，同町議会議長ならびに同町特別委員同行，藤木現地本部長案内

月	日	時	分	対策事項
5.	30	11.	30	ヘリコプターによる播種，散布状況を県本部（造林課）へ報告
	31	13.	15	ヘリコプターによる播種，散布状況を県本部（造林課）へ報告
		15.	00	住宅復興について建築課家納住宅係長来訪，藤木現地本部長，えびの町長と協議（敷地は共立病院の南側に決定）
6.	1	10.	00	県立南郷高校社会科担当教諭，被害状況視察のため来訪，藤木現地本部長案内
	2	14.	00	厚生省村井公衆衛生局長および永井県衛生部長，上水道復旧について現地調査のため来訪，えびの町長および藤木現地本部長案内
	3	13.	00	藤木現地本部長，県公営住宅敷地境界決定のため現場へ
	4	10.	30	住宅復興について建築課職員3人来訪，藤木現地本部長と町役場へ
		13.	00	藤木現地本部長，緊急避難所の管理状況調査結果を猪崎民生労働部長へ報告
	6	8.	15	藤木現地本部長，被災地の巡回へ
		10.	30	西都市婦人会現地視察のため来訪，藤木現地本部長案内
	7	9.	10	藤木現地本部長，皇子原住宅団地視察後，京町観光ホテルで開催のえびの・吉松地区地震対策連絡会議へ出席
		15.	00	藤木現地本部長，復興対策打合せのため町役場へ
	8	13.	18	社会党江田副委員長一行，災害見舞のため来訪，藤木現地本部長は状況説明後現地へ案内
	10	9.	15	東京大学地震研究所吉山教授来訪
		11.	15	藤木現地本部長，現地巡回へ
	11	10.	40	県議会えびの地震災害対策特別委員会一行の現地視察に同行のため，藤木現地本部長町役場へ
	12	16.	40	藤木現地本部長，災害対策用務のため，県本部へ
	13	15.	15	藤木現地本部長，災害復興用務のため，町役場へ
	14	8.	50	藤木現地本部長，現地巡回へ
		16.	00	災害復興用務のため，藤木現地本部長町役場へ
		17.	00	常陸宮ご夫妻ご来町のことで，えびの町長と打合せ
		17.	15	県本部から大雨注意報の連絡あり，町本部へ伝達
	17	8.	30	藤木現地本部長，現地巡回へ
		10.	30	県本部から農政企画課甲斐主査に現地本部兼務を発令 県本部へ，12日9時～17日9時までの降雨量104㎜，被害はなく，田植えも本格的にはじまったことを報告
	18	8.	45	藤木現地本部長，皇子原へ
		10.	45	建築課家納係長と県営住宅土地購入契約について打合せ，土地所有者との契約について町役場へ連絡
		15.	15	藤木現地本部長，日高秘書課長とえびの町長を訪問

月	日	時	分	対策事項
6.	18	16.	50	県本部から科学技術庁および通産省の地質構造調査受入れについて指示あり，準備完了
	19	10.	45	現地本部勤務となった甲斐主査着任
		12.	30	藤木現地本部長，緊急用務のため県本部へ
	20	9.	00	藤木現地本部長，甲斐主査現地巡回へ
	21	9.	00	常陸宮ご夫妻ご来町について，藤木現地本部長はえびの町長，大牟田教育長とお見舞の順路を調査
		13.	00	建築課家納住宅係長，藤木現地本部長は災害公営住宅敷地のことで，えびの町長と打合せのため，町役場へ
	22	8.	50	藤木現地本部長，現地の巡回へ
		9.	10	21日9時～22日9時までの雨量85㎜（真幸小学校調べ）および被害のない旨県本部へ報告
		11.	10	藤木現地本部長，常陸宮ご夫妻の当町お見舞についての打合せのため，町役場へ
	24	10.	15	藤木現地本部長，甲斐主査現地巡回へ
		16.	15	県本部から，科学技術庁，通商産業省の地質構造調査について受入体制の指示あり，指示事項を町役場へ伝達依頼
	25	8.	30	藤本本部長，皇子原へ
		9.	00	24日9時～25日9時までの降雨量54㎜（真幸小学校調べ）と雨による被害はない旨県本部へ報告
		10.	10	科学技術庁国立防災科学技術センター高橋地震防災研究室長および通商産業省地質調査所木野主任研究官，地質構造調査事前打合せのため来訪，町役場で打合せの後，藤木現地本部長，甲斐主査同行のうえ現地視察へ
	26	10.	00	25日9時～26日9時までの降雨量57㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		10.	10	自治省細郷財政局長現地視察に同行のため，藤木現地本部長，甲斐主査町役場へ 県本部から，地質構造調査に必要なボーリングによる排水処理のため，川内川河川敷使用協議申請について事務手続き方照会あり，直ちに，川内川工事事務所へ行き必要事項をとりまとめ，27日県本部へ出県予定の藤木現地本部長へ依頼
	27	9.	00	藤木現地本部長，常陸宮ご夫妻の災害お見舞について打合せのため出県，帰町後えびの町長と打合せ
		9.	10	26日9時～27日9時までの雨量5㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
	28	9.	10	27日9時～28日9時までの雨量52㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		10.	20	藤木現地本部長，被害調査のため現地へ 県本部から政府の特別措置5項目決定の連絡あり，町へ伝達
	29	9.	10	28日9時～29日9時までの雨量94㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		9.	45	藤木現地本部長，被害調査のため現地へ

月	日	時	分	対策事項
6,	29	16.	20	加藤副知事外関係各課長一行，豪雨による被害調査のため来訪現地へ，藤木現地本部長案内
		16.	45	県本部から，16時04分発表の大雨情報第1号の連絡あり，町本部へ伝達
7.	1	8.	30	藤木現地本部長退職，後任に甲斐主査発令
		9.	10	29日9時～30日9時までの雨量55㎜，30日9時～7月1日9時までの雨量35㎜（いずれも真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		17.	15	日高秘書課長，常陸宮ご夫妻ご来町日程打合せのため来訪
	2	8.	45	甲斐現地本部長，被害調査のため現地へ
		9.	05	1日9時～2日9時までの雨量82㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		14.	20	甲斐現地本部長，被害調査のため現地へ
	3	9.	50	2日9時～3日9時までの雨量74㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		10.	15	甲斐現地本部長，被害調査のため現地へ
		17.	00	住宅相談件数（2日・3日にそれぞれ1件）を県本部へ報告
	5	9.	05	4日9時～5日9時までの雨量19㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		9.	50	常陸宮ご夫妻のご来町，県議会総務警察常任委員会一行の現地視察，集団移転対策等の打合せのため，甲斐現地本部長，町役場へ
		11.	05	愛知紡績粟村社長外2人，地震災害見舞のため来訪
		12.	55	県本部から，大雨洪水注意報の連絡あり，町本部へ伝達
		14.	00	甲斐現地本部長，被害調査のため現地へ
	6	9.	10	5日9時～6日9時までの雨量90㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
	8	9.	05	7日9時～8日9時までの雨量18㎜（真幸小学校調べ」を県本部へ報告
		14.	30	山麓線鉄道踏切手前の応急仮設住宅撤去要請のため地主来訪，真幸支所山下係長，町役場吉田住民課長と打合せ
	9	9.	05	8日9時～9日9時までの雨量54㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		13.	20	甲斐現地本部長，被害調査のため現地へ
		17.	00	住宅相談件数3件，現地審査6件を県本部へ報告
	10	8.	55	甲斐現地本部長，災害公営住宅敷地について打合せのため，建築課甲斐技師と町役場へ
		9.	05	9日9時～10日9時までの雨量117㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
	11	9.	05	10日9時～11日9時までの雨量14㎜（真幸小学校調べ）を県本部へ報告
		9.	20	建築課甲斐技師来訪，災害公営住宅への取付道路および埋立について打合せ
		11.	00	町役場で開催の災害復旧事務打合せ会へ甲斐現地本部長出席
	12	11.	30	常陸宮ご夫妻，地震災害お見舞のためご来町
		14.	00	九州農政局振興第1課長，えびの農業改良普及所長外3人，被災地視察のため来訪

月	日	時	分	対策事項
7.	12	15.	50	県開発公社金丸事務局長外1人，災害公営住宅用務のため来訪
	13	8.	45	甲斐現地本部長，柳水流部落で開催の集団移転についての打合せ会へ出席
	15	9.	00	弊田部落高橋登氏，集団移転宅地造成候補地について来訪
		19.	30	柳水流部落において開催の集団移転についての座談会へ，甲斐現地本部長出席
	16	10.	40	治山工事現場視察のため，林政課関屋課長補佐，佐藤西諸県農林事務所長外1人来訪 耕地復旧事業現地調査のため，小林耕地出張所下本係長来訪
	17	10.	15	農政企画課宮島係長外1人，農地報償事務用務のため来訪
	18	9.	00	17日の住宅相談件数1件を県本部へ報告
	19	10.	20	応急仮設住宅移転について地主来訪
		15.	00	県総務警察常任委員会一行，現地視察のため来訪，甲斐現地本部長案内
	22	9.	30	皇子原応急仮設住宅の排水溝のことについて関係者来訪
		15.	00	溝添川上流治山砂防工事のことについて山林所有者来訪
	23	9.	30	通商産業省工業技術院地質調査所小野技官，科学技術庁長谷川専門委員，地質構造調査打合せのため来訪 （えびの町役場，加久藤営林署，吉松町役場で打合せ）
	24	8.	30	県下防災関係機関（県庁各課・出先機関，えびの町，自衛隊，警察本部，警察署，営林署，建設省京町出張所等）合同で，えびの町における災害危険箇所について防災パトロール実施
		14.	00	町役場において，県議会商工民労企業常任委員会一行参加のもとに開催された被災中小企業者との懇談会へ甲斐現地本部長出席
	25	11.	00	災害公営住宅建設に伴う説明会を現地本部で開催
	26	11.	00	応急仮設住宅雨もりのことについて関係者来訪，県本部（建築課）へ連絡
		13.	30	町役場で開催の災害公営住宅入居者選考および入居事務についての打合せ会へ甲斐現地本部長出席
	27	10.	20	災害公営住宅敷地代金支払いのため，甲斐現地本部長は，建築課富高係長，開発公社村西主査と町役場へ
8.	1	13.	30	甲斐現地本部長，現地巡回へ
	2	9.	20	甲斐現地本部長，現地巡回へ
		15.	00	甲斐現地本部長，町役場へ
	3	8.	30	黒木知事来訪，被災地の田植え状況および治山，河川の復旧状況を視察ののち真幸中学校体育館での宮崎日日新聞社主催，えびの町振興懇談会へ出席
		11.	00	今後の住宅相談は，小林土木事務所で行なう旨，県本部から連絡あり，町本部へ伝達
	6	12.	00	建築課甲斐技師，災害公営住宅敷地設定のため来訪
	7	13.	15	甲斐現地本部長，現地巡回へ
	8	13.	30	皇子原応急仮設住宅の便所増設と雨もりの状況を調査し県本部(社会課)へ連絡

月	日	時	分	対策事項
8.	9	10.	00	甲斐現地本部長,災害対策事務打合せのため町役場,飯野警察署,西諸県農林事務所へ
	10	9.	30	科学技術庁国立防災科学技術センター大石地表変動防災研究室長,地表変動調査のため来訪,甲斐現地本部長が調査地区である弊田,柳水流部落へ案内
	13	10.	00	甲斐現地本部長,現地巡回へ
		20.	22	震度4の中震あり,甲斐現地本部長は,中川原消防防災課長に連絡するとともに,現地本部にて警戒体制をとる。
	14	9.	30	昨夜の地震による被害状況調査のため,甲斐現地本部長現地へ (調査の結果は,人命,人家には被害なし,若干の山地拡大崩壊のみ,この旨県本部,西諸県地方支部へ報告)
	15	11.	20	甲斐現地本部長,亀沢部落の被害状況調査へ
	16	8.	50	甲斐現地本部長,現地巡回へ
	19	10.	45	地震観測実情調査のため,三浦宮崎地方気象台長,森防災業務課長,中川原消防防災課長外1人来訪,町役場,警備本部,老人ホーム,湯之野観測所へ,甲斐現地本部長同行
	20	10.	10	農村向災害公営住宅敷地について打合せのため,建築課家納住宅係長来訪,甲斐現地本部長とともに町役場へ
	21		—	県本部から,科学技術庁,通商産業省の地質構造調査について連絡あり,受入れ体制について措置
	22	11.	00	県議会農林水産常任委員会一行,真幸農協の農業倉庫建設状況視察,甲斐現地本部長案内
		13.	00	地質構造調査の受入体制のため,甲斐現地本部長は町役場,小林保健所へ
	23	10.	45	地質構造調査のため,通商産業省地化学探査班米谷,阿部,大場各技官来訪,現地へ
	26	11.	25	通商産業省地化学探査班の調査打合せのため,環境衛生課中川主査,小林保健所福森技師来訪
		15.	45	通商産業省広域地表地質調査班大田技官,調査開始のため来訪
	27	11.	00	通商産業省ボーリング地質班福田主任研究官来町,町役場で業務打合せ,消防防災課野村課長補佐とともに甲斐現地本部長同行
		11.	10	7月20日～8月26日までの住宅相談件数14件を県本部へ報告
		13.	00	通商産業省物理探査班長谷川事務官,小川技官および住鉱コンサルタント三浦技師外1人来訪
	28	8.	45	通商産業省福田主任研究官,長谷川事務官,環境衛生課中川主査,小林保健所福森技師,温泉調査の場所選定のため来訪,現地へ
		10.	00	通商産業省木野主任研究官,地質調査のため来訪
	29	8.	40	県本部から,台風10号の被害について照会あり,降雨量は19㎜で被害ない旨報告
	31	8.	15	中川原消防防災課長来訪,甲斐現地本部長と地質調査用務のため,町役場へ

月	日	時	分	対策事項
9.	3	12.	20	建築課甲斐技師外1人，災害公営住宅用務のため来訪
	5	10.	00	西諸県福祉事務所末石課長，小林土木事務所山田技師来訪
		10.	30	通商産業省地化学探査班村上技官来訪
	6	10.	15	通商産業省地化学探査班村上技官，阿部技官，大場技官は調査終了帰任あいさつのため来訪
		14.	00	甲斐現地本部長は皇子原，葉広田川，大丸川の工事現場視察へ
	7	11.	10	熊本県林務部長，被災地治山工事視察のため来訪 地方課長友財政係長来訪
	9	13.	15	甲斐現地本部長は大丸川，溝添川の河川工事および林務砂防工事現場視察ならびに亀沢区長宅訪問
	10	8.	55	甲斐現地本部長，農村向災害公営住宅敷地打合せのため，柳水流区長宅へ
		14.	15	農村向災害公営住宅敷地について，木村柳水流区長と現地本部で打合せ
	11	10.	30	農村向災害公営住宅敷地について，木村柳水流区長来訪
	12	9.	50	地震災害地植生事業実施のため，日本植生株式会社担当者来訪
		11.	30	国吉建築課長外1人，災害公営住宅，建築物の災害復旧状況調査のため来訪，現地へ
	14	—		通商産業省地質調査所勝目技官，温泉井水準測量のため来町
	17	9.	05	通商産業省地質調査所木野主任研究官来訪，霧島道路公団事務所へ
		11.	50	通商産業省地質調査所九州出張所村上技官来訪
		13.	30	大丸川の河川工事着工を稲刈り後に延期されるよう鷲牟礼町議会議員来訪，小林土木事務所と打合せ
		14.	30	甲斐現地本部長は大丸川，溝添川，葉広田川流域の治水工事現場および亀沢，柳水流部落へ
	18	8.	30	甲斐現地本部長，農村向災害公営住宅および大丸川河川工事について，木村柳水流区長宅へ
		13.	00	上浦部落関係者，大丸川河川工事の用地売払代金用務のため，来訪
	19	8.	45	甲斐現地本部長，現地へ
	20	9.	00	西田亀沢区長から，ヘリコプター植生事業による水稲被害の申出あり，町役場原山技師，農協酒井技師と同行
		14.	50	えびの町長へ農村向災害公営住宅敷地のことについて依頼
	21	9.	30	甲斐現地本部長，現地巡回へ
	24	14.	00	甲斐現地本部長，農村向災害公営住宅敷地について町長と協議のため，木村柳水流区長，東田真幸支所長と町役場へ
	25	6.	30	甲斐現地本部長，台風16号の被害調査のため現地へ
		9.	10	24日9時～25時9時までの雨量89㎜（警備本部調べ）を県本部へ報告
	26	10.	00	甲斐現地本部長，農村向災害公営住宅敷地打合せのため，木村柳水流区長宅へ

月	日	時	分	対策事項
9.	26	10.	50	通商産業省地質調査所加藤，井上事務官来訪
	27	10.	00	薗田町議会議長，農村向災害公営住宅敷地について来訪
		15.	00	農村向災害公営住宅敷地について，薗田町議会議長宅で同議長，柳水流区長，地主，甲斐現地本部長が協議の結果，解決
	28	9.	30	通商産業省地質調査所応用地質部安藤主任研究官来訪
10.	2	10.	30	農村向災害公営住宅敷地の売買契約のため，建築課家納住宅係長外1人，開発公社村西主査来訪，甲斐現地本部長同行し地主宅を訪問，売買契約を行ない現地測量を実施
	3	10.	35	甲斐現地本部長，地質調査ボーリング排水施設に必要な河川使用許可手続き打合せのため町役場へ
	4	13.	00	通商産業省地質調査所地質部沢村主任研究官来訪
		14.	30	地質調査ボーリング場所選定のため，町役場大津商工観光課長，東田支所長，真幸小学校教頭，甲斐現地本部長現地調査
	5	10.	00	通商産業省地質調査所沢村主任研究官，大田技官来訪，甲斐現地本部長現地へ案内
		11.	00	同上小野技官来訪
	7	13.	30	甲斐現地本部長，現地巡回へ
	8		—	通商産業省地質調査所木野主任研究官，ボーリング場所選定のため来訪
	9		—	科学技術庁国立防災科学技術センター高橋防災研究室長，伊藤技官，通商産業省地質調査所小川技官来訪
	11	10.	20	甲斐現地本部長，治山復旧事業（実播工）および，災害公営住宅調査のため現地へ
	12	8.	40	通商産業省地質調査所小川技官来訪，現場視察へ
	14		—	災害公営住宅入居募集要領打合せのため，建築課富高係長外1人来訪，甲斐現地本部長同行し町役場へ
	16		—	通商産業省地質調査所福田主任研究官，科学技術庁国立防災科学技術センター高橋防災研究室長来訪 現地本部解散事務打合せのため，県本部加力主事，西諸県農林事務所乗峯庶務課長外1人来訪
	17		—	現地本部廃止事務打合せのため甲斐現地本部長，県本部へ
	22	11.	00	現地本部廃止あいさつのため，中川原消防防災課長来訪，甲斐現地本部長とともに関係機関を訪問
	23		—	通商産業省地質調査所木野主任研究官，大田技官，総合補足調査のため来訪
	28	12.	50	消防庁中神防災救急課長，被災地視察のため来訪，甲斐現地本部長は中川原，加藤宮崎・鹿児島両県消防防災課長とともに現地を案内
	31	17.	00	現地本部要員引き揚げ
12.	20	12.	00	現地本部廃止

(11) 東京連絡部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	11.	30	地震発生の連絡を本庁より受け，直ちに消防庁，中央防災会議（総理府）へ報告
		15.	00	被害状況を電話で受け，直ちに県選出国会議員，消防庁，農林省および建設省の各課に報告説明
	22	9.	00	被害報告第1報を収受し，直ちに県選出国会議員，衆参両院災害対策特別委員会，自民党災害対策特別委員会，府県議長会，自治，大蔵，建設，厚生，総理府，文部，農林の各省関係局課へ報告
		10.	00	えびの地震災害対策本部東京連絡部設置
		11.	45	被害報告第2報を収受し，第1報と同様関係方面へ報告説明
	23	10.	00	参議院災害対策特別委員会が開催され，黒木所長出席
		12.	00	被害状況第3報を収受し，前回と同様関係方面へ報告
		13.	30	衆議院災害対策特別委員会理事会に黒木所長出席
		15.	00	県選出国会議員に現在までの被害状況説明
		16.	00	全国知事会東京事務所長会において，黒木所長被害状況説明
	24	9.	00	被害写真を都道府県会館玄関に掲示し，地元新聞（第1報）を自民，社会，民社，公明の各党本部，県選出国会議員，関係各省庁に配布するなど所要の広報措置をとる。
	25	15.	00	被害状況第4報を収受し，前回と同様関係方面に報告
	26	9.	00	えびの地震災害対策についての要望書，被害調書および県政フオトを収受，本資料により加藤副知事は各党本部，県選出国会議員，関係各省庁に被害状況を説明し，要望を行なう。 上記要望書および資料を中小企業金融公庫，同保険公庫，商工組合中央金庫，国民金融公庫，住宅金融公庫，農林漁業金融公庫，農林中央金庫等にも配布し説明
		17.	00	被害状況報道の関係新聞（24日，25日分）を関係各省庁，各党本部，県選出国会議員に配布
	27	9.	00	被害写真（第2報）を厚生省，通商産業省，議員会館，各党本部に掲示
		10.	00	衆参両院災害対策特別委員会に黒木所長出席
		13.	00	被害状況報道の関係新聞（26日分）を関係方面へ配布
	28	8.	00	黒木知事は総理大臣，総務長官，建設大臣，厚生大臣，文部大臣，大蔵大臣，農林大臣および各省関係者，各党本部等へ陳情，要望
		17.	00	被害状況報道の関係新聞（27日分）を配布
	29	13.	00	災害写真（第3報）および関係新聞（28日分）を関係方面へ配布
3.	1	9.	00	被害状況報道の関係新聞（29日分）を関係方面へ配布
		14.	00	黒木所長，陳情のため文部省へ
	4	10.	30	黒木所長，陳情のため農林中央金庫，農林漁業金融公庫，住宅金融公庫へ

月	日	時	分	対策事項
3.	4	16.	00	黒木所長，全国知事会東京事務所長会に出席し被害状況説明，また災害見舞金に対するお礼のため，各県東京事務所を訪問
	5	10.	30	要望書，被害調書，応急対策概要等を関係各省庁へ配布
		16.	00	黒木所長，宮内庁を訪問し，2月29日以降の地震状況を報告
	6	16.	00	地震発生状況を宮内庁へ報告（当分の間，毎日報告）
	8	13.	30	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
		18.	00	県人会幹事会を開き，えびの地震の被害概況を説明（被災地に対し，見舞金を贈ることを決定）
	11	11.	00	黒木所長，総理府上田参事官を訪問し，陳情説明
	13	13.	30	黒木所長，県選出国会議員に対し，激甚法適用促進を要請
	15	13.	00	えびの地震災害についての要望事項説明資料を県選出国会議員へ配布 参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	19	9.	30	科学技術庁国立防災科学技術センターに被害状況説明および要望のため，黒木所長訪問
	21	9.	30	黒木知事，災害復旧，地質構造調査および地震観測所設置等について陳情のため総理府，科学技術庁，文部省，建設省，厚生省，東京大学地震研究所，県選出国会議員を訪問
	23	11.	00	地質構造調査および地震観測所設置要望のため，黒木所長は県選出国会議員を訪問
	25	10.	00	早朝の地震発生状況を消防庁，宮内庁，衆参両院災害対策特別委員会へ報告
		13.	15	上記の被害状況を消防庁，宮内庁，総理府および県選出国会議員へ報告
	26	10.	00	要望事項説明書および25日付の被害報道地元新聞を関係各省庁へ配布
		11.	00	25日発生の被害状況および措置概況を県選出国会議員へ説明 衆議院災害対策特別委員会理事会に黒木所長出席
		13.	00	参議院災害対策特別委員会理事会に黒木所長出席
	27	10.	30	えびの地震総合技術調査団の現地調査について打合せ（結果は県本部へ報告）
	28	8.	30	自民党災害対策特別委員会に黒木所長出席，資料配布
		11.	00	黒木所長，消防庁永瀬調査官を訪問
	29	10.	00	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	30	10.	00	黒木所長，中央防災会議事務局を訪問
4.	1	11.	30	日向灘地震の概況を消防庁，中央防災会議，県選出国会議員へ報告
	3	13.	00	参議院災害対策特別委員会に加藤副知事出席
		13.	30	衆議院災害対策特別委員会に加藤副知事出席
		15.	00	衆議院別館5階で，えびの地震記録映画を2回上映
		16.	00	加藤副知事陳情のため，総理府，建設省，気象庁，科学技術庁，県選出国会議員を訪問

月	日	時	分	対策事項
4.	5	16.	30	黒木知事，陳情のため総理府総務長官，同副長官を訪問
	9	10.	00	黒木知事，えびの地震対策要望のため，工業技術院を訪問 宮崎・鹿児島両県合同要望書を関係各省庁へ配布
	10	10.	00	黒木知事，えびの地震関係要望陳情のため，農林省，国立防災科学技術センター，建設省，総理府，運輸省，厚生省，文部省，気象庁，衆参両院災害対策特別委員会を訪問
	17	13.	00	加藤副知事，えびの・吉松地区地震対策連絡協議会設置に対するお礼のため，関係各省庁，国会を訪問
	18	16.	00	地質構造調査打合せのため，工業技術院地質調査所福田，木野両主任研究官来訪
	22	10.	00	宮元総務部長は，鹿児島県加藤消防防災課長と両県合同陳情について打合せ，さらに上京中の県議会えびの地震災害対策特別委員，えびの町災害対策特別委員と打合せののち国会関係，各関係省庁へ陳情
	24	10.	30	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席 宮崎・鹿児島両県要望書を関係各省庁へ配布
	26	13.	30	参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
5.	2	10.	30	えびの地震関係と松代地震関係について政府のとった措置を事務所内で検討
	6	10.	00	黒木所長は総理府，気象庁を訪問
	10	13.	00	参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	11	10.	00	黒木所長，総理府上田参事官を訪問
	15	10.	00	宮元総務部長，えびの地震関係陳情のため，関係各省庁，県選出国会議員を訪問
	21	10.	30	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	23	13.	00	参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	25	10.	30	黒木知事，えびの地震関係陳情のため，自民党福田幹事長，瀬戸山副幹事長，大平政務調査会長，木村内閣官房長官，総理府弘津副長官を訪問
	27	13.	30	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	28	13.	30	同上
	30	14.	30	地質構造調査打合せのため黒木所長，科学技術庁を訪問
6.	1	9.	00	県議会えびの地震災害対策特別委員と陳情打合せ，同委員一行は，総理府，消防庁，厚生省，国会議員を訪問
	11	15.	00	地質構造調査打合せのため，国立防災科学技術センター丸山第二研究部長，高橋地震防災研究室長来訪
	12	15.	00	地質構造調査班木野主任研究官，打合せのため来訪
	13	10.	00	えびの地震関係陳情のため，宮元総務部長，中川原消防防災課長は，総理府，消防庁，大蔵省，自治省，および県選出国会議員等を繰り返し訪問，中川原消防防災課長は，28日まで滞在し，事務折衝にあたる。
	18	13.	00	県議会えびの地震災害対策特別委員一行，永崎副議長，中川原消防防災課長，

月	日	時	分	対策事項
				黒木所長，えびの地震関係陳情のため，消防庁，大蔵省，総理府，県選出国会議員等を訪問
6.	24	10.	00	黒木知事，激甚法に準ずる措置陳情のため，中小企業庁，大蔵省，総理府，科学技術庁，県選出国会議員等を訪問
	28	10.	00	激甚法に準ずる措置が閣議決定
		13.	00	医療金融公庫，環境衛生金融公庫の融資条件について具体的打合せのため，黒木所長，中川原消防防災課長厚生省へ
7.	5	10.	00	宮元総務部長，激甚法に準ずる措置決定に対するお礼のため，県選出国会議員，中央防災会議，大蔵省，中小企業庁，自治省，消防庁を訪問
	15		—	激甚法に準ずる措置決定に伴なう国有林材払下げ交付要綱について，消防庁と打合せ
8.	8		—	衆議院災害対策特別委員会に黒木所長出席 参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
10.	24	10.	00	宮元総務部長，中川原消防防災課長，激甚法改正陳情のため，県議会えびの地震災害対策特別委員一行とともに，建設省，農林省，中小企業庁，県選出国会議員，衆参両院災害対策特別委員長等を訪問
11.	7		—	衆議院および参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	14	10.	00	宮元総務部長，中川原消防防災課長，激甚法改正陳情のため，建設省，農林省中小企業庁，総理府を訪問
	20		—	自民党災害対策特別委員会に黒木所長出席
	21		—	参議院災害対策特別委員会に黒木所長出席
	22		—	局地激甚災害指定基準閣議決定

(12) 県議会関係

月	日	時	分	対策事項
2.	22		—	川越議長現地視察
	23		—	総務警察常任委員および建設常任委員現地視察 川越議長，えびの地震災害対策陳情のため上京
	24		—	商工民労企業常任委員現地視察
	25		—	江藤建設常任委員長外２人，えびの地震災害対策陳情のため上京
	26		—	丸山（正）副議長現地視察
	27		—	全員協議会開催 文教衛生常任委員現地視察 川越議長，えびの地震災害対策陳情のため上京
3.	2		—	川越，丸山（正）正副議長，えびの地震災害対策陳情のため上京
	4		—	川越議長，えびの町から陳情を受ける。

月	日	時　分	対　策　事　項
3.	5	—	川越議長，現地視察
	25	—	川越議長，現地視察
	29	—	川越議長，えびの地震災害対策陳情のため上京
	30	—	えびの地震災害対策特別委員会（以下「特別委員会」という。）開催
	31	—	丸山（正）副議長，えびの地震災害対策陳情のため上京
4.	1	—	福重災害対策特別副委員長外3人，陳情のため上京
	2	—	商工民労企業常任委員，現地視察
	5	—	川越議長，陳情のため上京
	6	—	特別委員会開催 1．陳情上京結果について 2．災害の現状と問題点について 3．今後の対策について
	11	—	災害対策特別委員，現地視察
	16	—	川越議長，陳情のため上京
	21	—	坂元災害対策特別委員長外3人，陳情のため上京
	30	—	特別委員会開催 陳情上京，現地視察結果について
5.	13	—	特別委員会開催 参議院災害対策特別委員会の決議内容について当局から説明を聴取
	15	—	特別委員会委員改選
	16	—	川越議長，陳情のため上京
	22	—	永崎副議長，陳情のため上京
	24	—	川越議長，陳情のため上京 特別委員会開催，今後の対策について
	31	—	岩切災害対策特別委員長外2人，陳情のため上京
6.	6	—	特別委員会開催 1．陳情上京結果について 2．今後の対策について
	7	—	開会中の県議会において「激甚法の適用基準緩和に関する決議」を満場一致で議決
	11	—	特別委員会開催 1．陳情上京結果について 2．今後の対策について （終了後現地視察）
	18	—	永崎副議長，現地視察 安井災害対策特別委員長外2人，陳情のため上京
	24	—	川越議長，陳情のため上京

月	日	時	分	対策事項
7.	8		—	特別委員会開催 1. 陳情上京結果について 2. 現地視察の結果について 3. 現況について当局より説明を聴取 4. 今後の対策について
	31		—	川越議長，陳情のため上京
8.	5		—	岩切災害対策特別委員長外3人，陳情のため上京
	6		—	永崎副議長，陳情のため上京
	21		—	川越議長，陳情のため上京
9.	1		—	川越，永崎正副議長，陳情のため上京
	8		—	川越議長，陳情のため上京
	12		—	特別委員会開催 1. 陳情上京結果について 2. 国，県の特別措置について当局より説明を聴取 3. 委員会の中間報告について 4. 今後の委員会運営について
10.	14		—	川越議長，陳情のため上京
	22		—	永崎副議長，陳情のため上京
	23		—	坂下災害対策特別委員外3人，陳情のため上京
11.	7		—	川越議長，陳情のため上京
	9		—	特別委員会開催 1. 陳情上京結果について 2. 現況について 3. 今後の対策について
	12		—	岩切災害対策特別委員長外3人，陳情のため上京
	15		—	川越議長，陳情のため上京
12.	2		—	川越，永崎正副議長，局地激甚災害指定基準の制定についてお礼のため上京
	7		—	特別委員会開催 1. 陳情上京結果について 2. 局地激甚災害指定基準内容について当局より説明を聴取 3. 委員会の存続問題について
	19		—	開会中の県議会において特別委員会廃止議決

2. えびの町

1. 総括的対策事項

月	日	時	分	対策事項
2.	21	8.	51	地震発生（第1回）震度5の強震
		9.	00	緊急課長会議開催，直ちに被害調査班を現地へ派遣
		10.	30	えびの町災害対策本部を設置，各部被害調査，救護体制を整える。
		10.	45	地震発生（第2回目）震度6の烈震
		11.	00	本部長ほか直ちに現地災害視察
		16.	10	県に災害救助法の適用を申請
		17.	00	災害対策本部を真幸支所へ移す。
		17.	30	県に自衛隊の災害派遣を要請
		19.	00	県は災害救助法を適用
		22.	30	自衛隊災害派遣隊給水班到着
	22	0.	15	自衛隊災害派遣隊到着までの被災者の主食等について本部会議開催，次の処置をとる。 1. 学校給食センターでパンをつくる。 2. 不足分については，にぎりめしを業者に発注する。
		6.	30	給食，給水活動再開
		8.	00	調査班を編成，被害実態調査にのり出す。
		10.	00	応急対策打合せのため本部会議開催
		19.	19	地震発生（第3回目）震度5の強震
		19.	30	飯野中学校体育館，中央公民館を緊急避難所として被災者を収容する。
	23	9.	00	第3回目の地震による被害調査開始
		16.	00	「災害情報第1報」を発行，くじけずにがんばるよう呼びかける。（以下連日16報まで発行）
		21.	00	臨時町議会開会，えびの町災害対策特別委員会設置
	24	9.	30	本部会議開催，救援物資の配分基準等につき協議
		13.	30	応急仮設住宅の建設はじまる。
		17.	00	自衛隊災害派遣部隊 498人到着
	25	5.	03	自衛隊による炊出し開始
		14.	00	被害状況把握確認のため，飯野，加久藤両地区の区長会開催，会終了後，直ちに区長および職員で調査班を編成，部落の被害状況，避難状況等の実態を調査
	26	13.	00	学校温泉の入浴を一般住民に開放
	27	9.	00	町内業者営業できず，日用品の不足につき県へ送付方を依頼
		9.	30	真幸地区の区長会を招集，住民の避難先の実態調査把握および応急対策等につ

月	日	時	分	対策事項
				き協議
2.	27	10.	00	真幸地区小，中学校児童生徒の避難先の実態調査
	29	9.	00	真幸地区臨時区長会，災害復旧に伴なう一般住民の応援受入れ，生活保護家庭の新規申請，応急仮設住宅への入居等につき説明，協力を依頼
3.	1	8.	30	役場の一般業務を平常にもどす（ただし職員は半数で） 皇子原，水流両地区の応急仮設住宅への入居はじまる。
	2	14.	30	町議会災害対策特別委員会招集，義援金の配分基準等につき協議
	3	5.	00	自衛隊災害派遣隊にかわり町婦協により炊出し開始
		11.	12	衆議院災害対策特別委員会一行（芳賀委員長）現地視察，激甚地指定等20項目を要望
		14.	00	真幸地区臨時区長会，震災あとかたずけ等に対する一般町民の労力奉仕受入れについて
		15.	00	消防団に復旧作業の出動を要請
		16.	30	本部会議，義援物資の配分につき協議
	4	13.	00	上水道の応急復旧工事ほとんど終了
	5	11.	01	参議院災害対策特別委員会一行（小酒井委員長）現地視察，特別な財政援助等要望書提出
	6		—	災害救助法の適用さらに一週間延長
	21		—	えびの地震災害による町税減免に関する条例制定
	25	0.	59	地震発生震度５の強震，引き続き１時20分震度５の強震，直ちに本部職員を第１回地震発生時の態勢にもどし対策にあたる。
		8.	30	災害調査班を編成，部落の被害調査にのり出す。
	27	9.	00	本部長（町長）政府要望事項等協議のため出県
	28		—	再度の地震災害により，町民税申告期限を再延長
	29		—	政府派遣のえびの地震総合技術調査団来町
4.	2		—	宮崎，鹿児島両県連絡会議開催
	3		—	本部長，激甚地指定など17項目につき，関係各省へ陳情のため上京
	8		—	第１回義援金配分
	24		—	本部長，激甚地指定，上水道復旧等10項目を陳情のため上京
5.	8		—	本部長，自作農維持資金増額陳情のため上京

2. 各部の対策事項

(1) 総務対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	17.	00	災害対策本部を真幸支所へ移すと同時に，本庁に臨時当直職員20人を残し，全男子職員を災害対策本部勤務に切り替える。
		17.	10	被害概況調査のため，調査班を部落へ派遣
		19.	00	本部職員半数を残し，あとは自宅待機
		20.	00	被害調査の結果（負傷者３人，住宅全壊84戸，住宅半壊257戸，り災世帯 861世帯，り災者3,750人）ただし，これは調査が夜間に入ったため確定せず。
	22	8.	30	男子職員313人本部へ出勤 消防は各分団ごとに配置，待機体制（385人）
		9.	00	21日に引き続き被害調査班を各部落に派遣（26班，１班につき職員２人，警察官１人計３人）
		9.	48	全車両にすべりどめのチエーンを取り付けるため急ぎ発注
		17.	30	本部職員半数を残し，あとは自宅待機
	23	9.	00	三たび調査班を編成，部落の被害調査を進める。
		11.	00	電話局へ臨時電話の設置を依頼
	24	10.	00	柳水流奥地，白鳥温泉，黒原開拓地等へき地住民の消息を自衛隊災害派遣部隊のヘリコプターに調査依頼
		21.	00	自衛隊とのあすの救助活動について打合せ
	25	10.	15	町議会災害対策特別委員会開催
		14.	20	自衛隊へ依頼したへき地住民の偵察飛行調査の結果，異状のない旨報告あり
		20.	00	自衛隊とあすの炊出し，救助活動等につき打合せ
	26	8.	30	消防団および警察において被災地への関係者以外の立入りを禁止
		11.	00	倒壊家屋の除去作業について協議，車両・建設機械等が不足しているため，応援を県に申請
		18.	00	自衛隊との連絡会議
	27	8.	30	本部長指示，３月１日から役場の一般業務を平常にもどすための本部詰職員の配置について
		9.	00	真幸支所敷地内に災害対策本部長（町長）室を設置
		9.	25	消防団幹部会議開催
		19.	00	自衛隊との連絡会議
	28	9.	10	本部会議開催 1. 溜池の決壊防止を消防団に依頼することについて 2. 倒壊家屋のあとかたづけの応援体制について 3. 消防団員の出動要請範囲について 4. 復興資材の供給について

月	日	時	分	対策事項
				5. 野菜，鮮魚，日用品扱店の再開について
2.	28	19.	00	自衛隊との連絡会議，自衛隊災害派遣は3月2日までとする。
	29	9.	25	臨時区長会開催（本部長より協力依頼） 1. 3月1日から本部職員を半減し，役場の業務を平常にもどす。 2. 残り半数で災害業務に全力をあげる。 3. 自衛隊は3月2日限りで引きあげる。 4. 炊出しを必要とする家庭は3月3日以降は中央公民館に一括収容する。 5. 応急仮設住宅への入居者は本日中に決定し，さつそく入居させるが，これから56戸を各部落の避難用として建設する。 6. 3月3日から建設隊を編成し，困つている家庭から順に家屋の修理にあたる。 7. 町でジャッキを購入したので各部落に貸付ける。 8. あす3月1日から復興に全力をあげる。
3.	1	9.	15	消防団で，がけくずれ等の危険地域調査開始
	2	16.	40	自衛隊災害派遣部隊引き揚げ
	3	15.	00	消防団幹部会議開催，分団ごとに今後の救援活動について協議，3月4日から倒壊家屋のあとかたづけ等にあたることに決定
	4	8.	30	臨時課長会議開催，義援物資の配分について協議
		9.	02	消防団員118人，真幸中学校校庭に集合（本部長から出動依頼）この日から災害地区のあとかたづけにあたる。
		10.	50	一般町民による作業奉仕隊の受け入れ態勢を整える。
		14.	30	消防団幹部会議開催，団員の出動は1人2日程度とすることを本部長から依頼され，これを検討
	5	13.	00	本部会議開催，一般町民の作業奉仕隊の受け入れについて
		14.	00	臨時区長会開催，奉仕隊の受け入れ人員等について協議
	6	8.	30	災害対策本部当直者を11日から6人に減す。
	14		—	消防団の出動応援一応終了
	16	9.	00	課長会議開催，義援物資の配分について
5.	11	10.	00	真幸小学校危険校舎の公売入札

一般町民の奉仕作業状況

月	日	奉仕人員	月	日	奉仕人員
		人			人
3.	5	536		9	373
	6	297		11	702
	7	398			
	8	40	計		2,346

義援金の受理状況　（昭和43年6月21日現在）

月	日	氏名・団体名	現金（円）	備考
2.	22	宮崎県共同募金会ほか20件	484,210	
	23	小山長規氏ほか12件	424,619	
	24	宮崎放送ほか20件	774,715	
	25	岡藏助左衛門氏ほか30件	676,243	
	27	人吉市矢岳町婦人会ほか19件	343,345	
		野尻小学校ほか6件	59,838	
	28	熊大看護学校助産婦一同ほか21件	531,112	
	29	球磨村勝地中ソフトバレー部員ほか20件	623,558	累計　3,964,904
3.	1	えびの農業改良普及所一同ほか35件	2,382,453	
	2	佐世保南ロータリークラブほか25件	728,260	
	3	宮崎県栄養士会ほか15件	391,333	
	4	神奈川県五反田一丸氏ほか28件	493,558	
	5	都城市大王小学校ほか23件	3,003,615	
	6	飯野高校生徒会ほか28件	537,959	
	7	高原町青年団ほか18件	1,151,868	
	8	日本赤十字社八代地区ほか20件	267,418	
	9	高原畜産高校ほか14件	504,520	
	10	大阪市八木茂美氏ほか5件	157,119	累計　13,584,807
	11	串間市大山不二男氏ほか33件	224,418	
	12	別府市大石善隆氏ほか25件	182,804	
	13	北海道松本盛氏ほか10件	140,664	
	14	日本生命小林支部ほか8件	44,798	
	15	萩の茶屋従業員一同ほか24件	191,123	
	16	大阪市浪花女子高校ほか14件	4,306,548	
	18	大分市カトリック大分司教館ほか35件	248,686	
	19	宮崎市九大氏衛氏ほか23件	366,327	累計　19,290,175
	21	飯野地区区長会一同ほか14件	311,407	
	22	川南町山本小学校ほか10件	51,458	
	23	宮崎地方法務局管内職員ほか9件	1,267,686	
	25	長崎県伊藤公三氏ほか18件	171,799	
	26	東京都上田稔氏ほか20件	3,789,884	
	30	溝辺町松山績氏ほか7件	32,190	累計　24,914,599
4.	1	飯野駅前恵守元幸氏ほか22件	3,956,097	
	6	延岡税務署ほか17件	595,359	
	9	熊本県御舟町高田裕士ほか53件	2,171,814	
	30	富山県島倉利裕氏ほか10件	48,918	累計　31,686,787
5.	4	熊本県清和村役場職員一同ほか6件	2,810,570	
	8	延岡市安井小学校ほか41件	1,056,801	
	10	大阪市佐野車輌製作所ほか3件	87,433	
	14	前松原丸尾高士氏ほか3件	8,200	

月　日	氏　名・団　体　名	現　金（円）	備　考
5. 15	福岡市生長の家高校生連盟ほか11件	40,407	
23	川崎市吉岡憲士氏ほか26件	107,072	
27	西米良村ふじや食堂ほか6件	24,800	累計　35,822,070
6. 3	宮崎市小橋昭信氏ほか14件	3,104,542	
5	佐賀県共同募金会ほか17件	89,469	
11	財団法人日本消防協会ほか3件	81,700	
4. 6	延岡市谷水小学校ほか29件	123,435	
6. 18	新潟市中学校長会長ほか4件	84,000	
21	香川県野原末子氏ほか3件	8,500	累計　39,313,716

(2) 企画対策部

月　日	時　分	対策事項
2. 21	9. 30	第1回地震発生後，直ちに写真担当職員を現地に派遣，写真取材を行なう。
	13. 30	副本部長，企画対策部長，土木建築対策部長現地を調査，対策を検討
	21. 00	「災害情報第1報」を各区長に配布，避難者に対しては広報車で直接避難先へ配る。
24	8. 00	本部長，町内の避難状況巡視
25	11. 00	「災害情報第2報」発行，元気をとりもどして復旧に立ちあがるよう広報
	17. 55	来町された関係各代議士へ災害写真集を送付
26	11. 00	「災害情報第3報」発行
	11. 48	熊本国税局より来町，国税の申告，申請，納付，その他の期限を延期した旨連絡あり。
	13. 15	現段階での県に対する要望事項をとりまとめる。 1. 昭和42年度特別交付税の配分について 2. 全半倒壊家屋の取りのぞき作業について 3. 町の起債事業の起債充当率引上げについて 4. 激甚法の適用対策について
27	11. 00	「災害情報第4報」発行 町民税納税申告期限の3月15日を4月22日まで延長，固定資産税第4期分の納期限2月29日を3月30日まで延期することなど協議
28	11. 00	「災害情報第5報」発行，各地からのはげましの便り等も掲載し，住民を元気づける。
29	11. 00	「災害情報第6報」発行
3. 1	8. 00	京町付近の日用品店ようやく営業をはじめる。
	11. 00	「災害情報第7報」発行
2	11. 00	「災害情報第8報」発行
	14. 30	温泉旅館業者の参集を求め県に対する要望事項を協議

月	日	時	分	対策事項
3.	2	18.	30	衆議院災害対策特別委員の来町にそなえ要望事項等検討
	3	11.	00	「災害情報第９報」発行
	4	11.	00	「災害情報第10報」発行
		11.	37	副本部長および温泉旅館業者代表，陳情のため県庁へ
		18.	00	参議院災害対策特別委員会に対する要望事項の検討
	5	11.	00	「災害情報第11報」発行
	6	11.	00	「災害情報第12報」発行
	7	11.	00	「災害情報第13報」発行
	8	11.	00	「災害情報第14報」発行
	9	11.	00	「災害情報第15報」発行
	26		—	「災害情報第16報」発行
4.	3	9.	00	写真入りで陳情書作成
	24	9.	00	国に対する陳情書作成
5.	8	9.	00	自作農維持資金増額等に関する陳情書とりまとめ。
	19		—	６月定例県議会にそなえ，県に対する要望事項等検討
	20		—	自衛隊など救援活動に協力された18団体に対し感謝状を贈る。
	28		—	宮崎，鹿児島両県連絡会議開催

(3) 民生対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	11.	00	上水道決壊に伴い飲料水対策を協議
		11.	40	にぎりめし　1,600個，牛乳　500本発注
		16.	00	小型ダンプカー３台を動員，西長江浦の湧水池から飲料水を運搬，被災者へ
		16.	10	学校給食用パンを被災者用に向ける（学校は地震直後休校）
		21.	45	県から救援物資を発送した旨連絡
		23.	25	自衛隊給水車到着（隊員44人，給水車１ｔ積３両）
	22	0.	08	自衛隊給水車を被災地へ広報車で呼びかけながら案内
		1.	30	自衛隊災害派遣部隊到着までの被災者用主食等について協議，町外業者へにぎりめし，学校給食センターへ食パンを発注することに決定
		6.	00	にぎりめし　4,000個，牛乳3,120本届く
		6.	10	車両を総動員し主食を避難先に配布
		12.	00	食パン　3,650個，卵400個届く
		19.	30	第３回目の地震によりさらに被害が続出，飯野中学校体育館，中央公民館へ避難者を誘導する。

月	日	時	分	対策事項
2.	22	23.	30	県からビニール，毛布，木炭，テント届く
	23	0.	00	毛布，木炭，ローソク等避難小屋を巡回し配布する。 広報車により避難小屋内における炭火のガス中毒防止を呼びかける。
		6.	00	にぎりめし7,000個，牛乳6,000本，パン3,000個届く
		8.	30	ビニールの配布，テントの貸出し開始
		9.	00	牛乳1,388本，パン4,320個届く
		11.	00	避難先へ木炭，ローソクを配布
		20.	00	生水による伝染病予防，避難小屋内におけるガス中毒防止を広報車により呼びかける。 保健婦は県診療班に従事，患者の治療指導にあたる。
	24	6.	00	にぎりめし7,000個，パン2,180個届く
		10.	35	県から応急仮設住宅80戸を建設する旨連絡
		11.	00	避難所，部落公民館，駅など大衆の出入りの激しい箇所につき消毒作業を進める
		12.	00	牛乳4,840本発注
		13.	00	赤痢予防薬を部落に配布
		13.	30	応急仮設住宅の建設はじまる。
		17.	00	にぎりめし7,000個届く
		17.	30	自衛隊災害派遣部隊の応援にそなえ，米，まき，肉，食塩を手配
		17.	40	徳用米20俵購入
		18.	00	給水活動用車両の追加を手配
		19.	00	炊出しについて自衛隊と打合せ
		19.	30	救援物資班をさらに増員することにつき本部会議開催
	25	5.	30	自衛隊災害派遣隊による炊出し開始
		13.	00	徳用米20俵を手配
		18.	10	応急仮設住宅について建設用地，建設業者，入居者の基準等につき県と協議
	26	10.	40	本部会議開催，応急仮設住宅の入居者選考については福祉事務所，民生委員，主管対策部で協議することとする。救援物資のうち梅干類は集団避難所へ，野菜類は自宅付近に避難している家庭へ配布することなど。
		18.	00	徳用米60俵，食塩，肉等手配
	27	9.	00	救援物資について毛布，ハブラシ，石ケン等日用品の送付を県に依頼
		14.	25	救援物資の配分基準につて本部会議開催
	28	9.	30	避難小屋用ビニールの不足につき県へ送付を要請
		9.	50	避難者は中央公民館に一括収容し，炊出しを行なうことを協議
		10.	30	応急仮設住宅120戸建設を県に要請

月	日	時	分	対策事項
2,	28	12.	00	民生対策部連絡会議開催，次のことについて協議 1. 町内の保育所は3月1日から開所する。ただし真幸保育所は真幸小学校の授業再開日に合わせる。 2. 倉庫に避難している老人ホームの者は，あす文化会館へ移す。 3. 応急仮設住宅は120戸建設されるよう再度県に交渉すること。
		13.	45	応急仮設住宅は100戸 建設することに県で決定，不足分は町で建設することを本部長と協議
		21.	00	自衛隊災害派遣部隊が引き揚げたあとの炊出しは，集団避難所のみに行なうこととし，炊出しを必要とする家庭は，一応中央公民館へ避難させることを協議
		21.	30	民生対策部連絡会議開催，生活保護家庭の新規申請，応急仮設住宅への入居基準につき，あす午前中に民生委員会を開くこととする。
	29	9.	25	真幸地区臨時区長会開催，生活保護家庭の新規申請，応急仮設住宅の入居等につき説明，協力を求める。
		10.	00	徳用米35俵を手配
		11.	00	応急仮設住宅の入居者選考，生活保護家庭，未亡人家庭，主人が病気等の家庭を中心に選考する。
3.	1	17.	00	義援金の配分について収入役を出県させ，松代，新潟の実情と合せ，県と協議
		18.	00	炊出しにつき町婦人会役員と打合せ
	2	9.	40	炊出しを町婦人会に依頼
		14.	00	婦人会の炊出し開始
	3	13.	30	本部会議開催，救援物資の配分について協議，区に対する配分は町で，区内の配分については区長，分区長に一任する。
	7	13.	30	義援金の配分について，協議会等の組織を県に照会のうえ早急に検討する。

(4) 経済対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	12.	00	部長ほか現地被災状況調査
	23		—	郡内商工会指導員の応援により，商工業者の被害実態調査
	24		—	農作物，山林関係の現地調査開始 地震災害による緊急特別融資保証取扱い開始（保証協会）
	25		—	真幸商工会内に商工業相談所を開設
	28		—	生鮮食料品の確保について飯野市場と協議，地元業者が営業再開するまで直営店を出すこと等につき検討
	29		—	建材金物類の値上がり防止につき，各商工会長に協力依頼
3.	1		—	期限到来の借入金の返済および手形の決済猶予方について各金融機関ならびに手形交換所に対し文書依頼 熊本営林局長来町，国有林材の払下げにつき説明

月	日	時	分	対策事項
3.	4		—	温泉旅館の復興対策につき県に陳情 西諸木材協同組合代表者来町，応急補強材の価格および国有林材の払下げ等について協議
	8		—	農地被買収者国庫債券買上げ償還資金枠の追加割当を申請
4.	2		—	県議会商工民労企業委員会に対し，災害特別融資制度確立について陳情（真幸商工会長ほか）
	5		—	農用地災害営農対策座談会を開催，各部落を巡回し相談指導にあたる。
	19		—	かんがい用の揚水ポンプ設置のことで建設省と協議
	22		—	旅館組合から県の債務保証，利子補給について要望あり，関係課長会議を開き協議
	23		—	県中小企業課に対し，債務保証および利子補給について要望 災害農家の実態調査実施
5.	11		—	かんがい用の揚水ポンプを設置
	27		—	堂本用水路亀沢地区通水テスト 損失補償および利子補給について関係課長会議開催，町の利子補給方針を決定
	28		—	用水路のことで鹿児島県側と協議
	31		—	堂本用水路復旧通水する。
6.	5		—	真幸農協共同利用施設災害復旧に着工
	18		—	中小企業者店舗復旧資金利子補給債務負担決定
7.	17		—	災害資金の借入手続き等は無償で行なうことを協議

(5) 土木建築対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	11.	00	小林土木事務所および小林耕地出張所とともに被害調査開始，第2水源送配水管決壊
		13.	15	給水のため可搬ポンプ1台を借用
		14.	30	第2水源より可搬ポンプおよび消防ポンプ車で揚水を試みたが揚水不能
		16.	30	小学校井戸から揚水したが水量不足
		19.	00	第3水源トレーンから給水開始
	22	9.	30	業者とともに送配水管の補修工事開始
		10.	00	土木，耕地関係被害調査開始
	23		—	道路，橋梁等の不通箇所調査，通行制限
	24	9.	00	町道弊田線応急復旧工事完了，柳水流地区の道路は復旧の見込みたたず，岡元線（県道）は自衛隊に依頼し，人の通行可能程度に復旧することを協議

月	日	時	分	対策事項
2.	24	17.	50	南岡松を除き，川北地区の上水道は全面復旧
	25	8.	30	自衛隊の応援を得て，主要町道の応急復旧工事に着手
		17.	57	上水道中央通線，仲道線通水テスト
	26	8.	57	応急仮設住宅を水流に８戸，皇子原に36戸建設することを県と協議
		10.	40	倒壊家屋の除去作業に町のブルドーザーを出動
		15.	00	駅前市街地区100戸に通水開始
	27		—	失対労務者の就労につき，県職業安定課と打合せ 県土木部から土木災害測量応援７人
	28		—	職業訓練所生の派遣を県に要請 災害建物補強および応急修理相談所開設（町内建設業者の協力による）
	29		—	飯野地区建築業者技能組合員により個人家屋の応急修理作業開始
3.	2		—	上水道復旧95% 本部長指示 1. 水道料金の改定延期について 2. 2月，3月分水道料金の免除について
	3		—	建築士会に被害家屋の復旧に要する資材等の調査を依頼することを協議 県職業訓練所生60人（職員13人）被災家屋の応急修理応援に来町（９日まで協力）
	8		—	災害地のあとかたづけ用として，バケット付３トンブルドーザを無償貸与（小松製作所）
	13		—	土木災害第一次査定実施
	19		—	耕地災害第一次査定実施

(6) 文教対策部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	30	第１回地震直後，町内各学校児童生徒を部落ごとに集団下校させる（児童生徒に異状なし）
		12.	00	教育長ほか関係職員現地調査，各学校に被害の概況報告を求める。
	22		—	交通途絶等のため町内各小，中学校臨時休校，避難児童生徒の実態調査
	23		—	町内各小，中学校臨時休校
	24		—	町内各小，中学校臨時休校，授業再開について検討
	25		—	真幸小学校は鉄筋校舎に改築するよう検討，とりあえず簡易校舎を建築
		18.	30	校長会の結果 1. 加久藤，飯野両地区の各小，中学校は26日から授業を再開する。 2. 真幸地区は27日に一応登校させ，教科書等学用品の有無を調査する。 3. 避難している児童生徒については避難先の学校に登校させ，教員が出張調査をする。

月	日	時	分	対策事項
				4. 高校入試もひかえているので，真幸中３年生は３月１日から授業をはじめる。
2.	26		—	飯野，加久藤両地区の各小，中学校授業再開
		18.	00	授業再開について連絡会議の結果 1. 真幸中３年生は２月28日から 2. 西内竪小，岡元小は29日から 3. 真幸中１，２年生は３月１日から 4. 真幸小についてはさらに検討する。
	28		—	真幸中学校３年生のみ授業再開 岡元小学校危険校舎の屋根瓦おろし，あとはビニールでおおう
		10.	45	町長，教育長，学校施設関係を視察，今後の対策について検討 1. 給食は授業再開と同時に開始する。 2. 真幸小学校の給食用具は当分の間，中央公民館の集団避難者用にあてる 3. 真幸小学校の簡易教室は21教室建てることとし，新建築の校舎は鉄筋３階建てとして検討する。 4. 真幸中学校生徒のうち，飯野付近に避難している生徒の通学について検討する。
	29		—	岡元小学校，西内竪小学校も授業再開
3.	1		—	真幸中学校１，２年生も授業再開，これに伴い宮崎交通株式会社では集団避難所（中央公民館）～京町間に無料通学バスを運行
	2		—	各学校施設の復旧資材の必要量調査 真幸小学校の鉄筋校舎建設を知事に要望
	4		—	真幸小学校３年生以上も中学校で授業再開
	11		—	真幸小学校１，２年生も授業再開（真幸中学校で２部制）
	25		—	震度５の強震２回あり，このため真幸小学校の卒業式は同校運動場で実施（卒業生154人）
	28		—	真幸小学校仮設教室30室の建設に着工
4.	2		—	文部省および南九州財務部より学校施設関係の災害現地査定

(7) 町議会関係

月	日	時	分	対策事項
2.	23	13.	15	町議会全員協議会開催，災害地の現地調査を行う。
		21.	00	臨時町議会開催，えびの地震災害対策特別委員会設置（定数10人）
	24	10.	33	災害対策特別委員，集団避難先等を視察，今後の対策を検討
	26	10.	45	災害対策特別委員，川内川北部の現地調査
	27	10.	00	災害対策特別委員，飯野，加久藤地区の被害状況調査
	28	10.	00	災害対策特別委員，岡松地区調査および一級河川指定地区の調査

月	日	時	分	対策事項
3.	30	13.	15	吉松町と合同委員会開催，国への陳情事項検討
4.	2		—	陳情のため特別委員会第一班上京
	9	14.	00	吉松町と合同委員会開催，上京陳情の結果報告および今後の対策について検討
	15	13.	15	災害対策特別委員会開催，町長に対してこれまでの経過説明および今後の対策について協議
	18	14.	17	災害対策特別委員会開催
	20		—	災害対策特別委員会第二班上京陳情
5.	8		—	議長ほか上京
6.	7	10.	00	災害対策特別委員会一行，復興状況調査

3. 宮崎地方気象台

月	日	時	分	対策事項
2.	21	8.	51	地震発生と同時に緊急験測を行ない気象庁，福岡管区気象台に通報
		9.	15	西諸県郡えびの町，飯野警察署に現地の状況を電話照会
		9.	30	えびの町真幸農業気象観測所に現地の状況を電話照会
				福岡管区気象台発表の地震情報を関係各機関へ伝達
		9.	45	福岡管区気象台に現地の状況（停電，道路，建物等の被害）を報告，（飯野警察署調）
		9.	49	福岡管区気象台に現地の状況(20日夜から震度２以上の地震が５回あり)８時51分には学校のピアノ，ダルマストーブ，ブロック塀の倒壊等があり，震度５以上と推定される旨を報告(真幸農業気象観測所調)
		10.	45	本震とおもわれる地震が再び発生，緊急験測して気象庁，福岡管区気象台へ通報
		10.	50	つぎの地震情報を発表 きょう午前８時51分ごろの地震は，宮崎県えびの町飯野地方で震度５以上と推定されます。この地震により同地方では，停電したところがあり，また道路の亀裂や，ブロック塀の倒壊等の被害を生じました。
		11.	05	福岡管区気象台発表の地震情報第３号を関係各機関へ伝達
		11.	45	飯野警察署に現地の状況を電話照会（10時45分の地震状況とそれによる被害状況等）
		12.	04	福岡管区気象台へ飯野警察署に照会の現地の状況を報告
	22		—	森防災業務課長外３人を被害調査のため，現地へ派遣
		18.	00	福岡管区気象台発表の地震情報第４号を関係各機関へ伝達

月	日	時	分	対策事項
2.	22	20.	00	福岡管区気象台発表の地震情報第5号を関係各機関へ伝達 森防災業務課長MRTテレビを通じ，調査状況を解説
	23		—	福岡管区気象台柿崎技術部長，現地を調査 宮崎県黒木知事から地震対策について協議したい旨の連絡をうけ三浦台長，森防災業務課長県庁へ
	24		—	三浦台長，被災現地を調査し，現地からNHKテレビを通じ，地震状況を解説
		18.	30	福岡管区気象台発表の地震情報第6号を関係各機関へ伝達 福岡管区気象台柿崎技術部長来台，えびの地震対策について協議
	25	9.	00	気象庁関谷調査官，福岡管区気象台脇田地震係長来台，打合せ 被災地住民の人心安定を主要目途として気象庁および福岡管区気象台から，それぞれ現地駐在職員を派遣，当台から黒木技術課長外1人これに同行，県，東大，京大と共同で「えびの地震総合観測班」を現地に設置，気象庁派遣職員を班長として，地震情報の収集，調整および公表を担当
	26		—	三浦台長，NHK，TBSテレビを通じて地震状況の解説を放送 えびの地震に関する防災業務実施状況報告書を作成し，気象庁，管区気象台をはじめ関係各機関あて送付
	27		—	27日から，鹿児島地方気象台霧島火山観測所の地震回数を，現地の総合観測班に電話通報 降雨による二重災害を防止するため，降雨予想等を現地観測班へ連絡 福岡管区気象台発表の地震情報第7号（えびの地震総合観測班の観測結果に基づく）を関係各機関へ伝達
	28	17.	05	福岡管区気象台発表の地震情報第8号（28日夜から29日にかけて降雨による，がけくずれの注意を含む）を関係各機関へ伝達
3.	1	10.	40	福岡管区気象台発表の地震情報第9号を関係各機関へ伝達 福岡管区気象台柿崎技術部長来台，打合せ
	2		—	気象庁木村地震課長来台，県庁で打合せ後，現地を視察，当台から三浦台長が同行
	9		—	福岡管区気象台との直通電話開通
		9.	40	福岡管区気象台発表の地震情報第10号を関係各機関へ伝達
	18		—	三浦台長，現地視察
	21	14.	00	福岡管区気象台発表の地震情報第11号を関係各機関へ伝達
	25	0. 1.	59 21	地震発生と同時に，それぞれ緊急験測を行ない気象庁，福岡管区気象台へ通報
		1.	53	0時59分の地震について地震情報を発表
		2.	08	1時21分の地震について地震情報を発表
		3.	30	福岡管区気象台発表の地震情報第12号を関係各機関へ伝達
		6.	00	福岡管区気象台発表の地震情報第13号を関係各機関へ伝達
		9.	15	福岡管区気象台に被害状況を電話連絡，防災気象官外2人を被害調査のため現地へ派遣

月	日	時	分	対策事項
3.	30		—	えびの地震に関する地震速報第2報を作成し，関係各機関あて送付
4.	4		—	自動地震計数器をえびの町真幸老人ホームに設置（県に器械を貸与し，県からえびの町に業務を委託）
	5	14.	00	福岡管区気象台発表の地震情報第14号を関係各機関へ伝達
	15	11.	30	えびの地震に関する情報を，えびの町へ連絡
	24		—	三浦台長，現地視察
5.	12		—	福岡管区気象台泉業務課長，田原観測課長，打合せのため来台
	13		—	気象庁木村地震課長来台，県庁で打合せ後現地視察，当台から三浦台長，黒木技術課長同行
	15		—	福岡管区気象台発表の地震情報第15号を関係各機関へ伝達 えびの地震総合観測班を解散，同観測班の業務は宮崎，鹿児島両地方気象台に移管
6.	14		—	えびの地震被災地付近の水害警戒のため，飯野警察署京町警察官派出所に自記雨量観測所を開設
	24		—	えびの地震技術調査打合せ会に森防災業務課長出席(県庁で開催)
9.	1		—	えびの地震観測体制の変更により，従来毎朝入電していた湯之野の地震観測資料は週1回の入電に変更
	2		—	鹿児島市で行なわれた福岡管区気象台主催の，えびの地震打合せ会に三浦台長黒木技術課長出席
11.	1		—	えびの地震観測体制の変更により，湯之野の地震観測資料は以後10日に1回の入電に変更
	8		—	えびの町老人ホームの自動地震計数器を撤収
12.	1		—	えびの地震被災地付近の水害警戒のため，飯野警察署京町警察官派出所に開設した自記雨量計の観測を中止
	20		—	宮崎県災害対策本部の廃止に伴い，えびの地震観測資料の通報を打ち切る。

4. 宮崎食糧事務所

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	00	小林支所へ出張中の業務部長外2人は直ちに現地へ急行し，支所長，出張所長および農協責任者に対し応急的対策を指示
		11.	30	2月分運送物品の運送途中における事故の有無および発送残の調査について日通に指示
		16.	45	小林支所からの被害報告に基づき，概況を食糧庁長官へ電話報告
	22	8.	30	鉄道の不通箇所ならびに復旧見通しについて，国鉄へ照会
		13.	25	食糧庁長官あて被害速報第1報を電報報告

月	日	時	分	対策事項
2.	22	16.	29	現地からの被害報告に基づき，第2報として食糧庁長官へ報告
		17.	30	業務部長帰庁報告に基づき，次の対策について検討 1. 被災地配給食糧の確保 2. 被害倉庫在庫貨物の緊急出庫ならびに事故処理 3. 被害地庁舎の破損調査とその復旧 4. 被害地における職員のり災状況調査とその救済措置
	23	7.	00	所長，被害調査のため現地へ
		8.	30	2月分運送残（長崎向）米穀の出庫倉庫を被災倉庫へ変更指示
		10.	00	被災倉庫在庫の米穀を，県外向緊急運送のための貨車を，国鉄ならびに鹿児島事務所を通じ鹿児島鉄道管理局へ要請
				宮崎向車馬運送について，日通に検討を指示
		13.	00	雪どけによる雨ぬれ品20叭を正品として売却
		16.	11	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長へ第3報報告
		17.	30	所長帰庁後，り災職員に対しテント6張貸与 被災倉庫在庫物品の処理計画策定
	24	12.	00	県内運送のオーダを発行交付 肥薩線が午後開通し，県間発送を開始
		12.	49	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長へ第4報報告
		13.	00	現地対策のため，輸送係長の現地派遣を決定
	25	17.	00	配車が順調に進み2月分残に対し，26日に完了の見通しがついたため，3月分県間運送計画に基づき現地へ内示
	26	10.	00	1. 3月分県間運送計画（13,783叭）を日通へ指示 2. 宮崎向県内運送計画（1,428叭）を日通へ指示 3. 臨倉向県内運送計画（3,407叭）を日通へ指示
		13.	00	被災倉庫在庫物品の処理状況調査と事務所計画に基づく今後の処理について指導するため，輸送係長および現在高係長を現地へ派遣
		16.	00	被災倉庫内の労災事故防止について，現地指導を実施
		16.	24	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長に対し第5報報告
	27	15.	44	第6報報告
	28	15.	31	第7報報告
	29	15.	07	第8報報告
		17.	00	県内運送完了
3.	1	8.	30	緊急運送に対する事務指導ならびに現地対策のため，係官を現地へ派遣
		15.	24	第9報報告
	2	11.	56	第10報報告
	3	8.	00	被災倉庫の実態調査のため，保管係長を現地へ派遣
		17.	00	緊急運送計画により運送完了

月	日	時	分	対策事項
3.	4	15.	50	第11報報告
	6	14.	01	第12報報告
	7	8.	00	所長，処理結果状況視察のため現地へ
	8	14.	12	第13報報告
	10	12.	00	食糧庁へ被害ならびに処理状況報告のため所長上京
	14	8.	00	配給状況調査ならびに真幸出張所庁舎の災害状況調査のため，経理課長外２人を派遣
		17.	00	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長へ最終報告
	23	10.	00	県農協中央会主催による倉庫復旧対策会議に保管係長出席
	25	9.	00	本日の地震発生に伴い，総務部長外２人現地へ派遣
		13.	57	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長に対し第１報報告
		18.	30	総務部長の被災状況報告に基づき，処理計画の再検討と推進を図る。
	26	8.	00	真幸出張所庁舎の改良復旧指示
		15.	16	第２報報告
	27	15.	26	第３報報告
	28	16.	19	第４報報告
	29	11.	00	食糧庁営繕班積算係長来県，現地において倉庫復旧に関する指導ならびに打合せを実施
4.	13	17.	00	食糧庁長官ならびに福岡食糧事務所長に対し３月25日発生の地震分を報告

5. 宮崎労働基準局

月	日	時	分	対策事項
2.	22〜26	—		1. 宮崎労働基準局，都城労働基準監督署による合同被害調査 2. 労災保険料延納特例の措置を必要とする８事業場に対し，申請手続書類等を送付 3. 地震発生前から療養中の補償費請求中の労災患者について，各補償費を直ちに支払う。 4. 災害復旧工事等で半壊家屋，擁壁等の解体作業を行なう業者に対し，災害防止について指導
3.	13	—		1. 真幸地区の事業場に対し，労働基準法第110条に基づく「災害事故報告」の提出を求める。 2. 救急薬品60個を宮崎労働基準局から被害地へ直送

6. 小林営林署

月	日	時	分	対策事項
2.	23	—		公務員宿舎の被害調査，被害額26万円を直ちに熊本営林局へ報告
3.	1	—		ヘリコプターにより，霧島山系一帯の地震山地災害調査
	4	—		地震山地災害，被害額3,190万円を熊本営林局へ報告
	26	—		公務員宿舎被害調査，被害額10.5万円を熊本営林局へ報告
5.	2	—		えびの地震災害復旧用資材として，スギ丸太1,066本(106.14 m^3)をえびの町長へ5割減額して払下げる。

7. えびの営林署

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	00	えびの町役場に被害状況を照会したが，真幸地区に相当の被害があったようであるが，詳細については不明
		10.	00	NHKニュースにより，真幸地区を中心にえびの町に相当な被害があり，今後も引き続き起こるであろうとのことであったので，真幸地区，加久藤地区の職員を自宅の状況見分のため一時帰宅させた。
		12.	30	京町保養所で空中写真の研修（受講生26人）が行なわれていたが，保養所が半壊したため，マイクロバスで小林署へ移動させる。 真幸，長江浦両担当区主任を飯野事業所に避難させる。
		14.	00	真幸担当区，保養所の災害状況確認のため，管理者，庶務課長，事業課長3人現地へ
		16.	00	職員被災者の避難を確認し，残留していた各管理者で，次の事項を決定する。 1. 明日は定刻から調査班を編成し，可能な限り被害調査を実施する。 2. 保養所の用品類を署へ移す。
	22	8.	30	管理者会議開催 災害調査班の編成，保養所の用品整理，担当区のかたづけ
		9.	00	災害調査班現地へ
		13.	00	署長，現地調査のため出発
		15.	00	災害調査班帰署，被害内訳は下記のとおり 種苗 30万円　製品生産 10万円　営繕 75万円 林道 308.9 〃　厚生 100 〃　治山 4,000.8 〃 保養所 250 〃　造林 30 〃　合計 4,803.9 〃
		16.	00	署長，現地調査より帰署
	23	15.	00	屋外に避難小屋設置（テント張り）のため，15時から特別休暇 熊本営林局へ災害発生報告
	24	—		熊本営林局監査課長，現地視察

月	日	時	分	対策事項
2.	26		—	真幸地区，治山関係災害調査
	27		—	熊本営林局治山課職員，災害調査のため来署
	28	9.	00	災害対策本部において復旧用材関係協議会開催
	29		—	署長，災害復旧打合せのため熊本営林局へ
3.	1		—	復旧用材関係協議会開催 ヘリコプターによる災害調査（えびの，小林，加治木，大口各署全般調査）
	3		—	林野庁治山課長，熊本営林局長，現地視察
	13		—	当署内において復旧用材関係打合せ
	14		—	復旧材についてえびの町と打合せ
	15		—	熊本営林局に復旧用資材申請書提出
	18		—	えびの町役場において復旧用材関係打合せ
	22		—	えびの町役場において復旧用材関係打合せ
4.	10		—	復旧材販売134m^3
	11		—	熊本営林局へ復旧用材販売結果報告
	20		—	えびの町役場において復旧用材関係打合せ
5.	13		—	〃
	14		—	〃
	15		—	〃
	17		—	〃
	21		—	復旧用材について熊本営林局と打合せ
	29		—	治山係，災害用務のため熊本営林局へ
	30		—	熊本営林局治山課長外１人，現地視察
6.	11		—	復旧用材関係打合せのため，熊本営林局へ
	14		—	えびの町役場において復旧用材打合せ
	17		—	〃
	21		—	熊本営林局へ復旧用材申請書提出

8. 陸上自衛隊第43普通科連隊

月	日	時	分	対策事項
2.	21	10.	45	第２回強震発生 連隊情報収集開始（県庁，警察等から情報入手）
		12.	00	連隊情報所開設

月	日	時	分	対策事項
2.	21	18.	00	宮崎県知事から派遣要請（給水，緊急輸送，被災者収容，応急治療等） 連隊の一部へ派遣命令下達
		19.	00	偵察班として副連隊長以下４人，ジープ１両にて現地へ
		19.	30	本管中隊長以下42人派遣部隊出発 車両10両，水トレーラ３両，水缶70本，天幕10張，毛布等450枚携行
		22.	30	派遣部隊現地到着，直ちに給水，被災者収容等支援開始
		22.	55	非常勤務第３種発令（全員呼集，営内に待機）
	22	4.	15	現地偵察班（副連隊長以下４人）帰隊，連隊長へ状況報告
		6.	00	連隊長，現地視察に出発
		9.	00	連隊長，現地において宮崎県知事，およびえびの町対策本部長と救援対策について協議
		11.	35	炊事班，救護班増強，行動命令下達
		13.	10	救護班出発，衛生小隊長以下４人，¼ｔトラック１両，医療具一式携行
		15.	00	炊事班出発，補給陸曹以下10人，２½ｔカーゴ２両，¼ｔトラック１両，その他野外炊具一式携行
		18.	00	えびの町から給水，被災者収容以外の自衛隊の派遣は必要なしと回答（電話）
		20.	50	非常勤務第１種に緩和（駐屯地における待機命令解除）
	23	8.	05	災害派遣部隊交代に関する行動命令下達
		9.	30	派遣部隊第１中隊長以下58人出発，車両15両
		10.	30	連隊長，現地視察へ出発
		10.	40	情報収集班出発（情報幹部以下４人，¼ｔトラック１両）
		12.	00	非常勤務第２種へ強化，黒田派遣隊現地到着
		13.	00	副師団長，連隊長現地視察の結果，自衛隊の一部増強を認め，連隊主力に現地前進を命ず。
		13.	30	連隊本部（指揮所）現地へ前進
		15.	30	副連隊長以下２個中隊（191人）現地へ前進，車両22両，毛布等 1,200枚携行
		16.	30	現地（真幸中学校）へ指揮所開設
		18.	10	増強22中隊現地到着，直ちに支援開始
		19.	45	第305地区施設隊に対して派遣命令下達
		20.	30	自衛隊都城陸曹会，被災者へ救援物資パン1,500個
		22.	00	被災者収容人員120人（１中隊長報告） 宮崎県知事，陸上自衛隊の派遣増強要請
		22.	30	えびの町側（町長，総務課長）派遣隊との調整会議
	24	4.	40	第305地区施設隊長（連絡幹部以下４人，¼ｔ１両）現地到着，道路決壊箇所の把握

月	日	時	分	対策事項
2.	24	8.	40	第８補給隊等到着（44人）天幕50張，野外炊事14セット，浄水セット２セット，水缶100個，車両¼ｔ３両，２½ｔ12両をもって前方補給処点増強
		9.	30	師団長，現地視察
		11.	15	建設政務次官，指揮所訪問（真幸中学校）
		13.	50	社会党議員団，指揮所訪問（自衛隊の活動状況説明）
		15.	55	自民党議員団，指揮所訪問（自衛隊の活動状況説明）
		17.	00	えびの派遣隊編成命令下達
		20.	00	えびの町対策本部と派遣隊との調整会議
	25	8.	00	空地からする黒原開拓孤立家屋偵察，情報班４人（地上偵察）　第３係主任（H―13による空中偵察）
		9.	30	H―13による孤立者に対する物資投下（糧食等）
		11.	40	総理府総務副長官，指揮所訪問
		14.	52	宮崎県総務部長，指揮所訪問
		15.	00	第８師団幕僚長視察
		17.	53	震度4程度の地震発生，直ちにえびの町内に偵察班派遣，火災予防，被害状況偵察
		20.	00	えびの町対策本部と派遣隊との調整会議 本日の支援成果 炊出支援10,500食，天幕支援42張　642人，救護支援３件，道路復旧支援４か所（排土約1,185㎥）輸送支援（プレハブ，避難民）２件，H―13による物資投下１件
	26	8.	00	災害派遣部隊の一部撤収命令下達（第305地区施設隊）
		10.	30	災害派遣部隊交代に関する行動命令下達
		13.	00	第305地区施設隊撤収帰隊（25人）
		16.	25	第305地区施設隊駐屯地到着
		19.	30	えびの町対策本部と派遣隊との調整会議（於連隊指揮所） 本日の支援成果 炊出支援8,000食，輸送支援（プレハブ避難民）３件，救護支援２件，給水支援15ｔ
	27	8.	00	交代部隊駐屯地出発（158人）
		8.	20	連絡幹部，第３係主任以下３人宮崎県庁へ派遣，今後の見通しについて協議
		14.	00	交代部隊現地で申送り終了後帰隊（116人）
		19.	30	えびの町対策本部と派遣隊との調整会議（於連隊指揮所） 本日の主要成果 給水支援13ｔ，炊出支援7,800食，輸送支援１件，救護支援２件
	28	10.	00	連隊長，現地へ出発
		12.	45	連隊長，現地到着

月	日	時	分	対策事項
2.	28	14.	00	連隊長，宮崎県副知事と自衛隊撤収時期について調整，合意に達す。
		17.	30	自衛隊撤収につき，県，町対策本部と調整，合意に達す。 本日の主要成果 給水支援20ｔ，炊出支援7,000食，救護支援２件，輸送支援２件
	29	9.	05	被災者へ自衛隊の撤収について予告（第４中隊長以下６人，町対策本部３人）
		17.	55	連隊長現地出発，駐屯地へ帰隊 本日の主要成果 給水支援17.2ｔ，炊出支援5,500食，救護支援２件，輸送支援２件
3.	1	9.	50	第305地区施設隊，真幸中学校校庭整地作業のため現地到着，グレーダー，人員４人
		16.	00	連隊長，宮崎県知事と会見
		17.	00	宮崎県知事の派遣部隊撤収要請受理 本日の主要成果 給水支援16ｔ，炊出支援5,700食，救護支援２件，輸送支援（プレハブ，地震計）２件
	2	7.	40	連隊長，被災者収容天幕現地視察
		13.	00	天幕撤収完了
		17.	00	派遣部隊（281人）病院用天幕，毛布等および要員２人を残し撤収帰隊
		20.	00	派遣部隊駐屯地到着，「非常勤務解除」 本日の主要成果 給水支援15ｔ，炊出支援5.300食，輸送支援（救援物資）２件

9. 航空自衛隊第５航空団

月	日	時	分	対策事項
2.	23	13.	05	宮崎県知事の災害派遣要請に基づく派遣の実施 1. 派遣場所 西諸県郡えびの町一帯 2. 派遣部隊等 新田原救難隊の航空機（ヘリコプター）および人員 第５航空団整補群の写真班員 3. 行動概要 被災地区の空中写真を約20か所撮影し，宮崎県災害対策本部に手渡す。
		15.	36	派遣撤収
	28	23.	00	宮崎県知事の災害派遣要請に基づく航空機の派遣 1. 派遣場所 入間飛行場 2. 派遣部隊等

月	日	時	分	対策事項
				第5航空団飛行群の航空機および人員 3. 行動概要 災害救助対策資料の新田原～入間緊急空輸
2.	29	8.	44	派遣撤収

10. 日本赤十字社宮崎県支部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	15.	00	県社会課から地震による被害甚大との連絡あり
		20.	30	第1救護班長野津原医師外7人（婦長1人,看護婦1人,救護主事1人,補助員4人）編成で天幕12張,発電器1台,折畳寝台15床,患者毛布60枚を携行し現地へ派遣
	22		—	原田事務局長外職員2人が現地視察を行なうとともに,今後の救護対策について指示（患者数45人）
		11.	00	日赤宮崎県支部長（宮崎県知事）およびえびの町分区長は,避難民の慰問とあわせて日赤救護班を激励のため救護所を訪問
	23	10.	00	野崎班長外4人（婦長1人,看護婦1人,救護主事1人,自動車操車要員1人）を現地へ派遣（患者数70人） 地区長,分区長,奉仕団委員長,J・R・C補導責任者あて,3月15日までを目標に義援金品の募集について依頼
	24	9.	00	第2救護班長を多田錠班長と交替 現地から患者多数が発生したとの報告により,医薬品,救護資材とともに,伊藤第3救護班長外3人（婦長1人,救護主事1人,自動車操車要員1人）の救護班を現地へ派遣（患者数212人） 第2救護班多田班長は,小林市立病院に60人の被災者が収容されたとの報告があったので,帰院するよう連絡するとともに,第2班員は第3班と合流
	25		—	現地から,長期にわたる屋外の生活のため,寒さ,疲労等も重って多数の患者が発生しているとの報告を受けたので,第4救護班北野班長外5人（救護主事1人,婦長1人,補助員1人,自動車操車要員1人）を現地へ派遣（患者数92人） 25日の救護活動は,第4救護班と第3救護班を再編成して結成された第4救護班によって実施。なお多数の患者に備えるため,感冒薬10,000錠を含む多量の救急薬を急送
	26		—	現地からの報告により,一酸化炭素中毒患者2人を含む多数の患者が発生しているとの情報により,第5救護班を編成し鬼塚班長外3人（救護主事1人,看護婦1人,自動車操車要員1人）に人工蘇生器,医薬品を携行させて現地へ派遣（患者数135人） なお,第3救護班は26日をもって帰宮

月	日	時	分	対策事項
2.	26		—	青年奉仕団，J．R．C協議会が合同し街頭募金（29日まで） 日赤本社から毛布300枚，肌着100点，衣類500点が送られてきたので，直ちに現地へ送付
	27		—	第6救護班を編成し，黒木班長外5人（救護主事1人，婦長1人，看護婦1人，補助員1人，自動車操車要員1人）に医薬品の補充分を携行させて現地へ派遣（患者数94人） 国立赤江療養所に対し臨時協力方を要請，関係者をそれぞれ「えびの地震救護要員」として委嘱 現地の県災害対策本部から，現在避難民が約2,100人いるので，3月5日まで救護班派遣方要請の電話連絡あり
	28		—	県現地対策本部からの要請により第7救護班を編成し，伊藤班長外13人（救護主事2人，婦長1人，看護婦3人，自動車操車要員2人，補助員5人）を現地へ派遣（患者28日102人，29日132人）
3.	1		—	第8救護班を編成し，木村班長外10人（救護主事1人，婦長1人，看護婦2人，自動車操車要員2人，補助員4人）を現地へ派遣（患者62人）
		17.	15	日赤宮崎県支部長（宮崎県知事）は，救護班員を激励のため救護所を訪問
	2		—	第9救護班を編成し，北野班長外6人（救護主事1人，婦長2人，看護婦2人，自動車操車要員2人）を現地へ派遣（2日患者50人，3日患者26人）
	4		—	第10救護班伊藤班長外6人（救護主事1人，婦長2人，補助員2人）をもって救護に従事（患者76人）
	5		—	第11救護班伊藤班長外12人（救護主事3人，婦長1人，看護婦2人，補助員6人）をもって救護に従事（患者68人） 3月2日の患者が26人であったこと，また真幸地区の開業医も診療をはじめたこと，県の医療班にかわり小林保健所が中心となって巡回診療をはじめたことなどもあって，県災害対策本部と十分な検討を行ない，日赤救護班は応急措置を一応5日までに終了できるとの見通しのもとに，4日以降の患者にもその旨を伝え万全の措置を講じた後，日赤救護班は5日に撤収（患者総数1,164人） なお，日赤救護班が持参した天幕は，県現地対策本部の要望もあり，また現に避難者が居住していることもあって10張を現地に貸与のまま帰宮
	7		—	義援品151梱を現地へ発送

11．九州電力株式会社宮崎支店

月	日	時	分	対策事項
2.	21	8.	51	地震発生（第1回） 配電線4回線同時全停（需要家約10,000戸）直ちに小林営業所配電課員31人と委託工事店員26人で配電線復旧作業に従事
		9.	02	真幸変電所人吉側から2号線で受電し，配電線の一部を送電

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	40	66KV人吉妙見線の非常巡視に出発，15時25分巡視終了
		10.	45	第2回地震発生，配電線復旧作業中，再び地震が発生し全停電となり送電，配電設備とも被害が大きく，隣接営業所に復旧要員の応援を依頼
		11.	00	被害地にテント2張輸送 小林営業所保有資材の数量検討
		13.	00	宮崎，日南営業所委託工事店から，復旧要員20人現地へ 人吉保線所と妙見保線所から，人吉妙見線の非常巡視に出発
		13	37	真幸変電所6L—10立上りリード線補修作業開始，14時31分作業終了
		14.	32	真幸変電所受電（人吉妙見線1号線にて）
		14.	35	真幸変電所，配電線送電（泉線，飯野線の一部）
		15.	00	人吉妙見線 No.103号鉄塔傾斜復旧作業開始，18時15分作業終了
		15.	10	配電用復旧資材42品目を支店倉庫から，小林営業所へ緊急輸送
		16.	03	真幸変電所配電線（加久藤線）送電
		18.	15	被災需要家の調査に支店営業課長外1人現地へ
		23.	12	平常系統に復帰送電，ただし配電線は矢岳線のみ停電（配電率76%，総需要家数当たり）
	22	8.	45	配電線復旧要員18人現地へ派遣
		9.	10	支店サービスカーを29日まで（8日間）現地に派遣し，P．Rと要員食糧，給茶などの運搬にあたらせる。
		10.	07	配電線矢岳線送電
		17.	57	真幸変電所全配電線送電（配電率100%）
		19.	19	第3回地震発生，人吉妙見線および配電線（4回線）停電，直ちに人吉側から人吉妙見線試送電良，真幸変電所受電
		19.	20	配電線送電，ただし区分送電を行ない，直ちに復旧作業に着手
		21.	00	加久藤線（No.56柱まで）京町線（No.26柱まで）の一部を配電し，事故復旧作業を続行 地震発生後は支持物の傾斜，倒壊に伴い高低圧線の断混線による公衆への被害および被害箇所の増加を防止するために強行送電ができないため線路巡視後，逐次送電す。
		22.	30	配電率70%
	23	8.	00	66KV人吉妙見線非常巡視開始，12時30分巡視終了
		10.	00	復旧応援要員30人現地へ
		10.	30	配電用応急復旧資材18品目を調達輸送 救急箱，担架，ポリタンク210本とともに保健婦を小林営業所に派遣し緊急に備える。
		13.	50	配電線矢岳線送電
		15.	20	人吉妙見線 No.89号の素線切れ補修終了

月	日	時	分	対策事項
2.	23	15.	30	早期被害復旧のため，対策本部を次のとおり設置 えびの地区地震被害復旧対策本部（宮崎支店） えびの地区地震被害宮崎電力所支部（電力所） えびの地区地震被害小林営業所支部（小林営業所） 配電線路復旧班編成 小林営業所―配電―試送電班（直営）高圧配電線のみ ―復旧工事班（配電委託工事店） ―需要家内診断班（２人１組） ―臨時灯工事班（配電委託工事店）
		15.	40	臨時灯および街路灯取付け 被害需要家の点灯ができないため，真幸地区内の要所に街路灯を，避難場所および自衛隊待機場所などに臨時灯を取付ける。
		16.	00	真幸変電所避難所設置
		17.	15	復旧応援要員11人，現地へ派遣
		18.	00	県災害対策本部に被害状況報告 現地九電復旧対策班設置 都城営業所サービスカーがテント13張，温水器１台を積み，えびの町の被災者へのサービスに出発
		18.	30	復旧応援要員４人を現地へ派遣
		19.	30	支店よりサービスカー２台に温水器５台とタオルを積み，えびの町の被災者へのサービスに出発
	24	8.	00	復旧応援要員10人を現地へ派遣
		10.	00	応援復旧資材調達輸送
		13.	25	110ＫＶ大淀幹線非常巡視終了，**No.**173号鉄塔基礎地盤沈下（30㎝）しているのを発見，仮復旧 人吉妙見線**No.**102，**No.**103鉄塔補強工事のため，13人現地へ出発 人吉妙見線の一部ルート変更現場調査のため，支店送電係長外３人現地へ
		13.	50	県災害対策本部に被害状況報告 配電復旧状況 高圧配電幹線100%，低圧線引込線100%復旧，ただし低圧線の90%は不在需要家が多く屋外に送電中（仮復旧） 需要家にお願い書配布，不在需要家が多く需要家の屋内配線の被害が多いため送電できないので，次のお願い書を不在需要家の見やすい所にはりつける。 お　願　い このたびの被災心からお見舞申しあげます。

	臨時灯工事
加久藤線	85灯
京町線	315灯
計	400灯

月	日	時	分	対策事項
				お宅の電気は，このまま送電しますと屋内線が危いのでとめてあります。 入居の際は測定して送りますから，九電災害対策詰所までお申し出下さい。 九州電力株式会社 災害復旧対策本部
2.	24	17.	00	復旧対策本部の移動 2階会議室から電力課給電所に移動 小林保線所臨時公衆電話設置（小林局3790）
	25	9.	20	配電線復旧作業状況 直営1組4人委託（九工）2組10人で被害箇所の復旧，おもに屋内配線の調査確認のうえ逐次送電中
		10.	00	変電所復旧作業状況 主変圧器6MVAワイヤー支線付け2か所，引込み鉄構ワイヤー支線付け2か所の作業を終了
		18.	10	小林営業所支部から復旧応援要員の依頼 小林営業所支部から1組3人編成，3組と車両の応援要請があったので18時15分宮崎営業所1組（3人編成）軽四1台，都城営業所2組（3人編成）軽四1台が出発
	26	8.	40	復旧対策本部の移動 24日17時以降，対策本部を電力課給電所に置いたが，本日8時40分本部を2階会議室に移動
		8.	55	屋内線復旧状況（需要家） 不在需要家が多いので，県，えびの町対策本部立合のうえ，屋内配線の測定その他を行ない復旧作業に着手
		11.	30	保健婦1人派遣
		13.	30	66KV人吉妙見線一部ルート変更に出発，社員27人，委託業者39人 仮復旧工事は，木柱で，延800人を動員し，3月9日終了，本復旧工事は（鉄塔6基）で43年10月末完了予定
		17.	00	えびの地震被害復旧対策本部ならびに宮崎電力所支部，小林営業所支部を解散ただし，現地の被害復旧対策詰所は残し，今後の復旧にあたる。
3.	4	24.	00	プレハブ住宅2K×2.5K7戸（5坪）を建築

12. 日本電信電話公社宮崎電気通信部

月	日	時	分	対策事項
2.	21	9.	25	小林局第1報 真幸地区に8時51分，震度5～6程度と予想される地震発生，真幸局，電話全回線不通，局舎全壊との通報，現地被害調査指示
		9.	30	小林局第2報 震度5程度の地震継続中，第2報により相当の被害が発生しているものと判断，小林局要員全員待機するとともに，二個班の被害調査班を指示

月	日	時	分	対策事項
2.	21	13.	00	宮崎電気通信部えびの地震対策本部設置 小林電報電話局えびの地震対策本部設置 現地に応急復旧本部設置
		16.	00	宮崎電気通信部において，応急復旧応援要員編成 第1次　11人 第2次　24人 第3次　30人 九電へ停電状況照会 応急復旧材および第1次復旧要員派遣
		21.	00	重要回線復旧 真幸—吉松間市外線開通 各報話局の発動発電機を小林局へ集中し，電源確保を図る。 臨時回線公衆用，地震ふくそう救済のため小林—真幸間，2回線増設 21日の市街地の復旧は，屋根瓦，石壁等が落下して，加入者密集地帯には立入困難，復旧作業見合わせ，調査が主体となる。 小林電報電話局長に対し，職員の安全確保について指示
	22		—	公衆用臨時電話回線作成（地震ふくそう救済） 小林—真幸間　1回線増設 小林—鹿児島間　TX1回線増設 降雪と余震中の復旧作業であるので，とくに重要回線を主体として復旧にあたる。 復旧要員　第2次出動 小林局へ電信応援要員　8人派遣
	23		—	重要回線　1般回線70%復旧 復旧要員　第3次出動 真幸局長の要請により，公社交換取扱者派遣3人，真幸局，重要加入者選定公衆用臨時回線作成 小林—真幸間　3回線増設
	24		—	小林局へ交換取扱者6人派遣，電信応援要員9人派遣 小林局へ電信応援要員　3人派遣
		17.	00	応急復旧が98%回復したので，通信部は対策本部を情報連絡室に切り替える。
	25		—	小林局へ復旧要員の健康管理について指示 真幸地区へ無線車配置
	28		—	無線による臨時回線作成（公衆用） 宮崎—真幸間　2回線 小林—真幸間　6回線
	29	15.	00	通信局は災害情報連絡室廃止
3.	4	10.	00	通信局は仮復旧100%に達したので，地震情報連絡室廃止
	19		—	公衆用臨時回線作成 小林—真幸間　1回線

月	日	時	分	対策事項
3.	25	10.	00	通信部に第2回えびの地震対策本部設置
		12.	00	通信局に情報連絡室設置，応急復旧要員派遣
		17.	50	臨時回線増設 小林—鹿児島間　TX 1回線 小林—真幸間　1回線 福岡—小林間　6回線 電信応援要員　5人派遣
	26		—	通信部は復旧率100%に達したので，情報連絡室に切り替える。 公衆用臨時回線作成 小林—真幸間　3回線増設
	27		—	公衆用臨時回線作成 福岡—小林　9回線増設 小林—加久藤　2回線増設
	29	11.	00	通信部は情報連絡室廃止
4.	24		—	真幸地区えびの地震現地対策本部設置（真幸郵便局構内） 100回線　市内交換機1台，外復旧資材収容　T268—3号無線機設置
5.	1		—	えびの町から感謝状を受く。
	9		—	えびの町において，今後のえびの地震長期方策打合会議開催 通信局，宮崎通信部，鹿児島通信部および報話局，2局合同会議（いままでの経過説明，今後の対策について協議）

13. 日本国有鉄道九州支社宮崎出張所

月	日	時	分	対策事項
2.	21	8.	51	8時51分と10時45分の地震により，県内の国鉄線で下記不通区間が発生（運転規制区間を含む） 吉都線全線 肥薩線矢岳—吉松間 日豊本線（市棚—都城間）…運転規制
		10.	33	鹿児島鉄道管理局えびの地震災害対策本部設置
		11.	00	熊本鉄道管理局　〃 不通区間，運転休止，被害状況等を宮崎市内報道機関へ6回にわたり提供（15時まで）
		12.	00	列車の運休に伴い，足止めの旅客約400人の炊出しなど昼夜食を供与
		13.	00	県消防防災課へ被害状況を報告
		15.	00	地震対策と情報交換のため，県消防防災課に出向

月	日	時	分	対策事項
2.	22	18.	30	県災害対策本部から「災害り災者救恤用，寄贈品等に対する運賃減免承認申請書」を受理 県災害対策本部からの申請に基づき，2月22日から3月21日まで，貨物運賃割引基準規程による災害割引を適用実施
	24	16.	00	吉松駅等に抑留中の貨車のうち，急送物資積みを大隅横川駅，国分駅経由に迂回輸送を実施（10車）
	25	9.	00	農林省宮崎食糧事務所の要請により，真幸地区内の被災倉庫に保管中の米を県外輸送用として貨車を優先確保
3.	25	8.	30	地震発生のため吉都線，吉松－京町間再不通（同日18時40分開通）

参　考　資　料

1. 過去の霧島山周辺の地震記録…… 391
2. えびの・吉松地区地震総合技術調査団報告書…… 393
3. えびの地震に関する調査研究概要…… 401
4. えびの地震被災地域に関する防災上の参考意見…… 412
5. 京町，霧島および宮崎における地震観測表…… 416
6. 大地震のときの心得…… 453

参　考　資　料

1. 過去の霧島山周辺の地震記録

宮崎県災異誌
宮崎地方気象台記録

○大正元年9月8日（1912年）**宮崎県小林町付近**

9月8日22時20分，西諸県郡東部に弱震を感じ南は都城，北は椎葉，神門付近まで及んでいる。有感区域は，南九州一円で被害はなかった。

○大正2年5月17日（1913年）**より大正2年5月30日まで霧島山麓**

霧島山麓の鹿児島県下姶良郡吉松付近および宮崎県西諸県郡小林，加久藤，真幸付近にて17日より30日頃までに頻繁な地震を感じた。震動の最も旺盛なのは22・23の両日で，数十回に及んでいるとおもわれるが，地震計に観測出来たのは23回で，とくに霧島山麓より北西に多く，人心に動揺を与えたが，25日頃から減少し，30日以後全く平静に復した。地震の模様は，巨石の落下したような感覚で地鳴りを伴った。なお，この地震は有感域は狭く50*km*四方ぐらいまでである。

○大正2年7月9日（1913年）**霧島山麓**

9日11時20分，霧島山麓に起こったもので，強震区域は震央より25*km*四方に及んでいるが，家屋その他の被害はなかった。同日中に引き続き余震が16回現れ，西諸県郡加久藤村にて最も強く，発震前に遠雷のような地鳴りを観測している。

○大正5年12月29日（1916年）**肥後南部**

29日6時41分，人吉の北西方照岳方面に発震したもので，有感区域は九州全般で，震央付近では，壁の亀裂など多少の被害を生じた。本県に被害はなかった。

○大正11年12月8日（1921年）**西諸県郡高原付近**

大正11年3月から大正12年4月まで，高原で有感地震があり，とくに12月8日には19回，加久藤で8回の地震を観測した。いずれも局地的なもので被害はなかった。

○昭和2年9月11日（1927年）**西諸県郡の須木村付近**

9月11日15時55分頃，宮崎市付近にて性質急な軽震を感じた。有感区域はほとんど県下全般にわたり，西諸県郡須木村を中心として加久藤・高原・小林・児湯郡三財村寒川など強震を感じ，その他は弱震か微震を感じた。

○昭和10年7月3日（1935年）**高岡町付近**

本地震は，宮崎市で性質の急な軽震で，地鳴り現象を伴い，当地としては稀な地震であった。児湯郡以南に弱震程度を，高岡付近で中震を感じ，中震を感じた区域は径12～13*km*にわたっている。地鳴りは大淀川に沿い，西は野尻村から，東は宮崎市まで約40*km*，北は佐土原町から南は赤江まで約25*km*にわたり，高岡・本庄付近では道路決壊などの小被害があった。

発震時は3日9時16分で，最大振巾1,890ミクロンの周期の短い地震であった。

○昭和23年10月5日（1948年）**霧島山付近**

霧島山付近に5日11時36分起こったもの。震源は極めて浅く局発地震の小規模なもので，宮崎市にては性質急な軽震であった。有感区域は本県南部および鹿児島県の一部の模様であるが，報告なきために詳細はわからない。

○昭和29年2月24日（1954年）**霧島山麓**

発震時は24日3時28分，震央は宮崎市の西南西約40*km*の大淀川上流域（霧島山麓），有感区域は宮崎県および鹿児島・大分・熊本各県の一部で，宮崎・阿蘇山で軽震，大分で微震であった。

県内各地の震度は，都城・西岳・須木で弱震，油津・村所・高千穂で軽震であった。

○昭和36年3月14日（1961年）**吉松地震**

3月14日18時27分頃霧島火山帯を震源とする地震が発生した。最も震度の強かったのは吉松町（鹿児島県姶良郡）えびの，真幸といった霧島山の北部地帯である。小林市では，夕食どきの市民は戸外に飛び出し，映画館の観客もほとんど館外に飛び出した。えびの高原では弱震，地震と同時に「ドカーン」という爆発音を聞いた。韓国岳の中腹にある九州管区警察局霧島無線中継所では「ドーン」という爆発音に似た音が聞えた。15日空中からの調査では，新燃岳の6号火口の噴気が多少活発になっている程度で，他に特別の変化を認めなかった。16日7時16分，新燃岳付近を震源地とする地震が続いて起こった。各地の震度は中震—吉松・真幸，弱震—小林・西諸県郡一帯，軽震—都城，微

震一宮崎

震源地付近では地鳴りや爆発音を聞き，吉松町では道路のがけくずれ，地割れ，落石，水源地の水が濁り若干の被害をみた。

なお，吉松町では16日以降有感地震回数が急に多くなり，18日５回，23日12回といったふうで，毎日この位の回数の地震におそわれている。日をへるに従って震度は小さくなったが，打続く地象異変にいろいろの被害をうけている。

○昭和42年11月28日（1967年）**えびの町北東部**

有感区域は九州全般，四国，中国の一部にわたり，宮崎・油津で震度４，深い地震

2. えびの・吉松地区地震総合技術調査団報告書

1. はじめに

本調査団は，えびの吉松地区地震災害の特殊性にかんがみ，技術的調査（地質，建築物，治山・砂防等）を実施し，今後の復旧対策に資するとともに，応急的技術指導を行なうことを目的として，昭和43年3月29日から3月31日（地質班については3月29日から4月4日まで）までの間，宮崎県西諸県郡えびの町，および鹿児島県姶良郡吉松町に派遣されたものである。

2. 地震の概況

昭和43年2月21日午前10時45分，宮崎・鹿児島両県の県境を震源地とする地震が発生した。

この地震の規模はマグニチュード6.1で，このため震源地付近の宮崎県えびの町および鹿児島県吉松町を中心に，家屋の倒壊，地割れ等の被害が発生した。

この地震に先がけて，同日午前8時51分にもマグニチュード5.6の地震があった。この一連の地震に伴う余震は，3月10日頃までは，多少の変動を伴って次第におさまる傾向にあったが，その後横ばい状態を続けていた。しかし，3月25日午前0時59分，先の2月21日の地震と同じと見られる場所を震源地とする地震が発生した。この地震の規模は，マグニチュード5.5で，えびの町および吉松町を中心に再び被害が発生した。この地震のあと地震回数は再び増大したが，現在は漸減しつつある。

3. 調査団の構成

団長　農林省林業試験場防災部長　川口　武雄

団員（地質班）

通商産業省工業技術院地質調査所

燃料部主任研究官		福田　理
応用地質部	〃	木野　義人
物理探査部	〃	中条　純輔
応用地質部	〃	黒田　和男

（建築物班）

建設省建築研究所第三研究部長	大崎　順彦
〃　住宅局建築指導課長	前川　喜寛

農林省林業試験場木材部

材質改良科長	中村　章
消防庁調査官	永瀬　章

（治山・砂防班）

（農林省林業試験場防災部長　川口　武雄）

建設省土木研究所砂防研究室長	平尾　公一

（総合班）

科学技術庁国立防災科学技術センター地震防災研究室長	高橋　博
気象庁観測部地震課調査官（現地参加）	大野　譲
内閣総理大臣官房審議室	増淵　克己

4. 調査団の行動経過

（3月29日）

7．30　羽田空港発

10．10　宮崎県庁着　知事等より被害状況聴取

11．10　調査内容・詳細日程等について担当者と打ち合せ

（11．15　団長記者会見）

12．10　宮崎県庁発

14．10　えびの町役場着

鹿児島県副知事，えびの町長，吉松町長より被害状況等聴取

調査内容・詳細日程等について，宮崎県・鹿児島県，えびの町および吉松町の関係者と打ち合せ

15．10　えびの町および吉松町現地調査（地質班，建築物班，治山・砂防班に分かれて調査）（えびの町宿泊）

19．40　全員打ち合せおよび班別打ち合せ

（3月30日）

8．30　えびの町および吉松町現地調査（地質班，建築物班，治山・砂防班に分かれて調査）（えびの町宿泊）

19．40　全員打ち合せ（各班別調査内容・問題点等について意見の交換）

（3月31日）

8．30　えびの町および吉松町の現地調査（地質班治山・砂防班）建築物班は資料の分析および現地調査

11．40　全員打ち合せ

12．55　記者会見（全員出席）吉松町吉松小学校講堂

13．40　吉松町発

15．15　鹿児島県庁着，知事等と会見

16．35　鹿児島県空港発
19．45　羽田空港着
（注）3月31日帰京者　大崎・前川・高橋・永瀬・平尾・増淵
4月1日帰京者　川口団長
4月2日　〃　中村
4月4日　〃　福田・木野・黒田・中条

4月1日以降帰京者は，3月31日記者会見終了後，現地調査および資料の収集等を実施した。

5．調査団報告

○　地　質　班

通商産業省工業技術院地質調査所
燃料部主任研究官　福田　理
応用地質部　〃　木野　義人
物理探査部　〃　中条　純輔
応用地質部　〃　黒田　和男

えびの・吉松地区地震に関する地質学的予察調査報告

1．まえがき

昭和43年3月29日から4月4日にわたる7日間，地質班は，えびの・吉松地区の地震の震源域および被災地の地質構成ならびに熱的構造，地質構成と地表変動および被災状況との関係ならびに復興に役立つ地下資源について重点的に調査するとともに，地質学的見地から今後行なうべき調査・研究について検討した。

2．地質構成

調査地域の地形は，シラス台地，低位段丘，沖積低地，谷底低地および緩斜面の動きに大別されるが，後二者については，面積も小さく，地質学的にとくに説明すべきことにないので，以下前三者の地質について略述する。

シラス台地は，シラスと俗称される未固結の軽石流堆積物からなるが，鹿児島湾沿岸地域のものに比べて，点在する軽石が小さく，また，全体としての粒度も，模式地から遠ざかるにしたがって小さくなっている。谷底低地および沖積低地に接する付近には，ところどころに半固結の凝灰質粘土あるいはシルトが露出しているが，シラスとの関係についてはよくわからない。これら粘土あるいはシルトは，低位段丘のシラスの下にも見られ，池牟礼～鶴丸付近では構造の乱れが認められる。また，その上面は，ところどころに新しい溶岩がのっており，その一部はシラスのなか深く食いこんでいる。

低位段丘の層序は，上位より，次に示すとおりである。

日向ローム
段丘礫層
…… 不　整　合 ……
シラス

このシラスはシラス台地から連続するものである。

主として温泉井戸の坑井地質から知られる沖積低地の層序は，上位より，次に示すとおりである。

沖積層｛細砂／礫／凝灰質細砂｝
…… 不　整　合 ……
洪積層・泥質火山灰・砂質火山灰・礫質凝灰岩
…… 不　整　合 ……
古い安山岩類および火山砕屑岩類（変朽安山岩類を含む）

京町付近における沖積層の厚さは，およそ30mである。また，この付近における洪積層の基底は，沖積面下およそ 250～350 m である。この洪積層と先に述べたシラス台地および低位段丘のシラスならびにその下の凝灰質粘土あるいはシルトとの関係についてはよくわかっていない。

この洪積層の下に不整合に横たわる古い安山岩類および火山砕屑岩類として一括したものの中には，熱水により変質を受け，変朽安山岩化している部分もあるが，後者を別個の地質単元とすべきかどうかについては，今後の調査・研究にまたなければならない。

上に述べた洪積層以下にも伏在しているはずであるが，その具体的なことについては，まったく不明である。

3．熱的構造

えびの町加久藤・真幸両区から吉松町にまたがる沖積低地および，その周辺に分布する温泉井戸について調査した結果，下方への地温の上り方がもっとも大きいところは，えびの町・吉松町の境，すなわち，宮崎・鹿児島両県の県境付近にあり，これより南西側においては，短区間で地温の上り方が小さくなるのに対して北東～東側においては，地温の上り方が比較的ゆるやかに小さくなっていることが判明した。したがって震源域は，これまで震源域とされているところのうち，南西側には及んでいないようである。また，この

地温の上り方の大きいところは，霧島火山の新しい火口列の延長方向に当っている。

4. 地表変動

えびの地震による地表変動のなかで著しいものは，(1)山崩れ・崖崩れ，(2)地割れ，(3)噴砂，(4)緩斜面の動きの4つである。

(1) 山崩れ・崖崩れ

シラス台地および低位段丘の崩壊で，急斜面の頂部に亀裂を生じ，それが山崩れ・崖崩れに発展したもので，典型的な地震型の崩壊である。この種の崩壊がとくに多かったのは，震源域およびその周辺に，シラスで構成されている部分が多いからである。この地方のシラスは，鹿児島湾沿岸のものに比べて，軽石の大きさが小さく，かつ，その間を埋めている火山砂の粒径も小さくて，さらに崩壊し易い。

(2) 地割れ

地割れで顕著なものは，盛土上の道路にできたもので，およそ道路の延長方向にのびている。これに次ぐものは，一部の田の不等沈下に伴うものである。

いずれも，要するに弱い方向に割れており，地下の動きを反映したような規則性は見られない。

(3) 噴砂

田の面にできた地割れあるいは丸孔から，沖積層の下部を占める凝灰質砂が噴出したもので，地震に際し，水を含んだ凝灰質砂が一時的に流動化したことを示している。池島橋に見られる橋脚の沈下も，この流動化によるものかもしれない。

(4) 緩斜面の動き

池牟礼では，シラス台地上の緩斜面の構成物が地震に際して動いており，急斜面と緩斜面の境に地割れが生じ，さらにその表面に弧状の亀裂が生じたほか，前面の田に50cmものもり上りができた

(5) その他

地表変動としては副次的なものであるが，吉松町川沿いにおいては，落石によって2名の死者を出した。この地は新しい熔岩をのせたシラス台地の急斜面下にあり，熔岩礫が急斜面に辛うじてひっかかった危険な状態を呈している。また，鉄道の路床の沈下も数多く報告されているが，これらの沈下はすべて盛土のところで起こっている。

5. 被災状況

被災状況のうち，とくに地質と密接な関係を示したのは，山崩れ，崖崩れと直接関係のない家屋の被害に関するものである。すなわち，家屋の全壊率および半壊率は，ともに京町を中心とする沖積低地においてとくに高かった。その原因は，未固結の沖積層が厚く発達していることにあるが，噴砂によって示されるその流動化にも，一部では大きく影響しているものと考えられる。低位段丘面上の家屋にも，一部で全壊・半壊の被害が出ているが，これは激しい上下動および地盤に対する家屋の不適合性（老朽も含めて）によるものであろう。なお，沖積低地の亀沢盛にも上下動による大きな被害が認められた。

6. 復興に役立つ地下資源

この地方の復興に役立つ地下資源として大きなものは，温泉およびCO_2である。

この地方の温泉は，洪積層を母層とするものと，古い安山岩類および火山砕屑岩類を母層とするものとに分けられる。このうち，経済性の高いものは前者である。これは加熱された被圧地下水といってもよいもので，スケール付着の原因となるような，溶存成分がないので，熱資源として利用できるばかりでなく，石油や一般の地下水と同様に計画的に開発し易い特質をもっている。

CO_2については，吉田温泉を中心とする地域において，経済的に開発できるものと判断される。

7. 今後の問題点

今回の地震の原因については，震源地周辺の地質，特に地熱と密接な関係があるとみられることから，総合防災対策の一環として，今後の地震の動向把握あるいは，地震による災害の防止をはかるためには，なお地表地質調査，坑井地質調査，物理探査による調査，地化学探査による調査等の地質学的研究が必要となろう。

○ 建築物班

建設省建築研究所第三研究部長	大崎 順彦
〃 住宅局建築指導課長	前川 喜寛
農林省林業試験場木材部	
材質改良科長	中村 章
消防庁調査官	永瀬 章

1. 調査内容

建築物班は，調査団全体としての団体行動のほか，えびの町および吉松町における建築物の被災状況ならびに修復・補強等の状況を調査した。

2. 一般的所見

(1) 被災範囲はかなりせまく，局地的であるが，被害の程度は非常にはげしい。

(2) 特に木造建築物の被害が顕著であるが，全壊あるいは半壊した建築物には，共通して次のような構造的な欠陥が認められる。

ア 軸組が細い。

イ 壁が少なく，筋かいがほとんどはいっていない。

ウ 屋根は瓦ぶきか，わらぶきで重い。

エ 仕口（構造材の接合部）が脆弱である。

オ 白ありの害，湿気等に対する考慮があるものと思われるが，土台（建築物の脚部を連結する木造部材）がまわしてなく，また基礎が連続していない。

以上，要するに，建築物の構造上，耐震的な考慮がほとんど払われていないということができる。また，白ありによる腐食が被害の原因となり，あるいは被害を拡大したと考えられるものも一部には認められた。

(3) これに対し建築基準法の構造規定に準拠した建築物は，ほぼ被害をまぬがれ，あるいはきわめて軽微な被害ですんでいることが認められた。したがって今後さらに，建築基準法によって定められている技術的基準が，広く一般に徹底するような措置が必要である。

(4) 被災した建築物の修復補強状況をみるに，その工法はだいたい正確であって，耐震建築工法の概念がよく一般に滲透してきた点の認められるのは心強い。なお一層，細部にわたる合理的な技術について，県当局および町当局による指導，教育の徹底を望みたい。

なお，また被災建築物の復旧，再建に際しては従来からとかく火災に弱いものとなる傾向が認められているので，特にえびの町京町地区等においては，大火防止の見地から耐火性について十分な考慮ならびに指導が必要である。

(5) ブロック建築物のブロック造部分およびブロック造の塀（へい）の被害が大きかったことも，今回の震害の一つの特徴である。ただし，これら被災ブロック構造物は，すべて鉄筋による補強が行なわれていないか，あるいはその工法が不十分なものであった。この点に関しては，今後ブロック造の有する耐火性等の特徴を発揮させるためにもその耐震的工法について，指導の強化徹底を望みたい。

(6) 以上を総合するに，建築的な見地からみれば，今回の大被害の原因は，主として建築物自体の構造上の不備によるものが多く，今後この程度の地震に対しては，構造工法が適切でさえあれば，地震による振動に対しては，十分に耐震的なものとすることが，可能であると認められた。

(7) 一般にシラス台地における崖の直上，直下に建築物を建設することは避けたい。

なお，吉松町川添地区，えびの町柳水流（やなぎずる）地区等におけるように，今後も建築物背後の斜面崩壊あるいは落石により人命財産に対する危険が大きい箇所については，その効果および経済性を考え合わせた上での有効な対策が見当らない。したがって，これらの地区に対しては，居住者個別の事情を十分に勘案しなければならないことはもちろんであるが，代替地への移転なども一応考慮してよいのではないかと考える。

3. 細目的事項

以上の一般的事項のほか，現地において個別的あるいは細目的な事項について質問を受け，または対策について意見を述べた主な点を，以下若干の項目にわたって列挙しておく。

(1) 構造部材等に被害を生じたえびの町真幸小学校および吉松町吉松中学校の木造校舎については，技術的には十分な補強を加えたうえ，再使用することが可能であると考えるが，これの補修費は相当の額にのぼるものと認められ，耐用年数を考慮すれば，必ずしも適当な方法とは考えられない。しかも一般に小中学校校舎は，義務教育の生徒を最も安全に保護しなければならないものであること以外に，いったん地震，台風，水害，大火などの災害を発生した場合における避難，救助の拠点となる社会的な役割をもつ建築物であることを考えると，この際鉄筋コンクリート造に改築することが望ましい。

なお吉松中学校の体育館については，屋根面のたわみ等からみて，おそらくは構造部材の一部に損傷を生じ，あるいはその接合部分にゆるみを生じているものと推定されるので，さらに詳細な調査を必要とし，少なくとも安全性が確認されるま

では，使用を差し控えなければならない。

(2) えびの町の国鉄京町駅に隣接する石造農協倉庫は，大破して現在著しく危険な状態にあるので，早急に取りこわすべきである。また一般に，この種の危険建築物については，直ちに内部への立入りおよび付近への立寄りを禁止する必要がある。

(3) えびの町国鉄京町周辺地区の再建については，都市計画，産業計画等の広い視野から検討しなければならないことはもちろんであるが，少なくとも駅前における老朽被災建築物の取り扱いについては，駅前広場に面するという特殊事情を生かし，合理的な土地利用計画を考慮した方針で臨むことが望ましい。

(4) 今後もかなりの地震が引き続いて発生する場合を考え，火災の発生防止上次のような諸点について，住民の一層の協力を要請し，かつ指導することが必要である。

ア 各家庭，職場における消火器の設置，少なくとも最低1個の満水バケツを常置させたい。

イ プロパンガスボンベの転倒防止と，使用時以外の元栓の閉鎖

ウ 地震直後の火気点検と初期消火の励行

また，消防ポンプ車等の格納は，倒壊の恐れのない建築物を選ぶほか水道の断水を予想して，消防水利を詳細に調査し，特に川または用水のせき止めによって取水が可能となる場所をあらかじめ選定しておくとともに，せき止め用の土のうを準備しておく等のことが必要である。

さらに消防団の出動計画，応援計画等についても，迅速確実な消火活動が可能なように一層の検討を望みたい。

○ 治山・砂防班

農林省林業試験場防災部長　　川口　武雄
建設省土木研究所砂防研究室長　平尾　公一

1. 災害の実態

(1) 山地災害の著しい区域は，えびの町浦から吉松町鶴丸に至るシラス露出地帯と，吉松町川添の安山岩崖錐地で，700*ha*程度の区域に100*ha*を越す荒廃地が発生している。

(2) 山くずれは溝添川，大丸川，下宇都川，石小川流域に著しく，非常に限られた区域に崩壊が密集し，山地斜面は全山崩壊地といえる程被害が著しい。

(3) 落石被害は，吉松町川添地区の熔岩台地西端の安山岩塊の崖錐地に著しく，伐採地，スギ幼令林からの落石が目立ち，竹林による落石，崩土の留止がかなり認められる。また，崖錐上方に亀裂もあり，崖錐自体のずり落ちの危険性もある。

(4) 地震型山くずれは豪雨型崩壊の発生しがたい屋根部分にも大規模に発生し，その崩壊深は1.5～3*m*で崩土は山脚まで崩落している。一方豪雨型崩壊の発生しやすい凹型斜面では，崩土が完全に崩落せず，斜面上に留るものが多い。一見崩壊地と認めがたい所でも，山頂，山腹に亀裂があり，草地・林地の数メートル下方へのずり落ちもある。山くずれの発生に比しては，渓流まで林木の崩落したものはわりに少ない。

(5) 石小川水源部には，古い崩壊土砂の堆積とみられる地辷り地形類似の異状区域があり，尾根を横断したかなり大規模の亀裂が多数認められる。

(6) シラス露出地域に崩壊が著しく，ラバーキヤブを冠った地域に崩壊発生が少ない。本地域のシラスは，浮石質が少なく細粒で，通常のシラスより粘土質で水による侵水による侵食に弱く，また崩落よりはずり落ち型と見られるものが多い。

シラスは，水食に対しては垂直面が最も安定であるが，地震に対しては垂直面が必ずしも最も安定であるとはいえない。

2. 問題点

(1) 今回の地震による山くずれは，崩土を山脚に堆積し，また，山腹に残留崩土や多数の地割れを発生し，今後の梅雨，台風期の降雨による崩壊の新生，拡大と流出土砂の増大の可能性があり，また土石流発生の危険もある。これらは，人命，住家農地等に大きな影響を及ぼすものと思われる。

(2) シラス地帯に多い土地両用型である台地上の農地，崖の林地，台地下の農地，宅地の順と異なり本区域は，水源または山腹の林地に下方の農地，宅地という順であり，災害発生形態が異なる。また渓流の河床は，はんらん源と考えられる所が，ほとんど水源まで水田として利用され，河川は著しく巾を狭められ水路化されている。河川が山腹に隣接しているため，崩壊土砂が河川および用水路を埋塞し，水田にはんらん，土砂流入の認められる所が非常に多く，今後の降雨で，この傾向はますます助長されることになる。

3. 対　策

(1) これらの対策として地震による荒廃地の復旧はもちろん，今後の梅雨，台風期の降雨による崩壊地の拡大・新生の防止と堆積土砂の流出防止，土石流発生防止等のため，早急に治山工事，砂防工事を実施することが必要である。

(2) 大面積の崩壊地または崩壊危険地区を短期間に全部復旧または防止することは困難であるので，人命財産や農地等への影響を十分考慮して優先順位を定め，土砂流出の危険のある土量の多い水源地域，大崩壊地，砂防工事と関連の高い所から治山工事を行なう必要がある。砂防工事は，台風期に備えて当面溝添川，大丸川，石小川については砂防堰堤等の設置が望ましい。

(3) 対策工事の計画および実施に当っては，各地点における自然的，社会的条件が一様でないため，砂防・治山・河川災害復旧・農地等との関連において細部調査を実施し，総合的な対策計画を樹立する必要がある。

○　総合調査班

気象庁地震課調査官	大野　譲
科学技術庁国立防災科学技術センター地震防災研究所長	高橋　博

えびの・吉松地区地震の状況について

1. 地震の特性と推移

(1) 地震の発生状況は付図付表のとおりである。

(2) 震源域は飯盛山の北西側，えびの町と吉松町を含む直径10㎞程度のほぼ円型の地域と推定され，深さは3～10㎞の間にある。
（東大地震研究所資料）

(3) 今回の地震発生以来，震源域の移動は認められていない。

(4) 震源域は，霧島火山の北西端に属し，また第一級の規模のカルデラによって形成されたかと疑いがもたれている。加久藤盆地の中に属するが，今のところ心配されている霧島火山の活動との関連は認められていない。

(5) 地震活動は，大勢的には衰退の傾向をとっていると思われる。地震は，3月10日以降においてはやや不規則な間けつ的発生を続けているので，今後も変動の多い状態が，ここしばらくは繰り返えされるものと思われる。

このため，震度4程度の地震の発生は今後も考えられ崩壊しやすくなっているシラス地帯や構造物等には被害の発生する恐れもあるので，十分注意する必要がある。

2. 観測状況

(1) 観測点　3月31日現在の各機関の観測状況は次のとおりである。

ア　気象庁関係

霧島火山観測所（鹿児島地方気象台所属）
鹿児島県霧島町湯之野（地震計倍率5,000倍）
〃　吉松町　（自動地震計数器）
宮崎県えびの町真幸　（　〃　）

イ　東京大学関係

(ア) 東大霧島火山観測所
宮崎県えびの高原（地震計倍率15,000倍，加速度計）

(イ) 宮崎県えびの町岡元
（地震計倍率3,000倍および加速度計）

(ウ) 宮崎県えびの町内竪　（加速度計）

(エ) 〃　〃　飯野　（加速度計）

(オ) 鹿児島県栗野町　（加速度計）

ウ　京都大学関係

(ア) 鹿児島県吉松町（地震計倍率780倍）
(イ) 宮崎県小林市細野（　〃　）
(ウ) 熊本県多良木町（　〃　）
(エ) 鹿児島県大口市（　〃　）
(オ) 鹿児島県牧園町（　〃　）
以上，京都大学関係は委託観測である。

エ　宮崎県警察本部現地警備本部
えびの町京町の有感地震の震度別観測

(2) 観測データの収集
同観測班（気象庁，東大地震研究所，京大）に次のように収集されている。

ア　毎日定刻に通報されるもの
(ア) 湯之野（気象庁）の3時間ごとの観測資料
(イ) えびの高原（東大）の6時間ごとの観測資料

イ　特定の資料
必要に応じて各観測点に照会し，観測資料および参考資料を収集する。

(3) 情報の連絡
収集された観測資料に基づき，地震の発生状況

を常時把握し，必要を認めた場合，直ちに下記の機関に通知すると同時に福岡管区気象台に連絡する。

同気象台から地震情報として一般に発表される。

宮崎県現地対策本部

えびの町現地対策本部

吉松町現地対策本部

現地警備本部

自衛隊

その他必要と認める機関，報道機関

(4) その他，地震活動に関する情報の提供，解説

付表（主な地震）

発現日時	規模（マグニチュード）	震度
43. 2. 21日 08時51分	5.6	Ⅴ
〃 10. 45	6.1	Ⅵ
2. 22 19. 19	5.5	Ⅴ
2. 26 17. 49	4.8	Ⅳ
3. 6 00. 05	4.4※	Ⅲ
3. 19 13. 18	4.0※	Ⅳ
3. 25 00. 59	5.5	Ⅴ
〃 01. 21	5.1	Ⅴ
3. 28 15. 51	4.4	Ⅲ

（注） 1. 震度は真幸地区の県警現地警備本部による観測

2. ※は宮崎地方気象台の地震計により決定したもの

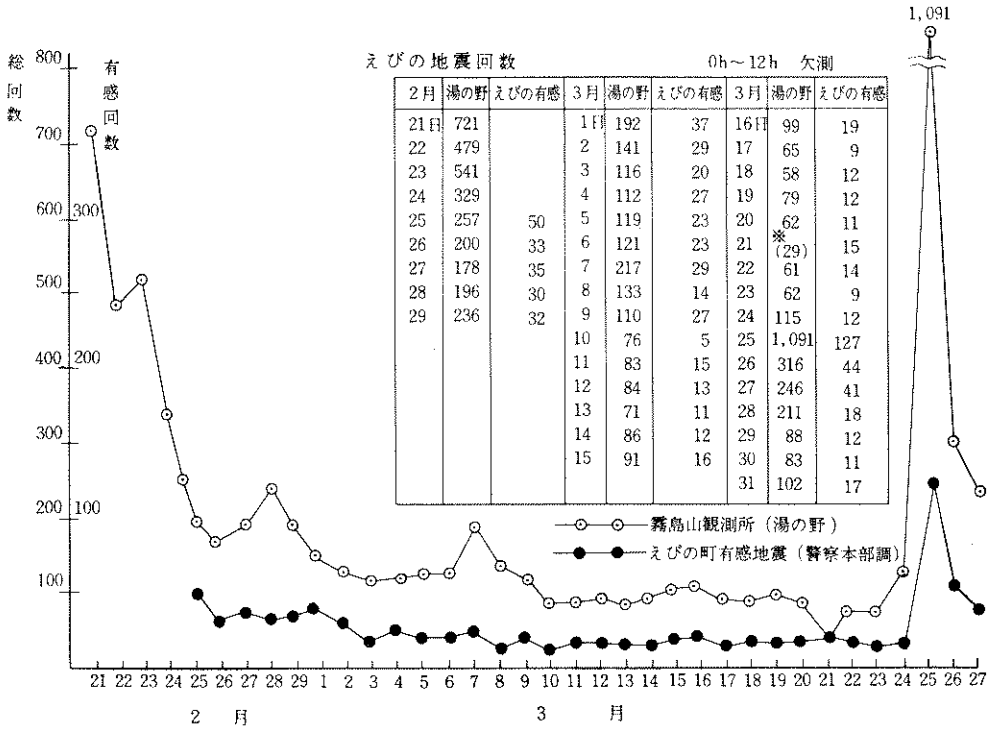

えびの地震回数　0h～12h　欠測

2月	湯の野	えびの有感	3月	湯の野	えびの有感	3月	湯の野	えびの有感
21日	721		1日	192	37	16日	99	19
22	479		2	141	29	17	65	9
23	541		3	116	20	18	58	12
24	329		4	112	27	19	79	12
25	257	50	5	119	23	20	62	11
26	200	33	6	121	23	21	※(29)	15
27	178	35	7	217	29	22	61	14
28	196	30	8	133	14	23	62	9
29	236	32	9	110	27	24	115	12
			10	76	5	25	1,091	127
			11	83	15	26	316	44
			12	84	13	27	246	41
			13	71	11	28	211	18
			14	86	12	29	88	12
			15	91	16	30	83	11
						31	102	17

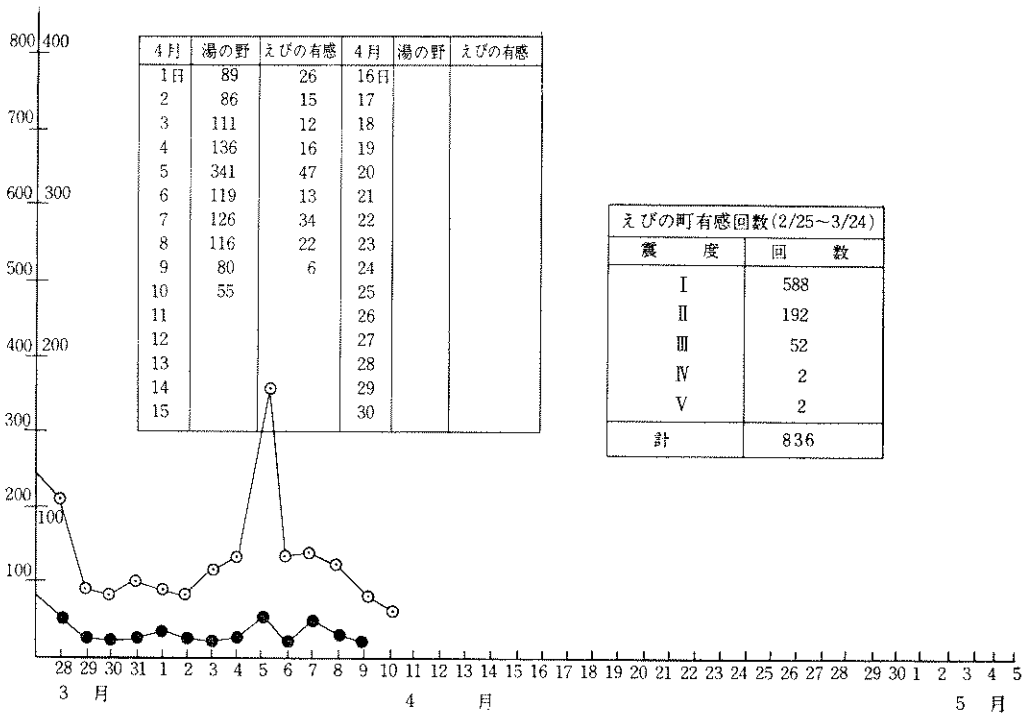

4月	湯の野	えびの有感	4月	湯の野	えびの有感
1日	89	26	16日		
2	86	15	17		
3	111	12	18		
4	136	16	19		
5	341	47	20		
6	119	13	21		
7	126	34	22		
8	116	22	23		
9	80	6	24		
10	55		25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

えびの町有感回数(2/25～3/24)

震　度	回　数
Ⅰ	588
Ⅱ	192
Ⅲ	52
Ⅳ	2
Ⅴ	2
計	836

3. えびの地震に関する調査研究概要

東京大学地震研究所長
東京大学教授　水　上　　武

1　まえがき

去る2月以来，宮崎県と鹿児島県境の霧島火山群の北西部にあたる加久藤カルデラの内部に多数の地震が発生し，（この地震は，えびの地震又はえびの地震群と呼ばれているものである。）現在（5月10日）なお終息していない。既にカルデラ内部に位置するえびの町，吉松町等は地震のために相当の被害を受けている。この地震が何月頃に終息するかが地元民の間で一つの問題になっている。

このえびの地震群が発生しているさなかの4月1日09h42m頃，宮崎県と高知県との間の日向灘に震源をもつマグニチュード7.7の地震が発生した。震央が日向灘のほぼ中央であったため，地震の規模の割には被害が比較的小さかった。それでも負傷者や全半壊家屋数戸を出し，同時に発生した津波によっても宮崎，高知の沿岸で被害を生じた。

この日向灘地震と前記のえびの地震と関係があるかないかが，また一つの問題として取り上げられている。

これらの問題はいずれも地震学，地球物理学等に於て考究されてきた問題であるが，将来も地震予知の研究の一環として重要な課題の一つであろう。しかし完全な問題の解決は容易なものでない事も推察できる。

現在我々の知識で敢えて上記の問題について言及するには，過去における上記地域の地震活動の歴史に基づいて若干の考察を加える以外にはない。

霧島火山は南東より北西の帯状に長くのびた地域に多くの小火山が集って構成されている火山群である。東南端より西北方向に順次，高千穂，中岳，新燃岳，大浪池，韓国岳，白鳥山，栗野岳，飯盛山等の火口丘が並びその西北に加久藤カルデラが存在する。これらの火山のほぼ中央を西北から東南に宮崎，鹿児島の県境が走っている。加久藤カルデラの壁は西北側は地形的に明瞭であるが，東南部は明らかではない。カルデラとは火山地域に存在する鍋状の窪地を言うが，ここではそれ以上に地学的な意味を考えていない。カルデラの内部が比較的平坦な地形であることは一般的な性質であるが，加久藤カルデラの内部にはえびの町，吉松町等の町々が存在し，鉄道もこれらの町を通過している。その他は耕作地帯である。このえびの町は昭和41年に，真幸町，加久藤町，飯野町が合併してえびの町となったものである。

2　霧島火山群の過去の地震及び火山活動

加久藤カルデラの内部及びその附近に起った近年60年間にわたる主な地震活動を顧みると，大正2年4月に日向灘に2回の強震が発生し，同年（1913年）の5月に現在のえびの町の一部を構成する当時の真幸町を中心として群発性の地震が起り，はじめ8月まで続き9月中は一時地震の発生はやんだが，10月，11月に再び地震の発生をみた。この地震群の中には震度5，4のものも幾個か含まれ，真幸町の家屋等に多少の損害を生じた。この地震群の震源位置は当時特別な地震観測は行なわれていなかったが，今回と同様のえびの町真幸地区，吉松町を中心としたものであることは疑いない。然るにこの地震群が終息するや，11月に霧島火山群の南端の高千穂火山が久しぶりに噴火を開始したことは注目すべきことであった。

その後えびの町真幸地区に発生した地震として注目すべきものは昭和36年2月から4月にわたる群発性の地震であって，この地震群の中には局部的には（真幸地区，吉松町の一部）震度5，4が含まれ前の場合と同様に家屋等に損害を生じた。この地震群は筆者等が現地で地震観測を行ったので，震源の位置や起り方等を明らかにすることができた。すなわち震源位置は霧島火山群の北西端の飯盛山から真幸地区，吉松町にかけて，地下2kmから10kmの深さに起ったものである。この群発性の地震は詳しくは36年2月27日午前3時10分過ぎから発生したものであるが，それとほとんど同時に日向灘に強震が発生し，宮崎市等に家屋の被害を生じ，小規模の津波も発生した。また飯盛山附近を中心とする地震群の終息後，霧島火山群中の新燃岳附近に極めて浅い小さい地震が群発した事が報じられている。ただし噴火の発生にまで至らなかった。

3　今回のえびの地震及び新燃岳附近の地震活動概況

以上の大正2年及び昭和36年のえびの町真幸地区を中心とした群発地震，霧島火山群及び日向灘の地震活動と，今回のえびの地震及び近接する地域の地震活動を比較することによって，先にのべた問題になってい

る事柄，つまり今回のえびの地震に関して報道関係等の間に答えた論拠が自ら明らかになると思う。その前にえびの町及び霧島火山地域に於ける地震前の観測状況について述べておく必要があろう。昭和36年の飯盛山地震群の後，昭和39年に東大地震研究所附属の霧島火山観測所が霧島火山群のほぼ中央の位置に当る韓国岳の北方，えびの高原に設立され，それ以来同観測所の6台の地震計のほか新燃岳，大浪池，韓国岳，栗野岳，上門前に換震器を設置し，有線遠隔記録法によって上記の観測所に導き，そこで15,000倍に増巾して連続観測を行っている。また昨年の6月より真幸地区の岡元小学校附近の3か所に換震器を設置して連続観測を行っている。従って今回のえびの地震に関しては発生状態並に震源の位置等が詳細になっている。ところで去る2月10日頃より上記観測所の地震計及び岡元の地震計で1日に10回以上の地震が記録され，群発性の地震であること，震源は飯盛山から北部京町附近にわたって発生していること，深さは3 *km*～10 *km*程度であることなど容易に明らかにすることができたのである。また過去の例にかんがみて数か月は続くであろうこ

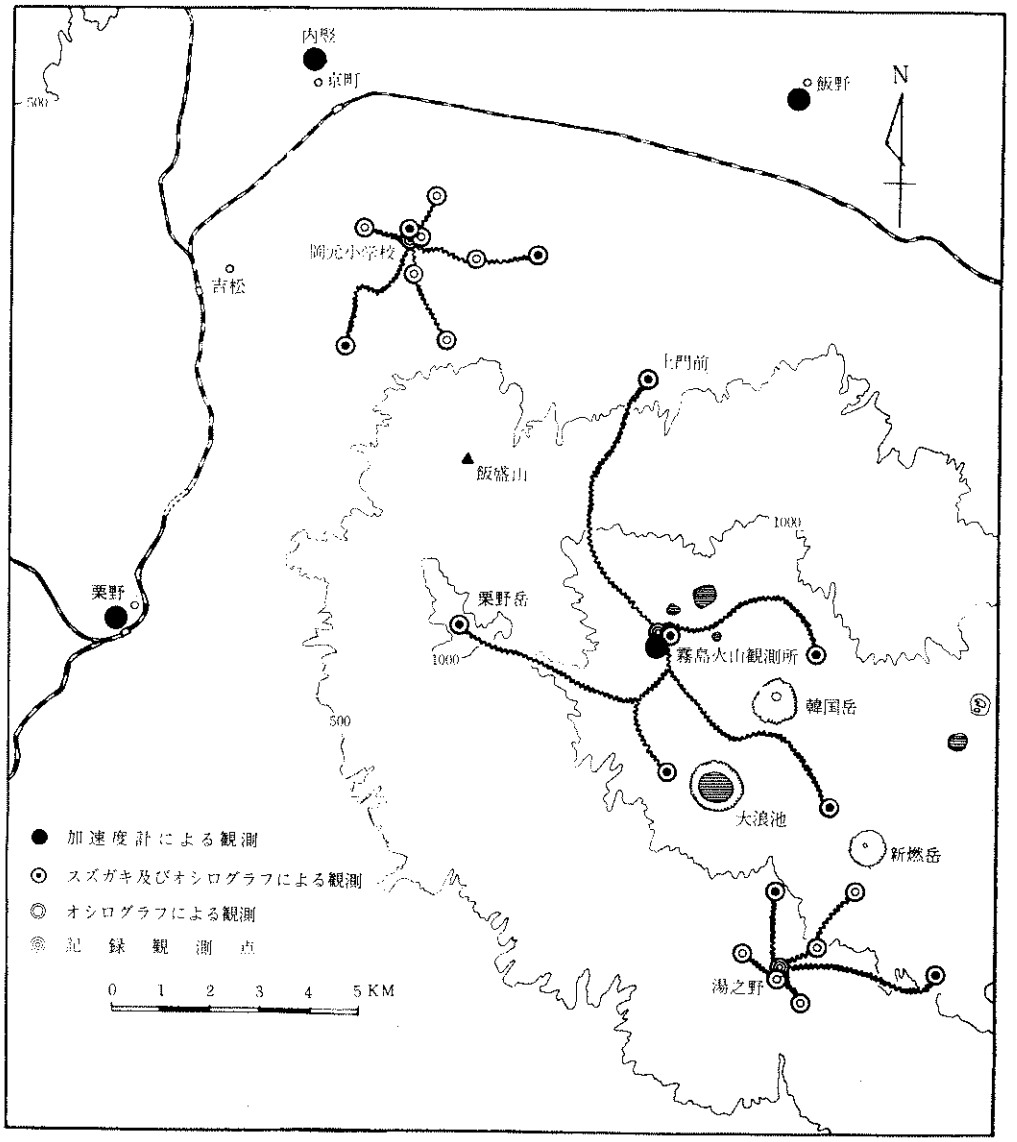

第 1 図　霧島火山の地震計配置図

と，大なり小なり家屋に損害の生ずる怖れのあろう事は推測されたのである。また同時に過去の歴史からみても新燃岳，高千穂峰の活火山附近で極めて浅い小地震（無感地震）が発生するかもしれないこと，また他の霧島火山群に属する死火山附近でも地震が発生するかもしれないことなどについて，絶えず注目している必要があると考えたことは当然である。はたして3月6日より数日にわたって新燃岳附近に浅い震源の百個以上の小地震が群発したり，火山性脈動が現れたりした。これによって加久藤カルデラ（えびの町，吉松町等を含む）内に発生する群発地震は霧島火山群の地下活動に大なり小なりの影響を与えることが益々明らかになったのである。この事は直ちに高千穂峰や新燃岳の噴火活動に発展することを意味するものではない。これら活火山近くで今後地震はまた起るかもしれないが，噴火に至らないで終ることも考えられる。しかし噴火が発生しないと断定することもできない。とにかく火山及び地震活動を注意深く観察すべき時であると言うことだけは間違いない。

4　霧島火山群及び加久藤カルデラの地震観測の現状

上述の当観測所で地震記録が得られる11成分の地震計及び岡元小学校に集められていた3成分の地震計は去る2月21日の激震前までの地震観測網（第1観測網）であった。然るに2月21日より本格的な地震活動の発生に伴い，取敢えず岡元小学校周辺6か所にそれぞれ換震器各1台を増設して岡元小学校を記録観測室とする計10成分の地震計より成る第2観測網を設置した。

さらに新燃岳，高千穂峰の活火山の活動状況を監視するため，上記両火山を中心として7か所，計9成分の地震計を設置して湯之野国民宿舎を記録観測室とする第3の観測網を設置した。さらに加久藤カルデラ内の群発地震の震源を速かに決定するために飯野地区，真幸地区，真幸地区内堅及び栗野町に石本式加速度地震計を設置して第4観測網を設け，2月24日より観測を実施した。

これら地震計記録観測室は水晶時計及びJ.J.Yによって，第1，第2及び第3観測網によるオシログラフ観測において発震時の絶対時刻の精度を±0.01sec程度に保持するようにつとめた。

以上地震計の設置位置及び計器の性能等は第1表及び第1図に示してある。

第1表　霧島火山地域の地震観測網

第1観測網　（記録観測点は霧島火山観測所）

設置場所	地震計の種類台数	常時観測倍率	臨時オシログラフ観測倍率
東大霧島火山観測所	水平動換震器　2	1万5千倍	10万～20万倍
〃	上下動　〃　1	〃	〃
上門前	水平動　〃　1	〃	〃
大浪池北部	上下動　〃　1	〃	〃
栗野岳	水平動　1	〃	〃
新燃岳火口北部	上下動　1	〃	〃
韓国岳北東部	上下動　1	〃	〃

第2観測網　（記録観測点は岡元小学校）

設置場所	地震計の種類・台数	常時観測倍率	臨時オシログラフ観測倍率
諏訪神社	水平動換震器　1	1万5千倍	10万～20万倍
岡元小学校	〃　1	—	〃
〃	上下動　〃　1	—	〃
小学校裏山	水平動　〃　1	1万5千倍	—
演習場	〃　1	〃	10万～20万倍
三吉	上下動　〃　1	—	〃
桃追	〃　1	—	〃
出口	〃　1	—	〃
牧場	〃　1	—	〃
水呑	〃　1	—	〃

第3観測網　（記録観測点は湯之野国民宿舎）

設置場所	地震計の種類・台数	常時観測倍率	臨時オシログラフ観測倍率
湯之野国民宿舎	原上下動換震器 1	1万5千倍	10万～20万倍
〃	水平動　〃　2	〃	〃
国民宿舎裏山	上下動　〃　1	—	〃
烏帽子岳	〃　1	—	〃
新燃・中岳分岐点	〃　1	—	〃
新燃岳火口南側	〃　1	—	〃
大浪池南側	〃　1	—	〃
高千穂河原	〃　1	—	〃

第4観測網

設置場所	地震計の種類・台数	感度
東大霧島火山観測所	上下動石本式加速度計　1	2 gal/mm
〃	水平動　〃　2	〃
飯野小学校	水平動　〃　1	〃
内竪（岩下宅）	上下動　〃　1	〃
〃	水平動　〃　1	〃
栗野町役場	上下動　〃　1	〃
〃	水平動　〃　1	〃

なおかねてより計画中であった岡元小学校敷地内の東大霧島火山観測所の分室としての岡元分室が去る4月に完成した。長期にわたって校舎の一部を借用して観測を行ない同校に多大な御迷惑をかけていたが，5月10日に新築の分室に計器類を移した。

5　えびの地震の群発性

以上の常時地震観測の結果本年2月初旬より発生しはじめた飯盛山北部の地震活動の経過，発展を明かにすることが出来た。第2図に2月1日より2月20日まで，つまり2月21日の損害を生じた激震が発生するまでの地震活動の状況を毎日の地震数をもって示してある。これらの地震の中には震度2，1等の有感地震や鳴動を伴い，地元民に地震活動の進展に対して不安の念を抱かせたのである。2月21日8時51分には真幸地区では震度5の強震が発生し全半壊家屋が若干生じ，さらに10時45分には真幸地区京町附近では震度6の激震が発生し，真幸地区および吉松町に多数の全半壊家屋を生じ鉄道，道路の損害も極めて著しかった。その後3月25日には震度5を示す地震が発生し加久藤地区には家屋の半壊，大破などの損害が出た。これらの地震による被害に関しては宮崎，鹿児島県当局の詳細な調査報告があるのでここでは省略する。2月中旬より5月10日に至る現在まで多い日には数百回の有感地震に襲はれ不安と対策に追われているえびの町，吉松町などの人々に対して，まことに同情を禁じ得ないものがある。2月1日より現在に至るまで当観測所の15,000倍地震計および加速度計（主に有感地震）によっての地震活動の経過を毎日の地震回数として第3図に示してある。

第2図　　2月21日の激震発生前のえびの地震回数

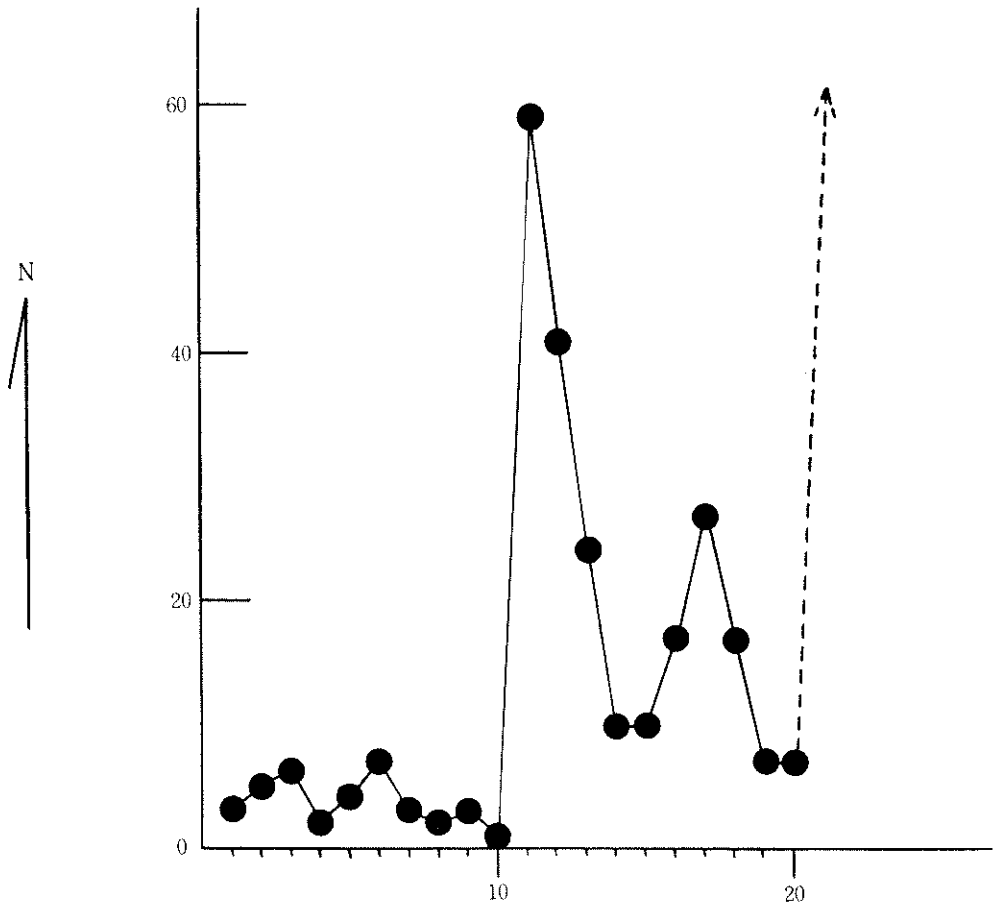

昭和43年2月　　N……毎日の地震回数

第3図　えびの地震回数

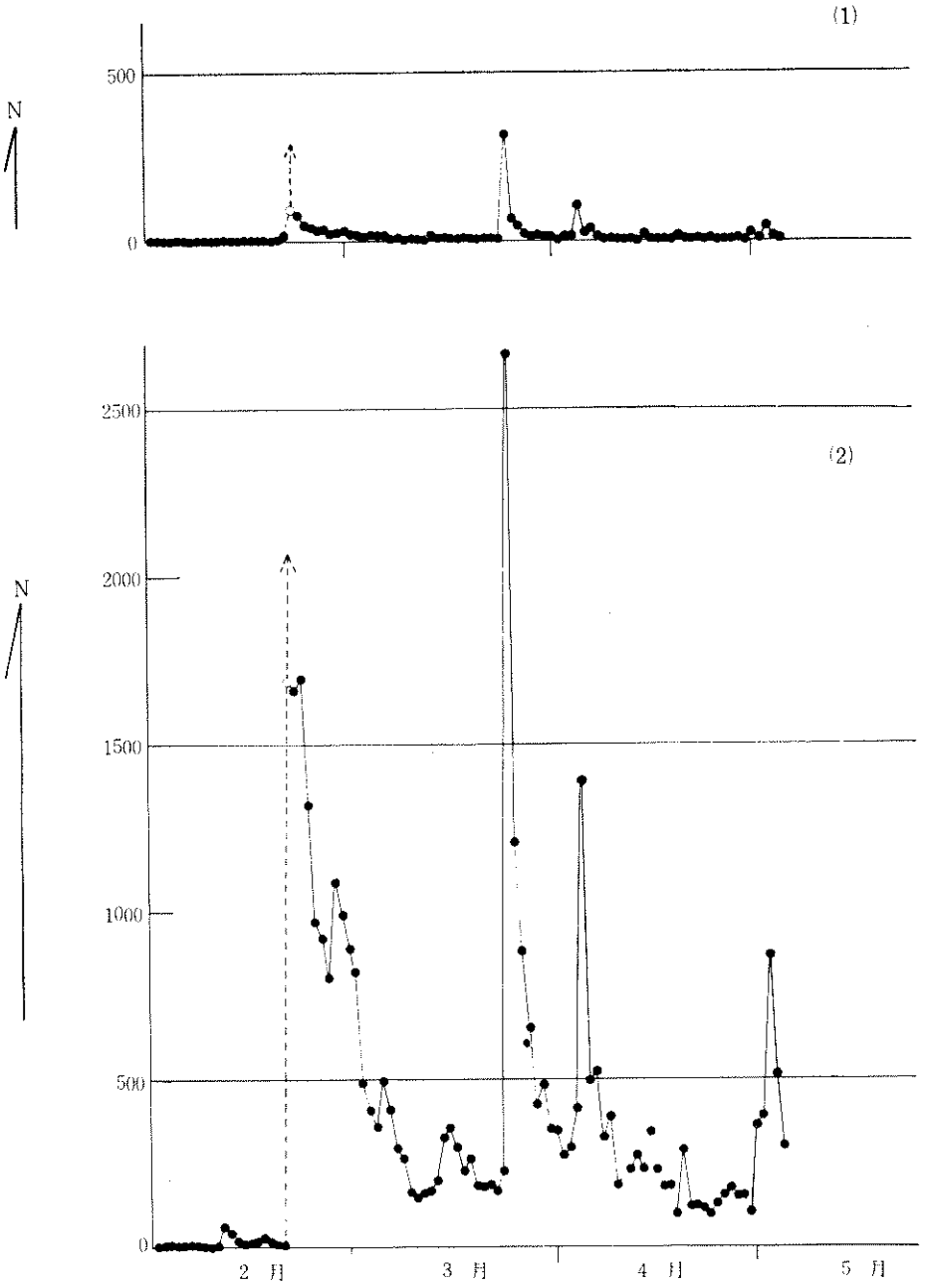

昭和43年　〔1〕加速度地震計によるえびの地震毎日の回数　　N……毎日の地震回数
〔2〕高倍率地震計によるえびの地震毎日の回数

この図により明らかな如く群発性の地震であって，2月21日の激震後だけを見ても数，度も地震数の急激な増減を繰り返し，決して簡単な減少をたどっていない。この地域の地震活動は前にも述べたが，1961年および1913年の地震活動に見られる如く常に群発性を示すのである。しかしながら以上の見解が2月25日に成立したえびの地震総合観測班よりの地震情報に充分反映しなかった憾みがある。その事情は詳しくは知る由もないがはなはだ遺憾とするところである。なおまた歴史的に見て加久藤カルデラ内に群発地震が発生すると新燃岳，高千穂峰の活火山が活動を示すことが多いのであるが，今回も3月6日以後新燃岳附近に微小地震や火山性脈動が発生した。この微小地震数を毎日の回数として第4図に示してある。

第4図　えびの・新燃岳・日向灘地震の回数

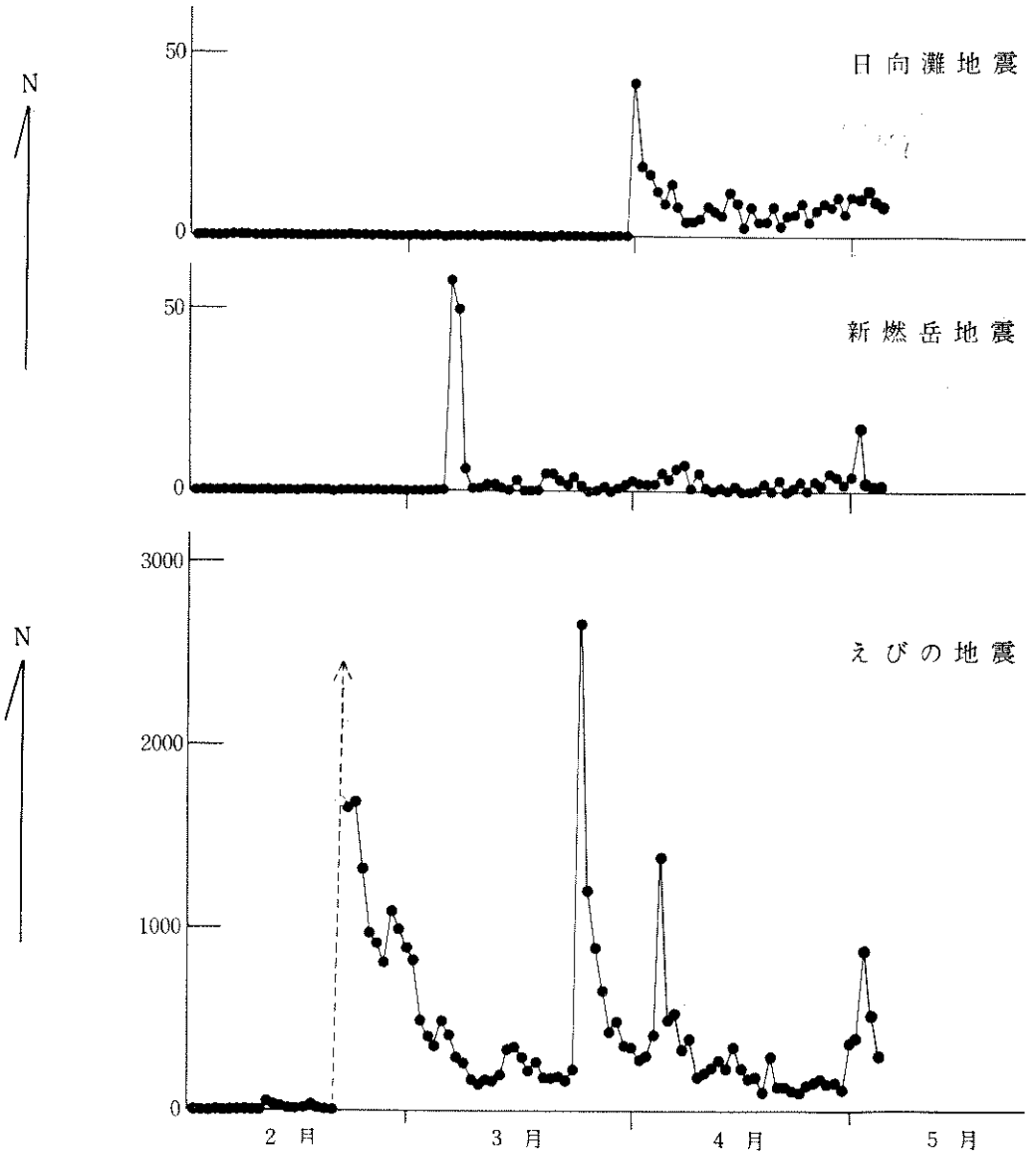

昭和43年　　N……毎日の地震回数

6　えびの地震群及び新燃岳附近の地震の震源分布概要

第1表及び第1図に示した地震観測網による観測から決定したえびの地震群の主な地震の震源の位置の分布と，3月5日以後に発生した新燃岳附近の小地震の震源の位置を第5図に示してある。この図で明らかな如く今回の地震群は飯盛山の北麓から岡元，真幸地区南部，加久藤地区南部および吉松町東部を含む加久藤カルデラ内部に震央が集中して分布している。今回のえびの地震群の震源位置が1961年の飯盛山地震群（吉松地震とも呼ばれている。）の震源位置とほとんど一致していることは注目される。恐らく大正2年の真幸地震の震源位置も同じ地域内に発生したものと推定される。

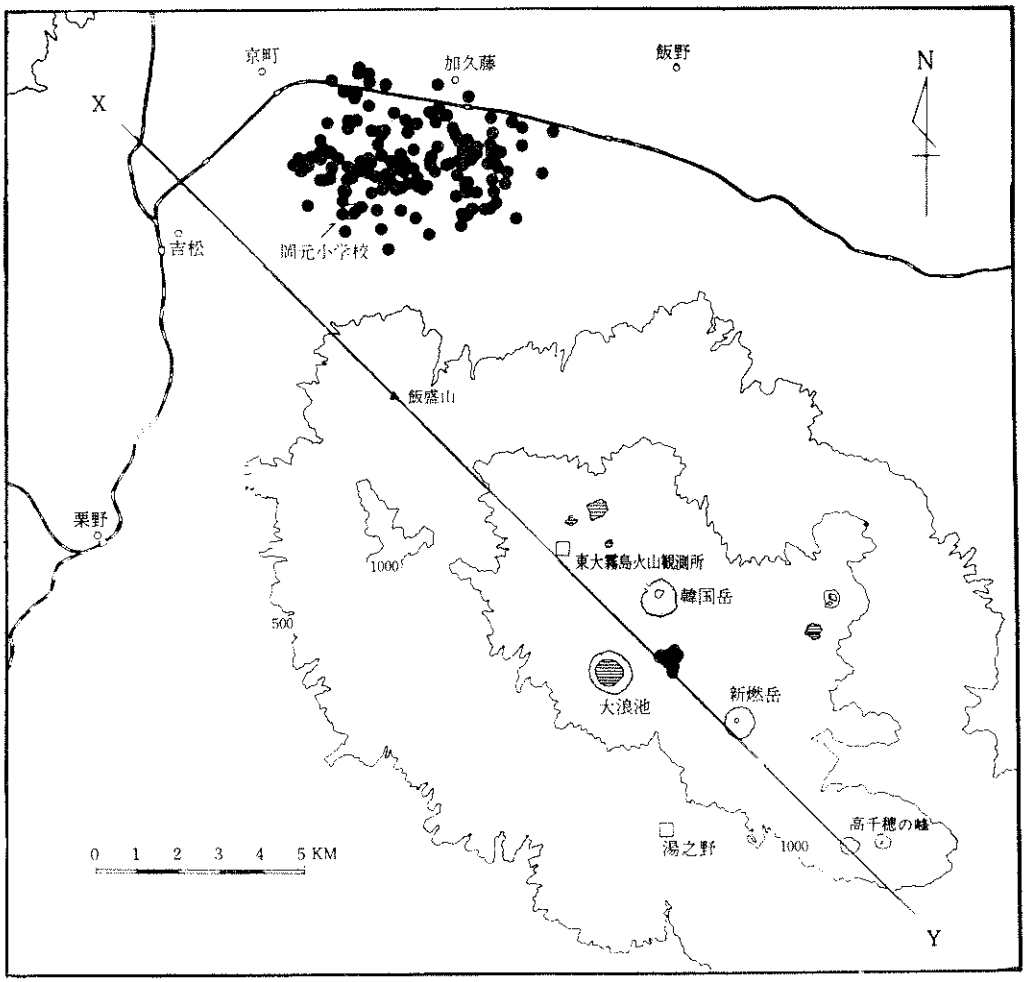

第5図　えびの地震群の震央分布

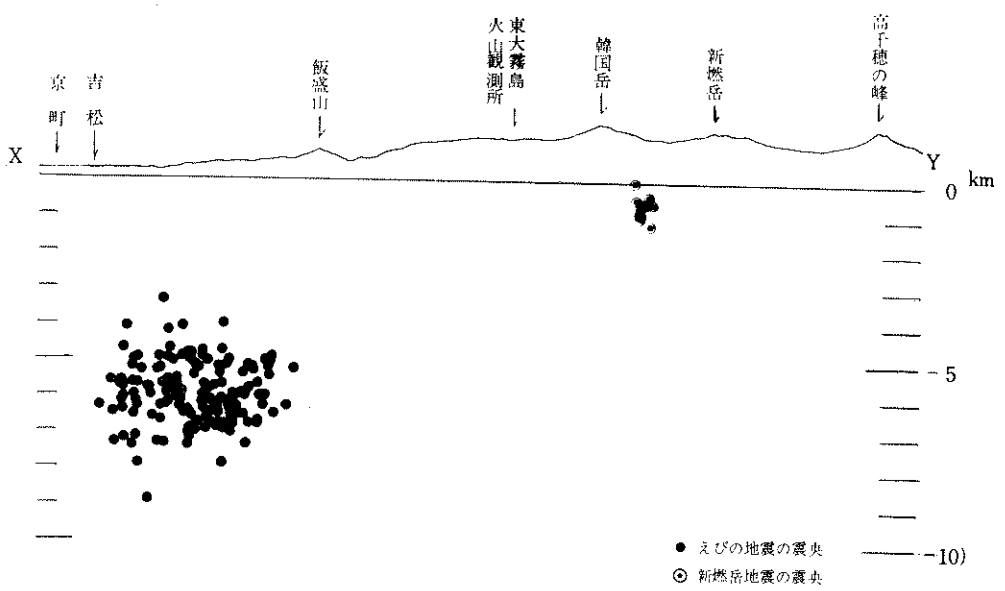

第6図　えびの地震群の震源の深さ（第5図を直線ＸＹで切った断面図）

第6図はえびの地震の震源の深さの分布を示すために加久藤カルデラ内真幸地域，飯盛山，えびの高原，韓国岳，新燃岳，高千穂の火山群に沿う断面図によってその位置を示してある。つまり加久藤カルデラ内部に発生し，現に発生している地震の震源の深さは3 *km* から10*km*の間にあって5～6 *km* 程度のものが最も多い。これに反して新燃岳附近の小地震の震源は極めて浅く1 *km*から2 *km*である。また火山性脈動の震源も恐らく新燃岳火口附近の浅い所と推定されるが，目下詳しく検討中である。

7　えびの地震に関する各種の調査

以上えびの地震に関して地震発生の経過に関してその概要をのべたが，建物の被害状況を基礎として，えびの町及び吉松町の各種の地盤と被害との関係についての調査をも本所大沢教授が中心となって進めている。

また多くの強震の発生に伴ない，土地の隆起沈下が発生していることは予想されるので，岡元地区及びえびの高原に昨年3月新設した水準路線について再測量を実施した。その結果岡元地区に於いては西側が相対的に沈下していることが明らかとなった。最近国土地理院に於いて南九州の広い地域に亘って水準路線の改測が実施され，その結果の一部は既に明らかにされている。更に人吉から加久藤，真幸地区を通る水準路線が新設されつつあると聞いている。また京大防災研究所に於いては土地の伸縮に関する測量を震源地域を中心として実施されていると聞いている。

また加久藤カルデラ地域及び高千穂，新燃岳の両活火山の地質学的調査は本所の荒牧，中村両助教授が中心となって実施し，地表観察よりの異状についても注目している。さらに地質調査所に於いてもえびの町真幸，加久藤地区の地下水及び温泉についての調査の計画がなされている。本報告は地震研究所が今までに実施した調査の中で，えびの地震の発生経過の概要だけを取り急ぎまとめたものであるが，地震活動の調査，観測に関しては本所以外に京都大学，名古屋大学等の国立大学及び気象庁関係機関に於いてもそれぞれ分担して，重複しないよう配慮して実施されていることを特に附言しておきたい。

8　日向灘地震に関して

昭和36年の上記地域の群発地震は日向灘の強震の発生後数分後に起りはじめたものである。余りに発生が同時であることから偶然の一致としては考えにくい。とある地元からの質問に答えて報告書に書いた事がある。従って今回のえびの地震群の発生と同時に日向灘の地震活動にも注目していた。しかし去る4月1日に日向灘にマグニチュード7.7の大規模な地震が現実に起ってみるとますます偶然の一致とは考え難い。

そして各方面から改めて両地域の地震の関係の有無についての質問を受けている。しかし関係と言う言葉の意味もその内容がいろいろあって，質問する人が抱いている関係と言う言葉の意味するものも人によってまちまちのようである。答える人も考えていることがまちまちである。150km以上も離れた両地域に起った注目すべき地震について何等かの関係があるとすれば筆者は次のような関係を考えている。加久藤カルデラ地域は地下2～3kmから10kmの深さに地震を起すストレスが集中するところであり，そのストレス蓄積の速度も早い所でいわゆる地震の巣の一つである。また日向灘は地下約30km～70kmの深さに地震を起すストレスが蓄積される処であって，これまた地震の巣である。これら両地域の地下にストレスを生ぜしめる原因は別々のものであってもよい。むしろ違った理由によるものなのであろう。しかし今回のえびの地震はえびの町では震度6・5・4等の強い地震が幾回か起った。これら地震動は地震の波となって当然日向灘の海底下にも伝わり，そこでは恐らく震度4・3・2等の震動となっているはずである。つまり日向灘の地震の巣がえびので起った地震によって何等かの影響を与えられたと考えることができよう。逆に7年前の日向灘の強震はえびの町附近の地下数kmの地震の巣に同様の影響を与えて，既にそこに蓄積されていたストレスが機会を得て群発性の地震となって解放されたと考えることはそれ程不合理ではないであろう。もし両地域の地震の発生が互に関係があるとすれば，筆者は目下以上のように考えている。

9 むすび

我々が霧島火山群に発生する地震活動研究の一環として，加久藤カルデラ内の岡元に1年余前より地震の連続観測を実施したのは上記地域の地震活動に関する歴史的な事実を基礎として実施したものである。つまり霧島火山の活動は上記カルデラ内の地震群の発生に端を発しているのではないかと考えたからである。岡元に於ける観測結果が今回のえびの地震群の研究に極めて貴重な資料となったのであるがこれは岡元小学校の職員各位が1年余にわたって毎日の記録紙の取り替え等大変お世話下さった結果である。この様な陰の力があったればこそ研究の進展があったのである。地震計を設置した岡元小学校附近は今回の地震の震源の真上にあり，いかにも今回の地震の発生を予想していたかのように見える。確かに岡元に観測点を選んだのは将来起るであろう群発性の地震の震央近くと考えたからに違いない。しかし，この様な大きい損害を生ずる地震が去る2月21日及び3月25日に発生するであろうと，前もって月日まで予知することは現在の知識では不可能である。しかし今回の貴重な観測によって当地域の地震の発生予知に関する知識が一段と進展したことは言うまでもない。もう一歩の所まで来ているような気になることさえあるが，この一歩が大変難しい問題を含んでいる。今後引き続き何年も何十年もにわたる研究の積み重ねによって，この一歩を乗り越えることが私どもが常に念願とするところである。

今回のえびの地震の調査，研究に対して黒木知事をはじめ宮崎県，えびの町等の関係機関の各位より多大のご便宜とご協力を賜わった。また同地域を管理されている各営林署，国立公園管理事務所，道路公団及び九州電力の関係各位より多大のご協力を受けた。さらに停電のため観測が不能になった時，地元の上村商事よりいち早く発電機をご寄贈下さった。ここに上記各位に対して厚く感謝の意を表したい。

第７図　　２月23日のえびの地震群の地震記録の一部

4．えびの地震被災地域に関する防災上の参考意見

昭和43年3月
鹿児島大学理学部地学教室
柴田　秀賢　　露木　利貞　　大庭　昇
早坂　祥三　　大塚　裕之　　富田　克利
角田　寿喜　　山下　広幸　　前野　昌徳
鹿児島大学教養部地学教室
長沢　隆次

1. ま え が き

昭和43年2月21日および22日に起こったえびの地震は，霧島火山群の北部，飯盛山の北を震源としている。地震による被害は，震源地に近い鹿児島県吉松町および隣接の宮崎県えびの町に集中している。本地域は大正2年，昭和36年にも地震があり，過去においてしばしば地震を経験した地域である。

地震の直後から，当教室では，数度にわたり被災地域を訪れ，災害状況および地質状況を視察し，調査した。この度，従来からの調査資料と今回の視察調査の結果を総合検討し，地震と地質との関係，および地質学的にみた防災上の参考意見をとりまとめたので，鹿児島県および宮崎県のえびの地震防災対策本部をはじめ関係各方面に配布することにした。急遽まとめたものであるが，今後の防災対策上のさし当っての参考資料として役立てば幸いである。

2. 被災の概況

えびの地震による被害は，加久藤盆地内の，鹿児島県吉松町鶴丸地区および宮崎県えびの町京町，弊田地区において最も著しい。しかし，隣接した鹿児島県栗野町，えびの町加久藤地区などにおける被害は軽少であり，地震の規模に比較して被災範囲の狭いことが特徴である。えびの町京町，弊田地区および吉松町鶴丸地区では，人工建造物の被害が著しく，家屋．ブロック塀．石塀．墓石が多数倒壊している。倒壊した家屋には，瓦屋根のものが多い。普通のブロック塀は，ほとんど倒壊しており，地震に対してきわめて弱いことを露呈している。また，被災地域においては，道路の亀裂が多数みられ，道路の延長方向に沿って亀裂を生じているのが目立つ。簡易舗装道路の場合は，亀裂の発生が特に著しく，また，路肩に平行な亀裂もみられる。これは盛土の軟かいことにも原因があり，鉄道線路・河川堤防の一部にみられる亀裂もこの類のものである。一方，田畑における亀裂はあまり著しくない。京町地区の南，亀沢部落では，田畑に亀裂が生じ，これから白色砂が水と共に噴出している。同様の現象が，すぐ北の川内川河床にも見られた。また，温泉については，一部に廃孔からの一時的な温泉水の噴出が見られ，また，泉温および湧出量の増大も認められる。地震による急斜面の崩壊および地すべりは，特にえびの町柳水流・弊田地区に集中的に見られ，道路および建造物にも被害を及ぼしている。

3. 地質の概況（付図参照）

現在の加久藤盆地北東側の山地は，中生代から第三紀にかけて堆積した四万十累層群からできている。四万十累層群の上に変朽安山岩があり，真幸駅付近では，その中に北35度西方向の鉱脈や鉱泉の跡が見られる。京町付近で行われたボーリング資料によれば，地下約400mで，この種の変朽安山岩に到達している。

四万十累層群や変朽安山岩の上に，第三紀鮮新世に噴出したと思われる安山岩，石英安山岩が分布しており，これらの火山岩類が加久藤盆地の北西側の壁を形成している。この壁は，加久藤盆地の北縁を規定する一種の断層線崖と推定される。

この盆地内には，加久藤層群（第三紀鮮新統～第四紀更新統と思われる）が分布している。加久藤層群は分布地域の大部分，すなわち，川内川右岸および長江川以東の地域においては，ほぼ水平に近く，長江川左岸より京町南部をへて吉松にいたる地域では著しく褶曲し，かつ破砕されている。一部においては，北35°～40°西の走向で地層が直立しているところさえ認められる。このような破砕現象は，真幸駅の方向へ追跡することができ，一つの破砕帯とみなすことができる。また，この方向は霧島火山群の主脈の方向に一致する。

この地域における褶曲構造は，前記の破砕帯の方向に直交する軸をもち，かつ，東西方向（東部）から南北方向（西部）に曲がる弧状の断層によって切られている。この断層の方向は盆地北西縁とほぼ平行である。すなわち，加久藤盆地形成に関係して，同一傾向の断層が繰り返し動いたものと思われる。

このような断層を伴なった褶曲運動に，霧島火山岩類も参加していることが，一部地域で認められまた，その結果長江川の流路が西から東へ移動したことが，

低位段丘層の分布状況から認められている。これらの事実から，この地域における褶曲，断層運動の余波が最近まで続いていたということがわかる。

京町―吉松地域では，加久藤層群の上に流出した霧島火山の熔岩が各所に熔岩丘を形成し，そこには現在，加久藤牧場内に見られるような多数の凹地を生じている。さらに，この熔岩の上には，岡元地区で見られるような高位段丘層，（標高約 300 m）が堆積している。この段丘層中の礫は，盆地南部では，大部分安山岩礫である。高位段丘層は，盆地の北および西側にもわずかながら分布している。飯盛山は霧島溶岩上に噴出し，形成された寄生火山である。

前記の高位段丘層が形成された時代には，加久藤盆地内の平坦地は，地形的に西側で高く，東側で低く，川内川は西から東の方向に流れていたであろうということが，高位段丘の高度分布から推定される。霧島火山のその後の活動および火山体の形成によって，川内川の東側がせき止められ，その結果，川内川は盆地の南西側の開みを破り，現在のように西流するに至ったと解釈される。

えびの・吉松地区地質図

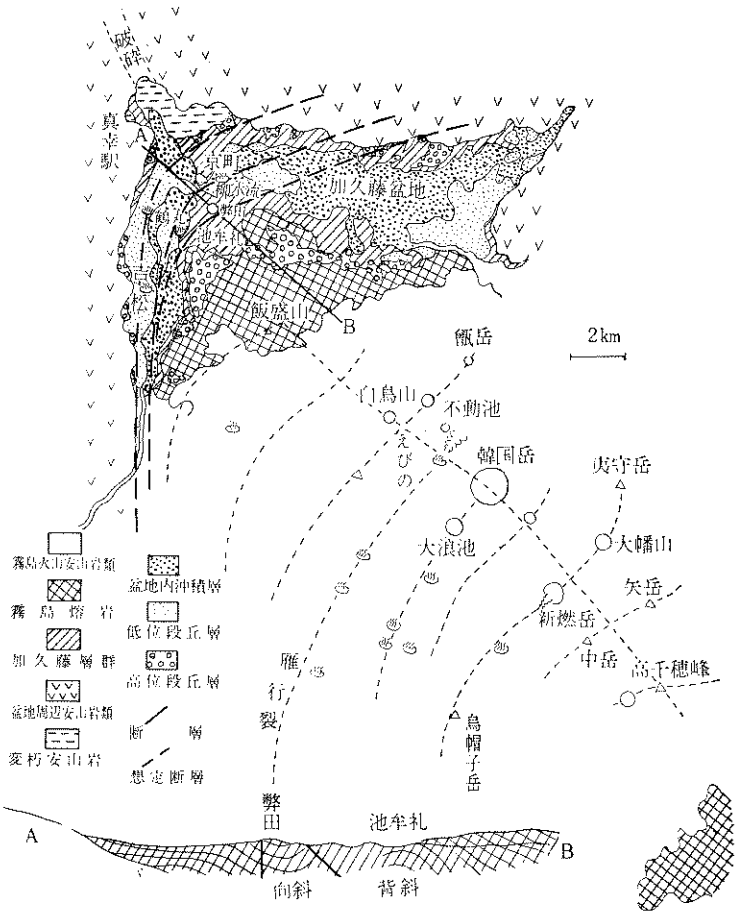

以上，要するに霧島火山群列（主脈）は，北西—南東方向をもち，雁行列の集合体であるところから，ひとつの圧砕帯と考えられるが，えびの地震被災地域はその延長部に位置し，加久藤盆地形成前後から現在に至るまで，著しい褶曲，断層を伴なった破砕帯として，何度も古傷に沿って動いたきわめて不安定な地域であることが，地質構造の上から結論される。

4　えびの地震と地質との関係

一般に，地震と地質との関係を論ずる場合には，地震の原因と地質との関係を意味する場合と，地震の結果，すなわち，地震災害と地質との関係を意味する場合とがある。ここでは，今回のえびの地震による災害が，比較的限られた地域に集中したという事実を地質学的観点から説明するにとどめる。

（1）　震源が飯盛山の北部の比較的浅い場所にあったこと，および加久藤構造盆地内に一構造単位の堆積物があったため，災害がこれを越えて広範囲に及ばなかった。

（2）　亀沢地区と真幸駅を結ぶ方向に，著しい破砕帯が実在する。加久藤層群の層理面は，一般的にはほとんど水平であるが，この破砕帯地域では著しく褶曲し，かつ破砕され，擾乱されている。この事実は，過去においても，特にこの地域に集中的に変動を与えた造構運動が，しばしば繰り返されたことを示している。しかも，これがきわめて新しい時代にまで及んでいることは，前項に述べたとおりである。

（3）　加久藤盆地内は，加久藤層群と沖積層の比較的軟弱な堆積物からできているため，特に災害が著しい。これに対して，熔岩台地は，地盤が堅硬な岩石であるため，より震源に近いにもかかわらず，被害ははるかに少ない。

（4）　特に，この破砕帯の南部，幸田—鶴丸地区では崖をなす加久藤層群最上部の軟弱層の崩壊が著しい。

（5）　被災地域は霧島火山構造線の延長上にあたる。

（6）　上述の地質構造上にあらわれた一連の事実からえびの地震は，現在の段階では，一種の構造地震であると言える。しかし，一方，上に指摘した著しい破砕帯は，同時に，霧島火山に見られる構造線の方向とも一致し，火山性地震に移行することも考えられる。

5　地質学的にみた防災上の参考意見

これまでに述べたところから明らかなように，被災した吉松—えびの町地域は，地質構造上，古くから不安定な場所で，地質時代においても何度も地震があったと推定される。また，大正2年真幸地震，昭和36年吉松地震および今回のえびの地震を考えると，今後ともこのような地震の発生を，当然予測しておく必要がある。その場合，加久藤盆地内の厚さ 400 *m* に達する軟弱な堆積物からなる一帯，特に前記の破砕帯付近は，きわめて危険な地域であると言わなければならない。このように考慮する時，地質学的見地から，緊急に実施すべき防災上の措置および対策，ならびに防災上の長期対策について，一言述べておかざるを得ない。

（1）　緊急に実施すべき防災上の措置および対策

ア　崖くずれ，地すべり対策

柳水流の谷に見られるように，軟弱な加久藤層群は，地震によって崩壊しやすく，また，熔岩台地では，地震によって安山岩巨礫の崩落を引き起こしやすい状態にある。また，これまでの地震で，被災地域の崖，山斜面および道路では，地盤がゆるみ，地割れを発生しており，弱い地震でも崩壊・崩落を起こしやすい状態になっている。このような場所に，一時に集中的に水がしみ込めば，一層危険な状態に達する。従って，雨期対策はきわめて重要であると言わなければならない。ゆえに，崖くずれ・地すべり発生の予測される地帯では，「崖くずれ危険地帯」「地すべり危険地帯」として必要な範囲を指定し，注意を喚起しておく必要がある。そのために必要な調査は，雨期に入る前に早急に実施しておくべきである。また，以上に関連して，地割れ，湧水，温泉などの変動についても，常に注意を怠らぬようにしなければならない。さらに，崖の直上，直下の家屋および住民に対しては，その危険性を周知せしめ，できれば安全地帯に移動するよう指導すべきである。

イ　川内川堤防の集中豪雨および雨期対策

川内川の堤防は，今回の地震により大小の亀裂を生じている。これらの堤防の破損は，堤防自体の強度を弱めることは勿論，とくに集中豪雨や雨期に際し，その破損決壊が心配される。従って破損箇所の修理強化は，雨期以前に早急

に完了させておく必要がある。なお，堤防には目に見えない微細な亀裂，あるいは盛土のゆるみなどの存在が十分考えられるので，堤防の補修に関しては細心の注意を払わなければならない。

（2） 防災上の長期対策

起こるべき地震の時間，場所，規模などの予知が完全にできない現状では，十分な防災対策をたてることが困難である。従って今回のえびの地震に際しても，地質・土木・河川・建築などできるだけ多方面の専門研究者ならびに技術者による共同的調査の結果および意見を十分に考慮して，長期対策をたてることが必要である。われわれは地質学的見地から，次のようなことが必要であると考えている。

ア 被災地域をふくむ周辺地域一帯の詳細な地質および地質構造の調査

イ 崖くずれ，地すべりなどの災害地質学的調査

ウ 地殻変動に際しては，しばしば湧水および温泉に異常の見られることがあるので，これについての継続的観測

エ これらの地質調査に際しては，必要に応じて，物理探査およびボーリングなども実施し，とくに危険地帯においては，十分な検討を行なう。

オ 地質学的には，変動が現在まで及んでいると考えられるので，定期的な水準測量を行なうほか，要すれば微動計，伸縮計，傾斜儀などを設置し，微細な地殻変動にも留意しておくと良い。

カ 上記の調査結果にもとづき，危険地帯の住民に対しては，その危険性を周知せしめると共により安全な地域への移住を考慮し，また，必要な建築基準の設置などを考えるべきである。

5． 京町，霧島および宮崎における地震観測表

マグニチュードMは，宮崎地方気象台の地震計の最大振巾Aと震央からの距離△からM＝log A＋1.73log△－0.83の式を用いて求めたもの，エネルギーEは log E＝1.5M＋11.8から求めた値

飯野警察署京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
2.20			2352	2.5	+0.2	×	×	6.4											
2.21			0248	2.5	+0.6	−0.5	−2.6	12.0											
			0301	2.6	+0.0	+0.0	−0.2	3.4											
			0811	2.6	+0.2	×	−0.0	7.2											
			0846	2.3	+0.6	×	−0.8	13.5											
	0851	5	0851	×	×	×	×	フリキリ	4	0851	8.6	−15	+182	+212	1800(5.1S)	3	5.7	2.0×10^{20}	
										0858	×	×	×	×	25(0.8S)	0	3.8	3.0×10^{17}	
										0905	10.8	×	×	×	6(0.6S)	0	3.2	3.8×10^{16}	
										0906	8.6	×	×	×	18(0.8S)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	0913	4								0913	8.6	×	×	+7	26(0.8S)	0	3.8	3.0×10^{17}	
										0933	×	×	×	×	7(0.8S)	0	3.3	5.2×10^{16}	
										0955					5(0.8S)	0	3.1	2.6×10^{16}	
	1003	3	1004	×	×	×	×	フリキリ	1	1004	8.0	×	×	+8	67(0.8S)	0	4.3	1.7×10^{18}	
										1017	×	×	×	×	7(0.8S)	0	3.3	5.2×10^{16}	
	1045	6	1045	×	×	×	×	フリキリ	4	1045	9.4	−5	+45	+68	3200(5.0S)	4	5.9	4.2×10^{20}	
										1054	8.2	×	×	×	7(0.8S)	0	3.3	5.2×10^{16}	
										1106	8.0	×	×	+5	27(0.8S)	0	3.9	4.2×10^{17}	
										1108	×	×	×	×	22(0.8S)	0	3.8	3.0×10^{17}	
										1109	×	×	×	×	6(0.6S)	0	3.2	3.8×10^{16}	
										1137	×	×	×	×	9(0.8S)	0	3.4	8.0×10^{16}	
										1241	8.8	×	×	×	9(0.8S)	0	3.4	8.0×10^{16}	
	1251	2								1251	9.6	×	×	×	35(0.8S)	0	4.0	6.2×10^{17}	
			1258	2.4	+0.6	−0.3	−2.4	14.3	0	1258	5.8	×	×	×	7(0.8S)	0	3.3	5.2×10^{16}	
			1259	2.5	×	−0.2	−0.2	16.2											
			1306	2.4	+0.2	+0.2	−0.5	9.6											
			1307	2.5	+0.2	−0.1	−0.4	9.6											
			1327	×	+0.6	+0.2	−1.0	7.8											
			1338	2.6	−0.2	−0.1	+0.4	8.6											
			1340	2.6	+0.2	−0.4	−2.8	13.6											
			1405	2.6	×	−0.5	−2.7	16.0											
			1415	2.5	×	+0.4	−2.1	15.8											
	1436	3	1436	2.5	×	×	−4.1	15.0	0	1436	8.4	×	×	+4	9(1.0S)	0	3.4	8.0×10^{16}	
			1442	2.5	×	−0.2	−0.5	15.6	0										
			1512	2.6	×	−0.2	−0.4	11.4											
	1542	3	1542	×	×	×	−4.4	16.7	0	1542	8.4	×	×	×	10(0.8S)	0	3.4	8.0×10^{16}	
			1549	2.4	×	−0.1	−0.1	10.5											

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台								
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
			1602	2.6	×	+0.1	−0.0	11.0										
	1605	3	1605	2.3	+1.4	−0.2	−1.9	16.0	0	1605	10.0	×	×	×	8(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}	
	1636	3	1636	×	+3.0	×	−4.0	16.2	0	1636	9.4	×	×	+6	34(2.6s)	0	4.0	6.2×10^{17}	
	1656	3	1656	2.5	+0.5	+0.3	−0.1	16.4	0	1656	8.6	×	×	×	21(1.0s)	0	3.8	3.0×10^{17}	
			1703	2.6	+0.6	−0.2	−0.8	15.6	0	1703	9.2	×	×	×	5(0.8s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
2 21	1708	3	1708	2.3	×	+0.1	×	8.0	0	1708	6.2	×	×	×	9(0.8s)	0	3.4	8.0×10^{16}	
			1708	2.3	+0.6	+0.2	−0.8	16.2	0	1708	7.8	×	×	+9	99(2.0s)	0	4.4	2.5×10^{18}	
			1803	2.4	+0.2	−0.2	−0.1	8.2											
			1839	2.4	×	×	×	7.0											
			1844	2.6	+0.3	+0.4	−0.1	9.0											
			1848	2.5	+0.7	−0.4	−1.8	13.6											
			1913	2.3	+0.4	+0.1	−0.8	9.4											
			1921	2.6	+0.3	−0.2	−1.6	4.0											
	1943	3	1943	2.4	+1.2	+0.8	−1.8	10.1	0	1944	×	×	×	×	5(1.0s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
			2032	2.6	+1.5	+1.9	×	16.0											
	2056	3	2056	×	+2.6	+0.4	+4.0	17.2	0	2056	8.4	×	×	+3	30(0.8s)	0	3.9	4.2×10^{17}	
			2111	2.3	+0.4	−0.2	−0.4	13.4											
	2133	3	2133	×	+3.4	+2.2	−5.0	14.6	0	2133	7.8	×	×	×	15(0.8s)	0	3.6	1.5×10^{17}	
	2146	3	2146	2.4	+0.5	+0.1	+0.4	5.2											
			2201	2.6	+0.2	×	×	12.0											
			2232	2.7	+0.2	+0.2	−0.3	7.7											
2.22			0117	2.6	+0.2	+0.2	−0.2	3.1											
			0131	2.7	×	×	×	6.2											
			0153	2.6	+0.5	−0.4	−0.8	14.0											
			0158	2.9	+0.2	×	−0.2	8.4											
	0211	2	0211	2.6	+0.5	−0.5	−0.8	14.4											
	0216	2	0216	2.7	+0.3	+0.2	−0.4	12.4											
	0231	3	0231	2.4	+1.0	−0.2	−1.6	9.0											
			0238	2.4	+0.2	+0.1	−0.8	4.0											
			0333	2.7	+0.4	−0.3	−1.6	13.8											
			0352	3.0	+0.2	−0.2	−0.9	11.0											
			0418	2.5	+0.2	−0.1	−0.1	5.6											
			0502	2.4	+0.4	−0.4	−1.6	4.4											
			0605	2.3	−0.2	−0.1	+0.2	3.4											
	0721	3	0721	2.7	+0.2	+0.1	−0.2	7.2											
	0741	3	0741	2.2	+0.8	−0.4	−1.6	10.4											
	0818	3	0818	×	+2.4	−1.0	−3.6	フリキリ	2	0818	8.0	×	×	+4	17(1.0s)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	0818	3	0818	×	×	×	×	フリキリ	0	0818	8.4	×	×	×	18(0.8s)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	0858	1	0858	2.6	+0.2	−0.2	−0.2	12.4											
	0902	1	0902	2.6	+0.4	−0.2	−1.3	14.3											
			0932	2.6	+1.2	+1.0	−1.8	10.2											
	1002	3	1002	2.5	+0.9	+0.0	−0.0	10.6											

	1017	2	1017	2.5	+0.7	+0.2	−0.8		7.1										
	1018	2	1018	2.3	+0.3	−0.2	−0.2		9.0										
			1257	2.4	+0.2	−0.2	−0.4		6.4										
	1332	3	1332	2.3	+0.2	−0.2	−0.4		5.3										
	1334	3	1334	×	×	×	×		7.0										
			1444	2.2	+0.5	−0.2	−2.8		7.9										
	1445	1	1445	2.4	+0.1	−0.1	−0.2		5.2										
			1458	2.5	+0.3	+0.3	−0.6		6.8										
	1556	3	1556	2.4	+1.8	+0.2	−3.8		16.0	0	1556	×	×	×	×	8(1.0s)	0	3.3	5.2×10^{16}
			1700	2.3	×	+0.5	−0.3		7.6										
			1701	2.4	+0.1	−0.1	−0.6		9.0										
	1730	2	1730	2.3	+0.7	+0.1	−1.4		8.8	0	1730	×	×	×	×	5(0.8s)	0	3.1	2.6×10^{16}
	1759	2	1759	2.5	+2.4	+0.5	−4.5	フリキリ		0	1759	×	×	×	×	12(0.8s)	0	3.5	1.1×10^{17}
	1828	3									1828	7.4	×	×	+2	38(0.8s)	0	4.0	6.2×10^{17}
	1856	3	1856	×	+3.6	+0.6	−2.0	フリキリ		0	1856	8.2	×	×	+1.0	35(0.8s)	0	4.0	6.2×10^{17}
	1859	2									1859	×	×	×	×	5(0.8s)	0	3.1	2.6×10^{16}
	1919	5	1919	×	×	×	×	フリキリ		3	1919	9.0	−2	+5.5	+9.8	1000(4.2s)	2	5.4	7.2×10^{19}
			1926	2.5	+1.6	−0.2	−1.7		15.2	1	1926	×	×	×	×	10(0.8s)	0	3.4	8.0×10^{16}
	1932	3	1932	×	+3.4	−1.3	×	フリキリ		1	1932	8.6	×	+5	+1.0	48(1.0s)	0	4.1	8.3×10^{17}
	1934	3	1934	×	+0.9	−0.9	−2.5	フリキリ		1	1934	8.0	×	×	+1.0	60(1.0s)	0	4.2	1.2×10^{18}
	1935	2	1935	×	×	×	−5.0	フリキリ		1	1935	8.0	×	×	×	32(0.8s)	0	3.9	4.2×10^{17}
	1936	2	1936	2.4	×	−0.2	−4.0	フリキリ		1	1936	8.0	×	×	+5	11(0.6s)	0	3.5	1.1×10^{17}
	2006	1	2006	2.5	+1.4	−0.2	−4.6		14.7	0	2006	8.2	×	×	×	7(0.8s)	0	3.3	3.3×10^{16}
			2024	2.6	+0.3	−0.1	−0.7		7.4										
	2034	1	2034	×	+1.4	×	−3.0		14.8	0	2034	9.2	×	×	×	7(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}
			2115	2.5	+1.0	+0.1	−1.8		7.6	0	2116	×	×	×	×	6(0.8s)	0	3.2	3.8×10^{16}
	2144	2	2144	2.5	+0.4	−0.3	−0.7		7.6										
	2221	3	2221	×	+5.8	+0.5	−5.8	フリキリ		0	2221	8.4	×	×	+4	54(0.8s)	0	4.2	1.2×10^{18}
	2223	1	2223	2.5	×	−0.1	×		5.8										
	2238	2	2238	2.6	+1.4	+0.5	−3.3		15.0	0	2238	9.4	×	×	×	7(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}
			2310	2.5	+0.6	+0.1	−1.2		8.7										
			2314	2.6	+1.4	−0.5	−3.6		13.0										
	2315	1	2315	2.5	×	×	−2.8		11.8	0	2315	×	×	×	×	7(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}
	2348	1	2348	2.5	+0.8	+0.2	−0.8		9.5										
2.23			0057	2.5	+0.3	−0.1	−1.2		13.0										
			0323	2.3	+0.1	+0.1	−0.3		7.2										
	0442	1	0442	×	+0.2	+0.1	−0.2		13.0										
	0447	1	0447	2.5	+0.1	×	−0.2		7.0										
	0518	2	0518	2.6	+0.8	−0.1	−1.8		13.0										
	0616	1	0616	2.5	+0.1	−0.1	−0.2		5.2										
	0714	1	0714	2.4	×	+0.0	−0.2		8.6										
			0957	2.3	×	−0.1	+0.0		5.0										
			1109	2.3	+0.1	+0.1	−0.2		11.3										
	1128	2	1128	2.5	+0.3	−0.1	−0.9		7.2										
	1417	2	1420	2.3	+0.4	+0.1	−3.0		16.0	0	1420	×	×	×	×	6(0.8s)	0	3.2	3.8×10^{16}
	1432	2	1432	2.3	×	+0.1	+0.1		15.0										
			1621	2.4	+0.1	−0.1	−0.2		9.0										

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
2.23			1642	2.5	−0.2	+0.1	−0.2	5.4											
			1657	2.5	+1.8	−1.0	−3.8	13.0											
	2030	2	2028	2.6	+0.2	+0.1	−0.6	11.0											
	2100	1	2059	2.4	+0.6	+0.2	−1.2	15.5											
			2223	2.4	×	−0.0	−0.2	7.0											
	2304	2	2304	2.4	×	−0.1	−0.1	6.9											
	2319	1	2317	2.5	+0.2	−0.1	−0.8	6.0											
2.24	0019	1	0019	2.0	+0.3	−0.3	−1.4	10.3											
	0021	1	0021	2.4	+0.2	×	−0.5	3.5											
	0031	1	0031	2.5	+0.1	×	−0.3	4.8											
	0110	3	0110	×	×	×	×	フリキリ	1	0110	7.7	×	×	×	27(0.7s)	0	3.9	4.2×10^{17}	
	0313	1	0313	2.1	+0.1	−0.2	−0.2	3.6											
	0318	1	0318	2.3	+0.3	+0.1	−0.5	4.0											
	0402	1	0402	2.1	+0.5	+0.1	−0.7	4.9											
			0535	2.0	+0.2	−0.1	−0.8	5.7											
	0606	1	0606	×	×	×	×	3.7											
	0606	2	0606	×	×	×	×	フリキリ	1	0606	8.4	×	×	+2	13(1.0s)	0	3.5	1.1×10^{17}	
	0654	1	0654	3.0	+0.1	×	−0.3	5.3											
			0730	2.9	+0.2	+0.1	−0.4	4.4											
	0944	1	0944	2.6	+0.1	−0.1	−0.6	5.7											
			1140	2.6	+0.1	−0.1	−0.3	5.0											
	1214	1	1214	2.4	+0.3	+0.2	−1.1	フリキリ											
			1225	2.9	+0.1	−0.1	−0.3	4.8											
			1325	2.4	+0.1	+0.1	−0.4	3.1											
			1400	2.5	+0.3	+0.1	−0.4	5.3											
			1517	2.6	+0.1	×	−0.2	5.2											
			1639	2.7	+0.4	−0.1	−0.7	5.4											
	1711	1	1711	2.6	+0.1	−0.1	−0.5	1.9											
	1715	1	1715	2.7	×	×	−0.2	4.8											
			2029	2.4	+0.4	−0.6	−2.6	8.0											
	2221	1	2221	2.6	+0.2	×	−0.5	2.5											
	2306	2	2306	2.5	+0.4	×	−0.4	13.6											
			2329	2.5	×	×	−0.2	9.7											
2.25	0127	2	0127	2.4	+0.1	−0.1	−0.8	4.1											
	0138	1	0138	×	×	×	×	4.2											
	0344	1	0344	2.2	×	×	+0.1	4.0											
	0356	2	0357	2.2	×	+0.1	+0.0	4.5											
	0520	2	0520	×	×	×	×	3.2											
	0612	2	0612	2.7	+0.1	−0.0	−0.3	4.2											
	1137	1	1137	2.6	+0.1	−0.0	−0.3	4.1											
	1446	2	1446	2.1	+0.2	×	−0.3	6.3											

	1621	1	1621	2.5	+0.4	×	−0.3	11.4										
			1658	2.6	+0.8	−0.2	−1.6	5.6										
	1749	3	1749	×	×	×	×	フリキリ	3	1749	9.2	−3	+20	+30	250(3.0s)	1	4.8	1.0×10^{19}
	1752	1	1752	2.5	×	−0.1	−1.3	5.6										
			1843	2.6	×	−0.1	−0.2	4.4										
	2340	1								2340	×	×	×	×	7(1.0s)	0	3.3	5.2×10^{16}
	2349	2	2349	2.5	+0.8	+0.2	−1.1	13.4										
2.26	0212	1	0212	2.5	×	×	−0.1	3.6										
	0219	3	0219	2.5	+2.5	+0.8	−3.7	16.2	0	0219	×	×	×	×	12(1.0s)	0	3.5	1.1×10^{17}
			0703	2.5	+0.0	−0.0	−0.1	3.0										
			1328	2.4	+0.0	−0.0	−0.0	3.4										
	1426	1	1426	×	×	×	+1.9	3.0										
			1739	2.6	+0.2	−0.2	−0.5	3.2	0	1739	×	×	×	×	9(1.0s)	0	3.4	8.0×10^{16}
	1748	1	1748	2.7	+1.6	−0.2	−2.0	13.2										
	1853	2	1853	2.5	+0.2	−0.1	−0.4	3.0										
	1943	1	1943	2.2	+0.3	−0.3	−1.6	15.4										
	2031	3	2031	2.8	+1.0	−0.9	−2.4	15.2										
2.27	0005	3	0005	2.6	+0.3	−0.1	−0.6	3.7										
	0033	3	0033	3.1	+1.3	+0.2	−2.2	11.2	0	0033	×	×	×	×	7(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}
	0415	2	0415	2.5	+0.3	−0.1	−0.5	4.4										
	0507	2	0507	2.4	+0.1	−0.1	−0.2	4.2										
	0552	1	0552	2.4	×	×	−0.1	6.8										
	0555	1	0555	×	×	×	×	3.0										
	0605	1	0605	×	×	×	×	3.4										
	0820	3	0820	2.5	+1.6	×	−2.8	14.0	0	0820	8.6	×	×	×	11(0.8s)	0	3.5	1.1×10^{17}
			1013	2.6	−0.1	+0.2	+0.2	7.0										
			1223	2.0	−0.1	−0.2	−0.7	4.4										
			1231	2.4	−0.1	+0.0	−0.2	7.0										
	1252	3	1252	2.6	+4.8	−3.8	−1.8	17.4										
	1324	2	1324	2.5	+0.1	+0.1	−0.1	15.6										
			1629	2.0	+0.1	−0.1	−0.4	3.0										
			1644	2.0	+0.2	−0.1	−0.4	3.4										
	1650	2	1650	2.5	+0.0	−0.0	−0.2	6.0										
	1651	1	1651	2.6	+0.1	−0.0	−0.3	5.8										
			1755	2.0	+1.0	−1.0	−3.6	12.6										
	1801	2	1801	2.6	+0.1	−0.1	−0.1	6.6										
	2001	1	2001	2.6	+0.0	+0.1	−0.1	5.4										
	2030	1	2030	2.6	+0.1	+0.2	−0.8	5.4										
	2321	2	2321	2.5	+0.9	+0.1	−1.7	10.0	0	2321	×	×	×	×	6(0.8s)	0	3.2	3.8×10^{16}
	2322	2	2322	2.7	+1.3	+0.5	−1.8	13.6	0	2322	7.8	×	×	×	14(0.8s)	0	3.6	1.5×10^{17}
			2324	2.5	+0.3	−0.2	−0.5	3.2										
	2331	1	2331	2.4	+0.3	+0.1	−0.9	5.2										
	2356	1	2356	2.6	+0.3	−0.4	−0.9	3.2										
2.28	0032	3	0032	2.4	+0.4	+0.1	−1.0	3.6										
	0227	1	0227	2.4	+0.2	−0.1	−0.7	5.7										

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
2.28	0257	1	0257	2.5	+0.1	+0.1	+0.5	3.5											
	0323	1	0322	3.0	+0.1	+0.1	−0.4	3.4											
	0345	1	0345	2.5	−0.2	−0.1	+0.4	4.8											
	0617	2	0617	2.2	+0.4	−0.2	−0.8	15.8											
	0932	2	0932	2.5	+1.0	+0.2	−3.2	13.4	0	0932	7.6	×	×	+2	7(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}	
	1012	1	1012	2.4	+0.6	+0.1	−1.1	10.0											
			1044	2.0	+0.0	−0.1	−0.2	4.0											
	1109	1	1109	2.7	+0.1	−0.1	−0.3	6.4											
	1526	3	1526	2.5	+2.6	−0.8	−2.0	14.0	0	1527	8.4	×	×	+1	5(0.8s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
	1751	1	1751	2.5	+1.8	−0.2	−2.0	13.0	0	1751	×	×	×	×	9(0.8s)	0	3.4	8.0×10^{16}	
2.29	0301	1	0301	2.6	+0.5	−0.1	−0.7	5.5											
	0457	3	0457	2.6	+0.5	×	−0.7	12.8											
	0459	2	0459	2.6	+0.5	+0.2	−1.0	5.5											
	0637	3	0637	2.8	+0.1	−0.1	−0.7	6.0											
	0830	1	0830	×	×	×	×	3.4											
	1103	2	1102	2.6	+0.2	×	−0.5	4.1											
	1324	1	1324	3.0	+0.1	−0.1	−0.3	4.4											
	1451	1	1451	2.9	+0.2	−0.2	−0.2	5.6											
			1531	2.5	+0.2	×	−0.3	9.6											
	1712	1	1712	2.4	+0.5	+0.2	−0.3	7.8											
	1901	2	1901	2.6	+0.4	+0.0	−1.0	6.4											
			2025	2.5	+0.1	×	−0.3	3.5											
	2231	3	2231	×	×	×	×	フリキリ	1	2231	8.6	×	×	×	11(1.0s)	0	3.5	1.1×10^{17}	
	2234	3	2234	×	×	×	×	フリキリ	1	2234	8.8	×	×	+2	12(1.0s)	0	3.5	1.1×10^{17}	
	2254	2	2254	×	×	×	×	4.4											
	2352	1	2352	2.6	×	×	−0.2	4.8											
	2352	1	2352	2.5	+0.4	×	−1.1	11.0											
	2353	1	2353	×	×	×	×	4.1											
3. 1	0121	1	0121	×	×	×	×	3.4											
	0236	1	0236	3.0	+0.2	−0.1	−0.5	5.0											
	0346	2	0346	2.7	+0.1	−0.1	−0.6	3.0											
	0421	1	0421	2.8	×	−0.1	−0.2	4.7											
	0945	2	0945	2.4	+0.3	−0.2	−0.5	フリキリ	1	0946	7.0	×	×	+2	8(0.6s)	0	3.3	5.2×10^{16}	
	0952	1	0952	2.4	+0.3	+0.1	+0.8	4.5											
	1515	1	1515	3.0	+0.2	−0.1	−0.3	4.6											
	1517	2	1517	3.0	+0.3	−0.3	−0.4	6.6											
	2007	2	2007	2.0	×	−0.1	−0.2	6.2											
			2058	2.6	−0.2	×	−0.6	3.0											
3. 2			0321	2.5	×	×	×	3.2											
	0429	2	0429	2.7	+0.5	×	−1.1	6.0											

			0810	2.9	+0.1	×	−0.4	3.0										
			1259	3.1	+0.2	−0.3	−0.8	5.4										
	1350	1	1350	2.4	+0.4	+1.0	−1.0	7.0										
3. 3	0126	1	0126	3.0	+0.3	+0.1	−0.7	6.8										
			0522	2.0	+0.0	−0.1	−0.7	6.8										
	0716	3	0716	2.2	+0.5	+0.0	−1.3	16.0										
	0807	2	0807	2.3	×	−0.0	−0.1	3.6										
			0818	2.7	+0.0	−0.0	−0.3	3.6										
	0931	1	0931	3.1	+0.2	×	−0.4	4.0										
			1108	2.4	−0.4	−0.3	+2.1	7.4										
	1151	3	1151	2.5	+0.2	−0.1	−0.6	11.8										
	1133	3	1133	2.6	+1.0	−0.3	−2.8	16.4										
	1631	3	1631	2.4	+3.2	×	−5.0	11.2	0	1631	98	×	×	+1	9(1.0^s)	0	3.4	8.0×10^{16}
	2156	3	2156	2.7	+0.5	−0.6	−1.0	5.7										
3. 4	0005	2	0005	2.8	+0.3	−0.2	+1.2	10.1										
	0039	1	0039	2.6	+0.1	−0.0	−0.5	5.6										
	0533	2	0533	2.6	+0.1	−0.2	−0.4	9.4										
	0756	3	0756	2.6	+0.5	−0.2	+1.2	15.1										
	0808	2	0808	2.5	+0.4	−0.1	−1.1	15.9										
	0913	1	0913	×	+0.2	−0.2	−0.7	3.6										
			1038	2.6	+0.0	−0.0	−0.4	6.0										
			1156	2.5	+0.2	−0.0	−0.6	5.1										
	1852	2	1852	2.7	+0.3	−0.1	−0.9	4.8										
	2237	1	2237	2.9	−0.1	−0.0	×	7.1										
3. 5	0445	3	0445	2.7	+0.3	−0.3	−1.4	11.3										
	1314	2	1314	2.6	×	×	−0.1	8.0										
			1456	2.6	×	−0.1	−0.2	4.2										
	1811	3	1811	2.4	×	×	×	8.0										
	2226	3	2226	2.6	+0.3	−0.2	−1.7	12.4										
	2234	1	2234	2.5	+0.4	+0.1	−0.6	4.0										
	2322	2	2322	×	×	×	−0.2	4.0										
3. 6	0004	3	0004	×	×	×	+3.7	フリキリ	2	0005	84	×	×	+3	58(0.8^s)	0	4.2	1.2×10^{18}
			0016	2.0	+0.1	×	−0.3	4.2										
			0016	2.0	×	×	×	6.3										
			0107	2.5	×	×	−0.2	4.4										
			0700	2.6	×	−0.1	−0.2	3.6										
			0849	2.2	+0.2	+0.1	−0.7	6.5										
	0850	1	0850	×	+0.2	−0.2	−0.9	3.3										
	0919	2	0919	2.4	+3.0	+0.7	+4.8	フリキリ	1	0919	×	×	×	×	16(0.8^s)	0	3.5	1.1×10^{17}
	0922	1	0922	2.8	+0.2	×	−0.9	5.4										
			0924	2.3	−0.3	−0.1	+0.7	9.4										
			0932	2.6	×	+0.0	×	3.9										
			0933	2.5	×	×	×	4.4										
	0938	1	0938	2.6	+0.2	+0.2	−1.2	4.3										

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台								
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
3. 6	1058	2	1058	2.5	+0.2	−0.2	−1.3	5.9											
	1354	2	1354	2.5	+0.3	−0.1	−0.9	7.8											
3. 7	0031	1	0031	2.5	×	×	−0.6	4.3											
			1312	0.5	+0.4	+0.5	−1.4	5.8											
			1313	0.5	×	+0.1	+0.2	5.2											
	1854	3	1853	2.4	+0.3	×	−1.8	13.8											
			2314	×	×	×	×	5.2	0	2314	×	×	×	×	5(0.6^s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
	2340	2	2338	3.0	+0.3	×	−0.9	4.4											
3. 8			0305	0.4	+0.1	−0.1	−0.4	4.2											
			0552	0.4	×	−0.1	×	10.9											
			0803	0.5	−0.2	−0.2	+0.7	7.8											
	1109	1	1109	×	+0.4	×	−1.1	5.2											
			1511	0.6	−0.5	−0.4	+1.4	7.6											
	1714	1	1714	1.2	+1.6	+0.4	−3.6	11.5	0	1714	×	×	×	×	8(0.8^s)	0	3.3	5.2×10^{16}	
	1835	1	1835	2.6	+0.2	−0.2	−0.9	7.6											
	1858	1	1858	2.4	+0.1	+0.1	−0.2	3.2											
			2027	0.6	−0.1	−0.1	+0.4	6.3											
	2320	2	2320	×	×	×	×	11.4											
3. 9	1111	1	1111	2.7	×	×	×	4.3											
	1115	2	1114	2.7	+0.1	−0.1	−0.8	8.0											
	1145	1	1145	×	×	×	×	5.9											
	1729	1	1729	2.6	−0.5	−0.1	+0.9	15.3											
	1737	1	1737	2.6	+0.5	+0.2	−1.5	9.3											
	1828	3	1828	2.8	+0.7	−0.8	−2.5	8.2	0	1828	×	×	×	×	6(1.0^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	2008	2	2008	3.2	+0.1	−0.1	−0.3	3.3											
3.10			0559	2.7	×	−0.1	−0.3	3.2											
	0709	1	0709	×	×	×	×	2.8											
	2315	1	2315	2.9	×	×	−0.1	1.8											
3.11	0113	1	0113	2.7	+0.1	−0.1	−0.4	3.6											
	0139	1	0139	2.8	×	×	−0.1	0.9											
	0231	1	0231	2.6	×	×	−0.1	0.9											
	0340	2	0340	×	×	×	×	1.7											
	0343	2	0343	2.7	+0.0	−0.0	−0.1	1.2											
			0615	2.6	×	−0.0	−0.1	0.7											
	1619	3	1619	2.4	+1.0	−0.2	−2.5	1.9	0	1619	×	×	×	×	6(0.8^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	1627	1	1627	2.6	+0.0	−0.0	−0.3	3.0											
	1831	2	1831	3.4	−0.1	−0.1	−0.0	4.2											
	2058	1	2058	2.4	+0.0	−0.0	−0.2	2.4											

			2146	2.6	−0.1	+0.1	+0.2	1.2									
	2313	2	2314	×	−0.1	−0.1	+0.1	1.4									
3.12			0022	2.4	−0.1	×	−0.1	1.0									
			0321	2.4	×	+0.1	−0.1	0.6									
	0429	2	0429	2.3	+0.3	+0.1	−0.7	4.0									
	1934	2	1934	2.5	+0.1	−0.1	−0.4	7.8									
			1941	2.3	×	−0.1	−0.2	1.2									
	1951	3	1951	2.5	+1.8	+0.1	−5.0	15.0	1	1951	8.4	×	×	×	8(0.8s)	0	3.3	5.2×10^{16}
	1955	1	1955	2.4	+0.2	−0.1	−1.4	2.5									
			2014	2.4	×	×	×	2.4									
	2310	2	2310	2.5	+0.1	−0.1	−0.2	2.5									
	2354	1	2354	2.3	+0.0	−0.0	−0.1	2.6									
3.13	0428	1	0428	2.4	×	×	×	0.6									
	0709	1	0709	3.8	−0.2	+0.1	−0.1	4.2									
			1343	2.5	×	+0.1	−0.1	1.8									
	2156	3	2156	2.6	+0.4	−0.4	−2.2	8.8	3								
	2204	1	2204	2.6	×	×	×	1.6									
	2238	1	2238	2.5	×	×	×	1.2									
3.14	0722		0722	×	+0.1	−0.1	−0.3	1.2									
			0732	2.5	×	−0.0	−0.0	1.8									
			1014	2.0	×	−0.1	−0.2	6.6									
	1355	1	1355	×	×	×	×	2.8									
	1403	3	1403	2.6	×	×	×	4.6	3								
	1419	2	1419	2.6	+0.2	−0.2	×	3.0	2								
	2148	2	2148	2.7	+0.1	−0.1	×	2.8									
3.15	0248	1	0248	2.5	+0.5	×	−1.8	9.2	0	0244	8.8	×	×	×	21(1.0s)	0	3.8	3.0×10^{17}
			0333	2.5	+0.2	−0.1	−0.9	3.8									
	0717	1	0717	×	+0.1	−0.1	−0.4	1.9									
	0939	1	0939	×	+0.1	−0.1	−0.2	1.6									
	1032	1	1032	2.3	−0.1	+0.1	+0.3	4.2									
			1208	1.9	×	×	−0.2	6.4									
			1214	2.0	×	×	−0.1	2.4									
	1724	1	1724	×	×	×	×	0.8									
	1911	2	1911	×	+0.2	+0.1	−0.5	1.9									
	1912	1	1912	×	×	×	−0.3	2.9									
	1915	2	1915	×	−0.3	+0.1	−0.7	2.5									
	2103	3	2103	2.7	−0.9	×	−2.2	12.2	3	2103	8.6	×	×	×	6(0.8s)	0	3.2	3.8×10^{16}
3.16			0312	2.8	+0.1	−0.1	−0.3	2.8									
	0502	2	0502	2.6	+0.1	−0.1	−0.2	4.0									
	1001	2	1001	2.6	+0.3	−0.1	−0.8	11.7									
			1111	2.5	×	×	−0.2	9.9									
			1235	2.7	×	×	×	1.2									
	1437	2	1437	×	×	×	×	2.0									

飯野京町警察署派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾 μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
3.16			1534	2.5	×	×	−0.3	5.4											
	1723	3	1723	2.7	+0.6	×	−0.1	6.2	0	1724	×	×	×	×	6(0.6^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	1815	1	1813	×	×	×	×	0.6											
	2105	1	2106	2.6	×	×	−0.3	1.7											
3.17	0137	1	0137	×	×	×	×	0.7											
	0320	3	0320	2.7	+0.3	×	−0.3	6.2											
			0754	2.6	+0.1	−0.1	−0.2	0.6											
			0903	2.7	+0.2	−0.1	−0.6	2.4											
	1141	1	1141	2.6	+0.1	×	+0.5	1.9											
	1147	1	1147	2.5	+0.1	−0.1	−0.6	4.2											
	1352	1	1352	2.5	+0.1	−0.1	−0.2	1.9											
	1457	1	1457	2.5	+0.2	−0.1	−0.4	1.4											
			2128	2.2	×	×	−0.1	1.6											
3.18	0215	1	0215	2.2	+0.1	−0.2	−0.8	11.8											
			0310	2.2	×	×	−0.1	1.4											
	0452	1	0452	2.7	+0.1	−0.0	−0.2	1.4											
	0457	1	0457	×	×	×	×	1.2											
			0757	2.5	+0.3	−0.2	−0.7	5.8											
	0850	2	0850	×	×	×	×	3.8											
			1149	2.6	×	−0.0	−0.1	0.9											
	1216	3	1216	2.5	×	×	−0.1	7.0											
	1408	1	1408	×	×	×	×	1.4											
	1418	1	1418	2.6	+0.0	−0.0	−0.1	1.2											
	2046	1	2046	×	×	×	×	1.2											
3.19	0309	1	0309	2.5	×	−0.0	−0.1	1.2											
	0508	1	0508	2.5	+0.3	+0.1	−0.7	1.4											
	0534	2	0534	×	×	×	×	1.3											
	0605	1	0605	2.5	+0.2	−0.1	−0.8	2.4											
			1153	2.6	+0.0	−0.0	−0.1	2.5											
	1319	4	1319	2.1	+1.6	+0.1	−3.2	フリキリ	3	1319	8.0	×	×	+4	31(0.8^s)	0	3.9	4.2×10^{17}	
			1420	1.1	×	×	×	×											
	1547	1	1547	×	×	×	×	1.4											
	1551	1	1551	2.7	−0.2	−0.2	−1.2	14.6											
	1717	1	1717	2.8	+0.1	+0.0	−0.3	3.2											
	2136	1	2136	2.4	+0.2	+0.2	−0.7	15.7											
			2137	2.4	+0.2	+0.2	−0.3	4.0											
	2142	1	2142	2.4	+0.0	−0.1	−0.2	1.4											
			2342	2.6	×	+0.0	−0.2	0.8											
3.20	0102	1	0102	2.5	×	−0.0	−0.1	2.3											

	0321	3	0321	2.5	+1.2	−0.4	−3.2	17.6	2	0322	8.8	×	×	+1	10(1.0s)	0	3.4	8.0×10^{16}
	0327	1	0327	×	×	×	×	1.4										
			0500	2.7	×	−0.0	−0.1	1.1										
			0857	2.5	+0.1	−0.1	−0.1	2.6										
			0859	2.6	+0.1	+0.1	−0.2	3.0										
	1038	1	1038	2.5	+0.4	−0.2	−1.9	6.3										
			1217	2.4	+0.2	+0.0	−0.4	3.2										
	1528	3	1528	2.5	−0.1	+0.1	+0.3	13.4										
	1530	1	1530	×	×	×	×	0.7										
			1728	2.2	+0.1	−0.1	−0.3	2.6										
	1914		1914	2.7	×	+0.1	−0.2	4.3										
	2100	1	2100	2.6	−0.1	+0.1	−0.3	2.5										
3.21	0012	2	0012	2.5	+0.3	+0.1	−0.6	×										
	1034	3	停電欠測							1034	8.1	×	×	×	40(0.8s)	0	4.0	6.2×10^{17}
	2102	2	2102	2.9	+0.3	−0.0	−1.0	8.5										
	2130	1	2130	2.6	+0.0	×	−0.1	1.5										
	2254	2	2254	×	×	×	×	2.0										
	2304	2	2304	2.4	+0.1	×	−0.2	4.3										
	2333	2	2333	×	×	×	×	2.9										
3.22	0032	2	0032	2.1	+0.1	−0.1	−0.5	6.6										
	0042	2	0042	2.1	+0.1	−0.1	−0.5	7.9										
	0052	2	0052	2.5	+0.2	−0.1	−0.7	6.8										
	0104	2	0104	2.5	+0.1	×	−0.3	3.6										
	0201	2	0201	×	×	×	×	105										
	0425	1	0425	×	×	×	×	0.2										
	0603	3	0603	2.9	+0.3	+0.1	−0.8	2.3										
	1921	1	1921	2.6	+0.1	−0.0	−0.3	3.5										
			1930	2.6	+0.0	−0.0	−0.1	0.9										
			2243	2.6	×	−0.0	−0.1	0.7										
3.23	0329	1	0329	×	×	×	×	0.2										
	0657	3	0657	2.6	+0.1	+0.0	+0.2	16.2	1									
			1337	2.4	+0.1	+0.0	−0.3	4.7										
			1813	2.4	+0.0	−0.0	−0.2	3.9										
	2247	2	2247	2.4	+0.0	−0.0	−0.3	1.7										
	2248	1	2248	2.5	+0.0	−0.0	−0.3	3.0										
3.24	0419	2	0419	2.6	+0.1	−0.0	−0.4	2.7										
	0510	1	0510	2.4	+0.0	+0.0	−0.1	1.2										
	0654	1	0654	2.3	+0.1	−0.1	−0.2	1.9										
	1050	1	1050	2.5	−0.1	−0.1	−0.2	5.0										
	1158	1	1157	×	+0.2	−0.1	−0.9	2.3										
			1315	2.5	−0.1	+0.2	−0.2	2.2										
			1834	2.5	×	×	×	2.4										
	2037	2	2037	2.4	+1.0	+0.2	−2.6	13.4	0	2038	×	×	×	×	5(0.8s)	0	3.1	2.6×10^{16}

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
3.25	0058	5	0058	×	×	×	×	×	4	0059	9.0	−3	+11.3	+14.1	2000(4.6s)	3	5.7	2.0×10^{20}	
			0059	×	×	×	×	×	1										
	0102	3	0102	×	×	×	×	11.6											
	0109	2	0108	×	×	×	×	5.6											
	0111	2	0111	×	×	×	×	8.0											
	0114	2	0114	×	×	×	×	×	1	0114	7.4	×	×	+2	40(0.8s)	0	4.0	6.2×10^{17}	
										0114	7.4	×	×	×	52(0.8s)	0	4.1	8.3×10^{17}	
	0118	3	0118	×	×	×	×	9.6	0	0118	×	×	×	×	5(0.6s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
	0119	2	0119	×	×	×	×	×	3	0119	8.0	×	+8	+6	146(0.8s)	1	4.6	4.8×10^{18}	
	0121	5	0121	×	×	×	×	×	4	0121	7.6	×	×	+8.6	1100(0.8s)	2	5.5	1.0×10^{20}	
	0128	3	0128	×	×	×	×	16.6	0	0128	7.6	×	×	×	11(0.8s)	0	3.5	1.1×10^{17}	
			0134	×	×	×	×	×		0134	8.0	×	×	+3	37(0.8s)	0	4.0	6.2×16^{17}	
	0137	2	0137	×	−0.2	+0.1	−0.3	15.3											
			0138	×	×	×	×	×	1	0138	8.2	×	×	×	25(1.0s)	0	3.8	3.0×10^{17}	
			0141	2.5	+0.3	−0.4	+0.4	10.5											
			0142	2.4	+0.3	−0.5	+0.3	16.4											
	0148	2	0148	2.2	+0.6	+0.6	−1.6	14.0											
	0158	2	0158	2.5	+0.5	−0.2	−1.9	10.6											
	0202	2	0202	×	×	×	×	4.7											
			0203	2.4	−0.2	−0.2	+0.3	9.5											
			0206	2.5	×	×	×	3.0											
			0215	2.5	×	×	×	5.5											
	0220	1	0220	×	×	×	×	15.0											
	0227	1	0227	×	×	×	×	2.3											
	0228	2	0228	×	×	×	×	15.0		0228	7.8	×	×	−2	19(0.8s)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	0230	2	0230	×	+0.3	+0.0	−0.6	5.5											
			0230	2.2	+1.0	+0.3	−1.7	1.4											
	0250	2	0250	×	×	×	×	6.5		0250	8.8	×	×	×	6(0.8s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	0259	1	0259	2.0	+0.7	−0.5	−1.3	5.2											
	0313	1	0313	×	×	×	×	5.8											
	0319	2	0319	×	×	×	×	4.4											
			0322	2.0	+0.8	+0.1	−1.4	13.0	0	0322	×	×	×	×	5(0.6s)	0	3.1	2.6×10^{16}	
			0323	2.3	×	×	×	2.8											
	0324	1	0324	2.5	×	×	×	6.6											
	0325	1	0325	×	×	×	×	2.8											
	0327	1	0327	2.3	+0.1	−0.0	−0.4	2.4											
	0356	3	0356	×	+2.6	+0.7	−5.0	フリキリ	2	0356	7.8	×	×	×	35(0.8s)	0	4.0	6.2×10^{17}	
			0359	2.5	×	×	×	1.5											
	0439	1	0439	2.6	+0.2	−0.2	−1.2	5.5											
			0455	2.5	×	×	×	2.8											
			0458	2.5	×	×	×	4.5											
	0459	1	0459	2.2	+0.4	−0.4	−1.3	9.3											
	0503	1	0503	2.3	+0.2	−0.2	−0.4	3.3											

			0507	2.5	+0.3	−0.1	−1.2		4.2								
	0514	1	0514	2.2	+0.7	+0.1	−1.2		5.1								
			0552	2.5	+0.2	+0.1	−0.5		4.2								
			0554	2.5	+0.2	+0.1	−0.5		3.3								
	0555	1	0555	×	+0.1	−0.2	−0.4		3.0								
			1619	2.5	+0.7	−0.0	−0.2		9.8								
	0631	1	0631	×	+0.4	−0.2	−0.3		3.4								
	0722	1	0722	2.5	−0.2	+0.2	+0.3		8.4								
	0729	1	0729	2.3	+0.1	+0.2	−0.2		5.8								
	0742	1	0742	×	+0.3	+0.1	−0.7		3.8								
	0745	1	0745	2.6	+0.6	+0.2	−1.7		11.7	1							
	0752	1	0752	×	×	×	×		2.8								
	0759	2	0759	2.0	+0.5	−0.1	−1.8		5.9								
			0916	2.3	+0.2	+0.1	−0.3		8.4								
	0919	2	0919	2.1	+1.3	+0.3	−2.7		8.9								
	0953	1	0952	2.1	+0.9	−0.2	−2.6		10.0	1							
	1017	1	1017	×	+0.1	−0.1	−0.4		3.4								
	1026	1	1026	2.3	+0.2	−0.1	−0.6		3.6								
	1034	1	1034	2.7	+0.3	−0.1	−0.7		9.6								
	1109	1	1109	2.3	×	×	×		4.5								
			1211	2.4	×	×	×		2.5								
	1257	1	1257	2.1	+0.6	+0.6	−1.3		9.3								
	1318	2	1317	2.4	−0.2	+0.1	+0.3		16.0								
	1321	3	1321	2.2	+0.2	+0.1	−0.5	フリキリ		1	1321	8.2	×	×	+6	32(0.8^s)	0	3.9	4.2×10^{17}
	1322	2	1322	×	×	×	×		14.8								
	1324	2	1324	2.2	−0.4	+0.2	+0.7		15.8								
	1330	2	1330	2.4	−0.2	+0.1	+0.3		16.0								
	1440	2	1440	2.7	+0.5	+0.1	−1.4		14.0	1							
			1523	2.7	+0.3	−0.1	+0.8		12.6								
			1551	2.4	×	×	×		2.8								
	1628	2	1628	2.5	×	×	×		5.0								
	1646	3	1646	2.5	−1.8	+0.4	+3.5		13.6	1	1646	8.8	×	×	+1	9(0.8^s)	0	3.4	8.0×10^{16}
			1715	2.6	−0.2	−0.2	+0.6		3.2								
	1812	1	1812	2.6	−0.4	−0.0	+0.6		2.5								
	1823	1	1823	2.6	−0.1	+0.1	+0.5		2.2								
	1912	1	1912	×	×	×	×		3.2								
	1937	1	1937	2.6	+0.2	−0.0	+0.3		3.4								
	2033	1	2033	2.6	−0.3	+0.0	+0.5		7.4								
	2056	2	2056	2.6	×	×	+0.1		4.2								
	2129	1	2129	2.7	−0.1	+0.0	+0.2		3.2								
			2210	2.7	×	×	+0.2		2.8								
	2241	1	2241	×	×	×	0.2		7.0								
			2315	2.3	−0.1	+0.1	+0.2		4.6								
	2316	1	2316	×	×	×	×		2.5								
3.26	0233	2	0233	×	+1.3	+0.1	+0.5		13.7	1	0233	8.2	×	×	×	8(0.6^s)	0	3.3	5.1×10^{16}
	0534	1	0534	×	×	×	+0.4		2.3								
			0824	2.6	×	×	+0.1		1.7								

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
3.26	0907	1	0907	2.7	−0.1	+0.1	+0.4	5.3											
	1037	1	1037	2.4	×	+0.0	+0.1	1.9											
			1224	2.8	+0.2	+0.0	+0.5	6.9											
			1351	2.6	×	+0.0	+0.1	1.9											
			1410	2.5	×	×	+0.1	2.0											
			1417	2.6	−0.1	+0.0	+0.1	3.6											
			1428	2.5	−0.2	+0.2	+0.4	2.5											
	1501	2	1501	2.7	−0.5	−0.2	+1.1	8.4											
	1545	1	1545	2.6	×	−0.0	−0.1	1.6											
	1750	1	1750	2.7	×	×	−0.2	1.6											
	1850	1	1850	2.4	−0.2	+0.0	+0.2	2.8											
	1853	2	1853	2.5	+0.2	−0.1	−0.3	8.2											
	1915	2	1915	×	×	×	×	2.3											
	2149	2	2149	2.3	−0.3	+0.4	+1.6	12.1											
	2206	3	2206	×	−3.8	+0.6	+5.6	フリキリ	1	2206	8.6	×	×	×	23(0.8^{s})	0	3.8	3.0×10^{17}	
	2303	2	2303	2.7	−0.2	−0.1	+0.5	6.2											
	2305	2	2305	2.7	−0.3	−0.1	+0.9	5.8											
3.27	0012	1	0012	×	−0.1	+0.1	+0.1	2.2											
	0023	2	0023	2.7	−0.1	+0.1	+0.6	5.2											
	0141	2	0141	2.8	−0.1	+0.1	+0.7	1.9											
	0239	1								0239	×	×	×	+ 2	12(0.8^{s})	0	3.5	1.1×10^{17}	
	0244	1	0244	2.7	−0.9	+0.2	+4.4	フリキリ	1										
	0248	1	0248	×	×	×	+0.1	2.7											
	0356	1	0356	×	×	×	×	1.4											
	0450	1	0450	2.7	×	×	×	3.5											
			0553	2.7	×	×	+0.1	2.0											
			0746	2.4	×	×	+0.0	1.2											
			1020	2.0	×	×	+0.2	3.0											
	1100	2	1100	2.7	−0.3	×	+0.7	4.4											
	1447	2	1447	2.4	+0.2	−0.1	−0.4	15.4	1										
	1712	1	1712	2.6	−0.3	+0.1	+0.6	7.3											
			1739	2.7	×	×	+0.1	2.7											
			1956	2.7	−0.2	+0.0	+0.3	4.5											
	1957	1	1957	2.7	×	+0.1	+0.2	2.0											
	2224	2	2224	×	−0.1	+0.1	+0.3	1.0											
	2329	1	2329	2.6	−0.1	×	+0.1	2.9											
3.28	0253	1	0253	2.7	×	+0.0	×	2.1											
			0747	2.5	×	×	+0.1	1.1											
	0850	1	0850	2.6	×	×	+0.3	2.6											
			0911	2.3	+0.4	+0.0	−0.9	15.5	1										
	1000	1	1000	2.7	×	×	+0.1	2.5											

	1201	1	1201	2.8	−0.3	×	+0.7	7.3											
			1313	2.7	×	×	+0.2	1.7											
	1551	3	1551	×	×	×	×	フリキリ	2	1551	7.4	×	×	+ 2	113(1.0^{s})	0	4.5	3.4×10^{18}	市内一部有感
	1614	2	1614	2.3	−1.8	−0.3	+3.0	13.3	1	1614	×	×	×	×	11(1.0^{s})	0	3.5	1.1×10^{17}	
	1615	1	1615	2.3	×	×	+0.4	3.0											
	1758	3	1758	×	−4.2	+0.2	+0.9	フリキリ	1										
			1805	2.5	−0.2	+0.1	+0.5	2.8											
	1925	1	1925	2.6	×	×	+0.4	4.7	0	1928	×	×	×	+ 3	28(1.0^{s})	0	3.9	4.2×10^{17}	
	1953	1	1953	2.5	×	×	−0.2	2.4											
			2326	2.5	×	×	−0.1	2.1											
3.29	0419	2	0419	2.6	−0.4	−0.1	+0.9	5.1											
			0714	2.5	−0.2	−0.1	+0.2	1.6											
			0917	2.4	−0.0	+0.1	+0.3	2.5											
	1128	1	1128	2.6	−0.4	+0.3	+0.8	5.5											
			1522	2.7	−0.1	+0.1	+0.2	2.0											
	1713	1	1713	2.5	−0.1	+0.0	+0.1	1.3											
	1847	1	1847	×	×	×	×	3.2											
			2137	2.7	×	×	×	3.5											
3.30	0032	2	0032	2.6	×	+1.0	+0.6	14.0	1	0032	8.3	×	×	×	12(0.8^{s})	0	3.5	1.1×10^{17}	
	0504	1	0504	2.6	+0.1	+0.1	+0.2	1.2											
	0652	2	0652	2.5	−1.5	−0.6	+3.2	12.8	1	0652	×	×	×	×	5(0.6^{s})	0	3.1	2.6×10^{16}	
			0709	2.5	−0.1	+0.2	+0.2	2.1											
			0842	2.4	−0.2	+0.1	+0.2	2.4											
	1222	2	1222	2.4	−1.5	+0.2	+2.5	16.3	2	1222	×	×	×	×	14(0.8^{s})	0	3.6	1.5×10^{17}	
			1225	2.3	−0.2	+0.0	+0.2	2.4											
	1300	1	1300	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	2.3											
	1447	1	1447	2.5	−0.2	+0.0	+0.2	1.0											
	2022	1	2022	2.5	−0.2	+0.1	+0.4	6.0											
	2036	2	2036	2.7	−0.2	+0.2	+0.5	4.4											
	2150	1	2150	×	×	×	×	1.2											
			2214	2.3	−0.1	+0.1	+0.2	1.0											
	2323	1	2323	2.3	−0.1	+0.0	+0.2	1.2											
3.31	0149	1	0149	2.3	−0.1	+0.1	+0.2	2.8											
	0615	2	0615	2.3	−5.3	+0.2	+0.6	4.1											
			0647	2.5	−0.1	×	+0.1	0.6											
			0832	2.1	×	+0.1	+0.1	0.9											
			0842	2.0	−0.1	−0.1	+0.2	4.4											
			0905	1.9	×	×	+0.1	1.6											
			1044	1.9	×	×	+0.0	0.8											
	1050	1	1050	2.6	+0.1	×	+0.2	0.7											
			1116	2.1	×	×	+0.1	0.6											
	1436	1	1436	2.2	−0.1	+0.1	+0.1	1.0											
	2330	1	2330	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	1.9											
	2357	1	2357	2.7	−0.1	+0.0	+0.2	1.3											

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾 μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
4. 1	0235	2	0235	2.7	−0.1	−0.1	+0.6	4.2											
	0350	1	0350	2.6	−0.1	+0.0	+0.2	1.1											
	0532	2	0532	2.2	−0.3	−0.0	+0.6	4.4											
	0541	2	0541	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	1.6											
	0747	1	0747	0.5	−0.1	×	+0.3	4.3											
			0747	2.5	×	×	−0.1	2.8											
	0830	1	0830	2.5	−0.1	−0.0	+0.3	1.9											
	1256	1	1256	2.5	+0.2	×	−0.6	11.3											
	1748	1	1748	×	×	×	×	1.0											
	1751	2	1751	×	+0.4	×	+3.8	7.3											
	1801	1	1801	2.6	−0.1	×	+0.3	2.2											
	1901	1	1901	×	×	×	×	1.0											
	2307	1	2307	2.5	+0.1	×	+0.1	0.8											
4. 2	0011	1	0011	2.5	−0.1	×	+0.2	1.8											
	0154	1	0154	×	×	×	×	0.4											
	0339	1	0339	2.6	−0.0	×	+0.2	3.1											
	0419	1	0419	×	×	×	×	0.6											
	0922	1	0922	×	×	×	×	1.0											
			1134	2.5	+0.0	×	+0.1	1.9											
			1136	2.6	−0.1	×	+0.1	1.2											
	1139	2	1139	2.7	−0.1	×	+0.3	3.9											
			1208	1.0	×	×	×	1.0											
			1344	2.7	−0.0	×	+0.1	0.9											
	1349	1	1349	2.7	−0.4	×	+0.1	1.2											
	2337	1	2337	×	×	×	×	1.0											
4. 3	0132	1	0132	×	−0.2	−0.1	+0.5	2.7											
	0333	2	0333	×	×	×	×	2.9											
	0357	1	0357	×	×	×	×	0.7											
	0818	1	0818	2.8	−0.4	−0.1	×	12.7	1										
4. 3			1144	2.5	−0.0	×	+0.1	1.1											
			1259	2.5	−0.0	+0.2	+0.3	1.2											
			1300	2.5	+0.0	×	+0.1	1.4											
			1700	2.5	×	+0.0	+0.1	0.7											
	1707	1	1707	2.5	−0.3	+0.0	+0.7	4.2											
	1708	1	1708	2.4	−0.1	×	+0.2	7.0											
	1720	1	1720	2.3	+0.0	−0.0	−0.1	6.3											
			1906	2.5	×	×	−0.0	2.0											
			2027	1.8	−0.1	−0.2	+0.2	3.6											
			2333	1.9	−0.1	+0.1	+0.3	5.0											
			2336	1.8	−0.0	−0.0	+0.1	1.9											

4. 4			0340	2.0	−0.4	+0.5	+1.7		15.8									
	0427	2	0427	2.5	−0.1	+0.0	+0.4		2.0									
			0742	2.4	−0.1	−0.0	+0.3		1.5									
	1053	1	1053	2.4	+0.2	+0.2	+0.2		6.0									
	1318	2	1318	2.0	−0.6	−0.1	+1.0		5.7									
			1351	2.6	−0.1	+0.1	+0.5		1.8									
	1429	1	1429	2.6	−0.2	+0.8	+0.6		8.2									
			1630	1.8	−0.1	+0.0	+0.3		17.4									
			1828	2.0	×	×	×		4.4									
	2111	1	2111	2.0	−0.7	−0.1	+1.2		4.9	0	2111	×	×	×	×	5(0.8^s)	0	3.1	2.6×10^{16}
4. 5	0059	2	0059	2.3	−0.5	+0.1	+0.8		9.2		0100	×	×	×	×	6(1.0^s)	0	3.2	3.8×10^{16}
	0147	2	0147	2.5	×	×	×		8.6	1									
	0222	2	0222	×	−5.1	−0.0	+5.2	フリキリ		2	0222	×	×	×	−3	49(0.8^s)	0	4.1	8.3×10^{17}
	0227	1	0227	2.3	−0.4	−0.2	+0.4		2.3										
	0429	2	0429	2.3	−0.2	+0.0	−0.2		4.6										
	0430	1	0430	2.0	−1.6	−1.0	−3.3	フリキリ		2	0430	×	×	+6	+1.3	18(0.8^s)	0	3.7	2.1×10^{17}
	0547	2	0547	2.5	−0.5	−0.1	+0.8		7.8	2									
	0638	2	0638	2.0	+0.9	−0.3	−1.1	フリキリ		2	0638	×	×	×	+4	9(0.8^s)	0	3.4	8.0×10^{16}
	0750	1									0750	×	×	×	×	20(0.8^s)	0	3.7	2.1×10^{17}
	0757	2	0757	2.2	−4.2	+0.5	フリキリ	フリキリ		0	0757	×	×	×	−3	34(0.8^s)	0	3.9	4.2×10^{17}
	0801	2	0801	2.3	−0.6	+0.3	+1.1		6.0										
	0834	2	0834	2.0	+0.1	−0.1	−0.3	フリキリ		1									
			0900	2.0	+0.1	+0.1	−0.1		2.3										
	0930	1	0930	2.0	+0.1	+0.1	+0.3		6.6										
	1217	2	1217	2.3	−2.1	−0.1	+2.9	フリキリ		2	1217	×	×	×	2	25(0.8^s)	0	3.8	3.0×10^{17}
	1303	1	1303	2.0	−0.3	−0.1	+0.5		8.6	0	1303	×	×	×	×	8(0.8^s)	0	3.3	5.1×10^{16}
			1358	2.3	−0.1	+0.1	+0.3		2.5										
	1452	2	1452	2.2	−0.3	+0.1	+0.4		5.4										
	1606	1	1606	2.6	−0.1	−0.0	+0.4		2.2										
	1639	1	1639	2.0	−0.3	−0.1	+0.8		3.3										
	1639	2	1639	2.1	×	×	+1.5		14.1	2	1639	×	×	×	×	5(0.8^s)	0	3.1	2.6×10^{16}
	1639	1	1639	2.2	×	×	+3.0		14.4	2									
	1751	1	1751	2.7	−0.1	+0.0	+0.3		5.9										
	2048	1	2048	2.4	−0.1	+0.0	+0.2		3.3										
			2104	2.2	−0.0	+0.0	+0.2		2.0										
	2317	1	2317	2.7	−0.4	+0.3	+1.9		16.0										
4. 6	0020	1	0020	2.0	×	×	×		8.4										
	0042	2	0042	2.4	−0.3	−0.0	+2.5		4.2										
											0349	9.0	×	×	×	13(0.8^s)		3.5	1.1×10^{17}
											0350	8.6	×	×	×	16(0.8^s)	0	3.6	1.5×10^{17}
			0859	2.5	−0.0	+0.0	+0.1		1.6								0		
			0935	2.5	−0.3	−0.1	+0.5		4.0										
											1701	9.4	×	×	×	14(0.8^s)		3.6	1.5×10^{17}
											1716	9.3	×	×	+2	22(0.8^s)	0	3.8	3.0×10^{17}
	1833	1	1833	1.8	−0.2	+0.2	+1.0		6.6								0		
	1915	2	1915	2.5	−1.2	−0.6	+3.6	フリキリ		2	1915	7.8	×	×	×	8(0.8^s)	0	3.3	5.1×10^{16}

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾 μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
4. 6	1940	2	1940	2.5	−0.3	−0.1	−0.8	9.0											
	2053	1	2053	2.3	+0.0	−0.0	−0.1	2.0											
	2304	1	2304	2.5	−0.0	−0.1	+0.4	2.8											
			2311	2.8	×	×	×	2.3											
4. 7	0149	2	0149	2.4	+0.2	−0.5	−0.1	フリキリ	2	0149	7.4	×	×	×	13(0.8^s)	0	3.5	1.1×10^{17}	
	0150	1	0150	2.5	−0.8	+0.5	+1.0	6.7											
	0520	2	0520	×	−0.4	−0.1	+0.8	3.0											
	0521	2	0521	×	−0.4	+0.2	+0.6	3.5											
			0658	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	1.5											
			0704	0.9	+0.0	×	×	2.0											
	0717	2	0717	2.5	−3.1	×	+4.4	フリキリ	0	0717	7.8	×	×	+5	28(0.8^s)	0	3.9	4.2×10^{17}	
	0718	1	0718	×	×	×	×	フリキリ											
			0758	2.7	×	×	×	2.6											
	1410	1	1410	×	−0.2	+0.1	+0.4	1.6											
	1437	1	1437	2.5	−0.1	×	+0.2	2.0											
			1501	2.5	×	×	+1.9	12.2	1										
	1527	1	1527	2.5	−1.2	+0.1	+2.0	10.1	1	1528	×	×	×	×	6(0.8^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	1614	1	1614	2.5	−0.5	−0.3	+1.6	9.5											
	1911	1	1911	2.6	−0.2	×	+0.3	3.2											
	2004	1	2004	2.9	−0.1	×	+0.2	2.0											
	2012	1	2012	2.9	−0.1	×	+0.1	2.2											
	2324	2	2323	2.9	−1.3	+0.2	+2.8	12.6	1	2323	8.2	×	×	×	7(0.8^s)	0	3.3	5.1×10^{16}	
4. 8	0211	1	0211	2.5	−0.5	−0.1	+0.8	11.3											
			0212	2.3	×	×	×	4.4											
	0225	2	0225	2.5	−0.9	×	+1.2	フリキリ	1	0225	8.0	×	×	+2	17(0.8^s)	0	3.6	1.5×10^{17}	
	0232	1	0232	2.9	−0.3	+0.0	+0.6	8.6											
	0240	2	0240	2.8	−0.2	×	+0.3	6.2											
	0409	2	0409	×	−0.4	×	+1.0	8.2											
	0726	2	0726	2.6	+0.1	−0.0	−0.2	3.2											
	0941	2	0941	2.5	+0.2	−0.1	−0.4	9.0											
	1724	1	1724	2.5	−0.1	+0.1	+0.2	2.0											
			2048	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	0.7											
			2051	2.5	−0.1	+0.1	+0.3	1.3											
4. 9	0246	1	0246	×	×	×	+0.4	1.2											
			0458	2.6	−0.1	×	+0.2	1.2											
	0546	2	0546	×	−0.3	+0.0	+0.6	7.2											
			0942	2.5	×	+0.1	+0.6	5.7											
			1106	2.2	×	×	+0.2	4.5											
	1303	1	1303	×	−0.2	−0.0	+0.4	1.3											
	1841	1	1841	2.8	×	×	+0.2	1.5											

			2005	2.1	×	×	+0.1	6.4	
			2032	2.6	×	×	+0.1	0.5	
4.10	0039	1	0039	2.6	×	×	+0.2	2.9	
	0208	1	0208	2.6	−0.1	×	+0.2	1.6	
	0226	1	0226	2.6	×	×	+0.1	1.1	
			1231	2.4	−0.1	+0.1	+0.4	4.6	
	1629	1	1629	2.5	−0.1	+0.0	+0.1	1.9	
	2047	1	2047	2.5	−0.0	+0.1	+0.6	8.1	
	2134	1	2134	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	10.6	
4.11	0030	1	0030	2.5	−0.0	−0.1	+0.1	1.1	
	0205	1	0205	2.3	−0.1	+0.0	+0.3	1.6	
	0226	1	0226	2.4	×	×	×	1.4	
	0704	1	0704	2.1	−0.1	+0.1	+0.9	4.1	
			1054	1.9	×	×	+0.1	6.3	
	2031	1	2031	2.5	−0.2	+0.2	+0.2	0.9	
			2154	2.2	−0.1	+0.1	+0.2	1.0	
4.12	0154	1	0154	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.6	
			0248	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	0.7	
	0428	1	0428	×	−0.1	+0.1	+0.3	1.1	
			0935	2.1	×	×	×	3.0	
			1020	2.1	×	×	+0.2	1.3	
			1656	2.4	×	+0.0	+0.1	1.3	
4.13	0623	2	0623	2.5	−0.7	−0.3	+1.6	13.4	1
	1013	1	1013	×	×	×	×	3.1	
	1021	1	1023	×	−0.1	+0.1	+0.2	1.2	
	1632	1	1632	2.4	−0.4	−0.1	+0.7	5.4	
			1928	2.7	−0.1	+0.0	+0.1	1.4	
			1934	2.4	−0.1	×	+0.1	1.1	
	2000	1	2000	2.6	−0.0	+0.1	+0.1	2.1	
4.14	0131	1	0131	×	×	×	+0.1	1.2	
	0523	1	0523	2.9	−0.1	+0.0	+0.3	1.0	
	0627	1	0627	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.3	
	1050	1	1049	2.5	+0.1	+0.0	+0.1	2.4	
			1125	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	1.5	
			1307	2.4	+0.0	×	+0.0	3.8	
	1615	1	1615	×	−0.0	×	+0.1	0.8	
			1953	2.5	−0.0	×	+0.0	3.3	
			2059	2.7	−0.0	−0.0	+0.2	1.0	
	2400	2	2400	2.7	−1.3	+1.4	+4.3	17.5	1
4.15	0038	1	0038	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.3	
	0407	1	0407	×	×	×	×	0.5	
	0708	1	0708	2.3	−0.0	+0.1	+0.1	1.1	

月日	飯野警察署京町派出所 発震時分	震度	鹿児島地方気象台霧島火山観測所 発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	宮崎地方気象台 発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
4.15	1117	2	1117	2.2	−3.8	+0.7	+5.0	13.9	0	1117	×	×	×	×	26(0.8^s)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	1119	3	1119	×	−0.2	+0.1	+0.4	14.6	2	1120	×	×	×	×	35(0.8^s)	0	3.9	4.2×10^{17}	
	1130	1	1130	2.4	−0.1	+0.0	+0.2	1.7											
	1416	2	1416	2.4	−0.2	−0.1	+0.7	8.9	1										
	1607	2	1607	2.4	−1.2	−0.2	+2.1	13.5	2										
	1608	1	1608	×	×	×	×	6.5	1										
	1608	1	1608	×	×	×	×	10.2											
	1927	2	1927	2.4	−0.2	−0.1	+0.4	6.8											
	2300	1	2300	2.5	−0.1	−0.0	+0.2	5.6											
	2300	1	2300	×	×	×	×	2.6											
4.16			0234	2.0	−0.0	−0.1	+0.1	0.7											
	0421	1	0421	2.4	+0.1	−0.0	−0.1	1.8											
	0714	1	0714	2.1	×	×	×	1.8											
	0749	1	0749	2.3	−0.1	+0.0	−0.0	3.0											
	0945	1	0945	2.5	+0.2	+0.0	−0.4	12.4											
	1028	1	1028	2.4	−0.1	−0.0	+0.1	1.9											
	1032	1	1032	2.4	+0.5	+0.0	+0.1	13.0											
	1546	1	1546	2.3	−0.1	−0.0	+0.2	1.6											
			2059	2.3	−0.0	+0.0	+0.2	1.4											
4.17			1158	2.3	+0.1	+0.0	−0.1	6.4											
	2034	1	2034	2.1	+0.0	+0.0	+0.0	3.0											
	2255	1	2254	2.0	+0.1	+0.6	+2.0	フリキリ	2										
4.18	0014	2	0014	×	+0.3	+1.9	+4.4	12.4											
	0223	2	0223	2.5	−0.2	−0.0	+0.3	3.4											
	1530	1	1530	2.5	−0.1	−0.0	+0.2	2.3											
	1752	1	1752	2.5	−0.1	+0.1	+0.7	3.4											
			1808	2.3	×	×	×	1.8											
4.19																			
4.20	0243	1	0243	2.9	×	×	+0.1	0.5											
	0503	2	0503	2.4	−0.1	−0.0	+0.3	2.5											
	0503	3	0503	2.3	−2.7	×	+2.5	フリキリ	2	0503	×	×	×	+5	22(0.8^s)	0	3.7	2.1×10^{17}	
	0504	2	0504	×	×	×	×	14.0	1										
	0505	1	0505	×	×	×	+0.3	1.6											
	0507	1	0507	×	×	×	+0.2	1.3											
	0509	1	0509	2.3	−1.0	+0.0	+1.1	11.8	1	0509	×	×	×	×	6(0.8^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	0513	1	0513	2.4	×	×	−0.1	5.3											
	1212	3	1212	2.5	−1.3	+0.4	+3.5	フリキリ	1	1212	×	×	×	×	6(0.8^s)	0	3.2	3.8×10^{16}	
	1513	2	1513	2.5	−2.3	+1.5	+5.1	フリキリ	1	1513	×	×	×	×	11(0.8^s)	0	3.4	8.0×10^{16}	

	1514	1	1514	×	×	×	+0.7	4.4		
			1524	2.7	−0.1	+0.2	+0.2	2.0		
			1552	2.7	×	×	+0.2	1.4		
			1619	2.5	×	×	+0.0	2.1		
			1752	×	×	×	×	1.9		
	2047	3	2047	2.5	−0.1	×	+0.3	7.5		
	2309	1	2309	2.9	×	×	+2.1	2.6		
4.21			0211	2.4	×	×	+0.0	0.6		
	0559	2	0559	2.4	+0.4	+0.2	−1.2	フリキリ	1	
	0626	2	0626	2.5	+0.3	+0.0	−1.0	フリキリ	1	
	1218	1	1218	2.5	−0.0	×	+0.1	0.9		
			1913	2.5	×	×	+0.1	0.3		
			2015	2.5	×	×	+0.1	0.2		
	2115	1	2115	2.6	×	×	+0.2	2.3		
4.22	0103	1	0103	2.5	−0.1	×	+0.2	1.0		
	0106	1	0106	×	×	×	+0.2	1.1		
	0131	2	0131	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	4.0		
	0234	1	0234	2.9	−0.2	×	+0.4	2.3		
	1308	1	1308	2.6	−0.1	+0.1	+0.5	7.2		
4.23	0149	1	0149	2.7	×	×	×	0.9		
			0303	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	1.2		
			0531	2.0	−0.0	+0.0	+0.2	2.3		
	1912	1	1912	×	−0.1	+0.0	+0.2	0.7		
			1954	1.9	×	+0.0	+0.2	1.1		
			2131	2.4	×	×	+0.0	0.9		
	2132	1	2132	×	×	×	×	1.4		
4.24	0031	1	0031	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	1.7		
			0453	1.9	−0.0	+0.0	+0.1	1.0		
	1219	1	1219	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	0.7		
	2143	2	2143	2.5	−0.0	×	+0.1	3.0		
			2253	2.6	−0.0	−0.0	+0.1	1.8		
	2300	1	2300	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	1.6		
			2345	2.7	−0.0	×	+0.1	0.9		
4.25	0028	1	0028	2.5	×	×	×	1.2		
			0707	2.7	×	×	×	0.6		
			1645	2.2	×	×	−0.1	2.0		
			1827	2.8	−0.1	+0.1	+0.3	2.2		
			1951	2.5	−0.0	×	+0.2	0.8		
	2002	2	2002	2.2	+0.1	−0.1	×	13.0		
	2003	2	2003	2.5	+0.2	+0.0	−0.3	11.2		
4.26										

月日	飯野警察署		鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
	京町派出所				初動							初動							
	発震時分	震度	発震時分	P～S	N	E	U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	N	E	U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
4.27			0340	2.3	+0.1	×	−0.2	3.8											
			0549	2.4	×	×	+0.0	0.5											
			1429	2.0	×	−0.0	+0.0	0.9											
			1637	2.7	−0.0	×	×	1.4											
			1905	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	0.6											
			2246	2.4	−0.0	+0.0	+0.2	3.4											
4.28	1547	2	1547	2.5	−0.2	+0.1	+1.3	4.7											
	2329	1	2329	2.5	−0.0	−0.0	+0.2	1.2											
4.29	0227	1	0227	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	3.6											
			0706	2.5	+0.1	−0.0	+0.2	0.9											
	0735	1	0735	×	−0.1	×	+0.3	1.1											
			0930	2.2	−0.1	×	+0.0	9.4											
			2207	2.5	×	+0.0	+0.1	0.3											
5. 1			0528	2.7	−0.0	−0.0	+0.0	0.5											
			0951	2.2	−0.4	−0.1	+0.6	7.0											
			1009	2.5	−0.1	−0.0	+0.3	1.3											
	2056	2	2056	2.0	×	×	+2.2	14.8	0	2056	7.9	×	×	+1	14(1.0^{s})	0	3.6	1.5×10^{17}	
			2144	2.8	−0.1	+0.0	+0.1	2.4											
			2146	2.8	−0.2	−0.1	+0.5	4.9											
	2154	3	2154	2.2	−5.0	+0.7	フリキリ	フリキリ	2	2154	7.6	×	+1.2	+1.3	172(0.8^{s})	1	4.7	7×10^{18}	
	2200	1	2200	2.8	−0.4	+0.3	+0.8	5.6											
	2204	1	2204	2.8	−0.1	−0.0	+0.2	1.5											
	2208	1	2208	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	2.2											
	2208	1	2208	2.6	−0.2	+0.2	+0.5	10.3											
	2213	1	2213	2.8	−0.2	−0.1	+0.6	5.7											
	2236	1	2236	2.9	−0.1	+0.0	+0.2	1.6											
	2246	1	2246	2.7	−0.1	+0.0	+0.4	5.6											
	2308	1	2308	2.9	−0.0	+0.1	+0.1	2.2											
5. 2	0042	2	0042	2.7	−0.2	−0.1	+0.5	10.0											
	0950	2	0950	3.0	−0.2	×	+0.6	4.0											
			1252	2.3	×	+0.0	+0.1	1.1											
			1841	2.8	−0.1	−0.1	+0.3	2.3											
5. 3	0017	3	0017	2.4	−0.7	−0.3	+1.3	フリキリ	2	0018	8.0	×	×	+7	12(0.8^{s})	0	3.5	1.1×10^{17}	
	0037	1	0037	2.4	+0.3	−0.1	−0.8	15.5	1										
	0101	1	0101	2.1	−0.1	−0.1	+0.1	2.0											
	0121	1	0121	2.4	+0.1	−0.0	−0.2	2.3											
	0141	1	0141	2.8	−0.2	−0.1	+0.6	5.2											
	0152	1	0150	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	2.8											

	0154	1	0154	2.2	+0.1	−0.1	−0.1	5.0										
	0750	2	0750	×	+1.0	−0.3	−1.4	フリキリ	1	0751	8.2	×	+6	+8	20(0.8)	0	3.7	2.1×10^{17}
			1105	2.5	+0.1	+0.0	−0.2	1.9										
	1116	1	1116	2.0	×	−0.0	−0.0	2.0										
	1148	1	1148	2.3	×	×	×	2.0										
	1647	1	1647	2.1	+0.6	+2.2	+4.8	17.5	1									
	1911	2	1911	2.5	−0.4	−0.1	+0.9	4.0	1									
			1921	1.9	−0.1	+0.1	+0.4	5.8										
5. 4	0025	1	0025	×	×	×	−0.0	3.6										
			0235	1.5	−0.1	+0.1	+0.2	1.2										
	0355	1	0355	×	−0.2	+0.1	+0.8	1.5										
	0437	2	0437	2.5	−0.6	−0.1	+1.0	13.2	1	0437	×	×	×	×	7(0.8[s])	0	3.3	5.2×10^{16}
			0607	2.4	×	+0.0	+0.1	0.8										
			0608	2.4	×	+0.0	+0.1	0.8										
			0757	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	1.0										
			1129	2.4	×	×	×	0.4										
	1737	1	1737	2.5	+0.1	−0.1	−0.1	10.9	1									
			1824	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.7										
			2243	2.5	×	×	−0.1	2.5										
	2318	1	2318	2.4	−0.1	×	+0.1	1.8										
5. 5	0446	1	0446	×	×	×	×	1.2										
	0446	1	0446	2.5	−0.1	×	+0.1	3.1										
			2128	2.3	−0.8	−0.2	+1.4	13.2	1									
	2345	1	2345	×	−0.1	×	+0.2	0.6										
5. 6	0818	1	0818	2.6	−0.0	+0.1	+0.1	2.4										
	1036	1	1036	2.3	−0.1	+0.1	+0.3	1.7										
	1247	1	1247	2.7	×	×	+0.1	0.7										
	2346	1	2346	×	×	×	×	0.3										
5. 7	0502	1	0502	×	×	×	×	0.7										
			2156	2.7	−0.1	−0.0	+0.4	2.4										
5. 8			0317	0.5	−0.2	−0.1	+0.3	5.9										
	1919	1	1919	×	×	×	×	0.6										
5. 9			0846	2.4	−0.1	−0.0	+0.3	0.8										
	1213	1	1213	2.8	×	×	+0.1	1.5										
5.10	0724	1	0724	2.2	−0.0	+0.0	+0.1	1.4										
			0802	2.6	−0.0	−0.0	+0.2	2.3										
	1343	1	1343	×	×	×	×	1.0										
	2011	1	2011	×	×	×	×	0.3										
5.11			0445	2.2	×	×	+0.1	1.6										
	1026	1	1026	2.6	−0.0	+0.0	+0.2	2.3										

月日	飯野京町警察署派出所		鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾 μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
5.11	2040	1	2040	×	×	×	×	0.1											
5.12			0024	2.0	−0.1	+0.0	+0.3	2.7											
			0843	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	1.1											
			1141	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	1.2											
			1514	1.9	+0.4	+0.4	−1.4	7.5											
5.13	1324	1	1324	2.9	−0.1	−0.0	+0.3	3.2											
5.14	0513	2	0513	×	×	×	×	0.9											
			0935	2.1	−0.0	+0.0	+0.1	1.8											
	1111	1	1111	2.4	−0.1	+0.0	+0.2	4.8											
	2214	1	2214	×	×	×	×	0.6											
5.15	0017	1	0017	×	−0.0	+0.0	+0.1	2.5											
	0020	1	0020	×	×	×	×	0.2											
	0612	2	0612	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	9.4											
			0650	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	0.8											
	0658	1	0658	×	×	×	×	0.1											
			1246	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.9											
	1247	1	1247	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	1.1											
	1257	1	1257	2.5	−0.0	−0.0	+0.2	2.2											
			1341	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	0.5											
	2236	1	2236	×	×	×	×	0.1											
5.16	0700	2	0700	2.6	−0.3	+0.3	+1.4	8.0											
			1005	2.6	−0.2	−0.1	+0.3	2.1											
	2124	1	2123	×	×	×	×	1.9											
	2302	2	2301	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	1.8											
5.17	0008	1	0008	2.5	−0.0	+0.0	+0.0	0.3											
			1541	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	2.9											
	1713	1	1713	×	×	×	×	0.5											
5.18	0040	1	0040	2.4	−0.0	+0.1	+0.1	1.0											
	1911	2	1911	2.5	−0.2	+0.0	+0.6	3.8											
	2104	2	2104	×	×	×	×	1.8											
	2120	1	2120	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	1.8											
			2145	2.5	−0.0	+0.0	+0.0	0.4											
			2316	2.5	−0.0	+0.0	+0.0	0.8											
5.19	2034	1	2034	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	1.6											

5.20	0124	1	0124	×	×	×	×	0.4	
	0146	2	0146	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	0.9	
	0149	2	0149	×	×	×	×	0.6	
	0149	2	0149	×	×	×	×	0.7	
	0151	1	0151	×	×	×	×	0.1	
			1106	2.3	+0.1	+0.0	+0.2	4.1	1
5.21	0015	1	0015	×	×	×	×	0.3	
	2345	1	2345	×	×	×	×	0.1	
5.22			0453	2.6	−0.2	+0.1	+0.8	7.8	
	1710	1	1710	×	×	×	×	0.9	
			2029	2.6	−0.1	+0.2	+0.7	3.4	
	2125	2	2125	×	×	×	×	0.3	
5.23			0401	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	0.2	
	2104	2	2104	×	×	×	×	0.8	
	2104	1	2104	×	×	×	×	0.1	
	2309	1	2309	2.5	−0.3	+0.1	+1.1	2.3	
	2314	1	2314	×	−0.1	+0.0	+0.6	0.9	
5.24	0722	1	0722	2.3	−0.0	−0.0	+0.1	1.0	
	1727	1	1727	2.5	−0.0	+0.1	+0.2	0.9	
			1938	2.5	−0.0	+0.1	+0.2	0.5	
5.25	2305	2	2305	2.6	−0.2	−0.1	+0.5	1.5	
5.26			0127	2.5	−0.1	−0.1	+0.3	1.1	
	0738	1	0739	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	1.8	
			0803	2.5	−0.0	×	+0.1	1.7	
	2234	1	2234	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	2.0	
	2309	1	2309	2.2	−0.1	+0.1	+0.1	0.9	
5.27	1417	1	1417	2.7	−0.0	−0.0	+0.1	1.1	
5.28	0012	2	0012	2.3	−0.8	−0.3	+2.0	9.2	
	0137	1	0137	×	×	×	×	0.2	
			0436	2.5	−0.0	−0.0	+0.2	0.9	
	0620	1	0620	2.7	−0.0	×	+0.2	0.8	
			0758	2.4	−0.1	−0.0	+0.2	1.1	
			2322	2.7	−0.0	−0.0	+0.1	0.7	
5.29	1352	1	1352	2.3	−0.1	+0.1	+0.6	3.6	
5.30			1418	3.0	−0.0	−0.0	+0.1	0.6	
	1437	2	1437	3.1	−0.4	−0.1	+0.8	7.4	
	1945	2	1945	2.4	−0.3	−0.0	+0.6	4.8	
	1945	2	1945	2.4	−0.2	−0.0	+0.4	3.5	

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
	2339	1	2339	×	−0.1	−0.1	+0.2	0.6											
	2041	3	2041	×	×	×	×	フリキリ	0	2042	7.6	×	×	+ 1	65(0.8S)	0	4.3	1.2×10^{18}	
	2045	1	2045	2.3	−0.2	+0.1	+0.3	1.7											
	2045	1	2045	×	×	×	×	1.0											
	2047	1	2047	2.4	−0.2	−0.0	+0.4	3.9											
	2055	1	2055	2.4	−0.2	−0.0	+0.5	5.1											
	2056	1	2056	2.3	+0.1	+0.0	−0.2	5.6											
	2058	1	2058	×	×	×	×	0.5											
	2108	1	2108	2.3	−0.1	−0.1	+0.2	2.4											
	2125	1	2125	×	−0.1	−0.0	+0.1	1.1											
	2138	1	2138	×	−0.2	−0.0	+0.4	1.1											
	2144	1	2144	×	×	×	×	0.3											
	2156	1	2156	×	−0.0	−0.0	+0.1	0.9											
	2258	3	2258	3.0	−1.1	−0.2	+2.0	10.6	0	2258	×	×	×	×	5(0.6S)	0	3.1	2.6×10^{16}	
	2300	1	2300	×	×	×	×	0.6											
	2305	1	2305	×	×	×	×	0.1											
5.31	0006	2	0006	×	−0.1	×	+0.1	2.2											
			0855	2.5	−0.0	+0.1	+0.1	0.8											
			0929	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.5											
	1157	1	1157	×	×	×	×	0.8											
	1251	1	1251	2.4	−0.1	+0.0	+0.2	2.8											
	1511	1	1511	×	×	×	×	1.1											
	1620	1	1620	2.3	−0.1	+0.0	+0.2	2.8											
	1636	1	1636	×	×	×	×	0.9											
	2106	1	2106	×	×	×	×	0.1											
6. 1	0635	1	0635	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	0.5											
	1238	1	1238	2.5	+0.0	−0.0	−0.1	2.6											
	1435	1	1435	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	0.8											
			1842	2.4	+0.0	−0.0	−0.1	0.3											
	2027	1	2027	×	×	×	×	0.2											
6. 2			0904	3.3	−0.0	−0.0	+0.1	0.7											
			1200	0.4	−0.1	+0.0	−0.1	1.2											
6. 3																			
6. 4																			
6. 5			0925	2.2	×	×	−0.1	0.6											
	2036	2	2036	2.1	−0.6	−0.2	+1.2	14.3											
	2037	1	2037	×	×	×	+0.1	1.4											

	2108	1	2108	3.0	−0.1	+0.0	+0.2	6.4									
6. 6			0211	1.9	−0.8	−0.2	+1.6	15.4									
			0518	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	0.8									
	0518	1	0518	2.8	−0.2	−0.0	+0.5	3.3									
	0523		0523	2.4	−0.2	−0.1	+0.5	6.4									
	0544	1	0544	×	×	×	×	0.1									
			1605	2.2	−0.0	+0.0	+0.0	2.3									
	0610	1	0610	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	4.8									
	1933	3	1933	2.5	−0.2	+0.1	+1.0	フリキリ	1	1933	8.0	×	×	+1	8(1.0^{8})	0	3.3	5.2×10^{16}
	1956	1	1956	2.4	−0.1	+0.0	+0.2	5.3									
	2017	1	2017	×	×	×	×	0.4									
	2031	1	2031	3.0	−0.2	+0.1	+0.8	2.3									
	2127	1	2127	×	−0.1	−0.0	+0.2	1.3									
	2250	3	2250	2.5	−0.2	+0.0	+0.3	12.2									
	2252	1	2252	×	×	×	×	0.4									
	2252	1	2252	×	×	×	×	0.2									
6. 7	0110	1	0110	×	×	×	×	0.1									
			0159	2.5	−0.0	−0.0	+0.2	2.1									
			0438	2.5	−0.1	+0.0	+0.3	0.8									
			0851	2.6	−0.1	+0.0	+0.4	4.9									
			0920	2.6	−0.0	+0.0	+0.0	0.7									
			1100	2.4	−0.0	+0.0	+0.2	0.6									
	1252	2	1252	2.3	−0.1	+0.0	+0.2	3.2									
	1356	1	1356	2.5	−0.0	−0.0	+0.0	0.7									
			1601	2.4	−0.0	+0.0	+0.2	0.3									
6. 8	1345	1	1345	3.1	−0.1	+0.0	+0.4	3.0									
			1504	2.6	−0.0	−0.0	+0.1	0.4									
	1753	1	1753	2.6	−0.1	+0.2	+0.6	1.7									
			1837	3.1	−0.0	−0.1	+0.1	1.1									
	2204	1	2204	2.7	−0.2	+0.2	+0.8	3.6									
6. 9			0558	2.5	×	×	×	2.1									
6.11	0251	1	0251	2.6	−1.1	+0.4	+3.8	14.0									
			0349	2.7	−0.1	+0.0	+0.3	0.6									
	0713	1	0713	2.7	−0.1	+0.0	+0.3	1.7									
6.12	0034	1	0034	×	×	×	×	0.2									
	0742	1	0742	2.8	−0.1	+0.0	+0.2	0.6									
	1945	1	1946	2.6	−0.7	−0.1	+1.5	7.5									
6.13			0043	2.4	×	×	+0.2	2.0									
			0046	2.3	−0.1	+0.0	+0.1	0.6									

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
			0515	2.8	−0.0	+0.0	+0.0	1.5											
	2137	1	2137	2.8	−0.0	+0.0	+0.1	2.6											
6.14			0300	2.3	−0.1	−0.0	−0.1	7.3											
	0943	1	0943	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	1.1											
	1041	1	1041	2.4	−0.0	×	+0.2	2.2											
	1120	1	1117	2.3	−0.0	+0.0	+0.0	0.6											
	1953	1	1953	2.3	+0.0	−0.0	−0.1	3.0											
6.15	1208	1	1208	×	×	×	×	1.5											
	2108	1	2108	×	×	×	×	0.3											
6.16	2359	3	2358	2.6	−0.2	+0.1	+0.8	12.6	1										
6.17			0021	3.0	×	×	+0.1	0.6											
			0851	2.0	−0.1	+0.1	+0.4	3.6											
			1204	2.0	−0.0	+0.0	+0.3	4.0											
			1501	2.0	×	×	+0.1	0.6											
	1512	1	1512	2.0	−0.7	+0.7	+3.0	14.0	1										
	1513	1	1513	2.0	−0.3	+0.2	+1.0	7.6											
			1518	2.0	−0.0	×	+0.1	0.7											
			1611	2.0	×	×	+0.1	0.8											
			1616	2.0	×	×	+0.2	1.8											
			1624	1.9	×	×	+0.1	0.8											
			1746	2.5	×	+0.0	+0.1	3.4											
	1747	1	1747	2.5	×	+0.0	+0.4	4.6											
			1937	2.0	−0.1	+0.0	+0.4	4.6											
	2359	1	2359	2.0	+0.2	+1.2	+4.2	17.4	1										
6.18			1058	2.0	−0.1	+0.1	+0.3	3.4											
	1329	2	1329	2.9	−0.1	+0.0	+0.2	3.4											
	1858	1	1858	×	−0.4	×	+0.7	2.8											
	1901	2	1901	×	−0.8	×	+1.8	15.0	2	1901	8.0	×	×	+3	26(0.8^{s})	0	3.7	2.1×10^{17}	
	1905	2	1905	2.6	−0.5	+0.1	+0.8	8.9	1										
6.19	0045	2	0045	2.0	−0.0	+0.0	+0.2	1.6											
	0231	2	0231	×	×	×	×	0.1											
			0435	2.6	−0.0	+0.0	+0.0	0.6											
			0445	2.6	−0.1	+0.0	+0.3	3.8											
			0630	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.5											
	0743	1	0743	×	×	×	×	0.1											
	2152	1	2152	×	−0.0	+0.0	+0.2	0.6											

6.20	0725	2	0725	2.9	−0.4	+0.3	+2.0	5.7	1
6.21	2130	1	2130	×	−0.1	+0.0	+0.2	1.8	
6.22			0544	2.5	−0.1	+0.1	+0.4	1.6	
			1409	2.6	−0.0	−0.0	+0.0	0.4	
6.23	0009	1	0009	2.5	×	×	×	0.4	
			1211	2.5	−0.0	−0.0	+0.1	1.7	
6.24			0342	2.5	−0.0	−0.0	+0.0	0.3	
6.25			0218	2.6	−0.0	−0.0	+0.1	3.3	
	0907	1	0907	×	×	×	×	0.3	
6.26									
6.27			0050	2.0	−0.0	+0.0	+0.1	0.3	
6.28	1940	1	1940	×	×	×	×	0.1	
			2334	2.0	−0.1	+0.1	−0.5	3.5	
6.29			1820	2.5	−1.1	+1.1	+3.8	フリキリ	
	1824	2	1824	×	×	×	×	0.1	
6.30			0313	2.2	−0.1	+0.0	+0.4	4.9	
			2227	2.1	−0.0	+0.0	+0.2	2.9	
7. 1			0251	2.3	−0.2	+0.0	+0.4	10.2	
	0254	2	0254	2.8	×	×	×	5.4	
	0257	1	0257	2.5	−0.1	+0.0	+0.3	8.1	
	0309	1	0309	2.5	−0.0	+0.0	+0.3	6.7	
			0325	2.5	×	×	+0.4	11.0	
	0330	2	0330	2.5	−0.3	+0.1	+0.1	13.2	
			0403	2.4	+0.0	+0.0	+0.1	4.9	
			0408	2.6	−0.0	×	+0.1	0.8	
			0412	2.6	−0.1	+0.1	+0.1	3.3	
			0413	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	5.7	
			0550	2.6	−0.1	+0.0	+0.3	1.5	
	0923	1	0923	2.4	×	×	+0.0	0.5	
			1838	2.7	×	×	+0.1	0.5	
7. 2									
7. 3			0634	2.7	−0.0	−0.0	+0.2	1.7	
7. 4			0249	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.8	
			2103	2.2	−0.0	+0.0	+0.3	2.7	

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
7. 5			0338	2.3	×	×	+0.2	0.7											
			1144	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.5											
	1248	1	1248	×	−3.4	+0.8	+5.1	フリキリ	1	1248	7.2	×	×	×	25(0.6^{s})	0	3.8	3.0×10^{17}	
			1249	×	×	×	×	フリキリ	2	1249	×	×	×	×	31(0.8^{s})	0	3.9	4.2×10^{17}	
	1250	3	1250	×	×	×	×	フリキリ	2	1250	7.8	×	×	+5	50(0.6^{s})	0	4.1	8.3×10^{17}	
	1251	1	1251	×	×	×	×	フリキリ	1										
			1256	2.1	−0.6	−0.2	+1.4	7.8	1										
	1302	1	1302	×	×	×	×	0.6											
	1308	1	1308	×	−0.1	−0.1	+0.3	1.2											
	1311	1	1311	×	−0.1	+0.0	+0.3	2.5											
	1328	1	1328	2.5	−0.6	−0.1	+1.2	10.0											
	1510	1	1510	2.3	−1.0	+0.0	+2.0	8.3	0	1510	×	×	×	×	5(0.6^{s})	0	3.1	2.6×10^{16}	
			1614	2.2	−0.2	+0.1	+0.3	1.5											
			1806	1.9	−0.3	+0.0	+0.6	3.0											
	1809	1	1809	1.9	−1.1	−0.1	+1.9	9.2	0	1809	×	×	×	×	7(0.6^{s})	0	3.3	5.2×10^{16}	
	1815	1	1815	×	×	×	×	0.4											
	1820	2	1820	2.1	−0.2	×	+0.4	9.0											
	1822	1	1822	2.4	−0.1	×	+0.2	2.4											
	1844	1	1844	2.4	−0.1	−0.0	+0.3	2.7											
7. 6	0127	1	0127	×	−0.0	+0.0	+0.1	0.5											
	1010	1	1010	2.4	−0.0	−0.0	+0.2	1.2											
			1124	2.3	−0.0	×	+0.0	0.6											
	1240	1	1240	2.4	−0.1	+0.1	+0.2	1.4											
7. 7			0319	2.6	×	×	+0.0	0.2											
			1454	2.6	×	×	+0.1	0.4											
			1741	2.6	−0.0	+0.0	+0.3	3.4											
7. 8	1137	1	1137	2.2	−2.6	+0.4	+4.8	フリキリ											
			1847	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	0.9											
			1939	2.0	−0.0	+0.0	+0.1	1.1											
	2244	1	2244	×	×	×	×	0.3											
7. 9	1714	1	1714	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	1.7											
			1944	1.9	×	×	+0.1	0.6											
			2212	1.9	×	×	+0.1	0.4											
7.10			0213	2.0	−0.0	−0.0	+0.1	0.4											
			0216	2.0	−0.0	×	+0.1	0.5											
			0224	2.0	−0.0	×	+0.1	0.5											
			0903	2.6	−0.1	+0.1	+0.2	1.7											

7.12			0207	2.9	−0.0	×	+0.1	1.4									
			0709	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.4									
7.13	2130	1	2130	×	×	×	×	1.6									
7.14	0247	1	0247	2.3	−0.2	+0.1	+0.5	5.4									
			1246	2.8	×	×	+0.0	0.4									
7.15			0740	2.4	−0.1	×	−0.1	0.9									
7.16			0056	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	1.0									
7.17			0454	2.2	×	×	+0.0	0.5									
	1414	1	1413	2.0	−0.8	−0.1	+1.5	13.9	1	1413	×	×	×	×	5(0.8^{s})	0	3.1	2.6×10^{16}
			1629	2.6	−0.1	−0.0	+0.3	0.9									
			1632	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.4									
			1633	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	1.0									
7.18	1032	1	1032	2.5	×	×	+0.3	3.0									
	1147	1	1147	2.5	−0.4	−0.1	+0.1	9.5									
			1730	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.6									
7.19			0631	2.1	−0.0	−0.0	+0.1	1.8									
	1327	1	1327	2.3	−0.2	+0.1	+1.1	2.3									
	2101	1	2101	×	−0.0	−0.0	+0.1	0.5									
7.20			1811	1.8	−0.0	−0.0	+0.1	2.6									
7.21	1654	1	1654	2.6	−0.3	+0.0	+0.9	6.0									
	1710	1	1710	×	×	×	×	0.6									
	1711	1	1711	×	×	×	×	0.4									
			2312	2.5	−0.0	+0.0	+0.2	1.2									
7.22	0008	1	0008	×	×	×	×	0.3									
	0010	1	0010	×	×	×	×	1.1									
	0145	1	0145	×	×	×	×	0.5									
			0312	2.8	−0.1	+0.1	+0.5	4.6									
			0841	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	1.3									
7.23			0135	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	1.0									
			0249	2.2	−0.1	−0.0	+0.1	5.3									
			0453	2.2	−0.0	−0.0	+0.1	0.8									
			0551	2.5	−0.0	+0.0	+0.0	0.3									
7.24	0015	1	0015	2.2	−0.0	+0.0	+0.1	0.5									
			2023	2.0	−0.0	+0.0	+0.0	0.5									
7.25	0013	1	0013	×	−0.2	−0.1	+0.4	2.3									

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
7.25			0717	1.4	+0.0	−0.2	+0.1	2.0											
7.26			1532	3.4	−0.1	+0.0	+0.3	3.8											
7.27			1934	2.4	×	−0.0	+0.0	3.4											
	1940	1	1939	2.6	−0.0	+0.0	+0.3	6.2											
7.28			0025	2.6	−0.0	−0.0	+0.1	0.6											
	0439	1	0439	×	×	×	×	0.9											
			0515	2.2	×	×	+0.1	1.2											
7.29			1122	3.4	−0.1	+0.1	+0.3	3.3											
			1504	0.5	+0.8	+0.0	−1.8	15.6											
	2029	1	2029	3.1	−0.1	+0.0	+0.4	4.1											
7.30			0426	2.6	×	×	+0.1	0.9											
	1141	3	1141	2.2	−0.3	−0.2	+0.4	フリキリ	0	1141	8.0	×	×	+3	10(0.8s)	0	3.4	8.0×10^{16}	
	1152	1	1152	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	13.1											
	1304	1	1304	×	×	×	×	0.5											
	1304	1	1304	×	×	×	×	0.8											
			1310	2.3	−0.1	+0.1	+0.2	4.6											
			2307	2.3	−0.1	+0.0	+0.2	4.2											
	2309	2	2309	×	×	×	×	0.1											
7.31			0151	2.7	−0.0	+0.0	+0.0	0.6											
	1330	1	1330	2.7	−0.1	+0.0	+0.5	2.9											
8. 1			1010	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	0.6											
	1340	1	1340	×	×	×	×	0.1											
	1341	1	1341	×	×	×	×	0.1											
			1506	2.5	−0.1	−0.1	+0.2	1.0											
			2316	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	1.3											
8. 2			1612	3.0	−0.0	−0.1	+0.2	1.2											
8. 3			1205	2.5	−0.0	−0.0	×	0.5											
	1334	1	1334	×	−0.0	−0.0	×	0.7											
8. 4			1047	2.6	−0.0	+0.0	+0.3	0.6											
8. 5			0001	3.4	−0.0	−0.0	+0.1	0.8											
			1018	1.9	×	−0.0	+0.1	1.5											
	2304	1	2304	×	×	×	×	1.6											

	2309	1	2309	2.3	−0.1	+0.1	+0.2	2.6										
8. 6			1529	3.0	−0.1	+0.1	+0.3	2.3										
8. 7																		
8. 8			0426	3.0	−0.0	−0.0	+0.0	0.8										
			1416	2.9	−0.0	+0.0	+0.3	1.6										
8. 9																		
8.10			0613	2.6	×	×	+0.0	0.6										
8.11			0359	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	1.0										
	0637	1	0637	×	×	×	×	0.2										
			0816	2.1	×	×	+0.1	2.7										
8.13			1423	2.9	−0.0	−0.0	+0.1	0.7										
	2022	4	2022	×	−0.0	+0.0	+0.2	フリキリ	1	2023	8.9	×	×	+4	43(0.8s)	0	4.1	8.3×10^{17}
	2024	1	2024	3.0	−0.2	+0.1	+0.6	7.0										
	2027	1	2027	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	0.5										
	2114	3	2114	2.9	−0.9	+0.7	+3.1	12.6										
			2350	2.9	−0.0	+0.0	+0.0	0.9										
			2353	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	1.1										
			2354	2.4	−0.0	+0.0	+0.0	0.4										
			2357	2.6	−0.0	+0.0	−0.1	0.6										
8.14	1607	1	1607	×	×	×	×	0.3										
8.15	0040	1	0040	3.0	−0.0	+0.0	+0.2	1.2										
			0816	0.5	−0.0	−0.0	+0.1	3.4										
8.16			0036	2.5	−0.1	+0.1	×	2.0										
			0253	2.8	+0.0	−0.0	×	1.2										
	2211	1	2211	×	×	×	×	1.1										
8.17			0036	2.2	−0.1	+0.2	×	2.9										
			0253	2.4	−0.0	−0.0	×	2.7										
8.18			0530	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	0.9										
			0540	2.7	−0.0	−0.0	+0.0	0.4										
8.19			0539	2.8	−0.0	−0.0	+0.0	1.0										
			2326	3.2	−0.0	+0.0	+0.0	0.3										
	2336	1	2336	2.9	−0.0	−0.0	+0.2	0.9										

飯野警察署			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
京町派出所					初動							初動							
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	N	E	U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	N	E	U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
8.20			1722	3.1	−0.0	×	+0.1	0.7											
	2237	1	2238	3.1	−0.0	+0.0	+0.0	0.5											
8.21	0301	1	0301	2.3	×	−0.0	+0.1	2.3											
8.22																			
8.23			0417	3.1	−0.0	+0.0	+0.1	0.7											
	1921	1	1921	2.1	−0.0	+0.0	+0.1	0.8											
	1940	1	1940	2.5	−0.0	+0.0	+0.5	4.3											
	2043	1	2043	2.9	−0.3	−0.0	+0.7	5.2											
8.24			0608	2.9	−0.0	−0.0	+0.0	0.4											
			1519	3.1	−0.0	+0.0	+0.2	2.6											
	2242	1	2242	3.0	−0.1	+0.1	+0.3	1.6											
8.25	0051	1	0051	×	×	×	×	0.2											
8.26			0941	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	2.0											
8.27																			
8.28			1304	2.2	−0.1	+0.1	+0.2	1.1											
8.29			0124	2.8	−0.0	×	+0.1	0.8											
	1512	1	1512	2.2	+0.0	+0.0	−0.1	3.4											
8.30	0033	1	0033	×	×	×	×	0.3											
	0227	1	0227	×	×	×	×	0.3											
			0501	2.2	−0.0	−0.0	+0.0	4.2											
	0605	1	0605	×	×	×	×	2.2											
	0718	1	0718	×	×	×	×	0.5											
8.31			1454	2.8	−0.0	+0.0	+0.1	0.7											
			1910	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	1.1											
			2339	2.8	−0.0	−0.0	+0.1	0.5											
9. 1			1215	2.7	−0.0	−0.0	+0.1	0.7											
9. 2	0534	1	0535	2.9	−0.1	+0.1	+0.2	3.5											
			1346	2.4	−0.0	−0.0	+0.1	0.8											
	1500	1	1456	2.2	−0.4	+0.2	+1.0	8.2											

9. 3								
9. 4								
9. 5								
9. 6								
9. 7	1638	1	1636	2.4	−0.1	−0.1	+0.4	3.9
9. 8								
9. 9								
9.10								
9.11			2035	2.3	−0.0	×	+0.0	1.3
9.12								
9.13	2010	1	2010	2.9	−0.0	+0.0	+0.3	1.9
9.14								
9.15								
9.16			1454	3.1	−0.1	+0.0	+0.2	0.9
9.17			1925	0.8	−0.1	+0.1	+0.4	2.9
9.18								
9.19								
9.20								
9.21			1929	2.2	+0.0	+0.0	−0.0	0.7
9.22								
9.23								
9.24								
9.25			0823	2.7	×	×	+0.1	0.6
9.26								

飯野警察署 京町派出所			鹿児島地方気象台霧島火山観測所							宮崎地方気象台									
月日	発震時分	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾μ	震度	発震時分	P～S	初動 N	初動 E	初動 U	最大振巾	震度	マグニチュード	エネルギー	備考
9.27	1337	1	1337	2.7	−0.0	+0.0	+0.2	1.5											
9.28			0023	2.5	−0.1	+0.0	+0.1	1.9											
			0051	2.8	−0.0	+0.0	+0.0	1.1											
			1327	2.8	−0.0	+0.0	+0.1	1.1											
			1642	2.6	×	×	+0.1	0.7											
9.29																			
9.30			0040	3.1	−0.0	+0.0	+0.0	0.3											
			1331	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.4											
10. 1			0916	2.5	−0.0	+0.0	+0.1	0.7											
			0930	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.6											
			1020	2.4	−0.0	+0.0	+0.0	0.3											
10. 2			1719	2.6	−0.0	×	−0.0	0.3											
10. 3			0736	2.5	−0.1	−0.0	+0.2	3.7											
10. 4			0145	0.8	×	×	+0.0	0.4											
			1932	2.6	×	×	+0.1	0.4											
			1934	2.6	−0.0	+0.0	+0.1	0.8											
10. 5			0857	2.5	−0.1	+0.0	+0.2	0.6											
10. 6	0524	1	0521	2.6	+0.2	+0.1	+0.4	3.4											
			0918	2.7	+0.4	−0.0	+0.5	4.3											
	0929	1																	
	1821	1																	
10. 7																			
10. 8																			
10. 9																			
10.10			0625	2.5	−0.1	+0.1	+0.3	1.7											
10.11	1838	1	0836	×	×	×	×	0.5											
	1855	1	1857	×	×	×	×	0.3											
	2320	1	2320	2.3	−0.1	−0.2	+0.3	2.0											

10.12	0712	1	0711	2.9	−0.0	−0.0	+0.0	0.9
10.13								
10.14			0752	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	0.9
	2031	1	2031	2.8	−0.0	+0.0	+0.1	2.8
10.15			0045	2.4	−0.0	+0.0	+0.1	1.4
	0750	1						
10.16	2005	1	1420	2.8	−0.0	×	+0.2	0.8
10.17			1602	1.1	+0.1	−0.1	−0.2	1.6
			1715	2.3	−0.0	+0.0	+0.1	0.3
10.18	2214	1	2214	×	×	×	×	0.6
10.19	2045	2	2044	2.5	−0.1	+0.0	+0.4	3.4
10.20								
10.21			1736	2.5	×	×	+0.0	1.2
10.22			1001	2.7	×	×	+0.0	0.7
10.23								
10.24			0140	2.5	−0.0	+0.0	+0.0	1.1
10.25			1239	2.7	−0.0	+0.0	+0.1	1.2
10.26			0218	2.6	−0.0	+0.0	+0.0	0.8
	2218	1	2219	×	×	×	×	0.6
10.27			0405	2.5	−0.0	+0.0	+0.3	1.0
10.28			1123	3.1	−0.1	+0.0	+0.3	2.2
10.29								
10.30								
10.31								

6. 大地震のときの心得

日本の国は，地震の多い国であり，この国土に生きている以上，誰れでもまたどこでも不意に地震に見舞われるかも知れないことを覚悟しなければならない。

以下は，大地震にさいして，各個人がどのように対処したらよいかを示したものである。

1. 大地震のときは，まず丈夫な家具などに身を寄せよ。

大地震が起こったら，まず，丈夫な家具などに身を寄せて，その後の進退を考えることが肝要である。前後の考えなしに，あわてて逃げてはいけない。

木造家屋の二階にいたら，一階よりも危険は少いから無理に降りることはない。また階下にいる時でも，すぐに安全な空地などに難をさけることができる時は別として，あわてて戸外にとび出すことは，かえって危険な場合が多い。むしろ，じょうぶな家具などのそばに身を寄せたり，机やベッドの下にもぐるのが良い家の中では柱の多いところが比較的安全である。家が倒れたときは，天井や梁の下敷きになるのを防ぎ，有効なささえにもなり，安全に身を守ってくれる。

ただし，その家具を転倒したり，移動したりしてかえって危険を招くことがあるから，そのようなものに対しては，平常から固定しておくことが肝要である。

耐震的に建ててある建物〔鉄筋，鉄骨ビルディングや，すじかい（筋違），ほうずえ（方杖），ひうち（火打）を十分に使った木造家屋など〕は大地震でもつぶれることはない。

このような建物に居あわせたときには，あわてて逃げ出す必要はなく，落ちついて行動すべきである。しかし壁が落ちたり，電灯がこわれたり，窓ガラスが割れたり，家具が横にすべったりすることがあるから注意が肝要である。

木造の映画館や劇場のような大広間のある建物には地震に対して弱いものがあり，大事故を起こすから注意を要する。

防火上で注意されているような危険な建物や，老朽または構造上から注意を受けている建物などは気をつけねばならない。

2. あわてて戸外にとび出すな。

屋根瓦や，装飾タイル，窓ガラスの破片など，頭上への落下物が多いので，あわてて外に出ることは危険である。逃げる場合にはフトンなどを頭にかぶって出ると良い。

ハダシであわててとび出すことはきわめて危険である。

普通，大きな建築物には，非常口が設備されているが，大地震のときなどに，手前勝手に人々が逃げ出すことがあれば，群集のもみ合いで大事をひきおこす危険がある。

3. 狭い路地，塀のわき，崖ふちをさけよ。

家が倒れてきたり，瓦などの落ちる心配のない戸外に出ても塀が倒れてケガをしたり，一命を落したりすることがあるから，狭い路地や塀のわきに近寄ってはならない。ブロック塀はことに危険である。

崖や川べりには，そのふちに平行した地割れが起こったり，地すべりが起こるのでさけるのがよい。平地にできる地割れはさほど心配することはないが地割れから水や砂をふいている所は危険である。

鉄道や道路など人工的に土盛りをして十分固っていない所へ荷物を運んだり，避難するのは危険が多い。

4. なによりも，まず火の始末。

大地震のときに起こった火事は，消火が非常に困難である。大地震があると第一に火元が多く，これに加えて動力は止まり，水道管は切れて水が出なくなり，消防用水も得られなくなり，けっきょく大火事になる。

地震と感じたらなにをおいても，火の始末をしなければいけない。

とくに最近は石油ストーブ，石油コンロを使う家庭が多くなったが，石油ストーブなどは倒れやすいから倒れないように工夫するとともに，地震のときには，すぐ火を消せるように考えておかなければならない。

たとえ，1～2分であっても，ストーブを無人の部屋におきっぱなしにすることのないよう，小まめに火を止める習慣をつけることが肝心である。

とくに学校，研究所，薬局，油類の取扱所など，発火性の薬品や油類のある所では，ふだんからその取り扱いに気をつけて消火の用意や，消火の訓練をしておかなくてはならない。燃料用石油カンなどの始末も，たとえ少量であっても日頃から考えておくのがよい。原油やガソリンなどの貯蔵所などの防火対策の重要性は今更いうまでもない。

5. 1分過ぎたらまず安心。

大地震のときは，普通はげしい上下動から始まり，家を破かいしたりするような主な震動が継続する時間

は大体1分前後である。したがって，1分過ぎたら地震の直接の危険は過ぎたと考えてよい。

なるべく早く落ちつきをとりもどして，火元に注意したり，家族の安全を図るとともに，身辺のことを片付けるなど，すみやかに適切な活動を開始するよう心がけるべきである。

6. 人命救助には消火が第一。

倒れた家の下敷きになっている人を救い出すにも，火事が出ては手のほどこしようもない。大地震にさいしては，火を出さないようにすること。また，火が出たらそれをすぐに消しとめることが，人命を救うためにも最も大切なことである。

大きな荷物を持って避難することは危険である。関東大地震のさい，各所に起こった大きな惨事は，荷物に火が燃え移って生じたものが多い。持ち歩いて捨てた荷物のために，火事で焼けた橋も多かった。

避難に際しては，当局の指示があった場合にはよくこれに従うことが大切である。

7. 山地では山くずれ，傾斜地では崖くずれに注意。

大地震のとき，山地では雷鳴のような音とともに山崩れを起こし，ことに谷にそっては上流から土砂が流れ下り，その通路に当るものすべて洗い去ることがある。

関東大地震の時，東海道線の根府川駅附近での山津波は5分間で約6 *km*の距離を土砂が流下した。谷に住む人は，ふだんの山くずれに注意し，いざという時には両岸の斜面に逃げるのがよい。

過去に地すべり，崖くずれのあった所は，くり返して同じことが起こると考えねばならない。

最近は人工的に傾斜地をきりくずして造られた土地や，急な斜面に造られた石崖などが多いが，これらに対しては十分に注意が肝要である。

8. 海岸では津波，低地では浸水に注意。

津波は大地震発生後10～30分で海岸におし寄せることが多い。

現在では津波警報組織が確立されており，津波の襲来する危険のある海岸には，おそくとも30分以内に津波警報が伝えられ，ラジオ等で詳しい内容が放送される。

津波警報が発令されたらすみやかに高い所に避難をするとともに警報が解除されるまでは，決して危険地区に近寄ってはいけない。

しかし，震源がその海岸に近い場合には，早ければ地震後5分くらいで，津波が来襲することもあり得る。過去にこのような体験をした海岸地方では，警報が出ていなくても，大地震があったら直ちに海面の変化に注意し，異常が認められたらすぐに避難をするのがよい。海岸に近い河川沿いの土地でも津波に対する注意を怠ってはならない。

一般に低地では，海岸でなくとも河川堤防が破かいされたり，地震，地すべりのために川がせきとめられて浸水することがある。

地震の時に，浸水した場合は，水がなかなかひかないからとくに注意が肝心である。

9. 確実な情報に従い，余震をおそれるな。

大地震のあと混乱に乗じ，余震や，津波の来襲や，その他，人々を不安にするようなデマが飛ぶことがある。その際をねらわれないように各人が十分に注意すべきである。

現在はラジオなどを通じて，責任ある情報や指示がなされるはずであるから，携帯ラジオ等によってそれらの情報を受け，これに従って行動をすることが必要である。

地震，津波，余震などの自然現象の推移については，気象庁，気象台，測候所から情報が発表される。また大きな災害の発生時には災害基本法に基いてつくられる災害対策本部などから適切な情報ならびに必要に応じて指示事項が伝えられることになっている。

しかし大地震災害は個々によって状況がちがうものであるから，ふだんから，その地方に起こり得る大地震やその土地として起こりうべき震害について専門家の意見を聞き，地震についての正しい知識をもっていることが必要である。

大地震のあとでは，余震が続くことが多いが，本震よりは規模が小さいのが原則でありやたらに恐れることはない。余震は日がたつにつれて少なくなり，その規模も小さくなる。

10. 秩序をまもり，衛生に注意・われがちの行動は混乱のもと。

大地震のときは，上下水道が破かいされたり，電気，ガスが止まったり，交通，通信の障害が起こったり，低地では浸水したり，いろいろな事態が一時に生ずる。またこのような状況下では衛生状態も悪く伝染病があり，種々の混乱，不便が起こるおそれがある。

これらに対しては各人が理性ある行動をとらなければならない。

現在では非常災害時には組織的に医療救護活動が実施され，給水車，医療班などが現地に作られるから，ラジオの情報によってこれらの施設を利用することが望まれる。

災害時には，とかくわれがちの行動をとりやすいが，これは混乱を起こすもとである。ことに避難などのための交通の混乱を起こし，災害を大きくするようなことは避けねばならない。

大地震は不幸な事態ではあるが，各人が秩序をまもり，力を合わせてその不幸を最小にとどめることが，復興に進む第一歩である。

11. 不意の地震に，日頃の用意が大切。

(1) 携帯ラジオ，懐中電灯，ローソク類の用意

(2) 飲み水，消火用水の用意

(3) 家具類の固定，発火危険物の始末

(4) 非常時の避難方法は日頃より

携帯ラジオ，懐中電灯，ローソク，マッチはいつもきまった場所に非常袋にまとめておき，とっさの場合にすぐ持ち出せるようにしておくことが大切である。

ここに述べたのは大地震に対する日頃の用意として最小限のものである。飲料水，消火用水のほかに多少の非常食糧の備えや，貴重品の保管についても万一の場合のことを考えておくのがよい。

倒れやすい，または，ずりやすい重い大きな家具は固定しておくのがよい。また，たとえ少量でも燃料，危険物などの保管については平常から注意すべきであり，非常の時の避難方法，逃げ道，逃げ場所などはよく研究しておくことが必要である。

以上の心得は，知識として，覚えているだけでは非常の際に役立つものではない。

平素から体で覚えるよう心掛けねばならない。

むすび

私どもは大地震には全く未経験であったから，今回のえびの地震における応急対策等の初動体制は手さぐり状態に等しかった。

なすべきことが余りにも多く，県の全機能をあげてこれに対処したが，各機構間の調整とそれによる総合力の発揮，つまりは人の和がこれほど必要な時はなかった。

今回の災害についても，県の自力で精一杯の対策をとるべきはもちろんであるが，弱体な地方自治体としては財政的にも国に依存する度合が高く，国の力を借りてできるだけの手を打ってきた。そのため県選出国会議員や政府関係機関の方々には随分無理なお願いをしたが，私どもの苦衷を察して局地激甚災害指定基準の制定をはじめ，限界一杯の措置をとっていただき感激にたえない。ここに厚くお礼を申しあげる次第である。

しかし被害がひじょうに大きく，これに対する行政需要も膨大なものであっただけに，一方では行政サービスの限界までうんぬんされ，判断のむずかしさも生じた。

また，今回の地震は，震度6を含む5回もの烈強震と間断なく続く中弱震のため，建物被害が最も大きく，真幸地区では軒なみに全半壊となったが，それらはほとんどが個人災害であり，現在の制度では一般公共施設のように国の助成の対象とはならず，特別融資によるほか抜本的対策がなく残念でならなかった。

今回，地震によって得たさまざまな貴重な体験を記録として残すことにしたが，これを編集するにあたっては，事実に忠実であることを主眼とし，関係者の大変なご協力をいただきようやく集大成することができた。

ここに各位に対し厚くお礼申しあげる次第である。

昭和44年4月

宮崎県総務部長　宮　元　義　雄

えびの地震の記録

昭和44年9月30日　発行

編　集　宮崎県総務部消防防災課

発　行　宮　崎　県

印　刷　宮崎印刷株式会社
宮崎市橘通東1丁目13の20